

第五編 近代

第一章 七戸藩の創設

第一節 南部政信家譜

天間林村を構成している諸村は、江戸時代前期には七戸城主七戸隼人の支配下にあり、七戸に代官所がおかれ
てからはその支配下におかれ、七戸とは密接なつながりを持っていた。

そのような関係から、七戸藩が創設されたとき、天間林諸村は当然七戸藩領に組みこまれた。

七戸藩の創設は七戸を中心とする地方にさまざまな波紋を投げかけたが、その最大のものは天間林諸村をもま
きこんだ明治三年の七戸通百姓一揆であった。

この意味でも七戸藩の創設については詳述しなければならないのであるが、肝心の七戸藩創設の時期について
は諸説があり一定していない。

以下、諸説を紹介し、私見を述べることにするが、説明の便宜上、まず、のちに七戸藩を創設する南部氏の歴
代名をかかげ、その略歴を『寛政重修諸家譜』ならびに『南部政信家譜』（盛岡中央公民館蔵）等によって示して
みよう。

重信しげのぶ—①政信まさのぶ—②信弥のぶみつ—③信伝のぶつぐ—④信喜のぶよし—⑤信鄰のぶちか—⑥信誓のぶのり—⑦信民のぶたみ—⑧信方のぶかた

政信 ^①	信弥 ^②	信 ^③
寛文 八 天和 二 元禄 七 宝永 三 享保 一七 延享 三	享保 九 〃 一七 元文 元 寛保 二 延享 四 寛延 三	寛延 三 宝曆 三
初政庸、主税、南部二九世重信の六男 正月六日盛岡にて生れる 十月二十六日初めて五代將軍綱吉に謁する 八月二十一日南部三〇世で兄に当る行信の所領のうち、和賀郡、二戸郡内において新田五千石をわかし賜わり、旗本となり、寄合に列す。 十二月十日采地を改めて、南部三世信恩の領知収納のうちから五千俵を賜わることとする。 閏五月十一日致任 正月八日死去、年七九才。	初定庸、五郎吉、主殿、主税、主殿、実は牧野河内守英成の五男、政信の養子となる。 十一月十七日初て八代將軍吉宗に謁する 閏五月十一日家督 九月十九日より火事場見廻をつとめる 三月朔日定火消となる 五月二日二の丸の火を防いだ功により時服三領、羅紗等を賜わる 九月二七日死去、年四一才 妻は七戸外記愛信の娘	初徳五郎、主税、実は南部三三三利視二男、信弥の終に臨んで養子となり、その娘（牧野河内守英成の娘）を妻とする 十二月二日遺跡をつぐ 六月五月初て九代將軍家重に謁する

信喜 ^④	信鄰 ^⑤	信譽 ^⑥	宝暦六
宝暦六 明和八 天明八 寛政八 〃 〃一二	安永五 寛政一二 文政二 〃二 〃四	文化三 文政五 〃 安政六 文久二	二月十五日死去。年二三才
初徳次郎、主税、肥前守、従五位下、母は信弥の養女 五月二日遺跡を継ぐ。特に四才、蔵米五千俵 三月二五月初て十代將軍家治に謁する 八月一七日小普請組の支配となる 九月二五日御小姓組の番頭にすすむ 十二月十日、將軍若君（家慶）に付屬させられて西城に勤仕し、十九日従五位下肥前守に叙任す 九月十五日死去、年四八才 妻は南部信起の娘	初徳太郎、主税、播磨守、従五位下、母は南部信起の娘 十一月朔日江戸にて出生 十二月四日家督 十二月八日南部三六世利敬より蔵米六千石を分与され、合計一万一千石の諸侯に列せられる 十二月二八日、従五位下に叙せられ、播磨守に任ぜられる 八月二五日死去、年四六才（十一月二十二日とも）妻は水野監物忠普の娘	初徳太郎、主税、丹波守、従五位下、母は近藤登之助壽用の娘 十一月四日出生 正月二一日家督 十二月十六日叙任 十二月二九日多年の勤勞を以て城主格となる 閏八月十一日死去、年五八才 妻は森佐渡守長国伯母、後離縁	

信民 ^⑦	文久 二	明治 元	二 四
初榎五郎又璋五郎、実は宗家の家臣南部左近信也の才四子で南部三八世利清の養子、南部家四〇世利剛の義弟、美作守、從五位下、母は宗家家臣横浜勇之助の娘	十月信譽の遺領を賜わる	十二月十六日從五位に叙せられ、美作守に任ぜられる	二月南部四〇世利剛に代り、上京、同月晦日竜顔を拝し、天盃を賜わり、京都内裏の守備を命ぜられる
十二月二十九日、再三願出て位記を返上する	十一月九日再び從五位に叙せられる	十二月宗家とともに朝敵となり、領地の内千石を没収され、隠居を命ぜられる	十一月九日再び從五位に叙せられる
雄鷹、実は南部四一世利恭の弟、安政五年五月十二日生れ、母は宗家家臣宮治兵衛の娘	正月十四日家督	五月二八日信民の所領を賜わる	六月二四日版籍を奉還、更に七戸藩知事に任ぜられる
七月十一日從五位に叙せられる	九月四日太政官達を以て、七戸、八戸、斗南、黒石、館県を弘前県に合併す	九月四日太政官達を以て、七戸、八戸、斗南、黒石、館県を弘前県に合併す	十一月旧制の青森県を廃し、十二月新制の青森県が誕生する

この略歴の中から、七戸藩創設の時期を考えるに当たつての重要事項を拾いあげると次のようになる。

一 七戸南部家の始祖は寛文四年（一六六四）末まで七戸城主であり、その後南部二九世となつた南部重信の六男政信である。

二 政信は元禄七年（一六九四）兄行信から和賀郡、二戸郡内で五千石の新田を与えられ、幕府の旗本となつたが、宝永三年（一七〇六）領地を宗家に返し、蔵米五千俵取りの身分となる。

三 政信の跡、信弥、信伝、信喜を経て、五代信鄰の代、文政二年（一八一九）末、利敬より蔵米六千石を加増され、一万一千石の諸侯に列せられる。

四 六代信譽の代、安政六年（一八五九）末、城主格となる。

五 七代信民、文久二年（一八六二）信譽の遺領を賜わる。

六 明治元年（一八六八）信民朝敵となり、領地のうち千石を没収の上、隠居を命ぜられる。

七 八代信方、明治二年正月家督、五月、七戸地方一万三百八十四石を受ける。

八 信方、明治二年六月版籍を奉還、改めて七戸藩知事となる。

第二節 七戸藩創設に関する諸説

さて、一応正史とされている以上のような記録があるのに対し、七戸藩創設については次のような諸説がある。先ず第一説から紹介しよう。

(一) 安政六年（一八五九）説

一 菊池悟郎著『南部史要』明治四十四年刊

文政二年十二月、公末家主税（筆者註、信郷）に禄六千石を加増して合計一万一千石となし、諸侯に列せしめんことを幕府に乞ひて許可せらる、二十八日、主税播磨守に任ず……………

安政六年十二月二十九日、末家南部丹波守信譽を城主格となさんことを幕府に請ひて許可せらる、依て北郡七戸の地を割てその領地とす。

二 田中喜多美編『岩手県郷土史年表』昭和四十七年刊

文政二年（末家南部主税の諸侯加列を出願許可され、七戸領六千石を加増一万一千石とする。主税播磨守となり江戸城柳の間詰となる。……安政六年十二月、南部信譽（麴町侯信郷の跡をつぐ）を城主格に推挙し、幕府の許可を得て北郡に七戸藩を創る。

三 秋田書店刊『藩史事典』昭和五十一年刊

七戸藩、外様、居城・青森県上北郡七戸町

元禄七年（一六九四）陸奥盛岡藩主南部行信の弟政信は兄から五千石を分知されて旗本となり、江戸麴町に屋敷を構えた。

文政二年（一八一九）、五代目の信鄰は本藩の利敬から七戸領六千石を加えられ、一挙に一万一千石を領して大名に列した。

その子信譽は安政六年（一八五九）城主格となって陸奥北郡に七戸藩を創出し以後、信民、信方と続いて廃藩置県に至った。

四 新人物往来社刊『藩史総覧』昭和五十二年刊

七戸藩（陸奥国—青森県）（盛岡新田藩）

歴代藩主 南部信鄰—信譽—信民—信方

江戸時代後期より、盛岡藩から蔵米二万一千俵を与えられて立藩した外様極小藩。

明治二年（一八六九）、七戸藩と改称するまでは、盛岡新田藩と称した。

文政二年（一八一九）、家禄五千俵（盛岡藩収納の内の蔵米）の寄合南部信鄰が、宗家南部利敬（盛岡藩主）よりの蔵米によって六千石を分与され、一万一千石高（蔵米一万一千俵、領知高に換算して一万一千石）の諸侯に列して立藩した。（筆者註、この時立藩したとしても、それは七戸藩ではない）

なお、分知は、のちに蔵米を土地に改められたようであり、その領知は七戸（上北郡七戸町）周辺と考えられる。

南部氏は信鄰のあと、信誓・信民（宗家利濟の五男）・信方（宗家利剛の三男）と藩主になり、安政五年（一八五八）（註、安政六年が正しい）信誓のときから城主格に列し、翌年陣屋地を北郡三本木村にて与えられ、陣屋を営築した。

明治元年、信民が奥羽列藩同盟に加わったため、一千石を減封され、一万石（内高〈実高〉一万三百八十五石）となった。

なお、南部氏は参勤交代を行わない定府大名である。

明治四年廃藩となり、七戸県・弘前県を経て、青森県に編入された。

五 岩手県立図書館蔵『七戸藩主南部氏略歴』

安政五年十二月（筆者註、安政六年の誤り）、利濟の子美濃守より信誓を以て城主格となさんことを陳せしに、累年の勤労上に聞えたりとて、十二月廿九日其請を許さる。

初政信の新田五千石を分たるるや、宗家封内陸奥郡（筆者註、郡は国の誤りか）和賀郡村崎野村及二戸郡浄法寺村の地を領せられしかども、此年凶荒に遭ひ、歳入給せず、地亦避隙にあるを以て、信濃守行信の子備後守信恩の世に当り、代ふるに稟米を以てせんことを請ひしかば、宝永三年より後は歳入を分つて其禄とせしに、城主格を許されし翌年二月朔日、幕府より陣屋地を宗家の封内より受くべき命ありければ、陣屋地を北郡三本木村に受け、後七戸の城主となし、かくて信誓文久二年閏八月十一日を以て

卒す。

……信民を養ふて子となし、嘉永二年五月六日信譽の嗣となせり。

(信民) 安政三年六月朔、始めて將軍家に謁し、父卒せし年(筆者註、文久二年)の十月、其遺領を賜る。

(信民) 明治元年奥羽連合の事を以て利剛と共に朝譴を受け、位階を罷められ、退老せしかば、利剛の子利恭の二弟信方を養ふて其家を嗣がしめんことを願ひしに、同二年正月十四日、年十二にて家名を続かしめられ、其年五月廿八日、信民が所領を賜りぬ。

此年六月廿四日版籍を返し奉りしに、又七戸藩知事の命を蒙りて、同七月十一日從五位に叙せらる。

.....

六 盛岡中央公民館蔵『南部政信家譜』…内容全く五に同じ

このように、同じく安政六年説をとる諸論の間にも、微妙な意見の相違があるので、これを分かりやすくするために、一らん表にまとめてみよう。

安政六年説一覽表

	一説	信鄰一万一千石の諸侯となる			文政二(一八一九)
二説	信鄰七戸に六千石の加増を受け、一万一千石の諸侯となる				
三説	二説に同じ				
四説	信鄰蔵米六千石の加増を受け立藩盛岡新田藩と稱す	のち、蔵米を土地に改め、七戸周辺を領地とす	信譽城主格となる		
五説		信譽城主格となる	信譽陣屋地を三本木村に与えられ陣屋を営築す	信譽のちに七戸城主となる	
六説		五に同じ	五に同じ	五に同じ	
					安政五(一八五八)
					安政六(一八五九)
					明治二(一八六九)

(二) 安政六年説批判

次にこれら安政六年説の正否をみてみよう。

① 諸侯に列せられた時期

諸説とも文政二年としている。

これはもちろん正しい。しかしより正確に言えば、この時受けた六千石の加増は蔵米であつたから、その意味では四説が最も正確な記述である。

②盛岡新田藩立藩の時期について

四説は、文政二年、諸侯に列せられた時をもつて盛岡新田藩が立藩されたとし、のち（年代不詳）七戸周辺を領地とした、という。

明治二年七戸藩が創設される以前、信鄰または信譽家は、『盛岡新田藩』もしくは『盛岡内分』と称されたともいわれるが、いつからそのように呼ばれたかは明かでない。

また四説に、七戸周辺を領地とした、というのは、安政六年十二月十五日付の『陸奥国南部盛岡領鄉村高辻帳』末尾に「右之内 老万千石 当時南部丹波守（筆者註、信譽） 右者当丹波守六代以前主税（筆者註、政信）^{江元} 禄七年奉願五千石内分仕候処、不作ニ付宝永三年御老中^江相達、新田引上、納米を以遣来之候。其後丹波守父播磨守（筆者註、信鄰）^江文政二年、右高五千石^江蔵米六千石相増、都合一万千石高二仕度旨、高祖父大膳大夫奉願候処、願之通被仰付、遣之来候。以上。南部美濃守（筆者註、南部第四十世利剛） 松平右京亮殿 松平対馬守殿」と報告されている点からしても明かに誤りである。

すなわち、文政二年（一八一九）か、その少し後年どころか、安政六年（一八五九）十二月十五日の段階に至つても、信譽の一万一千石は、土地ではなく蔵米で支給されていたのである。

③城主格となった時期

安政五年説（四説・五説・六説）と同六年説（一説・二説・三説）とがある。

七戸南部政信家の家譜については、盛岡市中央公民館蔵の『南部政信家譜』もしくは、それと同文の『七戸南部政信家譜』が最良の資料と目され、岩手県立図書館蔵の『七戸藩主南部氏略歴』もこれによったものと見なされ、新人物往来社刊の『藩史総覧』もこれらによったものと思われるが、これらは安政五年説をとっている。

しかし、これらは、安政六年の誤記であることは、南部藩の日記である『雑書』、『覚書』、『御用人所雑書』等に、信誓城主格拜命の時期を、安政六年十二月廿九日としてのことから明らかである。すなわち、右日記には左の如く記されている。

萬延元年（安政七年）『御側雑書』

萬延元年正月廿七日 風

太守様（盛田註：盛岡藩四十世南部利剛）旧臘廿九日（盛田註：安政六年十二月廿九日）御老中方御連名之依御奉書、南部丹波守殿（盛田註：南部信誓）御同道、西丸江御登城被遊候処、丹波守殿家格の儀ニ付御内願之趣者、不容易筋ニ候得共、年来格別出精相動候付、別段之思召を以、城主格被仰付旨、被為蒙仰候段、江戸より申来之。（以下略）

萬延元年（安政七年）正月七日『覚書』

省略（御側雜書と同文）

萬延元年（安政七年）正月廿七日

丹波守城主格被仰付旨江戸より申来る。

右に付来ル廿九日御歡可被仰付候事。

安政七年正月廿八日『御用人所雜書』：後出

これら三つの藩日記により、信譽が城主格を拝命したのは、安政六年十二月廿九日であることは明瞭であり、この点だけについていえば、一説・二説・三説が正しい。

しかし、この安政六年に、一説のように七戸を領地としたり、二説三説のように七戸藩を創設したり、四説・五説・六説のように、陣屋地を三本木に受けたか、ということになると多大の疑問が残るし、また、五説、六説が、信譽が後に七戸城主となったといっているのも、これを証すべき資料はない。

そこで、次にこれらの点について考証してみたい。

④安政六年に信譽の領地もしくは陣屋地が確定したか

③の末尾で述べたような説は、南部藩『御用人所雜書』に出ている、老中脇坂中務大輔の南部美濃守（盛田註：盛岡藩四十世利剛）への書付だけを見て、それが遵守されたものと誤認したために述べられたものと思われる。そこで、次に、誤認の原因となった老中脇坂中務大輔の書付を示そう。

丹波守家格之儀ニ付

内願之趣不容易筋ニ

候得共年来格別出精

相勤候付 別段之

思召を以城主格被

仰付

南部美濃守江

南部丹波守 年来

格別出精相勤候ニ付

別段之

思召を以内願之通

城主格被仰付候

事二付 其方領分中

二而相応之陣屋地割

渡候様可被致候

ここで少しく説明を加えておこう。七戸南部政信家の系統は、一時政信が領地を有したものの、幕府の許可を得て、宝永三年これを南部家に返し、爾来、信弥、信伝、信喜と納米を以て支給されてきた。

事情は信彌が一万一千石の諸侯となり、また信誓が文政五年家督してからも全く同じで、大名とはいえ、領地は一寸も無く、江戸に屋敷だけを貰っている盛岡藩「内分」の定府（江戸詰）の大名であった。

ところが、「城主格」に昇格したともなれば、少くとも、「陣屋」すなわち「館」〓ヤカタがなくてはならない、ということ、幕府は、信誓の本家である盛岡藩四十世の利剛に対し、陣屋地を建てるべき場所すなわち「陣屋地」を信誓に支給するよう指令したのである。

ところが、この指令に接した盛岡藩は非常に慌てたらしい。

陣屋地を支給せよ、ということは、館を建てる場所だけを支給せよ、ということなのか、あるいはまた、一万一千石に相当する領地をも支給せよ、ということなのか判断に苦しんだ。

端的にいうと、盛岡藩としては、自分の方から願い出て信誓を城主格に昇格してもらったものの、信誓に対

する知行は、今迄通り、蔵米（實際は一部金であつた）で支給したかつた。

そこで、盛岡藩では、そういう願を内にこめた左のような伺書を幕府に差出した。

安政七年二月十四日附日記（實際の提出日は正月四日である。）

美濃守末家 南部

丹波守 年来格別

出精相勤候ニ付別段之

思召を以 内願之通

城主格被仰付候ニ付

美濃守領分之内ニ而

相応之陣屋地割渡

候様可被致旨被仰渡

奉畏候右者陣屋地取建

可申地所割渡候儀ニ而

高之儀者唯今迄之通

美濃守蔵米を以

内分仕置候儀と相心得
候得共 差当の例茂
無御座候儀ニ付 為念
此段御内慮奉伺候

以上

正月四日

この要旨は、陣屋地だけを支給して、知行は、従来通り蔵米で支給、内分の取扱でよろしいですね、ということであつた。

これに対する幕府の回答は、

丹波守 高之儀ハ是迄

之通美濃守蔵米を以

内分仕置 陣屋地取建候

地所而已割渡候様可仕候

尤陣屋地出来致し候上ハ

天間 林 村 史

追而御暇相願候心得

二可罷在候事

であり、おゝむね盛岡藩の思惑通りとなつたが、陣屋地が完成すれば、おつてお暇が出されるかもしれないから、その心得をしておくように、とのおまけがついている。

お暇云々は、今迄江戸詰めであつたが、陣屋地が出来たら、其処へ帰るように、との意である。

先にみた多くの説は、これらの資料を安易に読んで、安政六年末に、七戸領が決定したり、陣屋地が三本木に造られたり、七戸藩が出来たとしていたり、あるいはこの少し後に七戸藩が出来たとしているが、ここに掲げた資料は、陣屋地を何処かに設けよ、というだけで、その場所も記されていない。

事実陣屋地が決定するのは、次に記すように数年後のことであり、また、領地の割渡などはいらないといっているものであるから七戸藩など、この時点で出来る筈はなかつた。

それでは一体七戸藩はいつ出来たのであろうか。

次に第二説を掲げよう。

(三) 文久三年（一八六三）説

岸俊武編『新撰陸奥国誌』：明治九年脱稿

前略……丹波守信譽勤功を賞せられて安政六年十二月城主格に進められる。

旧来常府にて在所なし。此所地所申出べきの旨に付、文久三年九月、（信民）（盛田挿入）七戸郷三本木を乞しかば南部家より早速七戸近相加て一万一千石の地を分割したれども、菲薄の曠野、殊に北極出地四十一度の所なれば、東都多は百七十余里を隔て、万端不行届のことなるに依り、押て宗家に依頼し、内外の入費尽皆彼れに託し、公私を賄ひしが、豈計らん。去卯年（盛田註：慶応三年）より隠静ならず。

江戸住居の輩己が引遷ことに成、嗣美作守信民も家族盛岡に移り、三の郭の邸中に居れり。引統騒乱興り、宗家は了に城地を滅却して封地を減じて更に十三万石の地を玉わり、信民も此際に当り、順逆違反の咎に因て、領知の内千石減じ、隠棲すべく、就ては家名相続を免せらるれば、血脉の者申出べき旨を忝うし、雄麻呂（雄麻呂は守家美濃守利剛三男、信方といふ。信民の養子）を付し、次に盛岡は松代藩に明渡し、信民の家族は左所へ引移べきに、移るべき城地もなく、且丹波守信譽城主格を命ぜられしに、常府に〇し、建築に怠り、七戸には聊の仮居のみなれども、之をば早速明渡し申べきや。

信民は家督を免されず、隠居の身分、進退公裁を得奉らんと同しに、村方差図これありしにより、家族は已六月（明治二年）六月下旬七戸に移住し、同七月五日、江戸にて雄磨七戸藩知事職命ぜられ、同八

月下向し、明治四年七月藩制を廃し、新に県を置き、七戸県と称す。

同年九月五日、弘前県に併せて、同月青森県となり、同十二月二日支庁を置かれ、同六年三月十二日支庁を廃して大区役所を置き、青森県に属す。

二 『七戸藩支配地之次第申立書』

前略……丹波守信誓依勤功、安政六年十二月、城主格被仰付候。

元来内分常府事柄、在所無之、当惑罷在候。

折柄在所可申出之旨御達有之、文久三年九月、北郡七戸郷三本木之儀申立候。

其砌早々、宗家ヨリ七戸近郷相加、壱万千石割渡候得共、右薄地四十一度之場所、東京へ百七十余里相隔、仕送向行届不申故、内々押而宗家江頼談仕、一ヶ年米二千五百俵、但四斗三升入、入金三千五百両之仕送、其外公務不時入費邸中大破繕等宗家ヨリ賄有之、……故二分地ノ分ハ宗家自用ニ致置候事ニ御

座候。

後略……

三 新渡戸伝『新渡戸伝一生記』二二三頁

明治二年一月廿二日……美作守殿（盛田註信民）旧臘御沙汰に、領地の内千石御取上、隠居被仰付候事

に候へば、同人領地は有之、且先日林への尋に（盛田註……南部藩受取入権判事林半七の質問に対する
伝の回答の意）別封（盛田註、盛岡藩直轄領以外の領地の意味）の儀相答ひ候えば疑無之事に候間、美
作守殿在所へ差越候儀、権判事申出候様仕度、段々再三申上候。
御家老中御得心相成、今日伝友次郎罷越候。

（盛田註…別封云々の件は、『新渡戸伝一生記』二二二頁に、林権判事が「別封は何郡に在之候哉」と問
うたのは対し、伝が「南部遠江守八戸城、三戸郡・九戸郡外紫波郡五千石、都合貳万石、南部美濃守、
北郡三本木、一萬千石在之候」と答えたことを指している。但し、ここに南部美濃守（盛田註…美濃守
は盛岡藩主利剛のことである）とあるのは、明らかに美作守（信民）の誤記である。）

林へ何

南部美作守家筋之儀は、本五千石旗本の所、文政度一萬千石内分仕り、常府御奉公仕来候処、去辰（明
治元年）之形勢柄、美作守家族迄罷下り、三ノ丸の内屋敷在之、右に住居申候。

最前安政六年十二月、城主格被仰付候得共、内分常府故在所無之故可申出、度々御沙汰有之、文久三年
九月、北郡三本木と申立御届申候。

早速城地取建可申処、常府なる事、殊に本家不勝手故其儘差置候。

且北郡は薄地故、右土地の收入にて公務難及、南方土地収納に準じ、金米にて仕送、同人領地は本家自由罷在候処、前文の次第に罷成候処、昨年的一件（盛田註：戊辰の役に朝敵となったこと）に付、美作守領地の内千石御取上、隠居被仰付、血脈の者可申上御達に付、彦太郎三弟雄鷹（信方）申上候。

只今迄家督御沙汰無之候。（盛田註：雄鷹はすでに一月十四日に家督しているのだが、その報せはまだとどいていない）

然に三ノ丸屋敷近く明渡に付、美作守儀は、三本木は普請前に候間、同領の内七戸には少々仮屋御座候の間、当分此所へ引移し申度候得殿、家督治定不申内隠居進退如何可在之候哉。

林答ひ

家督被仰付ず候共、御引移りの儀は不苦候。

二月十六日、七戸城南部雄鷹様御領地に相成候儀御触在之候事

四月九日、雄鷹様御領地高巻万の内、六千五百卅七石一斗五升七戸通不残、三千四百五十二石八斗五升五戸通相坂村、折茂村、犬落瀬村、下田村、天ヶ森村、奥瀬村、切田村、沢田村の内被仰出候。

四 明治三年『知藩廳日記』六月十九日付

七戸藩支配所七戸五戸之内七戸郷之儀は、天正年中迄貳千三百石之地所ニ而、宗家一族之臣七戸彦五郎知行罷在候処、同十九年國中騷乱之砌、依反逆断絶仕、其後一族之内、七戸隼人知行申付置候処、一子無之ニ付、宗家信濃守利直五男を以、七戸隼人重信と相改、名跡相統罷有候処、寛文四甲辰年、宗家実兄山城守重直死去、一子無之、七戸隼人重信宗家相統被成候ニ付、其後追々兩度迄取立候得共、夭死等ニ而相統無之、依之七戸郷之儀は追而名跡取立候心得を以、宗家手元預地と仕置候
右様、古来之土俗僻遠地ニ御座候得は、租税之規矩未定之場所も不少候得共、前件之通、手元預地之儀ニも候得は、自然改メ等も不仕、其儘ニ成来候。

然ル処、当知事祖父丹波守信誓安政六己未年、数年依勤功、旧幕主城主格被命候処、是迄内分常府ニ而、在所無之候ニ付、文久三癸亥年、当所を以陣屋地と申立、追々地割、增高共六千七百石并五戸郷之内十
四ヶ村四千三百石、合テ一万千石引請候得共、遠路仕送万萬端不都合之儀茂有之、宗家江悉皆願仕、金米を以仕向相統罷者候処、去々辰年世上形勢ニ付、信民并家族一同盛岡江罷下り居候所、宗家之儀は白石城江轉地相成候ニ付、在所七戸江移住致度段、其頃盛岡江出張有之林権判事ニ及尋問候処、不苦旨差図ニ付、去己六月隠居信民并家族引移、知事儀は東京詰合ニ付、其後御暇賜り、同八月、七戸江下着仕候

前文次第二付、支配地之儀は、反別租税収納取調判然不仕候ニ付、早速地押改メ可申所、去歲凶荒ニ付不能其儀、遅々罷有候

就而は作毛豊熟ニも候ハハ、当秋ヨリ明年迄尤民害不相成様、敵敷取締申付、支配所地押仕度、此段御聞届被成下度奉存候、以上

六月十九日 七戸藩知事

按察府 御中

(四) 文久三年説批判

以上、文久三年説をとる四つの説は、文久三年九月に在所（大名の政庁の所在地）を三本木と幕府に報告し、七戸近郷を加えて領地も決定したが、この地は江戸を遠く離れ、不便かつ生産のあがらない土地なので、従前通り、本家から金米の支給を受け、信民の領地は本家の自由に任かせたという点で一致している。

江戸時代、徳川幕府に服属していた大名を諸俵、その領地もしくは支配組織を「藩」といった。

信民も文久三年に壺万千石の領地を貰ったというのであるから、名目的には藩が成立したことになるから、一応文久三年説を支持してもよいように思われる。

そして、もし藩名を付けるとすれば、当然陣屋地がおかれる筈の三本木村の名をとって「三本木藩」とすべきであつたであらう。

だが、文久三年以降も、諸説に述べているように、三本木に陣屋が設けられることは無かつたし、これらの地方は幾多の他の資料が示すように、依然として七戸代官所の支配下にあつた。

もちろん南部信民が明治二年六月以前にこの地方に藩主として来たことは一度も無かつたし、またこの地方に住んでいる御給人も、盛岡藩の御給人であつて信民の御給人ではなかつたし、この領民にとつての藩主は信民ではなく盛岡藩主利剛であつた。

このようにみてくれば、文久三年説を仮りに一応承認するとしても、それは、名目だけにとどまり、形式的にも、実質的にも、藩の実態は無かつたことになりはしないだろうか。

一体どうしてこういうことになつたのであろうか。

この疑問を解く鍵は、『新渡戸伝一生記』の、先に引用した文の中に、はつきりと示されている。

当時新渡戸伝は、郡奉行として盛岡に在り、南部藩領地の「御引渡御用係り」を勤めていた。

先に引用した『新渡戸伝一生記』に「美作守殿旧臘御沙汰に、領地の内千石御取上げ、隠居被仰付候事に候へば、同人領地は在之」とあることから分るように、伝は南部美作守信民の領地の内千石を没収するという政府の命令に非常に驚いた。

信民に領地があるという事など聞いたことは無かつたからである。

このような命令は、南部藩と南部信民との関係、南部信民の知行の実情を知らないところから出たものであつた。非凡な政治家であつた伝は、巧みにそれを利用した。

幸い、文久三年に信民の陣屋地を三本木と幕府に報告している事実があつた。陣屋地があれば、領地もあると思うのが当り前のことである。

そこで伝は、急遽信民領宅万千石を三本木を含む七戸地方に仮設し、これを、八戸藩領とともに「別封」として報告し、三本木の陣屋は普請が出来ていないが、七戸には仮屋があるから、まず隠居を命ぜられた信民を移すこととし、林權判事の了承を得たのである。

こうした一連の作爲により、信民は文久三年以降、藩主の地位にあったものと確認されたとみてよいだろう。

伝は、翌月一月二十三日、早速信民を訪ね事の次第を報告、なお知行の取扱いについても次のとりきめをしている。

「二十三日、美作守殿へ罷出、御直談に、三本木御城地の次第、七戸仮御住居、半七間届の儀申上候。此上は只今の通御仕向二千俵。金三千三百兩御仕切事思召され候様、七戸通取扱は御代官にて取計可申、新田御開御高増は思召次第、馬漁事により専ら白石へ御仕向被成候事に御心得被下度申上、御承知の事」

すなわち信民の七戸仮住居が認められたこと、知行は従前通り盛岡藩から金米で支給し、七戸地方はこれまた従前通り七戸代官にて治政をとる、ということにした。実際の信民（この時は実は信民は隠居を命ぜられ、一月十四日、信方が家督を継いでいるのだが、そのしらせが盛岡に到着したのは一月晦日である）あるいは信方に対する処遇は、江戸詰から盛岡住居に変っていたものが、七戸に住居することになった以外には、何の変化もなかった。

これによって見れば、文久三年説は、新渡戸伝の作爲によって樹立されたもので、それがその他の文久三年説にも影響を与えたものと思われる。

さて、以上の論述から分るように、筆者は、この文久三年説を究極的には承認するものではない。

その根拠はすでに一部述べたが、次に原資料によつてそれを示そう。

①信民の陣屋地はいつ、どこに定められたか。

既に述べたように南部政信家が諸侯に列せられたのは五代信鄰の代文政二年であり、城主格に昇格したのは六代信譽の代安政六年十二月二十九日のことであつた。

ここで、城主格とは一体どういう地位を指すのか述べておく必要がある。

大名の地位には色々な分け方があり、徳川將軍家に対する親疎の關係によつて、親藩・外様と分け、江戸城中における詰所が何処であるかによつて、格式の上から云つて大廊下詰・溜間詰・帝鑑間詰・柳間詰・雁間詰・菊間詰・無席の八等級に分類され、また領地の大小もしくは城地の有無によつて、国持（国主・国持並（准国持）・城持（城主）・城持並（城主格）・無城（邑主）の五等級に分類された。

ここに城主格というのは、陣屋に住み、城を有しないが、その格式が、城を有する城主に準ずるものを指した。諸侯となつてからの南部政信家は、この地位でいうと、外様大名であり、柳間詰で、無城の大名であつたが、安政六年、城主格に昇格したわけである。

外様の柳間詰であることには変化が無かつたが、代々江戸詰であり、陣屋地も持っていない信譽に陣屋地を持たせたいと思つた幕府は、本家である盛岡藩主利剛に対し、陣屋地を支給するように命じた。

利剛はそれを承諾したものの、直ちにそれを実行に移さなかつた。

それが、実行されたのは、第二説によると、安政六年から四年後の文久三年九月、信譽の次の七代信民に対してであつた。

ところが、盛岡藩の日記である『雑書』および『覚書』の陣屋地決定の目次は少しくこれと異なる。

陣屋地を支給せよと幕府に命ぜられてもすぐそれを実行しなかつた盛岡藩が、この年になつて三本木を陣屋地と決定（決定はしたが、現実に支給したかどうかは別問題である）した理由は、今迄ずっと江戸詰の大名であつた諸侯が、文久二年の幕政改革によつて、はじめて在所へ下ることを許されたので、信民も文久三年幕府の許可を得て、在所に下ることになつたためである。

文久三年六月二日付『御側雑書』

南部美作守殿（信民）儀、昨年御変革被仰出、定付之面々在所^江相越候儀、願次第御暇可被下旨被仰出候
二付、御国元^江御下り、御住居被成度、御暇之儀御願被成候処、勝手次第発足候様可被致候旨、御指図有
之候段、御同所御家老申出之

六月二日

ここに昨年の御変革とは、文久二年閏八月二十二日、幕府が、参勤交代の制に大変革を加えたことをいうものであるが、江戸詰の大名については、次のような指令があつた。

文久二年閏八月二十二日、『統徳川実紀』

一、定府之面々在所^江相越候儀。願次第御暇可被下候。

尤諸役当之儀ハ。別紙在府之割合之以。可被仰付候事

さて、信民は、これより先、盛岡藩主利剛の名代として京都に上り、内裏の守備に当たっていたが、文久三年五月六日、許されて京都を出立、同二十一日江戸に着き、六月二日、国元へ下る許可を幕府より得、十日江戸を立ち、六月二十四日に盛岡へ着き、既に四月二十一日先着していた内室の住居している六日丁の飯屋へ落着いたがやがて七月二十日、毛馬内典膳元屋敷へ引越を命ぜられ、八月二十七日に引越している。

こうなつてくると、盛岡藩でも、先の約束もあり、信民の陣屋地を決定しないわけにはいかない。
このことに関し、盛岡藩日記『覚書』には、次のようにある。

文久三年八月六日『覚書』

一、南部美作守殿^江

御陣屋地之儀

北郡三本木村之内ニ而

被遣候事ニ 公边^江 此度御届被遊候

天間 林 村 史

御含ニ御座候 此段

御心得ニ申上候旨 今日

御登城の節御達申之

これによれば、この『覚書』の記述は先の第二説の文久三年九月、三本木を陣屋地とした、というのと目次において少しく食い違うが、文久四年三月十六日付の同『覚書』および『御側雑書』はまた、八月六日附の記事と異なる記述をしている。

文久四年三月十六日『覚書』・『御側雑書』

南部美作守殿

先達而丹波守殿

(筆者註、丹波守は先代信普)

城主格被仰付候

ニ付陣屋地北郡

三本木村之内ニ而

式万坪被遣候旨

公辺^江御届被爲

済候事

これらの資料によれば、陣屋地を三本木と決定したのは文久三年八月六日（あるいはその少し前）であり、その敷地面積を貳万坪と決定したのが、その翌年の三月十六日（あるいはその少し前）ということになる。

この文久四年三月十六日の『覚書』には、このことを盛岡城中の全役人をはじめ、諸士・諸医・寺社・国々にまで触れるよう指示した旨が記されている。

第二説の文久三年九月説は、どこから出てきたのか、よるべき原資料を見出せないが、強いて間違であるときめつける必要もないと思う。

さて、それでは実際に三本木に陣屋が構築されたであろうか。

②三本木村に果して陣屋が構築されたか

三本木村に南部信民の陣屋地を決定したということを在々にまで触れるよう指示したと文久四年三月十六日の『覚書』は記しているが、三本木に陣屋地があったとか、ましてや陣屋が構築されたという話は、三本木（現十和田市）や七戸町地方の古老の誰もが知らない。

先に引用した『新渡戸伝一生記』にあるように、明治二年の段階でも、三本木に陣屋は構築されていなかった。構築されない理由として、新渡戸伝は、①信民が常府であること。②本家盛岡藩の財政が窮乏していること、③北郡は農業生産力が低く、そこからの税収では藩の経営が不可能なこと、④従って金米で支給し、信民の領地は盛岡藩で自由に経営したこと等をあげている。

これらの理由を詳細に批判することは紙数が許さないので簡単に述べるが、①の点についていえば、文久三年

以降信民家は常府（江戸詰）ではなくなっている。

また、『新渡戸伝一生記』の、右の文の少し前に、『領地の内千石御取上、隠居被仰付事に候へば、同人領地は有之……』とあるのは、信民の領地など、あるとは思っても見たことが無いのに、そんなものがあつたのか、という意に解せられるから、④の理由中、信民の領地は盛岡藩で自由に経営してきた、というのは、林権判事に対する外交策上の報告であつたのであり、伝自身、信民の領地の無いことも、陳屋の無いことも熟知していたのである。

領地のことはともかく、幕府にも報告し、在々にまで達せられた三本木陣屋の構築されなかつたのは、伝の云う理由の他に、せっかく盛岡まで下つてきた信民であつたが、三本木に貳万坪を遣すとの命があつた数ヶ月後の文久四年八月十二日、老中牧野備前守公用人より、出府の指令が届いたため、同年九月七日、盛岡発江戸に向い、その後、盛岡藩主の代理として御留守警衛役、新しい宿閑門勤番、数寄屋橋御門番、再び御留守警衛役等をつとめ、慶応四年二月二十三日、数寄屋橋御門番を免ぜられ、同年三月四日、江戸発、同二十一日盛岡に着き、四月二十四日、会津征討軍応援軍の先勢の指揮官となつたが、一転して、盛岡藩の奥羽列藩同盟加盟に同調するなど、幕末維新の動乱の火中に入ったため、陣屋の構築どころではなかつたためであろう。

論述が非常に複雑になつたが、結論的に云えば、領地を持たない藩はあり得ないが、文久三年、信民の陳屋地を、北郡三本木村に貳万坪支給する旨、盛岡藩主利剛から幕府に届けた時点から、藩が成立したものと幕府は見

たのかもしれない。

ただし、それは全く名目的なものであり、家臣も、家老以下、数えるほどしかなく、一万一千石に相当する領地も無かったから、実質的には藩の実態がなかったといえよう。

宮武外骨著の『府藩県制史』に

明治元年（慶応四年）閏四月二十一日、太政官が「藩ハ姑ク其旧ニ仍ル」と宣した時、全国にイクトツの藩があつたかと云ふ事を調べてみると、左の如く二百七十七藩であつた、新政府が藩名を附けさせたのは、元年五月よりであつて、当時マダ藩名はなく、城のある所、陳屋のある所の地名を称へるのみで、津の藤堂和泉守、彦根の井掃部頭と呼び、津藩、彦根藩、津藩主、彦根藩主といふ語はなかった。

とある。

公称としての「藩」という名称については確かにその通りであつたことは、金井圓著『藩政』に、「江戸幕府が「藩」を公称として使用したことは一度も無かつた」としていることから明らかである。

ただし、江戸時代、習慣的に「藩」という名称が使用されていたことも、金井の同著に「日本では、江戸時代に、徳川幕府に服属していた大名を諸侯、その領地もしくは支配組織を藩といい、……」とあるように事実である。

今迄、七戸藩の成立の実態を明かにしようと勉めてきた時の「藩」とは、そういういみの慣習的呼称の藩のことであつた。

さて、前述、『府藩県制史』「明治元年四月の現在藩名」には、盛岡藩、弘前藩、八戸藩、それに今問題にしている信民家、黒石藩について次のように記している。

盛岡	陸奥国岩手郡	二十万石	南部美濃守
弘前	同 津軽郡	十万石	津軽越中守
八戸	同 三戸郡	二万石	南部遠江守
盛岡内分	同 北郡	一万一千石	南部美作守
黒石	同 津軽郡	一万石	津軽式部少輔

ここに、信民（南部美作守）について、盛岡内分としているのは、陳屋地を三本木に構築していなかったことを物語るものの以外の何物でもない。

この時点で、……内分と書かれている藩は、盛岡内分以外には宇都宮内分および安芸内分があるのみである。

しかし、「盛岡内分」は、同時に「盛岡新田」とも呼ばれた旨の記述が同書にあり、……新田と呼ばれた藩は、盛岡新田を除いて十一藩あつた旨の記載がある。

ただこの『府藩県制史』の盛岡内分の記載に「北郡」とあるのが気にかかる。

今迄筆者が述べてきた処では、一万一千石に相当する領地の支給は、江戸時代には無かった。

従つて、この北郡という記載は、まだ構築はされていなくとも、陣屋地が、北郡内の三本木にあるとされていることから、領地も北郡にあるものと、誤認してか、あるいは突飛な想像が許されるなら、実際は与えてもない領地を、いつの時から与える心づもりで、北郡と称えていたのかもしれない。

同じような疑問は『武鑑』の記載にも残る。

だが、決定的なことを云うなら、陣屋地三本木も、信民に与えられたのではなく、実は貸与に過ぎなかった資料もあるが、これについては、のちに述べよう。

とにかく、七戸藩は謎につままれた、幻の藩であつた。

(五) 明治二年説

一 東大史料編纂所編『読史備考』四八六頁

同書「大名一覧は、それぞれ慶長十九年、享保十七年、文化十年、慶応元年、明治二年における大名の領地、姓名、領地高等を掲げているが、七戸藩については、明治二年の欄に、はじめて、「七戸南部信方 一〇三八四石」と記載していて、それ以前に盛岡内分、もしくは盛岡新田藩のあつたことを記していない。

二 広沢安任著『奥隅馬誌』（青森県叢書第二編、『明治前期に於ける畜産誌』五四頁）

安政年中に新渡戸伝の開起より新三本木は一の村落となれり。

先に南部美作守七戸侯には、内分高にて采地はなかりしが、分割して土地にて賜りしは明治二年なり。

明治二年説をとっているのは管見ではこの二つである。

(六) 結 論

名目的には文久三年に陣屋地を三本木と決定しているから、この時から藩があつたとする見方もあることは既述の通りであり、実態を知らない明治政府も、明治元年十二月信民に一万一千石の領地があるものとして、一千石を没収し、信民には隠居を命じ、血脈の者への家名相続を認めた。

だが、筆者は、文久三年説批判の末尾で、陣屋地三本木も、事実としては信民に与えられたものではなく、貸与されたものに過ぎなかつた、と述べたが、今ここにその具体的資料を示そう。

明治元年十一月二十五日『南部藩雜書』

東京詰合齊藤勇右衛門方、此度御席順御調相成候二付、此方様并美作守殿共、別紙之通廉々取調差上候

様御達之趣、水戸様方之為御知奉札写共……中略……申来候由

これは、明治政府が、諸侯の席順を定めるため、その実態調査を実施したときのものである。

これに対し、「差登左之通」として、南部信民について次のような報告をしている。

高壺万千石

南部美作守
本家南部美濃守内分

信民

城主格 陣屋地 本家領分

奥州北部三本木

文久壬戌年十月四日 家督被仰付

同年十二月十六日 叙爵被仰付

当時本家城下罷在候

信民に遣わされたという、陣屋地三本木、貳万坪は実は貸与されたものであったことが、「本家領分」ということで、はつきりする。

しかも、現実には、三本木の何処を貸与したものかも知らないし、恐らく、幕府および朝廷へは報告しても、貸与の具体的事実もなかったことであろう。

しかし、朝廷は、この報告によって、三本木地方に信民の現実の所領があるものと見た。そこで、千石没収、信民隠居の決定を下した。

その資料を次に示そう。

南部信民

宗家南部利剛

之指揮ニ随ヒ

王師ニ抗衡候条

大義順逆ヲ不相

辨次第其罪不

輕屹度

御咎可被

仰付之處出格

之

思食ヲ以テ領地

之内千石被

召上隠居被

仰付家名相統

之儀者血脈之者^江

可被

仰付候事

但相統之者早々

可願出事

十二月 行政官

処が信民には子供がなかった。そこで信民惣家中の名を以て、明治二年正月、八戸藩主南部遠江守に対し、盛岡藩四十一世利恭（幼名彦太郎、明治元年十二月十七日、十三万石を賜り家名をつぎ、二十四日、白石に転封を命ぜられていた）の弟雄鷹信方、当時十二歳を後嗣とすることを許可してくれるよう、あっせん方を依頼した。

これに対し、八戸藩主も同意し、あっせんの労をとった。（岩手県立図書館蔵『七戸藩関係書』）

その結果、同年正月十四日、明治政府から次のような宣下があり、雄鷹信方が一萬石を下賜され、信民の家督を継いだ。

南部雄鷹

同姓信民儀先般

御処置被

仰付候ニ付其方へ

天間林村史

一萬石下賜家名

相統被仰付候 以後藩

屏之職ヲ重シ勤

王盡忠可有之旨

御沙汰候事

己巳正月

行政官

明治政府が雄鷹の家督を認めた以上、今迄のように領地のことは、うやむやにしておくわけにはいかないから急いで決定しなければならなかった。

領地の決定は、正式には勿論政府がなすべきであるが、それより以前の江戸時代でも、將軍の代替りがあれば、そのつど新に領知状が藩主に交付されたが、それが交付される以前に、藩から自分の領地の内容を「郷村高帳」に詳しく書いて提出する習慣であつた。

雄鷹が信民の家督をついだ以上、この「郷村高帳」を政府に提出しなければならなかった。

この作業を誰がしたか明記している資料はないが、盛岡藩の轉封等の跡始末の全権を与えられて盛岡へ下つてきていた会計官権判事林半七（友幸）と接抄の任に當つた新渡戸伝であつことは間違ないと思われる。

以下、明治二年雄鷹信方の領地決定迄の次第をカ条書に記してみよう。

No.	月日	事項
1	正・一四	南部雄鷹一万石を下賜され家名を相続す
2	正・二三	新渡戸伝、信民の領地があつたということに對し、疑を持つ
3	正・二三	雄鷹家の財政は從來通り、仕向米二千俵、金三千三百兩を以て賄われることとし、七戸通の治世も從來通り代官扱いとする
4	正・二八	雄鷹が家督をついだ旨のしらせが来る
6	二・一三	花坂新十郎、七戸城の手入、普請をなす
7	二・一六	七戸城が南部雄鷹の領地となつた旨のお触れがでる
8	四・九	雄鷹の領地を内定し、行政官へ届出、同時に七戸通の百姓にもその旨を達する
9	五・一五	新渡戸伝、信方の家老兼帯を命ぜられた旨のあいさつを信民に對し行ふ
10	五・二八	南部雄鷹信方に對する「領地朱印狀」(陸奥国北郡之内郷村高帳) 出る
11	六・二	雄鷹七戸藩の版籍奉還を願出、二十四日許可される
12	六・九	前記「領地朱印狀」七戸に到着す
13	六・二四	南部雄鷹七戸藩知事に任ぜられる
14	六・二四	南部雄鷹 七戸藩知事被仰付候事 明治二年六月二十四日 太政官
15	七・一六	隱居南部信民、七戸藩知事南部雄鷹信方の家士五十七名共に、江戸より七戸へ到着す (この家士を江戸士族と稱す)
16	八・一七	七戸官所を以後民政所となえることとする
17	八・二二	七戸藩知事南部雄鷹信方(当時十二歳)七戸へ入部する 七戸は藩であるから、民政その他諸事、盛岡と關係なく、七戸限りで決定するようとの達しが来る

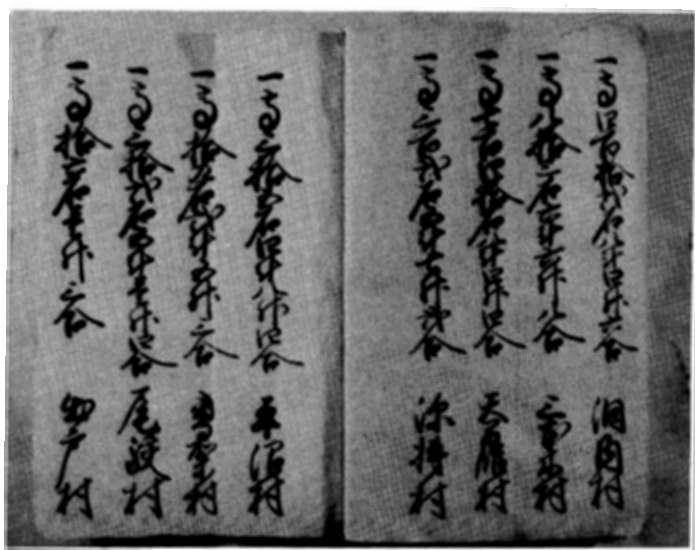
註『新渡戸伝一生記』・『雜日下惠』・『明治三年七戸藩庁日記』により作る。
なお、雄鷹に對し交付された『陸奥国北郡之内郷村高帳』は次の通りであつた。

陸奥国北郡

一 高	四百七拾五石四升八合	切田村
一 高	六拾五石貳斗九升三合	柳町村
一 高	百五拾九石三升六合	小平村
一 高	百七拾九石七斗五升五合	鶴喰村
一 高	三百三拾三石四斗壹升九合	上吉田村
一 高	百五石六斗八升貳合	下吉田村
一 高	三百三拾三石貳斗八升三合	犬落瀬村
一 高	六百六拾七石六斗五升	相坂村
一 高	三百三拾石八斗四升七合	折茂村
一 高	八百五拾貳石八斗壹升壹合	下田村
一 高	三百貳拾四石七斗貳合	百石村
一 高	三石九斗壹升五合	天ヶ森村
一 高	千六百四拾三石八斗四升壹合	七戸村

一	高	貳百三拾五石八斗三升七合	新館村
一	高	貳百貳拾七石貳升七合	上野村
一	高	三拾石九斗貳升貳合	馬洗場村
一	高	九拾石八斗七升五合	八斗沢村
一	高	百拾石四斗貳升	立崎村
一	高	貳百六拾七石八斗九升貳合	大沢田村
一	高	七拾五石六斗壹升	野崎村
一	高	六拾六石壹斗三升七合	中岫村
一	高	貳拾壹石五斗	花松村
一	高	七拾石八斗	附田村
一	高	三百壹石八斗七升七合	榎林村
一	高	四百九拾七石八斗五合	甲地村
一	高	七拾五石六斗四升五合	二ツ森村
一	高	八百拾六石五斗貳升三合	大浦村
一	高	四百拾貳石八斗四升六合	洞内村
一	高	八拾三石六斗六升八合	三本木村

天間林村史



陸奥国北郡之内郷村高辻帳（部分）

一 高 七百四拾石八斗四升四合

天間館村

一 高 三百貳石五斗七升貳合

深持村

一 高 三拾五石四斗八升四合

平沼村

一 高 拾九石貳斗五升三合

鷹架村

一 高 三拾貳石五斗壹升四合

尾駸村

一 高 拾六石壹斗三升

出戸村

一 高 三拾四石貳斗三升

泊村

一 高 貳拾七石五斗六升三合

倉内村

一 高 三百拾五石五斗八合

沢田村之内

高合壹万三百八拾四石六斗四升七合

右者陸奥国北郡領地之内

高千石被 召上書面之通

下賜候間大関美作守^江相達

從当巳年物成郷村請取

可申事

明治二巳年五月

太政
官印

南部雄鷹

御取上高左之通

一 高 貳百九拾九石四斗五升貳合 法量村

一 高 三百三拾七石貳斗三升九合 奥瀬村

一 高 三百六拾三石三斗九合 沢田村之内

都合 千石

前記、七戸藩の創設を明治二年とする説のうち、『読史備考』は、『鄉村高帳』の交府された明治二年五月説をとっているようであり、『奥隅馬誌』も、文意からみて、同じように思われるが、雄鷹の家督が認められた時点において、領地も当然支給されることとなったのであるから、家督の日、明治二年正月十四日を、七戸藩創設の時とする見方も成り立ち得よう。

処で、ここに書上げられている七戸藩領三十八ヶ村のうち、切田村、柳町村、小平村、霧喰村、上吉田村、下吉田村、犬落瀬村、相坂村、折茂村、下田村、百石村、天ヶ森村、沢田村の一部の十三ヶ村は、江戸時代、五戸通に属し、五戸代官所の支配下にあった村々であるのに対し、残りの二十五ヶ村は、七戸通に属し、七戸代官所の支配下にあった。

この十三ヶ村は、明治三、四年の記録をみても「七戸通十三ヶ村」と固有名詞を以て呼ばれているが、そのこととは、この十三ヶ村が七戸藩創設に伴い、七戸藩を壱万石とするには、七戸通二十五ヶ村の村高だけでは不足なので、五戸通から割かれて七戸領とされた村々であることを物語っている。

今でも分村とか、町村合併となると、色々な問題が生じることが多いが、この時も、この十三ヶ村の七戸藩（七戸通）への合併は大きなしこりを残し、やがて翌明治三年の七戸通惣百姓一揆へと進展していくのである。

第二章 明治三年七戸通百姓一揆

第一節 概要

明治三年七戸通百姓一揆は、百姓一揆多発藩といわれる盛岡南部藩の中ではその発生件数が比較的少なかった七戸地方で、明治初年、青森県内のどこでも発生していないとき、七戸藩領全三十八ヶ村がこぞって立上った特異な総百姓一揆である。

従って、この百姓一揆については、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』をはじめ、少なからぬ論考が発表されているが、納得出来るものは少ない。

それは、一に、この一揆に関する資料不足に基因するものであったが、近年、この一揆の相手方の一人であった盛田勇八（広精）の残した文書が発見されたので、従来の資料とあわせ、論究を進めてみたい。

この一揆の概要を記したものに、青年時これを目撃した七戸村の工藤轍郎が、大正の末期、七戸町の郷土史家和田藤太郎に口述筆記させた、いわゆる『工藤轍郎口述書』、同じく七戸町の盛田多助の口述した『盛田多助談』その他があるが、ここでは、この二つのみを掲げよう。

工藤轍郎口述書（工藤正六蔵）

今より六十四年前文久二年は殆んど日本全国一般の旱魃にして、当地方も河川及井戸枯渇し、田地には亀裂を生じ、唯南部数丁を距る池の平の小池のみ潤かざるを以て之を飯用せし程なりしと云う。

故に田畑を耕作するを得ず、亦元治・慶応を経て明治元戊辰年、同二己巳年凶作なり。

殊に二年は植ゆるべき種なきを以て、官処にて種粃を秋田より取寄せ使途に充てたり。

連年の不作に依り、饑餓に迫り、家畜の牛馬を屠殺して食用に宛てたるなど実に惨状を究め、生活の安定を得ざりき。

古来当郷は、大豆の産額多きも、販路狭きを以て、官処に於て恩恵を垂れ、御買上の上（御買上大豆及御用大豆と称す）大阪地方に搬出し、売捌の上、費用を差引き、其代金を農民に交付し来れり。

然るに官処の吏員が利益を得るものの如く誤解し、翌明治三年の秋、今の浦野館村字戸館（筆者註、今の上北町）農民治郎兵衛なるもの首謀者となり、近郡十三ヶ村に檄を飛ばし、農民数百人党徒し、御買上大豆免除請願せんとして、八幡林に集合、夜はかがり火をたき、鯨波をあげて官処に押寄せんとす。

此集合を聞知したる官処にては、民事局役員を新館に出張せめ、南川目大肝入米内山半藤（世襲肝入なり）其他吏員現場に臨み、巨魁を始め重立たる者に諭す所あるも、中々服従せず、押寄せて、七戸橋に藩吏これを防止するも、遂に破りて市中に乱入す。

商家は恐をいだし、毎戸を閉じ、他に避難せんとす。

中に盛田喜平治氏は、炊き出し、握り飯及酒を店前に出してねぎらいたるを以て暴挙をのがれたるも、船木屋儀兵衛（山松と称す）店を閉じてあり。

党徒等休息せんとて蒔戸を軽く打ち、小口窓を開きて顔を出せしに、内より湯をかぶせかけたり。

多勢これを見るや、無礼なり、湯をかくるとは何事ぞと、鳶口にて戸を乱打し、表戸を押し破る。

其勢に家内は裏口より逃ぐ。

其中、斧を持ち来りて、大戸を破るあり、畳を寸断するあり、木線類を通路に投げ出す等甚しき暴挙に出る。

是より先、検断盛田安兵衛急を官処に訴う。

大参事新渡戸伝、小参事金井静馬、市中に火災の起るなきやと非常の配慮にて、全く暴挙に出ずるに於ては、打ち捨てて苦しからずと厳命したるも、高の知れたる百姓一揆、脅威して鎮定するにしかずと、藩士数十人に鉄砲を持たせ、空砲を発せしめて城中より市中に至らしむ。

藩士数人船木屋に至るや、盛んに暴行しあるを以て、鉄砲にて数人を殴打したるに、豈計らざりき、実弾先に込めありしか、一声発して暴徒を倒したり。

亦先の空声に驚きてか、烏合の四散するが如し。或は崖をよじ登りて逃げ走るなど、其混雑名状すべからざりし。

其の際の請願箇条の中に、大参事新渡戸伝の首を貰い受けたしとありき。

これを見たる新渡戸大参事には、自己の首は渡すべきが何にするか、一人なれ玩弄物とすべきも、彼の多人数にて焼きて食するか、煮て食するかと、呵々大笑せられたりと云ふ。

此の騒動を起せし首謀者戸館の治郎兵衛其他罪の重きもの獄に投ぜられしが、月余にして許さる。而して農民の願意も許容せられたりと。

救済に関すること（盛田多助談）

明治二年已歳大飢饉、地方一帯窮迫を極めたり。町内第一の富豪山本儀兵衛（号山松）日を定め、貧民に稗一俵に錢一貫文づつを救助し、且つ札米というものを設け、価一貫文に対して、七、八合の相場なりしものを、特に一貫文に付二升づつに与へたり。

尚七戸のみならず附近村落の者にも、申込に應じて給与又は貸与せり。

それにも拘らず押寄せのありしは残念なるが、明治三年即午の歳の押寄は、最初より七戸町の町家に対して乱暴する意志はなかりし様で、代官所に向つて年貢を安くせられんことを歎願する意志に過ぎざりき。

先発の者が突発的に山松家の店の蔭戸を棒にて突きし所より、吾も吾もと暴民入り乱れ、無意識的に戸障子を破りたりとのことにて、山松家より、押寄せ来り潰れに及ぶ旨、二回ほど急使を以て代官所に報告せしに、鎗十挺、鉄砲十五挺許りで警護を遣はされ、暴民に対して発砲したところ、暴民四方に逃げたりとのことなり。

此の時山松家にては焚出しを出して暴民に食はせ、浜幾其の他の店にても同様焚出しを出して食はせりとのことにて、当時七戸支配二百十二ヶ村（筆者註、枝村を含む）より、全部一戸に付一人づつ出でたりとのことなれば、少なからぬ人数なりしならん。

最初は願意十二ヶ条とかを静々と代官所に訴ふる筈なりしも、先発者の乱暴より暴民に變じ、忽ち拂はれたりとの事なり。

当時盛岡藩より七戸支配に対し、御用金が年々三千両づつ御割当なりたるものが、内千五百両は山松家、五百両は浜幾家にて納め、後千両は支配全部に割当て納めたりとのことなり。

之等によりて見るも、当時両家は如何に富裕なりしか知るべし。

これらの資料は、一揆の概要を伝える好資料ではあるが、間違ひも脱漏もある。

一例を云うなら、八幡林に集合したのは七戸通十三ヶ村ではなく、旧来の七戸通二十五ヶ村が主体であり、それに七戸通十三ヶ村（元五戸通に属した）が合流したものであるし、一揆の願条も御用大豆の買上廃止だけではなく、また、当時盛岡藩では年々三千両の御用金を七戸へ課したということも誤解である。

そこで、一連の資料により一揆の真相を探ってみたい。

第二節 一揆の願条とそれに対する藩の回答

まず、この一揆の願条と、それに対する藩の回答からみてみよう。

一 揆の願条（『新渡戸伝一生記』）

- 一、御年貢三分一上納、三分二は御免被下度候事
- 一、御定例大豆御免の事
- 一、御救助米代三ヶ年上納の事
- 一、種粃拝借代金は明年迄年延の事
- 一、沼川運上御免の事
- 一、新渡戸伝様頂戴仕度事
- 一、御所御役方御免の事
- 一、御蔵新田御免の事
- 一、御検地改御免の事
- 一、此度徒頭御糺御免の事

この願条は、明治三年の閏十月廿三日、暮六ツ時（午後六時）肝入、小走共が取次ぎ、民事役所に提出された。これに対し、七戸藩大参事新渡戸伝から、翌廿四日、南川目大肝入米内山半藤に対し手交された回答は次のようなものであった。

回 答（『新渡戸伝一生記』）

一、御年貢の儀は御免申儀難被仰付、乍去昨年凶耗分食も無之、切迫にも相聞候間、三分の一処年延申付候事

一、御定例大豆の儀は宝暦二年依願御買入定候事、不事買上二も無之、乍去所持手薄相聞候間、三分の一買上候事

一、種粃代の儀は可仕付様無之、折角願出、代金の儀其方共も心得候通、脇才覚の事故、頼談可申候へ共、申出不道理なり

一、御救助米は外へは一升一貫文現拂の処、一升到付八百文に定、御貸付被成候。右代は按察府より拝借の事柄、早々半納可申、右を相納、二ヶ年納の事に盡力可申候事

一、沼川運上御免の儀は、一統願に在之間敷、沼川近辺の其業に馴候者の望に可在候。聊の運上金御免被成候共、御差支無之候得共、元来運上にも無之、勝手次第の節は口論喧嘩を醸し候処より、御締に運上被成候事、篤と考可申事

一、新渡戸伝頂載申儀難落付、同人官職は知事様限には難相成候。乍去、同人所業民害の次第有之、又自分限驕者奸曲の儀有之候はゞ、委細書付を以申出候はゞ、天朝へ申上、解官の上裁断可在之候事

一、所士族官員召仕候儀は、元来藩士は高柄より不足の儀は、多人数御入用の節は何時も御宗家様より、兵器共相添、御廻の処、御一新以来其の儀も不及、且御宗家様より御暇出し人数召抱登庸により、夫々官員被仰付候。誰御取計不宜候はゞ、悪業明細申出候得ば糺弾の上罪科可申付事

一、新田開発の儀は、日本国は人員多くして食料不足の処より、一ヶ年の凶耗にも飢餓の者出来候処、於天朝深御歎息被遊、何分開拓出精、食料行届候様、難有思召有之故、既に松前地迄開拓被仰付候七戸支配程曠野在之地、日本には稀なる処、差違申出候儀は不勘弁事候

一、地押御檢地の儀は、寛文以来御改無之地所分乱に相成、銘々地所土位・石盛・反別も相知不申次第の処、此度天朝より、反別明細書雛形を以御布告有之、右書上百姓共銘々相調、書上候に宜敷候得ば、檢地改は不申候。

万一御吟味の節、坪数の違、地位の狂ひ等有之候はゞ、地主・村長は勿論、知事様の御手落到に至り可申、依之入費不厭、御改在之事

一、此度愁訴と号し、多人数相集候主謀の者、御召捕御免申儀は、食料不足、無據歎願に候得ば御寛免も可有之事

一見まことに条理をつくした回答であるが、一面中々厳しいものがある。

処が、前記開拓誌の、この回答が記されている末尾に、廿五ヶ村の村長共は、自分達が全く知らないうちにこの企てがなされたとして、十ヶ条はとり下げ、年貢米、御定例大豆、御救助米代の件のみ、改めて再願した旨、左のように記されている。

右十ヶ条の願、明細に可申出、且船木屋儀平に何等の遺趣有之、狼籍に及候哉、逐一可申出の旨相達候
処、廿五ヶ村の内、東六ヶ村并三本木の者、願筋も一円心得不申、八幡山へ相集り不申候へば、家を潰
すと申触れ候故罷越候処、最早退散後参り候故、前後相心得不申と答書相出し、十八ヶ村長共、私共不
存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候

何分願下に改て願上度歎願に付、十ヶ条は相下候処、御年貢米三分一年延、御定例大豆三分一御買上、
御救助米代半納の箇条のみ願書相出候事

藩は、これに対し、「尋」という形で、さらに、回答の趣旨を一般百姓に徹底させるための沙汰書を下し、異議
ある者は申出るように述べるとともに、その末尾に、別紙で次のような再願に対する回答を付している。

尋 (筆者蔵『明治三年百姓一揆関係綴』)

此度の事件は、違作・凶作打続き、当年は豊作と乍申、分付租税御請仕候得共、上納済に至候得ば、食料も無之処より、小間居限屯集、歎願の筋にも可有之哉、然る処、願書差出、其沙汰相待不申、市中江押入、狼藉の所業致候得ば、歎願の事にも有之間敷、儀兵衛宅破毀候は、何れの意趣可有之、小間居の者相尋、儀兵衛に非道非義の儀有之候はゞ、可申出事

一、御年貢、御定例大豆、御救助米、種粃代右四ヶ条は困窮に付無廻年延、石引願出候事に可有之、沼川運上の儀、従前の仕来に候処、聊の運上錢一統の願立、如何可有之哉。

沼川近辺の百姓のみ願筋に可有之哉。

運上無之候ては数人勝手次第所業有之候処より、聊にても従前より右に仕来居候事、且は雑税の内にて、朝廷^江書上に入候事故、申立の上に進退可申候事

一、新渡戸伝は、是迄従前無之新法事も課役も申付候事無之、民の扱に非道の筋有之哉。

又は自分限の奸悪驕奢等有之次第も候はゞ、明細に認め、訴出可差出、無故申出事にては難申立候事知事様元御家来不足、是迄の御本家様より不足人何人も拝借有之候処、無其儀、且又元御給人御本家様より御暇相出、右の内開拓見込有之者御召抱数十人有之、追々人撰に寄りて役官可被仰付候。

名面無之申出二候えば、不殘御召仕被成候様無之、此儀勘考可申出事

一、御検地の儀は

天朝より支配地惣高の内、田畑の反別書分、田上中下、畑同断、坪数相違無之様取調、其上一ヶ村限

百姓誰高何石、内田畑反別上中下位、林藪迄も相改、明細に書上、当十月迄諸国共差上候由。

七戸・八戸・斗南は今に書上無之、早々相調、書上候様御沙汰有之候えども、当御支配所反別不定故、無勘、地押検地相改候。

其方共銘々右調明細に出来、追つて朝廷より官員相越、改候節、坪数等行違無之様出来にも至候はゞ、御改に不及候。

来三月迄、訖度調書差出可申事

一、新田の儀は、開拓専ら御執行に付、松前地迄夫々被仰付候程の事にて、諸国共一統開立候儀は、一ヶ年の凶作にも餓死候者多く相出候事御歎被遊、右様被仰出候に候えは、知事様にて入費御用意有之候えは、御開立可有之候えども、其方共相納候米錢御相続も御取続無覚束、御借財にて御凌被遊候事、御家中不足御召抱に相成候御扶持方不足、無勘、新田申立候者^江は被仰付、何分披立相増、食料有余有之候様に御世話被成候を不相弁、土地を厭ひ、故障申出候義、不勘弁の筋に有之間敷哉。

日本之地所、当御支配処程空地沢山有之処無之、通行の役官の衆、天朝^江申立候事も有之、此地にて不開得候えは、何国の人にてても可被仰付事、能々相考、可申出事

庚午十月

別紙

御年貢	三ヶ二上納	三ヶ一永々拝借
大豆	三ヶ一上納	外に三拾駄上納
給所年貢米	三ヶ二上納	三ヶ一永々拝借
残り、金目納		
御救助米	半納	残り来六月納

第三節 一揆に参加した村々

この七戸通百姓一揆に参加した村について、工藤口述書は、治郎兵衛が近郷十三ヶ村の百姓を糾合し、八幡林に集合の上、七戸官所に押し寄せたとしているが、これは間違ひである。

この一揆は、一つの集団ではなく、二つの集団から成っていた。

一つは、閏十月二十二日に、七百村（今の下田町の一部）に集った七戸通十三ヶ村の集団であり、今一つは、翌二十三日八幡林に集合の上、二十四日に七戸へ押寄せた七戸通二十五ヶ村の集団であった。

このうち、八幡林へ集った集団の中には、前日七百に集った十三ヶ村の百姓の一部も合流していた、というのが実情である。

この辺の事情について、『三本木開拓誌』上・下巻は「閏十月二十二日、風雪、十三ヶ村集会、今に御請不申、

夜半に至り、下田村七百の辺に火の手上り候。探索候処、百姓集在之由……」「二十三日夕七つ時（午後四時）十三ヶ村請濟相成候間、七百辺に屯集百姓又八幡山に屯集の由……」と述べているから、一揆の集団は七百と八幡林の二ヶ所に屯集したこと、七百の集団は、藩の回答を了承しながらも、そのうち八幡林の集団に合流したらしいことがわかる。

しかし、同書はまた、二十四日の処に、大坂村の肝入の報告として、「八幡山へ参候処、数百人屯集、十三ヶ村者は何方に居合候哉相分り兼……」「十三ヶ村の者共見当り候者へは、早々逃帰り候様申聞かせ候」と記しているから、八幡林の集団へ合流した者は、それ程多くなく、また説得をきゝいれ、七戸まで押寄せずに帰村した者が多かったであろうことも推測される。

一方、二十三日、八幡林に屯集した集団に対しては、七戸官所役人、町方検断、宿老達が出張の上これを説得し、一応鎮静状態にあったが、二十四日朝に至り七戸へ押寄せ、工藤口述書に述べられているような状況となったのであるが、この時七戸へ押寄せた村々は、前述、回答末尾に明記されているように、七戸通二十五ヶ村が中心であった。

この二十五ヶ村の中には、七百に屯集した十三ヶ村は含まれていない。

そのわけは、単に十三ヶ村または七戸通十三ヶ村というのは、単なる十三の村々という意味ではなく、七戸藩創立に伴ない、五戸代官所の管轄する五戸通から離れて、七戸通（七戸藩）に編入させられた村々を意味する個有名詞であるのに対し、二十五ヶ村というのは、旧来から七戸通に属する村々の意味であるからである。

以上により、この一揆に参加した村々は、二ヶ集団に分れてはいたものの、七戸藩領の全郷村三十八ヶ村であったことが明らかである。

左に、その村名を記そう。

七戸通十三ヶ村（旧五戸通管内）

- ①沢田村の一部 ②切田村 ③相坂村（大坂村） ④折茂村 ⑤小平村 ⑥柳町村 ⑦鶴喰村 ⑧犬落瀬村
⑨上吉田村 ⑩下吉田村 ⑪下田村 ⑫百石村 ⑬天ヶ森村

七戸通二十五ヶ村

深持通 ⑭深持村

三本木通 ⑮三本木村

洞内通 ⑯洞内村

南川目通 ⑰立崎村 ⑱八斗沢村 ⑲馬洗場村 ⑳大沢田村 ㉑新館村 ㉒上野村

御町通

㉔七戸村（枝村多数）

上川目通

天間館通 ㉕天間館村（枝村多数）

北川目通 ②⑥野崎村 ②⑦中岫村 ②⑧花松村 ②⑨附田村 ③⑩榎林村 ③⑪二ツ森村 ③⑫甲地村（枝村多数）
東（郷）通 ③③倉内村 ③④平沼村 ③⑤鷹架村 ③⑥尾駁村 ③⑦出戸村 ③⑧泊村

一揆をおこしたこれら三十八ヶ村には、一揆についての真接間接の連絡は当然にあった。

またこの一揆が、明治三年閏十月下旬の段階で、突発的に発生したものでなく、その前兆は、明治二年七戸藩知事南部雄鷹信方七戸到着直後からあった。

しかも、それは、五戸通から七戸藩領に編入された村の間から起っている。

そのことと、一揆の願条とからみると、この一揆は、七戸藩の創設と大きくかゝわっているように見える。この意味で、次に、この一揆に係る出来事を年表的に記してみよう。

第四節 七戸通百姓一揆関係年表

- 明治二・一・一四 南部雄鷹信方、信民の家督をつぐ。
- 〃 一・二二 新渡戸伝、信民の領地があつたということに対し、疑をもつ
- 〃 二・一六 七戸城南雄鷹の領地となつた旨のお触れがでる。
- 〃 四・九 南部雄鷹の領地を内定し、行政官へ届出、同時に七戸通百姓にもその旨を達する。
- 〃 五・ 南部雄鷹に対する郷村高帳が出る。

七戸通二十五ヶ村の外、五戸通のうちの十三ヶ村が七戸藩領となる。

○ 六・二 雄鷹、七戸藩の版籍奉還を願出、二十四日許される。

○ 六・九 前記郷村高帳七戸へ到着す

○ 六・二四 雄鷹、七戸藩知事に任ぜられる

○ 六・二四 隠居南部信民、信方の家士五十七名と共に七戸へ到着す。

○ 七・一六 七戸官所を今後民政所となえることとする。

○ 八・一七 七戸藩知事南部雄鷹、七戸へ到着す。

○ 八・二二 七戸は藩であるから、民政その他諸事、盛岡と関係なく、七戸限りで決定するようとの達しが来る。

○ 八・二三 七戸民政所筆生として、元七戸御給人盛田弓人、浦田寛平、盛田勇八等登用される。

○ 九・一五 犬落瀬村、下田村、百石村の本肝入選任の件について、村方では一たん、仮肝入の昇格を

認めておりながら、本日、犬落瀬村の百姓七十人程（内数名の老名あり）程連名で、助右衛門の本肝入就任に不服を申出る等、藩政に対する不満が出はじめる。

○ 九・一九 当年諸作不熟、凶作ときまる。

○ 九・二六 五戸衆、七戸衆よりも新田開発願い日々増加す。

○ 十・六 切田、相坂、折茂、小平、柳町、鶴喰等六ヶ村、翌七日には犬落瀬村、上吉田、下吉田、

百石、沢田六ヶ村、計十二ヶ村の肝入、老名を七戸へ呼出し、七戸凶作につき、租税上納方について特別の配慮を促す。

新渡戸伝、西田嘉十郎、盛田勇八等列座（これも、不満の種となる）

○ 十・ 八 前記十二ヶ村の肝入、老名より、高一石につき玄米二升割合を以て、雑穀にて上納する旨申出る。

○ 十二・七 新渡戸伝、七戸藩大参事に宣下の旨、太政官によりの達しが来る。

○ 三・一・二 去年の凶作救助方歎願のため、新渡戸伝の東京出張をきめる。

○ 一・二 七戸通南川目百姓に愁訴の動きがあり、盛田弓人、上崎一郎、大肝入米内山半藤等これを鎮める。

○ 一・四 洞内村の百姓一統、元知行主（給人）の非違を訴える。

○ 一・四 七戸村周辺の百姓、願の趣あり、老名二十人程七戸へ寄合う。

○ 一・五 在々百姓の動き騒しく、盛田勇八これを視察し、藩に報告す。

○ 一・六 洞内村伊兵衛、新山の助右衛門、大沢田村徳右衛門、牛鍵の余左衛門、大浦村三右衛門、

榎林村市助、ニッ森村の長作、三本木村の三六等、御蔵地（藩に税金を納める土地）と元給所地（給人の知行地で、給人が税金を取る土地）との郷割違（地方税の税率が違う）の事、収納見米の事、元御給人の我儘の事、新田願の事、備倉庫粃の事、御囲雑穀の事、振

駒代残金の事、市中商店両替違(店)によつて金銀と錢との換算率が違ふこと、沼川運上の事、稗拝借の事、元御給人を七戸藩役人に登用しないでほしいこと、馬改めは春秋二度にしてほしいこと、乗馬以外に伝馬御免の事等二十ヶ条の願を新渡戸伝に申出る。伝、これを説得し、自分が東京から帰るまで静かにしているよう承知させる。

○ //

・一・一五

七戸在々より百姓数十人、七戸へ集まり、商家四軒へ分宿する。

○ //

・一・一六

七戸の宿老連中、商家へ止宿の百姓、老名達を見舞い、歎願の趣を民政所に取次ぐ。

一方藩役人二名が検断所において、百姓代および老名達より、願の趣をきく。夕刻に至り、百姓代表、老名達四、五人民政所へ上る。

同日夕五ッ時(午後八時)七戸市中に左の独れ書がでる。

盛田弓人、浦田寛平、盛田勇八、野辺地弘志、御役御免

半藤、元四郎、安次郎、大肝入御免検断忠藏等郷村へまわり候儀禁示

○ //

・一・一七

七戸へ集会の百姓達夫々在方へ引上る

○ //

・二・一二

七戸藩凶作につき、七戸藩知事より壹万兩の救助金拝借方を弁官に願出る。

○ //

・三・二

七戸通南川目の村々の百姓五百名余七戸市中に入込み商家六軒に分宿す。

舟木屋儀兵衛より、ひる飯炊きだしする。願の趣は、百姓難澁につき、天朝より金品を拝借したいとの事である。

○ 三・八 七戸通百姓救済のため、舟木屋義兵衛、盛田喜平治、浜中幾治郎の三豪商等野辺地の豪商
野村治三郎へ頼合に行く。

○ 三・一〇 植西、田中両藩吏、南川目および天間館通廻村

○ 三・一三 右両藩吏北川目通廻村

○ 四・一六 弁官よりの拝借金二千両にきめられる。

○ 四・一七 七戸藩より、再度一万両の拝借願を出す。

○ 五・七 七戸藩内窮民救済のため、政府は秋田廻漕米千五十石を一石につき七両（はじめの約束は
六両）にて拂下げることを決定する。

よって翌八日、拝借金一万両の再願はこれを取下げる。

○ 五・一五 御救助米一升六百文の処七百元となる

○ 六・二五 按察使水谷主典、七戸へ来り救助米の取扱い方の適否を調べる。

○ 八・五 七日まで七戸藩主雄鷹、在々廻村

○ 九・三 盛田弓人、盛田勇八、工藤隆太、浦田寛平等七戸通諸村の百姓毎戸の高調べを命ぜられる。

（筆者註、これによりこれらの人に対する不満再燃す）

○ 九・五 野辺地弘志、玉山誠蔵、駒嶺康太三人検地御用を命ぜられる（前同断）

○ 十・二七 七戸藩藩政改革、これにより、元御給人で藩の役職についた者は、民事会計係に、權少属

として盛田弓人、工藤隆太、盛田勇八（広精）、試補民事専務に史生として三浦庄七、野辺地弘志の七人である。

○ 〃 閏・十・二二 七戸通十三ヶ村（旧五戸通）肝入、老名等願書を以て、年貢三分の二御免、御買上大豆御免、御救助米三ヶ年にて上納方等を願出る。

伝は、年貢三分の一年延、御買上大豆常例三分の一納、御救助米代金半金納入の上、残りについては天朝へ願出る等の案を示す。

○ 〃 閏・十・二二 十三ヶ村の百姓、伝の回答に納得せず、七百村（下田村）に屯集、夜に至り火の手をあげる。

一方七戸通二十五ヶ村の百姓連は、八幡林に屯集する。

○ 〃 閏・十・二三 十三ヶ村、夕七ツ時（午後四時）伝の回答に納得す。しかし、その一部は八幡林に屯集の百姓集會に合流す。

夕刻、八幡林に屯集の二十五ヶ村の百姓十ヶ条の願を七戸民事役所に提出する

○ 〃 閏・十・二四 八幡林に屯集の二十五ヶ村の百姓、七戸市中に入込み、乱暴を働く

その勢、一説に二千人余という。

同日、伝より回答書を出す。

同日、七戸通十八ヶ村村長共、右十ヶ条の願書を取下げ、改めて、年貢米三分の一年延、

御定例大豆三分の一御買上、御救助米代半納の三ヶ条の願書を提出す。

○ 〃 閏・十・二五 七戸通全村に「尋」(御沙汰書) 出る

○ 〃 閏・十・二六 新渡戸伝、十三ヶ村を廻り、一揆後の状況を見る。

○ 〃 閏・十・二七 七戸藩、市中警備を厳にするため銃隊を組織す。

○ 〃 閏・十・二九 銃隊に昼夜の見廻りを指令、その旨市中にも沙汰す。また船木屋儀兵衛の商品を所持している者は返却するよう指令す。

○ 〃 十一・一 民部省庶務司大久保方雄、竹田十左衛門、通行の途次、七戸通百姓一揆に関する一件書類の提出を求める。

○ 〃 十一・二 七戸通惣村肝入、老名達へ、村々一統慎み居り、出奔等無きよう布告す。

○ 〃 十一・四 藩より百姓騒動一件を政府に報告す

○ 〃 十一・十三 御年貢、天間館村より出初める。

○ 〃 十二・二 渡辺民部大丞よりの呼出を受け、新渡戸伝山形まで行く。

伝、百姓一揆への回答中、年貢三分の一年延の件を詰問される。

よって、五日、七戸郷二十五ヶ村、六日、五戸郷十三ヶ村を呼出し、それぞれ年貢皆納方を承諾させる(筆者註、この時点でも十三ヶ村を「五戸郷十三ヶ村」と呼んでいることに

注意)

〇〃 ・ 十二 七戸通惣肝入、老名達より、年貢は御沙汰通り上納する旨届出る。

〇〃 ・ 十二 七戸通惣村肝入、老名達より拝借米を願出る。

〇〃 四・一・八 七戸藩渡辺二騎、弁官へ出頭し、御救拝借米代金中、未納分五千貳百兩余の延納を願出る。

註 この年表は、『新渡戸伝一生記』、七戸宿老盛田与左衛門日記『雑日下恵』、筆者蔵『明治三年七戸藩庁日記』等により作成した。

この年表によつてみれば、明治三年閏十月二十一日から始まる七戸通百姓一揆は、突発的に発生したものでなく、その前兆は、七戸藩知事南部雄鷹の七戸到着後間もない九月から現われはじめていたことがわかるし、榎林、二ツ森村等にも動きがあつたことがわかる。

明治三年一月五日までは、七戸通三十八ヶ村の結びつきを示す明確な材料はなく、一見それぞれの通、それぞれの村々が、別々に行動しているように見えるが、一月六日、新渡戸伝と交渉に當つた八ヶ村は、洞内通、南川目通、北川目通、三本木通に属する村々であり、その要求も、閏十月の一揆の時の願条に極めて近いものになっているから、一月六日以前にも、相当の連絡はあつたものであろう。

次いで、一月十五日、七戸在々（恐らくは上川目通）の重立百姓、老名等が動き、その後一時沈静したかに見えたが、三月二日、三日にかけて、南川目百姓の大規模な動きがあつた。

その後は、拝借金、御救助米の到着、および七戸商人による救済活動等があり、百姓の動きも、これまでに見えたが、九月頃から、平年通りの年貢の徴収、検地の強行等の藩の方針（これは政府の方針でもあった）が明瞭となったため、遂に閏十月の大百姓一揆に発展したものである。

ここで注目したければならないことは、二年一月六日の各通の諸村の重立の会合に、七戸通十三ヶ村の代表が姿を見せていないことである。

このことは、七戸通十三ヶ村と、七戸二十五ヶ村とは、大局的には同じ立場であっても、両者の間には、七戸藩創設に伴ない、七戸通十三ヶ村が、五戸通から七戸通へ編入されたことに基づく、微妙なる感情の差があったことを暗示するものであらう。

そのことは、閏十月の大百姓一揆のときも、多少の合流はあったものの、二つの百姓一揆のような形をとってそれが行われたことにもあらわれている。

こうみえてくると、この一揆は、七戸藩の創設と大きなかゝわりを持つものであることがわかるが、特に十三ヶ村の場合は、二重の意味において、そうであつたのである。

七戸藩の創設については、別記したので、ここでは再言しないが、突如の七戸藩の創設は、この地方に大きな動揺を与えた。

動揺は百姓ばかりでなかった。

戊辰の役の結果減封処分を受けた盛岡藩主利恭は、明治二年四月、七戸御給人の族禄を没収した。

元来七戸御給人の族祿は、名目上は知行地であっても、旧来の私有地か、開拓の上知行地として認められたものであったので祿を没収されたといっても、その土地からの年貢徴収權を奪われたに過ぎないもので、土地は保有することが出来たのであったが、今度は給人が自ら年貢を藩に収めなければならないことになった。

つまり、給人は、ただの百姓と同じ地位に落とされたわけである。

そういう取扱をうけた七戸給人の数は百八十余人に及んだ。

一方新に創設された七戸藩主南部雄鷹信方の家臣の七戸到着は、明治二年六月二十四日であり、その数は五十人、全然七戸を知らない者ばかりであった。（この時点で雄鷹の身分はもう、藩主ではなく、藩知事になっていた。また雄鷹自身の七戸到着はさらに遅く、八月十七日のことであった。）

七戸を知らない、新しい藩士（江戸士族と呼ばれた）だけで藩政をとれるものではない。

そこで藩は、政治の空白を埋め、また、祿を没収されて不満でいる旧七戸給人達の不平を押えるため、旧給人のうち、不毛地の開拓希望者に限り、雄鷹の家士として召抱えることとし、その数は百数十人に及んだが、祿は支給されなかった。これらの人々は、開田士後または無祿士族と呼ばれた。（『元七戸県士族卒面附』による）

しかし、それだけではどうにもならないので、藩はこれら無祿士族の中の数人を、七戸藩の役人（御所役方と呼ばれた）に登用した。これらの御所役方は、勝手知ったる七戸のこととて、縦横に活躍した。

その人の名は、年表に出ている通りであるが、これらの人々に対する、役職につけなかった元同輩のねたみや、直接これらの御所役方から色々の命令を受ける村民の不満は大きかった。

このことは、もとの七戸通二十五ヶ村の村民にとってよりも、七戸藩領に編入されたもと五戸通の十三ヶ村にとっては、より大きかった。

また、「自分検見」等の特典のあったこの地方の百姓にとって、寛文年間（一六六一〜）以来実施されたことのない検地を実施されることは、一部実際の生産高以上の不当に高い高（これをもとにして税が賦課される）を背負わされている百姓以外には大変迷惑なことであつた。

そこへもつてきて、明治二年の大凶作である。

明治三年の惣百姓一揆のかけには、このような政治的、経済的に特殊な事情がかくされていたのである。次に、一揆の掲げた十ヶ条の願条の分析を通じて、この一揆の発生した原因をより具体的にみてみよう。

第五節 一揆の原因

この百姓一揆の真因を知るためには、前述したように、当時の七戸地方の政治・社会経済状態が大混乱期にあつたということを念頭においた上、一揆の呈出した願条を、それに対する回答書等を勘案しながら分析してみることが必要である。

一、年貢の三分の一上納、三分の二免除の願条……前年の凶作とこれに基づく困窮を考えれば当然の要求であつた。

この事情を知る藩の回答は三分の二上納、三分の一年延と妥協的なものであつた。

一、御定例大豆買上御免願……これに対する回答は三分の一の上納、三分の二免除であったが、この願条は次のような事情によるものである。

①明治二年は凶作であった。凶作の時は、「米は無くても、味噌さえあれば生きられる」というのが、この地方の常識であった。その味噌の原料たる大豆を普通に買上げられてはたまったものでない。

②当時八戸藩でも御用大豆の買上げをしており、五戸通りまでも入り込み、しかも即金で買上げていたのに対し、七戸地方での南部藩の買上げは、代金後払い制であった。

現金売りに慣れた旧五戸通りの百姓が、後金払いの買上げに反対するのは当然であり、七戸通の百姓がそれに同調するのも当然であった。

一、種粃代来年迄延納願……困窮の為の願出である。

回答は、脇から才覚したものだから延納は無理であるとのことであったが、筆者所持の回答書には「種粃の儀者其方共存候通、致才覚置候事故、向方頼入之上挨拶可申候事」と語調が柔かになっている。

一、御救助米代金三ヶ年賦上納願……これも困窮のための願出であるが、回答は、まず半納せよ、残りは来年納とするよう尽力するというものであった。

これも、筆者所持の回答には「半金も上納候は、押而歎願可申立事」と微妙な違いがあるが、「尋」には「御救助米半納、残り来六月納」となっている。

一、沼川運上御免願……漁業従事者からの願条であろう。これに対する回答は、その税額もわずかであるから免

除してもよいのだが、それでは無秩序になり、乱獲が予想されるから免除出来ぬ、というのであるが、筆者所持の回答書には「沼川運上之儀者雑稅書上候事ニ候得者、天朝^江申立、御沙汰次第沙汰可申事」と、回答を留保した形をとっている。

一、新渡戸伝頂戴願……これは、一揆の場合によく掲げられる願条である。悪政の最高責任者を自分達の手で裁きたいというものである。

回答は、伝は天朝より宣下の官職にあるから、藩知事でも処分は出来ない。もし、伝が非道なことをしているのなら、その旨明細に認め、呈出せよ。それが真なら天朝へ申し上げ免官させるようにする、という尤もなものであった。

一、御所役方の免職願……この願条は、当時の七戸藩の政治状況を熟知していないと分らない。

御所役方とは、もと七戸御給人（郷土）の中から、えらばれて新七戸藩の役人に登用された数人の者をさす。年表に、しばしばその名の出てくる盛田弓人・盛田勇八・浦田寛平・野辺地弘志（後には工藤隆太も加わる）等は、そういった数少ないエリートであった。

そのエリート意識が出たのか、あるいは彼等が、藩の政策遂行の第一線に立って、百姓と接触する機会が多かったための犠牲となったのか、彼等は、閏十月の一揆以前、一月六日の各村の代表の強い要望に基づき、一月十六日、一たんその職を免ぜられている。

しかし、有能にして、七戸地方の事情に詳しい、こういった人々無しには、江戸士族ばかりで構成された七戸

藩の円滑な運営は望むべくも無かった。

かくして、彼等は間もなく、それぞれの役職を与えられ、十月廿七日の藩政改革に基づく改造人事の時にも、重要役職に任命されている。

一たん、自分達の力で免職に追込んだ者達が再び、藩の権力機構の重要な地位についたことに対する反発が、こういった願条となったのである。

これに対する回答は、悪業（尋）では、民害となっている（を行っている者があつたら申出るよう。糺弾の上処分する、ということであつた。

一、御蔵新田御免願……全願条中この願条の解釈が一番難かしい。

筆者は、以前『近世青森県における農民の生活史』の中で、一般の百姓なら、新田開発に一揆までおこして反對する必要は無からうとの先入観から、これを、戊辰戦争の結果無禄士族となつたもと七戸御給人達が、税金を納めなければならぬ御蔵新田の開発に反対したものと見、さらには前願条の、所役人の登用反對のうらには、役職につけなかつた同輩達の嫉みもあるものと見て、この一揆のうちには、こういった元御給人中の不平分子がいたのではないかと推察したが、今ここで、次の二つの理由によりその考を改めたい。

①無禄となつた元御給人達は、連名で左の如く誠忠を誓っていること。（前掲『雑日下恵』）

此度無御據御趣意柄二付、私共御暇被下置候旨御沙汰の趣委細被仰渡奉畏候。一統泣涕奉恐入候。依之恐多願上様奉存候得共、御沙汰の通慎而農商の内二帰し、追而御沙汰迄生業相励ミ居可申候間、万一異変等の義出来候

節は、御沙汰次第、何方迄も馳参、御奉公相願申度、一同赤心ニ御座候間、何卒情実不便と思召被成下、永ク子孫ニ至迄無御見捨、何時にても御用被仰付被成下度奉歎願候

明治二年五月

七戸惣御給人

連印

諸医

長山 蔵五郎 様

北山 克己 様

西野 轉 様

②別記したように、明治二年五月、新田開発を条件として、元御給人達を信方の無禄士族とすることを認めるや、新田開発願が殺到し、元七戸御給人のほとんどが無禄士族として採用されたこと。

この願条に対する回答は

①新田開発政策は、新政府の根本方針であること

②日本國中、七戸通ほど開拓適地の多い処はないこと

③従つて、この願条を認めるわけにはいかない、ということであつた。

一方、『尋』では、百姓の納めている年貢だけでは、藩の相続もおぼつかないこと。そのため家中の士も十分に召抱えられなく、俸禄の支給も少額であること。よつて、困窮者救済と藩財政窮乏打開のための新田開発である

こと。もし、七戸地方の人が開発に反対であるというなら他国人に開発をさせる、とまで述べている。

これらの回答や『尋』の文言からみれば、新田開発は、もと七戸御給人即ち無禄士族だけを対象としたものでなければ、百姓だけを対象としたものでもない。つまり、誰にでも、平等に開発を許したものであった。

そこで、実際、この頃のこの地方の新田開発が如何に行われたか、その状況を『新渡戸伝一生記』によってみてみよう。

二・五・二一 新渡戸伝、中務殿より、無禄士族に対し新田を開かせるよう、そのため障碍になることの有無を調査するよう命ぜられる

二・六・二九 所御給人人数新田開発を願出る

二・七・一 七戸衆数人新田開発を願出る

二・八・二四 七戸衆野竿御検地を願出る

二・八・二九 藩役人、七戸村・甲地・榎林・二ツ森・天間館・中岫・大浦・上野・洞内等八ヶ村を廻り、御

蔵新田願上についての無精なる取計いに対し論達す

二・九・十七 七戸町大塚屋喜平治、舟木屋儀兵衛新田開発願を出す

二・九・二一 七戸町舟木屋儀兵衛、検断安兵衛新田開発願を出す

浦田寛平右同断

二・九・二五 盛田勇八に対し、榎林村にて申請中の御蔵新田二百六十石中五分の一を茅場とし、残りを他に

譲渡したしとの願を許可す

二・九・二六 五戸衆・七戸衆よりの新田開発願日々に増加す

三・二・十六 新政の新田開発促進政策にそつて七戸公用人より民部省へ開拓願を出す

同時に成開地の永世下賜と十五ヶ年の歛下年季を願出る

三・二・二一 七戸民事所より、開田士族に対し、開田成工の上は、御改の上、その幾分かを家禄とする旨を

達す

(この条のみ盛田家文書)

これによれば、この頃新田開発願を呈出したものは、所御給人(無禄士族)、五戸衆・七戸衆(衆は、やはり無禄士族をさす)で、続出したといわれる新田開発希望者中には、百姓が一人もなく、わずかに商人が数人いる外は、ほとんどが無禄士族であつた。

百姓には、自力で新田開発する力は無かつたのである。

無禄士族が新田開発に殺到したのは、明治二年五月、前述したように、元七戸御給人中、新田開発をしたものは、士族(但し無禄)に召抱える、という方針に沿つたためである。この人達の開発した田畑は、盛田勇八の榎林での開発の事例で分るように、お蔵新田であつた。

つまり、無禄士族は、士族の名誉欲しさに、租税を納めなければならないお蔵新田の開発に従事したのであつた。

その数は前述したように、百数十人に及んだ。

このことは、当面新田開発をする力のない村の百姓にとつては黙視することの出来ないことであつた。

御蔵新田開発反対の願条は、このような立場にある百姓から提出されたものであつた。

一、御検地改め反対願

江戸時代の百姓が検地に反対するのは無理からぬことである。

隠し反別があばかれては大変だからである。これに対する回答ならびに『尋』は左の様なものであつた。

① 検地は新政府の政策であり、検地様式が雛形を以て示されていること

② 当地方は寛文年間以来検地が行われたことがなく、土位・石盛・反別が不明確で、所有者自身すらよく知っていないこと

③ 全国のうち、調査未了の地方は、七戸、八戸、斗南だけであること

④ 従つて、百姓自らの手で調書を提出できるならともかく、それも出来まいから藩で実施する

この回答ならびに『尋』のいうところも尤もである。ただ、ここに問題なのは、回答中にあるように、当地方は寛文年間に検地が行われて以来、この時点まで、二百年間全然検地をやつていなかったという事実である。

このために、百姓の持高と、現実の耕作反別との間には、はなはだしい違いが生じていた。

即ち、大農は持高に比し、耕作反別が大きかったのに対し、小農の中には、持高よりも耕作反別が極端に少ない百姓もいた。（『郷村古実聞記』南部叢書第四冊一八三頁参照）

このような事態の生じたのは、土地売買の際、売主の弱味につけこんで、高の不当なる移転が行われているためであつた。

こうみてくると、この検地反対の願条は、不当なる高を負わされている一部少農を除いた一般百姓と、有利な高を所有している大農との利害の一致の上に出されたものとみることができよう。

一、徒頭処罰御免願……自分達の代表者を処分しないでほしいという願は、一揆としては当然の願であらう。

これに対する回答は、『新渡戸伝一生記』では「御寛免も可在之事」となっているのに対し、筆者所持のものには「違作凶作打続候折柄、食料ニも迷惑、上納も行届不申、無拠敷願申出候ニ候ハ、頭人ハ御糺有之間敷事」となっている。

但し、事實は、これと異なり、短期間とはいえ、一揆の主謀者治郎兵衛、新山助右衛門等が入牢せしめられたことは、『工藤轍郎口述書』其の他の示す通りである。

以上、一揆の願条の呈出された原因を筆者なりに分析してみたが、さらにこれを総括してみよう。

江戸時代、この地方の百姓は極度に貧しかった。そういう中から租税を納め、一家数人の衣食住を賄っていくことは、なみたいていのことではなかった。

こういう実情を熟知していた南部藩は七戸地方からの年貢収入をほとんどあてにしていなかった。

したがって、代官としても、成績をあげるために過酷な年貢をとりためる必要はなかった。百姓は時には他に類例を見ない「自分検見」で、自ら年貢を計算して上納することすら許されていた。

これが江戸時代、この地方にあまり百姓一揆が発生しなかった理由である。

明治になって、突如として七戸藩なるものが成立し、五戸通の十三ヶ村が七戸領に編入させられた。

そして三本木開拓の父であり、野辺地戦争の終戦処理に功をたてた新渡戸伝が大参事となり、新しい藩政が施行されることになった。

そして三年九月からは、乱れた田制をただすための検地が強行されることになり、元御給人中から所役人に登用された者が屢々村を訪れるようになり、正規の租税徴収の方針が示達された。それら所役人の百姓に接する態度は、百姓から見れば、がまんできないものであった。

御一新と呼ばれた維新政府や、七戸地方民がはじめて其の目でみた七戸藩のこういった方針は、七戸地方民の期待を完全にうらぎった。

旧五戸通から七戸領に移された十三ヶ村の者にとっては尚更のことであった。

こういう複雑な政治的、社会経済的背景のもと、前記願条にみられる事柄を直接原因としてこの百姓一揆は発生したものであり、地域の実情を無視した新政不信の一揆であったということが出来る。

従って直接行動の時点においては、十八ヶ村の村長が云うように「私共不存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候：」というようなことがあったにしても、巨視的にこれをみれば、この一揆は肝入、老名等をも含む七戸全領の惣百姓一揆であったことは疑の余地がなく、また、主謀者と目された一、二の者だけの企図に基づくものでもなかったことは言うまでもない。

第六節 一揆の結末

①、十ヶ条の願条取下げ、三ヶ条の願条呈出

一揆の願条に対する藩の回答は、極めて理路整然たるもので、いかにも南部藩中に、その人ありと知られた新渡戸伝にはじめてなしうる体のものであり、百姓の実情を十分わきまえたものであった。

この条理ある回答に、一揆をおこした十八ヶ条の村長は、自ら十ヶ条の願条を取下げ、三ヶ条に限定した願書を改めて呈出した。

新渡戸伝が南川目大肝入半藤に回答書を手交した後、一揆をおこした理由を廿五ヶ条の村長に尋ねたところ、廿五ヶ条のうち、東六ヶ条ならびに三本木村の者は、願筋も一円心得申さず、「八幡山へ相集り不申候へば家を潰すと申触れ候故罷越候処、最早退散後参り候故前後心得不申」と答え、十八ヶ条の村長は、「私共不存候内、小間居の者相催、屯集仕候故、折角差留取扱候内、右様の所業に至り申候。何分願下に改て願上度」と歎願したので、十ヶ条を下げ渡したところ、改めて次の三ヶ条のみの願書を差出したという。（『新渡戸伝一生記』）

御年貢 三分の一年延

御定例大豆 三分の一御買上

御救助米 半納

注意……この新三ヶ条は、藩の回答をもととして作られている

藩は、この措置で一安心したことと思われるが、十一月二日民部省務司の大久保方雄、竹田十左衛門が来藩し、藩に対し詳細な報告を求めた。

その結果は、翌十二月の、年貢皆納受諾へとつながった。

㊦、年貢皆納受諾

この間の事情を、『新渡戸一生記』は、「十二月二日、谷川出仕、渡辺民部大丞より呼出に付、涌谷へ罷越候処、羽州山形迄可参申置に付、笹谷峠より山形へ罷出候処、七戸百姓動揺の次第に付、年貢三分の一年延申付候儀、如何心得候哉、年貢は不私、天下一統の事、知事限取計難落付、存入可申出、久保田米御払代金を伺も無之、二ヶ年納の達、是又不落付事候、両条承度、其許答相出不申候はゞ、早々罷下り返答可在之候事、乍去、其許相下り、百姓諭達致し、悔悟在之、年貢皆納事に相成候へば格別、百姓切迫次第見切候はゞ、知事限米金貸付は別段の事被申、依之七戸郷廿五ヶ村呼出、谷川諭達候処、御年貢皆納御請五日差上る。五戸郷十三ヶ村六日呼出し、扱候処、右村も御請差上候。内実は、石高分は預切手にて会計局より貸渡し置候事」と記している。

この維新政府の強い詰問により、名は同じく藩といいながら、新しい藩は、もはや江戸時代の藩とは全く違ったものとなっていたことを、藩も百姓も、いたいほど思い知らされた。

かくて新政府と百姓との間のいたばさみとなった藩は、百姓に年貢皆納を命じながら、実際上は三分の一年延分を七戸藩会計局から百姓に貸下げることによって、その窮状を切りぬけたのであった。

なお、この時、七戸藩総村から出された請書は、左の如きものであった。

乍恐書付を以奉願上候事

当御年貢上納方、御分付之通被仰付候所、当年豊熟とは乍申、昨年大凶耗ニ而、御百姓共一統難渋仕候処より、三ヶ二上納、三ヶ一年延奉願上候処、段々之御憐解諭達之趣、重疊恐入奉存候、依之御年貢之儀は格別之御儀ニ御座候間、御沙汰之通皆上納可仕候間、不勘弁之願上方、幾重ニも御免被成下度、此段一統奉願上候。以上。

明治三庚午年十二月

惣村

肝入

老名共

なお、御救助米半納、残り年延の件はどう処理されたであろうか。

③、御救助米代年延願の呈出

『新渡戸伝一生記』はこれについて何も記していないが、七戸通総村肝入、老名から、年貢皆納受諾時に、次のような年延願が呈出されている。

乍恐書付を以奉願上候事

当春從朝廷、為御救拝借米被仰付、飢餓之者老人も無之、難有仕合奉存候、右御代金此度、皆上納可仕候所、近年不作打続、其上昨年之凶耗ニ而、当年豊熟とは乍申、来出秋迄食料も無覚束、心配難渋仕候、依之重疊奉恐入候次第ニハ御座候得共、右御代金、此方^江半金も上納、残金来末ノ十月中迄年延猶予被成下度奉願上候。此旨

小間居御百姓共一統歎願仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段奉願上候。以上

明治三庚午年十二月

惣 村

肝 入

老 名 共

三ヶ条の願条のうち、御定例大豆の件は七戸藩限りで処置出来ることであるから、これは一応おくとして、その他の二ヶ条の切実な願いが悉く不許可とあつては、藩の面目にもかゝわることであり、また百姓の窮状を見ては、藩としてもこの願の実現に向つて努力しないわけにはいかなかった。

しかし、その処理は順調にいかず、その間の藩の苦勞は大変なものであつた。

その間の事情を順を追つて記してみよう。

一、明治四・正・八日：渡辺一騎、弁官に出頭し、「御救助米代の儀は迎も速に上納の情実無之、押而敵達、一時ニ取上候ては、御救助の道相立不申哉にも奉存、此度別紙の通奉願上候。何卒此辺御洞察被下、御仁恤の御沙汰被成下候ハ、管内一同奉感、再度暴動の所為有之間敷奉存候、此段宜御聞届被下度奉願上候。以上。」の願書を呈出する。

なお、別紙には、御救助米受取分千三拾石壹斗八升余、代金壹石に付七両計算にて七千貳百拾壹両壹分の内、貳千両は上納済となつたが残金五千貳百両余は急速に納めかねるので、上納を延期してほしい、という趣旨が書

かれています。

一、明治四・正・十八日…大蔵省の呼出に応じ、帷子春治が出頭したところ、貳千兩の御救助米代金は一体何処へ上納したのか。政府はこれを受取っていない、と詰問される。

それに対し、帷子は、救助米は按察府より受領した。しかし先般按察府は廃止になり、同所取扱事務は今後山形県で取扱うとの布告に基づき、山形県へ納めた旨を回答し、納得を得る。

一、明治四・正・廿七日…帷子春治、大蔵省に出頭し、御救助米代延納願に対する回答を求めたが、当省では分らぬ、勿論弁官でも分らぬだろう、従って、おそらく「山形県迄相願可申と御差図ニ相成可申…」との返事をもらう

一、明治四・正・晦日…正月八日の願に対し弁官より「書面之趣、山形県^江可申出事」と指示が下る

一、明治四・二・方日…山形県へ御救助米代延納願を出す

一、明治四・二・十三日…渡辺一騎、民部省庶務司に出頭したところ、御救助米の件は、民部省庶務司の取扱となったから詳細なる調書を明後日までに呈出せよと命ぜられる

一、明治四・二・十五日…伊藤正吾、民部省庶務司に出頭、前々日命ぜられた調書を呈出した処、いずれ、山形県よりの返書を持って回答するということがあった。

一、明治四・三・廿七日…伊藤正吾、民部省庶務司へ出頭し、「先般山形県^江掛合状差出置処、藩地に返戻に付、此度藩地ヨリ差越候間、両三日中ニ御序も有之候ハゞ御出頭有之度」とのことであった。（『七戸藩出張所諸御用留』）

御救助米代に関する資料はこれ以外にない。明治四年四月一日から始まる七戸藩の『諸御用留』も、この件について一切記していないので、どのような結末がついたかは明瞭でないが、おそらく、これで打切りになったのではなからうか。

なお、返済済みの御救助米代貳千両は、政府からの拝借金貳千両とびつたり一致する。

そこで疑問に思うのは、御救助米代に充てられた貳千両は、実は、政府からの拝借金を流用しての立て替え払いでなかったということである。その理由は次のとおりである。

千三十拾石壹斗余の御救助米の内、百姓が希望して実際に払下げを受けた数量は、六百五拾五石壹斗余に止り、三百七拾五石が残米として残っていた。

この六百五拾五石余の代金四千五百八拾六両壹分と錢四百三拾文のうち、明治三年中に追々貳千両が上納されたので、これを一先ず返納したと、『七戸藩庁出張所諸御用留』にはあるが、せっかくの御救助米の全量払下げを受けられないほど困窮している百姓に、総額貳千両の返納金が、直ちに出来るとは思えられないからである。

これらの点については、なお後考をまちたい。

④、御定例大豆三分の一御買上

御定例大豆の御買上げ量の減量は七戸藩限りでできることである。

従つて、七戸藩が指示して三分の一御買上願を呈出させた以上、その通りにするのが当然である。

次に掲げる、明治三年十三ヶ村御定例大豆取立調は、明らかに三分の一御買上げであつたことを示している。

明治三十三年十三ヶ村御定例大豆取立調

高	賦課高	三ヶ一上納高	村名
石合	石合	石合	
二六三一八三	五一〇三一	一七〇一〇	沢田村
四二〇四九八	八一五三五	二七一九八	切田村
三二九六八〇	六三九二五	二二三〇八	相坂村
四四一三五	八五五八	二八五三	赤沼村
一八七一九	三六三〇	一二一〇	柳町村
一〇〇三二六	一九四五三	六四八四	鶴喰村
一五〇九〇三	二九二六〇	九七五三	上吉田村
一五〇〇八二	二〇四九二	六八三一	下吉田村
二二五六〇	四三七四	一四五八	小平村
一五〇九〇三	二九二六〇	九七五三	折茂村
三二六五九六	六三三二七	二二一〇九	犬落瀬村
三七一九七〇	七二二二五	二四〇四二	下田村
一三四九九九	二六一七六	八七二五	百石村

①明治三年庚午閏十月「十三ヶ村御定例大豆調帳同取立帳」による

②この調帳は訂正箇所が多いので、数字に多少の誤りがあるかもしれず、今のところ未定稿としたい

③高は、村高中より、給所高を除いたものの如くである

④御定例大豆の賦課高は、高百石につき拾九石三斗九升である。

⑤上納高は、朱書にて「三ヶ一上納ニ納而何石何斗」と記されている

しかし、同年同月調の『南川目通、御定例御大豆割合書上帳』、および「北川目通、御定例御大豆書上帳」には、三ヶ一上納のことは記されていない。（いずれも盛田家文書）

⑤、検地の実施

検地反対の願条は、十ヶ条の中にあつたが、閏十月二十四日の三ヶ条の再願中には含まれていない。

しかし、これは百姓にとつては最大の願条の一つであつたので、この結果について一言したい。

検地のことは、明治三年九月頃よりしきりに行われていたが、一揆もおさまつてしばらく後、七戸藩の検地には、民部省地理司が立会うこととなつた。

藩は、明治四年正月三十日、翌二月中旬より検地を行うため、地理司の出張を求めたが、実際に民部省地理権少佐柳明德、庶務大令吏川島慎が、三本木を経て七戸へ到着したのは、四年三月十七日のことであつた。

それから別記十五ヶ村の実地検分があり、なお天間館通り、南川目通諸村をも一巡の上、両使が七戸へ帰つたのは四月一日のことである。両使は四月十二日には帰府しているから、廻村の後直ちに離七したものと思われる。

七戸ではそれから、文書作成のことがあり、調査結果は、明治四年五月十二日に弁官に報告されている。

左にその結果を掲げよう。（盛田家文書『前掲諸御用留』）

十五ヶ村検地出目高表（『北郡七戸藩内村々反別御改高値帳』）

	明治二年の高	明治四年改直高	差
切田村	石 合 四七五〇四八	石 合 九三五二五七	出 目 四六〇二〇九
柳町村	六五二九三	七四六五六	〃 九三六三
小平村	一五九〇三六	一二七〇三〇	入 目 三二〇〇六
鶴喰村	一七九七五五	二一三三六二	出 目 三三六〇七
上吉田村	三三三四一九	三六七七六二	〃 三四三四三
下吉田村	一〇五六八二	一五九一四八	〃 五三四六六
犬落瀬村	三三三二八三	一一六五三九二	〃 八三二一〇九
相坂村	六六七六五〇	八六二九二三	〃 一九五二七三
折茂村	三三〇八四七	五二〇三二二	〃 一八九四七五
下田村	八五二八一	一六一六一七七	〃 七六三三六六
百石村	三三四七〇二	八三五三一七	〃 五一〇六一五
天ヶ森村	三九五	七八五	入 目 三三三〇
沢田村の内	三一五五〇八	七四九四八九	出 目 四三三九八一
計	四一四六九四九	七六二七六二〇	〃 三四八〇六七一
馬洗馬村	三〇九二二	二八一一六	入 目 二八〇六
三本木村	八三六六八	一四四〇三二	出 目 六六三六四
総 計	四二六一五三九	七七九九七六八	〃 三五三八二二九

この調査結果は、明治四年五月十二日、渡辺一騎が持参して弁官に提出されたが、残り二拾三ヶ村については、その末尾に当秋農作業終了後、取調べの上報告する、とある。

この残り二拾三ヶ村の検地は、同年七月が廃藩置県のこともあり、どうなったか明瞭でない。

何れにせよ、この十五ヶ村で、四二六一石の本高に対し、七七九九石の改高で、三三三八石の出目高であるから、実に八割強の出目高となる。

これでは百姓が検地反対を唱えるのも無理からぬことであつた。

⑥、藩の責任者の進退伺い

このような大事を引起こさせ、しかも政府から見た場合、その対応の仕方に適切を欠いた藩の責任者は、当然のことながら左のような進退伺を呈出した。

昨庚午十一月御届申上候当藩管内農民共多人数、願筋有之趣ニテ、藩庁近ク相迫、及乱行候ニ付、取鎮之人数差上、早速鎮靜ニ相成候得共、畢竟私儀藩政不行届ヨリト深奉恐入候、依之進退如何相心得可申哉、何分之御沙汰被成下候様、此段奉願上候。以上。

辛未四月十三日

七戸藩知事 南部 信方

弁官御中

同日、七戸藩大参事新渡戸伝も同様の趣旨の進退伺を出したが、信方に対しては同月二十八日、伝に対しては同月二十三日、何れも「不及其儀事」と差戻しになった。〔前掲諸御用留〕

この一揆が、その後の七戸藩知事南部信方、および幼少の信方を助ける義父であり隠居の南部信民に与えた影響は極めて大きい。

信民は、信方の進退伺と同じ日に官位を捨て、七戸地方の開拓と牧畜とに従事することを願ったが、知事をさしおいての願いは不都合であると不許可になるや、今度は、信方が知事名で左のような願書を呈出してゐる。

支配地之儀ハ地味不宜候得共、原野多ク、方今宇内万国百物流通スルノ時ニ当リ、捨置候場合ニ無之儀ニ候間、開拓試作仕度、且牧畜モ可然存候処、私未タ幼弱ニ而勤学中ニモ有之、父信民儀ハ、当今ノ場合隠居ニ而、空敷消日仕候義深ク奉恐入居、右場所開拓尽力仕、御国益相立度、兼々志願罷在候、随テ暫時藩地^江差遣、地味生植其外等、得ト取調之上、尚奉伺候間、同人儀差向御暇被下置度奉願上候、以上。

辛未四月廿五日

七戸藩知事 南部 信方

弁官御中

しかし、これも同月廿八日付「不被及御沙汰候事」と不許可になった。(前掲『諸御用留』)

信民・信方父子は、これに屈せず藩の産業振興(特に養蚕、馬鈴薯の栽培、牧畜等)につとめる一方、静岡藩より飯塚一郎を招き、英学校を開く等文教の発展にも力を尽した。

これらはすべて、農民の心を心とし、その生活の向上発展につくそうとする心の現われであつた。其の後幾何もなくして廃藩置県となったが、明治、大正時代を通じ、この地方が前記諸産業の中心地となり、教育の面においても上北郡地方の中心をなすに至る種は、実にこの信民・信方父子によつて播かれたものであつた。

勿論その背後に傑出の政治家新渡戸伝がいたことはいうまでもない。

⑦、元御給人の其の後

御給人は即ち郷士であるが、彼等は江戸時代、あるいは農業、あるいは商業に従事しながら、藩の守りに一役買っていた。

そしてまた、これら御給人達の新田開発につくした功績も極めて大きいものがあつたが、彼等の中には、その知行高十石未満の者も多く、中には「稗穀士族」と馬鹿にされるほど貧しい者もいた。

其等の中には、御給人の身分をかさにきて、わがまゝなるまいをするものもいたことだろう。

そういうことが、この一揆の一原因ともなったことは既に見た通りであるが、この一揆の時、これら元御給人達がどういう動きをしたであろうか。

七戸藩の役人に登用された数名の元御給人が、藩体制側に立つて活躍したことのほか、その他の元御給人がどういう動きをしたか皆目わからない。

ただ、明治四年十月七日、天間林村の二人の御給人が、「昨冬百姓ども動揺の砌、不束の義有之二付」というので三十日間の謹慎処分を受けている。（『明治四年県庁日記』）

不束のこととはどういうことか、あるいは一揆に参加するかもしれないが、これを支援したのかも知れないが、その他の多くの元御給人達は、新田開発に熱心で、この一揆には傍観的であつたようである。

このような状況であつたので、新田開発に従事している元御給人即ち無禄士族たちの中には、相変らず、時勢

の変化もわからず、士族風を吹かせた者もあつたようで、これらの開田士族に対し、七戸県庁より「遠村に住居之向、地所等之儀ニ付、兎角従前之氣合ニ而、農民ト差別相立候輩も有之趣、以之外ニ候条、自分田畑等之事儀は都而村長・副長支配相請可申候。以後、地論等相生候節は、村長・副添印無之儀は御取上不相成候条、為心得相達候事」(前掲『県庁日記』)との「達」が十月十四日付で出ている。

しかし四年九月、青森県誕生後、青森県のこれら無禄士族に対する取扱いは、前後の事情を知らないこともあつて極めて厳しく、翌五年八月には、せつかく開いた新田の上地を命ぜられる等のこともあり、元御給人達の生きるための苦しみは、其の後もしばらく続いた(「復禄請願関係綴」)

⑧、沼川運上について

四年七月の廃藩置県前、奥羽・越後列藩同盟に加担した諸藩に対する維新政府の事務の一部は山形県が担当していたことは、先の御救助米一件でもわかるが、その山形県が、独断を以て管内の雑税を免除するに至った。(月日不詳)

山形県専断ヲ以管内雑税免除之布告ニ及候段、兼テ之御法則ニモ相悖リ、甚以テ無謂次第二付、民部・大蔵両省官員出張、右専断之布告引戻、夫々処置可致旨被仰付候条、此段為心得達之事(前掲『諸御用留』)

辛 未 二 月

太政官

これにより、一たん廃止されたかに見えたこの地方の雑税も再徴収されることになった。

『旧七戸県、明治四年租税帳』には、正納の外に、諸運上として、川運上四拾七両三分、沼漁役錢四拾七貫弍

百文が書き上げられている。(『旧斗南・七戸・八戸県管下税則書』)

㊦、一揆頭人の処分

一揆の十ヶ条の願条の最後は頭人の処分免除であった。

これについて、藩の回答は、よんどころ無い歎願だから「御寛免も可在之」とし、また筆者所持の回答書には「頭人ハ御糺有之間敷事」となっているにも拘らず、『工藤轍郎口述書』および『明治三年の押寄騒ぎ』によれば、頭人の治郎兵衛、新山助右衛門等は投獄されている。

月余にして許されたとはいえ、気の毒なことであった。

㊧、船木屋儀兵衛について

『日本農民運動史』の著者青木恵一郎は、一揆の襲撃を受けた船木屋儀兵衛、その分家勇吉家について、「船木屋儀平、同勇吉の両家は乱入・狼藉をうけた。……………この両船木屋はともに七戸城下きつての富商であり、藩の下うけを仕事として、つとに大豆の大量買いあげ、大阪その他向け一手販売によりて、莫大な利得を蓄積していた同族である。」

盛田のような機転をため、我利我利商人の典型のような連中であつたもののようである。』と述べているが、この点については、船木屋儀兵衛の名誉のために一言述べておく必要がある。船木屋儀兵衛は、近江国高島郡南船木村の出身、その親松五郎が来七したのは享和年中(一八〇一〜一八〇三)であり、儀兵衛はその二代目である。

松五郎は、同じく近江商人である八戸大塚屋の庇護のもとに、刻苦精励して商業渡世を営み、『たしなみ草』に

よれば「商人の鑑」とも称えらるべき人であつた。松五郎は、一代にして産をなしたが、二代目儀兵衛も父の志をつぎ、港からはるかに遠い七戸村にありながら、野辺地港を基点とし、千石船六艘（三艘は傭船）を用い、大阪との間に商取引し、又酒造業・呉服業をも営み、それまで七戸第一の豪商であつた大塚屋（盛田喜平治）を抜く七戸第一の豪商にのし上つていた。

儀兵衛はしかし、決して我利我利亡者ではなかつた。

藩への御用金の献上は、しばらくこれをおくとして、よく利を集めるだけでなく、よくこれを世の爲めに散じた人でもあつた。

たとえば、慶応三年七月には、市中小間居の難渋の者二百九四人に対し、多額の米錢を施し、問題の明治二年の凶作の時も三百五四人に対し、米錢を供し、明治三年三月には、百姓救済のため、盛田喜平治、浜中幾治郎等と語り、金策に奔走しており、又同月七戸在々や南川目通りの百姓が七戸へ愁訴に來たときには、その宿をとめ、炊きだしもしている。（前掲『雜日下恵』）

そういういみで、儀兵衛は決して指弾さるべき悪徳商人ではなかつた。

一揆の時は、必ずといつてもよいくらい、大商人はそのとばつちりを受けるものである。

儀兵衛は、そういう意味の犠牲者に過ぎなかつたのである。

儀兵衛は、一揆におそわれた翌日、次のような訴書を、七戸藩民事役所に呈出している。

乍恐御訴奉申上事（船木屋文書）

昨廿四日九ツ時過、惣郷御百姓共、何角願之筋有之候趣ニ而、大勢市中^江入込ミ否、私之家^江無二無三ニ押込ミ、戸障子襖踏碎、見世前売物木綿・古手・阿ら物・細もの等大勢ニ而引出、街道^江投捨、家財道具之儀者不及申、神棚・仏壇等ニ至迄擲碎キ、別帳荒増書上之通、惣而軒下不殘相破り、悴常八儀躑ニ而頬相破り、言語ニ難申上候程之乱暴被致、残念至極奉存候。

聊茂意趣・遺恨等有之間敷ト奉存候得共、右様之狼藉被致候段、誠ニ以奉恐縮候。

乍恐此段御訴奉申上候。以上。

明治三年閏十月廿五日

山 本 儀兵衛 印

取次検断

盛 田 安兵衛

民 事 御 役 所

これに対し、民事局（民事役所）は、船木屋襲撃に關し、百姓その他に次のような触れを出し、盗品の返納を命じている。

船木屋儀兵衛宅^江押入、乱妨狼藉、諸品破毀致候節、紛失之品夥敷有之候。若哉町人百姓之内拾ひ取り、持参之者有之哉、村役之者村耆人限、拾ひ置候品物候ハズ、儀兵衛^江戻し可申、万一隱密致置、後日見当候得者、盜賊之処置ニ罪科可申付候。弥右様之次第第二至候得者、押入乱暴之処業ニ付、重罪ニ可申付事。

閏十月

惣村 肝 入

第七節 全国の動向

何等かの意味で明治新政に対する不満を契機として発生した農民騒動は、明治三年末までに、全国で八十五件に上った。

これに対し、太政官は左の如き沙汰書を出し、諭すところがあつたが、この種農民騒動は、その後も長年にわたって続いた。（土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』）

諸国高札掲示有之候通り、何事によらず大勢申合、又ハしゐて願ひ事くはだつるを徒党強訴と名け、重き御法度ニ候処、近來諸処ニおゐて、奸民ども、わが身の得手勝手よりして、事を好み、種々申たくみ、良民をあざむき、徒党強訴之人数ニいざなひ入れ、御法度をそむき候のみならず、妄りに家財をこぼち、屋宅をやきすつる等の乱妨狼藉ニ至り、謂れざる事ニ候。

元來願筋有之節は、穩便ニ申出候へば、夫々厚く御詮議も相成べく候へ共、右様大勢徒党をもよふし、上をはゞからざる所業いたし候而ハ、たとへ如何ほど道理至極の事たりとも、御取あげニ相成がたく、且発頭人ハ申ニ及ばず、同類之ものまでも嚴重相とがめられ、其上じぎにより、不得止、兵隊をもつて御打果ニも相成、つみなき良民ども、奸民のためニ非命の死をとげ、親子兄弟夫婦ニも相わかれ、誠にふびんの至ニ候条、銘々篤くかんべんいたし、御法度之旨堅く相守里、一家安穩ニ産業出精し、奸民のためニあざむかれ、心得違無之様致すべきもの也。

但奸民ども徒党強訴などの人数ニ相すゝめ候節は、早速御役所江訴出候得ば、御ほうびをもつかわさるべきもの也。

庚午十二月

太政官

第三章 青森県の成立と天間林村

第一節 青森県の成立過程と七戸藩（県）

（一）野辺地戦争に至るまでの諸藩の動向

慶応三年一月九日（陽暦同四年一月三日）王政復古の大号令が発せられ、また同じく三年九月八日には、一世一元制採用に伴う新年号としての明治に改元され、ここに我が国は、徳川幕藩体制より一つの新しい時代へと向う第一歩を歩み出した。勿論、明治維新の大事業は、ただ単に徳川將軍より天皇親政へと政治権力が移譲され、あるいは年号が慶応より明治へと移り変わったことをもって終ったのでもない。むしろこれこそが、新しい時代への新しい変革の第一歩でしかなかったのは周知のところであろう。新しい明治政権はしたがって、当時の国内的あるいは国際的諸条件の中で、日本の「近代化」を模索することになる。国内的条件のその基盤は、徳川三百年を支えて来たいわゆる封建体制の、政治的、経済的変革が重大な課題であり、また国際的條件たる西欧資本主義列国との対峙を通じての急速な「国民国家」形成がまた重大な課題となった。かくして、明治維新政府の最大の課題は、国内の急速なる中央集権体制の確立にこそあったといっても過言ではなからう。

かかる明治政府の政策を反映しつつ、我が青森県においても、一般民衆の日常の労働、生活は一応別としても、

その政治・行政的制度あるいは組織は、明治初年においては、そのめまぐるしい変化の中で、最終的には中央政府の基本的地方行政単位としての県、あるいは郡、市町村へと編成されてゆく。以下においては、まずは明治初期における青森県の成立までを概観し、次に天間林村の誕生をみていくことにしよう。

さて今日の青森県は、周知の如く、かつて江戸時代に於いては西半分は津軽藩（弘前藩及びその支藩たる黒石藩）の領土であり、東半部は南部藩（盛岡藩及びその支藩たる八戸藩及び名目的ではあるが七戸藩）の領域になっていた。この津軽及び南部両藩の明治維新期に於ける政治的動向が、明治初年度の青森県の行政組織にかかわりをもってくる。すなわち、戊辰戦役以降の明治維新期の中で、いわゆる天皇政權を支持する勤王側Ⅱ「官軍」と、徳川体制の存続を叫ぶ佐幕Ⅱ「賊軍」とに国内の諸藩があいわかれて戦ったが、しだいに薩・長を中心とする勤王側の勝利へと動く中で、東北地方の諸藩は、会津藩を事実上の盟主とする奥羽越列藩同盟を成立させ（慶応四年五月三日）、薩・長連合への抵抗を試みることになった。そうした中で、津軽、南部両藩は、この同盟に当初は共に参加していた。しかしながら、津軽藩は、その約二ヶ月後にはこれを脱退、東北地方においては秋田佐竹藩と共に「官軍」勢力に加わることになり、時に薩長を中心とする軍勢が、東北地方にも軍を進め、ここにいわゆる東北戦争が、会津藩への攻撃をもって開始された（慶応四年八月二三日）。この会津での戦争と呼応する形で津軽、南部の両藩もそれぞれ軍を整え、南部はある時には秋田攻撃を行ない、津軽はその救援に赴かんとするなどの状況となっていた。そしてこの両者がついに野辺地を舞台として戦争を行うことになったのである。いわゆる野辺地戦争がこれである。野辺地をめぐることは、奥羽の「官軍」応援のために肥前鍋島藩兵が、軍艦陽春

に乗り込んでやってきていたが、この陽春から南部藩方への砲撃が、明治元年九月一〇日に行なわれ、これがこの戦争の発端になった。この時は、陸上においては津輕藩が攻撃することになっていたが、手間どりそれに間に合わず、海上よりの砲撃だけになり、しかしこの攻撃は南部藩の台場からの応戦が正確であったため陽春は大被害をうけて退却しておわっている。他方、それより二週間ほどおくれ九月二二日に津輕藩の進攻があり、ここに野辺地戦争のクライマックスがおとずれたのである。

野辺地に駐屯する南部藩は、盛岡藩を主力とするが、他に支藩たる八戸藩そして「七戸藩」兵もこれに加わっていた。この「七戸藩」兵の中には、現天間林村に属する各村よりの兵士も加わっていた。今判明する人物名をあげれば、中岫健之助、及び長男の長之助父子がいる。中岫健之助は五代目健之助であり、前代健之助の頃より新田開拓を行っていた郷土層である。また榎林村在住であった中村弥右衛門の名も確認出来る。彼は、この戦争にて戦死している。

この戦いは、結局のところは、一応南部藩側の勝利に終っている。津輕側は、四十余人の死傷者を出して退却している。しかし時まさに同じころ、官軍に頑強に抵抗した会津藩も敗北し、またこれよりは奥羽越列藩同盟軍は次々と降伏し、ついに南部藩もまた降伏を願い出ることになり、一〇月七日、ついに開城、降伏準備を整え、二日後には官軍の入城するところとなった。したがって、この野辺地戦争は、大局的に何らの影響ももつものではなく、結局のところ両藩の「私闘という性格が濃い」ものであった（宮崎道生『青森県の歴史』山川出版社）と言ってもいいであろう。まさに両藩が、自己の大義名分の為に戦ったのであり、特に津輕藩としては勤王の実を

あげるためのものであり、この様なふるまいは、後の榎本武揚側との函館戦争での大量出兵と同様のものではなかったと言えよう。（野辺地戦争については山崎有信『野辺地戦争記聞』に詳しい）

（二）津軽藩による旧南部藩領支配

だがともかくも津軽藩は勝利者、「官軍」の一員としての地位を保持し、逆に南部藩は敗者としての立場をしられることになり、かくして明治初期の一時期においては、津軽藩は、東北地方の雄として、奥州触頭となり（明治元年一月五日）、さらには奥羽六領（政府直轄地）の民政取締を拝命するなど、その実質的支配力はともあれ、多大な論功行賞をうけることになった。これとは対照的に、南部盛岡藩は同じ元年二月七日には領地召し上げの処分をうける。もつともこの処分は、結局のところは家督を次代・彦太郎利恭に譲ることを条件として新たに岩代国白石十三万石を与へられることになった。「七戸藩」の場合は同様にその領地は没収された。それに対して八戸藩は、その宗家南部盛岡藩の強い要求もあり野辺地戦争へ出兵するなどしていることから、いわば「朝敵」であつたにもかかわらず、処分はうけることなく終っている。それは「奥羽戦争中の官軍への協力的態度、また野辺地戦争への消極的参加や八戸藩主南部信順が二五代薩摩藩主重豪の五男だったことなど」（宮崎道生前掲書、さらには八戸社会経済史研究会「八戸の歴史下のⅠ」参照）があつたといわれている。かくして今日の青森県は、八戸藩領を別にして、その他の全領域は、一時的・名目的ではあれ、津軽藩主・津軽承昭の支配するところとなったのである。

南部彦太郎

其藩旧領別紙郷村高帳之通、今般津輕越中守、真田信濃守、戸田丹波守へ取締被仰付候間、早々地引渡可申旨御沙汰候事

戊十二月

行政官

南部彦太郎

岩代国白石城御預被仰付別紙郷村帳之通領地下賜候、尚御判物シ義ハ追而太政官ヨリ御沙汰可有之事

戊十二月

行政官

南部彦太郎

陸奥国北郡三戸郡二戸郡

右者此度津輕越中守へ取締被仰付候間郷村諸書物引渡可申事

(以上『青森県史』卷五)

なおついでにのべると、南部盛岡藩領内の他郡、すなわち九戸、鹿角、閉伊、岩手、紫波、稗貫、和賀の七郡(現在の岩手県及び一部秋田県)は、真田信濃守と戸田丹波守の取締領地となった。

(三) 大関藩による旧南部藩領支配

しかし、津軽藩の支配を受ける事となつた旧南部領民の心中は、甚だ穏やかならぬものがあつた。特に、藩の御用商人達は、自己の貸付金が「藩と共倒れ」になることを防ぐために裏面で大いに策動したともいわれる（八戸社会経済史研究会、前掲書）が、こうしたこともあり、領民は津軽藩への反抗を強め、ついには騒擾をすら起す事さえ見られ、あるいは八戸藩への繰り入れを願ひ出るなどの動きを示したのである（八戸社会経済史研究会、前掲書、さらには青森県『青森県市町村合併誌』など）。かくして、明治二年二月九日には津軽承昭は、旧南部領取締を罷免され、かわつて大関美作守がその取締にあたることになった。

二月八日

大関美作守

南部彦太郎旧領別紙郷村高帳之通、今般其藩へ取締被仰付候、兵乱シ余人民疾苦シ情狀被聞食深ク被為痛聖念候ニ付、兼テ民政相心得居候家来精撰致、彼地出張申付、朝廷之御体ニ基キ人民撫育ニ厚ク心ヲ用ヒ、御一新之御趣意洽ク貫徹致候様可取計旨、御沙汰候事

但、地所之儀ハ南部彦太郎へ懸合早々受取可申事

二月八日

津軽越中守

先般南部彦太郎旧領取締被仰付候処、今般被免候事

但、先達而御渡相成郷村高帳返上可致事

この様にして、北郡、二戸郡、三戸郡は、新たに大関美作守の支配下におかれたのであるが、引用史料にもみられる通り、時の新政府が、民衆支配にかなり気をつかっている事、逆に言えば農民の反発（それが直接的に新政府へのものでなくとも）をいかに恐れていたかが判明しよう。大関美作守らは、下野国黒羽藩（今の栃木県）藩主であるが、黒羽藩は、藩士中より村上一学光雄以下を選び現地に派遣、その事務にあたさせた。

この様に青森県内の旧南部藩領は独り八戸藩領を別として、その支配はわずか二年ほどのうちに盛岡藩、津軽藩、そして大関藩と、転変したのであった。この大関藩支配下の旧南部領が、近年の研究において明らかにされつつある北奥県であった。

（四）七戸藩をめぐって

ところで、問題となるのは「七戸藩」の動向である。七戸藩の成立をめぐっては、二説あり、江戸末期成立説と、明治二年成立説とがある。従来は、前者をとるのが通例であったようだが、これによるならば、七戸藩は、文政二年（一八一九年）一二月、時の盛岡藩主南部利敬が、末家の南部主税をして、計一万一千石を以って諸侯に列せしめようとしたことに始まり、ついで安政五年（一八五八年）二月二五日に城主格とされたことによる。しかるに、この藩は、藩主は七戸に在勤するものでなく、かつその禄高も、江戸において宗家より支給され、七戸よりの租税は全て宗家に収納される慣習であったと言われており、この点からして正確には「藩」とは言い難いものであるとし、したがって明治二年五月、南部雄鷹信方に正式に領知朱印状が出された時をもって七戸藩の成立とみなす、「明治二年成立説」が主張されている（例えば盛田稔「明治三年七戸通百姓一揆について」盛田

稔還曆記念論文集所収)。

いずれにしても、もし七戸藩の「江戸末期成立説」をとるとすれば七戸藩領、「明治二年成立説」をとるとすれば南部藩領の一角としての、後の七戸藩領地は、明治初年度においては、津軽そして大関の両藩の支配下へとおかれていたのである。

ここで盛田稔氏の研究に依拠しながら「明治二年成立説」の側面から七戸藩の動向についてみておこう。

「明治元年十一月末の段階においてすら時の「七戸藩」当主信民の領地は未定の状況であったが、明治元年二月、信民が領地の内千石没収の上隠居を命ぜられることになり、翌二年正月一四日雄鷹信方の家督相続となり、ここであわてて領地決定となった」のが七戸藩成立の実質的第一歩であり、かくして二年二月一六日、信方領地が七戸城であるとお触れが出、四月九日、その領地を行政官へ届出、それに対して五月に領知朱印状が出され、ここに七戸藩領が正式に決定することになる。

したがってここに、大関美作守支配下より、七戸藩領が分割されることになる。

『甲地村史』(中道等著)に引用されている「新渡戸伝一生記」には、次の様な記述がある。

明治二年六月十日

一、十日出勤、赤前治部エ門昨東京下り、雄鷹殿御領知下され候高帳御朱印これあり、其文

南部雄鷹

美作旧領、陸奥國北郡高一万三百八十四石余、大関美作守ヨリ郷村等請取申スベキ事

陸奥國北郡之内郷村高帳

一高四百七十五石四升八合	切田村
一高六十五石二斗九升三合	柳田村
一高百五十九石三升六合	小平村
一高百七十九石七斗五升五合	鶴喰村
一高三百三十三石四斗一升九合	上吉田町
一高百五石六斗八升二合	下吉田町
一高六百六十七石六斗五升	相坂村
一高三百三十石八斗四升七合	折茂村
一高八百五十二石八斗一升一合	下田村
一高三百二十四石七斗二合	百石村
一高三石九斗一升五合	天ヶ森村
一高千六百四十三石八斗四升一合	七戸村
一高二百三十五石八斗三升七合	新館村

天間林村史

一高二百二十七石二升七合	上野村
一高三十石九斗二升二合	馬洗場村
一高九十石八斗七升五合	八斗沢村
一高百十石四斗二升	立崎村
一高二百六十七石八斗九升二合	大沢田村
一高七十五石六斗一升	野崎村
一高六十六石一斗三升七合	中岫村
一高二十一石五斗	花松村
一高七十石八斗	附田村
一高三百一石八斗七升七合	榎林村
一高四百九十七石八斗五合	甲地村
一高七十五石六斗四升五合	ニッ森村
一高八百十六石五斗二升三合	大浦村
一高四百十二石八斗四升六合	洞内村
一高八十三石六斗六升八合	三本木村
一高七百四十石八斗四升四合	天間館村



一高三百二石五斗七升二合 深持村

一高三十五石四斗八升四合 平沼村

一高十九石二斗五升三合 鷹架村

一高三十二石五斗一升四合 尾鯪村

一高十六石一升三合 出戸村

一高三十四石二斗三升 泊村

一高二十七石五斗六升三合 倉内村

一高三百十五石五斗八合 沢田村三内

高合一万三百八十四石六斗四升七合

右者、陸奥国北郡領内の内、高千石召上られ書面の通り下し賜り候間、大関美作守之相達し、当巳の年より物

成郷村請取申すべき事

かくして、明治二年五月頃には、現在の青森県は、津軽藩（弘前藩・黒石藩）の支配せる地域と、八戸藩、七戸藩、大関藩（北奥県）支配地域とにわかれて存在することになった。（本項に関しては、近代編第一章を参照されたい）

(五) 版籍奉還と藩知事制

明治維新期の政治的変革の中で重大な事件の一つが版籍奉還である。明治維新により徳川幕藩体制より明治天皇を頂点とする新たな体制へとその中心権力は変ったとしても、以上の叙述でもみられる如く旧幕藩体制時代の諸藩は、例えば会津藩の如くに激しく「官軍」勢力に抵抗した一部を除いては依然としてそのまま存続させられていたのである。したがってこの時期は、天皇と諸藩体制が基本的な政治・権力構造であった。こうした中で、明治の元勳と言われる明治維新の立役者達の次のねらいは天皇への権力の集中にこそあった。

明治二年一月下旬、薩摩・長州・土佐・肥前の四雄藩藩主は、木戸孝充・大久保利通らのすすめの中で、維新政府へその支配下の領地・人民を返上する旨の建白を行なったことがこの版籍奉還の第一歩であった。この時点ではこれら諸藩主と、今や中央官僚化しつつある木戸、大久保らの間には、その孝え方には一致しない点があったと言われるが、結局この四大藩主の建白以降は、次々と各諸藩もこれに見倣うようになり、こうしてこの年六月一七日、明治政府はこれを許し、藩主を改めて知藩事として任命することになった。かくしてこれにより実質的な藩体制解体政策の第一歩が踏み出されたのである。

この時全国二七四人の知藩事の誕生をみたが、さらにこの建白を行っていない三十余藩主もこれに従わざるをえない状況になり、間もなく全国の版籍奉還が完成する。

弘前藩の場合には明治二年六月二三日に正式に許可となり、同時に津軽承昭の弘前藩知事の発令がおこなわれ、また黒石藩においては、津軽承昭よりの願に出より、二年八月一四日知藩事の任命をうける。八戸藩におい

ては、明治二年六月六日、版籍返上が聞きとどけられ、同時に知藩事の任命を受ける。この八戸藩は、津輕藩に比べればはるかに早く三月初旬にこの建白を行っているが、これは盛岡藩の動向との絡みの中で出て来たものであり、版籍奉還の申し出によりその恭順をあらわし、領地の安堵を図ろうとする考えのあつたのも事実であろう。白石藩知藩事に任命された南部利恭は、間もなく、旧領の盛岡藩の知藩事として復帰させられる。これなどは旧支配層の服従を前提とする懷柔策の端的なあらわれであり、明治政権の限界を示すものでもある。

七戸藩は明治二年六月二日となりその申立を行う。

先般宗家利恭新思ノ封土ニ候得共版籍奉還微臣信方儀旧領今般土地拝賜之處素ヨリ同意ニ付宗家同様土

地人民ニ至る迄奉返上度存候宜ク御執奏願候誠恐謹言

明治二年六月二日 南部雄鷹信方

(青森県史卷五)

この様な盛岡藩の動きの中で、八戸藩同様、七戸藩も版籍奉還の儀を申し出ている。「或いは版籍奉還を条件とする所領安堵であつたかも知れない」(『青森県市町村合併誌』)と言われる如く、まさに誕生させられたばかりでかつ弱小な藩の運命は大勢に遅ればせながら順応していく以外に途はなかつたのであろう。明治二年六月二十四日、南部信方は七戸藩知事に任命される。

さて、今一つ大関藩取締地域すなわち近年その実体が少しずつ解明されつつある北奥県はどうなっていたのだろうか。北奥県に関する研究記述としては、目下のところ『五戸町史・下』が最も詳しいものである。それによると、明治二年八月七日までの北奥県が存在、それが八月七日に新たに九戸県として設置され、この管轄範圍は、八戸藩領・七戸藩領を除く、陸中国九戸郡、鹿角郡、陸奥国二戸郡・三戸郡・北郡であった。しかるにこの九戸県の名は、間もなく八戸県、さらには三戸県と名称を変更している。ところで、この三戸県は、明治三年一月二八日をもって廃止される。この様に大関藩取締地域は、頻ばんなる編成替・名称替をおこなうことになるが、この三戸県廃止の直接的要因は、斗南藩の設置によるものであった。

斗南藩は周知の如く旧会津藩の再興であった。東北諸藩の中で最も激しく「官軍」に抵抗した会津藩は、したがって東北諸藩の内でも最も厳しい処分をうけることとなり、明治元年十二月、藩主の他藩預け封土の没収、そして藩士は翌二年一月には真田（松代）家、榊原（高田）家にあづけられた。しかしながら、明治二年九月になり、旧会津藩は藩主松平容保以下がその罪が許され、家名再興の許可を得たのである。その支配地域は、陸奥国北郡・三戸郡・三戸郡であり、これにより三戸県は消滅し、斗南藩以外の部分は江刺県へ合併される。明治三年になり、旧会津藩にはこの地に入り込み、四月一八日には、黒羽藩より領地の引継ぎが行なわれた。

かつての会津領に比べれば大巾な所領削減であり、さらに不毛の地とみられた地域での再建であった。斗南藩のそれ以後に於ける苦闘の歴史は周知のところであろう。明治三年五月一日、松平容保の斗南藩知藩事が発令され、ここに青森県内は、五つの藩が存在することになった。

(六) 廃藩置県と青森県の誕生

版籍奉還により、全国各藩の上に君臨することに成功した明治政府が、名実共に中央集権体制を固めるための次の段階が、明治四年七月一四日の廃藩置県の変革であつた。当時すでに倒幕雄藩ですら藩主の権力は衰退し、今や中央官僚化した西郷隆盛、板垣退助・木戸孝充らがその実権をにぎっており、彼らは一挙に中央集権体制への足がかりをつけることをねらっている。こうした動きに対しては、諸藩はすでに何の抵抗力もなく、おどろくべきほどスムーズに事は運ぶことになる。四年七月一四日、各藩知藩事を集め詔命を下し、藩を廃して県を置くことになつたのである。

かくして、弘前県、黒石県、八戸県、七戸県、斗南県の五県がここに誕生することになつた。なお全国的にはこれにより一時三〇二県が置かれた。しかし、これもしだいに廃合され、四年末には七二県に整理されるが、これと同じく青森県においては、全国的にみても最も早くこの統合が進行する。

廃藩置県に伴い各藩知藩事は当然の事ながら免官された。しかし、しばらくの間は従来通り各藩の参事等に仕事は継続させたので県は藩の延長にしかすぎぬ状況にあつた。しかし、各県の廃合の中で、しだいに実質的にも中央政権の支配力が及んでくる。青森県においては、九月四日、斗南・八戸・七戸・黒石そして館（北海道福山地方）の五県が、弘前県に合併され、新生弘前県の設置になるに及び、翌五日には、野田豁通が、弘前県大参事に任ぜられ、新しい県治体制が出発する。そして九月二三日、弘前県を青森県と改称、本庁を弘前から青森に移すことになる。そしてさらに同年十一月二日、太政官布告を以つてその行政区画の整備がなされ、青森県は、

「陸奥国一円、外、松前共」とされた。陸奥国には三戸、三戸、北、津軽の四郡が含まれる。(これにより陸奥中国九戸郡・岩代国三十九ヶ村はとり除かれた)

一月二日には職制改正あり、府県に権参事がおかれる事となり、野田大参事は権参事となり一月七日には菱田重禧が権令に任命された(青森着は二月二十九日)。一月八日には、民事堂が設置され、五課(租税・聴訴・庶務・出納・営繕)と六支所(弘前・田名部・八戸・七戸・五戸・福山)を総括することになった。

かくしてここに今日の青森県の原型が完成したのであるが、福山地方と二戸郡については、前者は明治六年一月に開拓使管下へ、後者は同九年五月二五日岩手県へ編入されることになり、今日の青森県の行政区画も決定されたのである。

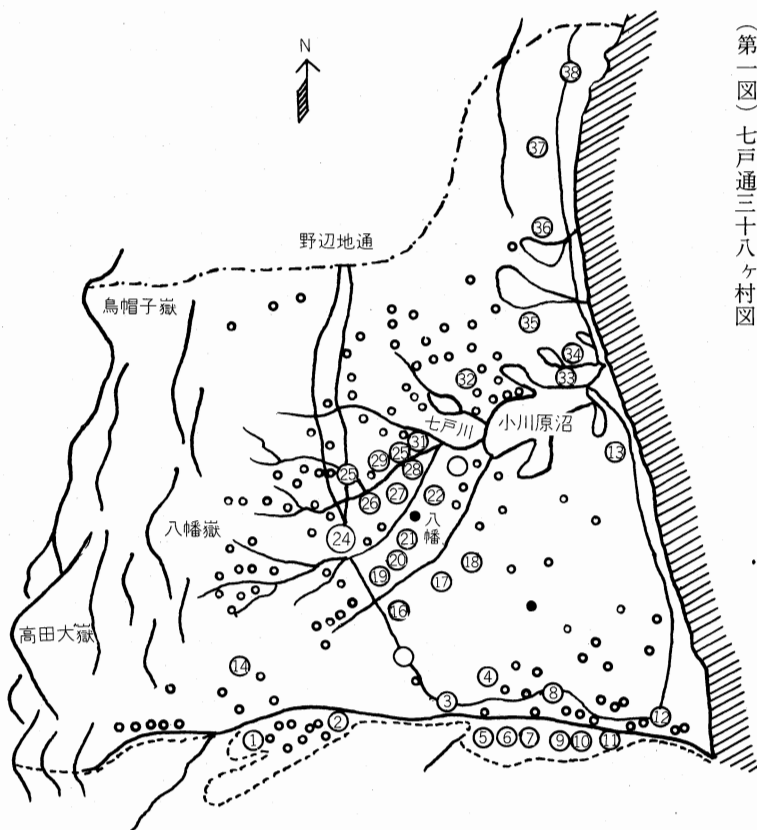
第二節 地方行政の変遷と天間林村の誕生

(一) 江戸時代末期の「天間林村」

今日の天間林村が、その地方行政単位として正式な確立をみたのは、明治二年四月一日の町村制施行を以つてである。

天間林村は、江戸時代に於いては、今日の七つの大字である天間館・中岫・榎林・花松・附田・二ッ森・野崎の七ヶ村とその枝村から成立していた。江戸時代は南部盛岡藩の領域であり、七戸代官所の支配下にあった。このうち天間館村を除く六ヶ村と隣接する甲地村とを合せて北川目通と総称し、また天間館村とその多数の枝村と

(第一図) 七戸通三十八ヶ村図



- 七戸通13ヶ村 (旧五戸通) 註○印は枝村
- | | | | | |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| ① 沢田村の一部 | ② 切田村 | ③ 相坂村 | ④ 折茂村 | ⑤ 小平村 |
| ⑥ 柳町村 | ⑦ 鶴喰村 | ⑧ 犬落瀬村 | ⑨ 上吉田村 | ⑩ 下吉田村 |
| ⑪ 下田村 | ⑫ 百石村 | ⑬ 天ヶ森村 | | |
- 七戸通25ヶ村
- | | | |
|----------------|-------------|-----------|
| 深持通 ⑭ 深持村 | 三本木通 ⑮ 三本木村 | 深内通 ⑯ 洞内村 |
| 南川目通 ⑰ 立崎村 | ⑱ 八斗沢村 | ⑲ 馬洗場村 |
| ⑳ 新館村 | ㉑ 大浦村 | ㉒ 上野村 |
| 御町通・上川目通 ㉓ 七戸村 | 天間館通 ㉔ 天間館村 | ㉕ 附田村 |
| 北川目通 ㉖ 野崎村 | ㉗ 中岫村 | ㉘ 花松村 |
| ㉙ 榎林村 | ㉚ 二ツ森村 | ㉛ 甲地村 |
| 東(郷)通 ㉜ 倉内村 | ㉝ 平沼町 | ㉞ 鷹架村 |
| ㉟ 出戸村 | ㊱ 泊り村 | ㊲ 尾駁村 |

(盛田稔, 前掲論文より引用)

で天間館通と称していた。これらの村落は、当然のことながら自然村落であり、したがって田畑開墾上都合のよい河川流域に主として発達していた。

江戸時代末期に野辺地より七戸へと陸羽街道を旅したかの吉田松陰は、この間においてはほとんど人家らしきものを見かけることもなかったとして、「発駅・離海行平原荒漠中四里、至七戸」(『東北遊日記』)と記している。同じくこれよりは早い時期ではあるが、大巻秀詮『邦内鄉村史』(安永九年(一八七〇)頃南部叢書卷五所収)では、当時の天間林村各村の状況を次の如く記している。

中岫村 高五十四石三斗余郡分鄉村高書上三十二石八斗余

十一石八斗余 同 給地 馬三十四疋

民戸七軒

花松村 高十八石 郡分鄉村高書上十三石五斗

三石五斗 観音別當 秀光院 馬三十八疋

民戸四軒

野崎村 高廿六石七斗余 郡分鄉村高書上 十二石九斗余

四十五石余 同三十五石余 馬三十三疋

民戸廿一軒、内十軒野崎十一軒中野崎

東附田村・西七戸村、南新館大浦・北天間館村

附田村 高廿五石八斗余 同廿四石、四十五石 馬廿七疋

民戸十二軒

榎林村 高二百石五斗余 同六十石九斗余 七十八石五斗 同上 三十五石五斗 馬百五十疋

民戸三十二軒、内三十軒榎林村二軒貝塚

二ツ森村 高六十石六斗余 同十三石九斗 十五石給地 馬三十九疋

民戸三百九軒。内廿四軒甲地 七軒李澤 九軒甲田（……以下現在の東北町に含まれる部落が記されている……）

東倉内村・西山中津輕領・南二ツ森村・北野辺地稅官所

天間館村 高四百三十八石一年余 同 二百廿九石三年余 二百九十八石八年余 同百州八石九斗余

馬百三十六疋

民戸二百五十六軒。内八十四軒天間館村。三軒手代森。二軒十海初立。七軒疍。十一軒市野渡。六軒小

又。廿七軒津保。十軒原子。八軒柳平。廿五軒白石。九軒中野。十三軒向中野。十七軒鳥谷部。五軒金

澤。二軒柳澤。十二軒上原子。三軒原久保。三軒松ヶ澤。三軒栗澤。二軒古和備。二軒底田。二軒寺澤。

當時の家族構成が不明である現在断定的には言いえぬが、それにしてもその戸数・人口ともに差したる数でなく、また農業生産力も極めて低いものであったことは一応これでも判明しよう。ただ、飼育されている馬の数だけは、天間館村を除けば、それぞれの村の戸数以上に多かったことは特筆されよう（この点については後に詳し

くのべる)。なお、二ツ森村だけは、今日の東北町の一部をその中に含んだ形で記述されているが、これも後にもふれることだが、甲田・李澤村が特に甲地村方面との結びつきが強かった事の現れとも受け取れよう。

(二) 青森県七戸支庁設置までの「天間林村」

さて明治時代に入つての天間林村は、先述の如くこの地区を含めての北郡が、津軽藩そして大関藩の取締下に入っていたわけであるが、七戸藩成立と同時にこの所領の一部となつたことは、先に引用した七戸藩所領に関する史料よりも明らかであろう。ところが、明治六年頃に編纂されたといわれる『陸奥國上北郡村誌・参 天間館村』において、天間館村管轄沿革の項では、「明治二年同(南部：筆者注)利剛会津ノ黨援タルヲ以テ陸前白石に移封シ此年三戸県ノ管轄ニ属シ同三年松平容大ノ采邑ニ属シ同四年辛未七月之ヲ奉還ス」となっている。ちなみに、他の村落についてみると、例えば野崎村の管轄沿革の項では「明治二己巳年同罪ヲ以テ封ヲ陸前白石移サル此年其族雄鷹ノ管轄ニ属シ七戸藩ト云フ同四年辛未年廢藩置県更ニ七戸県ト称シ此年青森県ノ管轄ニ入ル。」とあるのとは違っている。野崎村以下中岫村、花松村、附田村、榎林村、二ツ森村も全て野崎村と同様とされている。

こうしてみると、現天間林村中、旧天間館村は、他の旧村(北川目通の各村)とは別に、大関藩支配より斗南藩支配へと移つたようになるが、これは前掲書の書き違いではなからうかと思われる。すなわち、旧南部領は、一時期の津軽藩支配より大関支配(三戸県)に移り、その一部が先に見た如く七戸藩となり、さらに残りの部分が後に斗南藩へと移つたのであるが、これを短絡的に三戸県→斗南藩支配とだけ結びつけたのではなからうか。前掲の盛田氏の研究の中でも、天間館は七戸藩領としてとりあげられており、さらにはその叙述中に、「(明治)

二(年) 八(月) 廿九(日) (七戸) 藩役人、七戸村、甲地・榎林・ニッ森・天間館・中岫・大浦・上野・洞内等八ヶ村を廻り、御蔵新田願上についての無精なる取計いに対し諭達す」(『新渡戸伝一生記』より)、あるいは、「三(年) 十一(月) 十三(日) 御年貢、天間館村より始まる」(同上書など) があげられていることからでも明らかであろう。

(さらに最新な校訂の下に編集された、木村礎校訂『旧高旧領取調帳・東北編』(昭54) においては、天間館以外に野崎村・中岫村も斗南藩領分とされているがこれは正しくない)

この当時の国内の政治制度は先にみた如くいわゆる府藩県三治制となっていたが、地方行政体制については、当然の事ながら直ちに变化するものではない。したがって天間館村以下においても従来通りの肝入支配がそのままつづけられていた事は疑いえない。ところで、この七戸藩成立に際し、城主南部信方は、江戸より士族五五名を率きつれて来たが、これらいわゆる「江戸士族」のために従来までの当地の士族が解任されてしまうことになった。これらは又再び信方により召しかえられた(但し無禄である) 士族『「無禄士族」と、明治三〇年になり復籍の結果として士族階級に列せられた「復籍士族」とにわけられる。いずれにしても旧七戸士族は、自から生産活動に従事しなければならず、多くは帰農し、天間館村内にもかなりの人数が入り込んだようである。彼らが明治三年の七戸通百姓一揆の背後にあつたともいわれている(鷹山雅春『七戸近世史』)。

先にみた如く「第二の王政復古」と言われる廃藩置県、そしてやがては新生青森県の時代へと時は変わり、しだ

いにその行政制度も整いはじめるが、この青森県誕生に伴い県内は本庁管村並びに六支庁管村とに区分される。そして旧七戸県下にあつた地方、すなわち、「南 相坂村迄 北有戸村迄 海岸通百石村ヨリ泊村迄」は、七戸支庁管村となつた（『青森県史』巻六、二〇三頁）。しかし下部における行政制度は勿論ほとんど変ることなく以前同様であり、従来の庄屋、名主、検断、肝煎に支えられたものであつたことは石崎氏の指摘する通りであろう（石崎宜雄『近代化のなかの青森県』なお氏はこの中でこの期の行政制度を「管村制」と名づけている。）

（なおこの時の七戸支庁長官は宗村光徳である。また天間館村役場御用係・渡辺繁保、野崎・花松・中岫村役場御用係・盛田弥七郎、榎林・附田・二ツ森村役場御用係西野八十八、高田則恒なる記述が『二ツ森郷土誌』にはあるが、御用係が置かれるのは今少し後の事であり、これは誤解であろう。）

しかしこの末端行政に関してもすでに新しい改正の動きがあらわれていた。いわゆる「戸籍区」の成立がそれである。明治四年四月四日、太政官布告第一七〇号として「戸籍法」が發布されたが、青森県でもうけて翌五年初頭より戸籍区の区画分割が開始され、ここにいわゆる「壬申戸籍」が作製されることになる。この「戸籍法」は、近代国家をめざすべく政府がその基本たる人民、戸数の把握を為さんが行つたものであり、したがつて当初は、行政組織としての色彩を持つものではなかったが、しだいに従来の「管村制」に代つて末端行政区となつたものである。ともかく県内はこれにより津軽郡で四三区、北郡一區、三戸郡一四区とされたのである。

（なお当時は青森県内には他に二戸郡、福山郡が含まれていた。）

北郡はそれぞれ次の如くであつた（石崎宜雄、前掲書。但し、第一一區については石崎氏は何もあげていない

が、青森県『青森県市町村合併誌』では「不明」とあるので、それに従う。

第一区

野辺地、馬門

第二区、第三区 不明

第四区

三本木、相坂

第五区

米田、伝法寺、滝沢、藤嶋

第六区

大利、目名、蒲野沢、野牛、岩屋、尻屋、尻労、小田野沢、猿ヶ森

第七区

田名部、大湊、奥内、中ノ沢、田屋、砂子又、白糠

第八区

関根、正津川、大畑、下風呂

第九区

易国間、蛇浦、大間、奥戸、佐井、長後

第十区

城ヶ沢、川内、檜川、宿野部、蟻崎、小沢、脇野沢

第十一区、不明

こうしてみると、我が天間林村については実は不明の状況にある。この場合、いわゆる「壬申戸籍」を基に推測することが出来るのだが、誠に残念ながら、天間林村には本戸籍が保管されてはいないのである。したがって確定することは目下は不可能である。但し、甚だ推量の域を出るものではないが、第二区、第三区のいずれかであることは間違いないと思われる。すなわち、第一区が野辺地に始まり、第四区として三本木があげられていることからすれば、この間に天間林、七戸などが入ってくるであろうと思われる。

この戸籍区は、旧来の「管村制」をそのままとしておいて、中央政府の意向の下、戸籍作製事務のために便宜的におかれたものであったが、しかし、この区割が、「管村制」と重複しており、戸籍区におかれた戸長、副戸長と、従来からの庄屋、名主、肝入等との間にはしだいに矛盾が深まってくるのは当然であった（石崎宣雄、前掲書参照）。すなわちこうした中で、ひとたびは旧来の町村が、新しく設けられた区のためにおしのけられて、行政の表面から退場させられ、それに代って本来戸籍事務のための区域であった区が、ひろく一般行政上の区域として法制上の地位を与えられるようになった（亀掛川浩『明治地方自治制度の成立過程』）のである。

かくしてこの矛盾を、より中央集権体制の貫徹しうる方向で、すなわち従来の郷村単位の行政を無視する形で解決したのが、明治五年四月九日の太政官布告第一一七号であり、これにより庄屋、名主、肝入等は廃止、あら

ためて戸長、副戸長を置く事となつた。ここに戸長、副戸長は、戸籍吏より行政官吏へと変身したのであり、区はまた、単なる戸籍区より行政区画へと変つたのである。戸長は普通一区に一名、副戸長は二、三ヶ村に一名、またその下に聯長（後の組頭）、伍長がおかれ、戸長は官選であり多くは士族が任命されたという（弘前市『弘前市史・下』なお戸長以下の職分規定は、石崎、前掲書参照のこと）。

このようにして新しく戸籍区が発足するが、青森県内でも地域でその実施はまちまちであつたが、七戸支庁管内では、明治五年八月晦日に発令がなされたとされる（石崎、前掲書）。

かくして石崎氏が言う如く、この頃より「生活共同体」としてのムラと、行政体としてのムラとの分離現象がそろそろ始まってゆくのである（石崎、前掲書）。

（三） 大小区制時代の「天間林村」

かくして旧来の郷村単位の生活は、しだいに「上から」の行政改革の中で、新しい組み替えをされつつあつた。そしてその「完成品」が大小区制である。（最も、すでに戸籍区の段階で実質的完成をみていたと言ってもよいであろうが。石崎前掲書参照）

明治五年一〇月一〇日、大蔵省布達第一四六号を受けた青森県は、明治六年三月に「壬申太政官第百四拾六号公布（これは大蔵省布達第一四六号を青森県で誤解したためである。石崎前掲書参照）ニ基キ左之通管内ヲ十大区七拾二小区ニ分画シ一大区二区長一人一小区二正副戸長各一人大凡百戸ニ組頭ヲ置候事」としたのである。これによる大区並びに小区数は次の通りである。

第五編 近代

六九六

津軽郡	大区会所	小区数	町数	本村数	枝村数
第一大区	青森	七	十七	百七十七	十九
第二大区	黒石	十	二十	百七十九	六十三
第三大区	弘前	六	八十九	百三十四	一
第四大区	鯁ヶ沢	八	十一	二百二十四	三
第五大区	五所川原	九		百七十八	
北郡					
第六大区	田名部	五		三十三	七十
第七大区	七戸	七		五十	三百一
三戸郡					
第八大区	五戸	六		四十九	二百七十六
第九大区	八戸	七	四十一	七十一	百八十八
二戸郡					
第十大区	福岡	七		七十四	二百四十八

したがって同時に明治六年三月三日に、「弘前・田名部・七戸・三戸・各支庁ヲ廃シ更ニ弘前・八戸ノ両所ニ出

張所ヲ設ケ其管村居住ノ人民願伺書等ハ、從前支庁ノ如ク各其出張所ヘ差出シ其他元田名部、七戸兩支庁所管ノ儀ハ区長用許ニテ取纏メ本所ヘ遞送可致……」〔青森県史〕卷七〕とされることになった。

さらに七大区には、次の如き村々が含まれていた。（石崎前掲書より引用、原典は岸俊武『新撰陸奥国誌』明治九年）

七大区

一小区（四村）

野辺地村、馬門村、有戸村、横濱村

二小区

天間館村、中岫村、野崎村、附田村、榎林村、二ッ森村、甲地村

三小区

七戸村（以下十二町略）、新館村、上野村、立崎村、八斗澤村、馬洗場村、大浦村、大澤田村、深持村、

洞内村

四小区

三本木村、赤沼村、切田村、相坂村、折茂村

五小区

天間林村史

小平村、柳町村、鶴喰村、上吉田村、下吉田村、犬落瀬村、下田村、百石村

六小区

倉内村、平沼村、鷹架村、尾駁村、出戸村、泊村

七小区

藤島村、傳法寺村、米田村、瀧沢村、大不動村、澤田村、法量村、奥瀬村

現天間林村は、甲地村を含めて第七大区二小区に含まれているが、花松村の名がないが、その理由は不明である。

ところで、同年五月青森県が県下の区長、祠官、僧侶を召集した「議場」には第七大区権区長大芦頭三、第七大区二小区祠官榎東一郎及び第七大区五、六小区祠官二小区戸長兼渡辺繁保が出席している（青森県『議場日誌』）。さらに明治八年五月一日付の「建議」には、第七大区区长大芦頭三、二小区戸長渡辺繁保、副戸長盛田安兵衛の名がみえている（『青森県史』巻七）。また明治一〇年四月現在では、二小区戸長（二小区兼）として、野坂林治の名がみえている（東奥日報『青森県総覧』）。

ところで、『新撰陸奥国誌』には、各大区の地理風土人情を資料としてあげているが、石崎氏の如く「今日においてもその価値は失っていない」と言えるかどうかは疑問であるが、当時の行政官の見方＝行政施策の一つの基本がみられるものと思われるので、ここに紹介しておくことにしよう。

第七大区

東ハ東洋ニ面シ、西ハ八甲田ヲ隔テ、津輕郡第一、第二大區ニ接ス。南ハ瀧ノ澤川ノ溪流ヲ涯リ、三戸郡第八區ニ隣リ、北ハ田名部ノ半島ニ連ル。東西二十里、南北十九里餘、分テ七小區トシ、村數五十、其戸六千八百餘、人口四萬二千九百餘、七戸ヲ以テ本部トス。人烟五百餘、市街不潔、居多クハ農ヲ業トス。區内十ノ七八荒蕪不毛ノ原野ニシテ、山岳其二三居リ、耕地僅ニ一分ヲ占ム。村落至ル所無穢、只少シク見ルヘキモノハ野邊地ノ一港アルノミ。此地前ニ郡說ニ載スル所ノ如ク、岩手以北ノ要港ニシテ、四方ノ商船常ニ出入シ、富商ノ多キ該港ヲ以テ陸奥第一等ト稱スヘシ。東北沿海ノ地ハ質殊ニ瘠セ、加フルニ海風凜烈、夏猶寒ク、種ニル所ノ苗秀ルモ實ラス。僅カニ獲ル所ノ魚類ヲ以テ山村ニ行テ五穀ト交易シテ食ヲ得ルノミ。漸ク南シテ地質少ク肥ユ。奥入瀨川其源ヲ十和田ノ湖ニ發シ、蜿蜒數十里、高平之原野ヲ横斷シテ東海ニ注グ。故ニ冷水之地ハ灌溉ノ便ヲ得テ其實自ラ潤澤シ、風靜ニシテ五穀能ク熟ス。村落斷續人民專ラ耕種ヲ勉メ、農隙漁スル所ノ鮭、鱒年々頗ル巨大ノ利ヲ得ルト云フ。其産頗ル名アリ。又西ニ偏スルノ地ハ山氣常ニ鬱鬱トシテ五穀實ラス。故ニ薪炭ヲ賣リ、或ハ野生ノ諸物(蕨、款冬ノ類)ヲ採テ生計トス。區内ノ産牛馬ヲ以テ第一トス。古來有名之牧場アリ。木崎野ト云フ。則チ七戸原ノ東沿海之地是ナリ。其說前ニ載スル所ノ如シ。次ハ鰯粗及ヒ離穀等ナリ。風俗人情概ネ第六大区ニ同シ

明治六年五月以降において村吏の職制がしだいに明確化されていくが、一〇月に至って「村吏職制」が総括的に規定されて出されてくる。これにより、「区長、一大区二一人ヲ置ク」「副区長、便宜之ヲ置ク」「戸長、一小区二一人ヲ置ク」「副戸長、一小区二一人ヲ置ク」「組頭、大凡百戸二一人ヲ置ク」と定められ、さらにそれぞれの職分が明確化される。さらには明治七年三月の太政官布達第二八号で、区戸長の地位を「自今官吏に準じ」るよう求められ、ついで明治七年三月に「区戸長身分取扱」が定められ、こうして区戸長は「顕然たる地方の要職」「国家の下級行政吏」へと転身させられてゆく。また、明治八年四月には「組頭」が廃止され、「村用掛」「町用掛」職が設けられている（『青森県市町村合併誌』参照）。

大小区制が進む中で、区戸長の性格の変化は先にみた通りであるが、同時に区割そのものがしだいに変化を求められてゆく。明治八年二月、当時の県参事塩谷良翰の建議要請へ答える形で各地より提出された建議にはそのことが明確にうかがえるものがあるが、ここでは、第七大区に限ってみておこう（『合併誌』など参照）。

明治八年五月十四日 第七大区々長 大芦頭三外各戸長

大小区画不便宜ノ有無並改正見込ノ事

御管内ノ儀ハ広遠ニシテ租税取纏其外事務取扱大区ノ儀ハ是迄ノ通据置候様奉存候。一小区ノ儀ハ其取扱人口戸数ノ多寡大ニ不同有之、戸数多キハ事務自ラ繁雑、戸数寡キハ自ラ閑也、就テハ土地ノ広狭ヲ問ハズ戸数千五百戸ヲ以テ一小区トシ、正副戸長二員、書記二名ニ御改定相成候ハ、小区扱所ノ戸長給

小区自体が、ある意味では極めて便宜的な区割であり、旧村の状況、実情を無視したものであったが、ここに至っては、さらに行政上の便宜性のみからの発想が一層明瞭にあらわれている。このことは、やがてくる町村の合併の前提をなす考え方であるのは明らかであろう。大小区制の施行とその進行の中で、末端行政組織が、一面においては村民の日常生活を無視した傾向をとりつつ中央集権体制の中に位置づけられてゆく様が、ここにはあつたのである。しかし日常的には、一般民衆は勿論、末端行政機関すら、例えば「小区」の如きものを使用したかと言えば決してそうではなく、旧来からの村名を主として使用していたのは当然であろう。(例えば、その一つのあらわれとみられるのが、『李沢・木村家文書』の「諸税上納綴」にみられる、「明治十一年、二ッ森村役場戸長、渡辺繁保」なる署名である。)

青森県において弱小村落を整理統合しようとする動きは、すでに明治初年からあつたといわれ、この動きはここに来て一層強まった様である。

ところで、『二ッ森郷土誌』をはじめ、いくつかの書には、明治九年をもつて、「天間館外六ヶ村戸長役場」が設けられ、戸長として鷹山宇太郎が就任したと記されている。この「〇〇村外〇」制が正式に県当局の指示の下に採用されるのは、明治一七年以降の事であるので、当時は、第七大区二小区と公式には名乗らなければならぬのだが、但しこの呼称は実際には余り用いられていないのは前述の通りである。したがってあるいは二小区と用

いるべきところを、天間館外六ヶ村と用いたとも考えられなくはない。残念ながら当時の公文書が全く残されていないので断定出来ぬところである。また、もしこの様な形での呼称が当時すでに存在したとすれば、天間館村を中心とする何かしらの統合がすでに存在していたとも考えられるのである。

なお明治八年に、尾山頭、面積二九町余が野辺地村より天間館村に編入替になっている。

ところで、『季沢・木村家文書』より当時の村用掛の幾人かが判明するので列挙しておく。

明治八年十一月頃 (榎林村) 村用掛戸館善助、三浦定鎌、駒峯正徳、渡辺繁保

明治九年十月頃 村用掛 戸館善助

明治十年六月頃 二ツ森村用係 森田売助

明治十三年 村用係 西館八十八

(四) 「三新法」公布以降の地方自治の動き

明治一一年七月、いわゆる三新法——郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則——が公布された。これらの法律は、「地方の問題は地方の為政者に責任をもたせ、地方の経費は地方の行政当局に負担させ、いたずらにすべての問題、すべての不平を中央に向けさせたる弊害を除去あるいは緩和しようとするところに地方分権強化をはかる……ねらいがあった」(『合併誌』)と言われ、あるいは、「自給制度に関する成文法の基礎がきずかれた」(弘前市『弘前市史、明治大正昭和編』)といわれる如くに、たしかに地方自治史上重要な位置、意味をもつものであった。しかしながらすでに明治初年より進められて来た中央集権体制の急速な強化の中においては、また中央政

府の主導の下での地方分権では、果してどの程度まで実効性を持ちうるのかは、当初より疑問とするところであつたろう。

それはともかくとして、この三法のうち、郡区町村編成法の施行により、大区、小区を行政区画とした画一的な官治組織は廃止され、大区の代りに郡が、また小区の代りに旧来の町村名称が復活することになった。

青森県では明治十一年九月九日、大小区職員改廃ニ関スル布令、同九月一三日には町村戸長公撰法を布達、そして同一〇月三〇日、大小区制を廃して郡制をおくこととなった。

「本年七月第十七号公布ニ抛り当県下大小区ノ名称ヲ廃シ郡制左ノ通更正候……」として、次の如き郡およびその範囲をあげている。〔『青森県史』巻八、但し若干誤ちがみられるので訂正の上にかける〕

東津軽郡 元第一大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

西津軽郡 元第四大区一小区ヨリ八小区ニ至ル

中津軽郡 元第三大区一小区ヨリ六小区ニ至ル

南津軽郡 元第二大区一小区ヨリ十小区ニ至ル、外二第五大区一小区

北津軽郡 元第五大区二小区ヨリ九小区ニ至ル

上北郡 元第七大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

下北郡 元第六大区一小区ヨリ五小区ニ至ル

三戸郡 元第八大区一小区ヨリ六小区ニ至ル及元第九大区一小区ヨリ七小区ニ至ル

県内は八郡に分けられ、ついでそれぞれに官撰郡長が任命されるが、上北郡の初代郡長は藤田重明であり、また郡役所はもとの大区区役所があてられたので、七戸におかれる事となった。

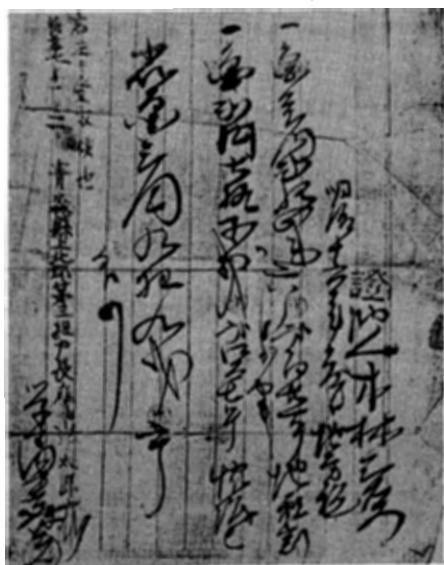
小区はもとのそれぞれの固有の町村名に戻る事になり、さらに公撰戸長が行政にあたる事になった。戸長数は一町村一人が原則であったが、二〇戸未満の小村では、隣村と合併して一人を配置すること、あるいは、二〇戸以上の村でも万一やむを得ない時は二〜三村で一人の戸長を置く事も可能とされた（石崎・前掲書参照）。

天間林村ではどうであつたのだろうか。『附田・附田家文書』『李沢・木村家文書』などから判断すると、天間館村一人、榎林、附田、二ッ森三村で一人、中岫、花松、野崎三村で一人の戸長が置かれ、かつこれら三戸長役場に村議会が設置されたものと推定されうる。また渡辺繁保は、榎林、附田、二ッ森三村村戸長役場の戸長であつたものと思われる。（なお、村議会については後述する）

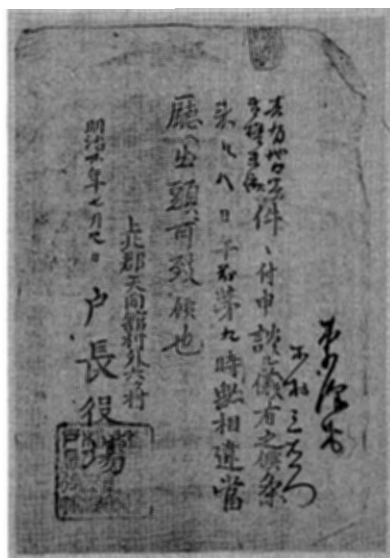
ところで、戸長は公選であつたが、その選挙は、「町村戸長選挙法」により、満二五才から六〇才までの人物が被選挙人であり、有権者は二〇才以上の戸主男子ならびに丁年にみたないものの後見人とあり、当時としては比較的「民主的」と言いうるものであつた。しかし明治一三年五月一〇日にはそれが改正され、「戸長は公選するが、県庁でその職に適さない者と認めた時には再選挙を命ずる。又在職者でも不適當と認めれば免職する」という箇条が追加され、官選的性格が再び強化されてゆく。この動きはさらに当時の自由民権運動の高まりの中で、

しだいに弾圧的政策を強める政府の姿勢に呼応する形で、やがて間もなく、官選戸長制へと逆行してしまうのである。そして、また町村制そのものにも再編成が加えられる事となり、明治一六年六月一八日の県布達で「本年七月一日以降戸長ハ県庁ニ於テ選任ス、其配置及組合町村ノ区域ハ別段ノ布達ヲ以テ之ヲ定ム」とされ、これ従来戸長配置は廃され、町村に組合（すなわち、いくつかの町村をまとめあげる）が設けられ、各組毎に戸長がおかれる事となった（『弘前市史』）。

かくして再びかつての小区制を思わせる如き「組合」が設置されることになるが、上北郡は、第一組より第一



第三組戸長時代の文書



天間館村外六ヶ村時代の文書

二組までの一二組がおかれた（『青森県史』巻八）。では、今日の天間林村は第何組かと言えば、これまた正確なところは不明である。但し先の『李沢・木村家文書』から判断すると、「明治十七年、青森県上北郡第三組戸長鷹山宇太郎」なる署名があり、この第三組が天間林村全域を指すのではないかと想像される。なお、甲地村は、第四組となっている。（したがって、この頃ニッ森村と甲地村との行政上の分離が明確になったとも思われる。）

この組合町村制はまもなくこれを基盤としながら、翌一七年には、組合を番号で呼ぶことを止め、「何村外何ヶ村」という呼び方に変化してゆく。そして戸長もまた、さらに官制的性格が強められている。かくて、ここにおそらくは、天間館村外六ヶ村戸長役場が設置されることになったと思われる。前掲資料においては、最も早い時期の日付のあるものとして「明治一七年一二月二日、上北郡天間館村六ヶ村戸長役場、戸長鷹山宇太郎」なる署名が見い出さる。

(五) 天間林村の成立

すでに天間館村外六ヶ村戸長役場が設置されたことは、事実上今日に至るまでの天間林村が出来あがった事を意味している。それは、以上みて来た如く、旧来の独立的村落を、基本的には中央集権体制確立の中で、より合理的な末端行政単位として位置づけるための官制的な編成替えであった。故に、天間館村以下の七ヶ村が一村として編成される事自体は、何ら村民の選んだ途ではないのであり、後にみる如くこの矛盾が、間もなく「分村」を求める動きとして表面化することになる。

明治二二年四月一七日 市制及び町村制公布があり、ついで本県では明治二二年四月一日に「町村制」が施行

された。

縣令第拾四號

本縣町村ノ内左之通分合改稱シ其舊町村名ハ公稱大字トス

但本年三月二十一日迄ハ總テ従前ノ通タルベシ

明治二十二年二月三十日 青森縣知事 鍋島 幹

〔『青森県史』卷八〕

として県下の各町村の分合改称が行なわれ発表されたが、『青森県史、卷八』には東、西、中、南津軽郡に関してのみの記載しかなく、したがってこの時同時に発表（ないしは実施）された他郡分は不明であるが、天間館以下の七ヶ村もおそらくこの時に天間林村となったはずである。

そして、

縣令第拾六號

明治二十二年四月一日ヨリ本縣下各町村ヘ町村制ヲ施行ス

明治二十二年二月廿日

〔『青森県史』卷八〕

が発表され、ついで「県令第三十号」（明治三二年四月一日）により、県内の市役所および町村役場の位置が定められた。

すなわちこれにより、

「天間林村 天間林ノ内中野」とされたのである。

かくて、明治三二年四月一日をもって新しく天間林村が発する事となり、旧来の村は、全て大字とされることになった。

すでに明治四年の戸籍区編成以来みられ、組合町村制、管区戸長役場制を通じて準備されてきた「国家の構成分子としての地方団体」（亀卦川浩『明治地方自治制度の成立過程』）がここに完成した事となる。

ところで、何故天間林村と称する事になったかであるが、この点について天間林村青年学校『郷土調査』は、「以前本村ハ七大区ニ分レアリシガ、明治廿二年ノ町村制施行ニ際シ、コノ七大区二十五部落ヲ以テ一村トナル。コノ時天間館ト榎林ハ他部落ヨリ戸数發展ノ上カラシテ拔ンデ天間館ノ『天間』、榎林ノ『林』ヲトツテ天間林ト称スルニ至レリ」としている。

参考までに青森県内における他町村の名称決定をみれば（『合併誌』参照）、大字名の組み合わせが一番多く、ついで山、川、あるいはそれに関連する名をつけたもの、名所の名をつけたもの、あるいは大字の数により命名したものと色々である。天間林はこうしてみると、大字名の組み合わせではあるが、七つ中二つだけの組み合わせは他に例をみないものであろう。これは前掲『郷土調査』が言う如く、天間館、榎林の、他村に対する優越性を示し

ているものとみてよからう。なおこの名称決定をめぐるては各地でトラブルが起つたり、あるいは予想されたため、「町村制施行ニ関スル内務大臣訓令」（明治二十二年六月一三日）で、次のように注意を呼びかける様であった。

「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ参互折衷スル等、適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ハラス歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ」（『合併誌』より引用）

第三節 地租改正と農民

（一）地租改正事業の展開

明治六年（一八七三）に発足する地租改正は、明治政府が版籍奉還・廃藩置県を経て政治的には全国の中央集権的統一に成功するに至ったが、しかしそれを支えるべき経済構造・制度は未だに旧来の封建的体制のままであったものを、新たに再編すべく行なわれたものである。

したがってその狙いとするところは、旧来の封建的な農民の緊縛・農地の売買禁止などにみられる農民の土地及び身分に対する制限を解除し、自由な農業経営の上に交換・商品経済と近代的生産の道を開き、さらにこの上

に金納地租を実現しようとするものであった。

こうした事業のために、明治六年以前よりすでに明治政府はその前提となるべきいくつかの法令を次々と発していた。

明治六年五月 拝領地社寺等のほか村々の地面は全て百姓持地

二年九月 米の津留（移出禁止）の解禁

四年五月 一般農民の米販売の許可

〃 九月 田畑勝手作を許可

〃 一二月 華士族卒在官者以外の職業の自由を許可

五年二月 田畑永代売買禁止を解禁

〃 〃 「地所売買譲渡に付地券渡方規則」を制定

〃 七月 大蔵省達で全国一般に地券を交付

などがそれである。このようにして農民の土地所有権が確認され、ついで、廃藩置県により貢納領主と農民の関係を、政府と農民との関係へと切りかえたのである。しかし封建制下での貢納は全国多種多様であり、農民の負担も一様ではなく、このことは交換経済の発展を阻害するものであり、かつ従来の封建的貢納は現物納であり、これはその保管・輸送・売却にも手間がかかるなど不便であり、さらに「官既二貢米ヲ收メマタ之ヲ売テ金二代

へ以テ万機ノ費用ニ供マルコトナレハ、米価ノ高下ニ從テ政府ノ用度盈縮定マラス。就テハ翌年ノ經濟ヲ今年ヨリ予算スルコト能ハス、俗ニ所謂成行次第ナリ」(神田孝平「田租改革建議」『日本農業発達史・卷I』より引用)という弊害もあり、ここに近代的租税制度への改革そしてその中核としての租税金納化を図ることになったのである。先に示した近代的土地所有制度の上に金納地租を築き上げようとすることも、また同時併進的におこなわれて来ている。

明治三年七月 田租は旧来通りの米納、畑租は石代を金額に換算金納

五年八月 田租を任意に石代金納とすること許可

六年六月 田畑石高の称を廃止、有税地は全て反別で表わし地租は従前の租額を反別に割付けて収納

地租改正事業は、時の明治政府が近代化政策＝富国強兵あるいは殖産興業政策を起すための財源を確保するための手段でもあったことは明白であり、その場合、当時の我国においては農業・農民に対する課税・徴収以外にその財源を求めることは全く困難であり、したがってかかる上に立つての近代化政策の遂行であった。それと同時にこの当時において旧来の租法が破綻をきたし、政府による年貢増徴努力にもかかわらず、貢租収入は減少傾向にあったことも地租改正事業の背景としてはあげられる。

さてこのような背景と目的をもちつつ、かなり慎重な準備をかさねながら、明治五年六月、陸奥宗光を租税頭

に登用、同七月、租税寮内に全国租庸に属する一切の旧規を更革し新法を創制する改正局を新設、翌明治六年七月二八日地租改正条令を公布して地租改正に着手した。

以後約一〇年間にわたる歳月と三、七〇〇万円余の費用をかけての一大事業の開始であつた。地租改正の骨子は

一、課税標準——従来は收穫を標準として課税したものを改めて地価を課税標準とする。

二、税率——地価の百分の三を定率として豊凶によつて増減しない。

三、収納条件——物納を廃し金納とする。

というものであつた。

(二) 青森県における地租改正事業とその矛盾

本県における地租改正事業は、明治七年から着手される。同年九月、県当局は大蔵省との間で調査計画を打ち合せているが、その際政府に提出した「地租改正ニ付心得方同」では、

一、北郡およそ反別四千八百町余、明治七年から同八年四月までの見込み

一、二戸、三戸郡およそ反別一万五百町余 明治八年十月から同九年四月までの見込み

一、津軽郡およそ反別五万四千町余 明治九年十月から同十年四月までの見込み

としている。かかる順序が設けられたのは、北郡は一小郡であることがあげられ、また津軽郡の場合、同郡は租税を旧慣のまま据置いても苦情はないであろうから最後でやからうとされたのだという。とするならば北郡は単に小郡であるだけでなく、旧慣のままではすえおけぬ状況があつたことにもなるう。

なお、県当局の出した「伺」の中で注目すべきものは、「(青森県は)土地眩漠人口疎ニシテ地味ノ厚薄異同モ亦多ク、田方ハ耄反歩ニ付種粃九升ヨリ貳斗位」必要とするから、政府の指示した生産費としての控除割合(一割五分)を、土地生産性の低い青森県においてはもつとあげるよう要求していることである。但し、これは政府により許可はされなかった。かくて、政府の一方的な方針にもとづいて、地価決定は強行されるのである(『弘前市史・下』p71)。

明治七年十一月には地租改正心得書が県当局により作成され、調査方法二十章が規定され、これにより調査方法、報告、調印の様式等が指示され、さらに官員の現地到着以前に調査を終了、官員の検査を受けるようにすることなどが命じられたのであった。

明治七年一二月、まず北郡の農村における村方の準備調査が開始され、明治八年四月、大蔵省派出官員の実地検査に移った。五月一三日には塩谷良翰県参事が、各大区区长、戸長に対して官員の土地測量に助勢するようにとの命令を出し、同時に管下に地租改正の意義を告げる告諭を出している。それにおいて彼は(一)旧来の税法を批判、新税法が「実に公平至当ノ良法ナラスヤ」として讚美、(二)かくしてこの地租改正は民の自由な生産活動の保証であり、真の開化の民となりうる保証であること、(三)またその調査は商議を尽し公理をもつて行なうから安心して調査に精を出すように、と述べている。その多くは地租改正条例、地方官心得書に示された中央の基本方針の踏襲であった。

ところで地租改正のねらいは、先にもふれた如く明治政府の殖産興業政策や軍事力創出・充実のための財政支

出要求と、それに充当すべき財政収入を引き出すことにあつたが、その場合圧倒的に地租収入へ依拠したことに矛盾がある。したがつてそれは、旧来の悪法を改めるどころか、「近代的外形をとりながらも実質的には領主的収奪とは形を異にした新たな収奪方式として農民層の上におおいかぶさつた」（田中彰『体系日本歴史（5）明治国家』（昭四二年））と言われるのである。したがつてその収入の総和としては旧貢租を継承しているのであり、東日本は増租、西日本は減租地方となつたのである。

また、地租改正の地価決定は「商議尽し公理をもつて」行なわれるべきどころか、実際には中央官員から地方官へ、そして管下の区戸長へという中央集権的機構を通して地価決定がなされることが多かつたのであり（田中彰『前書』）、先ず県全体の地価地租を算定して地租の減少しないように基準を定めて、これを郡へ、さらに村へと割当てる方法が取られたのである。

かくして地租改正事業は民の自由な活動を保証するものとは決してなりえなかつた。特に地租の金納化は貧小農を窮迫販売に追いやり、当時の上昇する米価動向の中での米価操作による利益は、地主・富農層あるいは特権資本に帰したのであり（田中彰『前書』）、農民層の分解は一段と進むことになつたのである。こうした矛盾は、全国的、一般的傾向であると同時に青森県においてもみられたのである。

（三） 上北郡―天間林村など―における地租改正事業とその問題点

先述の如く北郡（現上北郡、下北郡）は青森県内において最も先に地租改正事業が着手されたところであつた。ところでその場合、この地帯は従来之地租が低率であるとの見込みと、さらに県全体の地租を低くするような先

第1表 地価改正調査所要の穀価

時価調査地名	米 価	大豆価	ひえ価	所 用 区 域
青森町、黒石町、弘前町、 鰺ヶ沢町、五所川原町、	2 円96	2.84	—	津軽郡
福岡町、一戸町、浄法寺 町、五戸町、三戸町、八 戸町、田名部町、野辺地 町、七戸町	3 円31	1.95	0.76	二戸郡 三戸郡 北 郡

(原典『府県地租改正紀要』『青森県農地改革史』P. 63より引用)

第2表 地租改正による各大区の新旧反別、税額

大区 番号	本 部 所在地	旧反別	改 正 反 別	反 別 比 較		旧税額	新税額	税 額 比 較	
				増	減			増	減
1	青 森	町 6,447	町 11,596	町 5,149	—	円 70,890	円 69,239	円 —	円 1,651
2	黒 石	9,986	14,015	4,029	—	138,966	115,948	—	23,018
3	弘 前	7,344	10,845	3,501	—	89,261	71,202	—	18,059
4	鰺ヶ沢	7,054	12,664	5,601	—	64,577	69,703	5,126	—
5	五所川原	10,232	14,807	4,665	—	80,296	94,368	14,072	—
6	田 名 部	1,658	3,282	1,624	—	2,258	3,968	1,709	—
7	七 戸	8,185	16,071	7,886	—	18,882	36,759	17,877	—
8	五 戸	7,983	12,755	4,772	—	30,358	37,031	6,673	—
9	八 戸	9,431	14,370	4,939	—	30,259	38,564	8,305	—
計		68,320	119,205	42,175	—	525,747	536,782	11,085	—

(『青森県農地改革史』P. 64より引用)

例を作つてはならないとの考えから、各村の地価水準を相当に高く見込んだといわれる。さらに地価算定に用いる米価が明治三年から五ヶ年間の平均であり、そのために南部地方は津軽地方より高価となり地価も高くなつたのである。

南部地方は土地生産力の低い畑作地が多いこともあり、一反歩が九百坪に達するものもあり、その事に関連して税負担も低いところであつた。ところが、改正によつて一反歩は三百坪に定められたのであり、これによつてもこの地方の不利は一層増大したのである。

右表より我々は第七大区が、反別面積、税額ともに青森県内最大の増加をみせたことに容易に気づくであろう。反別においては、実に約二倍の増加、税額ではこれまたほぼ二倍の増大をみせたのである。青森、弘前、黒石などでは反別面積の増加はあつても、逆にその税額が減少したのに比べて著しく対照的である。先に指摘した如く東日本では全体として増租ではあるが、同一県内においてもこれだけの差異をみせたのである。

七戸を中心とする一帯は、元来低生産性の地方であり、したがつて税負担も限界あるところであつたが、かかる地域的特性は全く考慮される事なく、否それ以上に以後の改正作業への影響を考へて少しでも高くその地租を査定すべく実施されたのであつた。

かくして、青森県内における地租改正作業の最大の矛盾は、この七戸地方を中心とする一帯においてみられることになつた。したがつて地租改正作業が進行する中で明治九年四月四日、第七大区第三小区に属する七戸村外八ヶ村で、中嶋弥六（中野在住中嶋信氏の祖父）、盛田広精、山田改一の三名を総代人として青森県参事あてに地

租の減額を嘆願するという動きがあらわれたのである。しかるに県当局側は、かかる運動に対しては強硬な手段を以って対処したのである。すなわち明治九年四月一二日青森県参事塩谷良翰は、第七大区に対する「特命第二号」を発していわく。

地租改正之儀ニ付收穫及地價等取調候ニ付テハ豫テ村方ヨリ申立タル收穫ヲ基トシ舊来石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦トヲ篤ト推究シ尚改正反別ノ改出及土地善悪耕耘ノ難易ヲモ参酌夫々成規ニ照準當否ヲ檢シ其上格別斟酌ヲ加ヘ地価等取極候義ニ付決テ不適之儀無之尤地價等決定ス際該區七戸ニ於テ村吏並小前總代ノモノ迄呼集メ權参事那須均ヲ始メ其他本省ヨリ出張ノ官員一同列座之上地價等記載ノ合斗帳一村限り下ケ渡シ異存アラハ其譯可申立承服之上ハ其趣書可差立旨口達及ヒ候処此際何レモ承服シ異存ナキ

.....

然ル処該區村々ノ内中ニハ收穫等級取調見込違ニ付再調等今更出願候輩モ有之或ハ右ヲ口實トシテ小前ヲ煽動致候様ノモノ有之哉ニ相聞以之外之事ニ候……………
〔青森縣史 第七卷〕三五〇—一〕

このように、県当局は、地租改正に当つては十二分にその地方の特性を考慮し、かつ地方の人との談合の結果として査定したものであるという立場をとり、それに対する異議申し立ては、全く理由なきものとして突きはなす態度をとつたのである。かくして、この時の主謀者たる前記の者達は、二ヶ月間にわたつて警察に拘引されるという結末をむかえたのであつた。

県内においては、他にも同じく旧南部地方の三戸郡田子において明治九年四月に徴税反対の農民暴動がおこつて

いる。当時の青森県、特に旧南部地方は、まだ貨幣経済が十分には浸透しておらず、したがって米の換金は容易なことではなく、そうした時に地租改正による納期が明治九年三月末日となったため、この地方の米価ははげしい下落をみせたのである。かくして農民達は、増租になった上に、さらに米価の下落により旧租の倍量以上の米を販売・換金せざるをえなくなったのである。かかる背景を以って田子村の農民、五く六百人は、山刀、鎌などで武装、五戸の第八大区役所をとりかこむまでの闘争へと発展させたのである。

第七大区七戸村を中心とする再調査を求める請願、そして第八大区田子村における徴税反対闘争といい、両者ともに結局は地租改正がいかに農民に矛盾を負わせたかのあらわれてある。七戸村における再調査請求は、第七大区第二小区たる天間林村でも全く同様の苦しみを味わっていた事は疑いえないし、また田子村の闘争も、その原因は、全く同様な形で天間林村にもおおいかぶさっていた矛盾でしかない。天間林村の農民は、したがって、旧租の倍にもあたるべき地租納入を余儀なくされ、税の金納のための貨幣取得にあたつては、さらに著しい困難、苦痛を強いられていたのであろう。

なお若干付言するならば、地租改正に反対する農民闘争は、全国的規模でみられたものであり、特に茨城県、三重県、岐阜県、愛知県、堺県においては極めて激しい形で展開され、ついには官憲との衝突にまで発展、首謀者は処刑されるまでに至っている。かくして政府は、明治一〇年一月、地租率を百分の三から百分の二・五へと引き下げざるをえなかったのである。

(四) 地租改正とその後

地租改正は、一面においては日本の農業経済構造の近代化をめざすものであった。しかしながら「明治維新が農民を解放したのは地主であつて、小作人は却つて、地主層の下積みになつてゆく傾向を強めた」(小野武夫『農村史』)といわれるように、それは一般農民をして藩政時代以上に苦しい状態に追い込むものであつたと言つてもよい。そしてこれとは逆に地主層は地租を納める代わりに六割の現物を収納出来ることになり、政府はまた地租を納入してくれる地主を保護する政策をとることになつたのである。さらに、地租の金納化はそれまでは自然経済の中にあつた一般農民を貨幣経済にまき込むことになつたが、商品生産者たりうるだけの条件を全く有していない農民にとっては、農産物価格の変動を通じての没落の契機でしかなかつた。かくして一般農民にとっては土地所有権の法的確認や土地売買の自由は、土地の喪失の自由でしかなく、逆に地主には集積の自由であつた。明治一四年の紙幣整理事業以降の農村の不況の深刻化、また二〇年以降の米価上昇は、ますます地主―小作関係のみを発達させることになつたのである。

(本節は、特にことわりのない限り、『青森県農地改革史』に依拠している)

第四章 天間林村をめぐる政治的諸問題——明治期を中心として——

第一節 明治天皇の東北巡幸をめぐって

明治期の重大な政治的事件として明治天皇の幾度にもわたる全国各地への巡幸がある。その数は、即日還幸を加えれば実に九七件の多きに上るが、とりわけ明治五年の近畿・中国・九州巡幸（明治五年五月二三日～七月一二日）、明治九年の東北巡幸（明治九年六月二日～七月二日）、明治十一年の北陸・東海道巡幸（明治十一年八月三〇日～十一月九日）、明治十三年の中央道巡幸（明治十三年六月一六日～七月二三日）、明治十四年の東北・北海道巡幸（明治一八年七月二六日～八月一二日）の六つの巡幸は、明治六大巡幸とされ、その持つ意義は極めて大きいものとされる。それは明治二〇年代以前に六大巡幸は集中しており、それ以後においては即日還幸が圧倒的に多いことは誠に対照的である。では明治二〇年以前に何故大巡幸が集中的に行なわれたのであろうか。それは成立して間もない明治維新政府の安定を図り、かつ當時にわかに活発化していた自由民権運動への対処であったと一般には説明されている（色川大吉『日本の歴史・21——近代国家の出発——』中央公論社、田中彰『近代天皇制への道程』参照）。

ここでは、この六大巡幸のうち二つの巡幸、すなわち明治九年の東北巡幸と、一四年の東北・北海道巡幸につ

いてとりあげ、天間林村での当時の模様を簡単にふれておくことにしよう。

なお、二度にわたる東北巡幸の意義について、田中は、「そこにあるものは東北や北海道（函館）で、『官軍』として戦死した者への追悼であり、それへの祭祀にほかならない。いわゆる『賊軍』に対しては一顧だに与えていないのである。天皇は、幕府を打倒した政治的勝者として巡幸していることがはっきりわかり、かつその勝利者がまた仁恵者として立ちあらわれる」ことに、国家的なプロパガンダの典型をとらえている（田中前掲書）。

（一） 天皇巡幸と地方官吏、民衆の対応

明治九年の東北巡幸に先立つ四年前の明治五年四月、時の青森県参事杉山龍江は一建言書を呈している。

奏請北巡建言

誠惶誠恐頓首再拜伏して惟るに聖土夙に中興、大政復古の業を起し封建割據の積弊を一洗して縣治維新の基を開く。普天の下率土の濱始めて皇化一統の治を仰ぐを得たり實に欣躍の至に堪えず。特に東北地方舊染の弊習未だ除かず頑愚の人民未だ聖仁の厚きを知らず。而して朝廷域は未だ其の情を盡さずして、之を度外に付するが如し是臣危懼日夜思を措く能はずして一たび陳述せざるを得ざる者なり。

謹みて案ずるに皇化西より東に漸し方今中國の人民知識日に開け自主の權自ら足りて文明の治を稗補する者少からず陸羽頑固の民依然として舊習を襲ふ者と復同日に語る可らず。曩者聖上東京に遷らせ給ひ地形の勝弊に據りて東西を控制し以て大に陸羽蝦地に臨む。臣竊に喜ぶ。光祚の化數年ならずして東北

に決洽す可しと。而して荏苒今日に至り、未だ其實際の効を見ず。夫如此して之を度外に付するが如きは實に聖業中止するのみならず、國家の安危實に測るべからず。今夫富強を十年に期し海外萬國に卓立せんと欲せば、則東北を開くの業豈天下の大急務と非らずや是れ薄書堆中の吏員に委すべきものに非ず、必聖上と一二の大臣と風梳雨沐の勞を親らい給ひ以て大に陸羽の民を振作し蝦地を開拓して全國の力を充實ならしむ可し是臣日夜戀戀首を延べて奥陬に側立し鳳輦の北巡を翹望する所以なり（中略）

嗚呼在廷官員耳目の触る處唯府下繁華の光景に慣ふ東北地方の事實の夢想の能く及ぶ所に非ず。今若新縣制置、纔に其の形を見て國家の基礎既に定ると請ひ縣吏文辭の虚飾、媚を呈するを見て民心既に親付すと請ひ滿朝徒に判度文緯を事とし尋常條令を以て天下の事取す可しと謂い漸く安逸を貪り憂勞を忘れるゝ時は乃ち縣治維新の盛業は適々以て民を亂り國を誤るの階梯に属する耳豈慨歎の至ならずや（中略）

臣以為東北地方の事一箇の大學校と見做し諸縣吏員は皆な其の教師となり聖上親臨之を督責し以て大に人心を聳動し頑を振ひ惰を起し専ら其の知識を開き能く國體時勢を知らしめ眞に朝廷の爲富強の本を務むるの念を起さしむ可し。臣又以爲蝦地を開く規模大ならざるに非ず其實烏合無頼の衆を募り随ひて移せば随ひて去る。移民の業未だ其計を得ず。豈に能く露國駸々の勢に抗するを得んや。故に能く陸羽寒氣に習ふの民を振作し、それをして眞に朝廷の爲め耒耜を執りて永海の雲を墾破せんことを思はしめ然る後開拓の業實際の功を収むるに足る可し。

此等の事業固より尋常吏員に委す可き者に非ず、而して前陳頑愚の民を教誘する亦尋常吏員戸税人論の能く及ぶ所に非ず必聖上と一二の大臣と實地親臨其疾苦を問ひ其凍餒を極ひ給はば邊陲の父老始めて聖仁の厚きを仰ぎ相率ゐて鳳輦を拝跪し檻樓の袖を掩ひて泣く可し。父老の心一たび感激せば頑情の子弟亦聳動せん。是臣の迂論黙する能はずして汲汲切に北巡の議を獻する所以なり。臣嚮に聞く去歲大臣参議諸公親しく北海道を歴覽するの命ありて頻に道路を開くと。今に至り更に其の學あるを見ず。是朝廷一たび信を北地に欽くき似たり臣願くば連に前陳北巡の議を聖斷し給ひ早く遠大の業程を起して大に人心を作興し命出づるの日信義を欽くことなく以て天下方向を一にし功業を必成に期せんことを臣懇禱の至りに不堪候。龍江昧死上聞す（東奥日報『青森県総覧』より引用）

この上奏文について、例えば『青森県に於ける明治天皇の御遺蹟』の筆者は、天皇の明治九年東北巡幸の「一因をなせりと云ふを得へし」と評価し、また『五戸町誌』においてもこの評価は採用されている。しかしながら天皇による東北巡幸は、かかる一地方官の建言なくしても実施されたであろう事は、当時の国内における政治情勢の中では明らかであり、かかる評価は余りにも過大なものと言わねばなるまい。にもかかわらずここに杉山の上奏文を長々と引用したのは、一つには当時の地方官の天皇（巡幸）観をみるためであり、二つには、逆に地方官の人民への態度を知るためである。

まず第一の点については、杉山は最大級の敬辞、敬句を使用しているものの、しかし天皇を神格化してしまう

までには至っていないことは明らかである。国政を執る第一人者としての天皇に地方を直視してもらうことから地方の行政の第一歩が開始されるという思いがそこにはある。と同時にかかる天皇巡幸をステッピング・ボードとしての東北地方開発への願いが強烈に込められているようである。特にそれは、これ以後今日に至るまでみられる東北地方へ後進地域論とそれに伴う開発希求論のはしりの存在であり、以後多くの東北人士に共通せる立場のものであった。(青森県人の中でも例えば成田鉄四郎、北山一郎などにも共通性をみる事が出来よう)

政治的事件を一つの契機にその経済的發展をはかるという発想である。

第二の点については、第一点との関連を多分に有することになるが、外部からのインパクトを求めようとすればするほど、その地方の現実が増々貧困に見えてくるのが通例であろう。東北の民は「依然として旧習を襲う」「頑愚の人民」ということになる。

一地方官吏の「巡幸」観はかかる如きものであったが、それでは一般民衆にとつての「巡幸」はどのようなものであったのだろうか。

この点については残念ながら詳しく知るべき資料はない。しかし例えば明治九年の巡幸の時冷害の兆しのあつた青森県では、天皇が青森県に入った日からは連日晴天に恵まれ、農民は「天子様は世の中を持ってござった」と歓呼したと伝えられている(豊田武編『東北の歴史・下』参照)。これなどは色々に解釈出来るが、一般民衆にとつては天皇巡幸よりも農作業の方が重大関心事であつた事の一つのあらわれとも受けとれよう。

一般に民衆の天皇巡幸への反応は、色川大吉氏によれば、政府が組織的に動員できたのは、各府県官吏や巡査

などで、あとは小学生徒だけであり、一般民衆は「農作業のさまたげをするな、歓迎にかりだしてはならぬ、自由にかかせよ」という指示もあり極めて低調なものであったといわれているが、そうした中でその反応の型は(一)無関心型、(二)信仰型、(三)「お祭り型」(四)「打算型」に分けられるという(色川前掲書)。

青森県内での型は比較的この第二の型が多かったようである。しかしその場合も、民衆自身の生活との結びつきをはずして考えられないものであることは、先の一例でも判明しよう。

杉山の上奏文は、天皇の巡幸を求めるものであったが、実際に天皇巡幸が決定した時に、最も気をつかい、神経をとがらせたのは、様々な地方官吏ではなかっただろうか。明治九年四月に天皇の東北巡幸が決定、その旨が伝えられた時、青森県参事塩谷はさっそくに次の如き達しを県民に出している。

四月二十七日達第百五号

今般、陸羽ご巡幸を仰せ出され、未開辺陲の地までご親臨相成り候。一視同仁、千載曾有の盛事は国家の賀すべきところ、追つて鳳輦通御の節は沿道に住居の面々毎戸国旗を掲揚し敬祝の意を表すべく候。この旨沿道、市街、駅前、もれなく説諭いたすべく、この旨相違なく候事。ただし、国旗の調達が不便の村市は員数を取り調べ、来月末日まで第六課へ申し出で候わば繰替払いを以て品物出来相渡すべき事

青森県知事 塩谷良翰

〔「五戸町誌・下」より引用〕

民衆への宣伝をいかに県当局が熱心であるかはこれにても判明しよう。それは地方官僚としての彼らの立場を表わすものの以外の何物でもなからう。

(二) 明治九年東北巡幸と天間林村

明治九年四月二四日奥羽地方の巡幸が決定され、ついで五月六日に至り六月二日出発と定められた。また五月一〇日には其の御休泊割が定められている。

本県には七月一〇日に到着している。その後一〇日三戸泊、一日五戸泊、二日七戸泊となり、一三日七戸を発進、天間林村を通過、野辺地に至っている。この間にあり旧坪村の漆戸半兵衛宅が「御小休所」とし定められており、午前八時一〇分着二五分間ほど休憩している。この坪村通過に際し所謂「壺の石文」の碑の所在が求められ、先立つ六月一三日には、宮内大丞により青森県あて次の如き照会状が寄せられていた。

御県管下七戸より、野辺地に至る半途、坪村に有之千曳神社は、田村將軍の建立せる日本中央と記した

る碑を、埋め祀りし由、所謂坪の石碑と承り居なり候間、御詮議有之、右之通相違無之義にて、格別手数も相懸り不申事に候はは、

御著輦迄に、其の場に掘立置候様、御取計相成度、此段及御懸合候也。

九年六月十三日

供奉 宮内 大丞

伝説上の「石碑」を探しておいて欲しいと求められた県は、全力をあげて探し求めたらしい。しかしその発見は出来ず、したがって「是に於て役夫をして、千曳神社の地下及近傍を発掘せしめ百方搜索せしめしと雖も、遂に発見すること能はず、那須権參事御駐輦の地に於て其の事を具伏せり」ということになった。何の根拠もない伝説上の碑を地中より「発見」するために県当局がどのように苦心したかがしのばれる気もしないではない。時の青森県人は、次の如き和歌をしたためている。

鳳輦のみゆきにあひて埋れし名をこそおこせ壺の石文

関野長右衛門

(三) 明治十四年東北・北海道巡幸

天皇は明治一四年に再び東北巡幸を行なった。この時は、北海道南部巡幸も合わせて行なわれた。

前回同様陸路岩手県より青森県に入られたのは八月二三日であり、同日三戸泊、二四日八戸泊、二五日三本木泊のあと七戸、天間林を通つて野辺地へ至った。この際前回同様に坪村漆戸半兵衛宅（但し、当時は本間小三郎が居住していた）にて小休止をしている。

(以上『青森県に於ける明治天皇の御遺蹟』より)

さて、二度の東北巡幸の際、天皇が臨幸もしくは政府高官を派遣した場所、施設は、極めて多数に上るが、特に産業施設の視察には力がいれられている。県内でも、九年には三本木開墾、一四年には八戸開本社、七戸共有製糸場、十三湖疏鑿工事などがあげられる。その他にも産業功労者などのえつ見は多くおこなわれている。こうした事実は、当時政府が近代国家の基盤としての産業をいかに重視していたかを物語るものでもあり、政府としても東北巡幸を契機に東北開発にも力を振り向けようといっていた。特に九年の巡幸時には、内務卿大久保利通が先発し、彼が東北の産業視察をおこなったことは名高いことである。しかるにこのような東北開発振興計画も、大久保の死、あるいは大久保が着手した野蒜築港の失敗により、しだいに熱がさめていったのである。よしんば「巡幸によって東北開発が一步も二歩も前進した」(『五戸町誌・下』)としても、それ以上に東北以外の地が前進せられてゆくとしている時、結局は相対的にはその差異が拡大されてゆくことになった事は、その後の歴史が雄弁に語ってくれよう。(高橋富雄『東北の歴史と開発』参照)

第二節 明治期における村政の一側面

(一) 明治十四年度、榎林・附田・ニッ森戸長役場村議会資料について

すでに第一章でふれたように、今日ある天間林村は、明治維新以降の地方行政制度の幾度かの変化を経験しながらも、明治二年四月の「町村制規則」施行により、旧七ヶ村が一村として合併され成立したものであった。

これ以前においての各村の政治的發展は、詳しく知るよしもないが、『附田・附田家文書』に、明治一二年村会議員当撰証書及び明治一四年村会議案が残っているので、これを紹介しておこう。

附田礒右エ門

今般當撰ニ付村會議員ノ

職ニ従事スヘキ事

明治十二年
四月廿一日 青森縣上北郡附田村戸長役場

第一章でのべた如く、附田村単独で戸長役場が設置されたとは思えないので、「附田村戸長役場」なる書き方には不自然さを感じられるが、だいたいこの様な形式の当撰証書が授与されたとみてよからう。榎林、附田、二ツ森三ヶ村村会の定員は、次に紹介する資料にみられる通り一名であるが、この数字は、「町村会規則」の第二章第十条の規定（百戸以上百五十戸未満：十一人）通りであり、当時のこれら三村の戸数は、後掲資料にみられる如く一四四戸であったことも正しく符合している。そうするとますます附田村単独の戸長役場の存在は、当時はありえなくなる。しかしともかくも、明治一二年に村会制度は出発したのである。

次に「明治十四年村會議案」を紹介し、当時の村会の様子を知る一助としよう（同上『附田家文書』、但し、かな

りの破損がある)。

第一号議案

明治十四年村會費豫算

金貳拾八(九:訂正された数字以下同様) 円拾(七拾) 錢

内

金拾三円五(六) 拾錢 議長(以下破損)

是ハ議長副議長議員十一人、議長一日金五(四) 拾錢副議長議員一日金四(三) 拾錢〇〇支給ス

開會日数三(四) 日ノ積り

但出起滞在帰郷共里数ノ遠近ヲ問ハス日数ニ由リ支給スルモノトス

金七(八) 円四拾錢 書記俸給

是ハ書記二人一日各人金七拾錢ツ、日〇^(數)

五(六) 日積り

金壹円(貳拾錢) 小使給料

是ハ一日金貳拾錢會議日数前後両日共合セテ五(六) 日分

金四円 議案〇〇

是ハ議案ハ部調製一部金〇〇〇〇(五拾錢)

金貳円六(五)拾□□□□□

内

金拾錢 議員□□□

金貳円 諸雜費

是ハ朱肉キンペレン附木燈心生麩才買入代一ヶ年ノ見込

金七(三)円 備品代

是ハ役場ランプ火鉢烟草盆○瓶茶碗机界板木其他必要ノ品々代一ヶ年積リ

金貳円五拾錢 新聞代

是ハ青森新聞代一ヶ年分

金拾円 夫賃

是ハ諸達惣代人、配達人夫賃ノ見込

金老円

是ハ他所、送入籍往復郵税

金貳(抹消)拾円 豫備金

是ハ役場臨時ノ豫備金ニシテ即チ此費目外ニ生シタル費用ヲ支拂フモノトス

天間林村史

第二号議案

明治十四□□□□□□□□□□

高金三百六拾八□□□□□□□□

金三百五拾□□□□□□□□

外金拾四円○○錢○厘

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

金七拾貳(六十)円

協議用係給料

是ハ前回數一ヶ月金六円ツゝ支給スルモノトス

金六(四)拾円

戸長旅費

是ハ並○○巡回片道三里以上十里迄一日金七十錢滞在一日金五拾錢支給ス但片道三里未滿ノ地へ出張□□□□巡回

旅費○日分日帰スル時ハ巡回旅費半額ヲ支給ス□□へ出張ノ節ハ十里迄並旅行一日金壹円五拾錢滞在□□金七拾錢

支給ス且片道三里未滿ノ地へ出張一泊□□□□モ日帰スルモ村内旅費同様タルヘシ

金三円

戸長用係筆墨料

是ハ□□□□一ヶ月金拾貳錢五リツゝ二人分

金□□□

役場借家賃

是ハ一ヶ月金壹円ツゝ一ヶ年□□□

金六円

小^(便か?)□給料

是ハ一ヶ月金五拾銭ツゝ□□□□□□(この項は抹消されている)

金五拾四円

惣代人旅費

是ハ惣代人榎林六人附田壹人ニツ森壹人□□□一ヶ月壹度役場へ呼出出頭ノ見込一泊スレハ壹人金五拾貳錢日帰スル時ハ金貳拾五錢ツゝ支給ス一ヶ年分積り(この項は抹消されている)

金(拾八円)

村小走給料

是ハ諸配達小走二人ノ見込ニテ年給一人金九円ツゝ二人分

金四拾貳円五拾銭

消耗費

内

金拾八円

用紙代

是ハ半紙壹メニ付金貳円八拾銭ノ見込□□□

□□□其他切紙西ノ内美濃紙代金□□□□□見込

金六円

石炭油代

是ハ壹箱ニ付金三元ツゝニテ貳箱ノ見込

天間林村史

第五編 近 代

金壹円五拾錢

蠟燭代

是ハ壹升金三拾錢ツヽ五升ノ見込

金三円五拾錢

茶代

是ハ壹升金七拾錢ツヽ五升分

金拾三円五拾錢

炭代

是ハ壹俵金拾五錢ツヽニテ九拾俵分

第三号議案

明治十四年度榎林小学校經費豫算

一金八拾貳(七拾五)円六拾錢

内

金六拾円

教員報酬金

是ハ教員壹名一ヶ月金五円ツヽノ見込

金壹円五拾錢

教員筆墨料

是ハ一ヶ月金拾貳錢五リツヽ^(ママ)支給スルモノトス

金三(二)円

学校敷地代

是ハ一ヶ月金貳拾二錢（十六錢六リ七毛）ツ、一ヶ年分積り

金六円

書籍器械費

是ハ学校ニテ用ユル所ノ書籍器械買入ノ費ナリ

金壹円貳拾錢

白墨費

是ハ教員日々ノ授業ニ於テ塗板上ニ白書シテ消費スルモノナリ

但、尅箱ニ付金三拾錢ツ、ニシテ一ヶ年四箱ノ見込

金九拾錢

半紙代

是ハ尅帖ニ付金三錢ツ、ニシテ一ヶ年三拾帖ノ見込

金拾（四）円

諸雜費

是ハ学校修繕諸器械修復ホ總テ古費目外ニ出テタル諸雜費ニ充ルコトトス

第四号議案

明治十四年度学務委員經費豫算

一金四拾三（二十八）円五拾錢

内

金三拾（拾八）円

学務委員給料

天間林村史

是ハ一ヶ月金貳(一)円五拾銭ツヽ支給スルモノトス

金壹円五拾銭

筆墨料

是ハ一ヶ月金拾貳銭五^(マ)リツヽ支給スルモノトス

金六円

旅費

是ハ郡役所ヨリ呼出又ハ校用等ノ事ニ付七戸へ出張ノ旅費ニシテ一ヶ月一度ト見込金五拾銭ツヽ支給スルモノトス

金六(三)円

雇給料

是ハ学務諸調等繁多ニシテ至急ヲ要スル時調人ヲ雇入ノ見込ナリ

第五号議案

明治十四年度衛生委員經費豫算

一金拾八(拾六)円五拾銭

内

金拾貳円

衛生委員給料

是ハ一ヶ月金壹円ツヽ支給スルモノトス

金壹円五拾銭

筆墨料

是ハ一ヶ月金貳銭五^(マ)リツヽ支給スルモノトス

金五(三) 円

雇給料

是ハ衛生上ニ付調物等夥多ニシテ至急ヲ要スル時調人ヲ雇入ノ見込ナリ

第六号議案

明治十四年度稻虫除虫世話係經費豫算

一金貳拾七(七) 円

内

金貳拾円

除虫世話係給料

是ハ本県甲第九拾壹号達ニ據リ稻虫除虫世話係榎林二名附田壹名二ツ森壹名都合四名ヲ置キ壹名ニ付年給金五円
ツヽ支給スルモノトス(この項削除)

金四円

筆墨料

是ハ一ヶ年壹名金壹円ツヽ四名分

金三円

旅費

是ハ稻虫駆除員数書又ハ被害ノ稻莖員数書等ヲ郡役所ヘ差出ス為メ七戸ヘ出張ノ旅費ニシテ一日壹名金貳拾五錢
ツヽニシテ一ヶ年三度ツヽノ見込四名分

第七号議案

明治十一年度戸長役場経費不足金補充案

一金三拾四円三拾八錢七厘

是ハ明治十一年度戸長役場経費不足ヲ生シタルニ因リ榎林小学校校費ヲ以テ繰替置候分更ニ本年度ニ於テ此金額ヲ徴収シ該校ニ償却スルモノトス

明治十四年度地方税并聯合村協議費及三ヶ村協議費賦課法

一金七拾五円九拾錢

地方税戸数割

一金百拾八円七錢壹リ

聯合村協議費

一金貳拾八(九)円拾(七)拾錢

村會費

一金貳拾八円拾錢

十五年村會費

一金三百五拾三円三拾錢三リ(二百四十四円) 戸長役場費

一金八拾貳(七十五)円六拾錢 小学校費

一金四拾三(二十八)円五拾錢 学務委員費

一金拾八(六)円五拾錢

衛生委員費

一金貳拾七(七)円

稲虫除虫世話 (入費カ?) □

一金三拾四円三拾八錢七リ

十一年度戸長役場
不足金補充費

合計金八百拾円三拾壹錢壹リ

(六百五十八円五十五錢八リ)

内

金百六拾貳円六錢貳リ(百三十一円七十一錢二リ) 戸数割

此戸数百四拾四戸 但 一戸二付(?)
金二円十二錢五リ四毛三

金貳百貳円五拾七錢八リ(百六十四円六十四錢) 牛馬割

此牛馬数四百八頭 但 一
金□□□□□□

金四百拾二円六拾七錢壹リ(三百六十二円二十錢七リ) 地租割

此地租金千四拾壹円三錢貳リ (マ) 但 一
金四十二錢八リ一毛〇四九
□□□□□□

明治十四年度協議費賦課法及徴収手續

第一条 協議費ハ本年七月一日現在調ニ依リ牛馬割地租割戸数割トス

天間 林村 史

第二条 徴収期限ハ二期ニ分ケ前一期則チ半額ハ本年七月三十一日限り後一期則チ半額ハ翌年一月三十一日限り収入スルモノトス

第三条 轉籍寄留ノ為メ戸数ニ異動ヲ生スル時ハ左ノ二項ニ依リ徴収シ負担ノ課額ハ増減セサルモノトス

一 寄留別居ヲ問ハス總テ竈ヲ異ニスル者ハ一戸ト見做シ徴収ス但数人雜居スト強モ竈ヲ共ニスルモノハ一戸分ヲ徴収ス

一 毎戸ノ課額ヲ定ムルノ後他地ヨリ轉スル者ハ村内外ノ籍ヲ問ハス總テ翌年度ヨリ賦課シ他ニ轉スルモノハ即時完納セシム

以上が明治一四年度の榎林、附田、二ッ森三村戸長役場村議會議案があるが、これを見てわかるように、議案は全て予算案であり、したがって村議會ではこの予算案の審議が重要であつた。當時の村議會は未だ発足したばかりであり、後掲の明治二二年以降の町村制時代の村議會との比較表をみればわかる如く、村議會の権限、議決項目の中心は町村費による事業の起廃と町村經費予算賦課であつたことの現れである。

この三ヶ村戸長役場には、明治一四年當時、戸長一、用係二、書記二、小使一、小走二が置かれ、また学務委員一、衛生委員一も置かれている。協議用係なる役職がみられるが、これについては後に検討しよう。なお修正ないしは廃案となっているが、稲虫除虫世話設置の件と、惣代人旅費項目は興味あるところであろう。前者はこの三村戸長役場としては、準公職的存在のものを当初考えていたようであるが、結局はそれは見送られている。

後者については、戸長役場、村議会による自治政治の未だ日の浅いことの証左ともなることで、各村の惣代、すなわち代表者・実力者の声を村政担当者が聞いていかなければならぬ状況もあつたことによる。なお、学務委員衛生委員各一名の設置は「町村会規則」に基づくものであるが、学務委員には郡役所行きの旅費が予算化されていることは、当時の学校教育が黎明期にあり、郡さらには県の指導を受けることが強かつたことの証しとも考えられよう。

その他、今日からみれば、規模の小さい経費の中で、したがって極めて細かいというまで項目立てされていることなどに興味を持つ人もいるだろう。

村予算の収入源も、今日とはおおよそ変つたものがある。特に貧富の別なく、また家族数の多寡の別なく、一戸当たり何円何銭と形式的平等主義に基づく課税を行なっている。牛馬割、地租割は、財産の大小に基づくものであるが、この戸数割はそうではない。税徴収も二期に分けられている。

さて、前掲資料中に見出しうる「協議用係」あるいは「聯合村協議費」なる項目は一体何を意味するのであろうか。第一章で簡単にふれたが、天間館村他六ヶ村戸長役場が正式に発足するのは、明治一七年以降の事だとしても、それ以前にすでに天間館村を中心とする合計七ヶ村の何らかの連合体がつくられていた可能性もあつたことは指摘した通りである。今ここに榎林、附田、二ッ森の三村戸長役場の存在が確認され、そうすると多分、野崎、花松、中岫三村戸長役場、また天間館村戸長役場も当時存在していたものと推定されうる。そしてこれら三者が、かつては形式的であつたとは言え第七大区二小区として総括されていたし、また今や再び組合町村制へ

向かつて実質的に小村落の統合推進が図られつつあったその時期に当っており、したがってこれら三者が何らかの協議体を形成していたと考えても不自然ではなからう。そうすれば、先の「協議用係」や「聯合村協議費」も、かかる三者の協議体のための費用なり、役職なりではなからうかと推定しうるのであろう。

(二) 町村制施行（明治二十二年）以降の村政

さて以上の如き初期村政を経過しつつ、明治二十二年四月の「町村制」施行に基づく本格的な村政発展期を迎える事になる。新しい天間林村の誕生を迎え、また同年六月までに村長及び村会議員選挙が実施された。天間林村初代村長として井山保太郎氏が就任する。以下明治期以降における村長、助役、収入役名及び各任期を参考までに示せば次の通りである。（村勢要覧では、初代村長として鷹山宇太郎氏をあげ任期を明治二十三年～三〇年としているが、これは正しくない。鷹山氏は、天間館村他六ヶ村戸長役場時代の初代戸長である。また、助役、収入役に關しても初代がそれぞれ漆戸氏、苦米地氏となっているが、これも正しくないと思われるので、次掲の如く訂正しておく。『青森県総覧』などを参照した）

村長名

任期

初代 井山保太郎 明治二十二年六月～三十三年四月一五日

二代 鈴木 武八 三十三年五月二日～三十八年三月二八日

三代 小又彦三郎 三十八年九月一日～四十二年七月一九日

四代 星 松太郎

四二年一月二六日〜大正二年一月一五日

五代 漆戸 潔

大正二年一月〜六年一月

六代 福士 宮治

六年二月〜一〇年二月

七代 千葉喜代美

一〇年二月〜昭和四年二月

八代 沢田 清見

昭和四年二月〜一二年二月

九代 木村 吉雄

一二年二月〜一六年二月

〇代 向中野則光

一七年一月〜一八年三月

二代 花松新五郎

一八年三月〜二一年一月

三代 沢田喜代太

二二年四月〜三〇年四月

三代 田嶋松次郎

三〇年四月〜三八年四月

四代 工藤 敬一

三八年四月〜現在

助役名

任期

初代 金井 節

任期不明

二代 沢田 政悦

〃

三代 漆戸 茂志

明治三〇年六月〜三一年九月

天間 林 村 史

第五編 近 代

四代 沢田 政悦	三一年一〇月～三四年一月
五代 高松 轍三	三五年四月～三五年十二月
六代 長嶋 萬吉	三九年一月～大正五年三月
七代 苔米地周三郎	大正五年三月～七年三月
八代 千葉喜代美	七年四月～一〇年十二月
九代 向中野寅吉	一一年四月～昭和九年四月
〇代 附田 俊東	昭和九年五月～一三年五月
二代 町屋 勝人	一三年六月～二二年四月
三代 苔米地一郎	二二年三月～三〇年六月
三代 十枝内賢次郎	三〇年九月～三四年九月
四代 町屋 耕世	三四年九月～三八年七月
五代 中岫健之助	三八年十二月～現在

収入役名

任期

初代 築田 春治	任期不明
二代 工藤 徳治	任期不明

三代 向中野三九郎 //

四代 苦米地隆八 明治二九年二月〜三四年二月

五代 沢田 栄八 三五年一月〜三七年三月

六代 苦米地隆八 三七年四月〜四五年三月

七代 向中野寅吉 四五年三月〜大正一一年三月

八代 築田藤太郎 大正一一年七月〜昭和五年七月

九代 附田 俊東 昭和五年一〇月〜九年五月

二〇代 木村 吉雄 九年五月〜一二年二月

二一代 田嶋徳太郎 一三年九月〜二一年九月

三代 半崎 福治 二二年六月〜三〇年六月

三代 坪 松次郎 三〇年九月〜三八年九月

四代 附田 愛一 三八年二月〜現在

当時においては、村長は、村議会が選出する村政の執行者であり、任期は四年の名譽職であつた。

選挙母体である村議会は、「町村制規則」でその定員が定められていた。天間林村の場合は、おそらく人口五、〇〇〇人未満の部類に入り、したがつて定数一二人であつたと推定されうる。この選挙は、一級、二級に納税額

により選挙資格の異なる方法により別々に行なわれた。したがって一級で落選した人物が二級から再度立候補することもありえた。一級は全納税額の半分を収める者を以って充て、二級はそれ以下の者とした。したがって一級選挙権者は高額納税者となり人数少なく、二級有権者が多い、金権の選挙制度であり、この点では、明治二二年の「町村会規則」より大巾に後退したのである。これらのことは、日本資本主義がしだいに地主階級に基礎を置く政治体制を示向していた事の表明でもあった。

明治二二年「町村会規則」と明治二二年「町村制規則」とを比較対照してあげれば、第三表の如くである。

(ここでの整理は『五戸町誌・下』による)

この比較より明らかな如く、ここに成立した地方自治制は「地方団体の自生的発展をこえた、民権運動の要求した地方自治の形態よりも、はるかに完備された形式を備え」(大石嘉一郎「地方自治」、岩波『日本歴史』)たものであったと評価される。地方自治の基底であり、最小単位である町村についても公法人の地位が明確化され、町村会は議決機関たる権限を規定され、また町村会で選出される町村長は、町村の固有の事務について町村会の議決の執行機関たる性格を規定されている(大石、前掲論文)。しかし反面において、地方自治は著しい制限を加えられ、町村は、その上級官庁たる郡長・府県知事、さらには内務大臣による行政的監督下におかれたし、また町村長は、「町村ト国トニ兩屬スル」(「市制町村制理由」)ものとされた如く、特に国政事務に関しては、行政官僚の末端として指揮命令を受ける義務を負わされたのである(海野福寿等「明治国家と地方自治」『大系・日本国家史4』)。

(第三表)

項目	明治十二年 町村会規則	明治二十二年 町村制
町村会議決 項目と権限	① 町村費による事業の起廃・伸縮 ② 町村経費予算賦課法 ③ 共有財産の管理 ④ 土地・家屋・金穀の借入 ⑤ 県税戸数割乗率試定	① 町村条例及び規則の制定・改正 ② 歳入出予算試定 ③ 予算外支出及予算超過の支出認定 ④ 決算報告の認定 ⑤ 法律勅令外の町村経費の賦課徴収法試定 ⑥ 基本財産の処分 ⑦ 町村有財産の管理方法試定 ⑧ 町村吏員の選挙（助役・収入役） ⑨ 町村吏員の身元保証金徴収 ⑩ 町村関係訴訟 ⑪ 町村事務・会計の検閲・監査 ⑫ 意見書提出（県・国に対し） ⑬ 県・郡諮問に対する意見陳述
町村会議員 定数	戸数標準 五十戸〜千戸まで十二段階 （五十戸↓七人・千戸↓二十人）	人口標準 一五〇〇人未満〜二万人以上…五段階
町村会議員 任期、その他	四年 二年毎半数改選 再選可 欠員選挙その都度	六年（名誉転） 三年毎半数改選 再選可 欠員選挙半数改選のとき

町村議会	種類(一)通常会、(二)臨時会 半数出席で成立 常運委員会(委員五名) 常務委員一名 衛生委員一名	同上 三分の二出席で成立 常設委員会(委員三名以上) 学務委員会(委員三名)
選挙人	満二十才以上の男子 土地所有者(本籍を住所とす)	公民権所有者 年令二十五―六十才 一級・二級に分けた 一級：選挙人全員の収める町税総額の半分以上の諸税納入者 二級：その他のもの
選挙人の非資格条件	○重症精神病患者 ○実刑一年以上の受刑者 ○禁治産者 ○官吏・教導職・県会議員	○公民権停止者 ○陸海軍現役軍人 ○父子兄弟は同時にはなれない ○町村長・助役と縁故あるもの ○県郡の官吏・有給町村吏員・小学校教員 ○検察官及び警察官吏
被選挙人	すべての選挙人 県会議員の兼任不可	選挙権を持っているもの 郡会議員・県会議員の兼任可
選挙手続	十日前撰挙会告示(戸長)	七日前、場所・日時・各級別選挙議員数を公告(村長)

選挙投票 開票方法	○選挙人の住所氏名と被選挙人の住所氏名を用紙に書き戸長に直接提出 ○代人可	六十日前選挙原簿作製 選挙人名簿 " 七日間縦覧 十日前修正
	開票：選挙人の前で戸長がする 多数をとったもの当选	○被選挙人の住所氏名をかき封緘して選挙掛長（村長）に提出 （選挙人の氏名記入は不可） ○代人を認めず ○二級を先にし、一級は後 ○選挙掛長：町村長 掛：二、四人 開票：選挙掛がする 結果の発表：掛長

戸長・村長の比較

項目	明治六年 村吏職制 明治十二年 町村戸長公撰法・戸長配置例・戸長委任事項	明治二十二年 町村制
選 び 方	（明治十一年） 公選 （明治十六年） 府県知事の任命	村会議員による多数決 府県知事の認可 公民中満三十才以上の選挙権を有するもの 町村長がつとめ、代理は助役

任期 報酬	任期特に定めず 適当な報酬を受けた	任期四年 名誉職（明治二十五年以降報酬を受けた。五村一三〇円）
権限と責務	区内人民の統轄官吏 租税取立て・労役賦課 町村区域の匡正 備荒対策 学業（学区、学校建築、授業料） 訴訟・身代限財産取扱 表彰 消防 徴兵取調 官有地の管理 戸籍調整・監査 転宗・葬儀改式 社寺管理・火葬場管理 諸鑑札・印紙売買 牛馬籍・畜類流行病・屠牛場	町村の統轄・町村の代表者 行政事務の担任 村会議事の準備 町村会の議決執行 町村の营造物管理 歳入管理・収入支出命令 会計出納の監視 村有財産の管理 村吏員、使丁の監督 証書、公文書の保管 税の賦課徴収 その他県、国の委任事務

その後明治四四年四月七日に市制、町村制が改正公布され、一〇月一日より実施され、これにより満二五才以上の男子にしてその市町村に二年以上居住し、地租もしくは直接国税二円以上を納める者を公民と定め、公民は選挙権、被選挙権を有することとなった。しかし等級差はそのまま残っていた。大正一〇年には再度改正され、ついで大正一五年、時の労働者、農民のデモクラシーを求める運動の高まりの中で普通選挙実施へと進んでいったのは周知のところであろう。

さて、こうした中で天間林村村政は発展をみせてゆく事になったのであるが、その足跡を追うことを可能にするべき資料はほぼ皆無の状況である。最も基本的であり、かつ最も量的には多く存在したはずである村議会議事録等は、甚だ残念ながら戦前までのものは全て焼却処分されてしまったからである。誠に遺憾に耐えぬ限りである。ここではしたがっていくつかの部分的に見えられた資料を紹介することにした。

『李沢・木村家文書』の中に「大正二年五月 選挙名簿」なるものが存在するので時代的には明治時代でなく、かつ明治四四年の選挙法改正後の資料であるが、紹介しておきたい。

この資料によると、当時の天間林村内は、六区の投票区に分かれており、勿論一級、二級の選挙人区分がなされている。

一級としてあげられている者は合計一二三人、二級は四四〇人である。一級の場合一区く六区にわけられ、それぞれの選挙人名があげられているが、それによると

一級一区（金沢、原子、柳平、白石、上原子、尾山頭地区であらう）

一五名

一級二区（天間館、小又地区であらう）

二四名

一級三区（中野、鳥谷部、疍、市ノ渡、向中野、十枝内、松ヶ沢、手代森、原久保、古和備、栗ノ木沢地区であらう）

三六名

一級四区（中岫、野崎地区であらう）

一四名

一級五区（花松、附田、榎林地区であらう）

二〇名

一級六区（甲田、李沢、二ッ森、貝塚地区であらう）

一四名

合計一二三名（但し、資料では、一二四名となっている）

である。

これに対して二級の場合は、各地区毎に選挙人名があげられている。

榎林―六七名、貝塚―七名、野崎―二八名、天間館―六五名、中岫―五名、小又―二三名、花松―九名、原久保・手代森
―七名、附田―五名、向中野・松ヶ沢―二三名、ニッ森―三一名、中野―一一名、甲田―二三名、鳥谷部―一五名、李沢―
七名、十枝内―五名、听―七名、市ノ渡―四名、古和備・栗ノ木沢―四名、坪―二九名、金沢―七名、原子―九名、柳平―
五名、白石―二六名、上原子―一四名、尾山頭―九名である。

次に明治三〇年村会開催を知らせる公文書がある。

発第三七五号（朱筆）

左記之議事ニヨリ本月七日村役場内ニ於テ村会開會候条今日午前第九時御出会有之度候也

議長

明治三十年八月三日

天間林村長井山保太郎 印

村会議員

木村吉太郎殿

記

- 一、明治廿九年度歳入出決算并ニ追加歳入出決算精査ノ件
一、元助役へ慰勞金支給ノ件

天間林村史

一、俸給未拂支給ノ件

一、□□学校平数変更ノ件

一、榎林学校敷地借入ノ件

一、甲田学田用水加入并ニ加入料支出ノ件

一、廿九年度学田収益金決算精査ノ件

(「李沢・木村家文書」)

次の文書は、明治四五年村議会における議事の一部を示すものである。前半分(第三〇号まで)が欠けているのが残念なことである。(第三二号に関しては、第十章第三節に引用する)

第三一號

明治四十五年度経常費及臨時費歳入出豫算変更案明治四十五年度経常費及臨時費歳入出豫算別表ノ通り変更シ、其追加額ハ四十四年度経常費及臨時費繰越金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三三號

四十四年度臨時費四十五年度へ繰越決議案

明治四十四年度決議ニ係ル本村立白石分教場改築工事ヲ四十五年度ニ繰越シ全分教場ヲ新築スル事ニ決議セシヲ以テ該臨時費ヲ四十五年度ニ繰越シ建築費ニ充ツモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三四號

明治四十四年度徴収未済村税延議案

一金壹円八拾參錢 ○○○○○外壹名

右八他町村居住ノモノニシテ処分決定行嘱托申ニ付シテ延期ス次年度ニ於テ徴収ス雜收入トシテ整理スルモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三五號

明治四十四年度村税未納者中棄損議案

一金拾貳円貳拾八錢 ○○○○外五名

右ハ差押フベキ物件ナキ無資力者及居所不定者ニシテ徴収ノ途ナシ依テ棄損スルモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三六號

中野小学校旧村舎賣却決議案但書ヲ左ノ通り変更セントス

但賣却代金ハ「百円以上トス」トアルヲハ拾円以上トス

理由中野小学校旧校舎ハ二回公売ニ附シタルモ豫定ノ入札者ナキヲ以テ賣却スル能ハザルニヨル

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三七號

基本財産蓄積條例改正案

本村基本財産蓄積條例第二條ヲ左ノ如ク改正スルモノトス

「第八十一條第二項」トアルヲ「第八十九條第一項」ト改ム

理由町村制改正ノ結果改正ノ必要ヲ認ムルニヨル参照

第二條町村制第八十一條第二項掲クルモノ、外左ノ収入ヲ基本財産トシテ編入シ貳萬円ニ達スル点蓄積スルモノトス

一、基本財産ヨリ生スル収入

二、歳計剩餘金五分ノ一以上

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

第三八號

寄附採用決議案

一風琴 メーソン形 壹基

此見積代金ハ拾七円拾五錢七厘

右本村立天間館尋常高等小学校設備品トシテ寄附致度旨ヲ以テ寄附者工藤徳治外四十二名ヨリ別紙写ノ通り願出アルヲ以テ寄附ノ趣旨ヲ採用スルモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

天間林村史

明治四十五年度歳出第三回追加豫算表

科 目	稼 算 高	追 加 更 生		計	附 記
		増	減		
第一款 役場費	一、九七〇・二一〇	二四・五〇〇		一、九四四・六四〇	
(文字不鮮明)	一三〇〇〇	二四・五〇〇		三七・五〇〇	
(")	一三〇〇〇	二四・五〇〇		三七・五〇〇	
第四款 教育費	三、七五五	九・五七四		三、八七二・元	
第一項 天間館小 学校費	六三・二五〇	二七・五〇〇		六六・七五〇	
二、 雑 給	三三〇〇	一〇・〇〇〇		一三・三〇〇	代用教員講習會出席手当一日五 拾錢
六、 修繕費	八〇〇〇	七・五〇〇		二五・五〇〇	井戸修繕拾五円楽器修繕貳円五 拾錢
第二項 坪小学校 費	四〇四・九五	一四・二五		四九・二八	
一、 教員給料	三三・〇〇〇	二・二五		三三・二五	五月二十三日付ニテ月棒拾五円 教員十六円ニ増俸セシルニヨル

第七項 校費 榎林小学	二、 雜 給	第六項 校費 花松小学	六、 修繕 費	第五項 費 听分教場	二、 雜 給	第四項 校費 中野小学	二、 雜 給	第三項 場 白石分教	三、 備品費
七九 一七五	三 八〇〇	四三 八〇〇	一九 〇〇〇	二六 九五〇	三 五〇〇	四六 三〇〇	一 〇〇〇	二四 三五〇	四五 八五〇
三〇 五六	五 〇〇〇	五 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	四 〇〇〇
七九 六九一	八 八四〇	四八 八六〇	二五 〇〇〇	二三 九五〇	八 五〇〇	四二 三〇〇	六 〇〇〇	二四 九五〇	四九 八五〇
	准 教員講習会出席手当一日五拾 錢				代 用教員講習会出席手当一日五 拾錢		代 用教員講習会出席手当一日五 拾錢		大 火鉢三個 参円薄緑 式 枚 壹 円

第三節 分村問題と天間林村の場合

(一) 分村問題の一般的背景

すでに第一章で述べた如く、地方行政単位としての市町村制は、明治二十二年四月を以て確立させられた。これは明治政府の一連の「近代化」政策の中でも極めて重大な意義を持つものであり、基本的には中央集権的な近代的行政組織の確立をめざすものであった。しかるにそれは、従来からの民衆の日常生活から由来する諸条件——生活範囲、交渉範囲やその程度、あるいは生活の基盤たる生産諸条件、諸基盤など——やあるいはそれに伴う民衆の意識、精神状況を充分に吟味したる政策ではなく、ひたすら地理的、地勢的、人口的な統計的数量を基本としてまとめあげて来た政策の一帰結であり、ここに民衆の「ムラ」、あるいは「ムラ」連合が解体ないしはその意義をうすめられつつ、行政的な市町村が誕生させられたのであった。そして、そのことは同時に、資本主義的な人間、プロレタリアートを製造する前提として、明治政府の統治しやすい人間をつくりあげることでもあり、したがって義務教育制がこれと結合されたことにも注目すべきであろう（島恭彦『田村合併と農村の変貌』）。

すでに明治初年度からの一連の行政組織改編政策の中にあつて、各地においてその統合を忌み、あるいは分離を望み、あるいは他村との合併を期待する声はあつたのであり、にもかかわらずそれらを基本的には押し殺す形で明治二年の市町村制施行を迎えたのであった。

こうした状況の中で、従来みられた分村問題はしばらく鳴りをひそめたが、それは「分合廃置」が行なわれて

間もない時でもあり、政府の方針も判然としなかったので「形勢觀望をしていた」ためであつた（『青森県市町村合併誌』）。しかるに間もなくこの静けさも破られ、再び全国的に分合廃置に対する不平不満が台頭してきたのであつた。かくして政府はこの事態に対処するべく、明治二六年六月内務大臣井上馨が次の如き訓令を發したのであつた。

「町村制施行ノ際合併ニカカル部分ニシテ当然処分ノ宜シキヲ得ザルヨリ今尚独立ヲ唱ヘ、動モスレバ分裂ヲ企テ、到底和融協同シ以テ完全ナル団体ヲ造成スルノ見込ミナキモノ各地方ニ之レアルガ如シ、郡治更新ノ時ニ際シ、如此町村ヲ存置スルトキハ、将来郡治上ノ幾多ノ影響ヲ及スラ免レザルニ依リ、郡分合ノ際詳細ノ調査ヲ遂ゲ処分セラルベカラズ因テ此等ノ事状アルモノハ其箇所及事由^{（トキ）}を内申」すべきである。（『青森県市町村合併誌』より引用）

このように政府すら町村制施行時における合併には無理があつた事を認めざるを得ないほどであつたが、こうしたことは青森県に於てもそのまま妥当性をもつてあろう。

本県における町村合併に対する取扱いは官僚的・秘密的であつたと言われ（同上書）、このことは時の『東奥日報』紙においても攻撃された。

「そもそも本県知事が、さきに町村分合の調査をなすや、其手続きは種々なるべしと雖も町村に密接せる郡長において、或は各村総代に其得失を諮問せしものあり、或は郡長の見込を以て僅々二、三人と謀り、新町村を計画せしものありて、各郡の調査同一ならざりしと聞きたるも、これ市制第一章第三条の理由前段後段と折衷せるものなるべければ、余輩の喙を容るるべきところに非ず。

而して其調査は概して人民に知らしめざりしとのことは曾て余輩の伝聞せしところにて、かく人民に知らしめざるより、分合廃置に対し、苦情を現出するに至りたるか。要するにその調査を人民に知らしめずして、その利害得失、便不便をも人民に謀らざる不公平と不利益とは甘受すべからずとて、これが訂正の請願をせんとするに至りたるなるべけれども、之を請願するには軽率に為すべからず。宜しく土地の人情風俗の異なる、利害得失のあるところをあげ、その便不便を具申して正当の順序方法を以てなすべきなり。今や実施急逼の場合に際し、大いに注意せざるべからず（中略）

又聞くところによれば、市町村制度の後に至り、たとえ市町村において如何ように苦情あるもその筋にては容易に変更せざることなれば、余輩は益々疑い、益々惑うて考案を下すときは既往の人民の知り得べからざるものに数点の失当を現出するが如きを見れば、来る四月いよいよ市町村制を実施する暁にはその失当を認むるもの幾何なるや知るべからざるに至るべき乎。然れどもその失当は実施後に於いて変更し離き場合に立至らば、天賦の自治制は忽ち不幸なきを保せず（明治二十二年二月二十二日付）

（『同上書』より引用）

特に分合廃置において問題となつたのは、次のような矛盾、対立点を明確に持つ村々との合併ないしは分村であつた。

(一) 水利上の争論から仇敵となつた町村の合併

(二) 貧困にして租税の不納者の多い村と、共有地が多く且つ貯蓄の金穀ある村の合併

(三) 戸数は少いが延長十数里に及び人情風俗を異にする村の合併

(四) 甲乙両村が財産を共通している町村の分村

(『同上書』参照)

県当局はこうした批判、攻撃の前にやつと態度を改め、各郡書記、市町村取調主任会議を開催したりしてひそかに村民の動向を調べたりもした(『同上書』)というが、それは直接に村民からのものでなく、かつ不十分でもあり、基本線は不変であつたと推察される。

かくして明治二二年の市町村制施行による分合廃置が動きが現われ、それは先の井上馨の訓令により、より加速化される事となつたのである。

こうして本県においても分村問題が再燃する事となつたが、では天間林村ではどうであつただろうか。

(二) 天間林村における分村問題

明治二二年に成立を見た天間林村は、従来の七ヶ村、すなわち天間館村、榎林村、附田村、花松村、中岫村、

野崎村、二ツ森村の合併したものであるが、先に第一章で詳述した如く、旧七ヶ村からなる天間林村誕生に至るまでには、幾段ものステップを踏んできたものであった。しかしその場合、これら七ヶ村（あるいは時には甲地村をも含む形で）は常に「一体」として行政的には把握されてきたことは重要であろう。それに対して一般民衆は勿論の事、下級官吏ですら旧来からの村落を基本として考えていたことも先述の如くである。

このように行政上の便宜性、有効性から成立させられてくる天間林村は、当時においてはその内部に融和しえぬ矛盾、問題を少なからずかかえ込んでいたものと理解される。そうした中でおそらく最も重大なものは、旧北川目通諸村と旧天間館通である天間館村との間に横たわる問題、すなわち両者の生産基盤の相異から由来する人情、風俗的差異、また社会、経済的交渉のありかたの差異——ではなかったかと推定されて当然であろう。今日に於てはとるに足らぬ事であろうかくの如き事も、しかし戦前までにおいてはやはり重大であったのではなからうか。すなわち、昭和一一年頃の「郷土民ノ性情」として、「上通り（天間館並びにそれ以北の地域をさす……筆者）ハソノ地理的環境ヨリ國有林ニ囲マレ耕作田畑少ク、人性粗朴ニシテ質実勤儉ノ風アリ。共同的觀念ニ富ミ自給自足的慣行今ダニ行ワレ、人情豊ナリ。下通り区域（旧北川目通地域をさす……筆者）ハ早くヨリ漁撈ニヨル生業行ワレタルモ近來沼ヨリノ漁獲物少ク田畑モ小作多キタメ出稼及出寄留者多ク鐵道沿線デアル關係上人情一搬悪ク共同的觀念ニ乏シク自己的氣分濃厚ナリ。」（天間館青年学校「郷土調査」とされている。勿論ここに書かれている評価が必ずしも正しいものではなからうし、また鐵道の如き新しい要素が加わって人情も変化しているであろうから、この事が直ちに明治期にも妥当する人情ではありえぬ。しかしにもかかわらず、「上通り」「下通り」

という地域的区分と相まって、生産構造の差異、それに伴う人情、生活の違いは時代とともに変化しつつも存在しつづけているのだ、と考えてよからう。

それでは何故にこの様な相違を比較的濃厚に持った北川目通諸村と天間館村とを一村としたのであろうか。かかる合併は、先述の問題ある分合廃置の四つの事例の第三の事例に正に該当するのではないだろうか。

かかる問題を持つと考えられる合併がおこなわれたのは、蓋し、こうした問題は無視しての、地域及びその面積、居住人口等の条件を優先する行政的処置から起ったものであろう。かかる事件が、例えば明治六年の大小区制施行時にあつて第七大区二小区に含まれていた甲地村を後には除外してゆくことになったことも関連するところであらう。

かくして、天間林村も明治二二年の町村制施行以後において、分村問題をかかえ込むのは蓋し当然の事であらう。次にかかげる資料はこの件を明白に示すものであろう。

(但し本文書が、村議会に上呈されたか否か、さらにはもし上呈されたとしたらいかなる取扱いを受けたか否か等とに關しては目下は全く不明である。)

建 議 按

本村ハ区域擴憚ニシテ地勢ト人情ヲ異ニシ且ツ交通ノ便否ニヨリ自然利害ノ關係ニ厚薄ヲ生ジ共同利益上甚ダ得策ニアラザルヲ以テ左ノ二ヶ村分割シ公私ノ便利ト自治ノ実績ヲ挙ケントス

天間館村 (大字天間館)

天間林村

北川目村

(大字榎林附田ニツ森
野崎花松中岫)

理由 天間林村ハ前掲ノ如ク七大字ヲ以テ組織シ其ノ天間館(戸數三百七十餘)ハ西ニ山脈ヲ負ニ坪川中野川ニ沿ヒタル山麓ニシテ中央ニ國道ヲ帶ビ本支村二十二ヶ村ニ散在シ古來農事ノ余業トシテ林業ト陸運業ヲ以テ生活ヲ為シ北川目ニ屬スル六大字(戸數二百七十餘)ハ右両川下流ノ村ニシテ単ニ田畑ヲ耕シ側ラ家畜ヲ以テ業トスルモノナレバ地形上ヨリ自然業務ト人情ヲ異ニシ故ニ旧藩時代モ天間館ハ四百石北川目ハ六百石トシテ肝煎支配ヲ二区ニ分ケタリ明治十一年郡区偏製(つゞ)戸長配置ノ際爰ニ戸長三名ヲ置キ一ハ天間館ニハ榎林附田ニツ森三ハ野崎花松中岫ノ三区域トナル尋テ明治十六年ニ至リ戸長配置例ヲ改正シテ此三区ヲ合シ一ノ行政区域ト為シ戸長一名ヲ置キタリシガ遂ニ之レカ緣故トナリテ明治二十二年町村製(つゞ)施行ノ當時村民ニ一應ノ諮問ナクシテ併村ノ処分ヲセラル新村ナル天間林ヲ作ラレタリ當時村民カ分離ノ請願ヲ為セドモ遂ニ希望ヲ達セズ荏苒今日ニ至リ既二十年ノ星霜ヲ經戸口増殖シテ今ヤ双方トモ維持ニ苦マザルノ資力ヲ備ヘ且ツ北川目方面ノ如キハ戸口稍天間館ニ劣ルト雖人家一区域ニ纏マリ各村皆近接シ施政ノ便利宜シキヲ得殆ント郡下藤坂村ニ於ケルカ如シ随テ費用モ亦節約スルヲ得ベシ殊ニ村民ノ間動モスレバ不折合ヲ生ジ無益ノ費用ヲ消尽スルノ場合モ不尠ニ付此際断然分離スルハ公共ノ利益上尤モ必要ト信ズ

右ノ理由ヲ以テ本會ノ決議ヲ經青森県參事會ヘ上請セン事ヲ希望ノ至リニ堪ヘズ茲ニ建議仕候也

天間林村會議員

明治三十一年三月廿二日

高松 幸吉

中野 徳蔵

高田 新八

天間林村會議長

井山 保太郎 殿

明治二二年に成立した天間林村が、いかに人情を無視したものであったかはこれにてもある程度判明するであらう。そしてそれが分村を求める大きな理由でもあったことは否定すべくもない事であらう。もつともこれ以外にしばしば何らかの政治的理由が付加されている場合も青森県内の当時の分村問題ではみうけられる。天間林村の本事例がそれにも該当するか否かは断定しえない。

なお、この分村問題が、ほぼ同様な形をとって戦後に於ても表面化しているのは興味深いところである。昭和のことであり、明治のことではないが、参考までに比較上からもここで取り上げておこう。

建議案

天間林村を分割し、大字天間館を一村とし大字榎林、附田、二ッ森、野崎、中岫、花松の六大字を一村とする為に町村の廃置分合の件に就二青森県知事へ意見書を提出すること

右天間林村会に議会規則第三十二條に依つて追議する。

理由

本村は廣袤十四万里の拡大なる区域を有し七大字四十有余の部落より成り、東西五里十八丁、南北二里十八丁人口一二、一〇〇人、山岳地帯に上北鉾山あり、人口二、三〇〇人、其他宮林署、官行、事業所等あり。各大字は何れも純農村にして總ての点に於て共通性あるも、区域拡大なる為自治運営に支障あり。

依つて本村を二つの村として自治振興を策せんとする。

昭和二十二年二月二十八日

天間林村会議員 田頭 三太郎 ㊦

全 田嶋 松次郎 ㊦

天間林村会議長 中村儀三郎殿

全	澤田 喜代太	印
全	高松 勉	印
全	楠 萬吉	印
全	向中野 芳男	印
全	古屋敷松次郎	印
全	疍崎 弥吉	印
全	高田 長治	印
全	鳥谷部 栄八	印
全	白石 房五郎	印
全	町屋 永次郎	印
全	坪 倉 助	印
全	市ノ渡 賢治	印
全	坪 得三郎	印
全	中村 儀三郎	印

(昭和二十二年會議会文書綴)

この建議案は、議会の満場一致で可決され、県当局へ上申書が提出されているが、その後の経緯は不明である。この建議案の文面では、分村を求める最大の理由を村内地域の広大であること、そしてそのためにきめ細かな自治が不可能である事に求めているが、分村の境界線も明治三二年の時と同様であることからみても、分村要求の基本的理由は、天間館地区と旧北川目通地区の対立があるのではないかと想像される。

天間林村内ではこの他に、甲田、李沢地区が、甲地村（現東北町）へと合併を願っていたとも聞く（中村専右衛門氏らの話）が、これは一つには、この両地域は、早くより社会経済的結びつきが、甲地村と深かったこと、また、東北本線開通により、この両地区は、天間林村から地理的に切り離された形になった事などによるものと推定しうる。

天間林村は、明治二二年より今日に至るまで、その行政地域、範囲には何らの変更もなく、勿論分村運動はいずれも捻らなかつた。

しかし、行政がやたら合理性、便宜性のみを追求し、地域住民の生活構造（文化的、社会的、経済的立脚点と交流）を無視することは、常にかかる分村問題を内蔵していると言いうる。今日に於ける広域行政圏との関連で今一度考えなおすべき点ではなからうか。

第四節 上北郡政の発展といくつかの出来事——天間林村との関連で——

地方自治制の一環たりし郡制は、かつて幕藩体制下の支配機構たる郡の中にその端緒的形態を見出しうる。

しかるにその後明治維新以後の政治的展開の中にあつて特に大・小区制のもとでは否定される方向をたどつていたが、明治一年に至り、旧来の大小区制が廃止され郡の復活、再編成が実施された。この場合、各郡毎に郡役所が設置され、郡長が任命されたが、彼ら郡長の任務たるや、専ら行政の浸透を図るにあつたため、全国的に自由民権運動の攻撃対象となつたこともあつた。

県内では八郡が新たに設置され、天間林村は上北郡治下に入り、上北郡役所は七戸村（町）におかれた。

その後明治二三年に公布された郡制においては、郡内において、町村税の賦課を受ける所有地にして地価一万円以上を有するものを大地主と定義し、大地主は郡会議員の三分の一を互選することができ、もし右の資格ある地主が定数の三分の一以下のときは選挙によらずに、郡会議員となれたし、また郡会議員は県会議員を互選したのである。本県では翌二四年四月一日にこれを施行、郡会が開始された。郡会議員の任期は六ヶ年とされた。

ところでこのように政府が大地主層に多大な特権を与えたこと自体、日本資本主義の性格を見事に表わすものであるが、時の政府は一般に大地主は郡内において名望を有し、費用を多く負担し、郡内の事業に利害関係が深いからであると理由づけていた（『青森県市町村合併誌』）という。

しかしその後大地主に対する中小農民階級の反発もあり、このことが郡制そのものの否定にすら通じる気運が出現し、市町村自治行政にも大きく影響することになり、かくして政府は、明治三二年三月一六日法律第六五号を以て郡制改正を断行するに及んだ。改正の要点は、郡会議員の選挙にあり、任期四年の総選挙と、複選挙制を廃して直接公民より選出することとし、直接国税三円以上を納める者には選挙権を、また五円以上納めるものに

は被選挙権を与えることになった（明治三十二年三月一六日の郡制全文は『青森県議会史』に収録されている。なお、以上主として『合併誌』参照）。

ところでこの改正の主眼を『合併誌』では「地主制」の廃止と「複選挙制」の改正にあつたとしているが、後者はともかく、前者の表現は誤解を招くものではなからうか。少なくとも「地主制」とは経済上における体制の問題であり、郡制改正によつてこの廃止が出来るとは到底考えられぬ事である。郡制改正は、それまでの露骨な地主制の政治的擁護を止めただけであり、経済的基盤としての地主制はこれ以後も、日本資本主義社会においては大きな役割を果たしたことは周知のところであらう。

郡制はその後においても行政機関的色彩強く、課税権能もなく、結果としては自治体として不完全なものであり、しだいに行政区画としての「役割」程度へ変身してしまつた。こうした中で、時には郡制廃止法案が国会に出されることもしばしばあり、ついに大正一〇年三月、第四四議会で原内閣の手により廃止法案が出され可決された。翌一一年一月三〇日公布となり一二年四月一日から施行され、ここに各郡一斉に廃止、いずれも純然たる行政区画となり、さらに大正一五年七月には郡役所も廃止されることとなつた。ここに約五〇年に及ぶ郡制は完全に終焉をつげたのである。

(一) 上北郡会と天間林村——郡會議員選挙資料の紹介——

明治三二年の郡制改正により、上北郡會議員一名を、天間林村選挙区より選出する事となつたが、明治三六年の選挙時の「選挙録」が残っているのでこれを紹介しておこう。

上北郡會議員選挙天間林村選挙区選挙録

(一) 明治参拾六年九月拾五日天間林村役場ニ於テ選挙ヲ執行ス

(二) 選挙ノ種類及選挙スヘキ議員ノ員数左ノ通

定期改選 議員 壱名

(三) 選挙長左ノ通

天間林村長 鈴木 武八

(四) 選挙會ノ事務ニ従事セシ書記左ノ通

天間林村役場

助役 小又彦三郎

書記 向中野寅吉

全 川村 隆助

(五) 選挙立會人左ノ通

天間林村大字花松

中野 徳蔵

〃 大字榎林

天間林村史

高田孫右エ門

〃

大字天間館

〃

天間又治郎

〃

〃

〃

上野重之助

(六) 午前九時五十分選挙長ハ選挙立會人ト共ニ投票ヲ開始スル為メ投票函ヲ開キ其空虚ナルコトヲ示シ

之ヲ立會人ノ列席スル卓上ニ置キタリ

(七) 上北郡書記川村末太及七戸警察署長警部間山俊助ハ選挙會場監視ノ為メ入場シタリ

(八) 左ノ選挙人ハ入場シタルモ各頭書ノ事由ニ依リ投票拒否セリ

天間林村大字野崎

高村 半内

印形持参セズ

天間林村大字天間館

町 兼松

自書スル能ハズ

(九) 午後三時選挙長ハ投票ノ終リヲ告ゲ選挙立會人ト共ニ投票ヲ点検シタリ

(十) 選挙長ハ投票ニ記載アル氏名ヲ朗読シ書記貳名ヲシテ投票ヲ得タル各被選挙人ノ得点ヲ點數簿ニ記入セシメタリ

(十一) 投票ノ効力ニ関シ選挙立會人ハ左ノ通議決セリ

(八件ノ書体及び記入例を示す)

以上ノ投票ハ有効トス

(十五件ノ書体及び記入例を示す)

以上ノ投票ハ無効トス

(十二) 無効投票ノ數拾五票

(十三) 被選挙人投票ノ得点數ハ左ノ通

貳拾七点 苦米地隆八

貳拾六点 千葉 軍吉

貳拾四点 木村吉太郎

貳点 高田孫右エ門

故ニ苦米地隆八ハ最多数ノ得点者タルヲ以テ當選者トス

(四) 午後五時三十分選挙長ハ有効無効ノ投票ヲ區別シ立會人ト共ニ封印ヲ為シタリ

(五) 選挙区域内ノ選挙人總數百七十四名

内投票シタルモノ 九十四名

(六) 午後五時四十分選挙會ヲ閉ツ

(七) 選挙長ハ此選挙録ヲ製シ之ヲ朗読シテ選挙立會人ト共ニ署名セリ

選挙長

天間林村長 鈴木 武八

選挙立會人

中野 徳蔵

明治参拾六年九月拾五日

(「李沢・木村家文書」)

かかる選挙執行方法は全て郡制に細かく規定されておりそれに基づく選挙であった。

ところでこの時の郡会議員選挙は、県会議員選挙を一〇日後の九月二五日にひかえてのものであり、その前哨戦の意味もあり各地とも激戦であったという。第一回選挙の時も大変な激戦であったというが、郡会やはり県会その他へのステッピング・ボードとして重大であったことや、時の政党間の争いが強かったことを反映している。第一回選挙の時の上北郡の結果は次の通りである。

上北郡 定員一六名

横浜 白浜 貞次郎 野辺地 山根 吉三郎

甲地 漆戸 梁 三本木 桜田 七太郎

法奥沢 小笠原 松太郎 四和 沼宮内 林 八

藤坂 江渡 儀兵衛 六戸 杉山 克巳

下田 金谷 金太郎 百石 川口 要之助

三沢 小比類巻亀之助 六ヶ所 橋本治郎右衛門

(以上進歩派)

七戸 山本 勇吉 天間林 町屋 勝太郎

浦野館 蛭名 半兵衛 大深内 野月 福松

(以上自由派)

なお県全体としては、進歩派一三六名、自由派二八名、中立五名、欠員二名となっている。

これに対し三六年の選挙では当選者氏名は不明であるが、総定員一六九(上北郡一六)中、憲政本党派一二五名(同一二)、政友会四二名(同四)、中立二名となっている。

当時県内では、進歩派→憲政本党が圧倒的に強く、この点では上北郡も例外ではなかったが、特にその場合、

野辺地、三本木などを中心として憲政本党の、これに対し、七戸を中心として天間林村、大深内村、浦野館村など、七戸周辺が自由派↓政友党系の地盤であった。このことは次に紹介する郡役所移転事件でも端的にあらわれていた。(郡会選挙については『青森県議会史』参照)

(なお、先に紹介した明治三六年郡会議員選挙、天間林選挙区の開票結果に対しては、落選した木村が郡参事会に無効の訴えを起したが、郡参事会では二位の千葉軍吉を当選としたため、木村はさらに青森県あて異議申立てを行っている。)

(二) 上北郡郡役所移転問題

上北郡々役所は、七戸村(町)に置かれていたが、明治三十一年一月六日、上北郡会において突如としてその野辺地移転を求める決議案が提出、可決され、県にその決議を以て建言されるに及び、賛否両論大いに上北郡内をわかせ、ついには、例えば、このため一月七日に東津軽郡、中津軽郡及び上北郡に於て県会議員選挙があつたものが、上北郡のみ不成立になり再選挙となり、また県はこの建議を必要なしと斥けたものの、県会においても可決せられ、こうした状況の中で追い込まれた七戸側と、野辺地、三本木同盟側との間でこの年十一月の郡会開会にあたり乱闘事件までひきおこしたものである。

この事件の詳細については、『青森県議会史』あるいは、鷹山雅春『七戸近世史』にゆずることにするが、そもそのこの事件の発端は、当時の県会議員選挙にみられる連記複選法にあつたようだが、同時に我々としては、明

治三〇年頃になると、上北郡の中心地としての七戸の地位が、様々な形で揺ぎ始めていたことに気がつくであろう。すなわち、七戸に対抗したいわゆる同盟側の中心たる三本木は、産馬及び開田事業により大きな飛躍をみせていたことであろうし、また今一つの野辺地にしても、幕藩制時代以来からの商取引きに加えて東北本線開通による新しい発展の基礎が出来あがっていたのではなからうか。すなわち一言で言うならば、この対立の背景には経済そして政治上における新旧の対立現象もあつたのではなからうか。

こうした中で、我が天間林村は、七戸側に立っている。この他七戸側としては、浦野館、大深内、六ヶ所があげられているが、これらは元来より七戸の商業的経済的影響下にあつたところであり、そしてさらには産馬組合などの関連で七戸の指導下にあるところとみてよからう。

郡役所移転問題の背景にはかくの如き新旧経済圏の対立と先の政治上の対立とがあつたのではなからうか。

第五節 土族復籍

大正五年編集『坪尋常小学校・郷土誌』、大正七年編集『二ツ森小学校・郷土誌』などをみると、「本村土族一覧表」には数多くの土族名がのぼっている。

すなわち前者には六九名、後者は五四名を数えている。こうした中で、会津藩出身とある人々は、明治三年以降の斗南藩再建後、天間林村に移住して来た人々であろう。斗南藩はわずかに三万石であり、旧領二八万石に比しては余りにも少なく、ためにその藩士は相々な苦難を味わつたのは周知の事であるが、そうした中で藩士の一部は

早くより帰農、旧南部領のいたるところへ移住していつている。すでに明治三年の『稻生開拓日誌』には、七戸藩領への百戸分の移住を受け入れる準備がされた事実がのっており、その中には、天間館村及び北川目への移住予定も記載されている。

(明治三年) 十一月廿五日 新渡戸伝内

栃内 清

三浦庄七様

覚

一、貳拾軒 七戸町

一、拾軒 稻生町

一、三拾軒

一、七拾軒

内 三軒 三川目

四軒 天間館村

三軒 沢田村

壹軒 赤沢村

四軒 探持村

四軒 析茂村

五軒 北川目

ノ式拾軒

右御村方

拾軒 南川目

壹軒 三本木村

五軒 百石村

四軒 犬落瀬村

壹軒 鶴喰村

四軒 相坂村

貳軒 洞内村

四軒 東

六軒 下田村

壹軒 小平村柳町

貳軒 吉田村

天間林村史

ノ四拾壹軒

右者稲生町へ頼合仕候 右之通奉書上候

以上

〔五戸町誌・下〕より引用）

移住予定がそのまま実行されたかは定かではないが、ともかく旧会津藩士が天間林村にも移住してきたのは事実である。

ところで今問題となるのは、こうした士族を除く人々である。前掲『郷土誌』には旧七戸藩士となっているが、七戸藩士には三種あったことは先述の如くであり、そのうち復籍士族と総称される一群の士族がいたが、これらの人々は七戸藩成立とともに帰農していたが、明治三〇年の士族復籍により戸籍面だけ士族となった人々であり、この復籍士族の人々が、天間林村にはかなり居住していた様である。明治一〇年頃の編纂たる『陸奥国上北郡村誌』では、天間林村居住士族戸数ははっきりしているものはわずかに一五戸にしかすぎぬのに、大正年間にかくも多くの士族数があげられている一因はここにある。

県令内収甲第二七二八號

上北郡七戸村

藤 嶋 蒔

外百五名

明治廿八年四月五日付願族籍訂正ノ件別記藤嶋舘以下九拾七名ハ士族ニ編入ス、其他九名ハ各自頭書ノ事自ニ依リ詮議ニ及ヒ難シ

明治三十年三月十九日

青森縣 知事 牧 朴 眞

かくして七戸藩に関する復籍士族がここに誕生するのだが、この九七名中、天間林村居住（あるいはその後の移住）者として明らかなものが、一七名に及んでいる。

明治以来その実権を失ってきた士族が、士族復籍運動の中で、単に族籍の訂正だけではなくさらに社会的に一つの集団としての力を回復すべく努力をしている。そうした中で、五戸・七戸の士族を中心として士族連合をつくり、自分達の地位の回復を政府に働きかけるべく運動をしている（『五戸町誌・下』）。しかしその運動はしよせんはアナグロニズム以外の何ものでもなかったと言つてよからう。

第六節 大正十五年天間林農民党創立

大正一五年九月一二日付『東奥日報』紙には、「天間林農民黨發會式―日東代議士を迎へて―」なる見出しのもとに次のような記事が載っている。

「県下の各農会から興味を以て重視せられつつ天間林農会は九月八日午後一時より檄文を配布して集合、天間館本村梁田留八宅に於て開會、早刻工藤重内氏開會の主旨を述べ座長に満場一致を以て工藤重内氏を推し、同氏は座長席に着席挨拶を述べ農民黨創立に關しての経過を報告し役員の選挙に入り、結局座長に一任する事に決し宣言決議は梁田氏朗讀拍手を以て賛成を得講演に移った」

ここに言う宣言、決議は、この記事に次いで掲載されている。（なお、宣言文は、『青森県議会史・大正元年〜大正十五年』一一三三ページにも全文収録されている。）以下、宣言文、決議文を記そう。

宣 言

- 一、登記事務及び土地の主管は戸籍事務同様市町村に属せしむること
- 二、電話未だ通ぜざる町村役場に国費及び地方費を以て通ぜしむること
- 三、煙草・塩の専売は市町村に掌らしむること
- 四、自作農に対し其の必要に應じ国有原野並に山林を特売すること

五、水源涵養林は徹底的に保存すること

六、電力供給の地区認可は、電動力と電燈兩電力供給せる場合は不備なるものとし、その改善を図ること

七、法人の設立解散は国法の範圍内に於て随意なるものとす

八、酒麴の醸造は人口と面積に比例して画一的に認可すること

九、枢密院、貴族院制度、文官任用令、恩給制度等を改善すること

十、陸海軍大臣に文官をも任用せしむること

十一、従来の農業教育を改善して専ら知育徳育を根幹とし科学教育を縦とすること

また決議文は

天間林村農会を解散するものとす

である。

この宣言、決議文が朗読された時は満場、やんやの拍手であつたと記事は伝えている。

ところで、この天間林農民党とは一体何なのであろうか。これに関する資料は、上記したもの以外には何も見当たらないので、目下は若干の推測的考察にとどまらざるをえないのであるが、以下若干検討に付そう。

さて、まずこの宣言文を見ておおよそ見当のつく事は、これが「党」と名乗り、また村農会を解散して新しい

組織としての「党」を創立していることからして、一つの政治結社を目指すものであった。この場合、何故農会を解散すべき必要性があったかが問題となるが、おそらくは、農会の主力たる自作農、小地主層が、農会なる組織は、そのめざす所農業の改良発達、農民の福利増進を計り、かつ官との連絡をとりつつ官庁の指導奨励する各種の事業の農民個々への普及徹底を図ってゆくという性格を持つものでしかない事への不満不平の表明をめざしたものであったからではなからうか。官庁と農民との間の単なる組織としてではなく、一步進んで政党として農民の意見、利益を代弁せんとしようとしたために、性格あいまいな中間機構たる農会組織の解散を同時に進めたのではなからうか。

かかる政党をめざす天間林農民党は、しかしその宣言を見る限り、その政治綱領はまことにアイマイなものである。ある意味では多岐に渡っているとも言いうるが、ある時には国家制度の改善を主張し（例えば宣言の七、九、一一）ある時には行財政にふれ（同じく三、六、八）またある時には農業改善の施策にふれ（同じく四、五）といった具合である。そうした意味においては、一体この党がいかなる階級、階層を代表する政党なのかは不明である。但し、宣言四、五などから推測すると小地主層、自作農層の利益擁護が中心ではないかとも思われる。

この新しい政治結社がいかなる組織を持ち、いかに運動を展開したか、などについてが次に問題となる。

さて本党が創始された大正末期は、大正中期からのいわゆる大正デモクラシーの影響の下で、本県においても著しく政治意識の昂揚した時期であり、また本県では政友党支部の分裂もあり、県内各地に各種の政治団体が出現した時であった。先の『青森県議会史』は、かかる諸団体の一つとしてこの天間林農民党をあげている。かか

る政治的昂揚の中で、さらに先述の如く既存農会体制への反発とが一体化する中で、この天間林農民党は出現したのである。

しかし、これ以降の推移については不明である。ただ『青森県総覧』に、大正一五年一二月の出来事として、「上北郡天間林村農会は四度目の解散認可を為し」とあり、さらに翌昭和二年三月の出来事として「上北郡天間林村農会は農会員三分の二以上同意を得て四度目の解散認可申請を為したが、三月一〇日不認可の指令を発すると共に工藤農会長を解任した」とあることから多少ともその間の事情が推定出来る。

すなわち、農民党発足＝農会解散であったが、農会の解散はついに実現する事なく終らされたのであり、農会会長の工藤とは、おそらく工藤重内、すなわち天間林農民党初代座長をさすものであろうが、彼に対しても県当局からの圧力があつた事は、以上の短かい記述からも容易に推察されうる。とするならば、比較的ユニークさを持ったこの天間林農民党も発足だけはしたもの、本格的な運動を開始する事なく終焉を告げたのではなからうか。ところで、天間林村農会は、その後昭和一〇年代に至るまで全くの停滞状況であつたと報告されている（例えば『天間林村経済更生計画書』など）。かかる状況は、思うにこの事件と密接な関連を有するものではなからうか。

第五章 田畑開墾事業と天間林村の発展

——明治期を中心として——

第一節 新渡戸伝の構想

七戸藩そして七戸県の重鎮として活躍した新渡戸伝は、明治三年二月一六日、領内開拓に関して左記の文書を民部省に提出している。

陸奥國鹿角郡・陸奥國北郡境山中ニ、南北四里東西四里ノ十和田湖分流出、六戸川中ヨリ安政二年水利ヲ導キ、岩石ヲ穿チ山沢ヲ崩シ埋メ二千三百間穴堰ヲ通シ、数十筋導キ此配水二万石程ニ行渡リ申スベキ見込ニ御座候、水下探持村、三本木村、洞内村、八斗沢村、相坂村、折茂村、犬落瀬村、下田村、百石村右村々分水見込ミ、水利不足ニ付平堰ヲ以テ右六戸川ヨリ上水ニケ所之有リ、其外水利導キ見込ミ候ハ、陸奥國北郡米田川ト申スヨリ分水又提案池沼配水開立申候故、切田村、鶴喰村、小平村、上下吉田村、下田村支配所七戸村山中ヨリ流出ル和田川、作田川分水ハ七戸村、大浦村、上野村、野崎村、花松村、大沢田村、同所中野川分水ハ天間館村、中畑村、同所坪川分水ハ天間館村、榎林村、ニッ森村、附田村、同所清水目川分水ハ枝村清水目ト申所、石ノ外池沼分配ノ処、甲地村、倉内村、平沼村、鷹架村、尾鮫村、出戸村、右村々追年開拓仕度見込ニ御座候。(中道等『甲地村史』より引用)

ここにみられる北郡開拓の大構想の大部分は、今日において三本木国営開墾として実現されているものであるのは周知のところであろう。あるいは新渡戸は、領内の広大な平野開拓のために、その水利を求めうる場所を基本的には理解していた事がわかる。天間館村の場合における坪川の水利利用は、現在の天間林村の基本でこそあった。実際には新渡戸の時代に実現はしなかったものの、今日においてその大部分は我々の目の前に開けた緑なる耕地として現実となっているのである。

今日の天間林村は一面に広がる美田でおおわれている。これは一つには、戦後における軍馬補充部解放に伴うその開田、開畑事業の結果でもあらう。しかしながら、開田、開畑事業はすでに江戸末期より、そしてさらに一層の努力の下で明治期においても大々的に行なわれたものであった。以下においては明治期における開墾事業のいくつかをとりあげ検討してみたい。

第二節 工藤・中嶋・早川氏による開墾事業

(一) 工藤轍郎氏による開墾事業

工藤氏は本県にあつて「開墾王」の名をほしいままにする人物である事は余りにも有名である。氏は田畑開墾事業の他にも政治・経済の各方面においてその才能をふるっているが、しかし氏をして最も有名にしたのは、あの荒屋平開墾の大事業ではなからうか。この七戸町と現十和田市にまたがる広大な原野の開墾に捧げた氏の血涙は未だ多くの人々の語るところであらう。それは、三本木における新渡戸伝、三沢における広沢安任の開牧事業

に劣らぬほどの大事業であり、津軽地方におけるリング栽培事業と並んでこれらは今日の青森県の一つの礎になったと言いうるであらう。

ところでこの「開墾王」も、始めから開墾事業に着手していたかと言えばそうでもないらしい。最初は広沢安任と同様、産馬事業を行ったのであるが、これが予期したほどの成績を収める事がなく、これ以降専ら開墾事業に力を尽すことになった。そして氏による開墾事業の最初の選地は、我が天間林村においてであった。

明治十一年、天間林村（当時は天間館村）中野川より延長一、三九五間の水路を開くことにより用水を得、野崎並びに天間館内を灌漑、又溜池を築いて境田、狐久保、小川向に於て水田二〇余町歩を新開せしめ、別に二町四反余歩を防風林地とし、これら全てを付近の村民に小作地として提供したのである。

その後氏は、明治十五年には和田川より利水、開田に成功、一七年には、荒屋平原野三八二町歩余の開墾に着手、幾多の困難の中、ついに三四年にはほぼその開墾に成功している。

この間にあり、天間林村野崎において新田開発のための用水路建設を行っている。

こうして疎水路延長一四、八二二間、内隧道一、三五七間半、溜池一六ヶ所、六町六反七畝一步、水田一八二町六反余（その他氏の疎水事業により開かれた他人所有の水田七〇町六反歩、畑地一一八町三反余、防風林三五反余の開墾事業を完成し、そのために移住した人は一六〇人余、小作人二〇〇戸余にも及んだという。（これら小作人が工藤氏の死後解放されたのは周知のところだろう。詳しくは、盛田達三『工藤農場開拓と解放の概略』参照せよ。）

七戸の人工藤轍郎ではあるが、上北郡内全域においてその開墾の足跡を残し、我が天間林村においても大きな

事業を完成した人物であつたのである。

(以上の開墾事業の概略は、『青森県篤農者列傳』によつた。なお、工藤轍郎の人なりについては、簡単には七戸町『甦る台地——荒屋平開拓の記録——』昭和54年がよからう。)

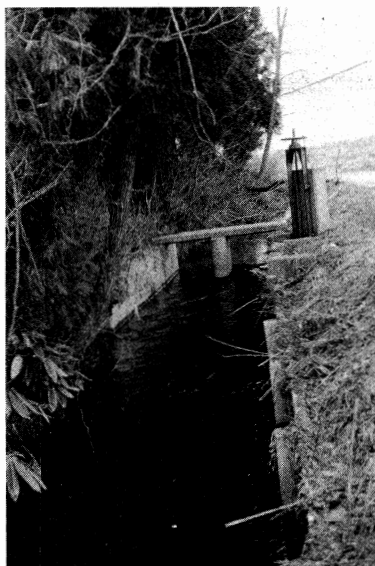
(二) 中嶋勝次郎氏による開墾事業

天間林村中野における中嶋勝次郎氏の開墾事業を知らぬものは、村内は勿論上北郡内においてもおそらくはなからう。氏の活動は、政治的分野にもみられ、一時村会議員あるいは県会議員としての活躍もあり、郡役所移転問題の際にも七戸町側の有力な活動家として活躍したし、また土族復籍運動中であつて、五戸、七戸連合(いわ

ゆる五七連合)の結成にあたつても大いに尽力している。

しかし天間林村にとつての氏の存在を考える時は、何と言つても中野の開墾事業においては他になからう。

さて、この開墾事業は、中野の原野が、氏の父の盛岡藩士、中嶋弥六に慶応二年に開墾の目的を以て下付されたことに始まる。弥六氏は、中野川上流より上水工事を起し、あるいは溜池を築き、その事業がほぼ完成したかにみえたその時に、明治維新の混乱にあたり、ためにこの地は全て、官有地として、没収の止むなきに至つたの



近付取水口の開墾地による轍郎工藤

のであった。

以後中嶋勝次郎氏は、この払い下げを迫り、大いに奔走の結果、維新後の無禄士族への割譲地として交付を受けたが、しかし再度上地を命ぜられ、そのため一時は開墾事業の中断の止むなきに至った。しかし再び決意しその払い下げを願い、漸くその志をつらぬく事が出来たが、以後大変な苦境の中で、ついに明治九年に至り事業は漸く其の緒に就いたという。

当時中野には水田がなく、随つて開墾に必要とする人夫の雇用にも困難があり、岩手県花巻より数十人を雇用して開墾したという。水田二三町八反歩、畑六〇町歩余を開くのに成功したが、地味不良のため小作希望者がおらず、自ら耕耘に従事、あるいは農事の改良を施し、その後小作人を得たという。以後もまた水田開発にあたり合計八〇余町の開田をなしている。

小作人の技術改良並びに奨励のため様々な施策を施しているが、特にその坪刈法は名高く、氏の子息信氏に至るまで、連綿として続けられている。(この坪刈については後に改めて紹介する)

工藤氏の開墾もそうであるが、中嶋氏の開墾も主として官地払い下げを受けての開墾であった。先にもみた如く、旧南部領は官有山林、原野の比重が極めて高く、ためにかかる官地払い下げを受けつつ開墾のクワを入れたのである。この場合後にふれるが、士族層へは一定程度の優遇策がとられた(士族授産)のは周知のところだろう。しかし彼ら無禄士族にはこのことがそのままではまるのではない。

以下中嶋氏の開墾の苦闘を示すいくつかの資料をあげておこう。

畑開墾ニ付官地拝借願

陸奥國上北郡天間館村

字森ノ下モ十七番

原野反別五拾貳町七反三畝拾歩内

但年季十ヶ年

一反別拾七町五反四畝拾歩

此素地相当代價金五拾貳円六拾三銭 但壹町歩ニ付金三円

全 全

字道ノ下モ十一番内

原野反別四町壹反八畝貳拾歩

一實測反別七町貳反五畝拾八歩

但年季十ヶ年

内反別三町七畝八歩 丈量増

此素地相当代價金貳拾壹円七拾七銭八厘 但壹町歩ニ付金三円

合反別貳拾四町八反八歩

此素地相当代價金七拾四円四拾銭八厘

右ハ畑開墾之為メ拝借以度御聞届之上ハ右ニ関スル御規則等堅ク相守リ開墾成功シ上ハ前項素地代價ヲ以テ御拂下出願可致萬一本人ニ於テ代金上納方延滞等不都合有シ節ハ保証人ニ於テ一切引受代金シ錢ハ弁納可仕候間御聞届被下度別紙繪図等相添此段奉願候也

明治二十年七月廿八日 青森縣上北郡七戸村

當時同郡天間館村寄留

願人 中嶋勝次郎

同 同村

保証人 金井 節

同 同村

全 中嶋茂登見

青森縣知事 鍋島幹殿

經費豫算書

陸奥国上北郡天間館村

字森ノ下モ十七番内

一畑開墾反別拾七町五反四畝拾歩

天間 林 村 史

全 全 全

字道ノ下七十一番内

一畑開墾反別七町貳反五畝廿八步

合反別貳拾四町八反八步

高金三百九拾五円七七錢

開墾經費豫算

内訳

金貳百六拾八円八錢

但人夫千九百三十四人壹人二付一日金拾五錢

金百八拾八円八錢

但人夫壹人二付一日金七錢賄料

金拾八円五錢

但土手之百六十一間壹間二付金百錢

開墾着手成功見込書

陸奥国上北郡天間館村

字森ノ下十七番内

一畑開墾反別拾七町五反四畝拾步



全 全

字道ノ下モ十一番内

一畑開墾反別七町貳反別五畝廿八歩

合反別貳拾四町八反八歩

内訳

反別五反歩

明治二十年着手成功見込

反別五町歩

自明治二十一年

三ヶ年全

至明治二十三年

反別拾九町三反八歩

自明治二十四年

六ヶ年全

至明治二十九年

右之通相違なきものなり也

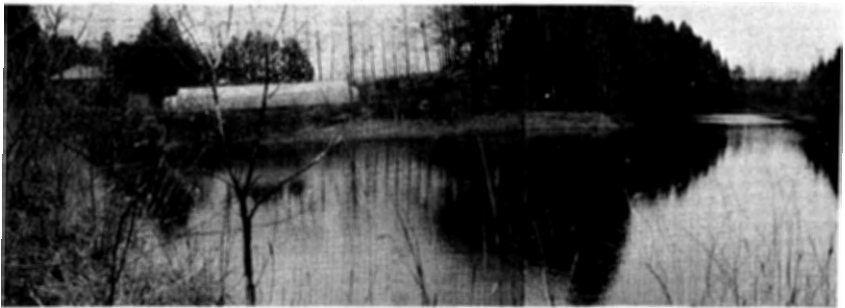
青森縣上北郡七戸村

當時同郡天間館村寄留

明治二十年七月廿八日

願人 中嶋勝次郎

天間 林 村 史



中嶋氏開墾地溜池

畑開墾ニ付官地拝借願副願

青森縣上北郡八山林原野多クシテ耕作甚タ少シ縱令耕地アルモ水田ヲ除ク外ニ稗蕎麥粟大豆ホニ過キス麥ノ如キハ世ノ需用多ク供給スヘキ良作物ト雖モ春初放牧牛馬ノ若ク踏倒サレ或ハ嚙ミ尽サルヽヲ憂ヘテ耕作スル者甚タ稀ナリ然ルニ追年麥ノ需用ヲ増シニ依リ明治十七年ヨリ所有地ニ堤ヲ築キ引續キ播種致シ何レノ年モ良作ヲ得テ收穫多ク地ニ適スルノ作物ナル事疑ヒ無キ故ニ益播種―擴張ヲ圖リ且又頻年他府縣〇トテ養蚕盛ニ行ハレ本郡ニ於テモ養蚕者有之勝次郎ニ於テ少々ツツ山桑ヲ目的トシテ飼養シ來リ候得共追々養蚕者ノ数ヲ増シテ山桑ニノミ頼ルヘカラル場合ト相成候故本年福島縣ヨリ御買上相成候桑苗五拾本上北郡役所ヨリ御拂下ヲ受ケ其他三百三拾本ヲ求メ苗畑ニ植付候所尙本ノ枯損モナク能ク生長シ候間之レヲ基本トシテ苗木ヲ取り猶不足ナル所ハ追々拂下ヲ受ケテ桑畑ヲ開キ田畑耕作ノ傍ニ養蚕ヲ為シテ自己ノ利益ト共ニ地方ノ幸福ヲ増進致度所存候間愚情御憫察之上別紙上北郡天間館村字森ノ下モ十七番原野ノ内拾四町七反四畝拾歩同村字道ノ下モ十一番内原野七町貳反五七拾八歩合反別貳拾四町八反八歩ノ地所速ニ拝借御聞届被成下度

明治廿年八月九日

上北郡七戸村

同郡天間館村寄留

中嶋勝次郎㊤

青森県知事 鍋島幹殿

第二百五号

願之趣聞届本年ヨリ向十ヶ年間無料貸渡

候條渾而明治十六年本縣甲第七十一

号之通相心得地所受取方所轄戸

長役場へ申出ツルベシ

明治二十一年二月十八日

青森縣知事 鍋島幹 ㊤

(以上「中野・中嶋家文書」)

以上一連の資料は明治二〇年申請、二一年に許可となつた天間館村森ノ下及び道ノ下地区に於ける畑地開墾に関するものである。そのうちの「副願」には畑地開墾の理由が示されているが、特に養蚕業振興をうたっているのは注目に値する。氏こそ天間林村における養蚕業の先駆的人物であつたのである。そしてこの畑地開墾に関しては明治二四年に規則改定があり、再度願書を提出している。そのうちの「事業方法書」には、開墾方法として、「西洋新墾プラオ」を使用し、人力に機械力を併用する事、さらには堆厩肥と合わせて化学肥料の使用をする

事も述べられている。

氏の技術革新の先駆性を示すものであり「氏が選種・耕耘等に改良を行ひたる結果は、次第に収穫の多きを得るに至り、近傍部落民の小作を望み来るもの多きを加ふるになれり」(『青森縣篤農家列傳』)状況が、その後において生じたのである。次にその資料を示そう。

請書

上北郡天間林村天間館字森ノ下モ拾七番内

一官有原野實測反別拾七町七反四畝拾歩

此素地相当代價金五拾如円六拾三錢 但壹反歩二付金三拾錢

全 全 全 字道ノ下モ七拾壹番ノ内

一官有原野實測反別七町貳反五畝廿八歩

此素地相当代價金如拾壹円七拾七錢八厘但壹反歩二付金三拾錢

合反別貳拾四町八反八歩

此素地代價金七拾七円四拾八厘

成功期限 自明治廿壹年 至明治三十年 十ヶ年期

右ハ明治二十一年二月畑開墾ノ目的ヲ以テ豫約払下
許可相成候ノ処今般該規則御改定ニ就テハ總テ

明治二十四年四月縣令第貳拾五號官有原野賣渡規
程ヲ遵守可致ハ勿論期限通り屹度成功可致共

若シ該規程ニ違反若クハ事業方法通り成功

不致時ハ速カニ返地可致共其節ニ至リ何等損

害有之候共決シテ請求致不度依テ別ニ布ス

事業方法及計画絵図面打添此段御請仕候也

明治廿六年二月廿七日

上北郡七戸村

願人 中嶋勝次郎 ㊤

保証人 中嶋茂登見 ㊤

全 中嶋清人 ㊤

青森縣知事 佐和正殿

事業方法書

上北郡天間林村大字天間館字森ノ下モ拾七番ノ内

一原野反別七町貳反五畝廿八歩

合反別貳拾四町八反八歩 豫約払下地

内訳

反別拾五町三反七畝歩 畑開墾之見込

反別三町貳反四畝四歩 道敷地

反別五町九反貳畝拾貳歩 土手敷地

但シ右設置ハ別紙計画図面之如シ

一毎年成功スベキ豫定反別左之如シ

反別七町歩 自明治廿一年 至明治廿五年 五ヶ年畑開墾成功ノ分

反別壹町歩 明治廿六年成功ノ見込

反別壹町歩 全廿七年成功ノ見込

反別貳町歩 全廿八年成功ノ見込

反別式町式反歩 全廿九年成功ノ見込

反別四町壹反七畝歩 全卅年成功ノ見込

一許可ノ年即チ明治廿一年ヨリ全廿五年迄デニハ畑反別五町歩開墾セリ你後モ亦タ別紙計畫図面ノ中逐次開墾スルモノトス

一明治廿二年ヨリ全五年迄デニハ土手長ハ百貳間別紙計畫図面ノ位置ヘ築造セリ又防風林ヲ設置ス

一開墾之方法ハ是迄デ人力ニ依リ鋤、タテ、モッタ等ニテ成功ヲ収メ得タ後ハ人力并ニ西洋新墾ブラオニテ成功スルモノトス尤モ人力ニ依ルハ新墾ブラオ使用ニ不便ナル場所アレバナリ

一毎年成功セシ物ハ自家耕作肥料ノ供給ハ厩肥及ヒ堆積肥料等ヲ製造シ又鯢搾滓人造磷酸肥料等ヲ購求シ使用スルモノトス

一防風林設置ハ別紙計畫図ノ中ヘ松雜林アカシヤ等ヲ植附ケ火ノ入ラザル様注意及ビ觀守スルモノトス

〔中野・中嶋家文書〕

しかしながらかかる開墾事業は順調に進むとは限らない。様々な紆余曲折、矛盾につきあたる。またその経費も膨大なものであろう。したがってそのために多くの借金をかかえ込む場合もあった。氏の場合当初は七戸在住の盛田喜平治らより借財をしていたが、明治三十一年には青森県農工銀行へ七千円余の借入を求めている文書が存在している。この青森県農工銀行とは、明治二十九年四月二〇日に「日本勸業銀行法」と同時に成立した「農工銀行法」に基づき、明治三十一年三月二五日に成立したものであり、中嶋氏が借入を申し入れた時点は、創設間もない時であり、本銀行が中小農民層を主体とした階層への低利長期貸付を行なう金融機関たることを積極的に利用しようとした事のあらわれであろう。借入申込みの際に添付された「旧債二関スル参考書」の一部をあげておこう。これにより氏の苦闘の一部がしのべよう。

舊債二関スル参考書

舊債ノ起因ハ亡父弥六水田開墾ノ目的ヲ以テ事業ヲ計画ス慶應二年着手全三年全ク成功ス上水口ヨリ開墾地ニ達スル距離廿余丁其工費凡五百余円時偶々戊辰革命ニ際シ不得止事業中止セリ明治九年再び開墾ニ着手全年二十年ニ至ル十二ヶ年間成功反別拾余町歩其他排水溝并ニ溜池築造等ノ為メ総計五千余円ヲ消費セリ然ル処明治二十三年不幸ニシテ大洪水ノ為メ該溜池破壊シ泥土ヲ以テ埋没セル水田三町歩余上土流失シテ荒蕪ニ帰セシメタルモノ四町歩余ニ及ベリ全年直ニ該堤堰ノ改修ニ着手シ此工費七百余円被害水田改修八百余円総計千五百余円ヲ支出セリ尚該溜池破損ヲ豫防シ且ツ該地ハ耕作区域ノ中央ニ位スルヲ以テ肥料運搬收穫物ノ管理等ノ必要ヨリ明治廿四年家宅ヲ該溜

池ノ側ニ建築ス本屋及厩舎小屋等凡ソ四棟此ノ坪数ハ拾五坪費用千四百余円明治廿六年用水溝及排水溝ノ修繕ヲ行
百余円ヲ消費シ全廿九年溜池修繕ノ為メ百余円ヲ要セリ明治三十年官有原野豫約拂下契約地天間林村大字天間館字
道ノ下モ及森ノ下モニテ廿四町歩期限迫ノ為メ百余円ヲ以テ耕牛貳頭ヲ買入レ五拾円ヲ以テ開墾器械ヲ買入レ其他
耕耘種等ノ為メ四百余円ヲ費シ全地成功ノ上拂下ヲ為セリ現在ノ債主ハ上北郡七戸村盛田喜平治全村濱中豊次郎西
田嘉十郎ノ三名ニシテ別紙証證写シ通り

〔中野・中嶋家文書〕

（以上特に断わらぬ限りは「青森縣篤農者列傳」による。なお中嶋勝次郎氏の人物については、和田藤治郎『本村の生める偉人』に詳しい）

（三） 士族授産

明治初年においては全国各地にいわゆる士族授産なるものが多数存在した。

士族授産とは一般には、廃藩置県、特に徴兵制の施行により士族層は常職を失い、さらに明治六年一二月家禄
賞典禄に代えて希望者に現金ないし公債を下付し、さらに明治九年八月金禄公債条例の実施により金禄公債と引
替えに家禄を廃止したが、これにより士族層は多くが商工業に手を出したが、俗にいう「士族の商法」により失敗
する者が続出し、多くの失業士族が発生、その不満は、不満士族の度重なる反乱、一揆の続出となり、あるいは、
時の自由民権運動とのからみもあり一大社会問題化したのである。士族救済は政府にとって重要政策となり、政府
は、帰農、帰商の奨励、具体的には大規模開墾事業を奨励したり、あるいは国立銀行条例改正による金禄公債の

銀行資本化奨励、さらには起業公債条例による起業基金の貸付などが実施されたのである。なかでも帰農には最も力を注いだのであり、全国の荒蕪地を調査し開墾させ、あるいは北海道の移住開拓、あるいは官有地の安価な払下げを行ったのであった。しかし一般的には土族の事業はほとんどが失敗に終わっている（以上、我妻東栄『土族授産史』、吉川秀造『土族授産の研究』参照）。

青森県内における土族授産として名高いものは、弘前藩士の開牧社、農牧社、斗南藩関係としては三本木開拓、広沢牧場、あるいは八戸においては太田広城による旧藩士への山林分与などがあった。この他にリング栽培もその一環として把握できよう。土族授産は失業土族の救済を第一の目的としつつも、同時に近代的産業の保護育成を追求する明治政府の殖産興業政策とも一体化するものであった。明治七年の勸業寮の調査による『明治七年府県物産表』によれば、東北諸県中青森県は近代的工業の推進にあつては最も絶望的な様相を示していた。すなわち繭・生糸・綿・綿糸・麻・織物・藍・菜種・油・蠟・煙草・茶・酒・醬油・砂糖・紙・畳筵類の一七品種の産額合計は第四表の如くであった。

近代的工業に比較的無縁な東北諸県中にあつても青森県は最低の状況であつた。したがつて土族授産にしろ、殖産興業にしろ、本県では農業への全面的依存とそのテコ入れしかなかったと言いうる。

ところでここにあげた工藤、中嶋両氏の開墾事業は果してこれに該当するものであろうか。たしかに二人とも七戸藩士族であつた。特に工藤氏の場合、失敗したものの、その大農場経営は、一つの土族授産とされている（青森県『青森県農業の発展過程』）。

第四表 明治7年府県物産表

当時の県	現在の県	産額合計円
宮城県	宮城県	657,052
岩手県	岩手県	433,934
水沢県	"	673,136
福島県	福島県	1,045,610
磐前県	"	945,532
若松県	"	578,288
山形県	山形県	438,832
酒田県	"	145,756
置賜県	"	560,091
秋田県	秋田県	853,401
青森県	青森県	432,654

(山口和雄『明治前期経済の分析』より引用)

(四) 早川善吉氏の開墾事業

早川善吉氏は宮城県出身の人物である。はじめ仙台・岩手あるいは北海道において商業に従事していたが、明治二四年頃仙台に戻りここで土木事業に従事し才能を大いに発揮したという。その後再度北海道に渡り、その地において開拓に適する土地とは如何なるものかを見極める能力を養ったと言われ、その才能と技術をもって本県上北郡にやって来た。

当時の上北郡においては、三本木平野の開拓は進展していたが、天間林村あたりは未だ「原始的睡眠ノ状態」であり、氏はこの開拓を志すことになった。天間林村において氏の良き協力者として附田丑之助を得ることが

しかしいわゆる無禄士族であり、解放に伴う金禄公債の授与などは、彼らの運動にもかかわらず行なわれる事はなかった。士族でありながら士族的扱いを決して十分には受けなかったのが彼らなのである。では彼らの開墾事業におけるエネルギーはどこから由来するものであったのだろうか。『七戸近世史』の筆者は、「廃ハン後の無禄士族は其の立場と智識を応用利用して水田開墾に極力勤め……」と述べている。他力本願的ではなく自己の知識をフルに活用し尽力した結果が彼らの開墾の成功の秘密なのであろうか。



早川善吉の碑



早川用水堰

でき、以来一致協力して測量、調査あるいは各種交渉を行うことになる。

明治三年、坪川に水源を求める延長四千間の水路が完成、柳平に至るまでの二十余町歩を灌漑、さらに天間館の数十町歩の水田を開墾している。しかし、この成功も氏の構想からすれば十分の一のものでしかなく、氏の最初の計画は、蒼前平を灌漑しその余水を榎林・ニッ森に及ぼそうというものであった。しかし資金の固渇あり、また家族の不幸あり、ついに氏の大事業は中止の止むなきに至ったのである。

その後、氏が水路を開き開墾をなさんとした蒼前平の原野は、軍馬補充部用地として編入されることになった。「日露戦役ノ結果天間林ノ平原ヲ挙ゲテ軍馬育成ノ用地トナルニ及ンデ資金缺乏ノ歎ハ遂ニ我が生命タル大抱負

ヲ擲却セシラルルニ至レリ。翁ノ衷心や如何。」

今はその地に氏を顕彰すべき「早川善吉翁ノ碑」が建立されている。(以上、和田藤次郎『早川善吉翁事蹟調査』による)

第三節 その他の開墾事業

明治二四年『青森縣農事調査書』によるならば、総面積が五〇町以上の開墾地としてあげられている一九ヶ所のうち、天間林村関係は実に五ヶ所を占めている(第五表参照)。

こうしてみると、工藤・中嶋氏以外にも明治二〇年頃には天間林村を中心として七戸、大深内、六戸、三本木などの隣近地区は一大開墾事業がおこなわれていたことに気づくのである。こうした大規模開墾事業以外にも各所において様々な形での開墾事業がおこなわれていた事は想像に難くない。その中には工藤・中嶋氏の如き士族によるものもあれば、各部落の有力者のものもあろうし、あるいは部落民の共同事業的なものもあつたであろう。さらには、明治九年の『中野・中嶋家文書』中の「絵図」中に、中嶋家所有地と並んで野村治三郎所有地なる記述もあることは、すでに野辺地あるいは七戸の有力商人層による開墾ないしは地主化が行なわれていたことの現われともみられうる。

当時のいくつかの開墾事業の一つとして李沢・木村家を中心とする事業をあげておこう。

第五表 明治二〇年代における五〇町歩以上開墾地

一、開墾の状況				總面積五十町以上ノモノヲ掲ク	
名 称	着手年月	總 面 積	既 開 墾 反 別	二十一年度開墾反別	
上北郡大深内村若狭	明治十九・四	三三町七二	四九町九〇	二五町三〇	
" 七戸村荒屋	十八・四	一〇〇、三三二五	五一、〇二	三五、八九	
" 大深内村梶清水	" 六	一七七、九一一九	三三、二〇	五、六〇〇	
" 六戸村今熊	二十・四	一一一、二五二〇	三一、六〇	一〇、八〇	
" 天間林村松ヶ沢	十七・四	一〇五、四五二〇	二三、三四	九、五六二〇	
三戸郡五戸村岡谷地	十四・三	一〇四、八六二一	三五、	一八、	
上北郡三本木村下ノ平	十七・六	九二、八〇〇〇	七〇、二三三三	五、九五〇〇	
" " 里ノ作	" "	九二、六〇〇〇	二八、五〇〇〇	一〇、九	
" " 前谷地	" "	九一、四〇二二	九、一〇一四	一六、九三〇〇	
" 天間林村森ノ上	十七・六	八八、二六二七	三五、	一一、五八	
" 大深内村梅家ノ上	十八・六	八六、七二七八	二七、五〇〇〇	一五、九	
上北郡天間林村夏間木	十七・六	八六、六二〇	三三、二〇〇〇	一二、五	
" 天間林村金沢平	十七・六	八五、二六二〇	三三、八九〇〇	五、六	
" " 中野川目	十七・六	八三、四六二〇	三〇、〇〇〇〇	一五、	

〃	天間林村稻吉	十七・六	六七、七三〇一	七、四五〇〇	一五、八五二〇
〃	〃 下平	十七・八	六七、七〇一九	二〇、五〇〇〇	一四、九五二〇
	下北郡大畑村參地道	十六・五	五六、九三〇八	、五〇〇〇	一四、九五
	上北郡三本木村間遠地	十七・六	五六、一〇〇〇	一五、三二〇〇	一〇、九八
〃	大深内村丙平	十七・六	五四、四三一四	三二、〇〇〇〇	一二、三
其	他		二〇、八八二五	三六二、九六二六	二〇〇、二二五
合	計		三三三、五一二九	九二七、三三〇三	四五三、八一二五

（『明治二四年青森県農事調査書』よりの引用。本資料は、上野図書館蔵書の筆写資料を参考としたため、いく分不正確なところも存在する）

田開墾地拝借願

陸奥国上北郡榎林村地内

字七戸道ノ下モ三拾四番

原野反別式拾三町六畝歩ノ内

一、反別式拾式町四反六畝歩 官有地

此歟下年季拾々年

天間林村史

右地所田開墾ノ為メ前書之地所拝借仕度則着手之順序經費豫算帳及絵図面相添此段奉願候

以上

青森縣上北郡榎林村字李沢

明治十四年三月十六日

願人 木村三右衛門 印

同 李沢 彦松 印

同 伊賀 由蔵 印

同 李沢与之助 印

同 木村 三治 印

同 李沢 申松 印

同 李沢 惣助 印

保証人 李沢 長助 印

同 木村 丑松 印

青森縣令 山田秀典殿

前書願上之趣相違無之三付奥書調印仕候也

榎林村戸長代理

明治十四年三月十七日

西野 慶高 印

地所經費豫算調

反別貳拾貳町四反六畝步

此坪數六万七千三百八拾坪

此開墾人夫貳千百四拾六人

但_{老人ニ付}
三拾坪積リ

此實金五百六拾壹圓五拾錢

但_{老人ニ付一日}
金廿五錢積リ

此賄料金五百六拾壹圓五拾錢

但_{老人ニ付一日}
金廿五錢積リ

合經費金千百貳拾三圓

右之通地所經費豫算相調書上仕候也

願人 木村三右衛門_印

願人 李沢彦松_印

(繪図省略)

開墾ニ付官地拝借願

陸奥国上北郡榎林村字七戸通ノ下三拾四番

原野老反貳拾三町六畝步ノ内

天間林村史

一、実測反別五町八反八畝廿四步 但シ年季七ヶ年

此素地相當地価金貳円六拾七錢六厘四毛五四

但シ一反當リ金四錢五厘

右田開墾之為メ拝借仕度御聞届之上者右ニ関スル御規則等堅ク相守開墾成功之上者前願素地之代価断御拂下出願可致 万一人ニ於テ代金上納方延滞等不都合有之節者保証人ニ於テ一切引受代金之義者弁納可仕候間御聞届被下度別紙絵図面相添此段奉願候也

青森縣上北郡榎林村

明治十九年五月

願人	木村吉太郎 ^印
同	木村 丑松 ^印
同	木村 三治 ^印
同	木村 粕藏 ^印
同	木村卯之松 ^印
保証人	高田 市助 ^印
保証人	高田市太郎 ^印

青森縣令 福島九成殿

經費豫算書

陸奥国上北郡榎林村

字七戸道ノ下モ三拾四番

一、原野反別五町八反八畝廿四步

高金九拾壹円貳拾五錢 開墾經費豫算

内訳

金五拾四円七拾五錢 人夫三百六拾五人

金三拾六円拾錢 賄料

開墾着手成功見込書

全 全

字 同

一、原野反別五町八反八畝廿四步

内訳

反別壹町步 明治十九年着手成功見込

天間林村史

反別三町八反八畝廿四步 自全廿年 至全廿四年 年間着手成功見込

反別壹町步 明治廿五年着手成功見込

右之通相違無之候也

上北郡榎林村

明治十九年五月

願人 木村吉太郎[㊦]

外四名

近傍類地比較調

陸奥国上北郡榎林村

字卒古沢南平三番

一、原野反別四拾六町八反步 同郡榎林村 附田村入合

此価金貳拾壹円貳拾七錢六厘 但壹町步二付 地価金四拾五錢四厘五四

此地租金五拾三錢貳厘

右之通相違無之候也

上北郡榎林村

明治十九年五月

願人 木村吉太郎[㊤]

外四名

官有原野貸下願

青森縣上北郡天間林村大字榎林字李沢家ノ前三十七番

官有原野反別三町六反六畝八歩ノ内

一、実測反別三町六反六畝廿五歩

此料金一ヶ年金五拾四錢三厘 但 壹反歩ニ付
金壹錢五厘

貸下期限 自明治廿七年
至 全 廿九年 三ヶ年季

右ハ畑開墾ノ為メ借受申度御許可ノ上ハ明治廿四年七月縣令第三十六号官有原野貸度規程ヲ遵守スルハ
勿論方法書ニ依リ事業成功可致候 且ツ料金ハ毎年無遲滯上納可仕候依テ事業方法書収支豫算書実測繪
図面相添ヘ此段相願候也

上北郡天間林村大字榎林

明治廿七年八月一日

願人 木村吉太郎[㊤]

〃 李沢 孫吉[㊤]

保証人 木村 丑松[㊤]

保証人 木村卯之松^印

青森縣知事 佐和正殿

成功地拂下願

上北郡天間林村大字榎林

字七戸道ノ下三拾三番

拝借反別八町壹反壹畝廿貳步

一、実測反別八町壹反壹畝廿三步

此素地相当代金貳拾四円參拾五錢參厘

但 壹反歩ニ付金三拾錢

右地所畑開墾之為メ拝借仕候処、明治廿五年三月十五日御許可ヲ得、開墾仕候処成功致候ニ付前記相當代金ヲ以テ御拂下被成下度、御聞届之上ハ右ニ関スル御規則等堅ク相守リ代金之儀ハ速ニ上納可仕候、万一人ニ於テ上納方延滞等不都合有之候節ハ保証人ニ於テ一切引請弁納可仕候間、御聞届被成下度別紙繪図面相添へ此段奉願候也

上北郡天間林村大字榎林

明治廿七年十月十一日

願人 千葉 軍吉

右 全 上

保証人 木村吉太郎

全 李沢 孫吉

青森縣知事 佐和正殿

(絵図省略)

(「李沢・木村家文書」)

第四節 開墾事業をめぐる問題点

明治二七、昭和一五年の約五〇年間に本県の耕地は約三〇、〇〇〇町歩の増加をみるが、その大半は南部二郡(上北郡、三戸郡)においてなし遂げられたものであり、特に上北郡におけるそれは著しいものがあつた。

第六表にみられる如く、上北郡の耕地の増大は明治以降において県全体の五割を占めているが、これは一つには明治末期からの耕地整理事業のためでもあり、二つには昭和二〇年より開始された三本木国営開墾事業の成果でもあるが、しかし今一つは、ここに述べて来た明治初年より開始された大小いくつもの開墾事業の成果にこそ他ならぬ。特にその場合、上北郡においては開田事業が主力であり、水路開設による畑地の水田への転換などが明治期においてもみられたことは第七表にも明らかである。今、その天間林村における耕地の増加の具体的数字

第 6 表 耕地面積の推移

	明 治 27 年	昭 和 15 年	増 加 面 積	県全体の増加面積に対する割合
	町	町	町	%
上北郡 { 水田	4,273.7	12,396.1	8,122.4	51.0
上北郡 { 畑	13,113.1	20,219.8	7,106.7	54.4
上北郡 { 計	17,386.8	32,615.9	15,229.1	52.5
三戸郡 { 水田	5,889.2	7,900.0	32,010.8	12.5
三戸郡 { 畑	22,735.5	20,963.6	- 1,771.9	-13.4
三戸郡 { 計	28,624.7	28,863.6	238.9	0.8
南部二郡 { 水田	10,162.9	20,296.0	10,133.1	63.5
南部二郡 { 畑	35,848.6	41,183.4	5,334.8	40.5
南部二郡 { 計	46,011.5	61,479.5	15,468.0	53.0
県 { 水田	57,400.9	73,347.9	15,949.0	100
県 { 畑	52,710.1	65,865.1	13,155.0	100
県 { 計	110,111.0	139,213.0	29,102.0	100

(『青森県統計書』より作製したものを『青森県農業の発展過程』より引用)

第 7 表 耕地の増減

対 比 年 次	上 北 郡			三 戸 郡		
	水 田	畑	計	水 田	畑	計
明治27→38	町 789	町 -169	町 619	町 446	町 1,368	町 1,815
38→43	1,503	1,660	3,163	1,169	1,258	2,428
43→大正4	876	-200	675	-1,160	-994	-2,155
4→9	259	806	1,066	498	-1,118	-620
9→14	771	279	1,050	148	-218	- 70
14→昭和5	2,194	1,064	3,258	828	-1,914	-1,087
5→10	1,665	806	2,471	47	761	808
10→15	631	2,860	2,923	33	-914	-880
15→22	-2,515	-4,190	-6,705	-843	-6,022	-6,866
22→25	1,246	2,367	3,613	309	1,048	1,357
計	7,419	5,283	12,133	1,475	-6,746	-5,270

(引用同上)

をあげる事は不可能だが、先にあげた五〇町歩以上開墾地の実に五ヶ所が天間林村に存在した事などからみても、上北郡内における耕地、水田の増加の一翼を我が天間林村が担っていたことは想像に難くない。

では何故にかかる大規模な開墾が天間林村を始めとして上北郡内では行なわれたのであろうか。

それは何よりも、江戸時代までは全くの原野として放置されて来た土地が余りにも多かつたことである。これに対して三戸郡の場合はすでに一定程度の開墾が進行していたことが量的にはさほど大規模な開墾を認めなかったであろう（『青森県農業の発展過程』）。この原野の大部分は、先にもみた如く官有地とされた。したがってこれら開墾はほとんどは官有地払下げを受けつつの開墾であつたことになるであらう。したがってかかる形での開墾は有力なものへの土地の集中、地主化を生み出すことになるのは後にみる通りである。

しかし天間林村における開墾事業の、少なくともその量的拡大について言うならば、それは明治四〇年を境としてその伸びをほとんど止める事になるはずである。それは主として明治三九年創設になる軍馬補充部七戸支部のためである。この設立により天間林村の広大な土地は全てこの管轄地となり、ために以後の開墾事業を押しとどめることになったのである。

明治期の天間林村での開田、開畑事業の全容を示すことは資料的にも不可能に近いが、以上いくつかの断片的資料からも明治の先人の開墾事業の一斑を知りえたであらう。

第六章 馬産政策の展開と天間林村における馬産事業

第一節 南部馬産業の沿革

今日に至るまで本県において南部地方の畜産に占める役割が極めて大きいのは周知のところであろう。最近では牛、豚、鶏などが中心であるが、少なくとも明治三〇年代までは馬産が圧倒的であり、大正末期から豚飼育の比重が高まり更に昭和一〇年代以降は緬羊・乳用牛が加わり今日の多彩な複合的状态が作り出されて来た。

そして今日では益々、牛・鶏などの比重が増大しているものの、しかし南部と言えば「南部駒」を連想する如く、少なくとも戦前までの畜産の主体は馬産にあったと言いうる。南部の歴史の一面は、この馬と人との関係史であつたとすら言いうるのである。

南部地方は古来馬の産地として知られ、大宝・延喜時代に南部七百余牧と称されており、当時の全国の牧の六割近くも占めていた。住民は牧馬を主とし農は従であり、年貢も米ではなく馬（貢馬）であつたと伝えられている。中世の戦乱の中での南部駒の活躍はしばしば様々な伝承を以って今日まで伝えられている。近世南部藩下においても、産馬は藩財政上重要な地位を占めていた。馬は全て野馬（藩馬）と里馬（民馬）に分かれたが、民馬といつても藩有の種牝馬を農民に下渡し、無料飼育、仔馬の折半という実質上の預託制度に外ならず、売買は藩

第11表 緬羊飼育頭数

	大正14	昭和10	25
青森県	(451) 100	95	(4,844) 1,080
上北郡	(222) 100	48	(1,686) 655
三戸郡	(17) 100	366	(1,565) 1,060

第8表 馬の生産頭数

	明治34	大正14	昭和10	22
青森県	(8,220)頭 100	75	66	(3,442)頭 42
上北郡	(3,298) 100	73	62	() 44
三戸郡	(2,328) 100	89	92	() 30

〔 ()内が実数であり、その
下段の数字は明治34年を100
とした時の指数、以下同様 〕

第12表 乳用牛の飼育頭数

	昭和22	25
青森県	(1,219) 100	(1,528) 125
上北郡	(123) 100	(284) 231
三戸郡	(792) 100	(881) 111

第9表 牛の生産頭数(含乳牛)

	明治34	大正14	昭和10	22
青森県	(1,915) 100	132	147	(1,274) 79
上北郡	(746) (544)	193	187	(400) 61
三戸郡	(544) 100	171	165	(561) 128

第10表 豚飼育頭数

	明治38	大正14	昭和10	25
青森県	(1,473) 100	607	1,060	(14,620) 990
上北郡	(128) 100	1,620	2,100	(3,842) 3,000
三戸郡	(646) 100	605	870	(5,294) 820

『青森県農業の
発展過程』より引用

第三表 上北郡における各村の民戸と飼育馬頭数(宝暦年間)

村名	民戸	馬	村名	民戸	馬
傳法寺村	一三五	一二三	藤島村	八三	一五三
大坂村	一六六		三本木村	五四	八一
洞内村	一一〇	二二六	七戸村	四八三	
天間館村	一五六	一三六	野辺地村	四一〇	三九八
馬門村	七六	四八	有戸村	八二	一一九
横浜村	一八七	二〇三	米田村	一九七	四三四
切田村	一五四	四三三	澤田村	一九五	四五七
瀧沢村	一一五	一九三	大不動村	六二	一四七
奥瀬村	一五九	三九三	百石村	九四	一二二
下田村	二一〇	五八〇	下吉田村	一四	一九
犬落瀬村	一六八	二五三	上吉田村	四二	八一
新館村	四六		花松村	四	三八
二ツ森村	三九	三九	平沼村	三六	一七
泊村	五七	五六			

の専売であり嚴重な統制がなされていた。宝暦年間における藩営牧場は俗に南部九牧と呼ばれ、うち七牧までが今日の青森県南部地方に存在した。当時の上北郡における各村の民戸と飼育頭数をあげれば第二三表の如くである。このように上北郡では民戸三、五三〇に対し飼育馬四、七四九頭、（一戸当り一・三頭強）であり、今日の天間林村内に入る三ヶ村では、この比率が一・〇七頭となっている。この比率は明治初年においてはさらに高くなり、一戸当り三・五頭平均となっている。

南部藩の馬市も古く、すでに元禄三年に振駒市奉行が任命され、五戸・六戸・七戸・野辺地・田名部その他岩手県諸地方に振駒役人の存在が挙げられている。その中でも七戸・五戸の二場が最も盛んであったという。

明治二年七戸藩が創設され、馬産はさらに発展し、この頃には三本木も馬産中心地として発展してきた。七戸藩は、これを牛馬改役、馬肝入を置いて管掌した。さらに明治三年九月には、民部省養馬掛出張所（盛岡）から七戸藩の三浦庄七が牛馬掛を申しつけられ、総馬改めや旧南部領全体の産馬事務を分掌することになった。明治三年四月には勸業寮の西洋父馬二頭が七戸藩に配馬されていることなどと同様、維新期の混乱にもかかわらず、この地方が産馬政策上重要であつたことによる。しかし明治四年には養馬出張所は閉鎖となり、旧南部藩領における産馬行政は一時的に挫折することになる。

明治四年には青森県が誕生するが、同時に馬市の管掌は県庁が行なうことになる。特にこの頃より明治政府の士族授産を基幹とする牧畜奨励政策により、また国内における交通制限廃止、近代制軍隊の編成、文明開化への躍進等により輸送馬、軍用馬、乗用馬、競走馬等の需要が増大することとなり、本県の産馬政策は大きな飛躍を

みせ始める。

すなわち、例えば農業に於ける馬耕の進歩は、本県では明治一三年以降著しい発展をみせてゆくが、それは犁製作技術の進歩、深耕耕種法の改善という技術的側面と一体化している。

但し上北郡内はこの進歩はやゝ遅れていたことは見逃しえない。また畜産一般にそうであるが、産馬は特に肥料との関わりで重視されたのである。今一つの民間需要の伸びは、道路改修、橋の改良に伴う馬車輸送の増大によるものである。

第14表 振駒数・価格・米価

年 次	振駒頭数	一頭平均 価 格	米 一 価 石 格
		円	円
明治 7	3,311	6.64	4.68
8	3,186	12.20	5.66
9	3,398	11.05	4.13
10	3,305	13.37	3.00
11	3,220	19.29	5.00
12	2,990	32.24	7.83
13	3,471	44.36	5.85
14	3,606	47.41	8.55
15	3,872	23.10	6.02
16	3,021	9.11	4.57
17	3,559	6.20	4.08
18	2,855	8.91	3.75
19	3,274	12.09	4.20

明治二〇年における本県内の馬の使用別頭数は左記の如くである。

運搬用 二、八四八頭

農耕用 五八、五〇七〇

蕃殖用 六、三八二〇

このように大きく発展をみせている本県産馬であるが南部三郡の明治七、一九年の振駒数、及び価格（一頭当）そして比較上当時の米価（一石当り）を表で示すと第一四表のようになる。

当時は年間三、〇〇〇頭前後の馬が振に出場、ほと

んど全てが売却されたといわれている。ただし、この表にもみられる如く馬産には極めて大きな価格変動もあり、中小農民はこれにより大打撃をこうむることもあっただろう。

明治一三年県は、南部三郡の畜産家を以て産馬維持共会を組織させ、明治八年の税法改正にともなう産馬仕方金徴収を、県より民間へと移譲することになっている。これは、当時の自由民権運動との関わりの中で、南部とくに八戸、三戸を中心とする馬産家が、県が産馬事業に介入し、徴税する方法を一貫して攻撃して来たためであり（詳細は『八戸の歴史・下1』参照）、いわば妥協の産物であった。同年初めて南部三郡で二才牡駒優等会なるものを開設し、一四年まで毎年これを開き産馬の改良に努めた。これは明治二二年まで中断された後は再興されその第一回が三本木で開かれ、以後二六年に第二回、三一年に第三回（五戸村）、三三年に第四回（七戸村）、三五年に第五回（八戸）、三八年に第六回（野辺地町）で開催される事になった。

やがて明治一七年六月番外布達を以て、南部三郡産馬取締規則及び馬籍取締規則が布達となった。これにより、振駒区は、七戸・五戸・三本木・野辺地・八戸・三戸・田名部の七組に区分、牡馬をひそかに売買することが禁ぜられ、二才の秋に必ず振駒市で競売されることが定められた。この組合には肝入二名をおき、振駒代価の十分の三以下の歩金を徴集して組合の経費に充てることが認められた。この規制は明治二二年改正となり（県令第八十号による）、肝入を組合長と改め組合員の互選としたが、これは日本最古の産馬組合であり、明治三三年公布の産牛馬組合法の先駆をなすものとされる。

明治二八年頃から産馬は一つの重大な転期を迎えたといえる。すなわち、馬匹調査会が設けられ、軍馬育成を中

心とする馬産改良政策が全国統一的に進められるのである。明治三五年本県では次の事項を決定している。

一、三戸・上北両郡は乗用種すなわち「サラブレッド」「アングロアラブ」種を主とし、もしくは「トロッター」種を以て改善すること

一、下北郡は軽挽用種、すなわち「トロッター」種、「ハクニー」種、および「アングロノルマン」種等を以て改善すること

一、津軽五郡は挽用種を以て改善すること。但当分その雑種を種牡馬に用いること。

この方針に基づき同年牛馬改良補助規則を公布、産牛馬組合の購入する種畜に七分の補助を充てることとなり、各組合は海外より優秀馬を購入、これにより産馬改良事業は大きく飛躍した。南部三郡産馬組合が明治三八年までに購入した洋種牡馬は一七頭に達し、七戸組合でも三頭の購入をみている。明治三九年にこの規制は廃止となるが、代つて種畜貸下規定が設けられ、各組合に内外国産種牡馬が貸付された。

日露戦争の経験は我国の軍馬の依然たる劣勢を認識するところとなり、三九年に政府は馬政三〇年計画（第一次）を樹立、その一環として四一年野辺地に青森県種馬所が設置された。四五年以降の海外輸入中止もあり、以後この種馬所で飼育された馬が各組合にも貸与され、産馬改良事業は、県当局の指導奨励に基づいて着実に発展していった。その場合、この頃から軍馬育成が主体となっているのは当然である。

なお七戸産馬組合では、四二年七戸種付所、四三年甲地村に乙供種付所、大正八年浦野館村に新山種付所、昭和九年六ヶ所村に平沼種付所、昭和一二年天間林村に天間館種付所を開設している。

本県の畜産業が古来から発達してきた大きな原因の一つは広大な牧野の存在と飼料が豊かであったことだが、人口の増加、耕地面積の増加、軍馬育成所の開設、山林見込地の設定、あるいは共同開墾会社の設立並びに牛馬の商品化に伴う増産により濫牧の弊が生まれ、明治二六年当時ですらすでに牧野や牧草の不足が訴えられたという。したがってしだいに馬産経営においても階層分化が進行し、一方の極には多数の貧農による馬産と馬小作制が再現し、他方では、富裕な馬産家、家畜商が現われるに至る。なお、明治前期においては、士族授産を中心とする大経営方式の民間牧場が多数開設されたが、明治末期にはほとんどが経営不振に陥っている。

（以上『南部の誉・柏葉城の馬』『青森県農地改革史』『十和田市史・下』などを参照した）

第二節 国立奥羽種馬牧場の創設と発展

明治二九年七戸村を中心として開設された奥羽種馬牧場は、本県における馬産事業上重要な役割を果してきた。そもそも本種馬牧場を始めとして全国の同種のものは、日本の軍事力強化の一貫として設置されたものである。馬に対する軍事的要請は、早くも明治六年陸軍省が種馬の輸入を行ない、またこの種馬の貸付による軍馬の確保を行なおうとし、直営牧場の経営を始めようとした事に始まる。当時の馬格は外国に比べて余りにも国産は貧困であったことに理由はある。

その後明治一二年牧畜が農商務省の所管となつてから遂に畜産諮問会が開かれるに至り、更に明治一七年種馬取締規則により種牡馬の設置は許可制とし、翌年には軍馬育成所の開設がおこなわれ（この時三本木にも軍馬育

成所が設置された）、さらに二六年頃より日清両国間の風雲急を告げるに及び、二八年には馬匹調査会が設立され、この会によりわが国の馬産の軍事馬方向が決定づけられた。すなわち、産馬組合の設置、馬籍法、去勢の実施、民間種馬の検査、産馬奨励のための奨励金下付、競馬の奨励、馬格の標準設定、国立種馬牧場及び種馬所の設置等が決定され、これにより軍馬政策は一段と進展することになる。ただ同時にそれは民間における馬産事業の進捗とも大きく重なることは当然であろう。

この会の審議の結果に基き、明治二九年六月一二日、農商務省告示第一四号により、奥羽・九州の二種馬牧場と岩手・宮城・熊本の三種馬所が設立されたのである。

さて奥羽種馬牧場は、用地区域としては七戸村と天間林村に跨る総面積二、二四〇町余に及ぶものであり、庁舎・厩舎その他の営設物は、鶴子平を中心として建てられた。

この牧場の設置にあつての土地に関する条件は、(一)用地平坦にして広濶なること、(二)緩急適度の山地を有すること、(三)水利の便なること、(四)西北に山を負い東南に向つて展開したる平原を有すること、(五)交通便利なることとであつたが、この地がこの五項目の要件全てに一致したために設けられたという（『日本馬政史・四』）。

しかし事實はそんなに簡単なものではなかったらしい。種馬牧場設置地としては、盛岡の方がはるかに有利であつたといわれ、ともかく七戸にこの話が伝わつて来た時、町有力者有志は、工藤轡郎、中嶋勝次郎、高田則孝、上崎孝一郎、駒嶺正惣の五人を陳情のため上京させている。これら五人は、七戸の有力商人層の財政的バック・アップを受け、かなり強引な運動を展開した。そしてついに七戸設置が決められたのである。

創立当初用地の確定までの処置として農商務省と七戸村の希望（但し、一説には、工藤、中嶋両氏の企てとする……和田『本村の生める偉人』参照）とにより無契約で家屋を建築し、道路を開き、溝渠を穿通し土塁を築造したが、牧場予定地は多くの人によつて所有されていたためその貸借の約束が遅々として進まず、明治二九年一二月一四日七戸村から二、〇〇〇町歩、天間林村から二、〇〇〇町歩の借上げを各地主総代、七戸村長及び天間林村長が請け、ここに貸借の確約が出来た。今その時の契約書をあげよう。

地所貸上證

上北郡七戸村字鶴児平全銀南木

一田反別四反四畝七歩

米田弓太郎

全郡全村字鶴児平

外一名

一畑反別六町貳反五畝拾貳歩

右同人

全郡全村全村

一全村宅地反別貳反六畝拾壹歩

右同人

全郡全村字左組全荒熊内

一山林凡反別四町四反歩

瀬川助四郎

全郡全村字向平

外一名

天間林村史

一溜池付反別貳反歩

高田 則孝

全郡全村字左組全山館全鶴見平全銀南木全向平全倉岡字荒熊内

一原野凡反別千九百八拾八町四反四畝歩

川村作兵衛

外三百拾五名

小以付反別貳千町歩

上北郡天間林村大字天間館字右和備全底田全越全市ノ渡全栗木沢全五番下

一原野凡反別千町歩

小以

合計付反別參千町歩

右ハ今般政府ノ御企業ニ係ル奥羽種馬牧場使用地盤内ト相成候所該牧場ハ國家須要ノ事業ニシテ又本村ノ為ニモ公益ト相認メ候ニ付各地主ノ承諾ヲ得前載ノ地所左ノ條項ニ依リ御請申シ候依テ關係者有署ヲ以テ為後日證書差出置候也

明治廿九年十二月十四日

青森縣上北郡七戸村

村長

高橋 熙光

全縣全郡天間林村

村長

井山保太郎

全縣全郡七戸村

七戸産馬組合長

上崎光一郎

全縣全郡七戸村

地主有志惣代

工藤 轍郎

全縣全郡七戸村

全

中嶋勝次郎

全縣全郡七戸村

全

高田 則孝

全縣全郡七戸村

全

中野太見人

全縣全郡大深内村大字大沢田

全

佐藤 鼎三

青森縣知事 牧朴真殿

第一條 地所貸上期限ハ明治廿九年五月ヨリ来明治三十二年十二月迄トス但シ政府ノ御都合ニ依リ何時御返付相成候
トモ異議無之候事

第二條 地所貸上期限中一ヶ年ノ借地料ハ壹反歩ニ付左ノ割合ニ依リ支弁セラレ度事

一等地（萱場地） 金貳拾五錢

二等地（乾草地） 金貳拾錢

三等地（放牧地） 金拾五錢

第三條 貸上地盤中相當價値ヲ以テ買取ヲ要セラル、トキハ反別付一千町歩以内ハ御求ニ應シ候事

第四條 前條一千町歩ノ幾分及其他反別付貳千町歩ニ對シ相當ノ作地ヲ交付セラル、トキハ貸上期限中ト雖モ異議ナ
ク交換ニ應シ可申事

第九條 地所貸上期限中ト雖モ使用不相成地所ニ就テハ借地料御支弁ニ不及事但此場合ニ於テハ其使用セラレサル部
分ハ地主ニ於テ從來ノ通り使用シ妨ナキ事

第六條 貸上ノ當時ヨリ現ニ同地盤ニ存在スル樹木及自然生ノ樹木ニシテ牧場ニ於テ必要トセラル、部分ハ相當價格
ヲ以テ買ヒケラレ度事

第七條 前條樹木中牧場ニ於テ必要トセラレサル部分ニ對シテハ地主ニ於テ隨時伐採スルヲ妨ケサル事

第八條 地所貸シ期限中該地所ヲ賣買讓與致候場合ニ於テモ其買受人又ハ讓受人又シテ本証ノ各條項ヲ履行セシムル
事

第九條 貸上地所不用ニ属シ返付ノ場合ハ返付当時有形ノ儘返付相成候トモ異議無之事

第拾條 貸上地所ハ政府ノ御都合ニ依リ繼續貸ツクルモ異議ナク御求ニ應スル事

第十二條 貸上地盤内ニ現在建物移轉料其他賠償ニ要スル費用及反別一千町歩以内ノ御使用ニ係ル地所ニ對スル第二條ノ借地料ハ明治三十一年三月末日迄ノ間ハ七戸産馬組合及七戸村ニ於テ支弁スル事

第十三條 明治三十二年十二月以後ニ於テ繼續御使用相成候事必要ナルトキハ一千町歩以内ニ限り異議ナク繼續貸上ケニ可應且此場合ニ於テハ同年ヨリ向ナク年間ハ一千町歩以内ニ限り第貳條ノ借地料等一切増減変更致ササル事但時勢ノ變遷ニ據ク本條ノ借地料ニ變更ヲ要スル中ハ双方協議ノ上相當ノ借地料ニ更定スル了ヲ得

第十三條 第十二條ノ期限經過後ニ於ケル借地料ハ時價ヲ標準トシ協議ノ上借地料申受度事

第十四條 貸上地ノ既ニ買収セラレヌハ買上樹木ノ不用ニ属シタルモノニシテ他日之ヲ賣却セラル、場合ニハ法律規則ノ許ス限りハ元所有者ヘ相當ノ價格ヲ以テ売却セラレ度事

〔中野・中嶋家文書〕

さらに『中野・中嶋家文書』より該当する交換地主を地区毎に挙げれば次の如くである。

七戸村 (一三二名)

城内 六名 山根 五名 新町 一三名 檜町 一〇名

天間林村史

第五編 近 代

八三六

本町 一名 浦町 三名 下町一〇名 袋町 二名

小川町 二名 川向 二名 南町 六名 川原町 一四名

新川原 三名 向町 三〇名 作田 一五名 左組 六名

荒熊内 四名

天間林村（二九名）

天間館 二二名 榎林 一名 中岫 二名

花松 一名 二ッ森 三名

甲地村 四名

東京府 一名（南部信民）

埼玉県 一名

新潟県 一名

論地 一件

こうした地主に対する交換地として予定された官有原野として挙げられているものは、天間林村内が最も多く、合計一、八五五町に及び、ついで七戸村の六九町、その他大深内、甲地各村に散在するものである（合計三、五一四町歩であるという）。

かくしてこの交換に応じた場合は次の如き予約証を取り交わしている。

豫約証

本村ニ於テ奥羽種馬牧場用豫定場トシテ交換ニ可應民有地中貴殿ニ於テ字鶴児平ニ所有セラルノ原野
合反別式拾町九反六畝廿歩ノ土地テ今度官有地ト交換スヘシ分ト相成候ニ付テハ實際交換地受授ノ際ハ
左記定項之通り履行可致候為念右豫約書卷入置候也

青森縣上北郡

七戸村長 高橋 照光 印

新潟縣

横 澤 釧五郎 殿

天 間 林 村 史

記

一、貴殿ニ於テ字鶴児平移民ノ上開墾ニ要サレタル金七百四拾七円九拾錢ハ政府ヨリ交換地下附ノ達示アリタル該月中必ス支弁スルモノトス

二、貴殿ニ於テ今般実地踏査ノ上相当ノ代地ト認メラレタル本郡天間林村大字天間館字原久保九拾五番ノ一号原野反別四拾三町八反壹畝貳歩ノ内手又ハ同郡同村同大字船場向川久保五番原野反別百七拾五町六反六畝廿四歩及字寺沢前七拾三番ノ二〇号原野反別三拾五町壹反壹畝拾七歩ノ両〇内手区上式ヶ所ヲ以テ差向交換ノ豫定地ト為シ置キ追テ其一方ト確定スルモノトス

但別紙絵図面〇〇ノ内

三、前項式場所ノ内何レノ一方ト確定スルモ該地ニ附帯セル開墾費又ハ築堤若ハ溜池用悪水路ノ設置ノ分ハ当郡役所ニ於テ取調置タル通り貴殿ニ於テシカ弁償ヲ為スモノトス

但別紙調出し通りトス尤モ交換官有地中ノ企業費弁償方ハ實際貴殿ヘ配当区域ノ土地ニ属スル部分ニ止マルモノトス

四、政府ヨリ民有地ニ對シ増地交付ノ配当方ハ一般関係地主ニ於テ該地地味ノ善悪遠近ノ便悉等ヲ査定シ之ヲ協議ニ依リ取極メノ歩合ニ基ルモノトス

五、字鶴児平ニ現住者カ建物ノ移轉方貴殿ニ對シ實際土地ノ交換確定シ且ツ開墾要費等弁済ノ翌月ヨリ五ヶ月間ヲ猶豫スルモノトス

但シ土地ノ交換耕作季節ニ切迫ノ場合ニ於テハ尚協議ノ上本文ノ期限付ニ相当ノ延期ヲナスモノトス

六、当三十二年ノ耕作ニ係ル收穫物ノ貴殿ニ属スルハ勿論土地ノ交換等不得止事故アリ尚来耕作時季ニ涉

リ耕作シタル場合ニ於テモ亦同様トス（『中野・中嶋家文書』）

民有地主は一七〇余名（但し『中嶋家文書』では一七〇を割っている）の人員中大多数は交換に応じたが、一七名ほどの地主は最後まで土地売却に応ぜず土地収用法の適用をうけた。それは「国家若しくは公共事業又は地方の公益という觀念に乏し」（奥羽種畜牧場『奥羽種畜牧場一六〇年の回顧一』）いためたとか、あるいは、私情、特に工藤轍郎ら本計画推進者に対する個人的反発があったため（盛田達三『奥羽種畜牧場當農林』）だとかされている。

しかし、例えば売却には応じたものの、誠に悲憤慷慨の念の中で、無念の気持で応じた人物もいたであろう。それは自己の田畑を手放さなければならぬ人、特にようやく端緒についたばかりの開墾地を手放さなければならぬ人物はその典型であろう。長谷川仁也氏（現九州、太宰府在住）の父と母はその一例である。長谷川氏の手になる『吾が家の歴史』（但し筆者のみたるはその一部引用のみ）にはその頃の事情が次の様に述べられている。

「こうして父と母の手で開墾が進められた耕地（筆者注―開墾が始まったのは明治三二年であり、場所は天間林村大字天間館字松ヶ沢、金沢平、大平にまたがる一帯で、雲雀牧場と命名していた）は年々増え、見事な作物が出来始めた。……收穫は馬車で七戸町に運ばれ換金の上生活費や諸経費に充当され斬く安定した経営の見通し

もついで一安緒した時、突然降つて湧いたように大事が起つた。農商務省がこの雲雀牧場を奥羽種馬牧場の一部として買収を決定したからである。全く寢耳に水であつた。既に防風の杉、落葉樹もすくすくと育つて本家の屋根よりも高くなつて居たし、りんごの樹も一つ二つ実がつくものが出来て居た。美しい農園風景を呈し始めた処へこの様で、父も母も茫然としてしま居、情熱を注いで開墾した耕地が再び育馬の草原に還るとあつては無念やる方なかつたと思う」

精魂こめたる開墾地を、それも「突如降つて湧いた」ようにでは、いくら「国家若しくは公共事業又は地方公益という観念」が乏しいと批判してもしかたあるまい。逆にこの計画自体が、地元民の十分の理解なく進められていたのではないかという疑念もここからは湧いてこよう。七戸在住の一部有力者は、確かに「地元の公益」のために奔走したとしても、その努力と、地元一般民衆との意識との間には若干のズレがあつたかもしれぬのである。

創立と同時に初代場長して農商務技師三浦清吉が着任当面は上北郡役所に「奥羽種馬牧場創立事務所」なる看板をかけ、七戸村在住の人々との協力のもとに事業を開始している。「荒はてた原野と労力、資材と苦心を重ねつつ道路の修築、開墾と諸建築の遂行に努め、場長以下の絶大な努力により幸に同年中に一応の完成を見」たと『回顧の六〇年』には記されているが、この間、この誘致に奔走した人々、特に工藤・中嶋両氏を始めとする七戸周辺の人々の協力は忘れてはならぬであらう。

肝心の馬の方は明治二九年末までには雄二頭、雌八一頭を繋養することになり翌三〇年からは本業に着手する

ことになった。先述の馬政調査会の諮問をうけて、三一年に農商務省農務局内に牧馬課が設けられ、これにより馬産事業は円滑に軌道に乗り、三二年からは民有雌馬に対する余勢種付を実施、直接民有雌馬の改良にも着手することになった。この間にあつては専ら欧米種の輸入馬を主体とする繁殖を試みている。

本牧場は大農耕法を主体としていたが、その未熟のため収穫も意のままならず、かつ民間における飼料作物の栽培は北海道に限定されており、その数量確保はきびしく、増加する馬の飼養は困難をきたすこともあつたといふ。

しかし政府の馬産事業の奨励により、日露戦争中の一時的停滞は別として、特に本戦争後は、依然たる我が軍馬の貧困が強く認識され、さらに軍馬改良を主体とする馬産事業の奨励が強まった。明治三九年の馬政局設立はその一環であつたのは先述の如くである。これにより民間産馬の血液更新を計るために従来までの余勢種付を広く拡大したが、明治四二年青森種馬所の業務開始と共に種雄馬の派遣は廃止となり、以後は種馬の生産一本に進むことになった。

明治四三年六月陸軍省の管轄に移るが、大正一二年には再び農商務省に移管され、一四年に農林省の独立に伴いその管轄になっている。時代の移り変わる中でその後も優良馬の改良をめざして今日に至っている。戦後は勿論軍馬育成の使命はなく、昭和二一年青森種畜牧場と改称翌年には奥羽種畜牧場と改称され、各種家畜の改良にあつている。(以上、『奥羽種畜牧場―六〇年の回顧―』、盛田達三『奥羽種畜牧場宮農林』などを参照した)

ちなみに本場の昭和一年までの種付業務を示せば第一五、六表の通りである(大正一〇年までは『日本馬政史・四』

以後については『表森県総覧』。

本節の最後に、天間林村民が、この種馬牧場とどう関わりを持ち、またそれをどう思っていたかについて触れておこう。

先述の如く、開設当初にすでに土地取りあげにあい、せっかくの努力が水の泡に帰した例もあったが、ここでは、それ以後の牧場運営と天間林村民との関わりについてふれておこう。

種馬牧場が天間林村々民を含め周辺農民に与えた影響は、次節の軍馬補充部七戸支部のそれとほぼ同様であっただろう。すなわち(一)馬産農家に対しては産馬改良事業の促進というメリットを与えたこと、(二)大農法は、ある程度まで農民への刺激となったこと、(三)日雇い賃収入を得る場を与えたこと、である。

しかしながら、こうした点をメリットと思う事なく、逆に農村社会の解体を意味するものだと思っていた人も当時すでに存在していた。例えば天間館在住であった中野石蔵氏もその一人である(氏については詳しくは第八章第一節三を参照のこと)。氏の日記に言わく。「種馬牧場は実際近傍の村民を動物扱いして居る。土をほづくつて生きるより知らない最下層の弱者の位置にある農民の峻拒し能はざるに乗じて、酷虐な取扱いをする。近村農女が、死物狂になつて稼いで日當僅かに二十五錢、軍馬「補充部」の方より割の悪いことをこぼしていた。如何

第一五表 國有牝馬種付成績表

事項	種付年次	次 年 產 駒			每 百 生 產	蕃 殖 用 編 入 頭 數		
	馬種數	種付牝馬數	牝	牝	計	種牝馬	蕃殖牝馬	計
明治三十年	三	五	二	一	二五	五	六	二
同三十一	九	八	六	二	四	三	九	五
同三十二	九	五	五	二	三六	七	七	六
同三十三	二	九	四	九	二六	二	八	二
同三十四	二	一七	四	四	二六	三	三	七
同三十五	三	一四	四	四	二六	三	三	七
同三十六	三	二九	四	三	二六	三	三	七
同三十七	三	二四	四	三	二六	三	三	七
同三十八	二	二八	四	三	二六	三	三	七
同三十九	五	一四	三	二	二五	三	三	七
同四十	六	一八	四	二	二六	三	三	七
同四十一	二	三三	五	一	二六	三	三	七
同四十二	一	四四	六	一	二六	三	三	七
同四十三	九	一四	六	一	二六	三	三	七
同四十四	八	一九	六	一	二六	三	三	七
同四十五	九	一五	六	一	二六	三	三	七
大正元年	八	一五	六	一	二六	三	三	七
同二	八	一六	六	一	二六	三	三	七
同三	七	一四	六	一	二五	三	三	七

第一六表 民有牝馬種付成績表

事項		種付年次
明治三十二年	九	馬種 數
同 三十三年	一〇	種付牝馬種類
同 三十四年	二	
同 三十五年	二	
同 三十六年	一〇	
洋種	四	種付牝馬種類
雜種	一六	
和種	二七	
計	三七	
頭數	一五	產駒成績
生産每百	四、五	
	四七、五	
	五、〇	
	六、〇	

[illegible]

にして彼等は此処奥まった所に引込んで弱い者を虐めをするだろう。憎くてならぬ。」(大正二年五月二十二日)「種馬牧場へ草取に行く。……昨年植えた荒地に補植。丁そたる斧鋸の器、何ぞ其旧物を破壊し去るの迅速なる。

農村の頽廃を持ち来る比横炎なる偽文明の潮流なり。吾人は絶対に此潮流を忌弾し、見よ昨日迄生活の大半を助けつつありて、朝夕に勇しき嘶声と美しき堅髪を風になびかしたる家畜の数は、今日既に迹を絶えるに非ずや。

馬畜の改良は民間の手を離れて官府に其利益を壟断せられんとしつつあるには非ざるか……。」(大正二年七月二日)「天間川沿村の衰頹の源^(マツ)因を探索すると、固より様々の事由も伏在しているだろうが、其の中の九十九%は軍馬補充部、県立種馬育成所、奥羽種馬牧場等の官立事業が原因をなして居ると言うとも過言ではあるまい。

其の理由は何人にも自明の理である。第一地所を取上げた事、其取上げた割合に沿村の農民全部を收容し能はぬ事、労銀の余りに廉にして到底源の原野をして其草を厩肥として施肥する位、人造天然肥料を購求し能はぬ事。

其から人情の常として有れば、有るに任せて冗費する事等の理由がある。」(大正二年九月十三日)

ここには、奥羽種馬牧場(あるいは同様に、軍馬補充部七戸支部、県立種馬育成所)の設置が、農民から地所を取り挙げた事により、農民の拡大再生産の基盤が奪われ、また従来依存して来た肥料も、金肥に頼らざるを得なくなつたこと、しかしながら現金収入の途としては、こうした機関の賃金之余りにも低いことを痛烈に批判している。またかかる機関の誇りとする大農経営も、氏には「横暴なる偽文明」として攻撃されている。さらにはまた、馬産事業が民間より奪われてゆくことへの無念さも訴えられている。

こうしてみるならばメリットと考えられていた事も、村民からみれば案外とデメリットな側面でもまたあつたよ

うである。

第三節 軍馬補充部七戸支部の開設と天間林村への影響

先述の如く我国の馬産事業は軍馬育成政策と一体的に進められてきたが、純粹に軍馬補充をめざす機関にしては全国に広く軍馬補充部が設けられていた。

軍馬補充機関は、官衙としては明治元年五月大総督府の下に、大総督府厩が設けられたのを以て嚆矢とする。

その後軍務官廐、兵部省厩と改称したが、七年一月には廃止となり新たに陸軍調馬厩が置かれる。三月には軍馬局と改称、一月には軍馬局条例が發布されるに及んでその制度は確立された。明治一七年一月に至り条例が改正となり、陸軍馬政は馬匹の保育調駢とその分配支給の二つに分けられ、蕃殖の件は除外されることになる。

この明治一七年一二月には、三本木に軍馬育成所が設置されることとなり、翌一八年四月軍馬局青森出張所として事務を開始した。その後本所は、一九年青森軍馬育成所、二九年軍馬補充部三本木支部と改称され、以来連綿として軍馬育成の任に就いてきた。

その後幾度かこの条例は改変されたが、明治二九年五月には軍備拡張のため軍馬補充部条例の公布となり、本部支部の区別がたてられ、軍馬の供給、育成、購買ならびに軍馬の資源調査を掌るものと規定された。先の三本木支部の改称もこの時である。かくして以後本部は東京に在り、各支部を統轄して軍馬の供給、育成、購買等に関する一般の事務を司り、支部は各地に在って軍馬の供給及び育成の業務を分担し、毎年幼駒を受領してこれ

を保管し、所要の土地建物を備え飼料を耕作するなど、主として幼駒の育成を行ない、又派出部は支部に属して専ら育成を分担し、出張所は主として放牧育成をその任務とすることになった（『日本馬政史・四』）。

さて問題の軍馬補充部七戸支部についてまずその概略を示そう。

設立年は明治三十九年四月であり、七戸支部と称しているが、天間林村道ノ上に位置している（当時は、「天間林支部」では社会一般に聞きなれないから、古来有名な七戸の名称を使ったのであろう）。四十二年四月には乙供分厩庁が、ついで四四年四月には坪分厩庁が設置されている。乙供分厩庁の位置は天間林村内に存在した。（なお設立年次には、明治四〇年説（『上北郡新誌』など）、明治四一年説（『上北郡の栞』など）もある。このうち四一年説は明らかに誤ちであることは、後に示す公文書により判明するが、三九年、四〇年のいずれかは現在のところ断定しがたい。ここでは、かつてこの補充部勤務の人々の説を採用した）このような分厩庁の設置により飼養馬匹数も増大していったため、農耕地の拡張と放牧地の造成が進められ、天間林村以外にも、六ヶ所村、横浜町、現東北町、野辺地町などに放牧地が求められた。かくして、野辺地町には倉内出張所が、六ヶ所村には表館出張所が開設されている。支部の用地はその時代によりかなりの変動があつたと思われるが、『上北郡の栞』（大正元年発行）では、七戸、甲地、天間林の一町二ヶ村において耕作地五七〇町歩、草刈地二、四七三町余、放牧地九、一二七町余としている。また、『上北郡新誌』では大正一四年現在の統計として、耕作地六〇〇町歩、草刈地一、七七二町歩、牧草地一七六町歩、放牧地八、七二六町歩となっている。後者の総計には当然倉内出張所、表館出張所に属する横浜町、六ヶ所村、野辺地町の広大な放牧地が入っていると考えられる。とすると、前

者の統計は、いささか数値が大きすぎると思われるが、目下は断定しがたい。なお、大正一五年の規模縮少になった頃でも、天間林村内で三、五〇〇町歩、その他六ヶ所村、横浜町、野辺地町、そして現東北町に存在した一三の牧で四、〇〇〇町歩はあったといわれる。

配属されていた馬匹は、支部時代は育成種七〇〇頭、その他農耕馬八〇頭、派出所時代（後述）には前者が四〇〇頭、後者が三〇頭平均であつたとされる。創設以来の育成馬匹は明治四五年一月現在で四、〇七三頭（『上北郡の榮』あるいは大正一四年現在で八、五〇二頭（『上北郡新誌』）という数字もある。いずれにしても年間八〇〇〜一、〇〇〇頭近い育成馬を持っていたことになる。またとくに廃斃馬の少ないことは全国一であつたといわれる（『上北郡新誌』）。

大正一五年一二月に至り、当時の軍縮を反映、七戸支部も縮少を余儀なくされ、軍馬補充部三本木支部七戸派出所とされ、同時に乙供、坪の両分厩庁は廃止されている。（この時は全国一一支部が四支部に統廃合された）

部員構成は、支部長が大佐級（縮少以降は少佐クラス）、軍付は大尉級（同じく中尉級）、育成係は軍曹ないしは曹長クラスであり、ここまですが軍人であり、以下農事係として農事技師（高等官）、農事係（判任官）があり、育成、農事共に訓練生として技術見習が配属され、その他育成には牧手として五人、農事には耕手として六〇人がおり、これが基幹職員であつた。その他農事には常用人夫と臨時人夫が雇傭され、春の播種期及び秋の收穫期には一日の延べ人員六〜七〇〇人が雇われることもしばしばあつたという。

ちなみに、ここで大正一一年現在の状況を『大正一五年度・天間林村勢要覧』より引用しておこう。

一、土地 (但し天間林村関係分のみ)

構内敷地	耕 地	草刈地	牧草地	未用地	雑用地	計
二七町九七二	六町八二	一七町五三五	一七町二三五	二六町二〇〇	三六町三〇〇	二、八八町七二〇

二、諸経費

職員給料及賞与 二九、三六六・七二〇 円

庁費 一、二五五・〇〇〇

雑給及雑費 六、七五〇・〇〇〇 円

育成牧手給料 四、二〇二・三八〇

農事及賞与 四五、四四〇・〇〇〇

人夫費 五、〇九〇・〇〇〇

物品購求費 五三、九五九・五八〇

営繕費 二五、五三八・二四〇

大豆購入費 三四、一〇〇・〇〇〇

燕麦購入費 三四、一〇〇・〇〇〇

肥料 二〇、七一九・八九〇

馬匹購売費 一二三、七〇三・〇〇〇 年三六一頭 内二才二五五頭 三才一〇六頭

三、用地内樹木状況

杉 一〇九石 三八一・五〇〇 円 松二三、九八七石 三五、二七七・五〇〇 円

落葉松二、三一石、三、三九三・三〇〇 円 雑木四、九〇五石 七二九・二七〇 円

四、建物

庁舎 二九〇坪 官舎 六二七坪

厩舎 五、二四九 倉庫 三、五三三

五、収容馬匹

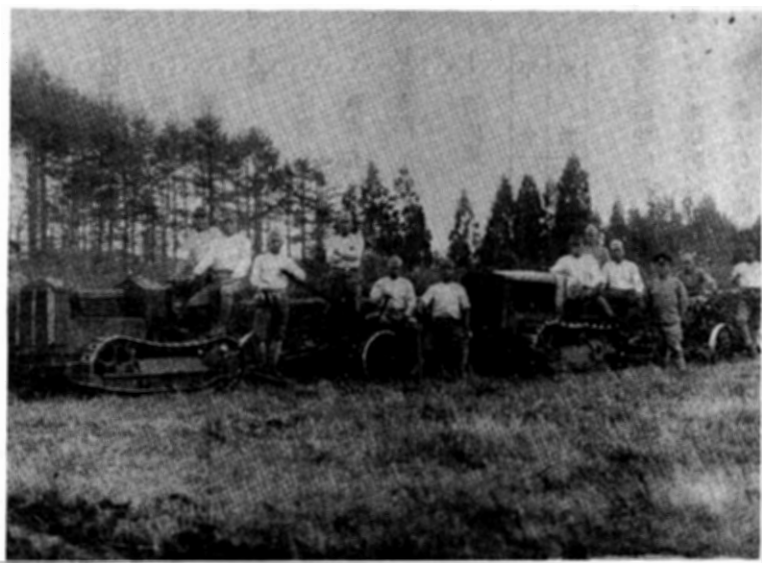
1、育成馬

年令	頭数	三才	四才	五才	六才以上	計
		一一九	一四七	七四〇	一二一	一、〇一八

2、耕馬・雑役馬

耕馬	雑役馬	計
五四	二七	八一

支部の耕地においては燕麦、大豆、玉ねぎ、牧草などが植えつけられ、肥料は化学肥料はほとんど使用せず、もっぱら堆厩肥に依存していたが、大正九年以降には三〇馬力のトラクターが導入され、アメリカ式大農具に頼っていた農法から機械力を採用した本格的大農式経営へと転換していく。その後もさらに大農機具化が図られ、



軍馬補充部七戸支部(1) —大型農業機械—



軍馬補充部七戸支部(2) —大型農耕具—

人力による手作業から畜力と機械力による作業形態となつていった。これらは当時この地方では勿論まれなることであり、県内外より多くの見学者が訪れたという。

したがってその耕地形態も、うね三本で一反歩といわれ、一区画一〇町歩もある広いものであった。

かかる大農式経営は、確かに住民の一つの模範とはなりうるものであったであらう。

軍馬は、青森・岩手・秋田県の振駒市で二才馬を購入、五才馬まで育成し軍隊へ供給する。二才馬は春に去勢され、六月一〇日〜一〇月二〇日まで、野辺地、六ヶ所等の放牧地に放ち、冬は厩舎内で育成した。なお振駒市で「軍馬御用」の声がかかると馬の値は民間馬に比べて高いものとなるので、一般民衆は大層喜んだという。

ちなみに七戸産馬組合における昭和二〜一二年の軍馬と一般馬の振市の値段を示そう。(第一七表参照)

軍馬補充部と地元との関係については、天間林村が純農村地帯であり、しかも凶作などに見舞われることもしばしばある中で、村民はこぞつて補充部の人夫として働いたという。しかもその労賃は民間の労賃よりも二〜三割高かったのだなおさらであったという。したがって、補充部で働く事は農村の若者にとっては一種の誇りでもあった。またこうした事とは別に毎年五月の花見頃開催された支部祭は近隣村民のレクリエーションの場でもあった。当地方の民謡「とらじょ様」の一節「親父もらつてけだアばほしくないならば、天間のミヨ子ほしい。ミヨ子ほしいたておよびがないし、今は坪の元おかた……」は、当時の農耕風景をうたつたものであり、また娘のうたう「……オラも男だばオジでもよかった。軍馬の二頭曳かけてみたい……」は、支部で働くメラサド(娘たち)の憧れを表わしていた。

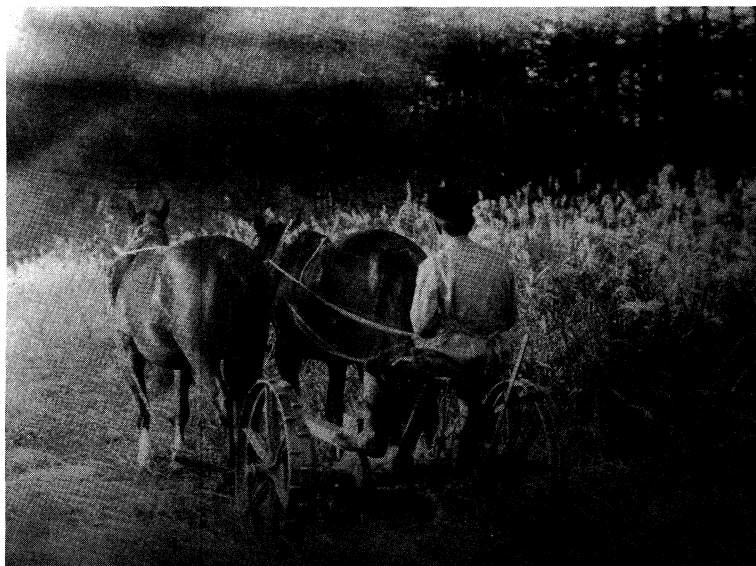
第一七表 (1) 軍馬

年次	頭數	平均	頭數	總額 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)
昭和二年和	四		四	一六、二四〇〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇	三、二四六
三 年	四		四	一八、一五〇〇〇	一、五〇〇	二、五〇〇	三、六三五
四 年	五		五	一九、五〇〇〇	七、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇六八
五 年	五		五	一五、七〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、四六〇
六 年	五		五	一四、七〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、八八三
七 年	五		五	一三、四〇〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四〇〇
八 年	五		五	一七、七〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、三六五
九 年	六		六	一六、二〇〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	二、五七六
十 年	三		三	一八、七〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	二、八二五四
十一年	三		三	一八、九〇〇〇	一、三〇〇	二、〇〇〇	三、五〇四五
十二年	六		六	二九、一〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、八三四七

第一七表 (2) 民間馬

年次 頭數	昭和 二年和	三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	十 年	十 一 年	十 二 年	平均	
												頭數	總額 (円)
	二一九	一、三三三	一、三九五	一、三三〇	一、三三〇	一、四四七	一、三六四	一、四〇七	一、五八二	一、五八八	一、五五三	總額 (円)	二七、六五〇
	六、〇〇〇	六、五〇〇	五、一〇〇	二、〇〇〇	三、一〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	二、八〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	最高 (円)	六、〇〇〇
	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	最低 (円)	三、〇〇〇
	一八、四九七	一七、四三七	一五、六一	一四、三二	八、九七	一〇、三三六	一〇、五五	一六、九六〇	一六、〇〇八	一五、六六	一七、三六七	平均 (円)	一八、四九七

〔南部の警・柏葉城の馬より引用〕



軍馬補充部七戸支部(3) 一二頭曳一



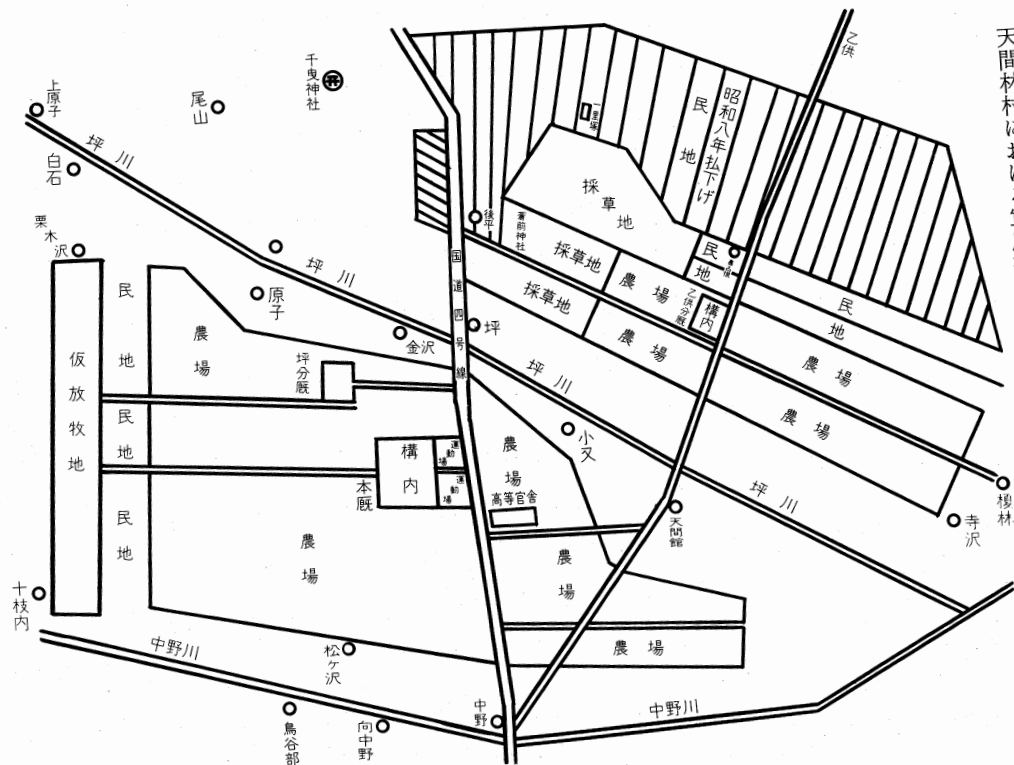
軍馬補充部七戸支部(4) 働くメラサ達一

大正一五年、規模縮少に伴う改編により三本木支部の派出所となり、さらに作業も合理化され、人員も削減された。昭和五年に軍人勅諭下賜五十年記念碑が建てられ、今日に至るまで軍馬補充部の存在を物語っている。昭和八年には規模縮少に伴い、大蔵省管轄になっていた土地が民間に払い下げられたが、一反歩三元、一戸当り一町歩払い下げであったため、一般の人とはほとんど購入出来ず（当時月給三〇円程度であったといわれる）、これらの土地は現在天間林村の大地主である人々が、仲間と共同で買い集めたという。規模縮少後における予算額は、年一問二〇万円程度とほぼ半減したが、それでも当時の村予算と同額であったという。

昭和一二年日華事変勃発以後、再び軍馬への需要は高まり、三本木支部には補充馬廠が置かれ、さらに旧乙供分厩庁も再建された。昭和一九年には三本木支部に区隊が設立され、そのうちの一区隊が天間林村にも駐屯する。戦争の激化とともに軍馬の需要は増加し、ついには民間からも徴発されることにもなり、またこの頃には付近農民も徴兵されていたため作業は人手不足が深刻となり、農兵隊として朝鮮人が送られてきた。これら朝鮮人農兵隊員をよくいじる日本人もあり、昭和一九年に彼らのうち五人が六ヶ所村目の越より逃亡し、うち三人は五戸牧場（現東北町北部にある）、一人は上野駅、いま一人は下関まで逃亡している。終戦後は、逆に日本人側が戦々恐々としていたといわれ、いくつかのトラブルも発生したようである。

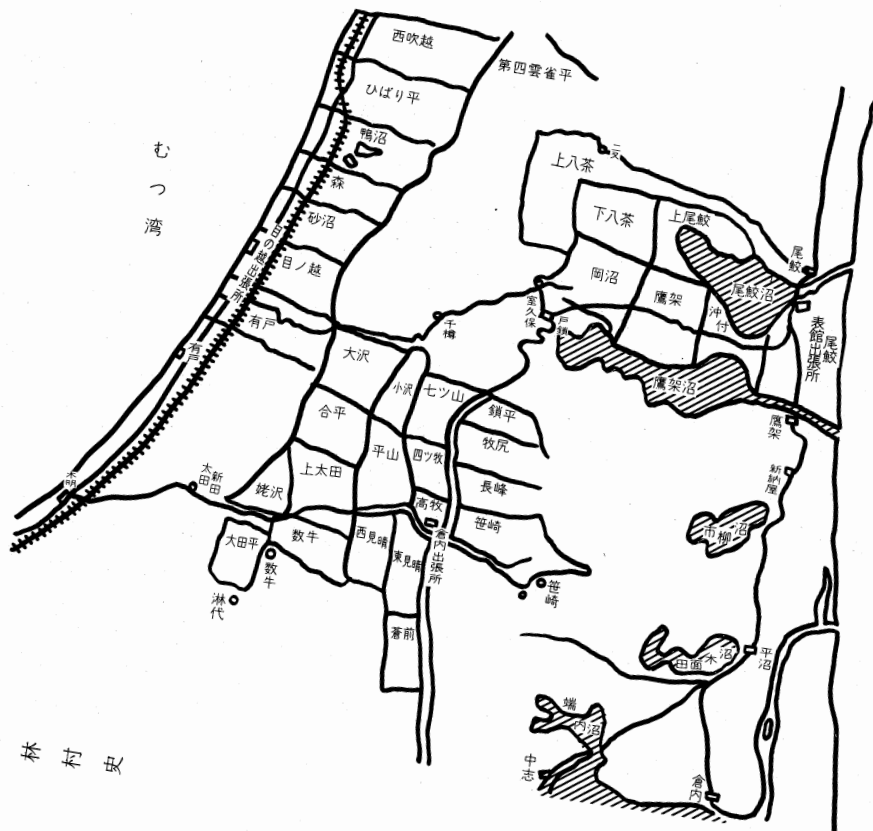
終戦により軍馬補充部三本木支部七戸派出所も解体となり、旧軍人、軍属により生活基盤を求めるための補導会が組織され、同地で営農に当ろうとしたが、GHQの指令で解散となり、一般農民への解放が決定、今日みられる如き美田となるための新しい開墾作業が開始されたのである。

第二圖
天間林村における軍馬補充部七戸支部概略図



軍馬補充部
七戸支部の

太平洋



(以上の記述は、戦前、軍馬補充部に勤務されていた、鳥谷部喜代松、中里要吉、手代森徳松、天間義勝、金沢重次郎の五氏が、本村史執筆のために開いてくれた座談会記録、鳥谷部氏および中里氏による執筆者への文章を基にしている。また前掲見取図は中里氏によるものであり、また掲載した写真は鳥谷部氏の提供による。軍馬補充部三本木支部に関する資料は今日まで比較的存在しているものの、七戸支部に関するものはほとんど発見出来ない状況にあり、これら五氏、特に鳥谷部・中里両氏のかかる協力がなかったならば本節の執筆は著しく困難であつたのであり、ここに記して謝意を表する)

さて、以上で判明する如く、軍馬補充部七戸支部(大正一五年より三本木支部七戸派出所)は、その名の通り戦争と共に出現し、軍縮により縮少され、また戦争勃発により拡大され、太平洋戦争敗戦、新生日本の誕生の中で永久に消えていった。では一体この軍馬補充部は、天間林村にとってはどのような存在であつたのだろうか。

先にも若干ふれた如く、この補充部がもらした利点としては、(一)村民が現金収入を得る機会が出来たこと、(二)民間馬産家が、軍馬としての購買を希望、そのため馬産の改良が進み、民間における馬産全体の発展に役立ったこと、(三)補充部の大農経営は、一般農家の模範ともなるべくものであつたことがあげられよう。しかしこのうち第三の点は、当時の天間林村民にとっては、自分達までがこれを行なうことは不可能でもあつたであらう。狭い田畑経営を主体とする農民にとつては機械化など不可能であり、ましてやその購入費用すらないのが現実であつただろう。

これに対し軍馬補充部が開設された中で、我々が思い出されなければならぬのは「……然シ軍用地ノ為メ耕作

面積大ニ狭メラレルニ至リ」(天間館青年学校『郷土調査』)たる事であろう。これは単に田畑地のみではなく、民間の馬飼育の放牧地をも狭めるものであり、村民は多くが、はるばる六ヶ所村あたりまで馬の放牧に行かなければならなくなったのである。

軍馬補充部の開設と同時に田畑事業との矛盾がひきおこされたのは、次の資料でも明らかであろう。

御 請 書

青森縣上北郡天間林村大字天間館字中野外九ヶ字原野反別五百九拾六町六反五畝七歩ノ内

字中野全森ノ上

原野反別参拾貳町五反歩

但右反別ハ豫約払下出願者ノ内中島勝次郎ニ返地命令際払下ノ手續キナスヘキ分

差引

残反別五百六拾四町壹反五畝七歩

此返地賠償金參萬參千八百貳拾貳円參拾錢

但該地上ニ於ケル築造物及樹木其他ノ物件共有形ノ倦悉皆

右ハ豫約払下出願中ノ処今般官ノ御都合ニ依リ返地御命令相成候節ハ左記事項承諾ノ上御請申上ベク候也

天間林村史

記

一 返地ニ就テハ前期ノ賠償金額ヲ以テ何時ニシテモ異議申聞敷候事

二 返地ノ際現ニ作付ノ耕作物ニシテ其年度内ニ收穫シ得ルモノハ豫約払下出願者ノ所得トナスコト

但本項ノ期間内ニ耕作物ノ除却ヲ命セラルトキハ該地現主管庁ヨリ其相当償価ヲ申受クルコト。

明治四拾年七月二十日

青森縣上北郡

豫約払下出願人。

鷹山宇太郎 ㊦

飯田八百司 ㊦ 佐野 みき ㊦

角廉他四郎 ㊦ 上崎光一郎 ㊦

工藤 謙蔵 ㊦ 中嶋勝次郎 ㊦

角廉清三郎 ㊦ 漆戸吉二郎 ㊦

江藤 鼎三 ㊦

青森大林区署長 星野政敏殿

七癸丙第四〇号

明治四十一年二月二十八日

軍馬補充部七戸支部長 櫻田軍太夫

上北郡長小嶋吏吉殿

豫テ屢々御配慮相煩ハシ候天間林村大字天間館字中野外九ヶ字ノ内七戸町鷹山宇太郎九名ノ豫約払下出願中ニ係ル国有原野并ニ全大字国道並木敷地今回陸軍省用地トシテ管理換許可相成候ニ付テハ各関係者ヨリ要求ノ賠償金請求方ハ不可分債權ニアラザル限りハ法律上各自ノ共有權持分ヲ明確ニ区分シ各取得額ヲ請求スベキモノナル旨其筋ヨリ通報之レアリ候間甚々御手数ノ義ニ候ヘ共各関係者ヘ御指示ノ上別紙書式ニ張り至急請求書提出スベキ様傳達ヲ御取計サレアリ度及御依頼候也

追テ国有原野并ニ並木敷地ニ対スル賠償金額区分ハ左記ノ通りニシテ尚其他建物ニ係ル分ハ種々建築ノ手数ヲモ要スル義之レアリ候ニ付當部ヨリ直接建物所有者ヘ協議致スべくニ候ニ付為念申方添ヘ候也

記

一金 参万貳千百七拾八円八拾錢 国有原野ニ対スル分

一金 壹千貳拾七円貳拾錢 並木敷地ニ対スル分

以上

(中野・中嶋家文書)

承諾書

上北郡天間林村大字天間館字中野七拾七番ノ内

原野反別拾町九畝貳拾參歩

開墾畑反別八町六反九畝貳拾參歩

全 防風林反別五反歩

計 反別九町壹反九畝貳拾參歩

全 郡全村大字全字森ノ上貳番ノ貳

原野反別七拾九町參反六畝貳拾五歩ノ内

開墾畑別貳拾參町參反七歩

全 防風林反別壹町歩

計 反別貳拾四町參反七歩

合計 反別參拾參町反歩

右ハ豫テ開墾地トシテ豫約拂下出願中ノ処今般陸軍省用地トシテ御入用ノ趣ニ就テハ左記條件貳項ノ内
何レニテモ御下命次第承諾可申上此段御請申上候也

記

一天間林村大字天間館字森ノ下モ拾七番原野反別參拾町ハ反芻畝拾歩ヲ青森大林區署ヨリ拙者ニ特賣致候トキハ其差額芻反歩ニ付金拾芻円ツヽノ賠償金ヲ以テ御承諾可致事

但特賣原野反別ト豫約拂下出願中ノ反別ト對照致シ反別ニ差異アルトキハ豫約拂下出願中ノ土地ハ反金ヲ拾四円ツヽトシ特賣ノ原野ノ反金ヲ參円ツヽトシ計算スル

二前項ノ字森ノ下モ拾七番ノ原野反別ヲ陸軍省ニテ頭書拙者豫約拂下出願中ノ土地反別トスルトキハ芻反歩ニ付金拾芻円ツヽノ賠償金ヲ以テ御承諾可致事

但交換ノ原野反別ト豫約拂下出願中ノ土地反別ト對照致シ反別ニ差異アルトキハ豫約拂下出願中ノ土地ハ反金ヲ拾四円ツヽトシ交換ノ原野ノ反金ヲ參円ツヽトシ計算スル事

青森縣上北郡天間林村大字天間館

明治四拾年七月拾六日 中 嶋 勝 次 郎 ㊤

軍馬補充部

(ヤ)
三本木支部長櫻田軍太夫殿

天間林村史

(『中野・中嶋家文書』)

七発丙第二四八號

明治四拾一年十一月十三日

軍馬補充部七戸支部印

中嶋勝次郎殿

豫て買収ノ義協議ノ土地登記ノ上代金交付可致ニ付別紙書類ニ捺印（賣買証書ニハ相当印紙貼用）且印
鑑證明書ヲ添へ至急当部へ送付相成度

陸 軍

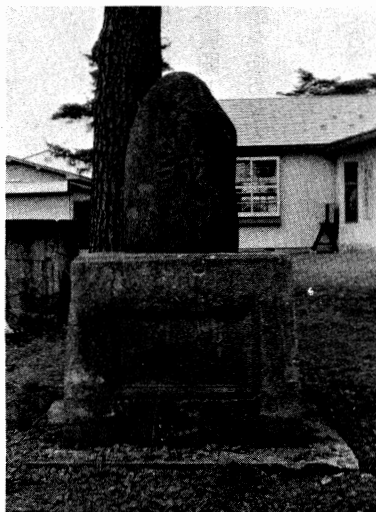
（『中野・中嶋家文書』）

第18表 国有・民有別土地面積
（大正15）

官有別	地 目 別	面積(町)	割合(%)
官 有 地	国 有 林	15,552	67
	陸軍用地 そ の 他	3,075	13
	合 計	18,628	80
民 有 有 地	田	950	4.1
	畑	972	4.2
	山 林	531	2.1
	原 野	2,172	9.6
	宅 地	71	—
	合 計	4,651	20
総 計		23,279	100

（『大正十五年村勢要覧』より作成）

軍馬補充部が設けられた地区は
官有原野多く、荒涼たる一帯で
あったかも知れない。しかし明
治四〇年頃にはすでにその一部
は村民らにより開墾の手が加え



軍馬補充部の碑

られていたのであった。ここにみられる中嶋氏たち然り、そして先述の如く早川善吉氏による遠大な計画も今ようやくやく緒についてところであった。「国道以東ハ地勢截然トシテ南北二分タレ、西北部ハ茫々タル草原ニシテ、水ヲ得バ當ニ万頃ノ良田ヲ得ベキ平野ナルモ、今ハ陸軍用地トシテ軍馬ノ蹂躪ニ委ス」(二ツ森尋常小「郷土誌」大正七) 状況の中におかれて以降は、この地に開墾の手が加わることはほとんどなく、ようやく戦後の開放により開畑、そして「水ヲ得」ることにより一面の美田と化したのである。

参考までにあげると、大正一五年一月一日現在における国有・民有別土地面積は第一八表の通りである。

かくして圧倒的部分を国有林として、また開墾可能であろう原野を軍馬補充部用地として占められるに至った天間林村では、農民の農業を通じての拡大再生産は著しく阻害されたと言わなければならない。そうした点にこそ、前節でふれた、中野氏の批判があったともみられる。かかる状況が、大正・昭和期を通じて天間林村の農業経営を如何なる方向へと追いやるのかは、章を改めてのべてみたい。

第四節 軍馬政策に関する若干の問題点

軍馬補充部七戸支部は言うまでもなく、奥羽種馬牧場もまた、以上みた如くに我国の軍馬改良・育成事業の発展の中で創立され発展させられて来たものである。その点では「軍馬に対する軍事的要請は」むしろ資本主義の展開とともに、その基礎の弱さを軍事力によつて補おうとしたわが国の資本主義においてはよいよその要請を強めざるを得なかつた」（農業発達史調査会『日本農業発達史・五』）という評価は全く妥当なところであろう。故にこそこの軍馬育成という事業が我国の農業実態に適合せず、矛盾を惹起した事例もまたあげられている（同上書）。

しかしかかる矛盾・抵抗はあつたものの、軍馬育成事業が我国馬産史上にもたらした影響も、また大きなものがあつたと言わなければなるまい。ことにその品種改良を始めとする馬産政策の足跡は大きなものであり、これに刺激されつつ民間馬産も発展していったところも多分に存在する。あるいは多くの国立ないしは陸軍管轄の種馬牧場等における近代的農法は確かに馬産家のみならず日本農業全体への刺激ともなつたであろう。

今、このことを奥羽種馬牧場と軍馬補充部七戸支部に限つてみた場合にはどうなるのであろうか。

前者の行なつた民間馬への余勢種付の問題、あるいは後者による優良馬の高価購入は、民間馬産家にとってはまことに品種改良の必要性を認識させるに貢献したことであろう。あるいは、両者共に実施していた大農法経営のあり方は先述の如く多くの見学者すら出現させている。この誘致により七戸経済の発展を図ることに目的を持

つていたというが（盛田達三前掲著）、たしかにこの事實は馬産一般を通して現れたと言いうるだろう。

しかしにもかかわらず指摘せざるを得ないのは、「国家的要請」の下で原野・耕地が奪われ、これがために農業——特に主穀栽培を主体とする農業が制限されたであろう事實である。このことが多くの農民をして馬産へと向わせることになるであろうが、だが放牧地の狭さ、資力のなさから由来する馬小作を広く存在させることの一因ともなったのではなからうか。

軍馬政策一般に関して言えば、民需に基礎を置かぬ馬産は、一時的必要性（戦争）を別とすれば、しだいに停滞方向に進むことになり、大正中期以降の馬匹数の減少はその現れであった。とすれば「軍馬御用」を目的とする民間馬産はこれにより打撃をこうむることは必至であつたろう。

軍需という特殊な条件のもとに発展してきた馬産が、いきおい民需——農耕馬生産——を忘却しがちになるならば、それは健全なる農業社会の発展を生み出せるものではなかつたであらう。

南部地方における馬産も、したがって常に岐路に立ちつつ歩んできたものではなかつたろうか。

第五節 民間馬産の実態——その一斑——

南部地方における馬産事業の概略についてはすでに第一節でふれた通りであるが、ここでは資料の許す限りにおいて天間林村内における民間馬産についてふれておこう。

すでに江戸時代より天間林村内でも広く一般に馬産が行なわれていた事は先述の如くであるが、明治時代に入

つてからは一層この傾向は強まってきたものと思われる。今村内における馬匹飼育頭数を年次別に明らかにすることは残念ながら不可能であるが、いくつかの資料より断片的ではあるが変化を示しておこう。

○明治二〇年代（『上北郡村誌』より）

牡 一九二頭

牝一、三四六

計一、五三八

○大正一四年七月一日現在（『大正一五年度・村勢要覧』より）

牡 二〇一頭

牝一、〇一四

計一、二一五

○昭和六年（『天間林村勢一覽表』より）

計一、一七九頭

○昭和二〇年頃（『郷土調査』より）

計一、五八八頭

このように常に千頭以上の馬を村内各農家では飼育してきており、明治三〇年以降は一般には減少傾向にあった（県全体、上北郡においてもそうであったことは第一節を参照）とはいえるものの、天間林村では依然として主要な産業であつたであらう。

明治一七年六月には県令番外布達「産馬取締規則」により七戸組合の範囲内におかれ、これ以降はこの組合の許す範囲内での馬産活動となる。この布達は、先述の如く県内を七組に分けたもので、それぞれに肝入二名を置くことなどが定められているが、肝入選挙法あるいは任期などは各組毎に定められたらしいことは次の資料より判明する。（一七年の「産馬取締規則」は『青森県農業協同組合史』に収録されている）

印紙

委任状之事

今般産馬取締規則御発布相成候ニ付、ニッ森村盛田長作ヲ以テ代人ト定メ拙者先ノ名儀ヲ以テ左ノ権限委任代理及度候事

一産馬肝煎撰挙ノ方法ヲ設クル事

一産馬肝煎撰挙ノ事

一産馬肝煎任期ヲ定ムル事

天間林村史

一 産馬取締上組合ノ利害得失ニ関シ意見アレハ、組合ニ請願及司其件候以テ規則ヲ設ケル事
一 組合利害得失上ニ関シ会場ヨリ生スル意見又ハ自分ノ意見ヲ提出スル等從テ賛否ニ関スル事

右委任状仍テ如件

明治十七年八月廿九日

上北郡ニッ森村

ニッ森長右エ門^印

(出所不明史料)

その後明治二二年二月県令第八号「産馬取締規則」が公布され、産馬改良事業のより一層の前進を図ることとなる。一七年の規則と比較して、特に組合長などの職務権限が強化され、かつ組合長あるいは産馬委員の資格が所有頭数による制限(各一〇頭、五頭)があり、さらに組合長に対する行政庁の監督権の強化などがみられる。こうしたことも当時の情勢下では止むを得ないことであつたと言われる(『青森県農業協同組合史』)。一七年の規則に比べれば、この二二年の規則における産馬組合はたしかに近代的協同組合へと接近しているのであろう。

さて、産馬改良にとつてもつとも基本的な事の一つは種牡馬に関することであらう。すでに一七年の規則において種付の貸付の公正を期すべき条項(六五条)が存在するが、さらに二二年には第二四、第三四条の一ヶ条において種牡馬の管理、取締を明確に規定している。一七年段階では「父馬組合」と呼称されるものが「種牡馬

組合」と呼ばれている。種牡馬の振取は許されるようになったが、検査、申告の義務が付け加えられ、また種牡馬の管理上の手落ちある場合の貸与禁止条項など、いずれもきびしいものになっている。

かくして天間林村村内においても、いくつかの種牡馬組合（原則として三才以上牝馬三〇頭〜四〇頭を所有せるものを一組合とする）が存在するのであるが、そのうち二つほどの組合の七戸産馬組合あて「種牡馬貸与願」が残っているので紹介しておこう。

種牡馬御貸与願

私共組合ノ父馬トシテ飼養罷有候種牡馬之義ハ本年五月中斃死致シ候 以来父馬無之繁殖上甚タ差支候条本年糶場ニ於テ適當ノ牡馬ヲ撰シ御貸与被成下度別紙配合牡馬調及放牧場所調相添此段相願候也

上北郡天間林村大字榎林字李沢

種牡馬取締人

明治廿四年九月廿五日

木村吉太郎 ㊤

七戸組産馬組合長高田則孝殿

（朱筆・割印）

願之趣聞届ク

明治廿四年十一月五日

天間林村史

配合牝馬調

第一号

一、青毛牝馬六才丈四尺貳寸

木村与之助印

第三号

一、青毛牝馬十四才丈四尺六寸

同人

第一号

一、栃栗毛牝馬十四才丈四尺三寸

木村吉太郎印

第三号

一、青毛牝馬五才丈四尺

同人

第四号

一、青毛牝馬十九才丈四尺四寸

同人

第六号

一、青毛牝馬九才丈四尺三寸

同人

第壹号

一、青毛牝馬五才丈四尺三寸 木村卯之松[㊦]

第壹号

一、鹿毛牝馬廿四才丈四尺四寸 李沢 長松[㊦]

第貳号

一、青毛牝馬四才丈三尺八寸 李沢 長松[㊦]

第四号

一、青毛牝馬六才丈四尺四寸 同 人

第叁号

一、青毛牝馬十四才丈四尺四寸 李沢 長助[㊦]

第三号

一、青毛牝馬七才丈四尺七寸 同 人

第七号

一、青毛牝馬十二才丈四尺四寸 同 人

第九号

一、黒鹿毛牝馬五才丈四尺四寸 同 人

第壹号

第五編 近代

一、青毛牝馬十五才丈四尺四寸 木村 三治[㊦]

第三号

一、青毛牝馬十一才丈四尺五寸 同 人

第一号

一、青毛牝馬十七才丈四尺六寸 伊賀 由藏[㊦]

第三号

一、青毛牝馬十六才丈四尺五寸 同 人

第八号

一、青毛牝馬五才丈四尺四寸 同 人

第十一号

一、鹿毛牝馬六才丈四尺五寸 同 人

第十二号

一、青毛牝馬四才丈四尺四寸 同 人

第八号

一、青星毛牝馬三才丈四尺六寸 李沢 長助[㊦]

第二号

一、青毛牝馬三才丈四尺貳寸

同 人

第二百十九号

一、青毛牝馬八才丈四尺貳寸

盛田喜平治㊦

第百卅四号

一、青毛牝馬八才丈四尺三寸

盛田喜平治

第百卅壹号

一、青毛牝馬三才丈

同 人

第百卅貳号

一、青毛牝馬五才丈四尺四寸

同 人

第十三号

一、栗毛牝馬十七才丈四尺五寸

小原甚兵衛㊦

第貳十五号

一、青毛牝馬六才丈四尺三寸

同 人

第三十号

一、青毛牝馬十六才丈

同 人

放牧場所調

天間 林 村 史

一、上北郡天間林村大字榎林字李沢七戸道ノ下モ

一、東西凡三拾丁斗り

一、南北凡貳拾□丁斗り

右之通相違無之候也

上北郡天間林村大字榎林字李沢

種牡馬取締人

明治廿四年九月

木村吉太郎[㊤]

〔李沢・木村家文書〕

種牡馬交換願

私共組合ニテ御貸與ヲ得居候種牝馬ハ當九歳ニ相成候處有之加フルニ交尾上甚タ不宜為メ兒馬ノ產出不足ニテ実ニ組合中困却罷在候間何卒當年ノ振場ニ於テ適當ノ牡馬ヲ選ミ交換御貸與ヲ得度候間御許可被成下度別紙配合牝馬調及放牧場所調相流ヒ此段相願候也

七戸組内天間林村大字二ツ森組合

種牝馬取締人

森田長作[㊤]

明治廿六年八月廿日

七戸産馬組合長

駒嶺正総殿

放牧場所調

上北郡天間林村大字ニツ森地内

字川口

一原野反別凡四拾町歩

右之通相違無之候也

七戸組内天間林村乙字ニツ森組合

預牝馬取締人

森田長作 印

明治廿六年七月五十日

配合牝馬調

天間林村史

第壹号

一 栗毛牝馬十才丈四尺四寸

ゐ 三号 一青毛牝馬十五才丈四尺三寸

二ツ 森長喜㊦

第四号

一 青毛牝馬三才

第四号

一 青毛牝馬四才丈四尺四寸

二ツ 森仁太㊦

第一号

一 鹿毛十六才丈四尺三寸

附田和助㊦

第三号

一 青毛牝馬三才丈

二ツ 森福助㊦

第五号

一 青毛牝馬九才丈四尺三寸

右 全人

第六号

一 青毛牝馬十五才丈四尺四寸

右 全人

第一号

一青毛牝馬十八才丈四尺四寸

二ツ森駒吉㊤

第三号

一全毛牝馬七才丈四尺四寸

右全人

第四号

一青毛牝馬拾才丈四尺四寸

右全人

第九号

一栗毛牝馬十一才丈四尺三寸

右全人

第一号

一黒鹿毛牝馬廿六才丈四尺三寸

二ツ森菊松㊤

第一号

一青毛牝馬廿五才丈四尺四寸

二ツ森子之助㊤

第十六号

一芦毛牝馬四才丈四尺三寸

森田長作㊤

第二〇号

一鹿毛牝馬十三才丈四尺一寸

右全人

天間林村史

第五編 近代

第二十二号

一青毛牝馬十六才丈四尺三寸

右全人

第廿三号

一青毛牝馬十二才丈四尺六寸

右全人

第一号

一青毛牝馬拾才丈四尺四寸

二ツ森松助㊤

第四号

一青毛牝馬六才丈四尺四寸

右全人

第二〇号

一青毛牝馬五才丈四尺二寸

二ツ森赤松㊤

第四号

一青毛牝馬三才丈

右全人

第一号

一青毛牝馬十三才丈四尺

森田由蔵㊤

第四号

一青毛牝馬十五才丈四尺六寸

右全人

第一号

一 水青毛牝馬十三才丈四尺五寸

ニツ森酉松[㊦]

第四号

一 鹿毛牝馬十三才丈四尺三寸

右全人

第一号

一 水青毛牝馬十三才丈

ニツ森万太[㊦]

第二号

一 青毛牝馬十三才丈

右全人

第三号

一 青毛牝馬三才丈

右全人

第二百十二号

一 青毛牝馬十四才丈

ニツ森久之助繫キ馬主盛田喜平治

第五百十九号

一 青毛牝馬十五才丈四尺五寸

同人繫キ馬主右全人

第六百八十四号

一 青毛牝馬八才丈四尺四寸

ニツ森助松繫キ馬主右全人

第七百六十五号

一 栗毛牝馬五才丈四尺

二 ツ森駒吉繫キ馬主右全人

第七百四十五号

一 青毛牝馬五才丈

附田和助繫ギ馬主右全人

計

右之通相違無シ候也

七戸組天間林村大字二ツ森組合

預牝馬取締人森田長作[㊤]

明治廿六年八月廿日

(出所不明資料)

以上二つの資料は二ツ森種馬組合、李沢種馬組合から提出された文書であるが、ともに産馬組合よりの種牡馬貸与を願っているものである。なお、両文書中に盛田喜平治、小原甚兵衛の名がみえるが、これら両名は七戸の有名な地主・商人であり、二ツ森組合中の文書に「二ツ森久之助繫キ馬主盛田喜平治」の如くあるように、彼らが天間林村において馬小作を行っていた事はこれにても判明しよう。二ツ森組合に貸与されていた種牡馬は九才とあるが、これなどは規則違反であろうが、こんなこともあったのであろう。

種馬組合は、種馬を購入あるいは貸与を受け、馬生産にあたるのであり、したがってその取扱い、特に交尾に關しては、組合員内で共同し、かつ互いにきびしく律していかなければならなかった。李沢種馬組合の規約証は

次の様なものであった。

種牡馬規契証

印紙

上北郡天間林村大字榎林字李沢村種牡馬規約書左ノ条項ニ依リ遵守スルモノトス

第一条配交牝馬拾六頭内

木村吉太郎五頭 李沢 孫吉四頭

伊賀松太郎四頭 李沢市之助壹頭

伊賀卯之松壹頭 李沢 由松壹頭

トス

第二条右ノ馬匹ノ外種係ヲ禁ズ

第三条各自加入馬匹ノ外交換スルコト禁ズ

第四条各自加入馬匹死亡及売却シタル時ハ交換ヲ許ス

第五条各自加入馬匹ノ外種馬セシコト見留タルトキハ違約金とシテ金貳拾円規約者へ出金スルモノトス

第六条若シ前記ノ各項ニ依リ違約出金致ササル者ハ例へ加入者ト雖今後種付スルコト禁ズ

第七条種付馬匹ハ四拾一年三月種係當時之ヲ定メ

第八条種付相定メ馬匹ニ種付シタル上ハ翌年ト雖モ交換ヲ許サズ

第九条前条ニ違約シタルモノハ都テ種付ヲ禁ズルモノトス

第十条右規約書三通トス

第十一条規約証ハ責任者三名ニテ保持ス

右ノ通相規約ス故障致ササルコトト相定メ候事如件

明治四拾年十二月貳拾三日

責任者 木村吉太郎㊤

責任者 李沢 孫吉㊤

責任者 伊賀松太郎㊤

規約者 李沢市之助㊤

規約者 李沢 由松㊤

規約者 伊賀卯之松㊤

（『李沢・木村家文書』）

一度の違反でも今後の種付禁止という厳しい処置を含むこの規契証は、馬産に生きる農民の姿をあらわすものであろう。

したがってまた、貴重な種牡馬の購入にあたっては十分な契約を取り交わしているのは当然であろう。

馬匹売買約定證

印紙

一、上北郡甲地村支内蛭沢、蛭沢治左エ門ヨリ酒井市松ニテ買請タル青毛牡馬武才壱頭、市松ヨリ木村吉太郎外四人ニテ代金貳百六拾円ヲ以買請左ノ約定セリ

一、右牡馬武才七戸組産馬事務所^江願上、種馬検査ニ合格セザル節ハ市松ニテ金三拾円値引致、金貳百參拾円丈ケ木村吉太郎外四人ヨリ市松へ速ニ相渡可申候

但シ種馬ニ合格ノ節ハ貳百六拾円也無論吉太郎外四人ヨリ市松へ相渡可申候

一、右売買約定金トシテ卅年六月一日金五拾円、卅年七月十日金五拾円、都合兩度金百円也木村吉太郎外四人ヨリ酒井市松^江相渡置候処相違無之候

一、種馬検査前千万一怪我等致、種馬ニ不相成様ノ場合ニハ前書百円ノ内三拾円ハ木村吉太郎名四人ニテ損分トシテ殘金七拾円ハ酒井市松ヨリ木村吉太郎外四人^エ速ニ相渡可申候事

一、右約定結了期限ハ種馬検査ニ合格ノ當日ヲ以、殘金授受可致候事

右約定証書式通ヲ調製シ双方記名調印ノ上尙通宛所持スルモノ也

上北郡天間林村大字野崎

売渡人 酒井 市松[㊤]

明治卅年七月十日

同郡同村大字榎林

買受人 木村吉太郎[㊤]

李沢 孫吉[㊤]

李沢市太郎[㊤]

伊賀 由蔵[㊤]

李沢市之助[㊤]

〔李沢・木村家文書〕

このような一種馬組合の購入した種牡馬は、同組合員の所有せる馬だけではなく近隣農家の所有せる馬にも種付をし、交尾料を取っていた。すなわち、『明治三拾六年旧十月・種牡馬飼料割合扣帳・李沢村』の末尾部分に

記

三拾六年 交尾料

一、入金壹円五十銭 交尾料 甲田勘左衛門

一、入金壹円五十銭 交尾料 古屋敷盛蔵

一、入金一円五十銭	交尾料	甲田孫三郎
一、入金壹円五十銭	交尾料	古屋敷由松
一、入金一円五十銭	交尾料	甲田 藤助
一、入金一円五十銭	交尾料	甲田 卯野

とみえるのはそれである。

貴重かつ高価な種牡馬の購入は、組合にとり重要な行事であろう。購入に当っては、その購入金以外にも、酒代、肴代などが組員より支払われている。この場合、購入金は各組員の所有牡馬数に比例して配分されるが、酒



種牝馬入費割合帳

代、肴代などは、組合取締人の如き村内有力者を中心として支出されたようである。この金は多分、組員達あるいは売手などを交えての一種の記念パーティー費用ではなかったろうか。あるいは神社への参拝などもおこなったことであろう。馬産——それは特に種牡馬の良悪により決定される。購入せる種牡馬が沢山の仔馬を誕生させてくれる事を祈ったことであろう。

明治二十四年旧十月

種牡馬入費割合帳

李沢村中

記

一、金三十壹円

大沢田村
佐藤勝太郎

是ハ種牡馬買請金相渡し

種牡馬振揚

一、金四十八円廿五銭 付金

此六分五厘 金七円廿七銭三厘

一、金七拾五銭

是ハ金三十円リ金 □よりかれ

一、壹円

タシ金

か□金

金八円九十八銭七厘

是ハ割合金

一、金拾錢

酒五合代 吉太郎出

一、金拾六錢

酒壺升代 吉太郎出

一、金拾五錢

かミ代 長助出

一、金四拾八錢

酒三升代 吉太郎出

一、金四拾五錢

かれ(6)代 吉太郎出

一、金拾錢

かシ代 長助出

一、金拾五錢

かシ代 吉太郎出

一、金貳錢五厘

はじな代 吉太郎出

一、金貳錢五厘

半紙代 由藏出

一、金七拾錢

酒五升代 吉太郎出

一、金貳拾五錢

肴代 由藏出

一、金貳拾錢

かミ代 吉太郎出

一、金拾錢

かミ代 由藏出

ノ金貳円八十九錢

前惣ノ金壹円八拾七錢七厘

牝馬三拾頭割

天 間 林 村 史

但老頭ニ付 金三拾九錢六厘當リ

一、同馬五頭

木村吉太郎

金老円九十八錢

大豆三升五升

ノか老斗五升

一、同馬四頭

李沢 長松

入金老円五十八錢四厘受取

大豆貳斗八升

ノか老斗貳升

一、同馬老頭

木村 丑松

金三拾九錢六厘

一、同馬三頭

木村 三治

金老円十八錢八厘

大豆貳斗一升

ノか九升

一、同馬老頭

李沢 惣助

入金三拾九錢六厘受取

大豆七升

ノか三升

一、同馬七頭

李沢 長助

入金貳円七拾七錢貳厘受取

大豆四斗九升

ノか貳斗壹升

一、同馬五頭

伊賀 由藏

入金壹円九十八錢受取

大豆三斗五升

ノか壹斗五升

一、同馬壹頭

李沢伊之松

金三十九錢六厘

一、同馬三頭

李沢与之助

入金壹円拾八錢八厘受取

大豆貳斗壹升

天 間 林 村 史

第五編 近代

(v)
ノか九升

飼料

一、大豆貳駄片馬三升ノ高

一、糠八斗四升ノ高

前惣

木村吉太郎出

ノ金貳円二十六錢五厘

前惣

伊賀 由蔵出

ノ金三拾七錢五厘相渡し

前惣

李沢 長助出

ノ金貳拾五錢相渡し

(李沢・木村家文書)

馬は夏期(五月〜一〇月)は放牧される。しかし冬期間は自己の厩舎で飼育する。天間林村の農家には大きな馬屋が存在するのはそのためであった。ところで、この場合、共同購入、共同飼育の種牡馬に関しては、その飼料は、やはり組合員全体で所有牝馬数に比例して徴収されている。

明治三十拾壹年旧十月廿日

種馬飼料割合扣帳

一、大豆四石八斗

一、玄米八斗

右者馬数貳拾五頭割

但尅頭二付大豆尅斗九升貳合

尅頭二付玄米三升貳合

一、馬四頭

木村吉太郎

大豆七斗六升八合

玄米尅斗貳升八合

一、同三頭

李沢 孫吉

大豆五斗七升六合

玄米九升六合

一、馬四頭

伊賀 市松

大豆七斗六升八合

玄米尅斗貳升八合

天間 林村史

一、同三頭 李沢市之助

大豆五斗七升六合

玄米九升六合

一、同壺頭 伊賀外之松

大豆壺斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同壺頭 李沢 惣助

大豆一斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同壺頭 木村外之松

大豆一斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同壺頭 木村 三治

大豆壺斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同壺頭 甲地 徳蔵

大豆耬斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同耬頭

沼山 嘉助

大豆耬斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同耬頭

沼山巳之助

大豆耬斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同耬頭

附田丑之助

大豆一斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同耬頭

宮沢 長慶

大豆耬斗九升貳合

玄米三升貳合

一、同耬頭

手代森仁太郎

大豆一年九升貳合

天 間 林 村 史

玄米三升貳合

一、同苞頭

中村仁太郎

大豆一斗九升貳合

玄米三升貳合

〔李沢・木村家文書〕

（種牡馬飼料として前掲資料では玄米と大豆があげられているが、明治三十六年の資料には大豆のみである。榎林・中村専右衛門氏によると玄米は交尾直前にのみ飼料として用いられたという。）

（なお、『青森県農事調査書』によれば、南部三郡における蕃殖馬の冬期間一日の飼料は、乾草三しめ500、（あるいは藁1×400）および大豆ならば一升、大麦なら二升、米糠なら三升を与えたとされている。）

さて村民は藩政時代には様々な形態の入会権をもっており、それが地租改正に伴う官民区分の中でしだいに失なわれる傾向にあり、かつ天間林村の場合、山林・原野の多くが官有化され、村民生活に多大な影響を与えたことは前述の通りである。馬産においてもその放牧地を維持することは、特に明治三十九年の軍馬補充部設置と共に益々困難を極めたであろうことも前述の通りである。したがって村民は、放牧地を求めて遠く六ヶ所村までも馬を運ばなければならぬ状態を強いられてゆく。このことは六ヶ所村民にとっては現金収入の途を拓くものであつ

た（青森県教育委員会『むつ小川原地区・民俗資料緊急調査報告書（第一次）』）であろうが、天間林村民にとつては大変な苦勞であつたであらう。

おそらくはかつては自由に放牧の許された場所も、今や国有林とされ、ために林内放牧には使用願を提出しなければならなかつた。

使用願

上北郡天間林村大字榎林字李沢

国有林面積拾九町貳反歩ノ内

一、見取面積拾九町貳反歩

此放牧畜数

馬拾參頭

牛四頭

合計拾七頭

此放牧料金貳円五拾五錢 但 壹頭ニ付
金拾五錢

放牧期間 自明治三十七年四月八ヶ月間
至全年十一月八ヶ月間

右ハ前記ノ料金ヲ以テ使用御許可相成度別紙見取図及放牧畜数調并委任数相添此段相願候也

天間林村史

明治三十七年四月十五日

上北郡天間林村大字榎林字李沢

李沢孫吉外七名委任代人兼

願人 木村吉太郎[㊤]

(青森大林区署長)

野辺地小林区署長

(大林区署技師山根龜吉殿)

林務官補伊藤永太郎殿

[㊤]()内は朱筆にて加えられたもの

(図省略)

放牧畜数調

一、馬参頭

木村吉太郎[㊤]

牛老頭

一、馬式頭

李沢 孫吉[㊤]

牛老頭

一、馬武頭

伊賀 市松[㊦]

牛老頭

一、馬老頭

李沢市之助[㊦]

牛老頭

一、馬老頭

李沢 惣助[㊦]

一、馬老頭

伊賀外之松[㊦]

一、全老頭

木村 丑松[㊦]

一、全老頭

木村 三治[㊦]

一、全老頭

木村外之松[㊦]

合計拾七頭

内

馬拾參頭

牛四頭

右ハ放牧畜數前見るノ通り相違無之候也^(ツ)

明治三十七年四月十五日

上北郡天間林村大字榎林

天間林村史

字李沢孫吉外七名委任代人兼

願人 木村吉太郎[㊦]

野辺地小林区署長

林務官補伊藤永太郎殿

(青森大林区署長

大林区署技師山根亀吉殿)

㊦()内は朱筆にて加えられたもの

(『李沢・木村家文書』)

以上明治期における民間馬産経営を、主として『李沢・木村家文書』によりつつ追って来たが、ここで簡単にまとめておこう。

(一)馬小作の存在が明らかにみられる。

(二)種馬組合は、基本的には「ムラ」共同体を中心として形成されたようである(但し天間館、榎林の如くに大規模集落では複数存在したであろう)。

(三)種馬組合は自らの組合員にきびしい規律を設け、かつ所有牝馬を基準とした平等性を貫いている。そのことが、種馬組合を維持してゆくために是非とも必要な事であり、同時に馬産農家の生活安定にも必要であった。

(四)この時代放牧地は狭ばめられつつある事は明らかであろう。

(五) 一般農家の飼育馬は、手作り地主、中農程度で五〜六頭、それ以下は一〜三頭程度と推測される。なお牛の飼育も若干みられるが、頭数は馬に比べてはるかに少ないようである。

天間林村民間馬産事業に於て幾多の先人が多大の労苦をはらった事は疑いえない。今そうした人々の足跡をたどるべき資料も残念ながら手許にはない。前掲『南部の誉・柏葉城の馬』より七戸産馬組合役員として活躍した本村の人々は判明するので、以下列記しよう。

中嶋健之助 (明治三四〜五、組合評議員)

中嶋勝次郎 (明治一七〜二二年共会肝入、明治四〇〜四二組合評議員)

木村吉太郎 (明治四〇〜四四、大正八〜一二、組合議員)

築田藤太郎 (大正八〜昭二、昭六組合議員)

坪寅間 (昭七〜一〇組合議員)

このうち坪寅間氏については、実に一〇頭以上の生産馬を育成、種牡馬として県に二頭、七戸組合に二頭、軍馬として七頭が買上げられ、大正一四年には国有地三六〇町余の払下げを受け、柳平放牧場を設置、自からその組合長として指導したとある。

その他一ノ渡西松氏は「牧場の神様」といわれた人物としてあげられ、氏が、いかに馬と寝食を伴にする生活を

したか、その馬への愛情の一面がのべられている。

なお大正一二年に創設された天間館字原久保の須藤牧場は、五〇余町の面積と飼養馬数七〇余頭を有し、村内随一の民間牧場としてあげられよう。

第六節 馬小作

前節引用文書中に、七戸在住の地主・商人の馬を二ツ森あるいは李沢の農民が飼育しているのを示すものがあつたが、これが所謂馬小作というものである。特殊に天間林村におけるその実態を明らかにすることは無論不可能であるが、ここでは広く南部地方にみられた馬小作について概略を示しておきたい（以下においては次の諸文献を参照した。『青森県農業の発展過程』『青森県農地改革史』の「馬小作」の項）。

馬小作は東北でも旧南部領に古くから広まっていたといわれ、広義には使役馬の賃貸も含むが、狭義には馬そのものから収益をあげることを目的とする繁殖牝馬・育成馬の賃借を言う。全国的には、北海道、青森、岩手に多く、県内では旧南部領内、特に上北・三戸両地方に集中的に多くみられる。第一九・二〇表は比較的新しい時代のであるが参考とならう。

なお馬小作の分布は、特殊小作制即ち刈分小作制の存在と全く正比例しているという指摘もある。

馬小作は明治中期以降、大正・昭和にかけて盛んにおこなわれた。しかし昭和一〇年以降は自作農創設政策のあおりを受け、小作馬の自作化運動が行なわれしだいに減少したという。

第20表—(1)
青森県内郡別小作馬数

	* 総馬数	小作馬数	総馬に対 する小作 馬の割合
	頭	頭	%
弘 前 市	87	—	—
青 森 市	277	—	—
八 戸 市	936	68	7.3
東津軽郡	3,779	234	6.4
西津軽郡	4,404	330	7.5
中津軽郡	2,673	—	—
南津軽郡	4,063	—	—
北津軽郡	3,761	3030	0.8
下 北 郡	1,177	142	12.1
上 北 郡	10,645	2,641	23.1
三 戸 郡	7,716	1,680	21.8
合 計	39,518	4,945	12.5

- 1) 昭和13年6月現在県畜産課調査による。
2) * 総馬数は当才及び2才を除いた。

第20表—(2)
郡 別 馬 小 作 戸 数

	馬飼養 者戸数	馬小作 者戸数	馬飼養者 戸数に対 する小作 者戸数の 割合	小作者 1戸当 小作馬 頭数
	戸	戸	%	頭
八 戸 市	1,409	20	1.4	—
東津軽郡	3,965	21	0.5	—
下 北 郡	1,662	57	3.4	—
上 北 郡	12,874	1,688	13.1	1.4
三 戸 郡	9,738	640	6.4	2.6
合 計	29,648	2,426	8.1	2.3

- 1) 県畜産課調査，昭和18年9月現在。
2) 小作者一戸当小作馬頭数は，仮に前表
の小作馬頭数を用いて算出した。

第19表
昭和10年・馬小作・共有貸借状況

	小作馬	共有馬	貸借馬
北海道	1,761	370	2,301
青 森 市	4,048	513	645
岩 手 市	4,553	726	—
宮 城 市	—	—	—
秋 田 市	1,303	315	22,244
山 形 市	30	250	840
福 島 市	1,681	112	1,356
茨 城 市	195	—	—
栃 木 市	—	50	1,000
群 馬 市	—	—	348
埼 玉 市	1,009	175	12,929
千 葉 市	—	20	500
東 京 市	120	10	900
神 奈 川 市	—	50	290
新 潟 市	121	1,215	858
富 山 市	100	3,700	7,300
石 川 市	10	80	4,400
福 井 市	—	—	2,610
山 梨 市	—	—	580
長 野 市	2,398	80	1,650
岐 阜 市	385	1,050	913
静 岡 市	—	400	500
愛 知 市	73	—	125
重 慶 市	—	10	51
滋 賀 市	—	85	65
京 都 市	—	—	65
大 阪 市	—	—	—
兵 庫 市	—	110	900
奈 良 市	—	—	—
和 歌 山 市	—	—	—
鳥 取 市	—	—	10
島 根 市	30	—	50
岡 山 市	42	39	411
広 島 市	9	72	224
山 口 市	30	115	170
徳 島 市	10	15	160
香 川 市	—	—	—
愛 媛 市	—	—	251
高 知 市	—	—	—
福 岡 市	—	—	—
佐 賀 市	—	120	55
長 崎 市	—	—	—
熊 本 市	—	—	720
大 分 市	—	—	—
宮 崎 市	—	—	—
鹿 児 島 市	955	—	—
計	18,863	9,604	65,421

『第八次馬政統計』より。

馬小作の形態は、その發生過程から分類すれば、次のごとくである。

- ①土地小作を伴うもの——地主が小作料確保の一方法として馬小作を行わせるもの。土地の深耕、厩肥施用による土地生産力の維持増進を計り、小作料の収入を確保するとともに産駒の売却代を折半して利益も得る。
- ②金銭債務に伴うもの——(イ)農村の商人（しばしば地主、高利貸でもある）が酒代・肥料代の貸金の代りに貧農の馬を自己所有とし馬小作をする。古い型で多くはない。(ロ)商人・金貸が貸金取立てのため馬を農民に預托、産駒売却代より貸金を回収。多く用いられた方法。(ハ)家畜商によるもの——馬を農家に貸付、または馬購入費の半分を前貸し、売却代より購入代を控除せる利益を分配する方法。
- ③その他独立の馬小作——土地小作・金銭債務を伴わないもので産駒代金を目的とするもの。
- ④その他「冬預り」という、冬季のみ育成馬を預り賃をもつて舎飼せしむるもの。

馬小作の具体的契約条件は、

(イ)契約方法——口頭契約が大部分

(ロ)契約期間——蕃殖牝馬は一代、育成馬は売却時まで

(ハ)費用の負担——諸税公課金は馬主、事故發生の場合も馬主負担。小作人は管理費、種付料、診療費の負担。但し優良種牝馬の種付料は馬主負担の場合もある。

(ニ)利益の分配——産駒の売上代金から歩合金を控除した残額を馬主と小作人が折半するのが普通。

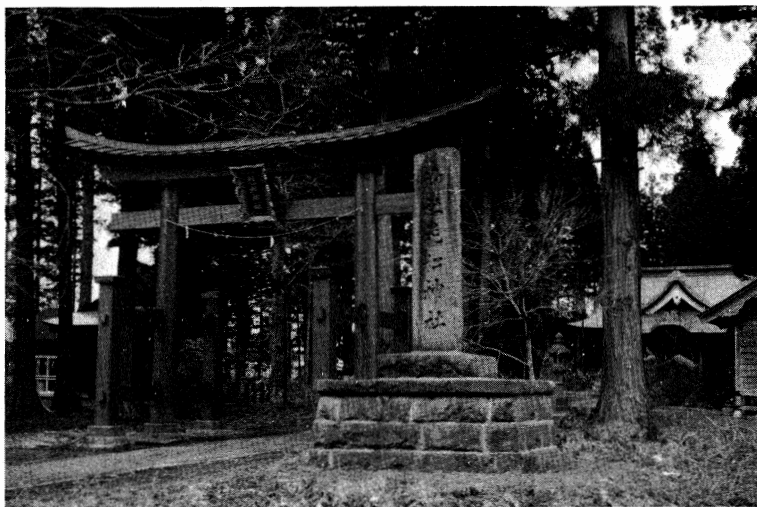
馬小作は藩政時代に始まるものとされるので、明治以降における慣行は封建的農業制度の遺制でもあるが、当時それが、明治以降の土地私有制の確立と貨幣経済の滲透をとおして寄生地主、商業資本、高利貸資本により維持されてきたものでもある。地租改正、林野官有区分等による国有林野、御料林の利用を阻害され、さらに民間山林の巨大地主への集中化は農民の馬飼育を著しく阻害し、さらには明治中期における開墾の発展は、中小農の放牧地を奪うことになった。ここに馬小作の拡大する条件はつくられる。と同時に南部地方にあつては、低位な農業生産力に甘んじており、このことが馬産を営利対象とするよりも、むしろ遅れた自給的農業を辛じて支えてゆくための手段として利用してゆく方向がとられたのであり、かかる条件下では馬小作は単に一般小作人の問題に止まるのではなく、より豊かな自作農にも充分普及してゆくものであつたといわれる。

馬小作はしたがって、農業経営の全構造中において考えなくてはならぬ問題でもあるが、その点は後に若干ともふれる事となろう。

第七節 花松神社と馬産農家

天間林村のみならず広く上北地方馬産家の信仰を集めてきた花松神社は、天間林村大字花松に鎮座する。主神は保食命（うけもちのみこと）であり、衣食住、暮しの神様であるが、馬頭観世音も同時に安置せられていたため、いつしか馬の神社となってきたのである。

さて、この馬の神様、花松神社は旧暦四月一九〜二〇日が大祭であるが、この時には天間林村中は仕事を止め



花松神社

神社にもうでるといふ。馬産家はおのれの馬を率いてゆくの
で、その場は馬の品評会場に化してしまったといわれる。一
説によれば七戸地方における産馬共進会の起源は、この花松
神社大祭に集まる馬を人々が比較品評したことに始まるとも
言われている（『南部の誉・柏葉城の馬』）。

またこの場は、単に馬の品評会であるだけではなく、
ヨメやムコの品定めの中にもあつたという（榎林・中村専右
衛門氏談）。男女の接触する場の少なかった当時、お気に入り
の相手を見定めるには格好の場であつたのだろう。

花松神社は、このようにして村民の誰からも親しまれる神
社としてつづいて来たのであろう。

軍馬補充部で働く若い女性をみやり、また花松神社大祭で
お気に入りを探すことといい、馬産経営地帯の農村ならではの、
まことにほほえましい風景ではあるまいか。

第七章 明治期の天間林村と民衆生活

第一節 「陸奥国上北郡村誌（参）天間林村」における天間林村

——明治十年代の「天間林村」について——

明治期における天間林村の社会・経済状況を語ってくれる資料は皆無ではないにしても極めて限られた量ではない。その中で第一にあげられるのは『新撰陸奥國誌』であり、第二には、ここで紹介しようとする『陸奥國上北郡村誌』であろう。前者は余りにも有名なものであるので説明するまでもなからうが、後者は、明治一二年頃に編集されたと推定されるもので、当時の上北郡中の各村についての現勢調査であり、おそらくは郡役所関係の者が行政上の必要性から編集したものと思われる。墨字で書かれており、ここでは旧上北郡役所所蔵物で現十和田市民図書館蔵のものを利用した。

この資料は、天間館・野崎・中岫・花松、附田・榎林・ニッ森の各村について、まずは疆域にはじまり、ついで幅員・管轄沿革・里程・地勢・地味・税地・貢租・戸数人数・牛馬・川・森林・原野・池・沼・道路・物産・民業、さらには一部については、字地・寺社・電線・古蹟・学校・車などの項目についての記載がある。

疆域の項では、各村について、それぞれの隣接する村、あるいは山（脈）、河川を、東西南北について記載しているものであり、例えば、天間館村については「同郡甲地村ノ地域ニ接シ（両村ノ地域殆ント錯雜ヲ極メ、一々茲ニ明記スヘカラサルヲ以テ、各條ニ譲ル）東北ノ卒古沢

沢平ヲ以テ、同村及ニ同郡榎林村ノ相境トナス、西ハ坪山ノ頂ニ達シテ津輕郡ニ接シ、南ハ同山及ヒ荒野ヲ以テ、同郡七戸村ヲ界ス」という具合である。

幅員においては、各村の東西、南北間の距離と面積とが書かれているが、勿論これは今日に至るまでの七大字行政単位のそれとほぼ同一であるはずであるが、ちなみにかかげてみよう。

天間館村 東西凡ソ七里、南北凡ソ弐里、面積凡ソ弐萬壹千三百九拾七町九畝拾弐步

野崎村 東西凡ソ壹里餘、南北凡ソ拾七町、面積三百四拾八町壹反步

中岫村 東西凡ソ拾八町、南北凡ソ八町、面積壹百廿貳町七反畝八步

花松村 東西凡ソ六町、南北凡ソ五町、面積貳拾五町六反拾九步

附田村 東西凡ソ拾六町、南北凡ソ七町、面積百貳拾三町五反八畝八步

榎林村 東西凡ソ壹里餘、南北凡ソ拾八町、面積千三拾五町七反五畝九步

外原野百三拾町三反五畝八步
甲地村ト境界論争ニ至ル

二ツ森村 東西凡ソ廿五町、南北凡ソ拾八町、面積貳百三拾三町四反五畝拾九步

こうしてあげても、例えば榎林村の項にみられる如く、未だ境界未定で論争中のものもあり、江戸時代までは各村の行政区轄などは言ってみれば村民生活には無関係なものであり、それを明治時代に至り、各行政区域、あるいは民有・官有の明確な区分を必要とするようになってきた中で起きた事件であろうが、当時の事件の一端を

示すものとして興味あるところである。

次の管轄沿革の項は、極めて大雑把に各村の由来をあげているが、この項についてはすでに第二章でもふれた如く、天間館村については、三戸県あるいは松平容大の所轄（斗南藩）とされるなどの誤ちもみうけられる。

里程の項では、各村毎に青森県庁よりの距離と、周辺村の中心部までの距離とが記されている。

地勢は文字通りであり、山・河の存在とそれに伴う村民の便・不便を簡単に記している。

地味もその通りであり、土壌質と穀物の適・不適について書かれている。

税地・貢租・戸数・人数・牛馬・車・学校・物産についての各項を、整理して記せば第二二表の如くである。

これを一括すれば、天間林村の明治一〇年頃の村勢は次のようになる。

○戸数 四六六戸（神社二、寺一を除く）

○人口 男一、七九七人 女一、五八〇人

○学校 三校 生徒数四四名（凡て男子）

○農産物生産高

米 一、五九六石二斗

糯 六六石五斗

天間林村史

稗 一、〇五三石三斗

大豆 六〇四石三斗

粟 七三九石四斗

蕎麦二、〇三三石五斗

小豆 四二石九斗

芸薹 四石一斗七升

麻苧 七二六貫

○地目別面積 (但し税地のみ)

田 三〇〇町一反八畝二八歩

畑 一、一三〇町四反一畝二九歩

宅地 六三町七反六畝二四歩

榎林村	ニッ森村
840.78.2 5. 0.50.	222.41.6 — —
4 107 寺 1	2 7
385 372	99 88
21 35 26 256	6 22 18 64
④耕作船 4	
1 22人	
石斗 538.5 22.4 208.2 93.9 105.5 324.5 16.2 石斗升 1.1.3 169貫	石斗 143.0 6.0 59.5 26.7 29.2 87.5 4.6 斗升 2.4 30貫
107.4.2.02 180.3.2.23 11.1.4.21 9.2.9.0 1.4.2.05 41.4.3.11 113.3.6.24 29.7.5.09 — —	29.0.3.17 51.2.2.26 2.6.3.03 7.4.9.29 7.8.02 55.5.8.10 — 2.8.6.0 — —

第 21 表 明治10年頃の天間林村における状況

		天間館村	野崎村	中岫村	花松村	附田村
貢租	地租	1,952.06.2	267,48.2	228,79.8	54,53.8	114,12.7
	金税	8.	1.	5.	2.	—
戸数	地方税	3.15	—	—	—	—
	士族民社	5 266 2	} 35 —	3, 14 —	2 12 1	} 9
人数	男	989	166	68	59	31
	女	863	116	60	46	35
牛馬	牛	4	—	1	1	2
	牝牛	3	2	2	4	3
	牡馬	114	19	10	4	1
	牝馬	816	80	56	45	26
車	人力車	4				
学校	公立小生	1 男 12人			1 10人	
物産	米	462.1	200.8	113.2	25.7	112.9
	糯	20.3	6.3	5.4	1.4	4.7
	稗	636.1	33.8	55.5	9.8	50.4
	大豆	418.5	44.7	—	4.6	21.8
	大栗	493.8	119.4	35.1	5.9	25.2
	蕎麦	1316.9	5.9	93.6	15.8	75.8
	小豆	6.3	38.8	4.6	0.7	4.6
	芸荳	2.8	—	—	—	—
地稅	麻	527貫	—	—	—	—
	田	町反畝歩 84.6.9.16	32.2.3.24	21.1.4.01	4.2.0.4	21.4.0.24
	畑	731.6.6.5	66,3.7.05	52.0.3.10	8.7.9.12	42.1.1.08
	宅地	35.2.1.13	6.8.4.24	3.4.6.06	3.1.6.0	1.3.2.17
	山林	19.4.0.22	8.4.2.13	8.5.3.15	2.1.4.17	7.5.8.02
	山	48.2.9.2	1.9.24	—	—	—
	林場	50.5.6.11	2.3.2.05	3.0.10	—	5.1.7.10
	原野	354.6.5.21	5.2.6.12	2.4.7.0	—	1.1.8.0
菅	野	60.1.9.2	12.8.3.21	8.4.3.06	—	—
	干場	1.24	1.25	5.0	1.4.0	.16
籾	籾	5.9.1	1.1. .0	—	—	—

山林・原野については、後の同項目において、詳細に各地区毎に官・民の別及び面積が示されており、その民有地合計と、この税地の山林、あるいは原野面積に若干の違いがあるので、この点については後にふれることにしたい。

字地の項では、天間館村については、中野、原久保、手代森、向中野、鳥谷部、松ヶ澤、底田、白石、原子、

上原子、坪、金澤、古和備、疍、市ノ渡、小又、栗木澤、中岫村は長沢、附田村は寺沢、榎林村は、貝塚、李沢、甲田があげられているが、その内容は、位置の概略が大部分であるが、坪の項では、「通運会社ヲ此ニ置ク」とあり、その詳細不明だが、坪が早くより交通便利上の要地として重きをなしていたことが判明しよう。

さて、明治一〇年頃の編集と思われるこの『地誌』ならではの事と思われるが、森林・原野に関しては、その通称、官有・民有の区分・面積、そして森林については植生についてまでかなり詳しく書かれている。以下整理してあげておこう。

◎官有森林 総計 一七、〇五〇町七畝二九歩

○天間館村 計 一六、九三七町三反七畝二九

柳平山林、上原子山林、市ノ渡山林、疍山林、向中野義林、手代森山林、尾山頭橋向林、櫻澤道林、河渡頭林、天間館前山林、天間館深山林、小田林、松山林、坪上川原山林、岩ノ上林、後久保山林、古和備山林

○榎林村 計一〇〇町七反

前平山林、貝塚山林、後山林、李沢山林、家上山林、甲田山林

○ニッ森村 計一二町歩

宮沢山林

◎民有森林 総計 七八町二反一畝一二歩

○天間館村 計 一八町三反○畝一八步

中野林、手代森林、中鳥谷部林、細松林、鳥谷部林、向中野川向林、底田林、古和備林、倉越平林、疋林、上川原林、堰代林、下川原林、志茂川原林、尾上頭林、後平林、前川原林、家下林

○野崎村 計 八町四反二畝一八步

樋場林、山崎林、狐久保林、森下森

○中岫村 計 八町五反三畝一五步

長沢下林、村上林、東道添林、番屋林、大田嶋林

○花松村 計 二町一反四畝一七步

根ノ林

○附田村 計 七町五反八畝二步

附田向林、塚長根林、夷子堂林、附田川目林、家ノ前山林

○榎林村 計 一三町七反六畝二八步

沼頭林、橋向林、大渡林、千刈道下林、竿打川原林、地藏堂林、家ノ前林、家ノ後林、卒古沢南平林、鉢森平林、李沢家ノ後林、下田坪林

○二ツ森村 計 一九町九反五畝四步

家ノ表林、家ノ下林、家ノ後林

◎官有原野 總計 三、二七九男九反三畝一八步

○天間館村 計 二、七〇三町四反二畝一〇步

大平（内七町步）、小又平、三端平、館ノ下平、森ノ上平、中野平、手代森平（内三町七段四畝步）、作田道平、向中野川向平（内八拾九町八段壹畝三步）、道ノ上平（内百貳拾八町四畝貳拾貳步）、高井名平（内四拾七町七段四畝貳拾壹步）、疋平（内四拾町四段三畝拾步）、底田平（内貳町步）、古和備平（内四町五段三畝拾步）、倉越平（内三拾五町九段步）、市渡平（内貳拾五町貳段三畝貳拾步）、夏間木平（内八拾七町四段步）、栗ノ木澤平（内五拾九町壹段六畝貳拾貳步）、上平、柳平（内百町壹段六畝拾貳步）、金澤平（内八拾六町七反貳拾九步）、堰代平、五庵ノ下平（内拾六町状）、向川原平、上志多平、菩提ノ木平、尾山頭平、原久保平（内七拾町六畝貳拾五步）、道ノ下平（内拾五町九段九畝拾壹步）、森ノ下平（内五拾貳町八段六畝步）、寺澤前平（内四拾町壹段壹畝拾步）、舟場向川久保平、猪鼻平（内九拾八町壹段壹畝拾壹步）、卒古澤平、後平（内四百七拾六町三段三畝步）、大澤平、坪川原平、（内六町貳段五畝六步）、松ヶ澤平平（内九拾九町六段三畝八步）

○野崎村 計 一九四町三反〇畝八步

樋場谷地平、炭平（内八町七反八畝拾四步）、狐久保平（内百八拾壹町七反四畝五步）

○中岫村 計 一四町八反一畝一七步

村ノ上平（内五町一反九畝廿六步）、長沢下平（内九町六反壹畝廿壹步）

○附田村 計 貳拾六町六反六畝廿歩

附田川目平（貳拾六町六反六畝廿歩）

○榎林村 計 二九〇町七反六畝二三歩

柴立道ノ下平、前左野平（内三町九反壹畝拾六歩）、七戸道ノ下平（内三拾町三反七畝廿壹歩）、下田坪平（内貳拾八町六畝拾六歩）、小川向平（内五町五反廿歩）

○二ツ森村 計 四九町九反三畝二〇歩

家ノ後平（内四町八反貳畝歩）、川口平（内四拾五町壹反壹畝廿歩）

◎民有原野 総計 七〇九町八反七畝歩

○天間館村 四二〇町九反四畝二六歩

○野崎村 一七町二反〇畝一歩

○中岫村 一一町二反〇畝一六歩

○附田村 四町四反〇畝 三歩

○榎林村 一九九町七反三畝 九歩

○二ツ森村 五六町三反七畝二五歩

次に池・沼の項目についてであるが、この場合、特に溜池の存在に注目したい。天間館村では溜池の記載はない

が、北川目通の各村においては、いくつかの大規模溜池の記述がみられている。

○野崎村 狐久保溜池「東西貳百間、南北百間、面積六町六反六畝廿歩……本村、花松村及ヒ榎林、附田四村ノ田貳拾餘町ニ灌漑ス」

○中岫村

長沢下溜池「東西拾壹間三尺、南北四拾壹間、面積壹反五畝廿貳歩……下流村ノ上溜池ニ入ル」

村ノ上溜池「東西九拾貳間七尺、南北拾五間、面積四反六畝拾壹歩……下流番屋溜池ニ入ル」

番屋溜池「東西百貳拾六間、南北貳拾三間三尺、面積九反七畝廿六歩……五町余ノ田畝ニ灌漑ス」

東道添溜池三所「甲ハ東西三拾壹間、南北貳拾貳間、面積貳反三畝三歩、乙ハ東西八拾貳間、南北貳拾四間、面積六反五畝拾八歩……丙ハ東西拾九間貳歩、南北貳拾三間、面積三反貳歩、甲乙ノ水此ニ會同シテ、拾五町餘ノ田畝ニ灌漑ス」

こうした溜池は、自然流水、貯水とともに、北川目の各村の田畑の灌漑に大いに利用されていたのであり、またこうした溜池の存在こそが、天間林村内においてはこの一帯を特に穀物の産地としてきたのである。

学校に関しては、先の一覧表にその数、生徒数はあげたが、榎林村の小学校は、当時同村長昌寺に仮設されていたことがわかる。

社寺については、天間館村の天間館神社、花松村の花松神社、榎林村の長昌寺があげられ、また古蹟では、坪の

石文に關しての長文の記述がある。道路は、現在の国道四号線たる当時の一等國道函館街道などがあげられている。電線については、天間館村において、「函館街道」沿いに七戸村より甲地村へと貫通していることが書かれている。民業では、天間館村のみ「全村ノ男女専ラ耕耘或ハ山業ニ従事シ」とあるのに対し、他村は全て「全村ノ男女専ラ耕耘ニ従事シ」とあるのは、当然のことながら天間館村が、田・畑経営とさらには山沿いでは林業・製炭などに生活を求めていることをのべているものである。

第二節 林野の官民区分問題と天間林村の状況

前節において紹介した資料により、ある程度まで天間林村の様子が判明したと思うが、そうした中でも我々がまずもって注目せざるをえないことは、官有林野の余りにも多い事である。ここにかかげられた数字が必ずしも正確かどうかは不明であるにしてもおおよその見当はつくであろう。以下この問題についてふれておこう。前節の林野面積を整理すれば次の通りである。

第22表

	山林	(比率)	原野	(比率)
官有	一七、〇五〇町	九九・五%	三、二八〇町	八二%
民有	七八町	〇・五%	七一〇町	八%
計	一七、一二八町	一〇〇	三、九九〇町	一〇〇%

ちなみに、昭和一〇年頃の数字をあげれば次の如くである。(公立天間館青年学校『郷土調査』より)

第23表

	山林	(比率)	原野	(比率)
国有	一五、五五三町	九六・七%	*三、〇七五町	六四%
民有	五二〇町	三・三%	一、七五三町	三六%
計	一六、〇七三町	一〇〇%	四、八三八町	一〇〇%

(*陸軍用地その他である)

として民有地が買収されたものもあり、単純な比較は勿論出来ない。しかしいづれにしても、特に山林においては、まさに「軒下まで国有林」と言う現象がここでもみられたことは疑いえない。

一体このような状況はどうして生じたのであろうか。そもそも旧藩政時代にあつては、南部藩はその山林行政に大きな比重を置いて来たことは周知の如くであり、「御山」などと呼ばれる藩有林が広範に存在していたが、同時に、「見守山」「取分林」の如きいわゆる部分林、さらに、若干の私有林も存在し、「見守山」などは、一種の部落有林で基本的には農民の管理にゆだねられており、個々の農民ではなく、集団としての村落・部落に属しており、ここにいわゆる「入会地」が存在していたのである。これら「入会地」が、農業生産力の低いこの地方にあつてはいかに農民の生活上重大であつたかは論をまたぬところであらう。

ここにそれを示す一つの資料をあげておこう。

願書 (表紙)

山林・原野ともに民有地が若干とも増大しているのはその後における払い下げなどのためであらうし、また、国有原野は、明治中期における開墾払い下げのために減少したとも考えられる。ただし陸軍用地

李沢村

木村三右衛門

山林之儀ニ付願

陸奥国上北郡榎林村地方三等一級官山

一、李沢山反別凡拾九町貳反歩
但シ青森県山林局へ
御引渡し相成写

右山所之義ハ全ク私共所有ニシテ其原因タル祖先等自費ヲ以テ樹立植付培養繁茂為致、数代世襲之山林ニ付、伐採等ハ申ニ及処該山林ニ就キ、他人ヲ相拒ム權アリ、且需用之木材ハ随意是ヲ伐採ス、其跡ハ連綿シ其分ニ抛り自費ヲ以植立、年々保護ヲ相加ヘ勝手ニ進退仕来リ慣行ニ相違無之候、最モ未タ需テ売買不致候得ハ、売買証書無之候得共、数百年久シキ所有罷在候義相違候処、豈斗ラレ山林之成立一応之御調査モナク官林ト御調理相成候原因更ニ不相弁候、前陳之通数代世襲之山林ニ相違無之ハ現在之村民承知致居候間、私有林ニ御引直シ被成下度、則チ旧帳記第壹号（一）より三号迄保証書相添此段奉願候以上

明治十四年四月

青森上北郡榎林村

木村三右衛門

保証書

陸奥国上北郡榎林村地内

李沢山反別凡拾九町貳反歩

右山所之義ハ往古如何可有之裁判然不相分候得共、祖先より因襲之山林ニ付、且該家於テ数代有為シ樹木植立及伐採ス、且該山林ニ就キ他人ヲ相拒ひ自由進退仕来候御地売買書有之山林製同一般ニ相違無之候、尤從前山林稅ト申モ無之慣習ニ付、現今確然タル持林之証書無之ハ雖も数百年之久シキ所有罷在候義、現在之村民承知致候儀ニテ、本人申立之通聊相違無之儀私共ニ於テ見認ムヲ以テ確証代リ、則チ連署保証仕候也

明治十四年四月 青森縣上北郡榎林村

惣代

高田 市助[㊤]

同

中村 孫助[㊤]

同

弘化四年未五月

第壹号

七戸通御代官所惣御山木数改書上帳

北川目通

同

高田孫右衛門^⑩

高田 新八^⑩

甲地村 水喰村 二ッ森村

蓼内村 狼沢村 貝塚村

長久保村 漆玉村

内蛇沢村 簾屋村

乙供村 寒水村

向簾屋村 栃木村

外蛇沢村 切左坂村

保戸沢村 細津村

天間林村史

乙部村 李沢村

土橋村 甲田村

舟ヶ沢村 萌出村

鶴ヶ崎村 野田頭村

李沢村

御山守

三右衛門

一、李沢御山

西ハ尻ヶ沢横道限 東ハこあミ沢水目限

北ハ内蛭沢山境限 南ハ赤川はな限

松千五百式十本

内

一、六百五十本 目通三尺廻より式尺廻迄

一、八百七十本 同壹尺五寸廻より一尺廻迄

栗千七百八拾本

内

一、五百六十本 同四尺廻より三尺廻迄

一、千弍百弍拾本 同弍尺五寸廻より一尺廻迄

外二

小杉立

小柴立

右御山西より東迄三町北より南迄三十丁程 甲田沼へ三丁程沼出通用宣木性悪土地黒土野土ニ御座候

御山

ノ弍拾九ヶ山

右御山所諸木改ニ就キ被仰付御村肝人古人并御山守共召連立合相改候処、相違無御座候間、此段書上仕候以上

浦田 寛平 印

高田 善八 印

小泉万喜人 印

豊間根定八 印

三上 圀平 印

江苅内寛衛殿

今淵半九郎殿

天間 林 村 史

第五編 近 代

前書之通遂吟味候処無相違無之候 以上

五月

御勘定所

今淵半九郎 印
江荏内寛衛 印

明治五年壬申六月

第貳号

官山林反別木数調帳

七戸支廳

陸奥国北郡

一、李沢山凡反別八町五反六畝歩 榎林村

木数五百本

但シ 松百本栗百本雜木三百本

外二 柴

一、草地

一、運上甲田沼八三丁程便利宜敷候処斗百八十八ヶ山

右之通御座候也

壬申五月

七戸支廳

明治七年

第三号

見守
陸奥国北郡試植山林帳
取分

中野村
榎林村

野崎村
二ッ森村

花松村
天間館村

附田村

陸奥国北郡

榎林村支

山守木村三右衛門

一、李沢山反別凡拾九丁弍反歩 李沢村中

天間林村史

東より西迄四百八十間程

南北百貳十間程

此木数千七百五十本

内

松千五百本 目通一尺廻より三尺廻迄

栗五拾本 同壹尺廻り

雜木貳百本 同

外二小柴立

下草税ナシ

東ハ小綱沢界 運輸甲田沼ハ六町程ニテ便利

西ハ川戸沢界

南ハ前平原野界

北ハ耕地界

西距本廳青森拾九里半程距奥州街道七戸駅三里半程

青森縣官下陸奥国北郡外二 中岫村
五ヶ村 総斗表箇所四拾八ヶ山

〔李沢・木村家文書〕

この文書は直接には明治一四年に官有林の引き渡しを求めた訴えであるが、そこに添貼された書類写は、江戸時代末期以降明治七年までは、少なくとも訴人（ら）がこの山林に対しては排他的用益権を持っていたことを証明するものである。

では何故にかかる訴え、あるいは官地編入がおこなわれたのであろうか。それは明治政府による一連の近代化政策の一環としての近代的私的所有権の確定、ないしは私的所有者への徴税制の確立である地租改正の中で生じてきたものであった。

ところで明治二年藩籍奉還の結果として、藩有林は当然政府の所轄するところとなり、ここに官有林が誕生した。しかるにその後明治政府は、旧来の複雑な用益的支配関係を単一的近代的所有権に整理することにより、わが国の経済構造の資本主義的生産関係への転換を図り、併せてその近代化政策実現のための税收源の確立のために、地租改正および土地の官有区分を実施したのであった。青森県においても明治七年から八年にかけて山林調査がおこなわれ、ついで同九年と一〇年の二ヶ年で林野の官民有区分がおこなわれている。この場合、初め民間にその証拠のあるものは勿論の事、証書がなくても事実に従って民有であるか否かを確認したが、やがては、確証あるものにこれを限定する方針へと変ったこと、また当時は、部落・村落共有地が新たに地租の対象とされる

ことを恐れ、かつ官有地編入後も従来の慣行通り用益権を維持出来うるだろうという村民の期待などがあり、こうした中で官有地への編入は極めて大量に行なわれることになったのである。なお同時に一部有力地主が共有地を自己の私有地に書き換えたのもこの時であつた。農民が「とりあえず」くらいの気持で官地編入を希望したことや、しかし意に反しその土地が他人の所有地となりそうになり、大いにあわてた様子などは次の資料でもおおよそ判明しよう。

歎願書 (表紙)

第七大区二小区榎林村支

李沢農

木村 三右衛門

乍恐奉願上候事

二小区榎林村支

李沢村之内

一、前平御山

右御義江兼而私先祖二而松雜木植立仕置候御山ゆへ、従前村方ハ勿論隣村之者共薪不自由之節預無心ニ、

其時之振合ヲ以木代請取相拂居候御山ニ御座候処、當節ニ至シ着方一統之山ニ有之杯与不法申募り候者有之、致方無之残念ニ奉存候得とも、御時節柄御上様江御手数懸上候而ハ恐多奉存候義与相心得、定山ニ御切込被下置旨相願置候次第ニ御座候、此殺御堅察被成下度奉願上候、然ルニ去月廿九日榎林村附田惠八与申者ん三四郎より前書前平御山之木ヲ貰取候由ニ而、薪附ニ馬四疋牽参候ニ付、私申ニ者、其儀不相成事ニ御座候間相扣可申様申聞候得共、相用不申、三四郎より貰候間同人江相懸合可然杯与挨拶致、終ニ山江参り木附出申候、尚同入江承候所、此日も三駄弦御山より附出候由申事ニ御座候、誠ニ以當惑仕、依之三四郎江右次第ヲ相尋申候処、組頭森田長作并新町坂本重兵衛より承り、惠八江呉遣候杯与申候ニ付、組頭長作江右之段承り候所、一切存知不申由申事ニ御座候、猶三四郎呼寄、私親類共立合之上再度相尋申候処、組頭長作并重兵衛より承届ケ呉遣申候、只亦拙者義も五駄ト拾駄伐取候ニ者相違無御座候、其次第者親之物ヲ子ハ盜者當り前、御上様之物下モニ而盜ハ子細無之者杯与存在之申分相募り、右不法者ニ甚タ當惑仕候間候、吟味之上左様之無之様、右御山諸木成木ニ相成候様仕度奉存候間、勝手ニ伐木不致様御吟味被下置度奉願上候、無左者小走杯与号、折々伐木致候而ハ成木可致様無御座、心外至極ニ奉存候、宜敷御吟味被下置度此般奉願候

明治七年七月 第七大区二小区榎林村支

李沢農

木村 三右衛門

〔季沢・木村家文書〕

行政側が一般にはいかに民有地を少なくし、官有林の増大を図ろうとしたかは、明治九年一月の「山林原野等官民区分処分」に明白である。それには次の如く規定されていた。

(1)公簿に村持との記載があるか、あるいは比隣郡村で入会慣行ないしは村持を証明しうるものは、民有地第二種とする。ただしいったん官没したものは、その限りでない。

(2)村山・持山と称し、自然伐採だけでなく、育成管理してきたものは、簿冊の有無によらず民有地とする。

(3)たとえ貢租を納入していても、単に「自然生ノ草木ヲ採伐シ来ルノミナルモノハ其地盤ヲ所有セシモノニ非ズ、故ニ右等ハ官有地ト定ムヘシ」。

(4)藩や幕府の紛争威許によって、村持が確定したもののでも、他に民有の証のない場合は、(2)(3)に準じて官民有の別をたてる。

(5)遠山深沢で伐木売買を業とするものがあっても育成管理の労をとった証拠のない場合は(3)に準じ官有とする。

(6)その他はすべて伺いのうえ処分する。(竹内利美編『下北の村落社会』(未来社)一四一ページ参照)

かかる方針にしたがつて地方庁は官民区分を行なうことになったのであるが、津輕藩と南部藩の旧慣の相異などもあり、各地に多くの「官有未定山」を残したのはよく知られたところである。青森県では先にのべた如く、明治七〇八年に調査がおこなわれたが、八年二月、県当局は、各大区长あて次の如き指示を出している。

「今般別紙個所書之通、更ニ存置官林ニ相定候条、追テ相違候迄ハ、地元村々ニ於テ、保護心得相違無之様可致候、自分立木松下ヲ要スルモノハ、可成右存置官林ヨリ松下願出候様可致、此旨毎戸無洩可洵示モノ也、但シ官林中ニ取分木ト唱、自費植付ケ所有シ向ハ、追テ相違候マデ、従前ノ通タルヘキコト」(竹内編前掲書一四二ページより引用)

こうして従来は用益権を主張出来た、例えば試植林なども官有地に編入されたため、その伐採には許可願を出さざるを得なくなった。

官地私木願 第七大区二小区

榎林村支李沢農

木村三右衛門(表紙)

榎林村支李沢字李沢字前平右御山江

兼而植立仕資候木左ニ

天間 林 村 史

一、松五百本程

一、雑木千本程

右之通私先年試植立仕置候、追々成木相成候ニ付、五公五民御取分ヶ山ニ被仰付被成下度奉願候 以上

明治七年五月三十日

第七大区二小区

榎林村支李沢農

木村三右衛門^⑧

青森縣權令池田種徳代理

青森縣權参事那須均殿

〔李沢・木村家文書〕

旧南部藩領においては特に「取分山」「試植林」の類には不分明のところが多かったと言われ、さらに明治九年にも再び区分調査がなされ、翌一〇年には、官林（本省直轄）と地方庁管轄の山林原野の区分、さらに明治一一年三月の「部分木仕付条例」制定へとつらなつてゆく。明治一四年以降も未定山の調査はつづけられるが、大勢としては明治三〇年頃にはほぼ確定するようである。

こうして青森県では、明治二六年一月三十一日現在において御料林を含めて一、〇五五、二三〇町の官有林野に対し、民有林野はわずかに一四〇、三二五町歩にしかすぎず、林野全体の八八%を官有で占め、残り一二%が民有であるという状況であった。天間林村の場合ではこの比率差はさらに広がり、官有林野対民有林野は、実に九六%対四%という数字が明治一〇年頃のものとしてえられるのである。

このことは明治以降の村民にとってその生活、生産基盤の確立を極めて困難にさせてゆく一因となったことは想像に難くなくろう。部落有林や共有地入会の目的は、株・刈敷・薪・用材・蕨・栗・独活・葛根・葉草等の採取にあり、それも主として下層農民の利用が多かったので、これを失ったり、減少させられることは農家経済を極度に圧迫したのである（五戸町誌刊行委員会『五戸町誌・下』参照）。

こうした中で、村民による旧慣習的受益権を求める動きはしだいに制限を加えられてゆくことになる。天間林村においては、明治二六年頃には、官有地に対する入会はなくなっているとの報告もある（後述）。その結果として盗伐その他の手段による「抵抗」もまた増加したといわれ、このことが林野の荒廃の一因ともなったのであった。そして村民はしだいに貨幣経済の中へとまき込まれてゆくのもこの頃からである。地租の金納化はもつとも重大な要因であったが、同時に入会的受益権の喪失ないし制限は、彼らが日常必需品をすら購入せざるをえない立場へと追い込んだからである。次の資料はそうした意味で興味深いものである。

薪材拂下願

上北郡榎林村地内三等官林字李沢

一、悪松樹八拾本 目通自二尺一寸回至五尺回

此代金拾円八拾銭 但沓本二付平均金十六銭

此棚数拾沓棚四歩 但一棚高六尺巾六尺

右者本年中私焚用致度候ニ付 別掲ノ通御拂下被成下度

右御聞届ノ上ハ御指令ニ従ヒ代金速ニ上納ノ上御引渡可願上、尤實際御引渡ニ監ミ小字ヶ所及木種等御交換ノ儀ハ御指図ニ従ヒ、彼是苦情申上間敷且ツ実地着手ヨリ官林拂出土場着材期間ノ儀者、現木御引渡ノ節取極メ當所申上就而者、右期限ヲ過キ尚林内ヘ相残リ候木品有之節者、全ク所有權ヲ抛棄シタルモノト御見做御処分相成候共聊苦情不申上候、此段奉願候 此上

上北郡榎林村

明治十四年三月十九日

木村三右衛門 ㊤

木村丑松 ㊤

木村三治 ㊤

山林局青森出張所 御中

前書願出シ趣相違無シニ付奥書調印仕候也

明治十四年三月廿六日 戸長代理

西野 慶高 ㊤

〔李沢・木村家文書〕

おそらくはここに願い出ている新材については、かつては何らかの形で出願人の利益が及ぶところであったと思われる。しかし官有地に編入された結果としてその切り出しを願い出、かつ代金の支払いを申し出ている。

青森県においては、官民区分の場合、かなりの量の「官民未定山」を出し、かつその査定もかなりいい加減なものもあったことは、明治時代もすすむにつれてしだいに顕在化してきたようである。こうした中で査定のやりなおしを求めたり、あるいは官有地編入の解除を求める動きも大きくなって来たように思われる。先にあげた明治一四年の「山林之儀ニ付願」なる文書もこうしたものと考えられるが、ここでは新たに二つの資料をあげておこう。

仮踏査御取消願

上北郡天間林村大字榎林字李沢家ノ前四拾番号 山林反別五町七反貳拾三步ハ私所有地ニ有之候処 明治二十五年中李沢官林境界踏査ノ際 當時踏査官ニ於カレ本村役場備付字切絵図ハ凡ソノ見取図ナルニモ不拘其ノ絵図面ト実地

トノ景状相違セル旨ヲ以テ別紙絵図面朱点ケ処凡ソ四町三反歩仮踏査ニ致旨御口達相成 其ノ當時現場ニ於テモ私所有地ハ壹町貳三反歩位ト相成ニ付 種々事由申立候得共何分御聞入無之 固ヨリ私所有地ニ有之候得者仮ニ仮踏査ト相成候モ何等ノ差支無之義ト存居候処 今以何等ノ御詮議無之 右ハ今般雜木根柴切拂杉植立準備致度候間 何卒至急実地御検査ノ上仮踏査御取消被成下度 此ノ段奉願候也

上北郡天間林村大字榎林

明治三十三年十月六日 木村吉太郎 印

青森大林区署長

林務官 道家充之殿

前出願書之通相違無之ニ付奥書候也

明治三十二年十月七日

上北郡天間林村長 井山保太郎 印 (李沢・木村家文書)

森林特別御処分願

陸奥国上北郡天間林村大字榎林字李沢家前

一、李沢山反別九拾九町貳反歩

右山林ハ旧盛岡藩ニ於テ一般見守山ト称へ、私祖先三右エ門ニ於テ自費栽培篤ク保護ヲ加ヘタル私有林ニシテ、伐採植繼ヲ自由ニシ、累代所有シ来ル山林ニ有之候処、私庸愚ノ為メ明治六年ヨリ全八年ニ至ルノ間地券調及地租ニ関スル調査等再三ニ及是レニ要スル費用多額ニ割賦相成、其ノ賦課法ハ総テ反別割ニ有之、加フルニ地租上納等負担ニ苦ミ居候、折柄明治九年原野調査ニ相成該山林ノ全ク私山ナルヲ官林ニ取調フルモ旧来ノ関係ヨリシテ自由ニ伐採及植繼ヲ出来得ルモノト心得タルハ千歳ノ遺憾トスル処ニ有之候、抑モ旧藩制ニ於ケル官私有林ノ區別ヲ致サス深山及見守山ノニ區別シ、其ノ深山ニ付テハ山麓村民ヘ山守ヲ命シ火難盜難ヲ防禦セシメ、薪炭林ハ自由ニ伐採スルヲ得セシメ候モ他ノ用材ノ拂下ノ官許ヲ得サレハ伐採スルヲ得セシメス、其ノ見守山ニ対シテハ純粹ノ民林ナルヲ以テ特ニ殖林奨励ノ為メニ種々誘導上或ハ山奉行ノ巡檢アリ、或ハ木数書上ヲ為サシメ、以テ保護監督ヲ盡サレタルモノナレハ、弘化四年五月書上帳表題ニ惣御山ノ木数取調ナキハ深山ハ民林ニ非ラサル故ニシテ全ク見守山ナル民林ノミ書上セシメ監督セラレタル事明瞭ニ有之候、而シテ山守ノ名称ハ當時ニ於ケル所有者ノ氏名詞ニ相違無之事ハ右同性質ノ山林ニシテ、既ニ改租ノ當時直チニ私有ニ帰セシメ、尋テ明治廿一年特別廉価拂下（第□号証拂下當時ヨリ改租ノ年ニ測
リ公租ニ相当スル額ヲ価格トセリ）ヲ得タルモノ多々有之、左記証拠書類ニ徴シテモ私有山タル事明瞭ニ御座候

第一号証ハ弘化四年五月七戸御代官所ヘ惣御山木数書上帳写ニシテ旧藩廳ヨリ引繼、青森縣廳二本帳有之私有山タル事明孟ニ御座候

第二号証ハ明治六年青森縣廳ニ書上タル山林帳ニシテ、山守ニ於テ植付仕立タル事明瞭ニ御座候

第三号証ハ本出願山林ト同性質ナルモ、改租ノ當時民有ニ帰シタルモノニ御座候

第四号証ハ明治廿一年特別廉価拂下ノ山林ニシテ、是又今回出願ノ山林ト同質タル事明瞭ニ御座候

以上列記ノ如ク往昔ヨリ私有山トシテ保護栽培致来成蹟ノ顯著ナルモノニシテ、現ニ雜木ノ中ニ人爲之栽植ニ係ル杉木等ノ数多数散在セルヲ以テ見ルモ、又別紙絵図面ノ如ク其ノ地域ニ於ケルモ純粹ノ私有林タル事明瞭ナルニモ不拘、今尚官林ニ編入有之、改租ノ際当該官吏ノ指揮ニ服從シ官山ト取調タルヲ以テ獨リ此ノ不幸ニ遭遇シツツ居仕合ニ付、何卒私不幸ニ沈淪セルノ情状深ク御調察上、現行御規則ノ範圍内ニ於テ特別ノ御処分ヲ仰キ度此段奉願候也

青森縣上北郡天間林村大字榎林

明治卅一年八月廿日

木村吉太郎

㊦

青森縣知事河野主一郎殿

前書願出之通相違無之二付奥書候也

明治三十一年八月二十六日

青森縣上北郡天間林村長

井山保太郎

印

旧藩公簿写（朱筆）

北川目通

弘化四年

榎林村

七戸御代官所惣御山木数改書上帳

未ノ五月

第壹號証（朱筆）

李沢村

一、李沢御山

三右衛門

西ハ飛ケ沢横道限 東ハ

北ハ内蛭沢山境限 南ハ赤川目ニテ限

松 千五百貳拾本

内

一、六百五拾本 目通三尺廻ヨリ貳尺廻迄

一、八百七拾本 同 壹尺五寸廻ヨリ壹尺廻迄

栗、千七百八拾本

内

一、五百六拾本 目通四尺廻ヨリ三尺廻迄

天間林村史

一、千貳百貳拾本 目通貳尺五寸廻ヨリ壹尺廻マテ

外二

小松立

小柴立

右御山西ヨリ東迄三丁北ヨリ南迄三丁程甲田沼へ三丁程沼出通用宣木姓地黒野土ニ御座

右御山所諸木改就被仰付候 御村肝入古人并ニ御山守共召連立合相改候所相違無御座候間 此段書上候 以上

弘化四年五月

浦田 寛平 印

高田善八郎 印

小泉万喜人 印

豊間根定八 印

三上 円平 印

江荏内寛衛殿

今測半九郎殿

前書之通遂吟味候所相違無御座候 以上

五月

今測半九郎 印

江荏内寛衛 印

御勘定所

明治七年山林調査書写

陸奥国北郡山林帳

榎林村

第貳號証(朱筆)

一、李沢山反別凡拾九町貳反歩 陸奥国北郡

東西四百八拾間程

榎林村

南北百貳拾間程

山守

此木数千七百五拾本

李沢村中

内

松 千五百本

目通 卷尺廻ヨリ
三尺廻マテ

栗 五拾本

同

雑木貳百本

同

外 小柴立

天間 林村史

第五編 近代

下草税ナシ

東小綱沢界

西川戸沢界

南前平原野界

運輸甲田沼七六丁程ニテ便アリ

北耕地界

西距木廳青森拾九里半程距奥州街道七戸駅三里程

青森縣下陸奥国北郡中岬村
外五ヶ村總計表箇所四拾九ヶ山

地租改當時民有トナリシ山林調

第三號証（朱筆）

一、後山反別凡拾四町四反歩 陸奥国北郡

平東西三百六拾間程
南北百貳拾間程

榎林村

此木数千四拾本

山守 支

内

李沢村中

五公
五民杉木五拾本 目通り五寸廻植付

凡三畝拾歩東西拾間程
南北拾間程木村三右エ門

試植杉五拾本 同 同 人

凡 畝拾歩
同

同杉百貳拾本 目通り五寸廻リヨリ
壹尺廻リマデ 李沢三四郎

凡八畝歩
東西廿四間程
南北拾間程

同杉貳拾本 同 同 同伊賀八右衛門

凡壹畝拾歩
東西八間程
南北五間程

一、松 三百本 目通壹尺廻ヨリ
四尺廻マデ

一、栗 貳百本 同 壹尺廻リ

一、雜木三百本 同 同

外 小柴立

下草税ナシ

東 会ノ上山界

西 甲地村界

南 耕地界

北 甲地村山塚界

運輸甲田沼迄テ半里程ニテ便アリ

西距本廳青森拾九里半程距奥州街道七戸駅三里程

天間 林 村 史

明治廿一年特別廉価拂下山林調

第四號証（朱筆）

一、底田山反別凡式町四反歩 陸奥国北郡

平 東西百貳拾間程
南北六拾間程 天間館村

此木数貳百八拾六本程

山守 田中与左エ門

杉六本 目通老尺廻リ

田中与平治

凡廿歩 東西四間程
南北五間程 植村

一、松貳百本 同 老尺廻ヨリ三
尺廻リマデ

田中与左衛門

一、栗三拾本 同 老尺廻ヨリ
貳尺廻マデ

一、雑木五拾本同老尺廻リ

外小柴立

下草税ナシ

東 耕地界

西 穂多久保平原野界

南 全上 運輸倉岡川迄テ五丁程ニテ便アリ

北 古和備堰界

西距本廳青森式拾里程距奥州街道七戸駅三里程

(李沢・木村家文書)

先にもふれた如く「軒下まで国有林」的狀況が今日に至るまでつづく青森県にあって、その端緒は以上の如き様々な矛盾を生じせしめながらつくられてきたものであり、これはまた村民の生活を圧迫し、あるいは生活の轉換(資本主義的方向への)を強制つつ実行されたものであったと言えよう。

しかるにこの山林制度に対する不平・不満は全国的なものとなり、ついに政府は明治三二年に「森林法」の公布とともに、一定の期限・一定の条件のもとに官没された林野の下戻を行なう「国有土地森林原野下戻法」を發布することになった。しかしこの「下戻法」のいかに不備であったかは、時の本県選出代議士工藤行幹の陳述をみれば明らかであろう。

「地租改正のときはどういふことをしたかと申せば、敢えて是は証拠ばかりに依つたものではない。或は隣保の保証によつて其の人民の私有であつたことが証明された場合は私有になつたのであります。然るに今此所で下戻案に唯だ此の証あるのみを掲げて成積慣行なるものを認めないならば全く人民の所有であつたに相違ない成積慣行があつても証拠とする物件が不備なるがためにこれは下戻にならぬというような不備を被るものでありますから、之はどうしても成積慣行上民有と認むるべきものということを茲に入れなくては人民の幸福を完うすることが出来ない。」

「其の山の主なるものが、檜、杉の木なり、杉の木を官では最も優秀な部分を取って其の末木の如きものは皆麓の人民に呉れる。或は枯枝は何程之を取っても宜い。況んや其の他の雑木の如きに至っては各藩の仕来りに依つて、或は現場の十分の一を人民が勝手にすることが出来る。其の他の副産物の如きものは人民が自由に取ることが出来たのでございます。それに依つて人民はその村落に於ける生計が立派に立つて居たのでございます。然るに官山ということになつてからはそれに這入つて柴一本取ることが出来ない。枯枝一本伐ることが出来ないことになりましたので、山に近い村落の人々が日々の薪炭に差支えるのでございますから、知らず識らず規則に觸れて遂にるいせつの苦を受けているものが往々ある。現に我が青森県の如きは一箇年に五百人以上の人民が此の山林に関する犯罪者となつたことがございます。」（『青森県市町村合併誌』より引用）

工藤の地租改正時の査定に関する評価は問題だとしても、それ以下とされた「下戻法」だが、しかし青森県ではこの法をよりどころに合計二、九一〇件という全国一の訴願が出された（『青森県農地改革史』）というから、いかに県民が当時の林制に不都合を強いられていたかがわかるであろう。大正昭和期に入り不要存置林野の処分が進み、部分林も増加し、また軍馬育成策との関連で林野の整理も進んだが、しかし大勢としては大きく変ることなく戦後を迎えることになった。

第三節 村民の家族生活と住居

（一）『明治七戌年改・人頭調書上帳』について



明治七年人頭調書上書

本節においては、明治期、特にその前半における家族構成あるいは住居などについて述べておこう。

明治初期の人口構成・就業状況あるいは家族構成について我々が知りうる最も有力な資料はいわゆる「壬申戸籍」に他ならないのだが、天間林村においてはすでにその保管はなく、したがって我々は他の資料を利用せざるをえない。そうした中で、『木村家文書』中に『明治七戌年改 人頭調書上帳』と題する文書が保存されており、それにより明治初期の家族構成の一斑をかいまみることが出来るであろう。

明治七戌年改

人頭調書上帳(表紙)

一、五月十日生 六十六才 (つゝ) まば

一、亥十月十九日生 四十八才 三右衛門

一、未八月十日生 四十才 (つゝ) 才

一、きのと外十月十八日晚八ツ時生

年貳拾才 吉太郎

一、寅九月廿日生 年貳拾一才 卯之松

一、ひのゑ寅十月廿六日晚七ツ時生

年九才 加シ

一、戌辰十月廿二日晚八ツ時生

年七才 辰

一、戌午十月廿五日暮六ツ時生

年拾七才 そこ

一、甲寅十月廿一日夕五ツ時生

年貳十一才 をさき

家族九人

一、^(マ)壬丑十月廿四日晚七ツ時生

年廿貳才

丑松

一、丙辰十一月廿一日晚八ツ時生

年十九才

なよ

一、卯九月廿日生 年四十四才

^(マ)才

一、戊未十月廿五日暮六ツ時生

年拾六才

さんこ

一、丙卯五月十六日朝六ツ時生

年八才

重二

家族五人

一、未十月十七日生 年四十才

三治

一、子九月十三日生 年三十五才

^(マ)才

一、癸亥九月廿八日晚七ツ時生

天間林村史

第五編 近代

年拾貳才 たね

一、戌四月二日生 年一才 常吉

一、丙辰十月廿五日晩七ツ明生

年十九才 吉

家族五人

明治八亥年

一、五月十日生 年六十七才 ばば(ママ)ん

一、亥十月十九日生 年四十九才 三右衛門

一、未八月十日生 年四十一才 才(ママ)

一、乙卯十月十八日晩八ツ時生

年貳十一才 吉太郎

一、乙卯九月廿日暮六ツ時生

年廿一才 卯之松

一、丙寅十月廿六日晩七ツ明生

年十才 加シ

一、戊辰十月廿二日晚八ツ時生

年八才

辰

一、戊午十月廿五日暮六ツ時生

年十八才

そこ

一、甲寅十月廿一日夕五ツ時生

年貳十貳才

をさき

一、亥三月廿九日生 年壹才

まちゑ

家族拾人

一、戊丑十月廿四日晚七ツ時生

年貳十三才

丑松

一、卯九月廿日生 年四十五才

才

一、丙辰十一月十一日晚八ツ時生

年四十才

三治

一、子九月十三日生 年三十五才

才

一、癸亥九月廿八日晚七ツ時生

天間 林 村 史

第五編 近代

年拾貳才 たね

一、戌四月二日生 年一才 常吉

一、丙辰十月廿五日晩七ツ時生

年十九才 吉

家族五人

明治八亥年

一、一、五月十日生 年六十七才 ばばん^(vv)

一、亥十月十九日生 年四十九才 三右衛門^(vv)

一、未八月十日生 年四十一才 才

一、乙卯十月十八日晩八ツ時生

年貳十一才 吉太郎

一、乙卯九月廿日暮六ツ時生

年廿一才 卯之松

一、丙寅十月廿六日晩七ツ時生

年十才 加シ

一、戊辰十月廿二日晚八ツ時生

年八才

辰

一、戊午十月廿五日暮六ツ時生

年十八才

一、甲寅十月廿一日夕五ツ時生

年貳十貳才

をさき

一、亥三月廿九日生

年壹才

まちな

ノ家族拾人

一、戊丑十廿四日晚七ツ時生

年貳十三才

丑松

一、卯九月廿日生

年四十五才

才（ママ）

一、丙辰十一月十一日晚八ツ時生

年貳拾才

なよ

一、戊未十月廿五日暮六ツ時生

年十七才

金こ

天間林村史

第五編 近 代

一、丙外五月十二日朝六ツ時生

年九才

重二

ノ家族五人

一、未十月七日生 年四十一才 三治

一、子九月十三日生 年三十六才 才^{マコ}

一、癸亥九月廿八日晚七ツ時生

年拾三才

たね

一、丙辰十月廿五日晚七ツ時生

年廿才

吉

一、戊四月二日生 年貳才

常吉

ノ家族五人

明治九子年

一、亥十月十九日生 年五十才 三右衛門

一、五月十日生 年六十八才 ばば

一、乙卯十月廿日生 年式十式才 吉太郎

一、寅十月廿六日生 年拾一才 加シ

一、辰十月廿二日生 年九才 辰

一、寅九月廿日生 年式十三才 卯之松

一、午十月廿五日生 年十九才 そこ

一、寅十月廿一日生 年廿三才 をさき

一、明治九年子九月生 年壹才 あき

一、未八月十日生 年四十式才 ⁽⁷⁴⁾才

一、 ⁽⁷⁴⁾をまさ

一、明治九年子正月生 年壹才 そか

一、亥三月廿九日生 年式才 まちゑ

ノ家族拾三人

一、牛 ⁽⁷⁴⁾十月廿日生 年式十四才 丑松

一、卯九月廿日生 年四十六才 ⁽⁷⁴⁾才

一、辰十一月廿一日 年式十一才 なよ

一、申十月廿日生 年拾七才 ぎんこ

一、辰五月二日生 年九才 重二

家族五人

一、未十月七日生 年四十貳才 三治

一、己十月廿五日生 年廿才 吉

一、戊四月十二日生 年三才 常吉

一、明治九子四月生 村吉

一、子九月十三日生 年三十七才 才

一、亥九月廿八日生 年十四才 たね

家族六人

これによると、この三家族は、いずれも米作地帯に多くみられる単婚小家族であり、夫婦を中心として未婚子女そして時に老夫婦がそれに加わる形で構成されている。おそらくは当時の天間林村全域においてもこの様な形の家族構成が中心であつたと思われる。

さらにこれら三家族は明らかに同族的集団であり、木村三右衛門家を中心に結合されていたことは、次の資料において明らかである。

記

明治六酉年分

一、家族八人

木村三右衛門

粟四升

稗四升

一、同六人

木村三太

同六升

同三升

一、同五人

木村三治

同貳升五合

同貳升五合

合^中拾九人

粟九升五合

稗九升五合

記

天間林村史

第五編 近代

明治七戊年

一、家族九人

木村三右衛門

粟四升五合

稗四升五合

一、同五人

木村 丑松

同式升五合

同式升五合

一、同五人

木村 三治

同式升五合

同式升五合

合 拾九人

粟九升五合

稗九升五合

記

明治八亥年分

一、家族十人

木村三右衛門

粟五升

稗五升

一、同五人

木村 丑松

同貳升五合

同貳升五合

一、同五人

木村 三治

同貳升五合

同貳升五合

合 廿人

粟壹斗

稗壹斗

記

明治九子年分

一、家族十三人

木村三右衛門

天間 林 村 史

第五編 近代

粟六升五合

稗六升五合

一、同五人

木村 丑松

同式升五合

同式升五合

一、同六人

木村 三治

同三升

同三升

合 式拾四人

粟耄斗式升

稗耄斗式升

記

明治十丑ノ年分

一、家族十三人

粟六升五合

木村三右衛門

稗六升五合

一、同五人

木村 丑松

粟貳升五合

稗貳升五合

一、同六人

木村 三治

同三升

同三升

合 貳拾四人

粟壹斗貳升

稗壹斗貳升

家族合百六人

粟五斗三升

稗五斗三升

右ハ木村三右衛門土藏ニ而預リ置候也

天間 林 村 史

明治十一年五月十五日

此分げん^{へん}查^さニ相成候条相違無御座候 以上

げん^{へん}查^さ方

用係

戸館善助様代理

西野八十八様

外二

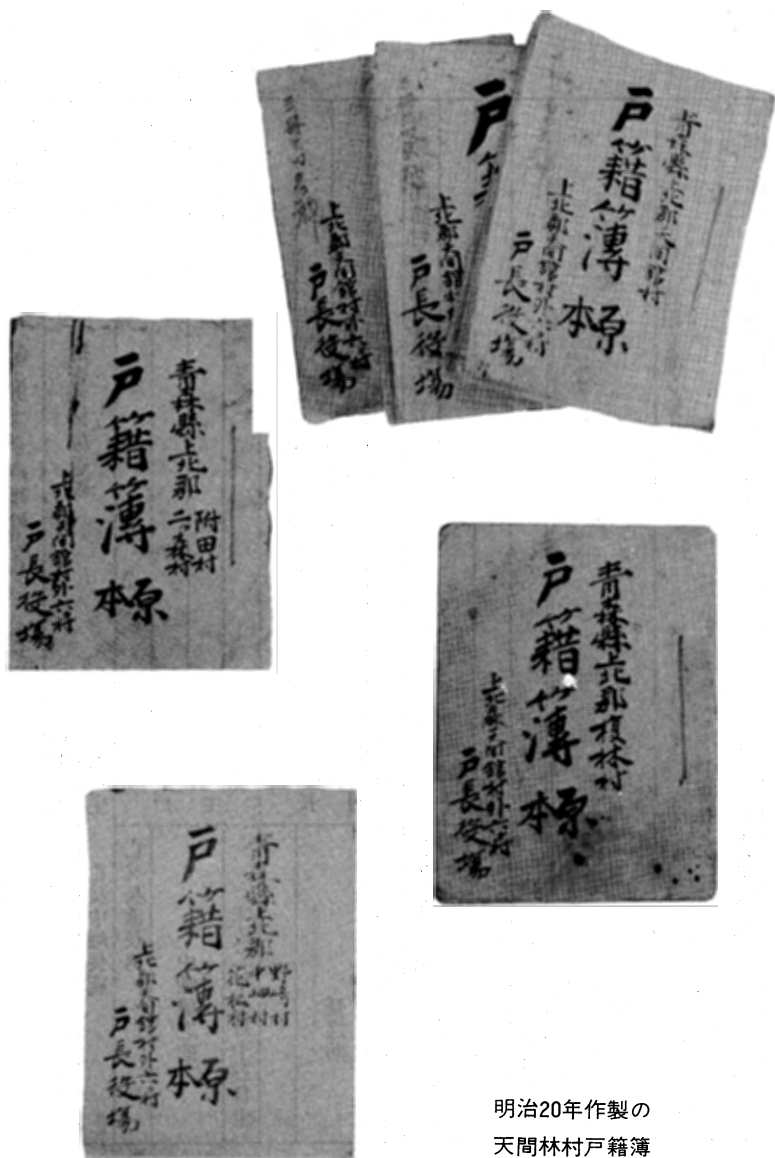
官員様 壱人

〔李沢・木村家文書〕

(二) 明治二十年の戸籍簿

家族構成について全村的に知りうる最も早い時代の資料は、天間林村役場保管の明治二〇年六月二〇日作製戸籍簿がそれである。これは全六冊、すなわち天間館村が三冊・榎林村一冊、附田村・二ッ森村一冊、中岫村・野崎村・花松村一冊からなっている。

書式は第四図の如くである。(例は中岫村の場合)



明治20年作製の
天間林村戸籍簿

第五編 近代

第四図

明治二〇年戸籍の書式

拾壹番地第壹號										士族
										前戸主
										亡父中岫長藏
										亡父長藏長男
										中岫健之助
										文政二年七月十三日生
										長之助
										(不明) 十三日生
当郡天間館村士族工藤重内二女										長男長之助妻
										きん
(以下略)										嘉永元年八月廿日生
右之通相違無シ候也										
明治二十年六月五日										

中岫健之助
代筆 中岫長之助 印

この様に士族・平民の区分と家族氏名、生年月日および婦人の場合は旧籍があげられているだけの簡単なものであるが、このことから我々は次の三つの事につき知りうるであろう。一つは、家族構成人員、二つには当時の婚姻範囲、三つには士族・平民間の婚姻件数である。第二の件は、単に婚姻関係における交流にとどまらず、その前提としての社会的・経済的な交流を示すことになりうるであろうし、また第三の場合は、いわば身分制の解体をこそ意味しよう。

ここでは、北川目通の代表的村落としての榎林村と、天間館通の天間館村とをとりあげてみよう。

第24表 家族構成

家族数	天間館村	榎林村
1名	4戸	2戸
2	9	9
3	11	8
4	16	7
5	36	11
6	40	13
7	41	17
8	44	17
9	41	8
10	33	8
11	17	10
12	12	5
13	6	3
14	1	1
15	2	3
16	2	2
17	—	2
18	—	0
19	—	0
20	—	1

家族構成では、家族数八名が榎林村、天間館村ともに最大であり以下七名、九名がこれについており、この点では両村ともに極く一般的な家族構成であり、生産基盤の相違（榎林村は田作中心、天間館村は畑作中心）から由来するような特徴はみられない。

次に両村の婚姻範囲である。この場合自村内の婚姻を除く村外婚姻数と相手村をあげればそれぞれ次の如くである。

第25表 榎林村における婚姻数とその範囲

村名	件数	%
甲地村	34	36.6
大浦村	15	16.1
七戸村	8	8.6
二ッ森村	7	7.5
花松村	7	7.5
天間館村	6	6.6
野崎村	3	3.2
上野村	3	3.2
大沢田村	3	3.2
倉内村	2	2.1
中岫村	1	1.0
附田村	1	1.0
田名部村	1	1.0
新館村	1	1.0
尾鯨村	1	1.0
計	93	100

第26表 天間館村における婚姻数とその範囲

村名	件数	%
甲地村	36	32.0
七戸村※	22	19.5
大浦村	11	9.7
榎林村	9	8.0
附田村	4	3.5
花松村	4	3.5
野辺地村	4	3.5
新館村	4	3.5
二ッ森村	4	3.5
中岫村	3	2.6
野崎村	3	2.6
大沢田村	2	1.8
三戸村	2	1.8
洞内村	2	1.8
法量村	1	0.9
八斗沢村	1	0.9
計	112	100

※七戸村との婚姻は、明治一三年ころの七戸よりの一家移住者も含まれるため多数にのぼっている。

この数字には自村内同士の婚姻は含まれておらぬが、榎林村の場合その例は極めて少なく、天間館村の場合は非常に多い。これは村内人口数の寡多に原因があると考えてよからう。

さて前掲表をみて気づく事は、村外結婚の場合両村ともに甲地村から妻を迎える例が極めて多いことである。特に榎林村の場合は著しい。これは一つには隣接しているということにもよろうが、しかし単なる地理的問題以上のものがありそうである。もし地理的条件だけならば榎林村と天間館村との婚姻などはもう少し事例が多くともよさそうなものである。

この点について榎林在住の中村専右衛氏は、「榎林地区では、昔から『甲地女に榎林男』という云い伝えがあり、これはすでに江戸時代からのものであった。またその原因としては、榎林は昔から水田地帯で山林などに乏しく、それは甲地村から供給されていたことも考えられる」と語っているが、蓋し妥当性をもつと言いえよう。このような経済的交流がさらに社会的交流を一層おし進めたものと考えられる。したがって榎林村においては海産物は全て現六ヶ所村（当時はこの地方を「泊」と呼称していたと言う。それは泊地区が六ヶ所村の最大の海産物産地であったことからであらう）よりの行商人から入手していたこと、あるいは放牧地としての六ヶ所村との関わりが、倉内村や尾鯨村（ともに現六ヶ所村）との交流を強め、それが婚姻事例にも反映したと考えられる。

これに対し天間館村の地合、榎林村にみられぬ特徴として、野辺地村との婚姻事例がある。天間館村の、特に野辺地村よりの山沿い地区は、その経済交流を野辺地方面にも求めていたことが、かかる事例を生んだものとみられる。

なお両村ともに、一、二の例を除けば、旧七戸通、あるいは七戸藩に属する範囲内に限定される。

この様に明治二〇年頃までの婚姻は、旧藩時代の所領域内で、かつ何らかの経済的交流などを媒介としてつそ範囲が確定されていたものとみてよからう。

次に平民と士族間の婚姻の事例であるが、榎林村の場合に一二件、天間館村の場合に一一件が確認される。これらの事例は戸籍作製上から士族の娘が平民男子に嫁つぐ例に限定されるが、このように多数の事例がみられることは、少なくともこの地方では平民、士族間の身分的格差を明確に求めることは難しく、士族と言えども、旧七戸藩士族の場合多くは帰農しており、徒らに身分にとらわれることがなくなった現われとみてよからう。

なお七戸村から天間館村へ明治一三年頃を中心に移住した者がかなりみられるが、これはおそらく天間館村での開墾に当たった人々であろうと思われる。

(三) 住居構造

明治時代の住居がどんなものであったかを知るためには、現存する当時の建造物を調べるのが最もよい方法であるが、すでに明治以来百十余年、多くの建物は全く昔日の面影をとどめないであろう。かかる事態が来ることは誰もが予想することであつたが、そうした中で、これを保存したいは記録に留めておこうとする努力は、余りにも少なかった様である。そうした中で、青森県教育委員会の行なった調査報告（青森県教育委員会『青森県の民家（一、概要・南部）』昭和49年3月）と、小林勇助、木村和吉両氏の調査報告（『調査結果報告』一九七

四年三月謄写刷）は、この問題を調べる上で大きな手がかりとなる。ここではこの両報告により述べてゆこう。

県教育委員会の調査は、近世遺構の残存を中心とする調査であるが、その中で天間林村尾山頭の上野栄次郎氏宅が調査されている。次図五一・一、五一・二、五一・三がそれである。

「上北地方の北方に残る桁行一二・五間梁行六・〇間の大規模な『左入口』の遺構である。『じょい』（居間）前面に式台を備え、ざしき二室を確保していることから上層百姓住居と解して間違いないであろう。一五坪の『まや』は『にや』（土間）に直接つながらないで、間に入口に通じる一間巾の『とおり』を設置しているなど進化の傾向を示す。外壁等はすべて板壁で、南面にも比較的板壁が多く目立つ。架構上については、中引を三本通しているのはじめ、指鴨居の使用も多く進んだ構造形式を伝える。遺構比較はできないが、江戸後期に位置する遺例と推察される」（前掲報告書、一六ページ）と解説されている。

図 5-1

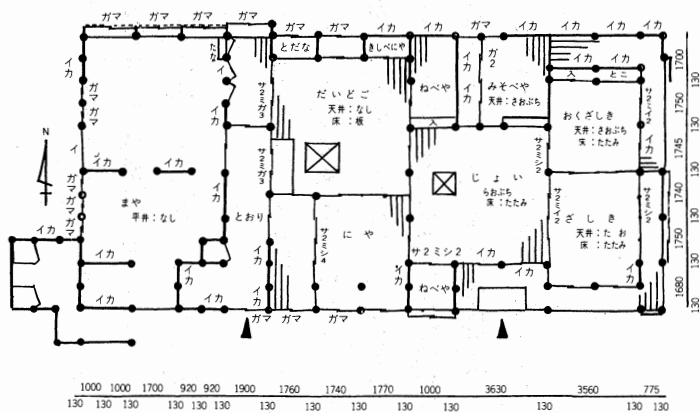
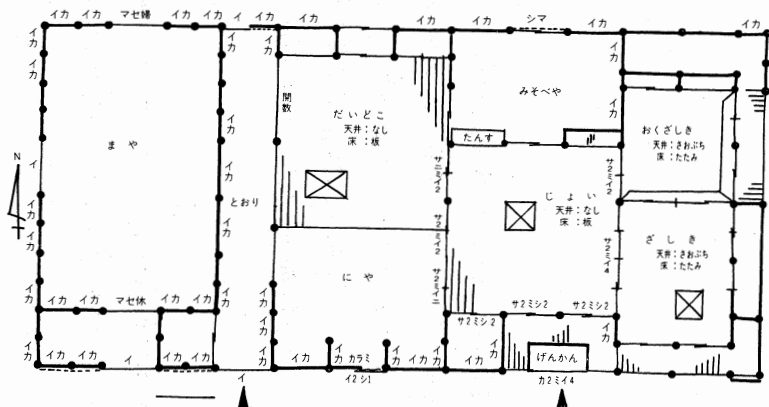


図 5-2

現状平面図



復原平面図

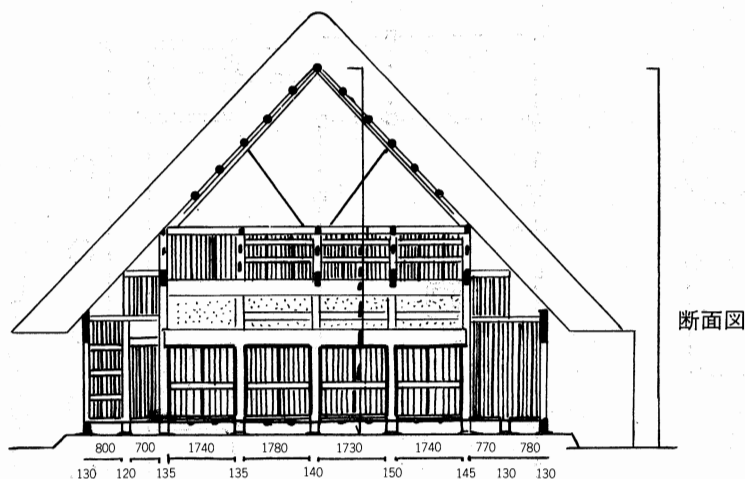


図 5 - 3

これに対して小林氏達の調査は「調査村落中よりなるたけ古く一般的な家屋」を選んでいるのでより一般的な民家像を持ちうるであろう。しかしながら残念な事には「なるたけ古く」とはどの程度の事なのか、またその時代推定もおこなわれていないという弱点がある。しかし一般的にみて、これらの建造物が改修はされたとしても明治期からのものであると思われるのでここにとりあげて紹介しておこう。なお両氏の報告は単に建物の構造だけではなく一歩進んで居住空間と生活・習慣との関連性も問題としているのはすぐれた点である。以下両氏のあげている全事例を転載しよう。

図6 事例1，天間館字小田下 工藤平吉氏宅

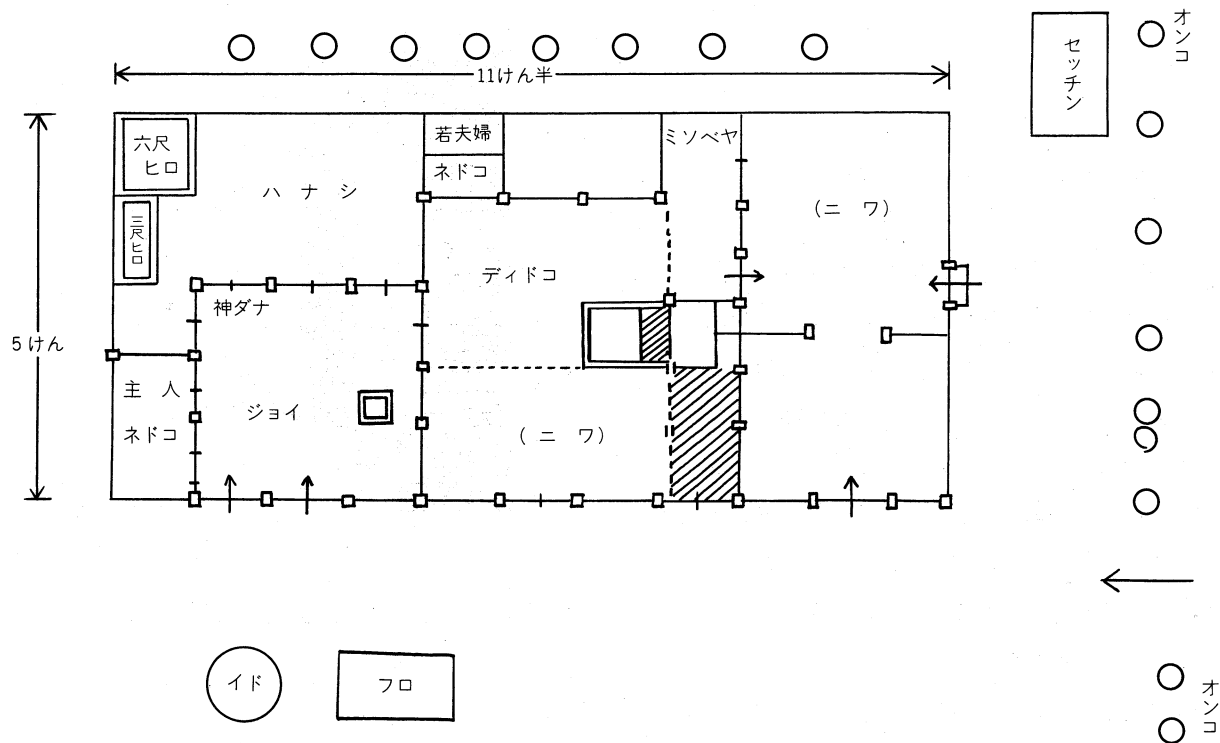


図6 事例2，榎林筒屋金助氏宅

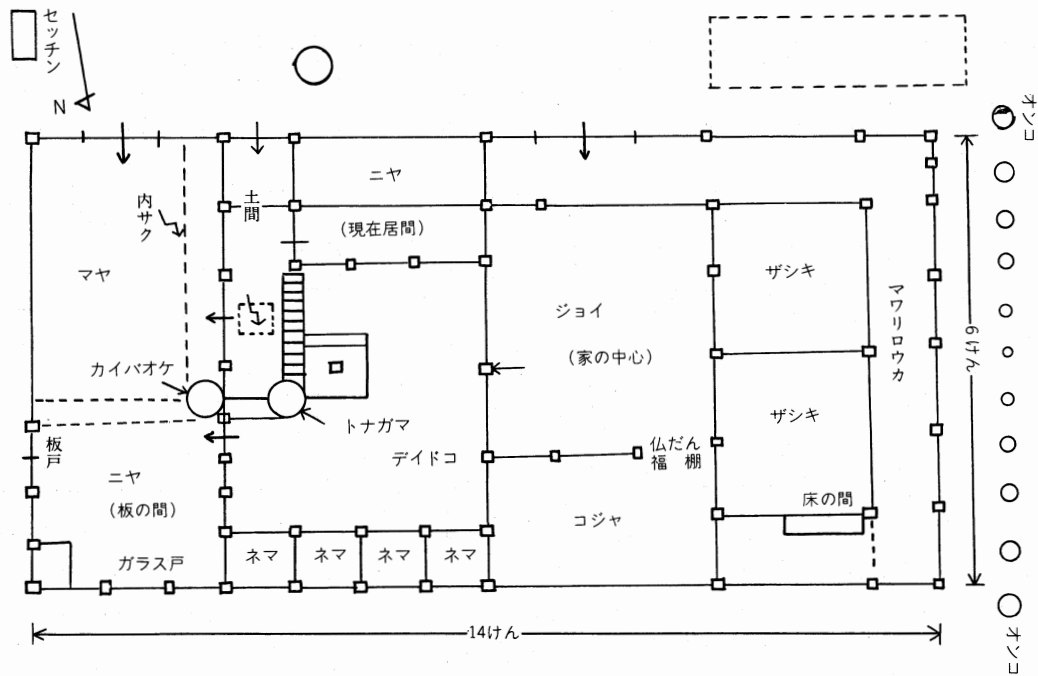


図6 事例3，天間館附田いく子氏宅

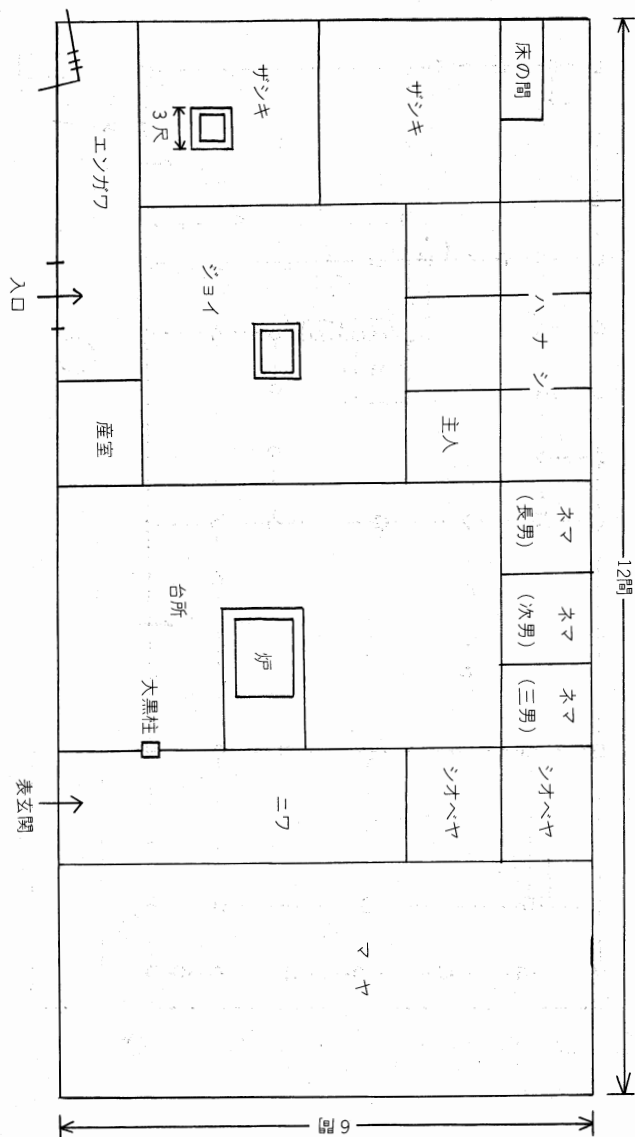


図6 事例4，野崎字下野崎酒井トシ氏宅

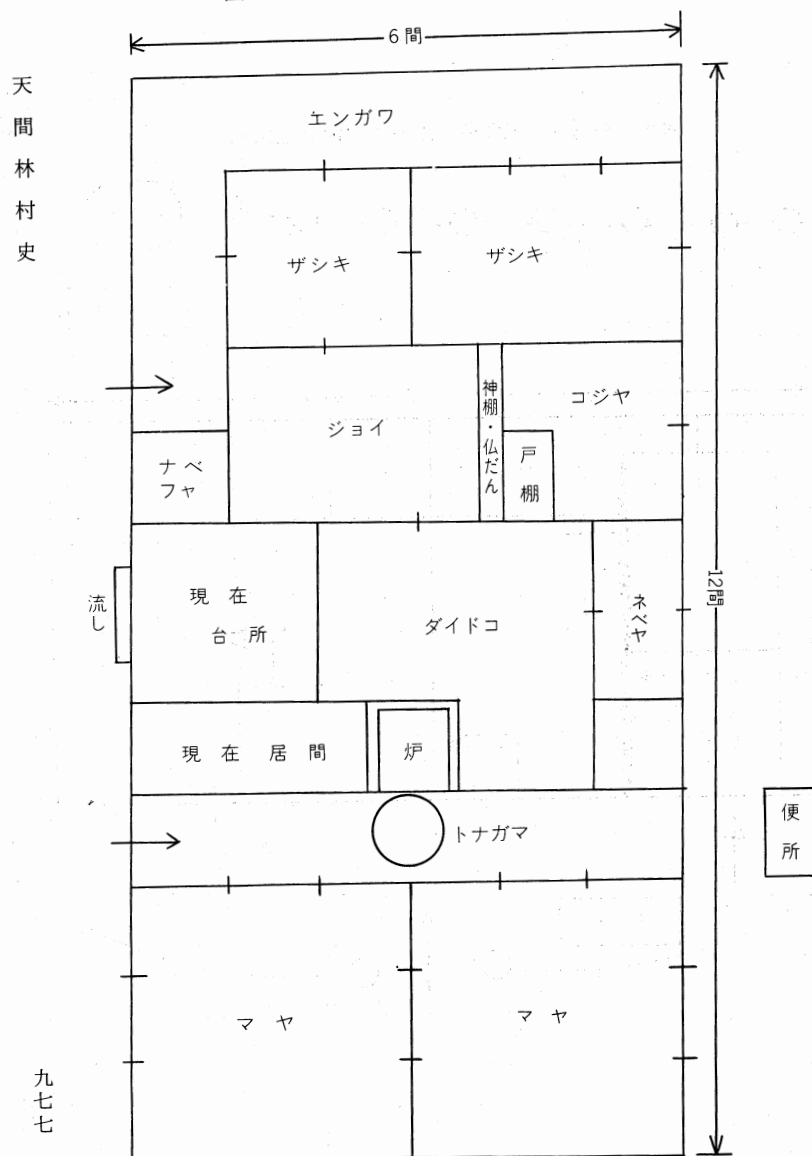


図6 事例5，天間館字上原子鳴海克定氏宅

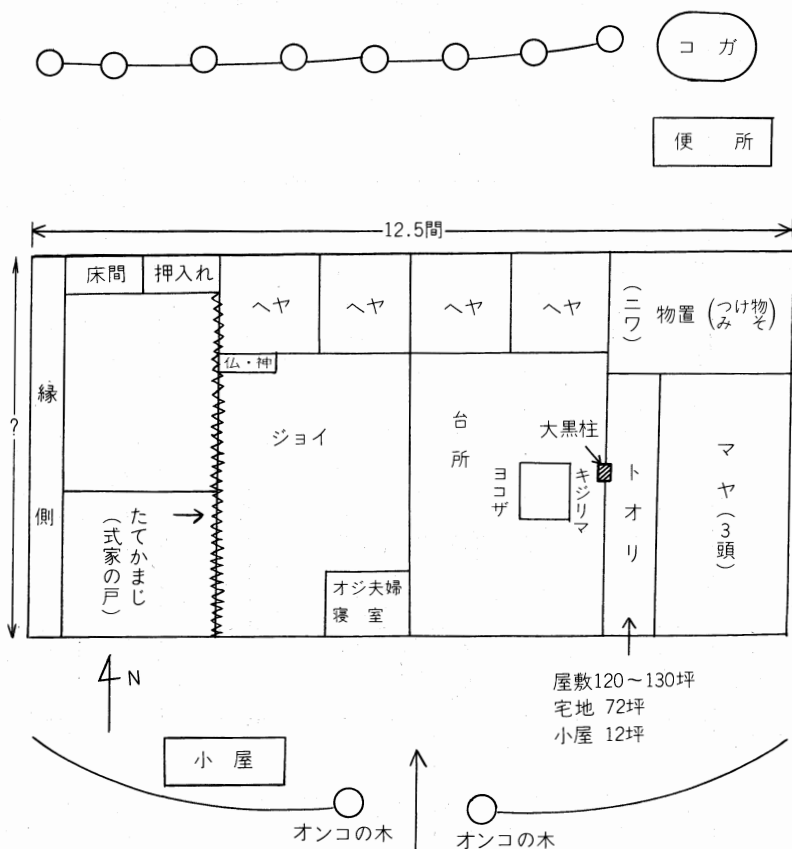


図6 事例6，天間館字柳平野田頭福之進氏宅

天
間
林
村
史

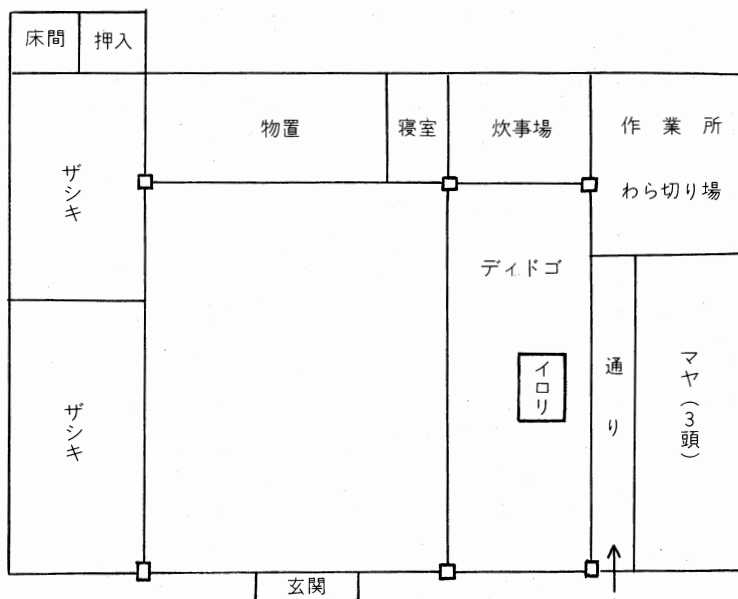


図6 事例7，天間館字中野金沢克己氏宅

九
七
九

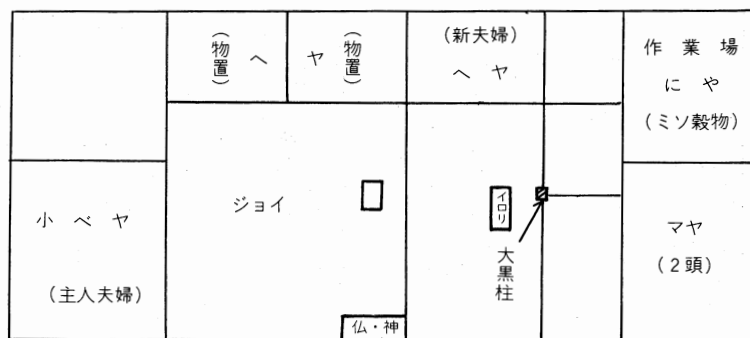


図6 事例8，天間林字疍兔内市三郎氏宅

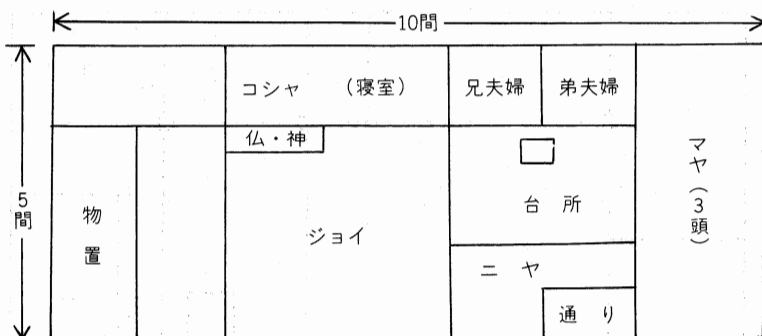
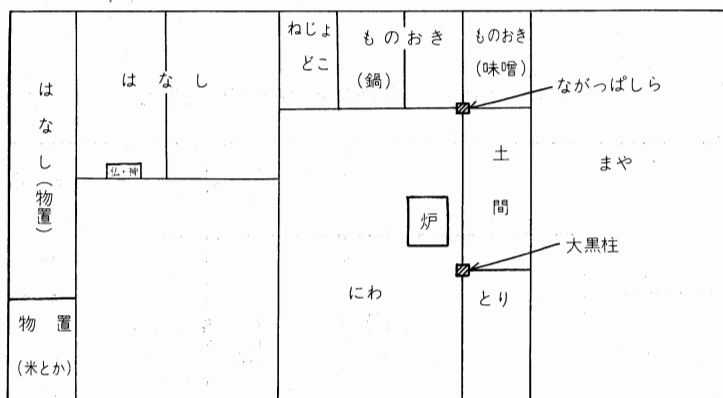


図6 事例9，天間館字鳥谷部鳥谷部長助氏宅



第27表 馬の飼育頭数（明治10年代）

村名 (現大字名)	馬の飼育頭数			一戸あたり平均
	牡馬	牝馬	合計	
天間館	114	216	330	1.3
野崎	19	80	99	2.8
中岫	10	56	66	3.9
花松	4	45	49	3.5
附田	1	26	28	3
榎林	26	256	282	2.5
二ッ森	18	64	82	9
(合計)	192	1,343	1,535	3.2

ここに合計一〇例をあげたが、勿論これらで天間林村全域の民家を代表しているとは言えぬし、また農民でも各階層地主・自作農・小作人（）によりその住居にも当然差異があるうが、ここでは残念ながら、これらの例がどの階層のものであるかも上野氏宅を除いては不明である。しかしにもかかわらず、ここに示された一〇例いづれにも共通するいくつかの特徴、すなわち一般的にみて天間林村の民家の特徴と考えてよからう点も存在している。

第一に、家屋のほぼ三分の一を「まや」にあてていることであり、しかもその「まや」は、内廐となっていることである。しかもいくつかの事例（例えば事例2、5）に明らかな如く「まや」は東側に位置している。（他の事例は方角について明示がないので確定し兼ねる）

南部地方は藩政時代より馬飼育において知られ、ここ天間林村においても広く行なわれていたことは先述の如くであるが、先の『上北郡村誌』より馬の飼育頭数及び一戸当り平均飼育頭数を示せば第二七表のようになる。

各地区において若干の差異があるが、平均一戸当り三頭の馬を飼育している。こうした馬はいわゆる馬小作（この点については、第六章で詳しくふれた）で飼育されていたものもある。しかし一戸当り平均三頭の馬を飼うためにはかなり

広い「まや」が必要であつたろうし、馬はこの地方の農民にとっては欠けがえのない財産であるために、そのことが彼らの住居構造を決定させたのであろう。同じ青森県でも津軽地方では内厩はほとんどなく、あつたとしてもそれほど広くない（草野和夫『青森県の民家』）ことからすれば、津軽地方と南部地方の農家における馬の占る比重、つまりは生産構造＝生活基盤に大きな差のあることを示すものである。

「家ノ構造ハ馬ト同居シ、厩ハ日当ヨキ東南ノ方角ニトリ、人ハ西北ノ寒キニ居ル、加フルニ此地歳ノ半、寒氣ニ犯サレアルヲ以テ、朝夕焚ク火ノ暖氣ヲ夜遅クマデ、朝早く受クル便アリ」（『七戸郷土史稿』）

「まや」が内厩で、東側に位置することはこのような理由からだつたのだろう。「人馬一体化」した生活は、しかしある意味では農民の必死の生活の現れであつたことも忘れてはならぬ。

第二に「せつちん」（＝便所）の場所と大きさである。まず場所は、必ず母屋外である。また大きさは例えば事例2にみられる如く一坪もある大きなものも存在する。これらは、当時の農業技術上から由来するものである。化学肥料が天間林村で使用されはじめたのは、石灰チツソの場合で昭和初年頃、その他になると昭和一二、三年頃からであり、明治・大正を通じて魚カス、大豆カスが中心であり、さらに人糞も肥料としては重要なものであり（榎林・中村専右衛門氏・同中村吉兵衛氏談）、こうしたことが、「せつちん」の位置と規模をきめたものと思われる。農作業上便利な位置、つまりは田畑に近い住宅外におかれ、かつ貯蔵上大きなものが必要とされたのである。

その他特徴的なこととして、屋敷の周囲には防風あるいは防火を目的とするオンコ・ヒノキなどが植樹されていたこと、それに対してクルミ・竹・しだれ柳の木は忌らわれたことがあげられよう。

また、家の新築あるいは屋根の材料は当時はカヤが多く使用され、ふきかえについては共同作業が行なわれているが、このことが時として喧嘩争いの原因ともなり、またユイなどの共同作業、共同労働組織の一形態でもあった。

本項の最後に『第二区居屋敷書上帳・二ツ森村』なる資料を紹介しておこう。この資料は明治六年三月に、戸長・副戸長あてに二ツ森村民の屋敷地の面積を報告したものであり、全七件からなる。(これに、組頭を加えた全八戸が、当時の二ツ森村の全戸数ではないかと想像される) 当時の屋敷地の広さを示しており興味深い。

図表第七―一から七までがそれである。

こうしてみると当時の二ツ森村の屋敷面積は実に広いことがわかる。最高三五二坪、最小でも一四九坪、平均して、二二五坪余である。

記

第二区二ツ森村二ツ森三太居屋敷地

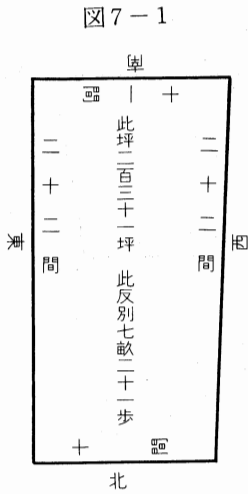
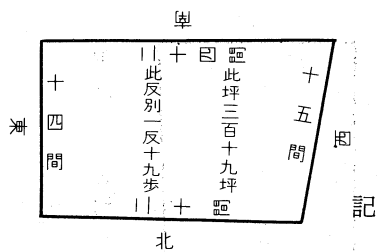
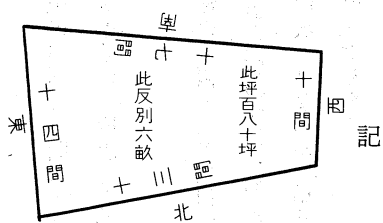


図 7-2



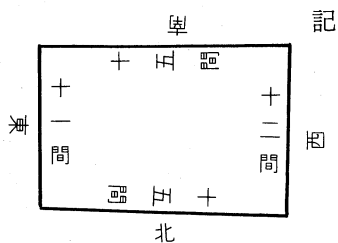
第二区二ツ森村附田又助居屋敷地

図 7-3



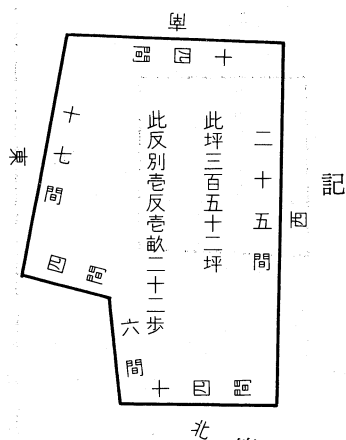
第二区二ツ森二ツ森佐之助居屋敷地

図7-5



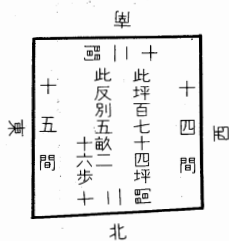
第二区二ツ森村二ツ森六助居屋敷地

図7-4



第二区二ツ森附田右平太居屋敷地

図 7-6



記

第二区二ツ森村二ツ森治郎居屋敷地

右之通私所持居屋敷相違無之候
以上

第二区二ツ森居住

農二ツ森六助

組頭

森田 長助

明治六年三月

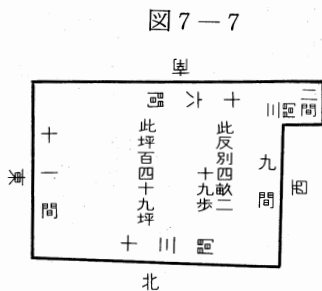
戸長

副戸長

御中

(以下この部
分は同様に
つき省略)

記



第二区二ツ森村藤島五郎居屋敷地

第四節 村民生活の諸様相

(一) 商業・取引

天間林村はいわば純農村地帯である。したがって日常生活の為に必要とされる物資のかなり多くのものは、他の地に求めなければならなかった。明治時代に入りしだいに貨幣経済がこの農村地帯にも浸透してきたし、またかつては用益権が保証されていることにより購入の必要のなかった品々も、その林野・原野が官有林野（原野）とされることで、必然的に購入せざるを得ない場合も生じて来たのも当然である。そうした中で一般に庶民はどのような様にして日用必需品等を求めたのであろうか。

封建制社会の特徴の一つは、村落共同体を中心とする自給自足的経済であることは言うまでもない。しかしその共同体は、勿論単に一村落に限定されるべきものではなく、日常品に於て欠乏すべき品物があればこれを求めて数ヶ村があい交わうより大きな共同体をつくっていることすらある。封建制時代すなわち我国においては江戸時代において何らの商取引・交易がなく、庶民が一村内において自給自足的自然経済を営んでいたかの如く考えることは全くの幻想ではない。一般庶民もまた自己の生活の維持のために、ささやかな取引を行なわざるを得なかった。上北地方における、かかる取引の中心地は七戸村であつた。七戸には現在の十和田市周辺・天間林村・甲地村・六ヶ所村・上北町・東北町などの諸方面より、さらには野辺地方面からも一般庶民が集まつてきた。南部藩自体もこうした中で、自から補助金政策により各地の市日開設を奨励したという記録も残っている（『十和田市史・下』参照）。

それがさらに明治期に至り一層促進されていったのは言うまでもなからう。しかし一般庶民が何を求めてどこに行き、またどんな品物が天間林村にもたらされたかを知る資料は残念ながら皆無に近い状況なのだが、ここでは文献資料としては唯一みることの出来た、『李沢・木村家文書』中の「金銭諸物品通帳」を紹介しよう。

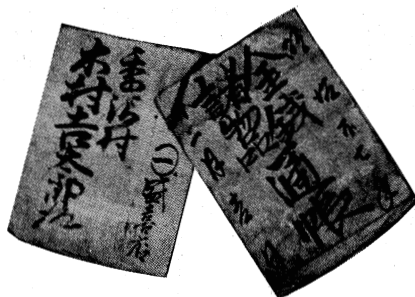
明治廿七年十二月吉日

金銭諸物品通帳

李沢村 木村吉太郎



大福帳



金錢諸物品通帳

印紙

此通帳使用期限

自明治廿七年十二月

至同 廿八年十一月

紙数五枚

明治廿七年十二月

盛田喜平治

印

記

十二月八日

一、金貳拾円也

正金四円八十銭

□□□□

同

一、壹円八十五銭

木綿代ノ高

かし

十二月九日

一、貳円八十七銭

木綿代ノ高

かし

未一月九日

第五編 近代

一、五拾四錢五厘 木綿切ニノ高 かし

一月五日

一、壹円 石油一瓶 かし

□□□□

同

一、糝片馬 かし

一月廿日

一、拾円也 正金二円二十錢

若者給代引 かし

一月廿日

一、壹円廿四錢 木綿代ノ高 かし

三月十日

一、三円也 正金五十四錢

手代木 卯之様 かし

三月十四日

一、四拾九錢五厘 諸品代ノ高 かし

同

一、六升

かし

三月廿四日

一、四十七錢

□□□□

かし

三月廿七日

一、金四円

受取

かし

上納引七十二錢

九月七日

一、貳円四錢七厘

木綿代ノ高

かし

四月十日

一、四升

かし

五月廿日

一、貳升

かし

五月廿二日

一、三升

かし

六月卅日

天間林村史

第五編 近代

一、廿一錢五厘 目薬 全丈六 □□かし

七月十日

一、十七錢 かなな 目薬 かし

八月四日

一、貳升 かし

同

一、三十五錢 □□紺染 かし

八月廿七日

一、壹円五十錢 染一反 □□□かし

八月卅日

一、七錢八厘 紅□六尺 かし

八月卅一日

一、貳升 かし

同

一、金拾円 受取 □□□□□台引八十錢 かし

同

一、五升
かし

九月九日

一、十四錢
玄米一升代
かし

九月十六日

一、壹円〇壹錢六厘
上々花色一反半
半紙式丁

九月十五日

一、九拾九錢
死物諸品代
かし

十月十二日□□□□

同

一、壹斗
かし

十一月三日

一、壹升
かし

十四日

一、貳升
かし

二月十六日

一、貳升
□□□
かし

天間林村史

第五編 近代

廿六日

一、四十錢

茶壺□

かし

七月廿日

一、十四錢

玄米

かし

十月卅日

一、五錢五厘

□□

かし

ノ

受己の直々

駒川鳥代八十五錢

□酒七升 代替八十弍錢

□酒七升 代替六錢

五月ノ代 十錢

ノ六月六十錢

□ノ七拾七円二十弍錢

十一月廿九日

一、五拾三円六十五錢六厘 切手受取

ノ残□□中

十一月廿九日

一、六十錢

木綿代

かし

十月廿日

一、四円六十錢

木綿代、高

卅日

手紙 夫三太

一、貳合

、三口新通入

十二月廿日

一、貳拾四円

受取

、七拾七円六十五錢六厘

引テ

三十六錢六厘 受取

十二月廿日渡

廿八年秋ヨリ

十二月廿九日

一、六十錢

木綿代

かし

第五編 近代

第五編 近代

同卅日

一、四円六十銭

木綿代

かし

同

一、式ノ□□□

かし

十二月十日

一、□□五升

かし

十二月廿日

一、金貳拾円

かし

□迄頼入候 二〇利四円八十銭

十二月廿一日

一、四円四十銭

木綿ノ高

一月十五日

一、壹円〇六銭

木綿切口ノ高

かし

同

一、五十五銭二厘

ロール同上五寸

かし

一、六十五銭

指一反

かし

一月十七日

一、十五錢

茶半斤

かし

三月十五日

一、廿壹錢

木綿足袋壹足 花染五尺

三月廿四日

一、金五円

受取

かし

上納引

利二〇九錢

三月廿九日

一、壹円拾五錢四厘

木綿代々高

三月廿四日

一、金拾貳円

受取

かし

壹□成江□訳改ニ

壹々ニ付□□貳円十六錢

三月廿七日

一、三升

樽共

かし

三十一日

天間 林村史

第五編 近代

一、貳升

かし

四月十四日

一、壹円廿五錢五厘

棉[?]一反

白一反

切^{□□}包

九巾六尺

かし

十五日

一、廿五錢

^{□□}

[□]巾三尺

^{□□□}

かし

六月廿一日

一、八拾錢

木綿代[△]高

かし

手紙

七月廿四日

一、壹升

かし

同

一、五錢

半紙式丁

かし

八月廿一日

一、貳升

かし

九月廿三日

一、五升

かし

九月廿三日

一、土四升

かし

十月九日

一、貳円廿一錢五厘

木綿ノ高

かし

ここにもみられる如く、木綿など衣料品（あるいは他の目的に使用したかも知れぬが）、酒、茶、紙などが七戸町盛喜商店より購入されていることがわかる。

衣類は一般には七戸町で購入したということは、榎林在住の中村専石衛門、中村吉兵衛氏、あるいは天間館字市ノ渡の市渡吉松氏らの話からもそうである。三氏の話による明治・大正・昭和前期の天間林村の商取引の状況をまとめれば次の通りである。

○榎林の場合

水田単作地帯であり、山林に乏しいので、炭などは甲地方面から求め、また海産物は六ヶ所方面から求めた。七戸には衣類を買いに出かけた。六ヶ所方面からは、毎年、ウニ、カツオ、テングサ、イワシ、シラウオなどを牛車にひかせて女性が行商にやってきた。こうした人が三〜四人はいた。この牛は放牧のため空いている「マヤ」につないでおく。榎林に着いたら彼女達は、榎林を中心に天間林村全域を回り歩いた。榎林内では、上・中・下の三地区で「市」を開くのが常であり、上榎林では高田家、中榎林では中村家、下榎林では附田家に逗留しそこで「市」を開いた。この場合、取引きは「ブッコウ」（物々交換）であり、例えばウニ一升が白米三升という割合であった。

○市ノ渡の場合

榎林とだいたい同じだが、この地区の主産品としては薪炭があり、それと「ブッコウ」を行なった。また時には野辺地方面へ出かけて海産物などを求めることもあった。

三氏の話は、氏達の子供の頃、さらには氏達の親からの伝え話の要約である。これをみてわかる如く、食糧品などはかなりの部分、物々交換がおこなわれていた様である。七戸町などから求める品とはこうした物々交換では間に合わぬ商品であったようである。当時貨幣経済が着実に進んでいるものの、しかし一般庶民生活では相変わらず

ず物々交換も重要な位置を占めていたようである。

(二) 自家用酒造の届け出

酒の醸造に関してはすでに江戸時代より「酒造株」を発し、藩権力がこれを一部有力商人に特許的に認めるや
りかたが南部藩においても行なわれていた。今日の青森県内の旧南部地方では、五戸、七戸などには有力な商人
が存在し、彼らは醸造業にも着手していたという。

明治時代に入り、いかなる人々も酒造業をはじめるとは基本的には自由であった。しかしこの為には莫大な資
本蓄積を必要とするため、一般庶民がこれに当ることは全く不可能であった。したがってこうした酒造業者とし
ては、当時の有力者たる地主、豪商などに限られたのは言うまでもない。庶民は酒を購入すると同時に、自家用酒
(にぎり酒)を造りそれを愛飲した。次にかかげる資料は「にぎり酒」造酒の届け出である。

造酒見込種目石高御届

一、米雑穀五斗

内

蒸米雑穀貳斗五升

麴米貳斗五升

仕込水四斗

天間 林 村 史

此濁酒九斗

右者造酒十五年度二期中自家用料之為釀造酒類置込種目石高書面之通ニ有之候此段御届申上候也

明治十五年五月

上北郡榎林村

木村三右衛門

上北郡長 藤田重明殿

〔李沢・木村家文書〕

自家用料酒類製造鑑札御下渡願

上北郡榎林村字李沢村家前十番地

木村吉太郎

一、濁酒九斗壺升式合五勺

此蒸米五升

此糴式斗五升

此仕込水五斗

右私儀明治十八年度一期製造仕候ニ付鑑札御下付相成度此段願候也

明治十九年一月廿八日

木村吉太郎印

上北郡長 小林歳重殿

前書之通願出ニ付奥印候也

上北郡天間館村外六ヶ村

戸長 鷹山宇太郎 印

明治十九年一月廿八日

〔李沢・木村家文書〕

(三) 生活の中の知恵

明治時代の庶民の生活は今日の我々の生活に比すれば大変にきびしいものであったに違いなからう。そうした中では、現在からすればまことに「たわいない」事すら重要なこと、大切なこととして伝えゆく場合もあった。否、今日我々が「科学性」「合理性」を誇る余りに忘れ去ってしまったている貴重な生活の知恵、経験もあったに違いない。

次の「資料」は「極秘伝書」とある。現在からすれば取るに足らぬ事もまた当時の人々には貴重な生活の知恵であったことを示すものとして興味深い。

明治十一歳寅正月吉祥日

極秘伝書

○第一吉野染秘伝

一、生油六十匁 錫七分五厘 唐蠟とうろう老匁式分 石炭いしは老匁式分 薰録くろく七分五厘 白砂糖七分五厘 晒松脂さらまつね四分五厘 唐新とうしん一分五厘 易な

天間 林 村 史

八ツ密陀僧式分四厘能煎吉野紙二而通シ可用口伝也

○木江曳盒法

一、極上之油壺盃盒八匁密陀僧四匁唐土式匁口梨式匁笹葉五枚錫匁唐新式匁薰録式匁易六ツ煎時者火ヲ程々ニシテ
三日程煎木引候而もちれざる程二煎可用秘伝也。

○籐芦煎法

一、芦防拾匁おろへき六匁七分まつやに壺匁八分つつふし壺匁式分笹葉三枚白砂糖五匁水式盃入壺盃煎可用

○合羽指笠繕苦之伝

一、極上之柿澁ヲ入其紙ヲ直ニいたみ候所附天白ニテほし盒ヲ引や□□以はなると言事はは妙伝也
一、根花薄めにとうき火にかけて白色はかり之黒め之節さけてよシさまして引也

○盒合羽引盒事

一、油壺盃密陀僧十匁能煎ちれざる時合羽引也

○錆

一、白木さびを附ふし右もひりおとし本宗をませたる漆二而ふきあけるろにてほしとくさにてふしをきしをきり其上
早うるしがぬ也誠色きれいみへ候

第五節 「共同体」的關係——特に「入会権」について——

資本主義社会以前においては、人間は何らかの「共同体」を基盤として生産活動・生活を営んでいたとする考え方は、現在に於ては広く採用されている。そしてまた、日本においては、その「共同体」的關係が、明治以降の經濟的・政治的・社会的な諸側面における資本主義的改變にもかかわらず、特に農村地帯を中心として、広く「共同体」的諸關係が存在していたという事実もまたよく指摘されて来たところである。勿論その場合、かつての「資本主義論争」（『封建論争』）にみられた如くに、この「共同体」的關係を、封建制社会の残存物とみるのか、すなわち遅れた、後進的な遺制としてこれを規定するのか、あるいは逆に、例えば社会学者・有賀博士の諸研究にみられるように、これを日本社会の特殊の事実とみるのか、という問題は末だに決着をみないままに残っている。

しかしいづれにしても、大塚久雄博士が述べられる如く、少なくとも人類の歴史上、封建制社会までは「共同体」的諸關係は、極めて重大な位置を占めていたのであり、かつ日本を含めたアジア社会に於ては、その關係は極めて強固に存続して来たのも事実である。

この節においては、具体的に天間林村に於ける「共同体」的關係のいくつかを資料の許す限りにおいて紹介することとしたい。

(一) 「入会地」問題と「共同体」的關係

先に国有林について述べた時にもふれたが、一般に封建制社会においては、「ムラ」（集落）の構成員は、全体

として一定地域に対する各種用益権を排他的に所持しており、それはその構成員の生活上なくてはならぬ権利であり、したがってそれを保持し、守ってゆく為にも、用益権を保有する個々の構成員に対しては厳しい規制が慣習的に設けられていた。かかる如き用益権の及ぶ地域を一般に「入会地」と呼んでいた。

したがって「入会地」の如き共同用益権地の存在が、一種の共同体的諸関係を生み出すことは判るが、この他にも封建制社会の如き、一般には労働力の劣る時代に於ては互助的關係を必要とするし、また特に日本のように農作業に集約的に、かつ一時的に労働力の投下を必要とする状況の下では、この共同体的關係は様々な形をとりつつ存在していた。そしてこの關係は、先述の如く、日本の場合には何らかの形で明治時代以降の資本主義的發展の中でも存在していたものも多々みられたのである。

天間林村に於いても基本的にはこの一般論が該当するとしてよからうと思う。資本主義的關係が、村民生活をとらえるのが極めて遅々とした進み方しかみせない地方においては、なおさらこの共同体的關係の存在は強いものである。

ところどころかかる共同体的關係を示す資料は、文書としては仲々残らないのも事実である。それはこの關係が慣習的・慣行的なものとして維持されて来たことにも一因あるだろう。こうした中で、明治二六年農商務省が行なった全国の林野入会慣行に関する報告中の、天間林村分が我々の利用できる資料としては最も基本的なものと言いうるだろう（本報告は、森林所有権研究会『明治二十六年・全国山林原野入会慣行調査資料 青森県』（昭三三年）に収録されている）。

一 入会権ト称スルモノノ体様及其種類

入会権ニハ作毛ノミノ入会アリ、土地共ノ入会アリ、又同一ノ入会ニ收穫ノ歩合ヲ同一ニスルアリ、又異ニスルアリ、其作毛ノミノ入会ハ維新前ニ於テ官有地ニ於テアリ、土地共ノ入会ハ維新前後共アリ、其作毛ノ取得ニ入会町村（二町村ノミナラズ其町村ノ小部分モ団体シテ入会権ヲ有スル事アリ、故ニ団体ト云）即一団体ト一団体ノ大小ニ応ジ歩合ヲ異ニセリ、入会団体ノ大小ニ関セス均一ニスルアリ

一 入会権ノ起因

入会権ハ双方ノ承諾ヨリ生セリ、其發生ノ源^{（マツ）}因ハ昔時官有地ニ株苅取、牛馬放牧ノ為多クハ接続ノ町村即団体ト団体ト共同保持シタルニヨリ起レリ、故ニ最初ヨリ合意、入会アリ、争論ノ後何レノモノトモ定メ難キヨリ入会トセシモノアリ、現今私有地ノ入会権ナルモノハモト官有地ノ入会ノ慣行ニ外ナラサルモノノ如シ、

一、入会ニ関スル規約アラハ其規約ノ写

別紙写ノ通

一、入会権移転ノ場合及其方法

入会権ニ移転売買ノ慣例ナシ

一、入会^{（マツ）}権消滅ノ場合

入会権者双方ノ棄却双方ノ合意上ノ解除、但慣行ナシ

一、入会権ヲ有スル村内人民ノ出入ニ付其權利ノ得喪

入会地ナルモノハ旧時ヨリ恰モ私法上法人ノ資格ヲ以テ共有セシモノナレハ、其一町村内（二団体）ノ人民ノ異動ニヨリ其權利ノ得喪ニ消長ヲ来サス、然レトモ近時交通頻繁、住居ノ自由ナルヨリ、一方ノ団体ノ内ヘ他町村ヨリ転住セシモノハ、其入会地ニ特別承諾ヲ得ルニアラサレハ、加入ヲ得ル能ハサル慣行トナリヲレリ、

一、入会地ニ年限アルヤ 年限ナシ

一、入会権施行ノ為メ地主ニ賃料又ハ下草料納付スルモノアリヤ

現今別ニ地主アリテ他ト他ト入会権施行スルモノナシ、故ニ賃料又ハ下草料ヲ納付スルモノナシ

一、入会権設定ノ方法ハ維新前後ニ於テ差異アルヤ

不明

一、入会地ノ官有地ナルト私有地ナルトニヨリ入会権ニ差異アルヤ

現今官有地ニ入会トセルモノナシ

一、右ノ外入会権ニ関スル一切ノ慣例

入会地ニ対シ其費用負担及割付法ハ作毛ノ残余金ヲ以テスルアリ、其費用ヲ毎戸ニ割付スルアリ

一、入会権ノ利益及弊害

私有地ニ付テノ入会権ハ何等ノ利益アルヤ毫モ尠見スル能ハス、今日存スルハ昔時ヨリ及沿革ニヨリ

襲用セルモノナレハ唯不得止ニ出テタルモノト考フ

この資料の原本は青森県庁の所蔵していた『入会権関係事項調綴』であり、その原本はすでに焼失、たまたま筆写されていたものがここに複製されたのである。おそらく青森県は、農商務省の指令の下で、県下全市町村にわたっていくつかの項目の下に調査を実施したのであらう。したがってこの調査が果して天間林村の入会権の全体像を示すものかどうかは、その調査項目の不備からみても疑わしいところがあるのは当然である。例えば、最終項目の中に「私有地ニ付テノ入会権ハ何等ノ利益アルヤ毫モ発見スル能ハス……唯不得止ニ出タルモノ」とされているが、明治二六年当時において入会権がかかるほどに不必要なものになっているとは思えないのである。それにしても、先述の如く明治二六年という極めて早い時期において、すでに「現今官有地ニ入会トセルモノナシ」の状況までに天間林村々民が規制されているのは実に驚くべきことであらう。

天間林村における入会権の実態は、この文書からすれば次の様に整理されよう。

大小さまざまな「団体」（すなわちこれこそが「ムラ」社会あるいは「共同体」と呼んでいいものであらう）が、「秣苅取」「牛馬放牧」のために「団体」として保持している権利であり、その権利は、基本的には譲渡・売買による移転、あるいはその消滅は慣例上ありえないものであること、かつこの権利は「団体」構成員の排他的なものであり、新来者にはその権利は原則的には認められないものであること、またこの入会権を保持していくためには、その入会権行使の可能な全戸の平等的負担の原則が存在することが認められることなどである。

したがって我々としては、この入会権の問題に関わる「共同体」的関係の問題も考えなければならぬのである。

る。すなわち、入会権を保持する為の全戸の平等的負担は、当然のことながら用益においても平等的行使を前提としなければならぬであらうし、かつその平等性の実現のためには、何らの「規制」がとり決められていたはずである。おそらくは「放牧」あるいは「秣蒔取」に関しても、期間・期日のとりきめ、犯してはならぬ違反行為などに関する規約があつたであらうと思われる。

(二) 「共同体」間の関係

一「共同体」が自己の成員の權益を保持してゆく場合、他「共同体」との間に衝突がおこるのはしばしばみられる事であつた。いわゆる「水争い」などはその典型的事例である。次に示す資料は「萱場争い」を物語るもので、屋根の資材として重要なカヤの産地をいかに確保するかが、「共同体」にとり重大な問題であり、そのため、「共同体」間の争いを引き起すこともあつたことを示している。

萱場秣場入会地約定証

上北郡附田村ト榎林村ト入会所今般示談ノ條款左ノ通

上北郡榎林村字卒古沢南二十一番

一原野反別

全 全 全

二番

一株場反別

右地所者附田村、榎林村入会ニ條得共葦秣者勿論地所共ニ附田村四分、榎林村六分ト取極苅取條節ハ御互ニ及通達ニ就議之上苅取申事、

右地所内之儀ハ土手築立、或ハ両村共不納得之議ハ勝手ニ致申間敷條事、

但右土地開墾等其筋へ出頭候義者、両村協議納得ノ上可奉願候事

一地租地課金上納及協議費等右地所に關シ候義ハ、一切前条之通附田村四分、榎林村六分年々割合差出可候事一右入会地所之儀ニ付今般野辺地警察署之御手数ヲ釀シ候ニ付、示談相整候上ハ此証書相添へ御届申上、且ツ戸長役場へモ差出可申候事

右之通約定取結候上ハ示談双方專ラ親睦ヲ旨トシ、彼我ノ便利ヲ得候様注意致、聊モ條約ヲ違犯致間敷候、仍テ為後日為取挽証書如件

榎林村中惣代

明治十二年十月十一日

附田村御中

(森林所有權研究会編前掲書)



榎林・附田境の萱場(昭和34年開田)

この萱場争いとその示談の取決めは、榎林・中村専右衛門氏の懐古によれば、附田村側が取り分を五対五にすることを主張してきた事を端を発したもので、榎林村と附田村とは人口、戸数ともに圧倒的に榎林村が多いのであるから、榎林村としてはその主張は認められぬと言うことで訴訟騒ぎにまで発展、ついにこの様な形で示談されたものという。

この示談文書にみられる如く二「共同体」間において、両者に共同な入会地を保持する取り決めが行なわれている。すなわち 一、取り分(利用率)に応じての負担(この場合は地租、地課金)の支払いを決めている事、二、入会地の形態変化などは原則として禁止、あるいは両村の協議に付する事、などがそれである。

「共同体」的關係とは、かくの如くに一「共同体」内の問題と同時に、複数「共同体」間の問題も存在するのである。そしてその複数「共同体」がある場合にはより有機的な関係を成立させる事により一「共同体」へと転化してゆく事も考えられる。

(参考)

以下にあげる文書は江戸末期の「入会」をめぐる「共同体」間争いの事例である。

口 上 書

乍恐口上書を以奉申上事

古来より私共村方之内、川目谷地与申所江牛野放、其外茅場并朝草苅取候場所ニ御座候、然処年号ハ相知不申候得共、前丑ノ年ニ而當年迄十三年ニ相成、私共谷地江同年甲田村之者共朝草苅、馬三四十疋程押込朝草苅取候ニ付、私共村中罷越、此場処ハ此方共之朝草其外、家茅共ニ苅取場処之处、其方共如何之心得違ニ而問合之焼打次第ニ苅取候哉与申向候処、甲田村者共申事ニ者、先年より朝草苅取来候得者、朝草苅取ニ而茂子細無之旨理不尽相募候ニ付不得止事、其節大肝入処江申出候処、直々大肝入安太郎殿、榎林村老名市助、孫右衛門、倉助、同道ニ而、右川目谷地江御天リ御詰合被下、私共村中、甲田村中右場処江御呼出ニ付、双方村中直々罷出候処、大肝入安太郎殿、榎林村老名市助、孫右衛門、倉助、寒水村老名久四郎御揃御立合之上、大肝入安太郎殿中申ニハ、李沢村之内如何訳柄ニ何甲田村之者共朝草苅取候哉与申向候処、甲田村老名助右衛門、与五郎、三九郎、才市兵衛、弥三郎申事ニハ、已前ヨリ此場処朝草刈取末候与申ニ付、其節私共申ニハ、此方共之場所江已来ハ決而朝草苅取候而者相成不申与申向

天 間 林 村 史

候処、甲田村之老名共申二者、已来此場処牛馬牽入申間敷旨申二付、大肝入并榎林村老名中、寒水村久四郎聞届之上、取究候場処ニ御座候而皆帰リ申候、然処猶亦此度當月十八日朝、甲田村ヨリ馬十疋程、右谷地引込朝草苅取居候処江、私共罷越草苅取候而者相成不申差留候処、同村者共引取申候、猶亦同日朝四ツ頃、甲田村中男女四十人程牛馬四十疋程私共谷地江牽參、草苅取居候ニ付、私共村方ヨリ長松、久松、長助、孫作、要之助与申者共吉草場江罷越差留候処、甲田村之村之者共無体ニ私共村之者共江取付、右長松、久松、長助三人、大キ打擲ニ相成、押テ懸合候而者、甲田村大人數事故、私共怪俄等出来も難斗存知引取申候、甲田村之者共勝手次第ニ私共草場ヨリ草苅取帰リ申候、右之通乱妨同様草場苅取候而者、小村之私共迎茂御郡役茂勤兼、引立候様茂無御座、村方一統心配罷在候、牛島飼料行當兼、大ニ迷惑至極ニ奉存候、依存同日直々大肝入処江右之通委細申出候処、大肝入善六殿申二者、甲田村之者共より申出二者、此度李沢村之谷地江罷越乱妨ニ草苅取申候趣、大肝入善兵衛殿より咄合致候由知仕候間ん私共何分御了簡被下度旨申上候処、尚亦月十九日私共村方長松与申者、右谷地江朝苅ニ罷越候処、甲田村之助右衛門、丑松、太郎与申者共三人、右長松江取付、打擲伏セラレ、其篇右助右衛門申二者、李沢村近者共打殺候而茂子細無之与申、散々ニ打擲制相成、朝草苅不申、長松漸々帰リ申候、又候、翌廿一日朝、私共村之由蔵与申者、朝草苅取馬ニ附帰リ候処、甲田村之共川目坂与申処待伏居処江右由蔵差懸リ候ニ付、甲田村之者共馬ヨリ朝草切落候上、強被叩苦痛ニ而伏居候処、村之者共由蔵江見當リ、四人ニ而昇帰リ申候、右ニ付村中一統草苅取兼、同月十八日ヨリ同廿一日迄四日之内牛馬足カキシミ

申ニ付如何共込り果罷在候、猶又甲田村方儀者草場処家茅場処少茂不足無御座、脇村江テ草家茅与売出候趣承知仕候、右草知仕候、右草売出候程有余候欲心我儘之者共勝手次第小村近私共之内ヨリ草茹取申儀者難題与奉存候、依之御時節柄恐多願上様奉存候得共、何卒御慈悲之御憐愍を以双方御見分之上、已前之通御取捌被成下候ハハ重畳難有仕合ニ奉存候、此段宜被仰被成下度奉願上候以上

慶応元年丑ノ六月

李沢村老名

長 助^印

同

与右衛門^印

同

孫右衛門^印

大肝入

善 六^印

岩間藤助様

一戸喜藏様

(裏書)

六月廿八日上ル

天間 林 村 史

〔李沢・木村家文書〕

第六節 鉄道（東北本線）と天間林村民

（一）我国における鉄道建設の特徴

「英國の鐵道が産業革命期に於ける市場展開の要請に沿うて生長し、資本自體の成熟につれて相互に合併し、總資本の要望によつて統制され社會化されて、いわゆる National Utility 或は Public Utility の性格を獲得するに至る典型的な自生的發展の型と、日本の鐵道が最初から鐵道官僚の手で育成され、財政的、軍事的其他殖産興業的意圖の下に市場の要求に先行し超越しつゝ、國家資本或は特權的財閥資本の形で總合されて行くところの顛倒的發展の型とは極めて對照的である」と、島恭彦氏は、その名著『日本資本主義と国有鐵道』（昭和25）においてのべている。

この様に鐵道建設自体が、「英國型」とは全く逆のタイプを我国が示したのは、勿論その前提たる資本主義社會の形成、發展の質的差異によるものであることは明白である。

我国において最も早く鐵道建設がおこなわれた明治五年開業の東京横浜間の鐵道は、元來外國資本の要請に應じて、むしろ國外市場向けのために建設されたものであり、あるいは鉾山専用鐵道においても、その鉾山が官營であり、かつ従つて鐵道も官營であり、そのために鉾山あるいは鐵道が我が國の産業機構との内在的結びつきがうすく、ために早々と払い下げあるいは中止の止むなきに至つたといわれる（以上、島恭彦・前掲書）。東北地方における最も早い鐵道であつた釜石鐵道もこの例外ではない。明治七（一八七四）年、工部省により岩手県大橋

鉾山が官営とされ、本鉾山と金石港を結ぶ専用鉄道として敷設されたのがこの鉄道である。この鉄道はしかし、わずか十ヶ月にて鉾山の閉鎖とともに廃業となる。元來鉾石を中心とする輸送が主体であつたが、一時期においては、「一般人民便利ノ為」「官用ノ余暇ニ」民衆を乗せることもあつたが、その時も「官用ノ都合ニ依リ、多少ノ遅速、又ハ途中停車、或ハ全ク往復致セザルコトアルベシ」という「鉄道乗車心得」に従わなければならなかつた。この様に地域社会とは全く無関係の中に鉄道が存在していたのである。（以上島恭彦前掲書および豊田武編『東北の歴史（下）』（昭54））

（二）東北本線の敷設問題

さてこの様な特徴をもつ我國の鉄道であるが、東北本線の場合はどうであつたのだろうか。勿論この鉄道建設も、財政的あるいは殖産興業的意図から発しているのは、建設に至るまでの事情で明らかであろう。

（なお、今日の東北本線は、明治三十九年三月成立した「鉄道国有法」ともつぎ、明治四十二年一月二日に「東北本線」と名称がえになるまでは、私設の日本鉄道株式会社が経営していたので、「日本線」と呼ばれていたが、ここでは「東北本線」としてのべていく。）

すなわち、東北地方に、幹線鉄道を敷設しようという構想は、すでに明治五（一八七二）年より出ていたというが、それが明治九（一八七六）年に至り、華士族へ金禄公債が下付され、それを有利に運転させる事業としては、片や銀行設立（全国至るところの土族銀行をみよ。青森県においても第六十九銀行（現青森銀行）、あるいは八戸における第百五十銀行はその典型である）や、あるいは、鉄道敷設への投資が注目されていた。こうして、

明治一四（一八八一）年に華族団体が中心となり、東京・青森間に鉄道建設の実施計画を立てることになった。元老院議員兼工部大輔吉井友義を社長とする資本金二〇〇〇万円の日本鉄道株式会社が誕生したのである（以上豊田編前掲書）。

線路敷設工事は五区に分割施行される。青森県内分は盛岡―青森間が五区にあたり、明治二一（一八八八）年に起工され、明治二四（一八九一）年に開通し、こうして東京―青森間、およそ七三二キロが全通したのである。開通とともに、上野と青森から一日一回直通列車を運転、その所要時間は二六時間二五分であつた。

この日本鉄道会社は、名目は民間であるものの、政府の手厚い保護を受けたことは言うまでもない。鉄道用地が官有の場合は無償貸与、あるいは相当の代価にて払い下げ、また民有の場合は「公用土地買上規則」すなわち現在の国家土地収用法と同様な手段にて政府の買い上げがあり、次いでこれを会社に払い下げた。また、少なくとも明治二五（一八九二）年四月までは、営業事務を除く全ゆる運営は、工部省鉄道局（後、内務省鉄道庁）が行なうという有様であつた。

かくして、東北本線は全線開通を見たのであるが、ここまでに至るのには、いくつかの支障があつたのは事実である。その中でも特に鉄道路線ルートについては、一つには軍部からの注文、今一つには一般住民側からの注文があり、細部に亘つては何かと大変であつたらしい。

まず、軍部側の路線変更要求とは、国防上から海岸線を避ける様にとの注文であつた。すなわち、東北本線に關しては、特に青森―盛岡間が問題になり、現在の花輪線を通り、盛岡―一戸―浄法寺―新町―大館―弘前―青

森のルートが主張された。この様なことは、東海道線においても同様おきているが、こうした主張には、技術上の問題と営業上の不利とがあげられ、結局予定通りの路線ルートが押し通されたといわれる（豊田編前掲書など）。

今一つは、一般民衆の方からの反対である。これには大別して(1)市民の迷信ないし後進性 (2)土地買収の困難 (3)経済状態の悪化 (4)交通業者の反対があつたといわれる（『八戸の歴史(下1)』参照）。勿論一般住民は、全てが反対したわけではなく、熱心にその誘致運動に奔走した人々も多数いたのは事実である（例えば八戸の北村益を中心とする人々など）。

こうした迂余曲折を経ながらも、東北本線は明治二十四年に開通、同時に営業を開始し、以後、日本資本主義の発達の中で、逆に東北開発・北海道開発（ともに不十分であり、かつ、後進性を強いられたものではあるが）、あるいは国防上よりしだいにその役割をたかめてゆくことになる。

(三) 東北本線敷設時の天間林村における問題

東北本線は、現在に至るまで天間林の東片、すなわち二ツ森付近を通過している。しかし残念なことに、この東北本線は天間林村内においては一つの駅すら有するものではない。したがって、もし東北本線を利用するとするならば、従来に於ては陸羽街道すなわち国道四号線を北上して千曳駅に出るか、あるいは戦後によく具体化された南部縦貫鉄道により同じく千曳駅に出るかしかない。今日に至るまで、天間林村（あるいは同様に七戸町、十和田市など）のこの不利益、不便さはかなりのものがあつたことであろう。

ところで、では天間林村に於ては、はじめから全く駅舎設置予定がなかったかと言えば、そうでもないらしい

のである。すなわち『甲地村史』に収録されている古老の言い伝えとして次のような下りがある。

「甲地村（現東北町）には、停車場が二つある。乙供駅と千曳駅である。乙供駅の出来たのは、明治二十七年一月四日で、この日から開業した（なお千曳駅はさらに遅く、明治四十三年十一月のことである）。初め駅の選定せられた場所は、今の天間林村『甲地村史』では浦野館村となっているが、明らかな誤り……筆者注）内の二ツ森、トンネルのある附近であつたが、当時鉄道の利というものに対する地方民の理解がなく、遠方からいろいろなものと同時に病氣や災難も押しよせて来るだろう、などという単純な考えから極力此地の設駅に反対したので、今の乙供に変更されたものだと言えられる。……」

この様な事情の真偽のほどはともかく、少なくとも鉄道線路が通過するだけでも大きな反対をしばし引き起こしたくらいであるから、駅舎設置になるとなおさらであつたことは想像に難くない。例えば、県内においても、路線から大きくはずれた例の一つとして八戸、七戸等の場合があげられようし、また駅舎の問題では、三戸町には駅舎なく、三戸駅は南部町に存在するなどの例もある。天間林村の場合もそうした事情は当然考えられるところなのであり、村民の間にも、そうした話を聞いたという人も存在するのである。

勿論だからと言って、駅舎設置反対を、単に先にあげた四つの理由の第一番目の理由だけに帰してしまふのは余りにも早計すぎるであろう。表面的には第一の理由が先行するとしても他の理由もその根本的なところでは存在したのではなからうか。そうした思いは、次の如き文章を見ればなお一層強く感じられなくもない。

青森県達 諭乙第一号

郡役所

戸長 役場

御国内鉄道布設ノ事業、近来大ニ進歩シ、東北鐵路ノ儀モ已ニ宇都宮ニ達シ、同所ヨリ白川ニ達スルノ線ハ大半落成、宮城・福島間ノ一線モ近日着手ノ計画コレアル趣ニ付其早晚青森ニ達スルハ必然ニコレアリ候エドモ、申ス迄モナク巨額ノ費用ヲ要スル儀ニ付、鉄道会社資金ノ都合ニ依テハ、今後幾年ノ遅延ヲ来ス哉モ計リ難ク、若シ其落成ノ期ヲシテ遅キ一年ナラシムルトキハ、人民一年ノ福祉ヲ損スルモノト云モ不可ナルナキコトニ候、然ルニ本県下ノ儀ハ、皇国東北ノ要衝ニ当リ、北海道ニ接近シテ其咽喉ヲ占メ、鐵道落成ノ上ハ随テ被ムル所ノ幸福他県下ニ比スレバ一層異ナル所ノ事情モ之有ルニ付、県下人民公利公益ノアル所ヲ慮バカリ、此際奮起応分ノカタ致シ、其本県下ニ達スル期ヲシテ一日モ速カナラシムル様致シ度候條、此意ヲ体シ普ク示諭致スベク、此旨諭候事

明治十九年一月十一日 県令 福島 九成

〔甲地村史〕より引用

この「達」は結局、県内における来るべき東北本線建設に対しては、官吏、人民を問わず大いに協力すべしというものであるが、ここにいる「県下人民各公利公益」の何たるかは全く不明であり、むしろ北海道開拓の必要性のための県内鉄道通過と言った側面が強い。確かに北海道の発展に伴う公利公益は「他県下人民ニ比スレバ一層異ナル所ノ事情」にある青森県には一番の福祉をもたらすかも知れぬが、しかし、かかる程度の大義名分では、人々の積極的賛同を受けぬことは今も昔も同様である。

地域住民への福祉、繁栄を、より具体的に説く努力のなさが結局住民の反発をくらうものとなったのであろう。ましてや、この様な「達」を前提として、いきおい強制的に土地とりあげを図ろうなどとすればなお一層の反発を招く事は必至である。

さて天間林村に於ては、駅舎設置はなかったのであるが、先述の如く東片、二ツ森付近を通過している。この通過地域の土地が、買収され国有地にされたのは当然である。以下、この点に関する二組の資料をあげておこう。(以下の引用資料はいずれも『李沢・木村家文書』より)

明治二十二年十二月吉日

鉄道潰地及毛作損害料割合帳

木村吉太郎 扣 (表紙)

記

(図 省略)

合反別四反壹畝壹歩

金四円九拾壹錢七厘

割 但シ壹反歩ニ付 金壹円十九錢九厘當

李沢与之助

一、金壹円八拾三錢

廿二年旧閏十二月廿九日渡シ

伊賀 由藏

一、金貳円貳十八錢

廿二年旧閏十二月廿九日渡シ

記

鐵道潰地ニ係ル青作損害料

一、金三円貳拾四錢四厘

一、潰地仮反別四反壹畝〇壹歩

天 間 林 村 史

第五編 近代

割 壱反歩ニ付 金七拾九錢一厘當

李沢与之助

一、反別壱反五畝九歩

金壹円貳拾壹錢相渡シ

伊賀 由蔵

一、反別壱反九畝貳歩

金壹円五拾錢相渡シ

木村吉太郎

一、反別六畝貳拾歩金五拾貳錢三厘

證

一、金拾壹円六拾貳錢貳厘

鐵道潰地ニ係
ル青作損害費
五分通り

右正ニ請取候也

上北郡天間林村大字榎林

明治廿三年七月三十日

木村吉太郎 ㊟

右の二つの資料の關係は不明であるが、いづれにしても、木村吉太郎をはじめとする土地所有者に対し、国有地編入への補償金と作物への補償が一応おこなわれている事ははつきりしている。

ところが、この様な田畑あるいは作物への補償に対して、溜池などの付帯地は、仲々補償されなかったのではないかと思わせる資料がある。

鐵道潰地代及手當金御下渡願

上北郡天間林村大字榎林字李沢家ノ後六番内

一、溜池反別廿九歩 潰地

此相當代価金三円貳拾八錢八厘

但 反金三拾四円壹錢四厘

此手當金壹円貳拾五錢

右御下渡相成度候也

上北郡天間林村大字榎林

天間林村史

木村吉太郎^④

明治廿四年六月廿九日

鐵道漬地代及手當金御下渡願

上北郡天間林村大字榎林字李沢家ノ後六番

一、溜池反別廿九步

此相當代金參円貳拾七錢八厘

但 壹反步ニ付金三十三円九拾壹錢

此修築手當金六円五拾貳錢五厘

但 壹坪ニ付金貳拾貳錢五厘

右御下渡相成度候也

上北郡天間林村大字榎林

明治二十四年十月五日 木村吉太郎

右の二通の「願書」はそれぞれ受付印「六月卅日收受第七三七七号」、及び「十月六日收受第一〇七一九号」とあるから、何らかの公的機関に対して提出されたものであることは間違いない。

さてこの両「願書」において漬地代金が請求されているのは、ともに溜池であり、それが番地及び面積が同一であることから、同一溜池とみなして間違いなからう。それなのに、わずか三ヶ月の間に二度も願書が提出されていること、あるいは請求金額及び内容が違っていることが甚だ興味あるところである。思うに、これは、当初六月の請求に対しては何ら処置なく、したがって一〇月において、すなわち溜池は耕作期にあつてはそのまま保持・使用されてきたので、改めてその「修築費」を請求したのではなからうかと思われる。なおこの溜池自体が、鉄道用地に含まれた事は次の資料で明らかである。

郡名	村名	字番号	反別	地主名
上北	天間林村 大字榎林	李沢家ノ後 七番ノ式号	田一反四一八	木村吉太郎
"	"	七番ノ式号	" 四〇二	同人
"	"	李沢家ノ前 三十九番ノ八号	秣三 三〇一	同人
"	"	七戸道ノ下 三拾六番ノ六号	" 五 三三四	同人
"	"	李沢家ノ後 六番ノ二号	溜池 〇二九	同人

木村吉太郎

別表之地所、官有地第三種鉄道用地ニ編入候旨、縣達相成候旨ヲ以テ関係者へ示達方本部長ノ達有シ候条、右伝達ス

明治廿六年四月六日

天間林村長 井上保太郎



公的には溜池の官有地編入達が、明治二六年四月であることからみても、この溜池補償はかなり難行したのではなからうか。

(四) 鉄道とその後の天間林村

ともかくも、その理由は不明であるが、天間林村内には駅舎建設はおこなわれず、単に通過するだけとなつてしまつた。このことは、それ以後において、鉄道の利便さが認識されればされるほど残念に思われたことであらうことは疑い得ぬ。やゝ後代の事であるが、天間館青年学校『郷土調査』には、「鉄道トシテハ本村ノ東端ニソノ路線ヲ見ルモ利用デキズ、輸出入ノ荷送ハ乙供・千曳ノ両駅マデ運搬セネバナラズ、夏期中ハ不便ヲ感ゼズトモ冬期ハ積雪ノ為ソノ困難一方ナラズ、初夏ハ又甚シ」とある如く、鉄道利便のなさは、少なからぬ村民に不利益を与えたものと言いうるであらう。もつともかかる事實は、天間林村民以上に七戸町民などの方が痛切に感じたであらうことは疑い得ぬ。そのことが現在の南部鉄道への強い要望となつていたのであらう。すでに南部鉄道に関しては、明治二九年にその発起人会がひらかれている。

ところでこの様にして鉄道利便の少なかった地域に対しては、いわゆる停車場道の工事が県当局により計画されている。この停車場道を含めて当時かなりの道路新設・改修工事が計画され、この費用として県債の発行が考えられたために、改進黨系を中心として反対運動が展開される。この反対は道路工事そのものへの反対では決してなく、県債によることへの批判であつたようだ。例えば「鉄道ノ開通ニ依リテ必要ニ迫ル道路ハ県知事ノ明言セシ如ク各停車場道ナリトセバ県債ニ依ラザルモ其ノ目的ヲ達スルニ難キニ非ラズ。県知事が提出議案ニ於テ各

停車場道ノ里程合計五里二十二町内外ニシテ其ノ予算金ハ僅カニ四千五百円ナレバナリ」(弘前図書館岩見文庫資料)とある如く、必要な場合は、断固県予算等にて建設すべきという主張であろう。

県当局が当初予定した停車場道は二〇道あるが、このうち天間林村に直接関係するものとして、乙供停車場道(天間林村中野ノ天間館ノ甲地村乙供ノ乙供停車場)があった。しかしこの道路は結局明治二五年に、他のいくつかの路線が着工された時にははずされている(以上、青森県『青森県議会史・明治二十五年至明治四十五年』)。

鉄道が開通して沿岸住民はそれなりに便利さを時がたつにつれて味わうようになり、さらに産業の発展にも徐々にではあるが影響を及ぼしていった事は当然であろう。その一つに例えば七戸を中心とその一帯における産業の振興があり、これは鉄道輸送が発展するにつれ、それとの連絡をもつ事により益々発展をみせていった。

しかし、ささいな事ではあるが沿線住民が、今様に言えば「公害」を味わった事例もあることを忘れてはならないであろう。鉄道敷設に反対した理由の一つに「煙害」すなわち汽車の煙が作物を枯すとか、あるいは極端には火をうけてしまうというのがあった事はよく知られた事であろうが、天間林村に於ても、まさにかかる事件が発生していたのである。汽車よりの飛火により山林が焼失するという事件である。

焼失山林損害金額請求書

一、金壹千六百参拾円也 損害総額

右ハ明治四拾貳年五月貳日午後拾貳時拾分、乙供停車場発シ上リ列車ノ煙筒ノ飛火ヨリ発火致、私所有地青森県上北郡天間林村大字榎林字七戸道ノ下参拾参番参号、山林反別貳町貳拾九歩、同番貳拾壹号山林壹町貳反参畝七歩小松生立地別紙略図

之通焼失致候ニ付、実地御檢分シ上前書損害金額御支払相成度此段及請求候也

明治四拾貳年五月貳拾日

青森県上北郡天間林村大字榎林百拾壹番戸

木村吉太郎 印

日本線東部鉄道

管理局長殿

〔李沢・木村家文書〕

（註、他地区焼出補償請求が同日付にてもう一通提出されている）

当時の金額として一、六三〇円というから大変な金額であるが、これに対しては何らの補償がなかったのは次の資料で明らかである。

鉄東庁庶第一、五〇六号

明治四十二年七月十二日

東部鉄道管理局

印

木村吉太郎殿

木村 儀助殿

伊賀卯之松殿

本年五月二十日付ヲ以テ御申越相成候火災損害金請求ニ関スル件ハ、何分御来意ニ応シ兼候間、右ニ御承知相成度此段

及通牒候也

〔李沢・木村家文書〕

山林焼失の原因は何であつたか、また損害請求よりその拒否までの一ヶ月半余の間にいかなる調査等があつたか全く不明であるが、もし事実煙筒よりの飛火による失火であるならば、沿線住民は、その利便さとは裏腹に常に危険をもかかえていたとも言いうるような事件であつた。

第八章 苦悩する農村社会と農民生活

——明治より昭和前半期における農村と農民——

第一節 相次ぐ凶作と疲弊せる農村

古来本県は凶作常習地帯として有名であつた。幾多の凶作、飢饉とそれにまつわる哀話とは絶えることがなかつた。今明治以降の本県における凶作飢饉とその原因を青森県経済部資料『郷倉経営指針』により列举すれば、

明治 二年	天候不良大凶作
〃 六	大旱洪水大凶作
〃 七	九月廿五日暴風雨其後も屢々あり
〃 九	大旱洪水
〃 一七	風水害
〃 一九	風水害、虫害
〃 二〇	同

明治二一 風水害、凶作

〃 二二 同 反当一石九升

〃 二四 同 同 一石六升

〃 二六 同 同 九斗七升

〃 三〇 同 同 一石一斗六升

〃 三一 同 同 一石三斗三升

〃 三二 同 同 一石三斗六升

〃 三三 同 同 一石二斗四升

〃 三五 同 同 六斗二升

〃 三六 同 同 一石三斗八升

〃 三八 同 同 九斗六升

〃 三九 同 同 八斗

大正二 同 同 三斗

昭和六 同 同 九斗七升

〃 七 同 同 一石五斗

〃 九 冷害 同 八斗四升

「一〇 水害冷害 同 七斗八升

となり、さらに、昭和一六年、二〇年の凶作がつけ加えられる。

明治二年の凶作が、時まさに成立したばかりの七戸藩政を揺すような農民一揆にまで発展した事は、別記の通りであるが、ここでは明治一七年、大正二年、昭和六年・九年・一〇年・一六年の凶作について、その実態、当時の社会環境、そしてその結果や影響について考えてみたい。

(一) 明治十七年凶作

すでに前年一六年にあつても平年作より二割減の不作であつたが、この年は夏期の冷害と水害により、四割五分の減収となつた（当時の県全体の平年作では米穀は五六万石程度であるのに対し、この年は三二万六千石余）。さらに上北郡では主作である大豆の不作、馬の価格の激落もあり、農村の生活は悲惨を極めたのである。

一八年三月、内務省より派遣されて窮乏状況を視察に来た梅若誠太郎はおおよそ次のように報告している（小野武夫『農村史』より引用）。

県下窮状の遠因は一般の不景気（当時は、西南戦争などによる軍事費増、士族に対する金禄公債の交付などにより国債が急増、インフレーション的状况であつた……引用者注）と米価落によるものであるが、近因は明治十六年の凶作にあり元来青森県は農業と牧畜を主要な産業とする地方であるが、米と馬の価格が下落しているところへさらに凶作に襲われては手の施すべき方法がなく、ここに西津軽郡と上

北郡では土地を有しない者はもちろんのこと、少しく土地を有する者も十七年の凶作のために打撃をうけようやく種粍を得るに過ぎず、なかには收穫皆無の所もあつた。もつとも上北郡の如きは大豆を第一の農産物とするのであるが、大豆の收穫も平年作以下であつた。のみならず馬産地方にあつては馬の価格が激落し、明治十四年に一頭四十円余であつた馬が十七年には四円以下に下落したことも大きな痛手であつたが、住民の生活は極度に惨めな様相を呈し県下農民のなかには夜著蒲着を持たず、藁を被つて寝に就くもの多く、東津輕郡では常食としてそばを皮のまゝ摺り碎いたものを練つて用い、上北郡ではひえを皮のまゝ炊いて食用に供する有様であつたが、これさえ四、五月に至れば尽きんとする状態であつた。こうして青森県下の住民は「概して殆んど牛馬と同様な生活を送るもの十中七八」にして「其狀況を目撃すれば驚愕の外なく」「現に自活の力なく、親族隣保の補助を受くるもの亦少からず、人民炉辺に寒を凌ぎ互に窮を欺ずるの状は実に見るに忍びざるものあり」という有様であつたから、地租徵收の成績の如きも芳しくないのは当然であつて、納税期限内に地租を納めることの出来ない者は数は極めて多く、不納者に対する公売揭示を見て初めて上納する者あり、たまたま納入する者があつてもそれは借り入れによるものであつた。従つて土地を質入、書入し、または捨売をするものさえ多く百万苦心して、やつと地租を納入する者が少くない。

この一文を以てしても凶作の激しさかと思ひうかぶようだが、それにしても、こんな時にも地租の件について記述しているところが、いかにも政府役人である。この役人は多分に地租の減少、あるいは徵收停滯をおそれつつ、そ

の実態を述べているのであろうが、我々としては、それ以上に、その後の影響、結果の方が心配になるところであらう。

すなわち、日常生活すら不可能な状況下、「公売揭示」の恫喝により、土地を抵当とした借金、あるいは土地売却を行っている農民が少なくないという事実は、直ちにこれら農民が自作農より小作人へと転化し、一部有力者がその土地を集中させてゆくからである。明治以降の農民層分解の進展の中で、最初にしてかつ極めて激しく進出したのが、この明治一七年凶作前後であつたのである。(もつともこの時は特に津軽地方に多かった。しかし上北郡・三戸郡などでも七戸、五戸、野辺地などの有力商人層による土地買い占めはかなり進行している)

青森県『明治二十一年青森縣農商工統計表』は「農家生計の困難なるより自ら維持する資力に乏しく、遂には貸借の義務を果す能はず其抵当たる所有地は金主に領せられ、或は之を売却して小作を為すの已むを得ざる事情」が、この原因としているが、蓋し妥当であらう。

明治一七年凶作は県内全般、特に西津軽郡、上北郡にその被害が大きかつたようであるが、天間林村(當時は勿論天間館村外六ヶ村戸長役場時代)自体も、同様な状況であつたと推測されうる。次に示す資料をみても、いかに農民が窮しているか一読して判明しよう。

種籾代料御救与願

一、田反別四反歩

此種籾四斗八升

但 壹反歩二付
壹斗貳升

右ハ本年八月二十四日ヨリ霖雨大洪水ニテ種粃ト可成程実入ナキ勿論皆無ナル凶荒ニ罹リ困難至極ニ存候、然ルニ私素ヨリ極窮ニシテ種粃購求スルノ資力無之候得ハ、來春耕作スルノ道無之候間、何卒特別御憫察ヲ以テ備荒儲蓄救助御規則第拾条ニヨリ、種粃代料御救与被成下度、此段奉願候也

明治十七年十二月 上北郡榎林村

木村三治印

青森縣令福澤九成殿

前書願出之趣相違無之候ニ付御聞届相成度仍テ奥印仕候也

上北郡天間館村外六ヶ村

明治十七年十二月二日

戸長 鷹山宇太郎印

庶第五千三百六号

書面願之通聞届、金壹円五錢壹厘給与ノ条受取方可申出事

明治十八年五月五日

青森縣令 福島九成印

種粃代料御救与願

天間 林 村 史

一、田反別三反三畝五歩

此種粃三斗九升八合

但_{壹反ニ付}
壹斗貳升

右ハ本年八月二十四日ヨリ霖雨大洪水ニテ種粃ト可成程実入ナキ勿論皆無ナル凶荒ニ罹リ困難至極ニ存候、然ルニ私素ヨリ極窮ニシテ種粃購求スル資力無之候得ハ、來春耕作スルノ道無之候間、何卒特別御憫察ヲ以テ備荒儲蓄救助御規則第拾条ニヨリ種粃代料御救与被成下度此段奉願候也

明治十七年十二月 上北郡榎林村

木村丑松^印

青森縣令福澤九成殿

前書願出之趣相違無之候ニ付御聞届相成度仍テ奥印仕候也

上北郡天間館村外六ヶ村

明治十七年十二月二日

戸長 鷹山宇太郎^印

庶第五千三百五号

書面願之趣聞届、金八拾七錢貳厘給与ノ条受取方可申出事

明治十八年五月五日

青森縣令 福島九成^印

〔李沢・木村家文書〕

(二) 大正二年凶作の実態とその対策

大正二年凶作がいかに甚大な被害を及ぼしたかは、まずは次の表をみれば概ね見当がつこう。

第二八表 大正二年稲作付面積と収量

△は減

郡市	反		別 比較増減	収		量 比較増減
	平 年	大正二年		平 年	大正二年	
東 津 輕 郡	八、〇五、六 _反	八、〇七、〇 _反	一八、四 _反	一〇、一八九 _石	一四、四一 _石	△ 七、三六 _石
西 津 輕 郡	一〇、〇四、三	一〇、〇五、一	一六、八	一七、四三	三、六三九	△ 一三、七二
中 津 輕 郡	六、六七、一	六、〇八、三	五九、八	一二、一三	二九、七九	△ 八、三三
南 津 輕 郡	一一、三五、七	一一、三五、七	△ 七、〇	三三、六七〇	五、一二	△ 一七、五九
北 津 輕 郡	九、八四、三	一〇、〇〇、九	一六、六	一二、二〇九	二九、一五四	△ 二二、〇五
上 北 郡	五、九六、三	六、九八、九	九五、六	六三、六三四	九、四八八	△ 五、一四六
下 北 郡	四八九、三	六三八、一	一四八、八	四、三〇四	四八	△ 三、八五
三 戸 郡	六、四七、三六	六、五二、八	九八、二	八三、五八	八、一〇五	△ 七五、四三
弘 前 市	一五、九	一六、二	〇、三	三〇三	一五	△ 一四四
青 森 市	一七、〇	一七、六	△ 四、四	三、一四八	五七〇	△ 二、五七
合 計	五、四八、一	六、〇四六、六	一、五六四、五	八五、二八一	一八三、八九三	△ 七〇、三九

さらに明治三九年以降における米作収量をあげておこう。これにより、大正二年がいかに甚しい凶作であつたかは明らかであろう。凶作の年、明治三五年と比較しても、実に三分の一以下の収量であつたのである。

第二九表 明治三九年以降米作収量

郡市	東 津 輕 郡	西 津 輕 郡	中 津 輕 郡	南 津 輕 郡	北 津 輕 郡	上 北 郡	下 北 郡	三 戸 郡	弘 前 郡	青 森 市	合 計	平 年
大正二年	一四、四一 _石	三、六九	二八、七九	五、二二	二九、二四	九、四八	四八	八、一五	一五	五七	一八三、八九二	一〇一、八九 _石
大正元年	九、一七四 _石	一四、三九	一八、三二	三、五一	一五、〇七	六、七九	三、二九	七、六四	三四	三、三八	八七、〇四七	一三七、四二
明治四十四年	二六、九六 _石	二七、九六	二七、六八	二五、〇八	一五、三二	六、四四	五、七七	八、七四	三八	三、六四	九五、九八二	一四、八九 _石
明治四十三年	一〇、七四六 _石	一五、〇八	二一、七四	二四、九三	一六、八九	五、八七	二、七三	八、四八	三七	三、三一	九五、一四〇	一〇、七四六 _石
明治四十二年	一五、一九 _石	二六、一八〇	二七、六五	二四、六六	一四、五二	六、二九	五、〇三	九、九六	三六	三、三七	九〇、七三三	一四、八九 _石
明治四十一年	一〇、五三 _石	二三、四三〇	二四、六七	三〇、二九	二八、五五	六、八三	四、七四	七、五二	二八〇	二、五八	八五、四二	一四、八九 _石
明治四十年	一一、四三 _石	一四、五六	二〇、八三	三三、一八	一三、〇九	七、七三	六、二二	九、一六	三〇	三、六六	八九四、〇六六	一四、八九 _石
明治三十九年	四、三六 _石	六五、五六	六九、五〇	一五、一四	七、一六	一七、九六	一、四九	三六、五六	三八	一、〇五	四五八、八三五	一四、八九 _石
平年	一〇一、八九 _石	一三七、四二	一二、三三	三三、六七〇	一四、一〇九	六、二四	四、〇四	八五、五八	三〇	三、一八	八八五、二八一	一〇一、八九 _石

特に上北郡などは平年に比べて、作付面積は百町歩も増加しているのに、その収量は五万石以上の減収なのであり、被害の甚大さが明らかである。

さらにそれを作況により区分すれば次の如くなる。

第三〇表 大正二年の作況

郡市別	三分作以下 反別	三分作ー五分作 反別	五分作ー七分作 反別	七分作以上 反別	合計
東 津 軽 郡	七、〇〇、五 _反	六八〇、四 _反	三三三、三	一	八、一〇、二 _反
西 津 軽 郡	五、六九、七	三、〇三、三	九〇三、三	五九、四	一〇、一五、七
中 津 軽 郡	二、〇四九、八	二、八〇〇、八	一、一五、七	三四、二	六、〇五、五
南 津 軽 郡	七、八四二、七	三、二五、一	三三〇、八	五七、二	一一、三九、八
北 津 軽 郡	七、三九、二	三、六九、一	一	一	一〇、〇九、七
上 北 郡	五、二〇九、四	一、〇五、二	一四七、〇	一	六、四九、六
下 北 郡	六二九、六	一	一	一	六二九、六
三 戸 郡	四、一六、六	六〇〇、四	一九〇、四	一、五	五、〇六、四
弘 前 市	三、〇	四、六	二、九	五、七	一六、二
青 森 市	二九、七	四三、九	一	一	一七三、六
合 計	四、一四九、二	一四、二五、二	二、九七、四	七四、五	五、〇六、三

これを凶作反別全体に対する作況別の割合を求めれば以下の如くである。

第三二表 作況状況別の割合

郡市別	三分作以下	三分り五分	五分り七分	七分作以上
東 津 軽 郡	八七・五%	八・四%	四・一%	五・八%
西 津 軽 郡	五五・四	三〇・四	八・八	〇・五
中 津 軽 郡	三三・九	四六・五	一九・一	〇・五
南 津 軽 郡	六八・九	二八・六	二・〇	〇・五
北 津 軽 郡	七三・三	二六・七	二・三	〇・五
上 北 郡	八一・三	一六・四	二・三	〇・五
下 北 郡	一〇〇・〇	一三・九	三・八	〇・五
三 戸 郡	八二・四	一三・四	一八・〇	〇・五
弘 前 市	一八・五	二五・三	五・一	〇・五
青 森 市	七四・七	二四・六	五・一	〇・五
合 計	六九・一	二四・六	五・一	一・二

こうしてみると三分作以下が県全体では七割近くに及ぶが、この中でも特に東津軽郡と上北・下北・三戸の南部地方三郡はさらにこの率が高く、被害の大きさを物語っている。

勿論かかる凶作は米作にのみあてはまるのではなく、畑作一般についても言いうる。以下主要畑作物の被害状況を前年との比較であげておこう。

第三二表 主要畑作物被害状況

(△は減)

都 市	大			豆			小			豆		
	作	付	反 別	取	量	作	付	反 別	取	量	作	付
	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減
東津輕郡	四三、一 _反	四九、五 _反	△二、六 _反	二、五九 _石	二、五〇 _石	△一、三三 _石	二、三三 _反	二、三三 _反	四三、三 _石	三、五五 _石	△二、六 _石	△一、〇三 _石
西津輕郡	五九、六	五七、六	△二、〇	四、四二	四、四二	△一、九三	八、九	九、四二	六〇、三	五二	△一、〇三	△一、〇三
中津輕郡	七三、〇	七五、六	△二、四	六、九七	六、九七	△一、八九	一、九、五	二、五、一	一、三、四	一、八四	△一、〇三	△一、〇三
南津輕郡	一、〇四、三	一、〇三、八	△八、五	九、三九	九、三九	△一、一八	二、八、九	二、八、九	七、六	六、六	△一、〇三	△一、〇三
北津輕郡	一、〇四、九	一、〇三、八	△九、一	八、五〇	八、五〇	△一、二四	二、八、五	二、八、五	七、九	五、六	△一、〇三	△一、〇三
上北郡	三、五、九	三、六、三	△一、四	一、七〇七	一、七〇七	△一、二四	三、七、五	三、七、五	一、三、四	一、三、四	△一、〇三	△一、〇三
下北郡	七、五	七、四、一	△一、四	五、〇三	一、九四	△一、三、一	三、三、五	三、三、五	一、三、三	一、三、三	△一、〇三	△一、〇三
三戸郡	五、三、五、七	五、四〇〇、七	△一、五、〇	三、六、六	一、八、四三	△一、三、八	三、九、〇	三、九、〇	三、二、四	三、二、四	△一、〇三	△一、〇三
弘前市	六、五	六、五	△	七	七	△	一、五三、八	一、五三、八	九、九	五、三、九	△一、〇三	△一、〇三
青森市	一	一	△	一	一	△	一、五三、二	一、五三、二	九、九	五、三、九	△一、〇三	△一、〇三
合 計	二、四、五、五	三、五、五、九	△一、一、〇	六、七、四	六、七、四	△一、一、〇	一、五三、二	一、五三、二	九、九	五、三、九	△一、〇三	△一、〇三
粟												
東津輕郡	一、八、八 _反	一、四、四 _反	△八、四 _反	八、八 _石	六、七 _石	△二、一 _石	六、三 _反	八、五、七 _反	八、七 _石	七、四 _石	△一、三 _石	△一、三 _石
西津輕郡	五、一	四、二	△〇、九	三、五	三、三	△二、二	二、五	三、五	三、五	三、五	△〇、六	△〇、六
中津輕郡	一、四、七	一、四、一	△六、六	一、〇三	一、〇八	△五、五	六、八	一、五	三	四	△七、七	△七、七
稗												
東津輕郡	一、八、八 _反	一、四、四 _反	△八、四 _反	八、八 _石	六、七 _石	△二、一 _石	六、三 _反	八、五、七 _反	八、七 _石	七、四 _石	△一、三 _石	△一、三 _石
西津輕郡	五、一	四、二	△〇、九	三、五	三、三	△二、二	二、五	三、五	三、五	三、五	△〇、六	△〇、六
中津輕郡	一、四、七	一、四、一	△六、六	一、〇三	一、〇八	△五、五	六、八	一、五	三	四	△七、七	△七、七

第五編 近代

郡市	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減
南津軽郡	二二、二	一一、二	△ 一三、八	九、九	六、五	△ 三、五	四、五	四、五	△ 〇	二、九	二、四	△ 〇、五
北津軽郡	五、二	四、六	△ 七、六	三、七	二、五	△ 一、二	一、八	一、四	△ 〇、四	一、九	二、二	△ 〇、三
上北郡	三、四、八	三、五、三	△ 二、五	二、九	三、八	△ 九、〇	一、九	一、三	△ 六、六	二、〇	二、三	△ 〇、三
下北郡	四、六、三	四、五、九	△ 九、四	四、三	一、九	△ 三、一	八、九	七、六	△ 一、三	二、八	三、三	△ 〇、五
三戸郡	四、九、四	四、九、四	△ 五、八	五、〇	二、六	△ 二、四	四、八	五、〇	△ 〇、二	三、九	三、九	△ 〇、〇
弘前市	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇
青森市	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇
合計	九、三、七	八、七、七	△ 五、〇	七、九	一、八、五	△ 五、三	七、〇	七、一	△ 〇、一	九、二	九、四	△ 〇、二

郡市	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減	大正元年	大正二年	比較増減
東津軽郡	一、五	〇、五	△ 一、〇	三、三	二、二	△ 一、一	三、七	三、一	△ 〇、六	二、七	一、九	△ 〇、八
西津軽郡	一、四	〇、三	△ 一、一	三、三	二、二	△ 一、一	三、八	二、九	△ 〇、九	二、八	二、〇	△ 〇、八
中津軽郡	一、〇	〇、二	△ 〇、八	三、三	二、二	△ 一、一	三、八	二、九	△ 〇、九	二、八	二、〇	△ 〇、八
南津軽郡	二、一	一、〇	△ 一、一	三、三	二、二	△ 一、一	三、八	二、九	△ 〇、九	二、八	二、〇	△ 〇、八
北津軽郡	九、一	七、一	△ 二、〇	八、八	五、一	△ 三、七	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇
上北郡	二、〇	九、三	△ 七、三	二、〇	五、一	△ 三、一	二、〇	五、一	△ 三、一	二、〇	五、一	△ 三、一
下北郡	三、〇	五、六	△ 二、六	三、〇	五、六	△ 二、六	三、〇	五、六	△ 二、六	三、〇	五、六	△ 二、六
三戸郡	五、三	三、五	△ 一、八	五、三	三、五	△ 一、八	五、三	三、五	△ 一、八	五、三	三、五	△ 一、八
弘前市	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇
青森市	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇	一、〇	一、〇	△ 〇、〇
合計	九、三、七	八、七、七	△ 五、〇	九、三	八、五	△ 〇、八	九、三	八、五	△ 〇、八	九、三	八、五	△ 〇、八

第33表 作物の生産減少・価格減収

種類	大正元年収量	大正二年収量	差引減	減収の価格	一石価格
米	八、五八一石	一九、三三四石	六九、二〇三元	一三五、〇四一円	一九〇〇
米(ママ)	—	一九、三三四石	品質不良ノ結果一 石ニ付四円減価	七、三六八	四〇〇
粟	七、二九五	四、一六〇	三、一三五	二五、〇五〇	八〇
稗	七、九九七	四、二〇〇	三、七九七	一三、〇五九	三五〇
蕎麦	三、二六七	二、三六六	九〇二	三、九一五	五五〇
馬鈴薯	二八、〇八〇	二八、二五七	二八、〇五八	五、九三五	一貫外重 五
大豆	八、七四六石	五、〇〇四	二、六七四	三四、〇三六	九〇
小豆	九七一	四八六	四八六	四八六	二〇
其他農作物	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	一九五、八三〇	—

大正二年凶作は、明治三五年、三九年凶作、また日露戦争による財政窮迫と重なり、本県農民ならず県民生活に重大影響を与え、経済は一層の沈滞を余儀なくされるに至った。

この凶作の直接的原因は、主として温度の低下に原因しているが、これに加うるに六月下旬の水害があり、また八月下旬の暴風が加わった事によるとされる。しかしさらに栽培上の欠点もまたいくつか指摘されており、凶作は単に自然条件のみに帰せられるのではなく、人災的側面もある事が指摘されている。この人災的側面すなわち栽培技術上の欠点として、(一)稲の種類選択の問題 (二)苗の育成法 (三)除草の時期 (四)田の灌水・排水の方法の

欠点——一つは習慣、一つは設備の不完全——(五)施肥の不適当などがあげられている。

凶作の最も甚しかったのは先述の如く三戸郡・上北郡・下北郡そして東津軽郡であり、収穫皆無のところも多く、翌年の種粃さえない町村が五〇に達したといわれる。さらに前掲表にても判明する如く、各種畑作も大きな打撃をうけており、これら農産物の減収による損失は二千万円であり、本県一ヶ年の総生産額の三分の二に達する損害であつた。

天間林村でも当然重大な被害をこうむつたと推測されるが、統計資料がほとんどなく、明らかに出来ぬのは残念であるが、「各郡町村別水稻調」の中で、天間林村については、

種類	作付反別	作柄歩合
天間林村		
小山代	三三〇、八反	一、〇厘
晴山	二四八、一	〇、二
小田代	八二、七	一、〇
早生九平	一六五、四	〇、一
(作付総反別八二七、〇反)		

となつており、おおよその判断の基準となりえよう。

第五編 近代
第三四表 中嶋農場における大正元年・二年稲作比較

18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1																		耕作人	
"	"	"	"	"	"	"	"	大浦	大浦	小山	大浦	小山	"	"	大浦	大浦	大浦	小山	稲名
2	2	2	1	2	2	2	1	2	3	2	4	3	2	2	2	3	5	反	反別
		3	5			3		6		8			6	3	0	5			
		20					10	20		20			20	10					
88	74	78	63	93	89	81	95	81	79	80	94	89	79	98	99		97	89	株数
一	一	一	一	一	一	一	一	〇	一	一	一	一	〇	一	一		一	一	粳量
一	二			四	〇	一	四	九	一	三	三	三	九	四	〇		二	二	
八	五				三	二	〇	一	二	八	一	一	一	六			一	一	升
三	三	三	三	三	三	三	四	二	二	四	二	二	三	四	三		三	三	粳目方
八	八	一	〇	九	八	八	〇	八	〇	二	〇	〇	八	五	三		六	六	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		五	〇	多
⅜	⅜	⅜		⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜		⅜	⅜	月植日付
10/4	10/4	10/4	10/3	⅜	⅜	10/3	10/2	10/2	10/2	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1		10/2	10/2	月刈日取
"	"	"	"	"	"	"	大浦	?	小山	小山	"	大浦		大浦	大浦	晴山	大浦	小山	稲名
2	2	2	1	2	2	2	1	2	3	2	4		2		2	1	2	5	反別
		1	5			3		6		8			6		0	1	3	反	
		20				10		20		20			20			20	10		
90	70	81	103	95	88	80	91	77	80	97	85		92		95	80	67	75	株数
〇	〇	一	〇	〇	一	〇	一	〇	一	〇	〇		一		一	〇	一	〇	粳量
九	七	八	九	〇	五	八	五	五	〇	七	七		〇		〇	九	一	九	升
六	六	一	一	五	六	六	〇	五	五	五	七		六		五	五	一	五	
二	一	二	二	二	三	二	二	二	二	一	一		二		二	二	三	二	粳目方
七	九	八	三	七	〇	七	三	七	九	五	〇		九		九	五	三	六	多
五	〇	五	〇	〇	四	五	〇	〇	五	五	〇		五		五	五	五	五	
⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜	⅜		⅜	⅜	⅜		⅜		⅜	⅜	⅜	⅜	月植日付
10/4	10/4	10/4	10/5	10/4	10/4	10/5	10/4	10/4	10/3	10/5	10/5		10/3		10/3	10/3	10/3	10/3	月刈日取

24	23	22	21	20	19
大浦	早稲	"	"	"	"
2 ・	6 ・	2 ・	1 ・ 3 ・ 20	2 ・	1 ・ 6 ・ 20
79	64	82	88	80	75
一・〇九	一・二七	〇・九一	〇・九	一・一七	一・一二
三二〇	三八〇	二八〇	二六〇	三六〇	三五〇
$\frac{7}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
$\frac{1}{16}$	$\frac{1}{16}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
"	大浦	小山	新堀	"	"
2 ・	5 ・	2 ・	1 ・ 3 ・ 20	2 ・	1 ・ 6 ・ 20
88	72	76	86	74	80
〇・七二	一・一二	〇・六五	〇・九一	〇・八五	〇・八二
一九〇	三三五	一七五	二四〇	二二五	二〇〇
$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

ところで『大正年間稲作坪苺表・中嶋農場』（中野・中嶋家文書）は、中野地区、中嶋農場に限定はされるものの、当時の状況を雄弁に物語ってくれる貴重な資料である。ここでは大正元年と二年の坪苺表を比較して挙げておこう。前掲第三四表がそれである。

この中嶋農場坪刈表より、まず田植時期が大正二年の場合は極めて遅く、六月に入ってから行なわれていること（他に三件の例外はあるが）がまずは指摘されうる。これは、四月下旬〜六月上旬の水温、地温の不足に対応して行なわれたものである。刈取はほぼ例年並みである。

また、第二点として収量が全般的に前年と比べて減少していること、特に品種的には小山種の減少が目立っている事、また大浦種は、収量自体さほどの減少を示していないが、目方になるとやはりかなり減少していることが判明しよう。したがってこの事と関連してか、翌三年には北海道早生種が大量に導入されている。

県内特に東津軽郡と南部地方三郡の凶作は、農村社会に重大な被害を及ぼした。それをまず地租延納・免除申請

第三五表 皆無作反別及地租延納免除一覽表（備考 天候不順に因るものは延納、水害に因るものは免除）

区分	地目	皆無作のもの		地租延納免除申請高			延納免除申請高の内		
		反別	所有者数	反別	地価	申請者数	反別	許可済のもの	申請者数
天候不順に因るもの	田	四、〇九三町	四、八八八	三、七五三町	九、〇七五、八八八町	三、八二三	三、七五四町	七、六五、六五五町	三、二六一
不順に因るもの	畑	一九三	二九五	一六	三、八九三	二五〇	二六	三、一六三	二〇四
順に因るもの	田	四、二六五	四、二五五	三、九一二	九、〇六、七三	四〇、〇六三	三、八五五	七、六八、七九七	三、四六五
水害に因るもの	田	三、〇〇〇	三、一八九	二、六五一	三、一、〇九〇	二、七二	二、一七三	二、五〇、八七八	二、二七五
害に因るもの	畑	一七	四六	一五	五、八七	三四二	二六	四、二九一	三〇五
に因るもの	田	三、一九七	三、五五五	二、八〇三	三、六、六八	三、〇五三	二、二九	二、五、一六九	二、五八〇
合計	田	四七、二三	四、〇四七	四、四〇三	九、三六、九六	四、五五四	三、九〇〇	七、八六、五三三	三、七、五三六
合計	畑	三、五九	七二	三三	九、七七一	五三	二五五	七、四五三	五〇九
	計	四七、四二	四、七四八	四、七三四	九、三八、六九	四、五八六	三、一五五	七、八六、九八六	三、八、〇四五

についてみると、第三五表のようになり、これは県全体の経済への悪影響をはつきりと示すものである。
 当時県内戸数は一一四、九〇〇戸余であつたが、このうちの三分の一は、窮民家族とされている。

郡市別	農業	其他	計
青森市	二、八二一	九、三八五	三七、五九六
弘前市	一	七七一	二一五
三戸郡	四、三八二	一、二一一	五、五九三
下北郡	二三〇	七八	三〇八
上北郡	五、一四三	一、二一四	六、三五七
北津軽郡	三、七二〇	一、四七六	五、一九六
南津軽郡	五、八三二	一、一三七	六、九五九
中津軽郡	一、九五九	七一三	二、六七二
西津軽郡	三、七一六	一、七六六	五、四八二
東津軽郡	三、二三八	八五八	四、〇九六
合計			

第三七表 窮民戸数人員調

(大正二年十二月二十日調)

食糧ヲ給ス	農業	区分		第一期ニ属スル者			第二期ニ属スル者			第三期ニ属スル者			計		
		戸数	人	男	女	計	戸数	男	女	計	戸数	男		女	計
二三三	二五七九	五八五	二、六四〇	三、五五〇	九七三	九六七	一九三六	三、四八〇	八四六	九五四	一八、〇九	四、〇四〇	二、一三九	二、〇三三	三、四三三

かくして第三八表にみられるように、樺太・北海道などへの出稼ぎ者あるいは移住者は著しい増加をみせ、女工等になる女子も増大した。また栄養失調と体力衰弱、そして不衛生からくる病人、死者も増大し、天間林村だけでも腸チフス患者八名、バラチフス三八名などを数えている。欠席児童の増加は言うまでもなく、また町村税未収による俸給等の不払もみるに至った。

中流以上に属する土地所有者、あるいは地主も同様に、被害をうけたといわれる。すなわち前者は平年に於ては収穫米の一部および大部分を食糧に供し、残りを売却して租税や一般生計費に充用しているが、この年の如き皆無作に近き状況では食糧すら他に求めざるをえないのであり、後者においても小作料の収納が殆んど皆無となり、にもかかわらず社会上の地位体面を維持するための経費はかかるという具合であつた。特に銀行を始めとする金融業が一切の貸出を停止した状態であり深刻にならざるを得なかつた。

甚大な被害をもたらした大正二年凶作に対しては、政府および県当局は真剣にその対策を図らなければならなかつた。県では産業資金百万円の県債を起し、又政府より七六万円の提供を受けて、合せて(1)農業改良指導、(2)各種副業の奨励、(3)産業組合の普及発達、(4)救済土木事業の着手などにかかつた。

またこの大正二年大凶作は、一人青森県にとどまらず東北全域に及んだことは、「東北を救え」の大合唱となつて全国より様々な形で援助の手がさしのべられている。また、岩手県出身の原敬のイニシヤチブの下、澁沢栄一、益田孝らの財界人が中心となり、「東北振興会」が設立されたのもこの時であつた。但しこの「東北振興会」はその後何らのみるべき活動もなく終つてしまつてゐる。

第三八表 大正二年出稼先および人員

郡市別	北海道		樺太		露サガレン		露カムチャツカ		露ウラジオストック		露カラフトエゾメ		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
東津軽郡	二、五八	六、二三	八、三八	三、七〇	二、三六	四、四六	五、五八	一、九七	三、五三	二、五三	三、九一	三、〇四	三、九一	三、〇四
西津軽郡	一、六八	五、六八	一、七六	七、六二	一、六八	四、七六	一、七六	一、七六	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八
中津軽郡	一、〇六	三、六三	五、二一	一、八七	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六
南津軽郡	一、六二	五、四八	八、四三	三、六三	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二
北津軽郡	一、五六	四、九一	八、四三	三、六三	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六	一、五六
上北郡	三、六二	二、四九	三、六二	四、〇三	三、六二	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
下北郡	一、〇九	二、八〇	一、〇九	三、八二	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
三戸郡	三、五九	二、九五	三、五九	四、〇三	三、五九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
弘前市	九〇	三、〇三	九〇	五、〇三	九〇	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
青森市	四〇	七、六七	四〇	五、〇三	四〇	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
合 計	一七、二五	五八、二五	七、二六	二、六三	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
大正元年	二、〇四	四、八八	六、五三	二、六九	一、九〇	七、六〇	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
明治四十四年	三、七五	四、七三	六、〇七	三、九四	一、〇〇	三、九四	九	七、四	七	二、五	二、三	五、三	八、八	六、八

なお、東北六県各地に三井家からの慰問袋がとどけられた話は有名であるが、榎林尋常小学校でも大正三年二月二十六日に、その伝達式がおこなわれ、二十六日には、生徒一同が礼状を書いている（『榎林尋常小学校沿革誌』）。

凶作対策として具体的にいかなる善後策がとられたかを、上北郡に限ってみておこう。

1、麦作奨励

(その結果として大正二年と三年とでは上北郡、天間林村のそれぞれにおいて次の如く作付が増大している。)

上北郡、天間林村の作付

	大正二年			大正三年			比較増		
	本年蒔	前年蒔	収穫高	本年蒔	前年蒔	収穫高	本年蒔	前年蒔	収穫高
上北郡全域	三、二九四 _反	八、一七九 _反	一一、〇〇〇 _石	四、三六四 _反	一〇、五八〇 _反	一五、六六九 _石	一、〇六七 _反	二、四〇三 _反	四、六六九 _石
天間林村	八五	五三五	八四	一〇五	六五	一、〇三三	二〇	一〇〇	二〇六

2、馬鈴薯の作付奨励

	大正二年			大正三年			比較増		
	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積
上北郡全域	八、二六六 _反	一、三〇三、六四五 _貫	九、一八三 _反	三、五〇三、〇〇〇 _貫	一〇、一四四 _反	一、二九、三五五 _貫	一、〇一四 _反	一、二九、三五五 _貫	一、〇一四 _反
天間林村	九七五	一四六、三〇	一、二五	三三、七五〇	一、五〇	三七、五〇〇	一、五〇	三七、五〇〇	一、五〇

3、育種試験——品種の統一を図ること、郡内各町村に一ヶ所原種田を設置、技術員を派遣すること。

4、肥料の改良

5、農業に関する知識の普及

6、農業改良機関の組織奨励

7、副業の奨励——養蚕、製炭、経木、藁細工、養鶏、椎茸栽培など、特に養蚕に関しては増進十ヶ年計画が

樹立された。

8、種籾給与——これにより天間林村内では、三七三戸の農家が二二五、九二〇石の給与をうけている。

9、立木売却——青森大林区署が実施したもの

10、救済土木工事——天間林村内においては、天間館で坪川河岸修繕工事(二九一円余)、二ツ森で七戸川河岸

修繕工事(二六九円余)、川口で七戸川河岸修繕工事(八五六円余)が実施された。

11、教育への各種補助対策

(ちなみに大正二年と三年の天間林村税収入と教育費は次の如くである。大正三年の税収減をみよ。)

税収入と教育費

年 度	村 税	教 育 費
大正二年	九、三三二 ^円 二九九	三、九〇九 ^円 三三〇
大正三年	三、八三一 ^円 七七三	三、六三六 ^円 二二〇

(『大正十五年村勢要覧』)

12、衛生上の諸対策

こうした対策がどの程度まで窮民を救済するのに役立ったのか、また役立ったとしても、それが一時しのぎのものであり恒久的なものではなかったのではないかという疑問も湧くが、この点については後述する事としたい。

(以上、この凶作については主として『大正二年青森県凶作救済誌』に依拠した)

(三)大正二年凶作と天間林村——中野石蔵氏の日記から——

以上大正二年凶作の実態を、青森県全体そして上北郡を中心にみて来たが、ここではやゝ角度を変えて当時天間林村坪に在住し、この凶作が進行していく有様を詳さに見つつ無念の気持をこめながら書きつづられた、中野石蔵(明治26〜昭和41)氏の日記を紹介したい。

(註、氏は毎日日記をつけられていたと聞くが、残念ながら筆者はその全てを見ることは出来なかった。またこの大正二年分は、青森県農業試験場の和田純二氏が借り出され、かつ氏によりその抄録の一部が「青森県農業新聞」に報告されている。今回は和田氏より筆者が拝借した抄録によった。中野氏の遺族並びに和田氏に感謝するしだいである)

六月三十日 曇 寒

風吹き天気曇り寒し 粟草取り
伸よ作物

風は寒いぞや 天気は曇るぞや
毎日続く霖雨
汝も辛かろう

(中略)

伸よ作物

俺は汝が待ち遠しい

七月一日 曇 寒

毎日の粟草取り

毎日濛々と降り飛沫の霖雨の中に、畑の畦間畦間を泥糲む如く濡手に掘返し掘返し草とり行く。百姓の鬚と言わず、眉と言わず一面小さき銀の玉綴たらん様なる露を宿す。

或は此分ならば凶ならずやと氣使わるる心配と思えて物憂しき心地すなり。

七月八日 曇 寒

毎日の曇雨模様、日輪を拝す事叶はぬ。道路摺古木持つて攪拌したる泥濘なり。

幾日日を秘せしぞ、田植真中頃より荒れ始めた霖雨、三十日余りとは扱も執念深哉

蕎麦畑犁踏、午前中に了、午後は本家の分なり。

慣れ果て未だ日を望む霖雨哉

道を行く農夫の顔の されし禍年想ふ此頃の雨。

七月九日 曇 暖

朝の中小雨降り等したれ共今日は先で此頃の中上天氣なるべし。朝少々降りてより一滴も降らず。本家の犁踏

七月十日 曇

空は洩り乍ら霖雨霽れんとす。昨日は一昨日より晴れたり。而して今日は昨日より能く晴れたり、空は曇りたれども而して朝の中昨朝の如く小雨降り出たりしか共、概して朝日さへ拝されたげに光は雲間より洩れたりき。

今にして思へば五月以来の大荒も麦秋を豊ならしめん為の造化妙なりき。此頃の雲天と寒さとは麦をして堅実に結熟せしめたりき。今年の作をして埤頭第一に其豊さを誇れり。余の作は如何ならん。

此頃の荒天は一般畑作は赤く萎びたりしか共今後の天氣にて如何あらんや。

八月一日

晴烈として夏の太陽は、弥照りに照る。

八月二日 晴

天間 林村 史

湧然として平の一隅に浮び出したり雲の峯。

八月十八日 晴 暑

午前小麦刈、午後其を打つ。

稲の穂の見えぬ悲しき麦秋哉

今年は期節例年に比して暑さ遅れたり。小麦刈は昨年より遅る事二十日余りなり、七月盆前には稲の出穂さえ見え、早くして盆頃は鎌鳴りすべき迄結実し、遅くとも出穂盛んなるべく、例年として稀に出穂を見るべく筈なるべきに今年は上如の期節遅れの為か未だ一穂の出でるさへ見えぬぞ恐しき事の限りならずや。

八月二十日 雲 寒

谷地の草分

稲の穂が見え出して来た。

八月二十七日 雨 暖

午前しめやかなる雨肅々と降り頻りに風され加はりて既に秋の心地する。午後に至れば樹を折り、家

を倒すの大暴風吹き出で、雨も亦劣らずを、午前より弥増して降り注ぐ。近年になき大暴風、大豪雨戸を開くべからず、北東の風なる故。

三伏勞々の辛苦、今画餅に帰せんとす。粟、藁麦等一切地に委して、亦起つべき氣勢なし。

八月二十八日 晴 西南風

今朝日出づる前出で見しに、昨夜の大暴風雨は大洪水を起して田は一面に洋々たる濁浪の海も化せり。雄麗なるや。造化の妙や、びよう漫たる冲合迫るかに鴨鳥時に來りて戯るれば、僅かに見え秘れ(みせ)する稲の葉のからと水に戦けるある。轟々たる其の水の音、一夜にして雨師風神大海を現出して今風神口に牟を西風に転じて浸水せざる出穂盛んの稲を強襲し、以て自殺しつつあり。

九月五日

田画には最も四十日も下った事のない土黒く死んだ泥海のような凶面。茎陰から穂を出し得ず焦つてゐる稲。行つて見るのが厭はしくて不安で、終行(すゑ)つて見る氣になれないのだ。だが未だ左程凶作の苦痛、不安心を泌々と感じない人々も左様であるらしい。

九月七日 晴 暖

天間林村史

朝草刈に行くに大変な寒さであった。露霜が降ったらしい。最も秋だもの霜が降るのも無理がない。早く出た稲の穂は、先日の風で死んで、晩出が宜しいと猶未練がましい空想を頼みきして居たのが、今朝の霜で大概落膽してしまったらしい。早い暑さ盛に出た稲が悪くて如何にして晩出が宜い筈があらう。霜を目先に控えての出穂は何も目出度い事はない。斯うして饑饉なしを古来言はれた翌年は大凶年となったのだ。

九月九日 晴 暖

田中正造翁 齡七十三 去る四日逝去

一日を無意義に暮すのは、一生も然り。私は希望に生きて居る。現実の生活を華にする。そして一歩後へ後へと去って補促する所がない。

九月一九日 半晴

世は凶作に鳴泣き 糊口に窮するの時、苛税に苦しめる村民は猶又烈しき苛税の誅求を蒙りて新校（榎林小学校新校舎…引用者注）を建立せんとす。

十二月三日 曇 寒

県債一百萬円起債建議を決議す。本年の大凶荒大恐慌益々加わる。

十二月六日

何處迄も世は弱者虐待、強者擁護なり。見よ各郡市には種粃買上の金下附されたるに非ずや。而して□いては一□斗二円の高価とは法外の高値なる喫驚せざるを得ず。各町村役場は此大凶荒の際無理槍にも村税徴集して、此法外なる高価を他方富家に投資して救済の美名の下に前後僅着せる政略を敢行せんとす。吾人は先ず其無情を嘆かざるを得ず。

十二月十六日 晴

借金 of 包圍攻撃、吾家創立以来未曾て一度もなき現象なり。石灰壜素代今朝を以て三回の督促を受く。曰く放牧料、曰く磷酸二俵代。僅かに五円足らすの金策なれども凶作なる故仕方なし。

旧曆十一月二十日

英語勉強日課なり

静座敢行 既に一ケ年を過ぐ。目に付く程の効果不覚

天間林村史

以上が中野石蔵氏の大正二年日記よりの抜粋である。六月〜七月初旬までの天候不順と作物の生育の遅れへの不安。八月初めの一時的な天候回復時の大きな喜びと期待感、しかし例年に比して著しい生育の遅れへの不安。八月二七日に至り、大水害を蒙り、「三伏労々の辛苦、今画餅に帰せん」とし、翌二八日もまた水害の被害が拡大していくのを眼前にしつつ「今又風神口に牟を西風に転じて浸水せざる出穂盛んの稲を強襲し、以て白殺しつつあるのを確かめている。それを、あきらめや、あるいは焦りを超越した、あたかも一人の詩人の如くに記述している中に、我々は氏の百姓魂のなんたるかを知り得よう。

九月に入るや氏はもはや大凶作の確実であることを予測している。九月下旬よりの記述は、大凶作に見舞われた農民を、未だ苛斂誅求せんとする者、あるいは貧農救済の片手落への激しい批判をみせている。前項において各種救済政策の有効性への疑問を投げかけたが、その事は、かかる事実によって明らかにされよう。

大正二年の大凶作は、おそらく中野石蔵氏にとつて最初の重大な経験であつただろう。それを上記の如く冷静に記述しえる事は並み大抵のことではない。そしてまた、この大凶作と直接関係のない事であるが、田中正造の死の事、英語学習の事が書かれているのは私達を大いに驚かせる事である。氏が田中正造という、農民のために公害反対闘争に立ちあがり、農民救済を一生の任務としたこの人物の事をどこまで知っていたかは明らかではない。しかし少なくとも田中正造の死を知り、その事を日記につけている事、また同時に「一日を無意義に暮す者は、一生も然り。私は希望に生きて居る」と書いていることからすれば、氏が田中正造の事蹟を知っており、それとオーバーラップさせた形で自己を見つめようとしていただろうと、おおよそ推測出来る。

英語の勉強も然りである。以上の抜粹には載せなかったが、九月一九日にこう書かれている。「……余に取りて読書は誠に生命の過半数なりき、副食物なりき。副食なくして飯のみ味なし。吾生命は食と読書を相俟ち相助けて始めて完を得べかりし……」この知識欲の旺盛さに我々はまた驚かされよう。

天間林村には、中野氏に限らず、すぐれた農民群像が多々みられたはずである。日々の「三伏労々の辛苦」が一夜にして水泡に帰せる事があつても決して希望を失うことなく、「私は希望に生きて居る」と言いうる人々が多数いたはずである。そうでなくしては、幾度となく襲いかかる凶作を克服することは困難であつたはずである。そうしたいわば名もなき農民群像の全てを発掘すべき仕事を、私達は始めなければならぬ。

(四) 昭和六年・九年・一〇年の凶作

経済恐慌（昭和四年を境とする世界的大恐慌）によつて経済にアンバランスが起り、これにより苦悩に陥つた農村社会に決定的打撃を与え、困窮のどん底へとつき落したのは、他ならぬ昭和六年の冷害凶作であつた。

経済不況下で物価は著しく下落したが、しかし工業製品、特に大資本が生産するものは、カルテルを形成、その価格の暴落を防ぐことはあつたとしても、農産物価格の下落は工業製品の下落率よりもはるかに大きいものがあつた。特に県内においてもこの頃ようやく普及拡大しつつあつた化学肥料は、たしかにその価格下落を示したものの、農産物価格の下落に比べればはるかに小さいものであり、農家経済へ大きな打撃を与えることになつた。

第39表

全国カルテル非カルテル物価及び農産物価の指数比較

(昭和5～7年)

	カルテル 物 価	非カルテル 物 価	農産物物価
昭和5年第1・4半期	100	100	100
第2・4半期	94	93	91
第3・4半期	87	89	73
第4・4半期	86	83	63
" 6年第1・4半期	87	81	65
第2・4半期	86	79	59
第3・4半期	85	77	56
第4・4半期	87	77	60
" 7年第1・4半期	91	76	87
第2・4半期	88	80	65
第3・4半期	93	88	68
第4・4半期	104	100	63

木村清二著「農村変革期の経済」24頁による。

第40表

自、小作別米の反当収支計算

(昭和5～15年)

	自 作 者			小 作 者		
	反 当 生 産 額	反 当 生 産 費	差 引	反 当 生 産 額	反 当 生 産 費	差 引
昭和5年	46.86	78.69	▲ 31.83	—	—	—
" 6年	35.23	58.54	▲ 23.31	28.91	45.18	▲ 16.27
" 7年	5.158	58.24	▲ 6.66	46.99	47.31	▲ 0.32
" 8年	51.58	65.69	▲ 14.11	49.46	53.49	▲ 4.03
" 9年	57.41	65.00	▲ 7.59	47.69	51.05	▲ 3.36
" 10年	64.94	71.57	▲ 6.63	51.66	50.66	1.10
" 11年	76.19	72.40	3.79	—	—	—
" 12年	88.02	74.08	13.94	79.07	69.06	10.01
" 13年	95.01	87.67	7.33	80.04	73.84	6.20
" 14年	130.35	104.08	26.27	111.97	100.43	11.54
" 15年	114.74	110.04	4.70	106.21	114.65	▲ 8.44

青森県農会調査による。

▲=損失

(両表とも『青森県農地改革史』より引用)

第41表

米生産費構成要素の割合（昭和5～11年）

イ. 自作者

	種苗費	肥料費	諸材料費	大農具費	建物費	雇傭労賃	畜役費	租税公課	家族労賃	資本金子	その他	合 計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 5年	2.06	16.52	2.80	2.50	1.55	13.34	6.68	9.66	21.58	23.31	0.00	100.00
〃 6年	1.86	15.94	3.02	2.80	2.80	11.16	7.31	11.58	20.00	23.53	0.00	100.00
〃 7年	2.09	16.78	2.83	2.78	2.30	9.31	7.23	10.89	24.00	21.79	0.00	100.00
〃 8年	1.95	15.86	2.57	3.15	2.85	12.29	6.10	9.85	21.63	23.64	0.11	100.00
〃 9年	2.03	17.38	2.76	2.56	2.31	10.26	6.89	10.84	19.39	25.55	0.03	100.00
〃 10年	2.24	14.44	3.27	2.29	2.32	9.71	7.51	11.09	20.08	27.00	0.05	100.00
〃 11年	2.14	15.36	3.41	2.40	2.89	11.41	6.84	10.04	18.71	26.80	0.03	100.00

ロ. 小 作 者

	種苗費	肥料費	諸材料費	大農具費	建物費	雇傭労賃	畜役費	租税公課	家族労賃	小作料	その他	合 計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 6年	2.68	19.15	2.72	1.70	1.64	9.39	7.41	2.28	31.25	21.78	0.00	100.00
〃 7年	2.64	17.27	2.26	1.23	1.18	8.01	7.00	1.46	30.08	28.87	0.00	100.00
〃 8年	2.36	17.59	2.00	2.20	2.26	7.52	7.10	3.20	27.48	28.29	0.00	100.00
〃 9年	2.31	16.48	1.35	1.98	1.80	7.26	6.50	2.87	32.13	27.21	0.00	100.00
〃 10年	2.57	16.18	1.80	2.22	1.60	7.69	6.88	3.20	28.11	29.75	0.00	100.00
〃 11年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00

青森県農会の調査に基づいて青森作物報告事務所が作成したもの。

（『青森県農地改革史』より引用）

さらにまた農家経営の破綻を大きくしたのは、こうした価格下落による生産費と生産額とのアンバランスであり、生産費（生産に要する費用）が、その生産額（生産物売って得ることの出来る金額）を大きくうわまわる状態が、昭和六年の凶作以降はつづいたのである。

ここで注目には値いすることは、小作農に対して自作農の方が、よりアンバランスな農業経営をしている事である（第四〇表参照）。これは小作農はもはやギリギリの所まで追い込まれており、この為に金肥使用を極力押えているのに対し、自作農の場合は、まだ食いつぶす資本があり、その食いつぶしでどうやら経営を維持しているためであるとされる（『青森県農地改革史』）。しかし、

(大正8～昭和11年)

智利硝石	石灰窒素	加里	調合肥料	米	糠	その他	その他	備考
820	17,511	—	28,265	—	—	—	276,384	縣産業調査統計書
3,630	25,840	—	49,598	—	—	—	553,334	〃
2,898	21,310	6,926	68,448	—	424,974	120,220	〃	〃
4,101	37,581	24,647	122,482	—	626,544	140,264	〃	〃
12,736	40,245	34,831	175,881	—	600,474	224,817	〃	〃
14,007	49,196	23,808	198,813	—	608,389	42,215	〃	〃
9,381	59,764	25,413	224,753	—	630,879	80,193	〃	〃
12,310	51,358	50,781	289,674	—	579,628	113,676	〃	〃
13,813	70,818	86,714	398,017	—	594,789	119,155	〃	〃
13,342	179,663	89,379	484,323	—	688,764	100,664	〃	〃
15,669	446,319	104,732	404,349	56,110	711,016	100,426	〃	〃
20,536	680,888	120,675	402,687	59,169	657,183	222,480	〃	〃
20,707	863,150	105,892	445,694	79,503	777,521	187,565	〃	〃
19,308	1,045,105	151,178	569,807	101,904	872,126	258,031	〃	〃
21,112	1,199,873	141,265	538,692	84,332	914,239	332,063	〃	〃
34,751	1,350,513	159,675	535,768	115,968	952,755	367,235	〃	〃
45,703	1,593,180	188,272	638,486	143,952	906,277	341,037	〃	〃
71,281	1,955,875	246,443	930,287	281,137	901,938	430,087	〃	〃

(「青森県農地改革史」より引用)

かかる自作農の縮少再生産も長期にわたって持続しうるはずはなく、このことが、昭和六年凶作を契機に、自作農の没落に伴う小作農の増加という現象として間もなく現われてくるのである。勿論、小作農も、その不況の中で小作料は確実に上昇をみせたのであり、ついに彼ら自身の生産活動すら不可能な状況に陥る。

当時の恐慌は、元来は資本主義的恐慌として現われたものであり、工業資本への打撃が大きいはずであったが、我国においては、その負債をたくみに回避しつつ、農村社会へと肩代りさせていたのである。その場合特に我が国が今日に至るまでかかえ込んでいる農業経営の矛盾たる多肥農業の欠陥によるものであった。さらにこの多肥農業を金肥依存農業としたものは、明治初期における民有林野減少に伴う自給肥料供給源の喪失にあった

第42表 販売肥料消費額

天
間
林
村
史

	総 数	魚 肥 類	磷酸肥料類	大 豆 粕	油 粕 類	硫酸アンモニア
大正 8年	3,441,221	742,104	1,343,014	854,839	122,284	6,590
" 9年	3,557,556	856,013	1,168,910	790,012	111,729	8,490
" 10年	4,452,931	1,035,650	1,356,191	1,300,369	105,828	10,117
" 11年	5,196,277	987,495	1,508,146	1,596,294	113,677	34,946
" 12年	5,987,334	1,129,636	1,614,879	1,971,959	119,773	62,603
" 13年	5,926,139	1,133,630	1,540,714	2,145,045	105,722	59,550
" 14年	6,665,067	1,223,180	1,542,002	2,700,161	86,993	62,348
昭和 1年	6,730,133	1,347,602	1,607,892	2,514,618	64,203	98,391
" 2年	7,649,982	1,413,527	1,792,665	2,923,141	64,848	172,498
" 3年	8,151,135	1,475,995	2,458,994	2,482,580	34,225	215,346
" 4年	8,275,544	1,405,714	2,165,938	2,451,002	33,353	310,766
" 5年	9,001,575	1,474,352	2,264,865	2,686,706	47,434	364,600
" 6年	9,939,940	1,627,288	2,527,712	2,833,290	37,577	434,041
" 7年	11,098,277	1,889,007	2,666,119	2,896,563	64,964	564,435
" 8年	11,800,427	2,186,488	2,813,484	2,718,484	50,691	799,704
" 9年	12,064,473	2,250,583	2,847,403	2,509,415	52,270	883,137
" 10年	12,568,247	2,266,789	3,080,413	2,300,245	47,816	1,016,078
" 11年	13,599,176	2,325,630	3,434,854	1,757,391	72,776	1,173,477

とされる（『同上書』）のであり、まことに、農村における不況の事実、一つには日本の工業を中心とせるその近代化（『資本主義化』）のあり方にあったといわなければならぬ。

かかる状況下に昭和六年凶作が襲いかかる。しかも凶作は、この年のみならず昭和七年にも水害があり、昭和九年冷害、一〇年冷水害とつづいたのであり、これにより農村社会は大打撃を蒙るのである。

一般に明治以降の凶作は、青森県以外の東北各県にも同様の被害をもたらして来たが、この昭和六年凶作のみは、独り青森県のみを直撃したのであり、他県は比較的軽い被害であった。

この年の気象状況と、稲の生育状況は、「苗代期間に於ては平年に比し五月上旬に於て僅かに気温高きのみにして他は殆んど低温なりし為め、苗の

發育不良にして挿秧著しく遅延せり。六月半ば本田移植後も低温なりし為め苗の活着、生産共に著しく遅延し、引続き七月下旬に至る期間は低温寡照の日持續せる為め生育遅々として進まず憂慮せられしが、八月上旬に至り気温急昇し降雨多く、特に八月中旬後半並に下旬上半は頗る天氣の良く高温多照なりしが為、稲は急速なる發育を示し、七月下旬迄の生育遅延を恢復し、殊に早稲の開花授精終了し、中稲も略良好なりしも、九月に至り再び低温寡照となり、中旬まで持續せる為め漸く出穂終りたる晚稲は授精に障害を生育し生育成熟遅延し減収を免れざりき。」(盛岡高等農林学校『東北地方古今凶饑誌』)という有様であつた。實に、この年は四月から一〇月一五日までの一九八日間において平均気温に達した日は、僅かに四月は九日間、五月は八日間、六、七月は皆無、八月は一六日間、九月以降は一八日間の合計五一日間にすぎなかつた(内閣東北局『最近ニ於ケル東北地方災害概況調査書』)。

大麦・小麦もまた冬期積雪多く、融雪がおくれたため雪害を蒙り、さらに氣候不順のため、前者は三割、後者は三割以上の減収をみせたのであつた(『東北地方古今凶饑誌』)。(第四三表参照)

これを地域的に見れば、上北郡が最も激しい被害をうけており、同様に下北郡が、またこれらに次いで三戸郡となつてゐる。これら南部地方三郡が、いかに凶作常習地帯であつたかはもはや言うまでもなからう。

この凶作により救助を要する農家戸数は第四四表の如くであつた。

これによつても上北郡の被害農家の貧窮ぶりが判明しよう。大量の貧窮農家は、たちまち食糧に困る状態となり、地主など一部を除いては秋冬期から飯米に窮したのは、大正二年大凶作と同様であつた。彼らが露命をつな

いだ代用食糧は、旧藩政時代同様の救荒食糧であった。食糧欠乏以外にも積雪による薪炭不足のための寒冷の苦しみ、料金不払いによる電気の差し止めであり、栄養不良に陥り、病人が出、また小児の死亡率は著しく高まり、かつ欠席する児童数はうなぎ昇りに増大した。

第四三表 昭和六年の被害状況

郡市別	作付面積	被害面積積				計	減収量	被害金額
東津軽郡	八、二七町	六、七五町	二、五四町	二、六八町	一、八元	七、四三町	六、三八一、〇九一、七〇六石	四、〇六六円
西津軽郡	二、三三〇	一、七	九七	三、三一	四、四七三	八、九七	六、八七五	一、〇三、八二五
中津軽郡	六、三三〇	七	一九五	七、七	二、六五〇	三、七〇九	二、九二七五	四、九七、六七五
南津軽郡	二、六〇七	一	三九	八、八四	三、九〇〇	五、〇三三	五、四九	九、二六、四八三
北津軽郡	二、〇、九九九	三〇二	六、九〇	二、九二	五、二二五	九、〇七八	六、六三三	一、二七、八三二
上北郡	二、〇、五元	八、九	三、九六	四、八七九	八、五五	二、〇、五元	八、〇三三	一、三三、四五一
下北郡	一、九七	三三	七、三	九、五	二、元	一、九七	二、四九四	二、三、五九
三戸郡	七、七二	四三	二、五、六	三、四七	七、三	七、三八	七、九五一	一、三六、二二
青森市	二、六	一	一	二、六	一、七〇	二、七	一、九三	三、七二
弘前市	三、五	一	一	一	三、五	三、五	二、元	四、〇六三
八戸市	四、三	三	三、四	九	六	四、三	四、五二	七、七五、七九五
計	六、七四	二、七四	三、四九	二〇、二〇	一九、九四	五、九七七	四、五、六五	七、七五、七九五

（『最近ニ於ケル東北地方災害概況調査報告書』）

第44表
昭和6年凶作による救助対象農家戸数

郡 別	農家戸数	皆無及び七割以上の被害農家			5割以上の被害農家で救助を要するもの
		罹災救助を要する戸数	罹災救助を要するもの	金くすの	
東津軽郡	7,599	2,546	622	497	2,008
西津軽郡	8,194	1,449	471	268	2,381
中津軽郡	8,069	291	90	47	1,296
南津軽郡	14,020	481	320	146	1,402
北津軽郡	8,292	1,378	141	56	1,664
上北郡	10,819	6,054	4,028	322	228
下北郡	3,045	2,330	439	161	77
三戸郡	12,116	2,509	3,994	677	2,741
青森市	479	20	—	—	106
弘前市	160	—	—	—	—
八戸市	1,060	107	132	34	364
合 計	73,871	17,165	10,187	2,208	11,876

これに対する救済策も、大正二年大凶作時と同様、各種機関・団体により行なわれている。列挙すれば、内帑金下賜・種籾給与・免租地決定・義捐金募集・凶作救済・土木事業の実施・馬産農家への牡馬維持費等助成、そして、昭和更生部落創設（北津軽郡）、郷倉設置奨励とつづのである。最後の二つは、この凶作の時にあらわれた政策であり、これ以降の農村自力更生運動の先駆をなすものである。

次に昭和九年・一〇年の凶作についてふれておこう。九年の凶作は、東北全域に及んだものであり、昭和六年凶作を上回る被害を出した。特に被害の大きかったのは太平洋側の地域であり、したがって青森県に於いては南部地方が甚大な被害を蒙っている。県内における水稻被害状況は第四五表の如くである。

この時は同時に南部地方を中心に畑作も被害をうけ、津軽地方のリングのみは増収となったのと好対照であった。結局要救済農家は合計三万三千余にものぼり、政府は無償交付米を決定した。

この時の凶作の原因は、もはや單純に氣象条件の如き

自然的条件にのみ求める事は出来なくなっていることは、昭和一〇年に発行された帝国農会編『東北地方農村に関する調査』でも明確に主張されている。人為的条件もまた考えられなければならないのである。しかしその事については今まで述べて来た凶作とも関係あるので後述する事にして、その自然条件をのみあげれば「稲作期間中、特に夏期に於て千島方面より高気圧が停滞し、その方向から吹き来る低温なる北風又は北東風の直接的なる

第四五表 昭和九年水稻被害状況

郡市別	作付面積	被害見込					減収見込 数量	前五ヶ年間 平均に對する 減収割合
		收穫皆無	七割以上 減収	五割以上 七割以下 減収	三割以上 五割以下 減収	三割未満 減収		
東津輕郡	八、〇六七町	五九町	一、九六九町	二、八〇四町	二、三三三町	四四三町	六、七三三町	六六町
西津輕郡	一〇、九六九町	四九七	四三四	一、六七八	五、〇九三	三、六六六	六、一〇三	三八
中津輕郡	六、三三四	六九	三〇〇	二六九	五四九	五、〇七七	四、七〇八	三三
南津輕郡	二、五八六	五五	四三二	七三三	一、五三八	八、七六	七、七二	三〇
北津輕郡	二、二六二	一七	五五〇	四四九	九、八四五	一八	四、八六	二六
上北郡	二、二九	二、〇六〇	八、三六〇	八四九			九四、三三	七
下北郡	二、三三	三九	一、五三	二五三	三五		一八、二〇	九
三戸郡	七、三三三	七五三	三、〇〇八	二、六五三	八三七	五	八四、七五	七
弘前市	五					五	二九	三
青森市	二六	六	二四	一五	八		三、三三	六〇
八戸市	四四	二四	九七	一九四	六九		五、〇六	七〇

(帝國農会『東北地方農村に関する調査』)

猛襲と寒流による低温により被害を蒙り、山間部はその標高の高まるに従つて低温の影響が甚しく作用せるにより凶作となつたのである（同前書）。

次にこの凶作の結果について、昭和九年一月に県当局が実施した「青森縣ニ於ケル細民ノ生活狀態ニ就テ」を紹介しよう。

一、窮民中特ニ救済ヲ要スルモノ

百五十八ヶ市町村ニ於ケル總戸数十四萬四千九百三十四戸ニシテ其ノ内極貧ニシテ特ニ救済ヲ為スニ非ラサレハ生活シ得サル狀態ニアルモノ一萬二千八百八十七戸ニシテ今其ノ窮乏ヲ原因別ニ見ルニ

郡 別	要救済戸数	無償交付米 交付数量
東津軽郡	4,691	7,970
西津軽郡	2,225	2,464
中津軽郡	1,364	2,042
南津軽郡	2,296	3,031
北津軽郡	1,220	1,534
上北郡	9,189	14,599
下北郡	3,255	3,690
三戸郡	8,860	15,620
青森市	305	—
弘前市	—	—
八戸市	374	654
合 計	33,779	51,874

「東奥年鑑」昭和10年版 凶作小誌による。
註 無償交付はさらに880石が追加された。

イ、世帯主ノ病氣ニヨルモノ 一、二一八戸

ロ、家族ノ病氣ニヨルモノ 一、九〇四戸

ハ、不具又ハ他ノ事由ニヨルモノ 九、〇六五戸

二、飯米自給ノ状況

總戸数ノ内飯米窮乏シアルモノ

四萬九千四十六戸ニシテ其ノ原因別ヲ見ルニ

イ、耕地ヲ有セサルニヨルモノ 一五、〇八七戸

ロ、耕地不足ニヨルモノ 一五、五二九戸

ハ、販賣米ノ過キタルニヨルモノ 二、七〇五戸

ニ、小作料ノ取立テラレタルニヨルモノ 三、四七二戸

ホ、負債ノ償還ニヨリタルモノ 四、六九二戸

ヘ、其ノ他ノ事由ニヨルモノ 七、五六三戸

三、窮民ノ生活状態

(一) 窮民戸数

イ、農家 三〇、二〇二戸

内小作農 一六、九九三戸

ロ、漁家 三、二四二戸

ハ、林家 八一五戸

ニ、日雇 九、七四七戸

ホ、其ノ他 三三四戸

(二) 窮民中病人アルモノ

イ、戸数 四、九七一戸

ロ、診療ノ状況

完全ナル診療ヲ為シアルモノ殆ントナシ

(三) 窮民ノ飯食状況

イ、主要物

1、粥ヲ常食トスルモノ 一、五五五戸

2、白米を常食トスルモノ 一八、〇八七戸

3、混食ヲ為スモノ 二二、八五六戸

4、歛食ヲ為スモノ 一、八四三戸

ロ、副食物

1、畑作物(自給) ヨミヲ副食トスルモノ 二〇、一〇六戸

2、副食物トシテ監、味噌ノミニヨルモノ 二、六三三戸

3、普通ノモノ 二一、六〇三戸

(四) 入浴ノ状況

イ、月ニ一度入浴スルモノ 四、〇二三戸

口、二、三ヶ月二一度入浴スルモノ 九、四六八戸

ハ、年二一、二度入浴スルモノ 一七、五三四戸

ニ、通年入浴セサルモノ 一三、三二六戸

四、離村ノ状況

イ、婦女子ノ離村セルモノ

三千七百四十一人（自昭和八年一月至昭和九年八月）ニシテ其ノ原因

生活困難ニヨルモノ 三、二一八人

家族ノ病氣ニヨルモノ 一三七人

事業失敗ニヨルモノ 二四人

其他ノ事由ニヨルモノ 三六二人

口、全家離村セルモノ 七五三戸

1、戸数

内	縣内	三六九戸
	縣外	三八四戸

天間林村史

ハ、離村ノ原因

1、窮乏ニヨルモノ	四四五戸
2、耕地ヲ失ヒタルモノ	二八戸
3、負債ニヨルモノ	一七五戸
4、生計困難ニヨルモノ	一〇五戸

かくの如き状態が、青森県全般の状態であるが、先にふれた如く、上北郡、下北郡、三戸郡はこうした状況が最も鮮明にあらわれたことは疑いえないであろう。

かかる昭和九年凶作の痛みいまださめやらず、しかも凶作の翌年はむしろ豊作が多いという測候所をはじめとする楽観的気分の中で、連続して昭和一〇年の凶作が本県を襲ったのである。

この年はまず八月に水害による被害があり、さらに春以来の低温による凶作と二重の打撃をうけたのである。これにより青森県は平年の半作程度しか収穫が出来なかった。

県下農村には数々の悲惨事が発生し、婦女子の身売りすら殊更珍しいことではなく、また遠い北洋への出稼ぎもさほど話題とはならなくなった。あたかも本県農民はすでに凶作に倦みつかれたかの如くであった。そしてそれにしても政府をはじめとする東北救済は、まことに低調な状態であった。

しかし政府もこの頃になると、さすがに東北の凶作を単純にはほおっておけぬ状態であった。それは、当時日

本は中国大陆において戦争を拡大しつつあり、そのために「もの言わぬ強兵」の補給地たる東北が、かかる状況であるのは日本全体の問題となつて来たからである。

先の帝国農会の調査書は次の如くのべている。

「昭和九年の十月頃から『凶作哀話』として伝えられた東北農民の痛ましい姿は、必ずしも凶作のもたらし

第四七表 昭和一〇年凶作被害状況

郡市別	作付反別	収穫皆無	被七割以上害	被五割以上害	被三割以上害	被三割未満害	計
東津軽郡	八、〇三三町	七八三町	二、三三三町	二、〇四〇町	一、四八五町	三七六町	七、〇五五町
西津軽郡	一〇、七六七	一七〇	五七二	一、一六三	一、一八一	一、六六六	五、〇五一
中津軽郡	六、二八七	三七八	五四〇	五三三	一、〇八〇	一、八七六	四、四〇七
南津軽郡	二、三九九	二四七	七六八	八七七	二、三六一	二、四五五	六、六四六
北津軽郡	二、一〇〇	一五九	三八〇	五七七	六五九	一、三九七	三、一七九
上北郡	一〇、八六六	二、〇二一	一、二七四	九〇七	五三〇	四四六	五、二五〇
下北郡	二、三四五	五三二	二〇四	三〇	一	一	七九六
三戸郡	七、三四八	一、一〇三	一、九六六	一、三〇〇	七五三	四四三	五、六五五
青森市	二七六	一三	五	五三	三〇	三	一三〇
弘前市	三六	一	一	一	一	一	一
八戸市	四〇六	七〇	一三五	一五〇	三五	一八	三六八
合計	六八、七二二	五、六八五	八、一一三	七、五九六	八、〇七二	八、九九九	三六、四六六

(『青森県農地改革史』より引用)

第48表
昭和10年水害及び被害要救済戸数

市町村名	水害によるもの	冷害によるもの
東津軽郡	戸 750	戸 5,188
西津軽郡	2,972	1,242
中津軽郡	989	1,246
南津軽郡	2,658	3,443
北津軽郡	4,032	1,503
上北郡	2,721	7,078
下北郡	592	2,895
三戸郡	1,366	7,335
弘前市	1	—
青森市	—	116
八戸市	526	749
合 計	16,607	30,795

『東奥年鑑』昭和11年版 水害小誌による。

関心も惹かなければ、政策の対象ともならず終っている。……（しかし）昭和九年の凶作は、窮乏の度をより深刻なものたらしめ、その範囲を地域的に拡大せしめたのみならず、没落しつつある農村の中産階級に対して新たな衝撃を与えるに至った。『中小地主や自作農の苦痛が最も大きい』とは、各地において耳にした事であるが、これらの中産階級は昭和五年以来農産物の暴落、土地を担保とする高利債の累増、或は若干の債権の凍結などによって満身の傷を負いつつあったが、これに昭和九年の大凶作がある。」

昭和九年の大凶作にとどまらず、翌一〇年にも凶作が起ったのであるから、ますます事態は深刻になったので

た事態ではない。農村経済の全面的な窮乏、下層農民の貧困を背景とする前借による青年男女の出稼ぎ、小学校児童の欠食状態等々の事実は、一つの『風習』とされるまでに恒常的な事態であった。これが昭和五年からの農業恐慌によって拍車を加えられ、更に凶作によって深化したものにすぎない。十二月上旬に於て『凶作の影響は寧ろ今後だ』とは東北各地に聞かされた共通の言葉であった。『凶作哀話』に値するかかる恒常的な事実は、不思議にも、かつて殆ど顧られることなく単なる『風習』として葬りさられていた。……今日まで社会的には何等の

ある。上記の文章にも明らかか、この時までには、凶作は、言うならば『風習』でしかなく、せいぜい小作人の生活の窮乏を加速するだけであつた。しかしここに至り、それは彼らだけの問題ではなく、中小地主、自作農の問題とまでなつたのである。

ここに低調ながら、そしてまことに遅まきながら東北を救済すべく政府が重い腰をあげたのである。すでに昭和七年以降の「農村経済更生運動」がおこなわれていたが、この中で、昭和九年二月二十六日勅令第一三四六号を以つて東北振興調査会が樹立されたのである。これは確かに政府が東北振興のために始めて実施しようとした本格的事業であつた。しかし、高橋富雄氏が指摘する如く、「開発の哲学」を持ちえず、「東北の特異性」を究明することないものであり、「国のため、政治のためというお上の目的が先にあり、そのおすそわけとして東北開発が位置づけられている」ものでしなく、したがつてその計画も總花的、羅列的なものにすぎなかつた（高橋「東北の歴史と開発」）。

そしてこれすらも何ら具体的施策をみることもないうちに、戦時体制下へとつき進んでゆくことになつた。

(五) 昭和九年・一〇年凶作の実態——中嶋農場の事例——

昭和九年、一〇年凶作が、天間林村ではどの程度の被害をあたえたかを示す公式な統計資料は全く見つからぬが、その中で、先にもふれた中嶋農場の『坪刈表』の記述は大いに参考となる。その昭和九年の備考らんにおいて、「この年は冷害の爲め水入周辺は青立ちとなり実無稲が多いので止むを得ずその区の中で最もよく稔つた処へ坪を入れたので実収は四割引き位のものと思はれる。即ち平均で六合七勺八見当と思ふ」とあり、さらに昭和一

○年度においては、「本年は凶作なれば、耕作者一人につき一品種の中最良の個所を選んで坪刈したのでも猶ほ前記の成績なり。平均収量はこの半分足らずと見るのは至当と思ふ」とのべられている。すなわち、この年の坪刈表によればその最低はわずかに二合二勺というところもあり、ほぼ皆無作の状態の田もあつたことがわかる。また、この備考にはさらに天間林村におけるこの年の稲の発育状況が氣候との関連で書かれている。

「本年の氣候は苗代期は悪く四月二十九日の天長節には降雪あり。その前後と冷氣甚しかりしかば、五月に入ってから苗腐病猖獗を極め、早稲種は被害は少なかりしも陸羽一三二号其の他の晩生は被害が甚だしく当農場の苗代も被害が日を追つて甚しくなり、苗不足の対策として五月十五日から全十七日までに一町七反歩に陸羽一三二号を直播したれども、夫れでも苗は不足したので植移植田の中僅かに二畝歩の外全部は一本植を断行するより外に方法は無かつた。

田植開始の頃は川水は不足して甚だしく難儀したが、金沢平耕地整理地区の植付の始つてから用水も次第に多くなり、割合に楽に植付けた。

七月下旬頃までには比較的順調な天候であつたが、八月に入つて冷氣加はり、八月十八日（簡閲点呼日）から暑かになつたので、早稲種は何うやら稔実した。八月二十一日の夜に雷雨きて降り出した雨は二十三日の夕方までに約九寸（即ち坪当降雨量は四石九斗）に達して大洪水となつた。その後も霖雨続き、冷氣甚だしく二十八日には時々太陽を見たが、二十九日又霖雨となり夜に入つて大雨となり、八月

三十日に晴れて西の強風となり、此の風の為に稲の花器（未出穂の）の故障を起したらしく、その後出穂したが中々開花しないので農民は一般に非常に心配した。九月四日に至って一斉に開花したので皆喜んで居ったが、九月五日も開花したので何うやら稔実するものと思つて居った処が、待てどもく稔実は進まない、其の中にくくくと思つて待つたが遂に晩稲は二分作以下の大凶作になった。

今年の晩稲の一寸見れば稔った様に見え、緑の粗粒を開いて見れば、玄米の皮丈伸長してその中に糊でなく透明に近い少しく甘味のある水丈であつて糊は無い珍らしい様相は始めて見る現象である。

九月初めに露霜降つたために凶作になった百姓才が曰つて居った。今年その変調な氣候の爲め六月下旬及七月上旬に手代森佐太郎宅の粟に小さな穂が出たり、九、十月頃につつじ、南天は二回目の花を開いた相だ。又山の藤（墓地の所の）も一房開花したと曰ふ。梨にも秋花咲いたと云ふ。又ドロの木の葉も秋に再び葉を出して一時青くなつたと云はれる。」

以上は、当時中嶋農場の当主であり、坪刈表をつけていた中嶋信氏の叙述である。八月の水害、そして四月以来の低温のための冷害が手にとるやうに伝わってくる。そして同時に、稲の状況に一喜一憂する天間林村の農民の姿も示されている。昭和一〇年の低温異常気象は、自然界のサイクルをまた完全に狂わしている。

(六) 昭和九年凶作への天間林村の対策

先に本節第四項において、本県の一般的な凶作対策についてはごく簡単にふれたが、天間林村独自では一体ど

の様な対策がとられたのであろうか。当然村議会などでも議論されたものだとは推測されるが、残念ながら今はその議事録すらない。ところでたまたま、ここに『昭和九年一〇月五日臨時天間林村惣代人会提出事項・天間林村役場』（中野・中嶋信氏所蔵資料）なる謄写刷の冊子がある。この会自体は、天間林村内の各部落総代が出席し、昭和九年の凶作を目のあたりにして村当局側が、対策を出し、それを討議するためのものであっただろうと思われる。討議内容自体は不明であるが、村当局が凶作対策としてこの会に提出した項目をあげてみよう。

一、凶作対策ニ関スル件

東北六縣知事聯合協議會事項

甲、天候不順ニヨル東北地方災害対策

- ① 政府所有米ノ拂下
- ② 救済土木工事ノ起工（直ニ）
- ③ 救済土木工事並災害土木復旧事業ノ最高率補助
- ④ 國營事業ノ應急
- ⑤ 時局匡救事業ノ昭和十年度繼續
- ⑥ 鐵道運賃ノ減免
- ⑦ 低利資金ノ融通

⑧養蚕対策ノ樹立

⑨製炭業救済

⑩種苗等ノ購入費補助

⑪畜産業ノ維持助成

⑫副業奨励費補助ノ増額

⑬医療救護費ノ増額

⑭就学奨励等ニ関スル費用増額

乙、東北地方振興ノ為メノ根本対策

①各種災害ニ対応スル様農業其他産業ノ改善

②一定期間特種工事ノ施設

③備荒貯蓄制度ノ徹底

④雪害対策及治水計画

⑤冬期労力過剰消化方法

⑥各種農業土木事業ノ促進

⑦産業開発ト鉄道ノ敷設

⑧国有林所在市町村交付金増額及所在縣交付金ノ設定

天間林村史

⑨ 財政調整交付金制度

⑩ 負担軽減

⑪ 各種補助金ノ高率交付

⑫ 各種産業資金ノ融通

丙、上北郡町村長會決定事項

① 地租免租及御料地國有林ノ貸付料ノ減免

② 町村債及町村轉貸債ノ延納

③ 無料医療施設

④ 勸銀ヨリ個人借入金ノ延納

⑤ 農民道場ノ設置

⑥ 氣象觀測所ノ設置

丁、本村トシテノ救済施設如何

二、開西方面義捐金ニ関スル件

過般開西方面ヲ襲ヒタル颱風被害慘状実ニ甚シク誠ニ同情ニ堪ヘサルモノアリ。本年又々凶作ニ遭遇シタリモ雖、過去ニ於テ此方面ヨリ受ケタル恩惠蓋シ少シトセス。此際餘裕アル方々ノ義心ニ訴ヘ應分ノ義捐金ヲ募集セントス

三、納税組合設置ニ関スル件

納税組合ノ設置ニ就イテハ屢々指示スル処アリタルモ、未設置部落ノアルハ甚タ遺憾トスル所ナリ。本組合ノ設置ハ一ハ團體ニ対スル奉公トモナリ、一ハ各個人ノ勞力節約トモナリ、相互益スル所大ナルヘケレハ可成速ニ設置セラレンコトモ望ム

四、道路愛護ニ関スル件

五、傳染病豫防ニ関スル件

六、早稻増殖ニ関スル件

連年凶作ニ見舞ハルル本村トシテ早稻種ヲ増殖スルハ時宜ニ適シタルモノト認ム。

尚凶作ハ当地方独特ノヤマセノ被害ニ因ルヲ以テ之カ防風林ニ就キ御研究アランコトラ望ム。

七、信用ノ維持向上ニ関スル件

かかる議案を中心として部落代表がいかなる討議をしたかは不明なので、徒らに断定することは差しひかえる

が、しかし、これが昭和九年凶作を蒙つた村の代表者の会議の議題なのかと驚かざるを得ない。村独自としての対策は、何ら明確には提出される事もなく終っているのである。確かに「本村トシテノ救済施設如何」とあり、ここにおいてあるいは討論が活発におこなわれたかも知れぬ。しかし、本来的には、村当局から提出されて具体的に記述されていてよい問題である。おそらく確たる施策を村当局としては持ち合せていなかったとみてよからう。

勿論だからと言って全く皆無なのでもない。第六項などは、他村に於ても実施されたであろうが、天間林村としても本格的に全村的とり組みをしようとしているものとして注目していいであろう。

(七)昭和一六年凶作時の天間林村における水稻收穫量調査表

昭和一六年もまた凶作を経験するが、当時我国は、太平洋戦争へとその戦火を拡大する矢先であり、国民はあげて戦争体制へ一致協力を強いられていた。かくして食糧供出こそが農民の第一義的目的とされ、凶作自体をあれこれと憂うる余裕すらなかったであろう。

昭和一六年の凶作は「時局の進展と共に、ますます急務となった食糧の増産確保に本縣も米穀始め各種重要農産物の増産計画を樹立して、この遂行に努め、官民一体の増産戦を展開した」(『東奥年鑑、昭和十七年版』)その出鼻をくじく形となつたのである。

水稻被害状況を、県全体と上北郡をあげれば第四九表の如くである。

かくしてまた凶作対策は各種講ぜられるが、それらは基本的には昭和六、九、一〇年の凶作の時同様のものだ

第四九表 昭和一六年水稻被害状況

	作付見込 面積	收穫皆無	七割以上 減収	五割、五 割減収	五割、三 割減収	三割未滿 減収	計	減収見込量	同上金額
青森県 上北郡	七、四八五町 二、九八八	一〇、九二 五、〇三八	一六、九〇九 五、四七九	二四、三四 一、三三二	二二、六八 一、四七	一三、八元 一	六七、六三 二、九八六	七六、九四石 一四〇、〇一一	壹八萬、七〇〇円 七、〇〇〇、七〇〇

ある。若干特徴的にみられる事は、例えば『県冷害対策要綱』にもみられる如き、「時局の重大性」を前面に打ち出して精神的昂揚を図ろうとしている点、あるいは、離村防止対策が明確に打ち出されていることであろうと思う。前者は当時の状況からしてまことに当然の事であろうし、また後者は、すでに農村部において徴兵等の結果としての労働力減少が深刻化していることの現われでもあらう。

ところでここに注目する資料がある。『青森県上北郡天間林村の昭和十六年の大凶作に於ける各人の收穫量（水稻）の各農事実行組合調査報告集』がそれである。これは、昭和一七年一月に中嶋信氏が「……昔から度々凶作があつた様です……が何時も詳しい凶作の統計が残つて居りません。私は去年の凶作……（を）調べて……後世の子孫への贈物として残し度い」という目的で、各農事組合長あて收穫量の調査を依頼し、その解答を中嶋氏がまとめたものである（但しまとめたのは、昭和五年になつてである）。各人の收穫量がこのような形で報告された例は稀であると思うので、資料的価値の意味からもここに記載しておこう。

坪 忠 吉	2.2.0	1.5
坪 興 八	2.1.0	8
坪 佐太郎	2.5.0	9
坪 吉三郎	2.2.0	8
坪 松三郎	2.5.0	1.6
坪 寅 間	3.7.0	4.4
坪 得三郎	2.2.0	1.5
坪 岩之助	2.0.0	1.0
坪 長之助	1.6.5	1.2
坪 元 八	2.1.0	2
坪 勝三郎	2.2.0	1.2
坪 三九郎	2.0.0	2.0
坪 岩 藏	1.0.0	8
坪 金 藏	2.0.0	2.4
坪 石 松	1.8.0	1.6
坪 多 藏	1.8.0	4.0
坪 彌之助	1.4.0	1.6
坪 善次郎	1.0.0	4
坪 慶太郎	1.6.8	1.2
坪 松之助	1.7.9	1.2
坪 晋 吉	3.8.0	3.2
坪 重之助	3.3.0	3
坪 宇 八	2.6.0	4
坪 佐之助	8.0	3
坪 松五郎	3.5.0	2
坪 靖	2.5.0	3
坪 千代治	2.8.0	2
坪 慶 藏	2.1.0	1.4
坪 福 松	1.0.0	1
坪 三 太	2.0.0	2

第50表

昭和16年天間林村の水稻收穫状況

(1) 坪 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
坪 末 吉	町反セ 1.3.7	石斗 3.2
坪 仁太郎	7.7	6
坪 種 松	1.2.2	9
坪 健次郎	1.5.0	7
坪 興 助	7.5	8
坪 三之助	1.2.0	7
坪 直 吉	2.0.0	3.5
坪 勇	8.0	1.3
矢 崎 三太郎	6.0	3
金 野 徳 松	7.0	8
坪 由太郎	1.7.0	7
坪 興 太	1.2.0	2.8
小 又 武 志	1.4.0	1.2
坪 由五郎	1.2.0	6
坪 千太郎	2.6.0	1.2
坪 福太郎	2.0.0	2.4
坪 市五郎	2.0.0	1.6
鳥谷部 巳之助	2.0.0	5
坪 治三郎	1.5.0	2.7
坪 春 松	1.2.0	7
坪 治 郎	3.4.0	5.2
坪 壮次郎	1.5.0	1.2
坪 金之助	2.7.0	2.0
漆 戸 吉太郎	2.5	1
听 福 松	1.6.0	6
柴 崎 権 太	2.3.0	8
柴 崎 権 助	4.0	2

原 子 由太郎	(3.0) 6.5	5
7人の合計	12.1.0	5.4
平均反収		0.04

「附記」—()内の数字は脱穀して秕粃を馬糧にした分の反別で、残りの分は刈ったまま堆積して置き後に集敷草にした、殆んど皆無作であったと。

(4) 尾山頭農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
上 野 由太郎	町反セ 1.6.0	石斗 0
上 野 福太郎	1.5.0	0
上 野 福 松	1.7.0	0
上 野 太 利	1.0.0	6
上 野 宇八郎	1.0.0	0
上 野 三 郎	8.0	8
上 野 重太郎	1.0.0	0
上 野 俊 夫	7.0	0
上 野 辰太郎	1.5.0	8
上 野 定 吉	6.0	0
千 曳 岩 松	1.0.0	0
上 野 要 助	6.0	2
上 野 重 作	2.1.0	1.2
太 田 興 助	1.0.0	
14人の合計	15.5.0	3.6
平均反収		0.02

(5) 白石農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
坂 本 佐 野	町反セ 1.6.0	石斗 8
疍 吉太郎	1.2.0	1.5

坪 豊次郎	1.4.0	2
坪 精 蔵	1.0.0	5
坪 千代三郎	3.5	2
60人の合計	105.7.3	75.3
平均反収		0.07

(2) 金澤農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
金 沢 作兵衛	町反セ 2.4.0	石斗 1.2
金 沢 孫 吉	1.7.0	1.0
金 沢 久 松	3.3.5	9
金 沢 鶴 治	2.1.0	1.2
金 沢 孫次郎	2.6.0	6
金 沢 吉太郎	2.1.0	9
金 沢 竹 松	4.4.0	1.2
金 沢 健之助	1.1.0	4
金 沢 春 松	2.2.0	9
金 沢 卯之松	1.5.7	5
金 沢 興 太	1.2.0	2.4
11人の合計	24.7.0	9.04
平均反収		0.37

(3) 柳平農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
柳 平 己之助	町反セ (1.9.9) 4.8.8	貫 14
柳 平 孫 吉	(1.0.0) 3.0.0	16
中野渡 末 吉	(5.0) 1.5.0	3
中野渡 長 吉	6.0	0
野田頭 福 治	(3.0) 1.5.0	13
古屋敷助三郎	(4.0) 8.5	3

八 嶋 喜 登	1.6.0	8
白 石 徳右エ門	1.5.0	1,2
坂 木 勝三郎	1.3.0	8
松 山 岩之助	2.0.0	2.8
松 山 金之助	1.3.0	2.0
白 石 三 郎	1.1.0	1.7
白 石 仁左エ門	2.8.0	4.0
白 石 和 吉	1.6.0	2.0
40人の合計	63.9.0	51.5
平 均 反 収		0.08

(6) 上原子農事組合

耕作者氏名	耕作反別	収実収量
原 子 藤 松	ワセ 1.2.0 オク 1.2.0	5 0
上原子 長之助	ワセ 1.0 オク 1.5.0	4 0
原 子 由右門	オク 1.8.0	0
上原子 定 吉	オク 2.0.0	0
上原子 先之助	オク 4.0	0
上原子 佐太郎	オク 8.0	4
上原子 与之吉	オク 2.8.0	7
上原子 善太郎	ワセ 5.0 オク 2.3.0	1.5 0
大 浦 栄次郎	ワセ 1.5 オク 6.5	3 0
原 子 晋 吉	オク 1.5.0	2.0
鳴 海 政次郎	ワセ 2.0 オク 1.8.0	6 0
鳴 海 留 蔵	ワセ 2.0 オク 6.0	6 0
上原子 勘次郎	オク 4.0	0
上原子 三 慶	ワセ 1.0 オク 2.3.0	1.0 0
上原子 太 吉	オク 2.4.0	0
上原子 久 松	オク 1.3.0	1.5
上原子 吉太郎	ワセ 5.0 オク 6.0	2.5 5

坂 本 房 松	1.0.0	1.2
八 嶋 民次郎	1.6.0	8
中川原 福太郎	1.3.0	8
白 石 要 助	1.8.0	2.8
白 石 松之助	1.6.0	8
白 石 弥之助	8.0	1.5
白 石 長次郎	9.0	8
白 石 達太郎	6.0	4
白 石 定次郎	1.0.0	9
白 石 市太郎	1.8.0	3.0
白 石 三九郎	8.0	5
白 石 福 松	1.5.0	8
白 石 喜 蔵	2.0.0	1.3
白 石 房五郎	2.5.0	1.2
白 石 孫 助	2.6.0	1.6
白 石 勇 三	6.0	8
白 石 宮次郎	7.0	1.0
白 石 福 治	1.2.0	1.2
白 石 徳 松	3.0	0
松 山 宝 治	3.0.0	0
松 山 初太郎	2.0.0	8
坂 本 五 郎	1.7.0	9
坂 本 由太郎	1.7.0	8
坂 本 三之丞	2.2.0	1.5
松 山 岩 蔵	2.000	2.0
坂 本 耕 一	3.0.0	2.0
八 嶋 丑太郎	1.8.0	1.9
八 嶋 子之松	2.5.0	0
八 嶋 長 太	1.4.0	5
白 石 藤 松	2.0.0	2.1

呷 崎 正 経	3.5.0	12.0
呷 崎 弥 勢	2.5.0	4.0
呷 崎 弥 清	1.5.0	1.2
呷 崎 孫 助	1.0.0	1.2
呷 崎 由 吉	1.0.0	6
十枝内 市太郎	2.3.0	8.0
十枝内 三 太	1.3.0	5.0
十枝内 興 助	6.0	6
十枝内 三之助	3.0.0	4.0
十枝内 勇次郎	1.7.0	4.0
十枝内 竹次郎	1.6.0	2.8
13人の合計	21.9.0	45.8
平 均 反 収		0.02

(9) 呷 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
兎 内 市三郎	町反セ 4.5.0	石斗 20.2
呷 善 治	4.5.0	18.2
呷 耕 一	1.8.0	9.2
呷 孫太郎	2.2.0	12.0
呷 徳右エ門	2.5.0	13.3
呷 加 野	2.0.0	10.0
呷 福 松	2.0.0	10.0
町 屋 駒 藏	1.5.0	5.0
呷 勇次郎	4.0	3.0
呷 丑 藏	5.0	2.5
呷 茂	5.0	2.0
呷 す わ	6.0	2.0
呷 市五郎	2.5	0.4
呷 由 雄	1.5	0.4

鳴 海 長 福	ワセ 3.0 オク 2.5.0	7 0
鳴 海 孫 吉	ワセ 5.0 オク 2.5.0	2.5 0
上原子 元 吉	オク 3.0.0	0
鳴 海 長之丞	ワセ 2.0 オク 1.8.0	1.0 0
上原子 ナ ミ	ワセ 1.0 オク 1.4.0	4 0
原 子 種 吉	ワセ 4.0 オク 1.4.0	1.2 0
上原子 孫 助	ワセ 2.8.0 オク	0
上原子 兼 松	オク 2.6.0	0
鳴 海 治太郎	オク 5 5.5	2 0
上原子 留 藏	ワセ 3.0 オク 2.0	1.0 0
27人の合計	47.0	19.5
平 均 反 収		0.04

(7) 栗ノ木沢農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
中 野 福 藏	町反セ	石斗 8.0
中 野 松太郎	1.9.0	4.0
中 野 勇 八	2.0.0	2.0
中 野 亥之松	3.0.0	4.0
中 野 健三郎	2.0.0	1.6
中 野 ふ み	6.0	1.2
桧 山 兼 藏	6.0	8
向中野 福 治	1.3.0	1.2
8 人の合計	11.4.0	22.8
平 均 反 収		0.2

(8) 十枝内農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
十枝内 勝 雄	町反セ 1.4.0	石斗 2.4
金 沢 勝次郎	5.0	0.5

田 中 関 松	1.3.0	3.0
田 中 藤太郎	1.0.0	2.7
田 中 仁三郎	6.0	8
9 人の合計	11.9.0	31.0
平 均 反 収		0.26

(12) 手代森農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
手代森 福 見	町反七 1.5.0	石斗 6.5
手代森 福 治	9.5	6.0
手代森 佐太郎	1.4.0	6.0
手代森 三太郎	2.0	2.0
手代森 勝 藏	7.0	3.0
手代森 興祖吉	9.0	5.0
手代森 市 松	6.0	4.0
手代森 石 松	9.0	5.0
工 藤 由太郎	1.0.0	5.0
手代森 松三郎	9.0	4.0
10人の合計	9.0.5	46.5
平 均 反 収		0.51

附記一、本年の稲は平年作の時なら馬糧程度のもので誰も斛や秤で計って居りませんので大体的見積です。

(13) 中野農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
中 野 仁 平	町反七 1.8.0	石斗 3.0
中 野 由	1.9.0	4.0
中野渡 長次郎	1.0.0	2.0
町 屋 祐 司	1.7.0	4.0

14人の合計	23.4.0	10.8.0
平 均 反 収		0.45

(10) 市ノ渡農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
市ノ渡惣右エ門	町反七 3.2.0	石斗 3.0
市ノ渡 久四郎	3.0.0	3.0
市ノ渡 石 松	2.5.0	2.0
桧 山 由太郎	8.0	4
桧 山 松之助	3.2.0	3.0
市ノ渡 健 藏	1.0.0	4
市ノ渡 福 助	5.0	0
市ノ渡 丑 松	2.8.0	2.0
市ノ渡 三九郎	1.2.0	1.0
市ノ渡 三 太	2.5.0	2.0
市ノ渡 酉 松	2.0.0	1.0
桧 山 勝太郎	2.3.0	1.0
市ノ渡 喜代松	5.0	0
市ノ渡 佐 野	4.0	0
14人の合計	25.9.0	18.8
平 均 反 収		0.07

(11) 底田農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
古 内 作兵エ	町反七 2.0.0	石斗 6.0
古 内 加 之	1.6.0	4.5
古 内 福 治	1.0.0	2.7
古 内 五 郎	9.0	1.0
田 中 松太郎	1.5.0	4.3
田 中 千太郎	2.0.0	6.0

平均反収		0.12

(15) 松ヶ沢農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
鳥谷部 興 慶	町反七 9.7	石斗 2.0
鳥谷部 三太郎	1.4.0	3.5
十枝内 松次郎	3.4	8
向中野 定 吉	3.6	1.0
中 野 興太郎	9.0	1.8
5人の合計	3.9.7	9.1
平均反収		0.23

(16) 鳥谷部農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
鳥谷部 栄 八	町反七 2.0.0	石斗 3.2
鳥谷部 石太郎	1.2.0	2.0
鳥谷部 興 八	1.0.0	8
鳥谷部 五 野	4.0	8
鳥谷部 嘉太郎	1.5.0	3.6
鳥谷部 吉 松	3.0	1.0
鳥谷部 三 平	8.0	2.0
鳥谷部 喜代松	1.0.0	2.0
鳥谷部 勝太郎	6.0	1.0
鳥谷部 敏 夫	3.0	0
鳥谷部 徳次郎	1.0.0	2.0
鳥谷部 可 野	2.4.0	5.0
鳥谷部 半右エ門	2.2.0	4.0
鳥谷部 長右エ門	2.0.0	2.2

向中野 松太郎	8.0	8
町 屋 安太郎	2.3.0	12.0
中 野 由 蔵	1.4.0	3.0
中 野 藤太郎	1.0.0	8.0
町 屋 嘉平太	8.0	2.0
中 野 仁 太	7.0	8
町 屋 モ ン	1.3.0	5.0
中 野 市太郎	1.2.8	4.0
東 三十郎	4.0	1.2
苔米地 吉太郎	6.0	3.2
桧 山 五 郎	7.0	4.0
町 屋 勝 隆	6.0	1
中 村 福太郎	1.4.0	2.0
町 屋 營	1.0	0
中 村 儀三郎	1.5.0	1.5
苔米地 一 郎	6.0	1.0
20人の合計	21.8.0	61.6
平均反収		0.28

(14) 原久保農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
西 野 久五郎	町反七 2.4.0	石斗 2.4
西 野 清 正	2.1.0	3.5
西 野 申 松	3.0.0	4.0
西 野 勝太郎	1.6.0	2.0
西 野 子 野	3.0.0	3.2
西 野 申	1.5.0	1.1
西 野 権 野	3.1.0	3.5
西 野 慶次郎	2.0.0	2.5
8人の合計	18.7.0	22.2

(17) 天間館第一農事組合

耕作者氏名	耕作反別	収実収量
工 藤 市太郎	町反 ^セ 3.5	石斗 ⁴ 4
天 間 萬 蔵	3.0	6.5
天 間 良 吉	1.0.0	5.3.8
天 間 福 蔵	1.2.0	6.2.3
端 本 福太郎	1.2.0	4.2
邇 駅 久五郎	1.2.0	7.5
天 間 乙 松	1.0.0	4.8
天 間 圓 蔵	1.0.0	5.4.2
天 間 藤兵衛	2.3.0	8.3
天 間 金次郎	1.3.0	4.3.8
天 間 尾 治	1.0.0	3.6
端 本 金 蔵	7.0	3.0.4
天 間 孫太郎	2.0.0	12.0.3
天 間 市 郎	1.0.0	5.4.8
邇 駅 恵 直	1.2.0	7.0.9
天 間 よ し	4.0	2.8
天 間 久 太	5.0	1.0
天 間 千代吉	2.0	6
天 間 敬 悦	8.5	4.6.8
天 間 松五郎	4.0	2.2
天 間 晋 吉	1.0.0	5.4.8
天 間 仁 八	2.1.0	12.8.5
天 間 興 助	8.0	4.8.4
蛸 沢 市 松	3.0	1.8
天 間 長 松	6.0	4.0.8
天 間 茂次郎	5.0	3.6
天 間 永次郎	2.8.5	1.2.8

鳥谷部 喜之助	8.0	8
鳥谷部 万九郎	8.0	1.2
鳥谷部 定 吉	2.0	4
鳥谷部 一 松	1.0.0	2.0
鳥谷部 福太郎	1.2.0	1.8
鳥谷部 第 吉	2.5	6
鳥谷部 松三郎	1.2.0	2.5
鳥谷部 三 慶	1.0.0	2.0
鳥谷部 房 松	7.0	1.2
鳥谷部 定 吉	1.0.0	8
鳥谷部 孫 作	1.4.0	1.5
鳥谷部 由 松	3.0	7
鳥谷部定右エ門	1.0.0	1.0
鳥谷部 辨 慶	5.0	2
鳥谷部 石 蔵	3.0	4
鳥谷部 清 蔵	1.0.0	7
鳥谷部 徳 松	1.0.0	1
鳥谷部 第 助	1.3.0	1.0
鳥谷部 申 松	1.3.0	1.0
鳥谷部 西 松	1.5.0	4.0
鳥谷部 三九郎	2.0.0	3.0
鳥谷部 八太郎	1.0.0	1
鳥谷部 三之丞	1.0.0	8
鳥谷部 友次郎	6.0	4
鳥谷部 千 太	2.0.0	3.0
鳥谷部 仁太郎	3.0.0	2.5
鳥谷部徳右エ門	3.0.0	2.0
鳥谷部 長 野	1.8.0	2.0
42トの合計	48.8.5	67.3
平 均 反 収		0.14

天 間 竹 松	2.5.0	2.5
築 田 茂兵エ	1.8.0	3.0
天 間 福太郎	1.6.0	8
天 間 清 松	1.0.0	8
天 間 勝 治	1.2.0	2.0
天 間 己之八	5.0	5
天 間 安 之	7.0	1.0
佐 藤 松太郎	2.0.0	5
天 間 三四郎	2.0.0	5.0
築 田 茂 次	3.0	4
蛭 名 竹 藏	2.5.0	2.4
千 葉 軍 藏	1.6.0	3.0
沢 田 勇 作	1.5.0	1.0
天 間 兼 松	2.0.0	1.2
天 間 長之助	1.5.0	2.0
天 間 辰太郎	2.0.0	2.0
天 間 徳太郎	2.7.0	2.0
天 間 輝 利	1.3.0	2.0
天 間 源 藏	2.0.0	3.0
天 間 福 助	9.0	7
沢 田 勇 八	1.5.0	3.0
佐 藤 三太郎	1.8.0	4
小 又 松	1.0.0	4
竹 原 晋之助	1.0.0	5
工 藤 はちゑ	6.0	8
附 田 友次郎	3.0.0	0
39人の合計	58.4.0	57.9
平 均 反 収		0.99

天 間 大 之	9.0	2.8.5
天 間 吉太郎	2.2.0	14.9.8
沢 田 和 吉	1.3.0	6.8.9
附 田 綱 吉	7.0	4.2
沢 田 宇 之	8.5	5.2
天 間 定 吉	1.3.5	8.6.8
天 間 徳 光	1.5.0	1.1.8
天 間 政 吉	8.0	10.0
天 間 興 六	2.1.0	15.4.2
天 間 孫 助	2.0.0	16.0.8
天 間 まつゑ	3.4	2.0.7
天 間 敏 雄	2.5	9
39人の合計	41.5.4	223.8.1
平 均 反 収		0.54

(18) 天間館第二農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
附 田 鉄 藏	町反セ 2.5.0	石斗 2.0
沢 田 勇 吉	2.0.0	8
築 田 長 吉	1.3.0	4
築 田 吉太郎	1.0.0	1.0
天 間 市 助	1.5.0	2.5
附 田 福 松	1.8.0	1.2
天 間 房五郎	1.5.0	8
米 田 理 人	1.0.0	2.0
天 間 美智儀	2.0	0
天 間 勇太郎	1.0.0	1.2
天 間 万四郎	1.4.0	8
天 間 助 惣	1.7.0	3.5
天 間 久 助	1.0.0	8

築 田 吉五郎	3.0	5.5
附 田 佐太郎	1.5.0	1.6
天 間 実 雄	1.0.0	2.0
天 間 喜 藤	1.0.0	2.4
天 間 喜之助	6.5	1.2
天 間 健次郎	5.0	1.2
天 間 眞 吉	1.3.0	3.2
天 間 仁太郎	2.0	1.2
天 間 福 松	1.5.5	1.0.0
工 藤 宏	1.4.0	8.8
澤 田 勇之助	8.0	1.2
38人の合計	37.4.5	12.2.8
平 均 反 収		0.33

(20) 天間館第四農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
田 嶋 松次郎	町反七 1.8.0	石斗 9.8
天 間 要 助	1.2.0	6.3
天 間 宇之吉	3.0	4
鳥谷部 三兵エ	1.4.0	4.0
工 藤 由太郎	1.0.0	4.0
天 間 伊之松	1.0.0	2.7
天 間 菊 松	2.1.0	6.8
天 間 徳右エ門	5.0	2.2
天 間 恵主眞	6.0	1.7
天 間 初兵エ	7.0	3.5
築 田 勝 雄	1.4.0	3.2
大 地 辰之助	9.5	1.1
工 藤 松五郎	2.2.0	22.0
天 間 陸 蔵	1.5.0	12.0

(19) 天間館第三農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
天 間 作兵エ	町反七 1.8.0	石斗 8.2
天 間 市 松	1.6.0	10.0
天 間 善次郎	7.7.7	2.0
工 藤 藤太郎	1.0.0	2.2
天 間 興三郎	6.0	2.0
天 間 元 松	1.8.0	6.0
天 間 勇 助	1.2.0	2.4
天 間 由 見	1.2.0	6.0
天 間 万 吉	1.5.0	6.2
澤 田 作太郎	1.5.0	7.0
工 藤 徳 三	7.0	6.0
天 間 又 蔵	1.0.0	1.0
町 屋 寿 一	4.0	1.2
附 田 吉五郎	1.0.0	8
築 田 信 一	1.0.0	2.4
天 間 長 福	8.0	2.4
天 間 友 治	8.3	2.4
工 藤 仁太郎	8.0	2.4
坪 政次郎	5.0	1.0
天 間 大 蔵	1.6.0	4.0
築 田 与太郎	7.0	3.6
築 田 綱 吉	8.0	2.4
小 林 勇詞男	1.6.0	2.3
天 間 サ ミ	1.0.0	2.0
天 間 勝 己	4.0	1.0
盛 田 米 吉	3.5	8
築 田 吉次郎	8.0	1.8

天 間 松太郎	1.3.0	1.6
工 藤 三之助	8.0	1.6
築 田 武四路	2.0.0	3.0
築 田 露次郎	8.0	1.2
天 間 己之助	6.0	3.2
49人の合計	50.9.5	16.9.7
平均反収		0.33

(21) 小又農事組合

耕作者氏名	耕作反別	収実収量
小 又 保 城	町反七 1.3.0	石斗 5.0
小 又 倉 松	8.0	6.0
小 又 兼 松	2.5.0	1.0
小 又 申	2.2.0	6.0
小 又 石	1.8.0	10.0
小 又 三太郎	1.3.0	6.0
小 又 由 松	1.7.0	5.3
小 又喜三五郎	5.0	1.2
松 村 吉 松	4.2	1.4
松 村 幸 吉	1.0.2	3.0
中 村 市太郎	1.6.0	6.2
小 又 吉五郎	1.6.5	4.0
小 又 三 郎	6.2	2.4
小 又 興三郎	1.1.0	3.0
小 又 松 藏	1.0.2	2.2
小 又 申 松	1.5.0	8.0
小 又 宇之松	1.6.5	6.5
小 又 喜之助	8.0	1.4
小 又 長次郎	1.4.0	4.8
小 又 武 見	1.3.0	5.0

天 間 久 松	8.0	1.4
天 間 兼 吉	8.0	4.0
天 間 勝太郎	1.6.0	6.4
天 間 石 藏	8.0	3.6
听 子之松	9.0	1.2
千 葉 ミ サ	1.3.0	2.0
千 葉 世志太郎	1.0.0	2.0
千 葉 源次郎	3.0	1.3
天 間 直太郎	8.5	6.0
天 間 房 松	8.5	6.0
附 田 由 藏	5.5	8
附 田 興三郎	7.0	4
天 間 由 松	1.0.0	3.0
天 間 吉 松	2.0	1.6
附 田 由太郎	4.0	1.0
附 田 五郎松	8.0	2.4
天 間 五 郎	9.0	1.8
工 藤 仁 平	1.5.0	4.8
中 野 興 助	7.0	1.4
天 間 石之助	1.2.0	1.8
天 間 三 太	4.5	1.2
附 田 敏	2.5	5
工 藤 長 太	2.6.0	10.0
天 間 佐 野	1.7.0	0
附 田 要 助	2.0.0	4.0
附 田 徳福藏	8.5	2.0
附 田 福德藏	1.7.0	2.8
天 間 興 太	2.0	1.2
天 間 由太郎	8.0	3.6
天 間 石 松	1.0.0	2.4

附 田 吉	1.4.0	6
榎 林 馬之助	1.1.8	1.5
榎 林 勇次郎	2.5.8	1.0
榎 林 勝 治	—	—
天 間 清次郎	9.0	4
15人の合計	21.8.1	16.9
平均反収		0.08

(23) 中嶋農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
中 嶋 茂 登	町反セ 5.0	石斗 5.2
中 嶋 正二郎	6.3	5.8
中 嶋 亀太郎	6.4	2.4
中 嶋 信	4.0.0	44.7
向中野 万 太	6.3	6.0
5 人の合計	6.4.0	58.3
平均反収		0.91

〈参考記録〉

昭和16年に私の田で実施した、坪刈の内の私の耕作田の6田区の生籾の収量は下記の通りでした。

田区	品種名	籾の容量	籾の重量
1	陸羽132号	合勺 9.0	匁 240
2	〃	9.6	260
3	〃	6.9	175
4	〃	6.0	150
5	〃	7.0	175
6	陸羽1号	9.2	230

但し、各田区中で一番穂実の良い場所の稲を刈ったので各田区毎の平均は此の数字65%以下の見込と附記してあります。

小 又 福五郎	1.2.0	4.2
小 又 寅 藏	1.3.0	6.0
小 又 六 松	1.4.0	6.5
小 又 福 藏	1.5.0	4.0
小 又 定之助	1.2.0	8.2
小 又 徳 助	2.2.0	13.4
小 又 石太郎	8.0	2.0
小 又 小 吉	1.8.0	7.0
小 又 権 太	6.5	1.2
小 又 久五郎	1.3.0	8.5
小 又 三九郎	4.0	1.1
小 又 要 助	1.0.5	4.5
小 又 藤太郎	1.2.0	3.8
小 又 勘 助	1.3.0	5.4
14人の合計	43.4.8	19.4.2
平均反収		0.45

(22) 寺沢農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
附 田 盛 直	町反セ 3.3.0	石斗 4.0
附 田 熊 吉	2.5.0	3.0
附 田 晋 七	1.5.0	9
附 田 徳三郎	8.0	4
附 田 由 松	1.0.0	4
附 田 半左エ門	1.6.0	8
附 田 子之松	6.0	2
附 田 松太郎	2.5.0	2.5
附 田 定 吉	1.0.0	8
附 田 啓 治	2.5	皆無
附 田 晋	7.0	4

高 松 由太郎	4.0	8
加 賀 長之助	3.0	7
28人の合計	28.8.5	86.1
平 均 反 収		0.29

(25) 中 岫 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
中 岫 徳次郎	町反セ 1.8.0	石斗 5.4
矢 崎 綱次郎	1.8.0	7.2
矢 崎 廣 治	2.4	4.8
中 岫 佐平治	2.8.0	11.2
中 岫 健之助	2.0	1.0
田 嶋 利 見	1.5.0	9.0
田 嶋 勝次郎	1.0.0	6.0
田 嶋 吉 助	1.6.5	6.6
田 嶋 乙 吉	2.1.0	10.5
中 岫 徳 定	1.6.0	6.8
田 嶋 孫右エ門	2.6.0	7.8
中 岫 龍 助	1.1.0	4.4
石 橋 長 七	9.0	4.9
石 橋 克 雄	2.8.0	3.6
田 嶋 徳太郎	1.5.0	8.4
田 嶋 源之助	1.5.0	6.0
田 嶋 松之助	1.8.5	9.0
田 嶋 徳 松	1.7.0	11.1
田 嶋 定 吉	1.3.8	10.2
田 嶋 忠 藏	2.6.0	5.5
中 岫 達	4.6	10.4
中 岫 七太郎	4.6	1.4
田 嶋 久三郎	2.3.0	6.9

(24) 上野崎農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
高 松 勉	町反セ 2.8.0	石斗 5.6
高 松 茂 雄	1.3.0	2.3
高 松 徳 三	2.0.0	3.0
高 松 健 治	5.5	1.1
高 松 儀三郎	1.2.0	3.0
高 松 朝次郎	1.0.0	2.0
高 松 福次郎	6.0	1.5
高 松 丹 藏	6.0	9
高 松 徳 松	6.0	1.2
高 松 三太郎	1.5.0	4.5
高 松 三 郎	2.3.0	4.6
小 林 豊 吉	5.0	1.0
加 賀 兼 松	—	—
加 賀 三 郎	1.8.0	5.4
加 賀 長三郎	1.0.0	1.5
加 賀 福 藏	1.5.0	1.5
加 賀 利三郎	2.2.0	5.5
長 澤 亀 吉	5.0	5
高 松 宇 野	6.0	1.2
高 松 源 治	1.0.0	2.0
高 松 時次郎	8.0	1.2
高 松 吉 三	5.0	5
高 松 三之助	1.1.0	2.2
高 松 春 治	9.0	2.0
高 松 晴 郎	4.0	4
高 松 喜代美	3.0	6
高 松 政 男	6.0	1.5

酒 井 末三郎	6.0	6.0
酒 井 岩之助	9.5	9.5
大 鹿 福太郎	17.0	17.0
田 頭 寅 助	10.0	10.0
大 鹿 孫太郎	18.7	18.7
酒 井 吉之助	13.0	13.0
富 田 勇次郎	—	—
酒 井 重 藏	22.0	22.0
笹 原 三 郎	20.0	20.0
澤 尾 盛 雄	3.5	3.5
酒 井 訴次郎	5.0	5.0
澤 尾 要 助	14.0	14.0
衣 川 久 作	15.0	15.0
澤 尾 専太郎	15.0	15.0
松 下 市太郎	11.5	11.5
田 頭 福 藏	10.5	10.5
澤 尾 由 藏	3.0	3.0
向中野 三太郎	4.2	4.2
山 内 伸	1.3	1.3
笹 原 徳 松	12.0	12.0
澤 尾 吉 郎	5.0	5.0
大 鹿 金太郎	13.0	13.0
大 鹿 常 吉	16.0	16.0
富 田 万次郎	16.0	16.0
野 川 佐之吉	21.0	21.0
酒 井 勝三郎	16.0	16.0
田 頭 仁太郎	16.0	16.0
酒 井 岩次郎	13.0	13.0
酒 井 由太郎	13.0	13.0
半 崎 要 助	16.0	16.0

田 嶋 吉 松	1.9.0	5.7
田 嶋 攻 郎	1.1.0	3.3
田 嶋 五六助	1.5.0	4.5
田 嶋 重 穂	9.0	3.6
田 嶋 馬 吉	1.5.0	6.0
石 橋 清	1.5.0	6.0
中 嶋 仁 太	1.6.0	6.4
中 嶋 徳 治	1.1.0	4.4
長 澤 丹 治	2.3.0	13.8
長 澤 丑 造	1.8.0	9.0
中 嶋 市之助	1.9.3	7.7
中 嶋 長之丞	9.0	3.6
中 嶋 興三郎	1.3.0	4.2
加 賀 岩五郎	1.1.2	5.6
長 沢 利 男	9.0	4.5
中 嶋 ヤ ソ	2.0	8
39人の合計	58.5.8	424.2
平 均 反 収		0.72

(26) 下野崎農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
半 崎 恵主眞	町反七 1.2.0	石斗 12.0
半 崎 三 郎	1.8.0	18.0
酒 井 兼 蔵	9.0	9.0
富 田 熊 蔵	2.3.5	23.5
荒 木 市太郎	1.3.0	13.0
笹 原 徳 治	4.5	4.5
半 崎 一 秋	7.0	7.0
田 頭 三太郎	—	—
半 崎 興之助	2.0.0	20.0

中 野 駒 吉	2.4.0	26.0
花 松 福 藏	6.7	6.0
福 田 金次郎	3.4	6.0
中 嶋 吉 三郎	1.2.0	7.0
22人の合計	34.8.2	310.5
平 均 反 収		0.89

(28) 附 田 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
附 田 治 郎	町反セ 2.0.0	石斗 7.0
附 田 正 経	1.9.0	8.0
附 田 久 松	1.2.0	4.8
附 田 正 吉	6.0	2.4
附 田 磯 吉	1.0.0	4.0
附 田 兼 松	1.5.0	5.5
附 田 晋	3.0	1.3
附 田 福 松	2.5.0	10.0
附 田 由太郎	1.7.0	6.0
附 田 正 男	7.0	2.1
附 田 栄 作	1.8.0	11.0
附 田 俊 東	2.5.0	8.1
12人の合計	17.7.0	70.2
平 均 反 収		0.39

(29) 榎林第三農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
福 村 助四郎	町反セ 1.8.0	石斗 2.5
福 村 長次郎	1.6.0	2.0
榎 林 儀左エ門	9.0	1.2
榎 林 平四郎	2.4.0	2.4

澤 尾 モ ヨ	4.0	4.0
富 田 平 太	4.0	4.0
田 頭 円次郎	1.2.0	12.0
田 頭 熊 藏	1.1.0	11.0
大 鹿 孫次郎	1.3.0	13.0
富 田 定 見	—	—
酒 井 万之助	1.5.0	15.0
43人の合計	52.2.2	522.2
平 均 反 収		0.1

(27) 花 松 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
北 守 太 郎	町反セ 1.3.0	石斗 26.0
花 松 健次郎	4.3.0	30.0
花 松 金之丞	2.0.5	21.0
中 野 銀 藏	3.4.0	40.0
中嶋治郎右エ門	1.5.0	10.0
花 松 円次郎	1.8.0	14.0
福 田 辰三郎	1.8.5	15.0
花 松 政 人	1.8.8	30.0
福 田 福太郎	1.3.0	10.0
花 松 喜 藤	1.7.0	10.0
花 松 筆次郎	9.8	8.0
中 嶋 太 藏	1.7.0	10.0
中 野 喜代七	1.1.5	10.0
花 松 与太郎	4.0	3.0
中 嶋 兼 藏	1.5.0	10.0
山 田 由	1.0.0	6.0
花 松 徳 助	7.0	4.5
中 野 石 藏	1.7.0	15.0

高 田 久之助	2.8.0	3.5
高田 勇右エ門	3.0.0	4.0
高 田 孫 作	2.0.0	3.0
小 坂 福四郎	2.1.0	2.5
高 田 伝之丞	3.0.5	4.0
高 田 興 七	3.9	0.4
高 田 春 治	8.0	0.8
高 田 由太郎	1.5.0	1.2
大 谷 平 治	7.0	1.0
高 田 健次郎	2.1.0	1.5
高 田 勇太郎	7.0	0.5
高 田 五三郎	9.0	0.4
長久保 久次郎	1.0.0	0.9
高 田 倉 松	1.7.0	1.4
小 坂 福次郎	1.5.0	1.3
仁 和 善次郎	1.5.5	1.0
高 田 喜之助	2.4.0	4.5
山 田 五 郎	2.0.0	2.5
高 田 長 喜	1.4.0	1.4
小 坂 仁 太	7.7	1.0
54人の合計	78.0.5	91.7
平均反収		0.12

(30) ニッ森農事組合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
森 田 長之助	町反七 2.0.0	石斗 4.8
森 田 金 藏	2.0.0	4.2
森 田 第 藏	8.0	0.6
森 田 政 吉	1.0.0	1.2
森 田 市 松	1.5.0	2.4

高 田 福資郎	8.5	0.8
高 田 助 治	1.7.5	2.0
中 村 長 作	7.0	0.7
高 田 申 松	8.0	0.8
小 坂 三 太	1.0.0	1.0
高 田 徳 藏	2.0.0	3.0
高 田 吉五郎	2.0	0.3
福 士 春 治	2.0	0.2
高 田 源次郎	1.4.0	2.5
高 田 才 吉	1.8.0	2.5
高 田 市 松	1.6.0	1.2
榎 林 松太郎	1.6.0	2.0
高 田 亀次郎	1.6.0	2.5
高 田 忠 吉	1.7.0	2.3
福 村 長次郎	1.3.0	1.5
小 坂 七太郎	3.0	0.2
高 田 弘	4.0	0.3
高 田 石 松	1.6.0	2.0
高 田 興三郎	2.2.0	2.5
中 村 仁太郎	1.3.0	1.3
中 村 由	1.3.0	0.8
高 田 三 治	1.5.0	1.8
小 坂 松五郎	7.0	5
高 田 新三郎	1.6.0 1.3.0	1.5
高 田 要 助	1.1.0	1.1
高 田 勝 見	1.1.8	1.2
高 田 長 治	1.8.0	3.5
高 田 乙 松	2.3.0	3.2
高 田 敬太郎	2.5.0	3.5
高 田 長之進	1.0.0	0

附 田 嘉太郎	1.3.2	3.0
二ッ森 新太郎	1.2.0	2.0
二ッ森 義 雄	8.0	1.0
二ッ森 松三郎	2.9.0	4.0
二ッ森 重之助	2.4.0	4.0
二ッ森 鶴 三	6.8	2.0
附 田 倉 治	1.0.0	3.2
藤 嶋 松三郎	1.2.0	2.0
二ッ森 不二男	3.5.3	6.0
二ッ森 酉 松	1.8.0	2.0
二ッ森 勝 男	2.1.8	3.0
二ッ森 春 松	1.6.2	3.5
二ッ森 小 末	1.0.0	2.0
二ッ森 カ エ	2.0.3	3.0
二ッ森 由 松	3.1.5	4.0
附 田 長 松	6.0	1.5
宮 沢 剛 克	4.0	1.6
52人の合計	87.0.7	148.6
平 均 反 収		0.17

(31) 貝塚農事組合

耕 者氏名	耕作反別	収実収量
附 田 次 郎	町反七 2.4.0	石斗 7.2
貝 塚 勝 雄	1.1.0	7.2
貝 塚 兼 松	5.0	2.7
附 田 松之助	2.5.0	7.5
附 田 宇 八	1.5.0	10.0
貝 塚 源次郎	2.4.0	6.7
貝 塚 仁太郎	1.6.5	3.3
北 田 五 郎	2.0.0	7.0

二ッ森 長 藏	2.1.0	4.0
二ッ森 金 藏	2.0.0	3.2
二ッ森 福 松	2.0.0	2.0
森 田 竹 松	1.2.0	2.5
二ッ森 由太郎	1.8.0	2.0
二ッ森 徳 松	2.2.0	8.0
宮 沢 由 松	1.0.5	1.6
宮 沢 東次郎	1.6.0	1.2
宮 沢 勘五郎	2.2.0	1.5
宮 沢 要 助	2.3.0	2.0
二ッ森 寅 藏	1.8.0	4.0
二ッ森 佐太郎	2.3.0	4.5
野田頭 辰之助	1.3.0	5.0
宮 沢 健 藏	1.0.0	0.8
杉 山 要之助	2.4.0	1.0
宮 沢 平 藏	2.6.0	2.0
二ッ森 不二男	2.5.3	6.0
二ッ森 寅 助	3.1.0	1.2
二ッ森 仁太郎	2.2.0	4.0
附 田 愛 一	1.4.0	1.6
宮 沢 得 美	6.0	6
二ッ森太見次郎	7.0	1.4
二ッ森 定 見	1.5.0	1.0
二ッ森 未 吉	2.8.0	5.0
二ッ森 鶴 松	2.5.0	3.0
附 田 又次郎	2.0.0	1.0
二ッ森 吉三郎	6.3	4.5
藤 島 喜代吉	4.0	0.6
宮 沢 武 志	7.5	0.6
宮 田 佐 吉	1.0.0	1.0

甲 田 市太郎	3.0.0	3.5
甲 田 兼 松	2.5.0	2.8
古屋敷 勇	2.0.0	2.2
甲 田 竹次郎	1.3.0	2.5
甲 田 佐 野	1.3.0	1.2
甲 田 佐太郎	1.1.0	1.0
甲 田 健太郎	1.2.0	0
古屋敷 勝 藏	1.2.0	1.1
甲 田 興之助	5.0	0.5
甲 田 勝太郎	5.0	0.6
甲 田 さ わ	6.0	0.8
古屋敷 寅 藏	1.6.0	1.8
古屋敷 第次郎	1.3.0	1.4
古屋敷 吉之助	7.9	1.0
甲 田 与一郎	9.0	9
甲 田 市之助	2.0.0	2.0
35人の合計	53.7.0	76.6
平均反収		0.14

(33) 李 沢 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
李 沢 健三郎	町反セ 1.5.7	石斗 2.1
李 沢 長 福	1.8.0	2.5
伊 賀 佐太郎	1.8.0	2.5
伊 賀 清 志	5.3	2.1
李 沢 興太郎	9.0	0.7
伊 賀 松次郎	2.6.5	3.7
李 沢 勝 見	2.6.5	3.7
李 沢 長 盛	3.7.0	5.2
木 村 儀 助	2.9.8	4.2

貝 塚 石 松	1.4.6	5.8
貝 塚 菊 治	1.4.8	6.2
貝 塚 滝三郎	1.6.5	5.8
貝 塚 源之丞	1.6.0	6.4
長久保 房五郎	2.6.0	13.0
中 村 藤太郎	2.1.0	6.3
14人の合計	24.9.4	30.2
平均反収		1.21

(32) 甲 田 農 事 組 合

耕作者氏名	耕作反別	稲実収量
甲 田 庄之助	町反セ 2.5.0	石斗 2.9
甲 田 孫 吉	5.0	0.6
甲 田 申 松	1.3.0	1.4
甲 田 福太郎	2.0.0	1.7
古屋敷 民 治	1.3.0	1.1
古屋敷 盛 藏	3.3.0	3.5
古屋敷 興 助	2.0.0	2.5
古屋敷 鉄之助	2.5.0	2.3
甲 田 久 松	1.9.0	2.0
甲 田 房 一	3.5.0	2.8
甲 田 孟 吉	7.0	0.9
甲 田 要 助	3.8.0	4.0
甲 田 五郎松	9.0	0.7
古屋敷 松次郎	3.0.0	3.2
甲 田 カ ヨ	8.0	0.8
田 高 徳太郎	5.0	0.5
甲 田 三太郎	8.0	0.7
甲 田 平次郎	1.2.0	1.2
甲 田 鶴 松	5.0	0.6

(註)

中嶋氏はさらにこの表へ七項目のコメントを付している。

「一には作付けた品種では早生稲が良かった。

二には田植時期の早かったのは良かった。

三には偏東風(ヤマセ)のあたらなかった処が良かった。

四には土質では所謂カメ田は一般に良かった。

五には水管理の行届いた田が良かった。

六には熱心で誠実な人の稲が良かったようだ。

七には灌漑水の水温が河川の別、上流地帯と下流地帯とに差があったようだ。」

天間林村史

李 沢 太三郎	9.0	0.7
木 村 三太郎	1.7.8	2.5
小 又 勝五郎	1.6.8	2.4
木 村 寅 藏	1.9.0	2.6
木 村 ヨ シ	8.5	0.6
木 村 勇 三	6.6	0.5
木 村 村 吉	2.0.0	2.7
木 村 吉三郎	2.9.1	3.8
李 沢 長三郎	1.1.8	2.5
李 沢 興 吉	1.8.0	2.4
19人の合計	34.8.4	47.4
平均反収		0.14

昭和一六年凶作は、天間林村全域に大きな被害をもたらした事は以上でも明らかであるが、反収平均が一斗未満の地区は寺沢を別とすれば、尾山頭、上原子、白石、市ノ渡、十枝内、坪、柳平と、ほぼ西側山沿いに位置していることから、冷害は、天間林村内でも一様ではなく、特にこうした山沿い地方に大きな被害があることを物語っているといえよう。なお、一部において早稲と遅稲を区分してあげてあるのを見れば、早稲種が冷害には強かったことも判明する。

このコメントは、最近になり書かれたものであるが、中島氏の如く、凶作の経験を、単に過去のものとはせずその後の農業経営の指針としようとする姿勢こそ、今日において最も必要とされるであろう。

(八) 凶作をめぐる問題点

以上概略した如く、青森県特に上北郡を含む南部地方は度々凶作の直撃をうけ、ために農村、農民生活は大きな打撃をこうむりつづけた。「文明社会に生存しながら封建時代の凶作時と少しも変わらないような惨苦」(『東奥年鑑昭和七年版』)が、しだいに一つの「風習」となってしまったのである。

勿論凶作の直接的原因は、自然条件の劣悪さにあることは以上みて来た通りである。しかし、凶作を、より深刻な社会問題、すなわち凶作の打撃が単にその時だけの問題にとどまらず、いつまでも尾を引く如き状況へとしたのは、自然条件のみからは解明できぬものである事はいくつか指摘して来たところでも明らかであろう。

大正二年大凶作の時、すでに人為的、技術的原因のあることが指摘され、あるいは昭和九年凶作の際、時の農相も「従来殆んど宿命的に考えられていた同地方(東北地方……筆者注)の冷害は何等不可避免的なものでなく、本年の凶作も大部分は農民の稲作技術が誤っていた為に災害が大きくなったもの……」(井上晴丸『日本経済の構造と農業』より引用)と認めている。

凶作はしたがって、自然的条件に加えて科学的技術の無さが一層それを深刻化させているということになろう。この事は、前掲の中嶋信氏の分析からも同うことの出来る事であろう。

だがしかし、それでは科学的技術をとれないのは、何故なのかと言う問題を我々は考えなければならぬ。農

民はあえて採用しなかつたのでは決してないからである。採用したくとも採用出来ぬ条件下に農民は放置されていたのである。

それは、近代化、工業化政策を大資本中心に進めて来た日本資本主義が、東北をはじめとする農村地帯を様々な形で犠牲にして来たことによるのであった。あるいは逆に「後進的」東北地方の存在と現状維持こそが資本主義の成立基盤たりえたのであったとも言いうる。

日本資本主義の発展のための安価な労働力の供給地、国内商品市場として、また食糧供給基地としての東北地方は、真の意味での近代化をとげることを決して許されなかった。半封建的と形容される地主―小作関係を中心とする古い農業経営こそが、東北地方に与えられた道であった。こうした状況下では一部にみられる、いわゆる篤農家、あるいは真剣に農民の事を思う農業技術者の努力も、時としてはむなしいことでもあった。

東北地方、青森県、上北郡そして天間林村を襲った凶作は、したがって独りこれらの問題だけではなかったのである。にもかかわらず、政府が抜本的政策をとることも決して望みえなかったのも当然であった。昭和九年の凶作の結果「軍隊構成の基礎を自作農および中農上層に恃む」日本政府が、今や決定的に崩壊しつつあったこれらの農民層の維持のために東北振興調査会を設置したのは前述の如くであるが、井上氏は「(この会が行う)いかなる気象の測定も土壌の検定も現在のみじめな半封建的生産関係の上においては一切無駄である」と断じている(井上前掲書)のは、基本的には妥当であろう。

第二節 農業経営の展開と地主・小作関係

(一) 天間林村における小作慣行

明治一八年の県内の小作慣行調査をはじめとして、県内全域にわたる小作慣行調査は、戦前まで幾度か実施されて来ている。しかし多くの場合、県全域の一般的事例の報告であり、あるいは精々、郡単位での報告であり、各市町村別の小作慣行となると、容易には判明しえない。

したがってここではまず上北郡の小作慣行の紹介から始めなければならぬ。まずは明治一八年当時の上北郡の小作慣行を『明治十八年・青森縣小作慣行調査書』より抜粋しよう。

○小作の種類 上北郡…本郡は直小作、名田小作、入小作、別小作の五種あり

○小作の期限 上北郡…本郡は小作期限は二、三ヶ年より、二三十ヶ年間の者ありと雖も契約書を交換せず大抵無期限の者多し。

○小作米金の割合 上北郡…本郡は收穫物の五歩宛地主と小作人に分配し、或は地主に四歩、小作人六歩なるもあり之を毛別と称する。其新墾に係るものは、地主二、三步、小作人七、八歩を分け取るを通例とす。又金円は一反歩につき二円五十錢より三十八錢位の間を以て地所を小作人に貸付く。又は斗代にして一反歩六、七斗の小作米を地主に納めしむるものあり、畑は大豆二斗内外なり。

○小作米金納付の期限　上北郡…毛別の類は收穫後直に納め、小作米、大豆、金錢は十一、十二兩月に納む。

○豊田により小作米金を増減する事及び天災の爲潰れ地となりしときの所方　上北郡…豊凶共に増減せず、潰地は全免たり。

○小作米金怠納者の所方　上北郡…怠納する者あるときは、翌年へ廻し取立つるものあり、稀には貸金となし他日納めしむるものあれども久しく不納なるときは期限中に拘らず小作を解く。

○夫食種類等の貸否　上北郡…貸付する事稀なり。

○小作地に係る費用の負担　上北郡…小作地による費用は一切小作人の負担とす。然れども收穫不充分の地所は稀には地主が負担す。

○小作解約の処分　上北郡…年期限のときは小作人に通知するに止まり又耕耘方法宜しからず、田圃の肥瘠に関する時は地主その小作を解く。

○田圃を賃入書入になせし時は地主小作人と金主との関係　上北郡…書入賃入なすも小作人に通知せず。但し流賃となるか又は書入の地所を金主に渡すときは之を小作人に通知するに止む、依つて小作人と金主との談合を以て小作を継続し又は廃す。

○田圃を売買せしとき新旧地主との関係　上北郡…売買の後是小作人と新地主と相談の上其続否を決す。

○耕作法、作物、肥料等に就き小作人の制限　上北郡…制限なし。

○小作証書の種類有無 上北郡：一定せずその要領を挙げれば何ヶ年小作致し一ヶ年米（金）何程相

可納申万一小作米（金）怠納又は田（畑）荒し置く節は小作人取換候とも苦情不申候云々。

当時の上北郡にみられた四種の小作形態について若干説明をあげれば、

直小作↓質入れされた田畑をその地主に小作に出す形。したがって小作年期は質地年限となる。

名田小作↓地主の田畑を数年小作する形。

入小作↓他村の者が小作する形。

別小作↓質に入れられた田畑を地主に拘わらず他人に小作に出す形である。

ここでは後に問題とする特殊小作慣行についての記述はない。また、『青森県農地改革史』も指摘する如く、明治初年にあつては、権利義務関係は不明確であり、且つ小作人の地位が確立していないと言いうる。権利義務を明確化すべき契約もほとんどが口約束で、証書を交すものは、大正一〇年の調査時ですら上北郡では一割程度であったといわれる。

次に大正元年六月、県による小作慣行調査（『大正二年青森縣凶作救済誌』収録）及び大正一〇年の小作慣行調査（その一部は『東北地方農村に関する調査』に収録されている）では、小作契約に関しては先述の如く、証書によるものが若干増加したことがあげられているが、それに伴い小作期間を定めるものが多くなり、その場合明

治期に比べて短縮して来ていることがのべられている。なお、大正元年調査では、特殊小作として、野辺地町、七戸町付近における「納子」制があげられている。

小作料に関しては、ともに県全域のものであるが、次の通りである。

第五一表 (1) 青森県における大正元年小作料

種別	契約上の小作料		最近五ヶ年平均 実取小作料		最近五ヶ年平均 実取小作料		実取小作料の生産 高に対する割合
	種数	数量	種類	数量	種類	数量	
一毛作田 上田 中田 下田	米	一、〇六七 _合	米	九七五 _合	米	一、九五九 _合	五〇%
大豆	大豆	八五八	大豆	八〇四	大豆	一、五四八	五一
上畑 中畑 下畑	大豆	五八一	大豆	五三七	大豆	一、〇四六	三七
畑	大豆	四三八	大豆	二九九	大豆	一、〇六八	三五
畑	大豆	三二六	大豆	二九二	大豆	八三七	三〇
畑	金	二二四 _匁	金	二〇一 _匁	金	六七一 _匁	三三
上 中 下	金	六、四六六 _匁	金	六、四六六 _匁	金	一九、三八〇 _匁	三二
畑	米	四、四二三 _合	米	四、四二二 _合	米	一三、六六九 _合	三八
上 中 下	米	三、六八七 _合	米	三、六八七 _合	米	九、七四〇 _合	四四
畑	米	三九九 _合	米	三八一 _合	米	八七二 _合	四三
上 中 下	米	三一五	米	三〇五	米	七〇六	三八
畑	米	二二六	米	二一五	米	五六二	

第五一表(2) 青森県における水稲小作料(大正一〇年)

種別	契約上の小作料		最近五ヶ年平均 実取小作料		最近五ヶ年平均 実取小作料 高		実取小作料 の割合 %
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
水田	上田	玄米	玄米	一、一〇〇合	玄米	二、一三〇合	四八
	中	〃	〃	九〇〇	〃	二、〇〇〇	四五
	下	〃	〃	六〇〇	〃	一、五〇〇	四〇
〃	上	〃	〃	二、七〇〇	〃	四、六〇〇	六〇
	中	〃	〃	一、七〇〇	〃	三、二〇〇	五五
	下	〃	〃	一、〇三〇	〃	二、三〇〇	四五
〃	上	稲	稲	一六三	稲	二五〇	六五
	中	〃	〃	一四三	〃	二二〇	六五
	下	〃	〃	一一四	〃	一九〇	六〇

第五一表(3) 青森県における畑小作料(中畑程度のもの)(大正一〇年)

畑	契約上の小作料		最近五ヶ年平均 小作料		最近五ヶ年平均 取穫高		小作料と取 穫高の割合
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
大豆	大豆	三斗	大豆	四五〇	大豆	一石	三〇%
	大豆	三斗	大豆	四五〇	大豆	一五六〇	三〇%

小作料納期は明治一八年調査時より基本的には変化がない。

なお大正一〇年調査には、特殊小作が詳しくのべられており、上北郡に関するものとしては刈分小作がある。

刈分小作（地方的名称 分作・毛分）

刈分小作の行なわれている場所

北津軽郡（三ヶ村）

上北郡、野辺地町、横浜町、天間林村、甲地村、七戸町、浦野館村、大深内村、三本木町、法奥沢村、藤坂村、四

和村、六戸村、下田村、三沢村、六ヶ所村

下北郡（六ヶ町村）

三戸郡（二九ヶ町村）

原因及び沿革

原因

一、耕地中一定の収穫を認め難き場合若くは小作料の甚しく低額なるを要する場合を分作とす。

二、古来地味豊穰ならず耕田人口寡少なりしが故に之を普通の小作としては開墾耕作する者なかりしを以て

一面奨励の意味に於て小作人に、有利に耕作せしめたるは今日の分作の始めなり

三、旧来より凶作又は悪作に見舞はれること屢なりき其の都度小作料を減免せざるべからざる煩を避けんがため分

作をなすに至れり。

沿革

一、旧幕時代配地（知行）の百姓に小作せしめたるより始まり代々連続的に小作し今日に至れり。

二、稲作を始めて栽培せし当初其栽培法は殆んど原始的にして耕作法に熟達せざるため秋季に至るも収穫の自信なき故其の小作料を定むる能はず依つて秋季刈取の際地主の出張を煩し、刈りたる毛作を地主及び小作人にて等分に分配したるに始り、以来之が慣行となりて今日に至れり

三、新開墾地にして収穫多からざる土地は小作料を定むるに困難なるを以て地主小作協議の上刈分小作を為すに至れり。

地主と小作人数（青森県全体で）

地主 一、三七三人 小作人 一一、五〇〇人

刈分小作地反別（青森県全体で）五五、〇二八町歩

さらに、昭和一〇年代の小作慣行（青森地方職業紹介事務局『東北・北海道農山漁村職業紹介の問題』に収録されている）においても、県内の特殊小作が紹介されており、それによると、

一、夫役小作

三戸郡、上北郡藤坂村、四和村、三本木町、七戸町付近に分布

一、刈分小作

○分布

下北郡、水田面積 二、〇〇〇町歩中 約五〇〇町歩

上北郡 〃 一〇、〇〇〇町歩中 約四、〇〇〇町歩

三戸郡 〃 七、〇〇〇町歩中 三、〇〇〇町歩

八戸市 〃 四〇〇町歩中 一五〇町歩

合計 〃 一九、四〇〇町歩中 七、六五〇町歩

○分け作の歩合

上北郡七戸町の場合

	地主取分	小作取分	運搬者	調製者	夫役
上田	五分	五分	小作人	双方にて	なし
中田	四分	六分	〃	〃	〃
下田	三分	七分	〃	〃	〃

となつてゐる。

以上明治以来の小作慣行を、天間林村に係る上北郡の事例を中心として紹介して来たが、我々としては、いかなる事実を知りうるであらうか。

(一)まず、刈分小作の如き古い小作慣行が長く存続していた事である。本小作慣行は、戦時体制下においては

耕作者の生産意欲をそこなうものとして徐々に廃止されることになり、昭一四〇五年に上北郡内の町村はその指定を受けているが、天間林村では昭和一六年に至るも、依然として行なわれていたようである（中嶋信氏日記『昭和十六年天間林村の銃後の護』）。刈分小作は、古くからのものであると同時に先の説明にもあった如く、生産力の低い地方に多くみられたのである。天間林村においては、昭和一五年度全小作反別田五三六町余、畑二九一町余のうち、田六一町余（11%）が刈分であり、刈分歩合は、地主四・五、小作人五・五とされている（『青森県農地改革史』参照）。但しこの歩合は五対五であったという証言もある。

（二）契約は口契約が多い事にみられる如く、権利義務関係は明確な形では唱われなかった。その事は一般的には小作人側の耕作権の未確定として現われる。

（三）一部ではあるが、夫役小作、「納子」の如き労働力提供を行なう小作制も存在している。天間林村においても、大正一〇年調査ではその存在が少数だが確認されている（木下彰『名子遺制の構造とその崩壊』）。これは小作権の未確定な状況の現われであろう。

なお、聞き取り（中村専右衛門氏）によれば、在村地主は、自作地の収穫などに際してその小作人の労働力提供を期待したという。また不在地主より在村の中小地主の方がはるかに小作料の取り立てなども厳しかったとも言われるが、これなどは一般常識からすれば逆であるが、生産力の低い地帯においてわずかな土地を小作に出している地主としては、取りうる限界まで小作料を取らんとし、不在地主（天間林村では盛田喜平治など）は、広大な耕地を所持していることから逆に「寛容」であったのかもしれない。

次に天間林村における小作証書の一事例をあげておこう。先述の如く口約束が圧倒的に多く、そのためかかる事例はほとんど見つからず、ここにあげるものも実際に取り交わされたものではなく、そのヒナ形である。

小作権設定証書

上北郡天間林村大字榎林

字

一田反別

但老夫歩二付

此小作禮米

右者貴殿所有地ノ処大正八年ヨリ 年迄テ正二借用致辰義相違無之候。然ル上ハ小作禮米前記ノ通り毎年拾壹月拾五日限り貴殿へ持参支拂可申候。若シ壹ヶ年タリトモ滞リ候節ハ存所小作権解除致シ、小作米当時ノ相場ニヨリ精算シ金額ヲ保証人ヨリ弁償可致候。為後日小作権設定証書依而如件

上北郡天間林村大字榎林

大正八年

借主

全郡 全村

保証人

上北郡天間林村

地主木村吉太郎殿

(『李沢・木村家文書』)

先述の大正一〇年小作償行調査では、口約束での契約に対し、証書での契約は、①小作期間を定める②小作料の額、種類、品質が定められる③保証人が付される④小作契約違反についての制裁規定が記載される⑤小作料納入についての運賃負担を明らかにするなどの点で相異がみられるとしているが、ここにかかげた事例にもこれら①⑤の点がほぼ記載されている。

(二) 農業経営規模の推移と天間林村の状況

まず天間林村における田、畑の面積を知りうる限りあげておこう。第五二表がそれである。

甚だ残念ながら数値としては五ヶ年しか押える事が出来ないのであるが、これによってもある程度のことは言えよう。

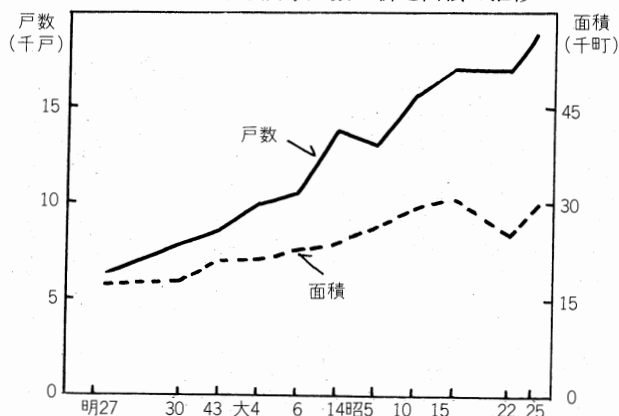
まず水田についてみれば、先述の如く(第五章)、明治二〇年以降における開田事業の結果として大きな伸びがみられたのであり、ついで大正より昭和にかけての耕地整理事業、開墾助成事業に伴う増大があったことが、この表でも示されているといえよう。

第52表 天間林村における田・畑の年次別変化

	田総面積	畑総面積	内、他町村民の所有せるもの	
			田	畑
明治10年代	町反畝歩 300.1.8.22	町反畝歩 1,130.4.1.29	?町	?町
大正15年	950.4.6.08	972.4.1.22	294	113
昭和6年	1,297.9.7.	895.3.	298	1□5.4
昭和10年	1,301.5	950.0	291.4	102.4
昭和16年	1,353.0	843.9	292.4	101.6

明治10年代は『上北郡村誌』大正15年、昭和6年は各年度版『天間林村村勢要覧』、昭和10年は、『郷土調査』、昭和16年は『経済更生計画書(天間林村)』より。昭和6年の、他町村民所有耕地内畑の十の位は判読できず。

第8図
上北郡における農家戸数と耕地面積の推移



(『青森県農業の発展過程』)
より引用

畑に関しては、明治後半には増加を示したと思われるが、明治～大正にかけては畑の水田化が進行、そのため減少したのであり、昭和恐慌後すなわち昭和一〇年以降に再び増加傾向を示しつつあった。

昭和までは水田化コースが一貫してより強く作用しているのは、他の上北郡町村あるいは三戸郡と同様であり、畑地開発が問題とされるのが遙かに遅れているのは、この地方の後進性を端的に示すものとされている（『青森県農業の発展過程』参照）。

第53表 天間林村における人口・戸数・農家戸数

	人 口	戸 数	農家戸数
明治10年代	3,377 ^人	466 ^戸	? ^戸
大 正 元 年	6,569	810	?
大 正 3 年	6,630	882	?
大 正 5 年	6,693	905	?
大 正 7 年	6,742	906	?
大 正 9 年	6,583	914	?
大 正 11 年	7,032	930	?
大 正 13 年	7,185	961	?
昭 和 6 年	7,903	1,024	875
昭 和 10 年	8,401	1,098	976
昭 和 16 年	(11,388)	(1,799)	1,013
昭 和 20 年	?	?	1,121

備 考

明治10年代は『上北郡村誌』

大正年間『大正15年度村勢要覧』

昭和6年は『昭和6年度村勢要覧』

昭和10年は『郷土調査』

昭和16年は『経済更生計画書(天間林村)』

但し、人口・戸数は昭和18年のもので『昭和十八年天間林村事務報告』、昭和20年は、『青森県農地改革史』より。

耕地増加に伴って農家戸数も急激な増加をみせた。上北郡では第八図の如き増加率である。

天間林村に於ても当然人口・戸数の増加をみせているのは第五三表よりわかるであろう。

明治より大正にかけての

農家戸数の変化が不明であるが、村内全体の戸数、人口ともに増加している中で、天間林村のような農村では、農家戸数もそれに比例して増加したと考えて妥当であろう。

このように、明治より昭和にかけて耕地、農家戸数ともに増加したと考えられるが、第八図の如く、上北郡では農家戸数の増加率が、耕地の増加率を上回っており（この事は天間林村を例外とするものではない）、農家の経営規模はむしろ減少する事ともなったであろう。

農家一戸当りの経営規模別については、昭和一〇年代においては、一一年、一三年の二ヶ年が判明する。

第五四表 昭和一一年当時の経営規模別農家戸数（『郷土調査』より）

畑				水 田				経営規模
計	自作	自小作	小作	計	自作	自小作	小作	経営規模
二二〇	一〇三	九二	二五	一五六	二四九	八九	二八	五反
二六五	一一二	一〇五	四八	二四九	一七〇	一〇五	一〇	五反
二九〇	一五二	七五	六三	三四七	一〇五	七	一六二	一町
九八	九八			一七〇	五七		一〇五	二町
一五	一五			二二	一五		七	三町
三	三			四	四			五町
八九一	四八三	二七二	一三六	九四八	二九一			計

第五五表 昭和一三年経営規模別農家戸数（『経済更生計画書』より）

面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数
五反	一七二	五反	二四九	一町	三九五	二町	一二三	三町	六〇	五町	一四	計	一、〇一三				

昭和一一年の統計は水田、畑をそれぞれに分けてあげてあり、また一三年のは一括してあるので、簡単には比較できないが、それでも一一年と比べて一六年には、三町以上経営する農家戸数が増大していること、逆に二町以下経営する農家が減少していることが読みとれる。これは本章第一節にて詳説したように、昭和九十年の凶作が、かかる中間層の経営維持を困難にした結果と考えていいだろう。

次に終戦直後の昭和二〇年一月当時の経営面積をあげると次の如くである。

第五六表 昭和二〇年経営面積（『青森県農地改革史』より引用）

面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数
五反未満	一三	五反	二二五	一町	六一三	二町	二六三	三町	七	五町	〇	計	一、一二一				

この表より五反未満及び三町以上の耕作経営戸数が著しく減少した事とくに五町以上経営するものは皆無になった事、逆に、一町以下二町ないしは二町以下三町を経営するものが著しく増加した事がわかるが、これが、昭和一三年当時と比較して明白に異なる点である。この事は、端的には標準適正規模の経営戸数が増加した事によるも

第57表
耕地面積、農家戸数指数の年次別変化

	耕地面積 指数	農家戸 数指数
明治10年代	100	100
大正15年	134	?
昭和6年	153	187
昭和10年	157	207
昭和16年	153	217

のであるが、その原因は、(一)自作農創設政策ないしは自作農維持政策のあらわれ、(二)戦時中であるため、若年労働力の減少に伴う一戸当り経営面積の標準化傾向、すなわち大経営の困難による耕作の放棄と逆に零細農の耕作拡充のため、(三)さらには肥料その他の農業技術の停滞による大経営維持の困難のあらわれ、などとみられる。かかる点については更に戦時体制下の農村問題をふれる中で今一度ふれるとしたい。

明治以降に於ける耕地増加と、農家戸数の増加とを比較するならば、上北郡全体では先に示した第八図の通りであるが、天間林村においてもほぼ同様であり、仮に明治一〇年代の戸数全部を農家と仮定して、明治一〇年代の耕地面積、農家戸数を一〇〇とした場合次の如き指数が得られる。

ここに示される如く、農家戸数は、明治初年に比べ昭和一〇年代では倍増しているのに対し、耕地面積は、一・五倍の増加にとどまっている。このことは、耕地の量的増大に対する経営規模の質的側面を我々に示すものである。すなわち、これは小作地の増加を示すことにもなるであろう。

上北郡全体の自作地、小作地の割合を示すのが第五八表であるが、天間林村における小作地ないし小作農家戸数の変遷は、残念ながら先に示した昭和十一年の水田、畑作の小作戸数(これらは兼ねている場合が多い)と、次に示す、昭和一三年の統計(『経済更生計画書』)以外にはわからない。第五九表、六〇表がそれである。

第58表
自作地・小作地の割合(上北郡、三戸郡)

		水 田		畑		計	
		自作	小作	自作	小作	自作	小作
三戸郡	明治27年	63.0	37.0	73.0	27.0	71.0	29.0
	大正 4	59.0	41.0	66.0	34.0	64.5	35.0
	14	59.0	41.0	70.0	30.0	67.5	32.5
	昭和10	58.0	42.0	69.0	31.0	66.5	33.5
	25	85.0	15.0	91.0	9.0	89.0	11.0
上北郡	明治27年	59.0	41.0	68.0	32.0	65.6	34.4
	大正 4	50.5	49.5	60.0	40.0	57.0	43.0
	14	49.0	51.0	48.5	51.5	48.6	51.4
	昭和10	48.0	52.0	55.7	44.3	53.0	47.0
	25	87.5	12.5	89.6	11.4	88.2	11.8
県	明治27年	60.0	40.0	71.0	29.0	65.0	35.0
	大正 4	52.5	47.5	64.5	35.5	58.0	42.0
	14	48.0	52.0	63.0	37.0	54.0	46.0
	昭和10	45.0	55.0	63.0	37.0	53.0	47.0
	25	87.8	12.2	91.0	9.0	89.2	10.8

(『青森県農業の発展過程』より引用)

一般に小作地の増加は農村への商品経済の浸透に伴う農民階層の分解として把握されるが、たしかにこの一般論は原則的には天間林村にも妥当性を有するであろう。しかし、同時に『青森県農業の発展過程』で指摘される通り、「南部のそれは、耕地の開発に深い関係のあることが特徴」なのである。明治以降の水田化事業の促進は、直接耕作農の手によるものよりも、資力ある地主、商人等により行なわれて来たのである。そのことが小作地増加をもたらしたと言える。天間林村に於ても同様のことが進行して来たものであろう。と同時に、今一つは、前節に於てみた如く相次ぐ凶作が自作層、あるいは自

小作層を小作人へと転落させても行つたのである。また先に掲げた中嶋信氏調査による昭和一六年凶作時收穫調べから水田経営規模を整理すると、第六一表が

旧北川目 通り地区	天 間 館 地区	山 沿 い 地区	
6	37	10 _人	↖
8.0	12.4	4.6%	五反
63	83	37 _人	五反↖
19.3	27.9	17.2%	一町
147	138	85 _人	一町↖
45.1	46.3	39.4%	二町
74	35	64 _人	二町↖
22.7	11.7	29.6%	三町
16	5	20 _人	三町↖
4.9	1.7	9.2%	五町
326	298	216 _人	合
100	100	100%	計

第59表

天間林村の昭和13年経営種別
戸数

	戸数	割合	人口
自 作	304 _戸	27.4 _%	2,391 _人
自小作	398	35.6	3,136
小 作	311	27.6	2,395

第六一表 天間林村に於ける農家一戸当り経営規模（昭和十一年）

第60表

昭和11年における天間林村の
自作地・小作地割合

	自 作	小 作
田	619 _町	672.5 _町
畑	457.4	492.6
合 計	1,076.4	1,165.1
割合(%)	48	52

得られる。残念ながら自作小作の別は不明であるが、天間林村内の各地区別の差異が読みとれよう。

村全体	73	8.8	183	21.8	370	44.0	173	20.7	41	4.9	840	100

※山沿い地区 坪、金沢、柳平、尾山頭、白石、上原子、栗ノ木沢、十枝内、疍、市ノ渡、底田

※天間館地区 手代森、中野、中島、松ヶ沢、鳥谷部、天間館、小又、寺沢

※旧北川目通地区 原久保、上野崎、下野崎、中岫、花松、附田、榎林、二ッ森、貝塚、甲田、李沢

この表より以下の如き事実が読みとれよう。

- (1) 天間林村における水田経営面積は、一戸平均一町二町が最大数を占めている。
- (2) 山沿い地区は、自然条件の劣悪なこともあり、一戸当りの経営面積は、他地区よりもやゝ大きいものがある。
- (3) 旧北川目通地区は、ほぼ天間林全体の平均的姿を示している。

このように、天間林村内でも各地区別にその経営規模にかなりの差異がみられるのは、その地域の農業生産や農業構造の差異に由来するものであり、具体的には、山沿い地区は、生産性の劣悪である事から経営規模はどうしても大きくなければならず、また旧北川目通り地区は、古くから田の開けた所であり、したがって経営の細分化もかなり進んで来ていたことなどによるとみられる。なおこの表は田のみに限定されるが、畑経営は特に山沿

い地区では大きいのであり、山沿い地区での一戸当り農業経営規模は、他地区と比較すればかなり大きかったであろうと推定される。

(三) 地主制の発展と地主・小作関係

(1) 地主制発展の一般的経緯と青森県の状況

本節第一項に於て、小作慣行を、第二項では、農業経営規模の推移を検討してきたが、ここではそれらをふまえて、地主制の発展について検討しておこう。

一体、地主制とは、すでに幕藩体制の解体過程であらわれてきたものであり、明治期における資本主義の発展とそれに伴う政治・経済・社会的変革の中で急激に拡大してきたものである。

我国資本主義発展の一つの特徴としては、資本主義的工業の発展のために、政府は農業から収奪した高額地租を国家資本として使用していったことがあげられるのは周知のところであるが、かかる地租徴収のために明治八年地租改正事業を行ったのであり、かくしてこれ以降において地主階級層、特に大地主層に対する保護政策が一貫して実施されていく。この地租改正事業は従来の小作慣行の否定でもあったが、この点はさらに明治三〇年の民法制定にあたっては厳格に実行される事となった。かかる地主層はまた政治上、社会上においても幾多の特権を与えられたのである。

大地主層の本源的な蓄積が始まったのは明治一〇年代からであった。特に明治一七・八年における我国の幣制

改革期にあたっては米価が大いに下落して農村金融の道は閉塞、農家は負債の返済が不可能となり、ついに所有地を売却して次々と小作農に転落してきたといわれている。そうした土地はより大きな地主、あるいは資本家により購買されていった。青森県における大地主の発生はこの時期にみいだしうると言われる。

物価の変動もまた大地主に利益をあたえた。明治二〇年代に入つての資本主義的恐慌の到来と、農村における凶作により物価の上昇をみ、また逆に大豊作にみまわれた場合における米価の低落は、中小農民への一大打撃となつてあらわれた。かかる階層はさらに地価額、戸数割の諸税負担にも苦しめられつづけた。

こうして明治二五、六年頃からは、大地主さらには高利貸、商人らの手により土地の兼併・集中化が進行させられ、大量の小作人を誕生させてゆくことになる。

かかる点は、第六一表より数量的に把握されよう。(以上『青森県農地改革史』参照)

第61表(1)

自、小作面積の変遷
(明治20～44年)

	自作地	小作地
	%	%
明治20年	69.6	30.4
" 25年	65.0	35.0
" 30年	—	—
" 31年	—	—
" 32年	—	—
" 33年	—	—
" 34年	65.1	34.4
" 35年	64.8	35.8
" 36年	41.3	58.7
" 37年	60.5	38.5
" 38年	60.1	39.9
" 39年	60.8	39.2
" 40年	59.2	40.8
" 41年	55.6	44.4
" 42年	58.8	41.2
" 43年	58.3	41.7
" 44年	58.3	41.7

(『青森県農地改革史』より)

明治三〇年代にはほぼ確立した地主制は、その後においても一層の発展をとげることになる。特に基本的には資本主義的商品経済の只中に投げ込まれた零細農は、農村販売物の低価傾向と、購買品物価の高騰によるシエール状態格差により益々窮乏化し、また前述の

第61表(2)
農村負債状況 (明治35～37年)

	明 治 35 年		明 治 36 年		明 治 37 年	
	年末現在 負債額	一戸当 負債額	年末現在 負債額	一戸当 負債額	年末現在 負債額	一戸当 負債額
東 津 軽 郡	3,524,914 ^円	206 ^円	3,770,272 ^円	217 ^円	3,919,282 ^円	223 ^円
西 津 軽 郡	895,846	87	968,809	92	999,237	95
中 津 軽 郡	765,593	52	741,717	50	738,495	50
南 津 軽 郡	1,158,436	80	1,308,949	90	1,486,066	101
北 津 軽 郡	645,272	60	695,051	64	651,560	58
上 北 郡	407,056	40	408,189	49	403,351	39
下 北 郡	54,952	12	156,053	35	127,130	28
三 戸 郡	1,055,830	59	1,418,290	79	1,478,551	82
計又は平均	8,504,618	85	8,944,755	89	9,008,209	89

(『青森県農地改革史』より引用)

第61表(3)
農家の階層的分化 (明治20～40年)

	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	計
明治20年	37.27 [%]	41.45 [%]	21.28 [%]	100 [%]
明治30年	37.48	40.41	22.11	100
明治40年	33.69	32.38	33.93	100

(同上)

如きほぼ五年に一度つつ周期的に起る劣作、ことに大正二年の大凶作、あるいは第一次大戦による工鉦業の飛躍的発展とは対照的な農村経済の遲滞は、両者のアンバランスを一層激化し、かくして農村経済の矛盾の深刻化と階層分化を助長していったのである(『青森県農地改革史』)。

(第六二、三表参照せよ)

農民の階層分化の進捗とともに、農村賃労働者の創出等があった反面において巨大な土地所有者も出現してくる。かかる巨大地主、特に五〇町歩以上を所有せる地主は、大正一三年の調査においては、本県において一〇三人を数えている。これは全農家戸数八〇、七一三戸に対してはわずか〇・一三%にすぎぬが、逆にそ

第61表(4)
自作、自小作、小作農家戸数の変遷
(明治30～41年)

	自 作	自小作	小 作	合 計
	%	%	%	%
明治30年	100	100	100	100
" 31年	100.8	95.3	98.6	98.1
" 32年	106.5	101.6	113.3	107.8
" 33年	111.5	105.1	107.8	108.1
" 34年	105.6	105.1	117.9	108.1
" 35年	110.6	104.0	120.8	110.2
" 36年	106.8	114.5	117.7	112.4
" 37年	105.6	116.0	126.2	114.4
" 38年	104.6	112.6	130.5	113.6
" 39年	102.1	118.2	137.5	116.4
" 40年	105.3	93.9	179.9	117.2
" 41年	105.9	92.8	186.9	118.5
" 42年	104.4	100.6	180.2	119.6
" 43年	100.8	110.8	173.5	120.9
" 44年	103.6	113.3	169.1	122.0

(同上)

これら大地主は、所有面積が广大であつたため、ほとんどが不在地主化するのであり、かつ農業よりの収益を農外経営へ投資する、いわば寄生地主化するものも多かったのである。そしてかかる傾向は、昭和一〇年前後における自作農創設政策あるいは戦時体制下での自作農増加を別とすれば、基本的には戦後における農地改革による寄生地主制の解体、小作人の解放まで継続していたとみられるのである。

の所有面積は一一、八七四町歩で、全耕地七九、四六〇町歩の一五%を占めるものであつた。これら地主の手作り(自作)地はわずかに一六八町歩であり、残りは全て小作地として貸与されており、その小作人は一六、九三戸であつたという(以上「青森県農地改革史」)。この点を本県各郡別に示したのが第六四表である。

さらに大正年間の耕地所有面積別農家戸数の変化は第六五表の如くである。

(『青森県農地改革史』より)

第六二表 (1) 農地所有構造の変化				第六二表 (2) 農家構造の変化			
田		畑		計		農家	
自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地	自作	小作
戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数
大正二年	三二、七七五町	二九、九六八	三四、九一〇	一九、六〇六	六六、六八六	二二、九五六戸	二二、四六三
大正七年	三一、六八九町	三一、一七九	三七、二三一	二〇、三二三	六九、九二〇	二三、七八八町	二三、一一五
大正一四年	三一、二三八町	三四、八五三	三六、三八五	二一、九三八	六七、六二四	二三、五六九町	二四、三六五
大正二年	七二、八七二	七六、三二四	八〇、七二三	四九、五七五	五一、五〇三	五六、七九一	

第63表
青森県の自小作農家数の変遷 (大正1~14年)

	自作農		小作農		自小作農		計	
	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数
大正1年	23,289	100.0	22,012	100.0	27,692	100.0	72,993	100.0
2年	22,956	98.6	23,463	106.6	26,453	95.5	72,872	99.8
3年	22,853	98.1	23,690	107.6	27,810	100.3	74,353	101.9
4年	22,696	97.4	22,736	103.3	27,437	99.0	72,869	99.8
5年	22,482	96.5	23,324	105.5	28,214	101.9	74,122	101.5
6年	24,114	103.5	24,400	110.8	30,132	108.8	78,646	107.7
7年	23,788	102.1	23,115	105.0	29,421	106.2	76,324	104.6
8年	—	—	—	—	—	—	—	—
9年	23,490	100.9	22,913	104.1	30,503	110.2	79,906	109.5
10年	23,241	99.8	23,234	105.6	31,112	112.4	77,587	106.3
11年	23,247	99.8	23,203	105.4	31,257	112.9	77,707	106.4
12年	23,034	98.9	22,888	104.0	31,850	115.0	77,772	106.5
13年	23,611	101.4	23,070	104.8	32,788	118.4	79,469	108.9
14年	23,569	101.2	24,365	110.7	32,779	118.4	80,713	110.6

(『青森県農地改革史』より)

第64表

50町歩以上地主所有地調査

	地主数	所有耕地反別総数		
		田	畑	計
東 津 軽 郡	人	町	町	町
西 津 軽 郡	1	54.0	4.0	58.0
中 津 軽 郡	13	1,532.8	87.2	1,620.0
南 津 軽 郡	4	276.0	20.7	296.7
北 津 軽 郡	17	1,311.3	192.6	1,503.9
上 北 郡	19	2,603.9	281.2	2,885.1
下 北 郡	18	1,340.5	1,166.7	2,507.2
三 戸 郡	—	—	—	—
弘 前 市	22	815.6	1,239.4	2,054.9
青 森 市	3	243.1	8.5	251.6
計	8	642.2	55.3	697.5
	105	8,819.3	3,055.6	11,874.9

地耕 1 地主当平均 所 有 反 別			自作反別		小作戸数	
田	畑	計	自作反 別総数	1 地主 当平均	小 作 総 数	1 地主 当平均
町	町	町	町	町	戸	戸
54.0	4.0	58.0	3.0	3.0	75	75
117.7	6.7	124.6	1.4	1.0	1,786	137
690.0	5.2	74.2	13.3	3.3	505	126
71.1	11.3	88.4	30.9	1.8	2,435	143
137.0	14.8	151.8	34.9	1.8	3,445	128
74.4	64.8	139.3	56.0	3.1	4,457	247
—	—	—	—	—	—	—
37.1	56.3	93.4	29.2	1.3	2,759	125
81.0	2.8	83.9	—	—	465	155
80.3	6.9	87.2	—	—	1,004	125
84.0	29.1	113.0	168.7	1.6	16,931	161

(『青森県農地改革史』より)

第六五表 青森県における大正年間所有別農家戸数

〔青森県農地改革史〕より

年次	五反歩未満	五反～一町	一町～三町	三町～五町	五町～一〇町	一〇町～五町	五町以上
大正元	二四、四〇九	一七、〇一一	一六、九三一	四、八一七	二、二四四	七〇五	五五
四	二四、六四三	一七、七三三	一五、九四四	五、〇九六	二、一九二	八二九	七一
七	二五、六六八	一六、八三七	一五、九三〇	五、〇五六	二、一七二	八二六	六八
一〇	二六、二八一	一六、七一五	一六、七〇八	五、二五七	二、四二七	九四六	八一
一三	二六、八五四	一六、四五五	一六、六六六	五、一三五	二、五二四	九〇五	八五

(2) 天間林村における地主制

本村においてどの様に地主制が發展してきたのか、また地主・小作関係がどの様に展開してきたのかは、その統計数値が皆無な状況にある現在、ほとんど判明しえないのであり、以下においては極めて断片的にこの問題にふれるにとどまる。

前掲第五二表のうち、「他町村民の所有せる」田畑は、基本的には不在地主の所有せるものと考えられうる。その部分だけをとりだすと第六六表のようになる。さらに昭和二二年農地改革において、本村における不在地主所有地とされた耕地は第六七表の通りである。

これらの表から次の点が言えよう。

まず第一に、他町村民が天間林村内において所有せる田・畑は、その絶対値が、大正末より昭和一六年にかけてほとんど変化していないという事実が読みとれるが、このことは、本村における不在地主は、大正末より昭和

第66表 天間林村における村民、村外民所有地

	他町村民の所有せる田面積	左項の天間林村内全面積に対する割合	他町村民の所有せる畑面積	左項の天間林村内全面積に対する割合
	町	%	町	%
大正15年	294	31	113	11.6
昭和6年	298	23	154	?
昭和10年	291.4	22	102.4	10.7
昭和16年	292.4	21.6	101.6	11.9

※印は不明部分

第67表 天間林村における不在地主所有耕地 (昭和22年)

田	畑
200町7反	121町6反

(『青森県農地改革史』P447より引用)

初期において拡大を停止しているという事である。ということは、これらの不在地主は、天間林村における所有地の兼併を、基本的には昭和初年までに完了していたとみられるのではなからうか。

第二に、不在地主所有地は、大正より昭和にかけて、田畑ともにその相対的比率をかなり減少せしめていることが指摘される。これは先述の如く(本節第二項)、田畑、とくに田の耕地整理事業・開墾助成事業に伴う増加の結果でもあるが、いずれにしても天間林村においては不在地主の地位は相対的には低下していると言える。

ところで、この不在地主であるが、一体いかなる人物であろうか。天間林村において農地を所有せる他町村民、すなわち不在地主が一体どれほど存在し、いかなる人物であり、また彼らがどの程度のである。したがって我々としては、とりあえず大正一三年の調査より、上北郡内に少なくとも二ヶ町村以上になつて所有地を有せる大地主(ここでは五十町歩以上地主)をまずは抜粋してみよう。

第68表 上北郡内における巨大不在地主

氏 名	職業	住 所	所有田畑 合 計	同左中 自作反別	耕地の主なる所在地及 び町村数	小作人 戸 数
盛 田 喜平治	農	上北郡七戸町	町 640.9	町 29.3	上北郡 9、三戸郡 1	1,144
工 藤 轡 郎	"	"	325.5	1.5	上北郡 3	550
盛 田 庄兵衛	"	"	108.0	2.5	上北郡 4	234
浜 中 幾次郎	"	"	94.0	5.5	上北郡 4	210
米 沢 與 助	商	"	64.0	1.9	上北郡 7	124
石 田 善兵衛	農	"	63.1	7.0	上北郡 4	209
松 本 祐 治	"	"	56.8	2.9	上北郡 4	76
川 村 作兵衛	商	"	50.7	1.9	上北郡 4	145
野 村 治三郎	農	上北郡野辺地町	378.0	—	上北郡12、三戸郡 4 東津軽郡 5	486
立五一合名会社	土地建 物売買	"	109.9	—	上北郡 5、東津軽郡 1	159
伊 藤 福 平	商	"	60.8	—	東津軽郡 1 上北郡 7、三戸郡 1	63
野 村 亀太郎	農	"	60.4	—	上北郡 2	70
中 村 久 治	商	"	59.6	—	上北郡 4、三戸郡 1 東津軽郡 1	145
野村 勘左衛門	農	"	51.5	—	上北郡 3、下北郡 1 三戸郡 4、上北郡 5	91
川 口 要之助	商	上北郡百石村	173.7	—	東津軽郡 2	115
中川原 貞 機	農	三戸郡浅田村	129.6	10.4	上北郡 2、三戸郡 3	264
三 浦 善 藏	"	三戸郡五戸町	431.4	—	上北郡 5、三戸郡 1	450

(『青森県農地改革史』 P175～6 より引用)

さてこれら大地主中、天間林村内には所有地を持たないであろうとほぼ考えられるのは、中川原、三浦などであり、あるいは米沢も当時はまだ持っていなかったかも知れぬ。というのは、昭和七年現在の『貴族院多額納税者議員互選人名簿』(青森県)によればこれら三人は、地租納税地として天間林村に所有地を持っていないからであり、この一〇年間には大きな変化はなかったと思われるからである。次に、同じ資料に基づいて推定するに、天間林村内に所有地を持っていた人物は、盛田喜平治(昭和六年六月二日)昭和六年十二月三十一日、昭和七年一月一日)昭和七年六月一日)における天間林村を納税地とする地租額はそれぞれ四六七円七五銭、四四四円六七銭、伊藤

福平（同じく一二八円八七銭、一二二円四三銭）、盛田庄兵衛（同じく七九円六五銭、七五円六七銭）の三名である。この他工藤轍郎が天間林村内に耕地を所有していた事は、彼の開墾事業の結果として当然のことである。かくして、大正一三年当時の上北地方における五〇町歩以上所有の巨大地主中、最低四名の地主は、天間林村においても不在地主として成立していたと見られるのである。勿論この当時、浜中、あるいは野村治三郎らもすでに天間林村内に土地をもつていた事は聞き取りなどからはば確実なのであるが、資料的には残念ながら押える事は出来ぬところである。なお、米沢興助は三代目、伊藤福平は初代、盛田庄兵衛は八代目、盛田喜平治は一代目がここにあらわれている人物である。

次にこの不在地主について一定程度推定しうる資料は戦後の農地改革に際しての調査である。先述の如く、農地改革により天間林村内に存在した不在地主所有地、田二〇〇町余、畑一二一町余が買収に付されたが、これらを所有せる地主戸数は六〇に達しており、買収規模別戸数は次の如くであつた

第六九表 買収規模別戸数

五反未満	五反〜一町	一町〜三町	三町〜五町	五町〜二〇町	二〇町〜五町	五町以上	計
二戸	六戸	一八戸	九戸	一一戸	一二戸	一戸	六〇

これらの不在地主が誰なのかは、先ほどふれた農地改革時の土地移動調査（今便宜的に『天間林村農地改革土地移動調査綴』と呼び、単に『綴』として略称しよう）よりある程度知りうる。

この『綴』は、ワラ半紙でおおよそ一五四枚であり、第一次から第一七次までの農地改革に伴う土地の買収と新規購入者名とがおおよそ書かれている。「おおよそ」と言うのは、その記載が一定でなく、かつ後になつての書き込みがあつたりして不明である部分も多いことからである。

この『綴』からみると、天間林村に於ける最大の不在地主は盛田喜平治である。前表の五〇町以上買収を受けた不在地主はおそらく彼であろう。彼が買収された田畑を天間林村内の地域毎に示せば次の如くである。（この盛田喜平治は十二代目である）

一、田

天間館 二町六反七畝 六歩

ニッ森 一八町七反一畝三歩

榎林 一一町一反一畝二歩（その他共有地一三町余）

附田 一町五反三畝二八歩

中岫 一町四反八畝

野崎 一反 二〇歩

一、畑

天間林村史

天間館 九反五畝二九歩

二ツ森 八反六畝 六歩

榎林 二町三反 六歩

中岫 一町八反六畝二六歩

野崎 七反二畝二三歩

花松 六畝 三歩

一、その他 宅地等 若干

その他、目につく不在地主としては、伊藤福平（三代目）盛田庄兵衛（八代目）浜中幾次郎（八代目）、八戸の猶館などが一〇町歩前後の土地を買収されている。伊藤は全村内にわたり田畑を所有、盛田庄兵衛は天間館、榎林を中心として田畑を所有、浜中は特に天間館を中心として田畑所有、猶館は、榎林において田を中心として所有している。この時点での猶館は、昭和五年に死去するまで八戸市において銀行業、商業を営んで活躍した猶館弥三郎の子孫であろう。猶館の場合、前掲の大正一三年当時の五〇町歩以上所有地主としては、三戸郡内三ヶ村を中心として耕地を所有していることになっており、上北郡内では目立つものではなかった様であるが、おそらくこれ以降、急速に上北郡においても耕地の買収兼併につとめたのであらう。

ところで地主と言った場合、これら不在地主さらには巨大な寄生的地主がまずはとりあげられるが、その他にもいわゆる在村地主が多数存在するのは事実である。これらは一般的に言って不在地主ほどその所有耕地は広大

第70表

第1回農地委員選挙当選者の所有耕地広狭別・経営耕地広狭別面積

所有耕地広狭別		不耕作	5反未満	5反1町	1～2町	2～3町	3～5町	5～10町	10～20町	20～30町	30～50町	50～100町	100町以上	合計
		—	356	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	356
小作	純小作	—	265	123	60	2	2	1	1	—	—	—	—	454
	小作兼自作	—	9	39	66	8	29	1	—	—	—	—	—	152
自作	自作兼小作	—	—	9	16	38	11	15	6	—	—	—	—	95
	純小作	—	—	4	6	34	10	13	9	1	—	—	—	77
地主	自作兼地主	—	8	28	70	16	87	132	56	15	12	4	2	430
	地主兼自作	—	6	5	8	—	9	9	16	1	2	—	—	56
合計		—	657	217	276	74	155	158	74	16	14	4	2	1,620

経営耕地広狭別		不耕作	1反未満	1～3反	3～5反	5反1町	1～1.5町	1.5～2町	2～3町	3～4町	4～5町	5～10町	10～以上	合計
		—	6	50	72	110	57	32	29	—	—	—	—	356
小作	純小作	—	1	11	23	107	128	97	66	13	6	1	1	454
	小作兼自作	—	1	4	4	23	37	37	30	6	5	3	2	152
自作	自作兼小作	—	—	—	4	9	17	16	22	16	6	2	3	95
	純小作	—	—	—	—	6	5	12	17	24	6	3	—	77
地主	自作兼地主	—	14	48	58	90	60	56	57	24	9	8	6	430
	地主兼自作	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56
合計		56	23	117	172	352	310	261	222	55	25	18	9	1,620

(『青森県農地改革史』P431より引用)

ではなく、多くの場合、自作地以外の耕地を小作へ出している、いわば手作り地主的存在の割合が多い。こうした在村地主が一体どの程度存在したかは、これまた数量的には甚だ把えにくいところであるが、一般論としては、通常一戸当りの適正経営面積は五町歩程度を最高とするものであり、したがってそれ以上の耕地を所有するものは地主として耕地を小作に出す場合が多いであろう。勿論それ以下の耕地所有者でも小作地として耕地を出す場合もしばしば存在する事は当然である。この点を戦後農地改革に際しての農地委員選挙に関する資料から傍証的に考えてみよう。第一回農地委員選挙の当選者「所有耕地広狭別」「経営耕地広狭別」を挙げれば上表のようになる。

これによつても地主と総括される階層も、実に多岐にわたっている事が判明しよう。

さて天間林村における在村地主であるが、資料不足ゆゑに詳しくは語りえぬが、農地改革時において耕地買収を受けた数は第七一表の通りである。なおこの場合、在村地主については、彼らの所有せる小作地の平均一町五反歩を越える小作地（自作農創設特別措置法第三条第二項）と、地主所有面積が貸付地及び自作地を合計して平均四町五反歩を超える面積の小作地（同法第三条第三項）とされたのでその点を考慮せねばならぬ。

第七一表 農地改革により土地買収をうけた在村地主と規模

五反未満	五反～一町	一町～三町	三町～五町	五町～一〇町	一〇町～五〇町	五〇町以上	合計
一二戸	七八戸	九六戸	一二戸	六戸	〇戸	〇戸	二〇五

これによつても判明する如く、在村地主の場合、天間林村では一〇町歩以上買収された者はなく、したがって単純に見積るなら一四町五反以上を所有せる在村地主はいなかったと一応は考えてよからう。このことからすれば、天間林村では不在地主に比して在村地主はかなり小規模であつた事が知りえよう。

以上、不在地主、在村地主とにわけて、主として昭和二〇年頃に至る時期のその所有規模を検討したわけであるが、これら地主が、一体いかにして耕地を所有兼併していったのであろうか。

一般論としては先述の如く資本主義の発展に伴う様々な要因、あるいは農村社会の固有の矛盾——例えば凶作——などにより農民層の階層分化が進み、零細農の没落に伴つて耕地が大地主・商人・高利貸などに集中・集積さ

れていたのであるが、こうした傾向は、天間林村においては不在地主の方に顕著にみられたと考えられる。在村地主の場合にもそうした事例はあるだろうが、しかし在村地主の場合、例えば天間館の中嶋家、李沢の木村家、中嶋の中嶋家にみられる如く、彼らの多くは明治以来の開墾事業の結果としての耕地所有の面が極めて強いのである。実はその事は、彼らの耕地所有地域においても明瞭にみられるのであり、中嶋家の場合は、天間館字中野、木村家の場合は榎林字李沢を中心とする一帯に耕地を所有していた。勿論だからといって全ての所有地が開墾によるものではなく、零細・没落した村民の耕地を買い取りつつ拡大していった耕地もかなりあるであろうことは推察にかたくな。そうした場合、これら在村地主の有力層は当然の事ながらその地区の有力な家柄である。

これに対して不在地主の場合は当然の事ながら零細・没落農の耕地を買収しつつ所有耕地を拡大して来た。その場合、彼らの買収地は村内のかなり広い地域に分布しており、かつまた極めて小規模な耕地を大量に買い集めていることに特徴がある（以上の点は、『綴』とみられる地名、番地より判明する）。したがって彼らの場合、その職業は商人層が多く、かつその居住地としては、七戸町・野辺地町あるいは八戸市などの上北地方の中心的都市である。前掲の『大正十三年五十町以上所有主調』では、盛田喜平治、盛田庄兵衛、浜中幾次郎らは全て「農」となっているが、しかしこれは彼らが一定程度の手作地を持っているからであり、実際には商人ないしは産業資本家（醸造業）あるいは牧畜業家としての面がしだいに強くなる。

かくしてみるに、天間林村に於ける地主制は、在村地主は小規模かつ地域的に集中化した耕地を所有、かつ開墾事業に基づく地主化が多くあり、さらに手作り地主層が多かったとみられるのに対し、不在地主の場合は、大規

模な所有地を持つものがあり、その耕地も分散的であり、商人層などが零細農の没落に伴いつつ集中させていったとみられる。

(3) 地主制の展開と地主・小作関係

地主制の発展は、その対極には耕作農民の大量の小作農化を進行せしめる。地主制はしたがって地主・小作関係でもある。かくすれば、この両者の社会・経済的關係が一体いかなるものかは、地主制を知る上での重要な課題である。この地主・小作關係が、実は小作慣行そのものに他ならぬのであり、それについては本節第一項にしてみた通りである。

それは、古い地主・小作關係である刈分小作制や、さらにはより「封建的」とされる名子小作も一部においては存在せしめているようなものであった。そうした場合、地主の權威は極めて強く、小作人の權利は極めて薄弱なものとされるのである。小作慣行がいかに古く「封建的」であったかは、大正一三年當時の次の如き新聞記事からもわかるであろう。

「小作人の納めている小作米は一反当り最高一石二斗、最低六斗位で平均九斗が相場であつた。そしてこれらの契約は普通十ヶ年であるが、東津輕郡大野村は口約束のまゝ期間なしで契約しているところもあり、又南部地方には特有の小作制度があつて刈分という稲の実つたものを刈り取らぬ前に地主と小作とが等分に或は六・四又は七・三の割合に実収をみて分配するのである。然しながら本縣に見られぬ又小作といふ一種の周旋業が多い。即ち地主から借りたのを更に自分が地主の立場に立つて他の小作人に

又貸しするもので、地主から言えば数人の小作人に貸しつけるより手数料が省けるのであろうが、小作人の方から云へば若干づゝ頭をはねられるので直接地主と契約するよりも損失を受ける事が多いという事になる。此の弊は津軽地方に多く、その仲に立つ人は村でも相当物識りの部に属してゐるから驚く。」「東

奥日報」大正一三年二月三〇日付、『青森県農地改革史』一八四ページより引用)

かかる状況下では、当然小作料の収奪も激しく、小作人はその耕作権すらおびやかされる状況であつたにもかかわらず、地主に対する小作人の抵抗、すなわち小作争議は、本県においては遅れていたし、ましてや南部地方ではその数すら極めて少ない状況であつた。先に引用した『東奥日報』記事はこの原因を「この一つは所謂温情主義である。……第二は契約書の通り実行してゐないためである。……不作の場合は相当に減じ、常に温情第一主義が理想とされている為で、第三は小作人が未だ無知なるため親ゆづりのしきたりを堅く守つてゐるに他ならない」としている。

確かに地主にある種の「温情主義」があり、地主と小作の関係は親子関係の如く語られたり、また小作人の「無知」なる故の権利への認識不足などが存在したのは事実であろう。しかしこうした理由だけでは大正末より昭和初めにかけて澎湃として湧き起つた、特に津軽地方を中心とする小作争議を見落してしまうことになってしまう。問題は、極めて劣悪な条件下に置かれていたのにもかかわらず、何故に小作争議が全国的にみた場合に、時期的に遅れたかということ、そして津軽地方に比べて南部地方はその発生件数がかなり少なかったのは何故なのかを、我々は問わなければならないのである。

第72表
小作争議発生分布状況（昭和1～10年）

	東 郡	西 郡	中 郡	南 郡	北 郡	上北郡	下北郡	三戸郡	合計
昭和1年	—	1	—	1	—	1	—	—	3
" 2年	—	2	—	1	1	—	—	—	4
" 3年	—	8	1	3	6	1	—	—	19
" 4年	1	13	2	4	12	4	—	1	37
" 5年	—	22	1	3	4	3	—	1	34
" 6年	2	19	5	13	21	7	—	—	67
" 7年	10	23	7	20	35	3	—	—	98
" 8年	15	46	16	41	26	9	—	2	155
" 9年	38	42	11	57	18	13	—	2	181
" 10年	57	37	13	42	115	15	—	3	282

「東奥年鑑」各年版により作成。

この点について『青森県農民運動史』（法政大、昭和38）は、農村地帯において土地移動、人口移動がほとんどみられない事、すなわち結局は商品経済の浸透が遅れていることにその根本的原因を求めている。さらに南部地方において、三戸郡、下北郡に比べて上北郡の方がやゝ争議の発生件数も多く、時期的にも早いこと、かつ小作組合が多く結成されたことの理由としては、開墾地帯であり新しい形の農場組織が多く、生産力の低いこととに求めている。こうした説明は基本的には承認されうであろう。

しかしともかくも昭和年間に入ると青森県の小作争議は急激に増加するのであり、それは今や全国一の件数となつていたのである。

上表の如く、天間林村の位置する上北郡においても昭和期に入ると小作争議は急激に増大している。では一体天間林村ではどうであつたのか。

「地主對小作關係」

本村地主對小作人トノ間ニ於テ小作爭議ノ如キ事ガ起ルマデ行ツテキナイ 何ゼナラソノ間ニ於ケル

小作權ノ法律的關係ニ對スル小作人ノ不認ニヨリ絶對的ナ強サヲ地主ガ有シテキルカラデアツテ從ツテ

小作ノ開始、終末モ共ニ簡單デ行ナハレテキル) (郷土調査」

天間林村においては小作爭議は一般にみられなかった様である。そしてその理由としては小作人の「不認」すなわち權利意識の欠如と地主層の権力の絶大性とがあげられている。しかし皆無であつたわけでは決してなからうし、現実に昭和一四、五年頃になると地主・小作人間のもめ事があつたことは『中嶋信日記』よりわかる。この頃は戦争の拡大に伴う農村部における労働力不足が深刻化してきた時期であり、こうした有利な状況を背景に小作人側が地主より一定程度の妥協を勝ちとる事もあつたようである。例えば昭和一四年三月一九日の記述に、

「一、小作人地の内十一町余を地主に返し換地を借りる事、二、三年は換地十一町余の小作料を半分にまける事、三、小作料は以前通り大小豆半々で四十五斤とす。四、納期は十一月二十日限りとす 五、冬作のある処はこれを收穫後土地を引き渡す。小作料の七割を支払ふこと」が「地主、小作人間で円満に決められ」たとある。ここにみられる如く、地主は小作地を勝手に取り上る事は不可能であり、小作料も文書で決定することになっており、これは小作人の權利の伸長の結果であらう。

天間林村を含む上北地方、さらには南部地方は、一般に小作爭議の少ない所であつた。しかしだからと言って皆

無ではなかったのは当然であり、かつ激しい争議を伴わないまでも地主・小作関係は微妙に揺れていたとみて差し支えあるまい。小作人は旧態然とした無権利状況にいつも甘んじていたのでは決してなからう。かかる事を考える上で興味ある資料として次の文書をあげておこう。これは七戸町工藤正六家収蔵のものであるが、ここにみられる如く、地主―小作関係がもはや「温情主義」では解決しえぬものとなり、小作人の権利がしだいに伸長しているのが明確に読みとられるのである。(本資料の書かれた年代と筆者は不明であるが、執筆された年代はその内容からして大正と昭和初と考えられる。)

上北郡地主子作人間ノ情態

(註、子作人は当初、小作人と書かれていたようだが全てこの様に訂正されている。)

吾ガ青森縣上北郡地方ノ地主子作人ノ關係ヲ考察スルニ、古来ヨリ其ノ間頗ル融和シ、殆ント主従ノ如キ温情ヲ以テ農事ノ進歩發達ヲ図リツゝアリ、然ルニ近年往々ニシテ地主子作人間ニ不和ノ者アリ、又世間ノ風潮ニ感染シテカ子作人ハ自分ノ都合ノミヲ主張シ紛擾ヲ重ナル者ナキニシモ非ズ、蓋シ當地上北郡内田畑一反歩当り子作料調(米及大豆)

田			種類	子作料	最近五ヶ年平均 実収子作料	畑			種類	子作料	最近五ヶ年平均 実収子作料
下	中	上				下	中	上			
玄米	〃	〃	〃	一〇〇升 八〇升 五〇升	八五升 七〇升 四八升	大豆	〃	〃	〃	三五升 二〇升 八升	三〇升 一七升 六升

方ノ田畑ノ因テ起ル所以ヲ能ク知ラザルニ存ス、如何トサレバ上北郡内ニ於ケル小作地ノ大部分ハ地主ノ自費開墾ニ係リ、刻苦精勵實ニ血液ノ結晶ナリ、夫レ之ヲ子作地トス、而シテ子作料米ハ前表ノ如ク極メテ低率ナリ。

玄米平均七斗六升六合六勺 実収子作米六斗七升六合六勺

大豆平均貳斗壹升 実収子作大豆一斗七升六合六勺

是レ通常豊作ノ年ニ於ケル子作率ナリ、尚不作不況ニ際シテハ検見ノ上其ノ減収災害ノ程度ニ因リ減石ノ慣例アリ、又凶荒ノ危年ニハ全部ノ免料ニ浴セシムル事サヘアリヌリ、孫ニ分ケ作ト称シテ刈リ分ケノ子作法アリ、此ノ方法ハ多クハ一定ノ收穫豫想ノ付ザル未熟也ニ依用ス、例ヘバ年ニ因リ作付ケ地トスルモ、休閒地トナスモ子作人ノ都合能キニ任セ、而シテ刈リ分ケ部分ハ稀レニ折半、又ハ全部子作人ニ與ル部分モアリテ、尚ホ水旱害ノ年ニハ減石ノ例アリ、結局地主ヘハ三分ノ收入ハ普通ナリ、之レ即チ上北郡に於ケル子作一般ノ状況ナリ、此ノ如ク子作米ノ低率且ツ寛容アルハ他方ニ其比ヲ聞カザルナリ、然ルニモ拘ラズ尚且ツ子作料米高率ナド、云為スルカ如キハ、恩ニ馴レ反テ我利ヲ逞クセントスルモノナリ。

負ほされな抱すさるとすや作り子のいかにせよとか

今の時代ハ

故ニ子作料ノ当否ヲ鑑別スルニハ仮リニ彼我ノ地位ヲ換ヘテ考フレバ時モ早ク了解スルコトヲ得ベ

シ、豈徒ラニ雙方ノ不利ニ帰スル紛議ヲ弄ビ〇ヘ土地ノ愛護心迄モ減却セシムルハ惜シミテモ猶餘リア
ル次第ナラズヤ

只是ニ不可思議ナルハ凡テ地主ノ親作ニ係ズ耕耘ハ収支ノ計算償ハザルモノトシテ、而カモ地主ノ中
ニハ其家庭十分親作ノ出来得ル組織ナルニモ拘ハラズ猶子作ニ委スルノ傾向アリ、コハ自然農業ヲ卑シ
ム文化風ノ情弊ナランモ、亦農業ナルモノハ之来薄利ノ報酬ナレバナリ、蓋シ地主ノ親作シテ間ニ合ス
モノヲ子作シテ間ニ合フ道理ナカルベシ、然ルニモ拘ハラズ之レヲ子作スルモノハ他ニ業ヲ営ムベキ資
本モナク技術モナク、労力ヲ唯一ノ資本トシテ辛クモ小作ニ従事スルモノモアラン、故ニ其ノ子作地ヲ
離レテハ生活情態容易ナラザルヲ以テ雨ニモ風ニモ年中勞苦ヲ厭ハズ、全力ヲ尽シテ耕作ニ従事スル結
果薄利ナガラモ自家ノ生活ヲ漸ク支エ、且ツ多少ノ子作米ヲ地主ニ納入スルコトヲ得ル所以ナリ
併シ地主ノ親作ハ不利益ナリト云フ所以ハ真ノ多クハ雇人制ニ依レバナリ、苦シ夫レカ為地主親^{（親）}ラ我
ガ土地ヲ我家庭ノ自力ヲ挙ケ以テ耕作スルナラバ、其ノ成績ハ雇人耕作ノ能率トハ大ニ異リ、其責任ヲ
重ンズル結果、子作ニ比シテ間ニ合ハザル道理ナカルベシ、

我物と思へば軽き笠の雪

といえる古句あり、余モ亦拙句アリ

借り物と思へばつらき子作かな

抑モ亦タ作人ハ子作ヲ止メ、現金取りノ日雇稼キスルモ、其取人日ニ多キ様ナレドモ年ニ少ナリ、農

業ハ之レニ反シ日ニ少ナキ様ナレドモ年ニ多キモノナレバ、普通労働者ノ竈樹テニハ農業ニ及フモノナカルベシ、只茲ニ子作人ノ中ニハ無理カ迷想カ、其ノ心底ニ数年間蟠マル深キ内情アルモノノ如シ、例ヘバ現在ノ子作地ヤ宅地山林ハ遠ク我々ノ祖先ハ辛苦歎難ヲ嘗メ得タル、而カモ農家ノ生命タル代々傳來ノ家畜ヲ近キ先代ニ於テ仮リニ古借金ノ利子ニ代フル土地存ノ小作米ヲ充テ置キ、而シテ我等家計ノ都合ニ因リ何時ニテモ返戻スレキ從來取引關係アル德義上ヨリ成立シタル約束ノ下ニ權利移轉ノ、所謂仮リ設定ナレバ、其實ハ一時ノ預地ナシ、夫レ是ヲ現地主ハ無視シテ良心ニ恥ル所ナキカ、永代ノ權利移轉ノ手續ニ因リタルモノ、如ク主張スル所今日ニ至リ考レバ、已ニ其ノ約束ノ当時二束三文ノ償ヒナシニ、先代ノ無筆文盲時代ニ奇貨トシタル詐欺ノ手段ニ重リ奪ヒ取レタリト夫レカワラヌカ、中カニハ故意ニ子作地ヲ劣等作ニ耕シテ表面地味ノ不良ヲ粧ヘ、暗ニ地主ヲシテ該地執着心ノ倦怠ヲ起サシメ、而シテ買ヒ戻シノ密計サヘ試ルモノアルトノ世評アリ、実ニ其心情憎クベキモ亦憐レナリ、若シ夫レ地主ニ子作ノ中止ヲ要求スレバ、アルナシノ口実ヲ設ケテ苦情ヲ申立、且ツ新子作人ノ希望ノ拒絶ノ手段迄モ請ジスルモノアルトノ由、コハ其ノ賣買理由ハ毫モ願ル所モナク単ニ今日ノ時代思想ヨリ打算シテノ自己本位ノ現象ナレバ、是カ非カ兎ニ角怨言ヲ公々然トシテ忌シキ——ヲ言ヒ、猶且ツ將來地主ヲ廃シ自作農法制定ノ機會迎キニアルベシナドト云イ触ラス輩サヘアルトカヤ、所謂一犬廬ヲ吠エテ萬犬實ヲ傳フルトハ個人ニテ為ス事ノ得ザルモノモ、今ハ民衆の二傾キツゝアル形勢ナレバ、多数團結スレバ子作スル土地ノ性質ノ玉石ヲモ問ハズ一般ニ其聲ノ高潮スルモ亦測ルベカラズ、而モ右等ノ内情底意

コソ動モタレバ表面ニ子作米ノ口ヲ籍リ、年々料率ノ協定ニ際シ故ラニ紛議ヲ醸スノ傾向アルカ如シ、其結果僅カニ田一反ト三四升位ノ差額ニ因リテ終ニ折合ハズシテ中カニハ子作地ヲ休閑セシメ、畑地ノ如キニ至リテハ其地籍殖林地トナルモノアレバ、亦其マ、空間ノ久シキニ涉リ一見荒廢地トモ見ラル、カ如キモノアリ、而シテ是ニ對スル地主子作人ノ心情ハ如何シ、所謂ノヤセ我慢ヲ相共ニ忍ビ惜ムベキ生産ノ犠牲トナルヲモ不顧、互ニ相手ヲ懲ラサシメントノ掛ケ引キヲ試シイフモノサヘナキニシモ非ザルカ如シ、豈思ハザルノ甚シカラズヤ

もろともに心ハ闇みにあらねとも同じ慾目の

道に迷へば

加之、時勢ノ然ラシムルタランカ、義務ハ不顧、互ニ自己ノ都合能キ權利而已主張スル傾キアレバ、昔日ノ守操ヤ温情ハ偕キ、今日ハ地主對子作人ノ態度ハ常ニ面従腹背ノ有様ナレバ、夫レ之ヲ要スルニ其ノ解決ヲ告ルニハ単ニ權利義務ヤ經濟的ノ空ヲ理窟ノミニテハ或ハ難タカラン、故ニ之レヲ超越シ所謂農ハ国ノ本ナレバ、苟モ農家タルモノハ土地ヲ愛スルハ則チ國ヲ愛スルノ始メナリ、故ニ地主子作人共ニ〇ノ意ヲ體シ協力本能ニ依リ尚ホ土中ニ埋没セル生産ノ発達ニ努メ、而シテ双方ノ福利ヲ増進セシメテ之レヲ解決ノ要具トシ、又同時ニ教育ヤ宗教ノ感化力ニ依リ精神的ニ永久實質ナル妥協ノ方法ヲ講究セザルベカラザルノ時代ナラズヤ

地主—小作関係の矛盾の中から発生し拡大しつつあった小作争議も、しかし我国が戦時体制へと突入する中で、政治的弾圧も受けることにより急速に終焉せしめられていったのであった。

第三節 出稼ぎ、離村の実態

(一) 『寄留者名簿』分析より——明治末より昭和一〇年代における出稼ぎ・離村の一般的傾向——

本村は、今日に於ても出稼ぎの多い村として有名である。一体、本村においていつ頃から出稼ぎがはじまったかは不明であるが、おそらくすでに江戸時代末期から行なわれていたのではなからうか。

また、出稼ぎと並んで、故郷を離れ他地方へと移住した人々も多数ある。明治時代になり、移動の自由が保証されたため、新しい生活、より良き生活を求めて各地へと移住していったのである。

出稼ぎにしろ、移住にしろ、その原因はいくつかあげられるであろう。しかしそのうちの重要なものの一つとして、農村の疲弊、農民の窮乏を挙げることには異論なからうし、相次ぐ凶作、経営規模・条件の悪さ、人口の増加などが、出稼、移住の原因でもあろう。勿論こうした事は独り天間林村に限定される事ではないのは当然である。

本節では、出稼、移住の問題をとりあげて考察するが、その手がかりとして、本村役場に保管されている、明治四三年（昭和一二）年の二六年間の『寄留者名簿』をとりあげてみよう。

この『名簿』は法令に基づき、本籍地を離れて移住、ないしは一時的居住をする場合、本籍地所在の行政機

関にとどけ出をすることになっており、それを年度別に綴ったものである。必ずしも居住、移住者の全部がとどけているとは言いがたい、一時的居住と移住の別が不明のもの、あるいは一時的居住でも勉強その他によるものもあるので、出稼ぎ、あるいは移住の全体像を正確につかむことは難しいが、おおよその見当はつくであろう。

○明治四三年

漁業従事者として北海道へ渡った者が多い。北海道でも日本海側（浜益郡、利尻郡、岩内郡、古平郡など）がほとんどである。

なお農業従事者として北海道へ移った者もあり、一家移転もみられる。

その他県内の周辺特に海岸部への移転ないしは居住者もみられる。

○明治四四年

前年度と同じ傾向を示している。漁民として宗谷郡稚内町にまとまった人数で居住しているのがやゝ目立つ。

○明治四五年

明治四三年、四四年に比べて北海道へ渡った者がやゝ減少しているようだ。傾向としては大きな変化はないが、浦河郡へ牧夫として居住したものもある。

○大正二年

前年に比べて倍増している。漁民が多く、とくに集団で北海道へ渡ったと思われるものが二件ある（美国郡四人、宗谷郡六人）。

○大正三年

一家あげて移転するものも多い。確認されるだけでも五件にのぼる。農民としての移住が多くなっているのも特徴的である。

○大正四年

北海道へ移転あるいは一時居住したと思われる者は実に三二件、その他樺太や千島へ渡っているものが出現している（各二件）。

漁業従事者が多いのは従来同様であるが、杣夫、坑夫などもみられる。

なお、東京の鐘淵紡績KKへ女子二名が出稼している。

○大正五年

前年よりやや減少するも、北海道へ渡った者多い。

就業状況は前年と変わらない。

○大正六年

北海道への漁業・農業従事者多い。大正五年と同じ程度。

出稼ぎとは無関係であるが、この年は樺太へ予備役兵が第八師団として再召集されている。その数は天間村内からだけでも五名確認出来る。これは前年の第一次大戦勃発に伴う軍事的配置であると思われる。

○大正七年

特徴的なことはないが、樺太へ農業従事、あるいは製紙工場従業員として渡る者が二名いる。

○大正八年

樺太へ渡るものや、増加。職業としては農業ないし杣夫である。北海道へ渡るものの職業としては漁業がやゝ減っており、その分、農業が増加、あるいは坑夫もある。一家挙げて農民として渡道するもののがかなり増加している（八件）。

大正九年

特徴的なことは特になし

○大正一〇年

特徴的なことは見当らぬが、北海道へ渡ってから同じ道内で移転している者が二、三件みうけられる。

○大正一一年

神奈川県の富士瓦斯紡績へ二名の女子が出稼している。

○大正一二年

紡績女工としての出稼あり。

この年は件数的には少ない方である。

○大正一三年

樺太へ移住した者が多い。確認出来るだけで九件にのぼる。職業は農・漁・職工・大工など色々である。また、紡績女工として東京へ出稼したのも四人確認される。

○大正一四年

絶対数は少ないとしても紡績女工として出稼する傾向は定着している。勤め先は、東洋モスリール、フジガス紡績の二社を中心としている。その他群馬県内での紡績女工出稼もみられる。

北海道へ渡る者は少なくなっており、特に漁業従事者は少ない。県内野辺地町へ鉄道工夫として出向いている者がかなり多い。

○大正一五年

特徴的なことはなし

○昭和二年～三年

この頃は職業的には様々なものが各地に移住している。大工、馬丁、運送業の鉄道工夫、トビ職などもある。数としては北海道が依然多い。

○昭和四年

樺太に移住した者一〇件（農業三、大工一、杣夫一、日雇一、漁業一、桶屋業一、酌婦一、不明一）。

○昭和五年

件数は極めて減少。函館へ漁業として集団で四件移住しているのが目立つ。

○昭和六年

樺太移住八件が多い。北海道へ移住したもの一二件を数えるが、職業的には様々である。

○昭和七年

数少ない。職業は種々雑多、樺太移住なし。

○昭和八年

数はやゝ増大する。昭六〇七年にみられなくなっていた、紡績女工出稼も再現されている。神奈川県へ六名の出稼。

北海道移住は鉱夫としてが二件数える。静岡県へ牧夫として移住したもの二件あり。

○昭和九年

仙夫として北海道・樺太と渡るもの四名。神奈川県の紡績女工として出稼せるもの一四名を数える。年令的

には二二、一四才と若い。

○昭和一〇年

北海道へは採炭工、杣夫として渡る者が目立つ（但し数は少ない）。前年同様紡績女工として神奈川県へ出稼したものの七名。中には毎年行く人もいる。

○昭和一一年

北海道へ七名、樺太へ一名、福島県岩城郡へ一名、坑夫として移住。樺太へはその他八名が雑夫として移住している。

紡績女工としては、神奈川県五名、千葉県九名、和歌山県三名を数える。

○昭和一二年

寄留名簿そのものが極めてうすい。

千葉県への紡績女工出稼六名。

以上が『寄留者名簿』の各年度の特徴並に概略である。これからしても、いくつかの傾向が見い出せよう。

(一)明治末期は、漁民出稼ぎとして北海道西海岸方面へ行く者がかなりある。当時は北海道西海岸はニシン漁の最盛期であり、所謂「ヤン衆」はかかる人々であった。

(二)同時にこの頃は何人かのグループで村内より出稼していると考えられるものもある。これは出稼ぎ者を集めるため、村内に網元から派遣された人物の仲介によるものと考えられる。

(三)大正三年以降、すなわち大正二年大凶作以後においては、北海道へ一家を挙げて移住、農業に従事する者が増大している。また大正四年には、樺太・千島方面への移住もみられ、かつ女工として首都圏への出稼もみられる。なお樺太への移住はこれ以降、年を経るにしたがつて増加する傾向にある。職種は、漁民、農民、杣夫、坑夫などである。

(四)大正八年頃より、北海道への漁業出稼は減少している。これはニシン漁の衰退と関係するであろう。

(五)大正四年に始めてみられた紡績工場への女子出稼が大正十一年以降は毎年みられるようになり、同一工場へ何年間か必ず出稼する女子も現われている。

(六)昭和に入ると、樺太移住は毎年みられるし、また北海道移住もある。その職業は、採炭夫、杣夫などが目立つようになる。

以上まとめると、天間林村からの出稼先は、男子の場合、北海道・樺太方面が、明治末期より昭和十二年まで一貫して中心であり、その場合、漁夫、杣夫、鉾夫などの職業に従事していた。また、これら両地方は、農業移住な

第73表 天間林村からの出稼数と出稼先

	青 森 県 全 体			天 間 林 村		
	北海道	樺 太	露 領	北海道	樺 太	露 領
昭和7年	12,274	2,959	4,663	167	10	43
8	11,790	2,483	5,832	150	—	30
9	12,807	2,019	4,939	398	—	32

(「東奥年鑑」各年度版より)

どのわたる地方でもあり、移住は凶作などのおこった翌年、翌々年あたりに増加傾向をみせている。

女子出稼は、紡績工場女工としてであり、大正四年からみられ、以後はほぼ毎年みられている。

(二) 出稼の実態

一口に出稼ぎと言っても、戦前と戦後の出稼ぎでは、その原因が違ふ事は言うまでもない。すなわち戦前に於ては、明日の、否今日の食糧すら見通しの立たない窮民の出稼ぎが圧倒的に多かったのに対し、戦後、特に高度成長期以降の出稼ぎは、機械貧乏と形容された如く、農業における機械化や新技術の導入による生産費の上昇、さらに商品経済の進展、消費攻勢による生活費の上昇、また農村の副業の解体に伴うものが出稼ぎに主力となってきた。したがって、戦前出稼ぎは、女子は嫁入り前の子女、男子は二、三男、貧しい小作農、貧農が中心であり、職種も、紡績女工・大工・左官・漁業・農業であった。一方戦後の出稼ぎは男子なканずく世帯主、あととりも多く、上層農民にもみられるものであり、業種は土工や建築現場、工場の季節雇傭などが中心である。

一体天間林村から毎年どの程度の人々が出稼ぎに出たのだろうか。青森県全体の出

第74表—1 青森県の出稼者年次別実数

年 次	実 数	全国比	大正14年を100 とした指数
大正14年	20,692	2.63	100
昭和3年	17,173	2.11	82
昭和5年	22,877	2.94	110
昭和7年	21,806	2.41	125

備考

昭和5年は全国9位

昭和7年は全国第17位

但し、男子のみをあげれば昭和7年で
全国第3位

第74—2表 青森県の男女別出稼者数

年 次	男子実数	全国比	女子実数	全国比
大正14年	19,582	4.31	1,110	0.34
昭和3年	15,764	2.91	1,407	0.39
昭和5年	21,834	4.57	1,043	0.35

（青森地方職業紹介事務局
『東北・北海道農山漁村職業紹介の問題』
より作成。）

稼数はある程度まで年次毎にわかるのだが、天間林村のみになると、第七三表にみられる三年間の数字しかない。

青森県の出稼総数および男、女別実数と、それぞれの全国比をあげれば第七四表の如くである。

女子出稼が少ないのに対し、男子出稼が極めて多いのが本県の特徴の一つである。

ちなみに、本県の出稼先を府県別に示せば第七五表の如くであるが、すでに指摘してある通り、北海道、樺太、北洋（露領）が圧倒的に多い。（なお、各種統計により、実数が異なっており、ここにあげた数値は、先の『東奥年鑑』より引用した数値とはかなり異なっている。どちらが正しいか判断する材料もないので、そのままあげておく）

第七五表 青森県出稼者の府県別出稼先（昭9年）

	男	女
北海道	6,466	138
東京	16	12
埼玉	2	—
千葉	13	—
神奈川	153	31
静岡	11	37
富山	8	—
愛知	55	—
岐阜	5	1
滋賀	—	12
和歌山	—	56
奈良	—	72
大阪	1	24
大分	1	10
樺太	2,683	32
朝鮮	32	—
南洋	1,095	—
北満	10	—

（青森地方職業紹介事務局 前掲書より）

表でも明らかである。これは天間林村でも同様であろう。

出稼者が出稼先で いかなる職業につくかは、その出稼先をみればおよそ判明しようし、また天間林村においても、特に昭和に入ってからの出稼はほとんど「カムチャッカ」行き、すなわち北洋漁業従事であり、その他杣夫、炭鉱夫がこれに次いだと言われ（中村吉兵衛氏談）、その事は、先の『寄留者名簿』の分析によっても明らかであるが、参考までに青森県全体の昭和三、五、九年の就業別出稼を挙げておこう。（第七八表、第七九表）

天間林村でも多数の人々が出稼を経験している。ただ天間林村の住民にとって比較的恵まれていたのは、軍馬補充部、営林署等での作業もあり、現金収入を得る機会があったことであろう。

女子の出稼は極めて少なかった様であり、大半は、紡績工場女工であった。そして彼女達の数、凶作の翌年

出稼者がどの程度の収入を得て帰村するかは、その職と出稼先などにより大きく変わるであろうが、一つの目安として昭和三年の出稼人数と収入を県全体と上北郡とに關してあげておく（第七六表）。

出稼は勿論、農作業期をはずして行なわれるのであり、青森県の場合は、一二月～二月までが出稼期間であるということは、第七七

第76表 昭和3年 出稼人数・収入

	青 森 県		上 北 郡	
	人 数	所得額	人 数	所得額
北海道	13,205 ^人	966,427 ^円	4,694 ^人	314,731 ^円
樺 太	1,958	211,182	119	16,145
露 領	4,712	458,435	1,486	132,546

(『東奥年鑑、昭和5年度版』より)

第78表 青森県の昭和3、5年の就業別出稼者数

職 種	男		女	
	昭 3	昭 5	昭 3	昭 5
工 業	463 ^人	137 ^人	467 ^人	311 ^人
鉱 業	150	99	27	2
土木建築	302	440	11	2
商 業	66	98	27	23
農 業	1,222	618	210	148
林 業	1,461	923	8	4
水 産 業	11,432	18,845	252	195
戸内使用人	141	61	153	185
雑 業	527	653	258	163

備考

水産業 全国 { 昭和3年 71,863 (男)
5,145 (女)
昭和5年 88,116 (男)
5,085 (女)

	男	女
1 月	1,197 ^人	5 ^人
2 月	2,831	51
3 月	2,145	51
4 月	522	12
5 月	658	16
6 月	305	40
7 月	189	29
8 月	54	16
9 月	127	24
10月	798	22
11月	1,557	42
12月	109	48

第七七表 青森県出稼者の月別変化(昭和9年)

(青森地方職業紹介事務局前掲書より作成)

ないしは翌々年あたりに増加をみせている。

女子出稼と並んでよく取りあげられるのが婦女子売買、いわゆる身売りである。

昭和六年の凶作以降、本県においては、この状況が増加する傾向にあった。

凶作の苦しさから悲惨
事の続出

娘を売る 夜逃げ
強制執行

(東奥日報昭七・六・二四)
この悲惨事!

売られた娘千五百名
(東奥日報昭八・五・一三)

第七九表 青森県出稼者の就業別実数（昭和9年）

職 業	男	女
製 紙	15	170
染 色	2	—
装 身 具	35	—
機 械	14	—
船舶工業	1	—
食 料 品	1	—
嗜好 品	1	—
金属治金	3	—
その 他	3	—
大 工	79	—
左 官	5	—
土方日雇	207	—
店 員	6	—
小 店 員	4	—
農 作 業	24	—
林 業	985	8
その 他	1,054	10
漁 業	7,739	139
その 他	312	15
運輸通信	10	—
その 他	—	8
乳 母	—	1
番 人	1	4
官 公 吏	8	—
事 務 員	1	—
看 護 人	—	1
そ の 他	—	2

「東奥日報」紙々面には、こうした見出しがよく出ていたのである。

県内における状況は第八〇表の通りである。

身売りは津軽地方特に北津軽郡方面で多かったといわれる。天間林村の状況を示す資料はないが、中村専右衛門、中村吉兵衛両氏によるならば「ほとんど聞いたことがない」と言う事であり、『郷土調査』でも「婦女売買ノ状況 ナシ」とある。これが事実であるならば、これほど嬉しい事はなからう。

出稼ぎあるいはそれ以上に悲惨極まる身売りも、しかし「借金苦と飯米苦に悩む貧農が子女を出稼ぎに出すこ

第80表 凶作による婦女子売買

	昭和6年	7年	9年	10年
芸 妓	346 ^人	475 ^人	405 ^人	264 ^人
娼 妓	259	507	850	250
酌 婦	425	832	1,024	662
女 給	?	919	941	718
女 工	292	1,118	1,427	532
合計	1,917	3,851	7,079	3,494

註 昭和10年は1月～5月までの5ヶ月分である。

(『青森県農地改革史』より)

とは親も子も生きるための唯一の方法」であった(『青森県農地改革史』)。またかかる状況は、もとはと言えば、日本資本主義の近代化政策の矛盾のあらわれであったのは、すでに指摘した通りである。

日本資本主義の矛盾の中で生み出され、同時にそれを支えるべき低賃金労働者となったのが、他ならぬこうした出稼者であり、女子労働者でもあった。そして彼らの労働こそが、今日の日本をつくってきたのである事は、余りにも知られた事実である。

第九章 農業における技術的改良と発展

第一節 肥料・生産用具の発展

第八章第一節、第二節において、明治以降の天間林村における農業の実体と農民の生活をみたのであるが、これにおいては主として同時期における農業技術についてみてゆく事にしたい。

(一) 馬耕、農業機器の普及

天間林村を含め上北郡一帯は、古来よりの有数な馬産地であつたことは第六章に詳述した通りであるが、青森県内においてこの馬を農作業に使用することはごく一部、すなわち津軽地方においては、幕末よりおこなわれていたという報告がある（『日本農業発達史巻Ⅰ』P四〇八）ものの、他地方では殆んどなかつたのである。このことは単に上北郡に限らず青森県全般、さらには上北郡同様かつては南部藩の支配下にあつた岩手県に於ても同様であつた（森嘉兵衛『明治前期岩手県農業発達史』昭28年参照）。

しかるに明治一三年、時の青森県令山田秀典が、馬耕の優秀さに注目、熊本県より馬耕熟達者八名を招請し、本県民にその技術を伝習せしめたことにより馬耕は普及をみせたのである。（なお、この当時、全国的にみても、馬耕教師は熊本、福岡から招かれるものが多かつた。『日本農業発達史巻Ⅰ』参照）

る。したがってこの頃には我が天間林村でも馬耕がかなりみられたであろうと推察されうる。馬耕により収穫高の増加をみたという報告もある。

第81表 牛馬耕面積の推移

	明治43年	大正9年	大正14年	昭和4年
上北郡 { 町 田 260 畑 1,337	町 1,854	町 3,315	町 3,863	
三戸郡 { 町 田 551 畑 415	町 675	町 1,496	町 1,664	
北津軽郡 { 町 田 6,748 畑 1,647	町 7,877	町 8,669	町 9,101	
県 { 町 田 21,309 畑 5,780	町 29,633	町 34,741	町 37,044	
	9,395	12,045	13,587	

『青森県農業の発展過程』より引用)

第82表 牛馬耕による収穫高の増加 (青森県)

馬耕実験者数	人耕せし時と収穫同じきもの	人耕せし時より劣取せしもの	多取のもの	一反歩につき平均増収額
119人	7人	6人	106人	斗 6.6438
149	4	4	138	8.1456

(『日本農業発達史 巻I』P401より引用)

しかしその普及度は、明治期においては北津軽郡を別とすれば本県においてはさして目立ったものではなかったようである。明治二四年の『青森県農事調査書』には、「田を耕起するに馬を用ふるのは北津軽郡のみにして其割合人耕八分馬耕二分なり。田の肥耕には北津軽郡は大概馬耕とす。其他は上北郡東津軽郡にして、西津軽郡中津軽郡南津軽郡は僅かに馬耕を用ふる処あり。其他下北三戸郡等至りては甚だ稀に馬耕を見るも概して人耕なり」とある。

上北郡において馬耕が急速に発展するのは明治末期より大正年間にかけてである

なおこのような急速な普及は、開田と耕地整理の進行に連動したものであるとも指摘されている（『青森県農業の発展過程』三七一ページ）。

ところで天間林村における事情はどうか。

明治一三年に天間林村あるいは上北郡内に馬耕教師が派遣されたか否かは不明である。しかしこれからほどない明治一七年までには、この地域においても馬耕指導が行なわれたことは次の史料より明らかである。

馬耕生徒志願

右志願ニ付肥後馬耕運用法伝習受度候間御聞届被成下度此段奉願候也

上北郡榎林村

明治十七年三月廿五日

木村 三治[㊤]

上北郡第三組戸長 鷹山宇太郎殿

（朱印・割印）

第廿五号

書面願之趣聞届候事

但不日教師巡回可為致候事

明治十七年四月十一日

上北郡第三組戸長 鷹山宇太郎印

(李沢・木村家文書)

これ以外に天間林村における馬耕の普及に関する史料はみあたらないが、ともかく先述の如く明治末より大正年間にかけてかなりの普及をみせたであろう。馬耕により、労働力の配分上からも農作業は有利となり、更に深耕が可能となったため多肥性の品種の導入も容易となり、生産力を高める事が出来た。そしてこの時期は日本の資本主義の上昇期であり、都市、工業への労働力吸収がたかまる中で、労働力の不足をこの馬耕により補うことにもなったのである(『青森県農業の発展過程』三七一ページ参照)。しかし、牛馬耕の普及にもかかわらず、本県における牛馬頭数は減少をみせているが(『青森県総覧』P四三二)、これは農家の階層分化のあらわれでもある。

馬耕の普及に伴って水田では正条植が大正末より普及、除草機の導入もこの頃よりしだいに行なわれる。天間林村においてもこの傾向はみられたものと推察されるが、和田純二氏の研究では、中嶋農場における年々の坪当り株数の差異が小さくなってきた事はこの結果であるとされている(和田「明治二十四年以降における中嶋農場の坪刈成績について」)。その他の農業機器もその後しだいに普及していくことになる。明治初期においてすでに中嶋勝次郎などはかなりの器具の導入をしていたし、また軍馬補充部等でも大型機械を使用していたが、それらはむしろ例外であり、一般には昭和以降によりやく普及してきたものとみられる。こうしたことに伴い上北郡全

体としての稲作反当労働は、明治中期には三一・五人であつたものが、昭和一六年には二一・八人にまで減少をみせている（『青森県農業の発展過程』参照）。

なお昭和一一年頃の天間林村における牛馬耕の一斑を次の資料は示してくれる。

第八三表 牛馬耕犁使用反別

農家作業戸数	九七六戸
牛馬犁使用戸数	六八〇
犁数	五二〇

総反別(A)	田	畑	合計
牛馬犁使用戸数(B)	一、三〇一町五 九一一	九五〇町 六五〇	二、二五一町五 一、五六一・〇
$B/A \times 100 (\%)$	七〇%	六八%	六九%

（『郷土調査』より引用）

こうしてみると、昭和一〇年代には牛馬耕は全耕地の七〇％にまで拡大していることが判明するが、しかし反面、犁は全農家にはおろか、牛馬耕を行つてゐる農家にしても所有していないもののがかなりあつた。

（二）肥料の普及

耕作法の進歩に従い肥料を合理的に使用するようになり、県に於ても技術員の設置や、あるいは農事試験場などの諸機関による施肥の研究、指導もあり、その結果、人糞尿、厩肥及び堆肥などでは満足できなくなり、しだいにいわゆる金肥の使用が増大するようになった。同時に堆肥等が作りづらくなつた面もあることは、入会権の喪失に伴つておこつたであらう。

上北郡においては、県内のどの地方よりも早い時期から過磷酸石灰の使用がおこなわれたのであり、特にそ

の場合、大農場の開墾地、例えば工藤農場などはその先駆的役割を果たしてきたのである。また先述の第五章第二節でふれた中嶋勝次郎氏による中野の開墾地に於ても同様に化学肥料、すなわちおそらくは過磷酸石灰の使用が明治中期には行なわれていた。後に詳しく紹介する「中嶋家坪刈資料」の明治二五年の項ではその使用がはっきり認められるし、また、先にふれた田畑開墾においても、その田畑では化学肥料を使用することをのべていることなどがあ

る。このような開墾大農場における化学肥料の使用は、当然ながら周辺一般農家への影響を与えたものと考えられうるのであり、かくして明治二七年の県統計書によるならば、当時上北郡では過磷酸石灰一、五〇〇貫を使用しており、しかもこの使用は県内他地方ではみられなかったと言われる（『青森県農業の発展過程』参照）。

天間林村においては、おそらく工藤農場あるいは中嶋勝次郎氏などによる化学肥料の使用が最も初期のものである事は前述の通りであるが、これよりほどなくして一般農家なども使用したことを示すのが次の資料である。これは、直接的には借金の借用証書であるが、この借金が化学肥料購入に当てられている。なおついでに述べれば化学肥料を中心とする多肥農業は、生産力を高め、農家に現金収入をもたらしたが、その反面多肥投入は農家の現金の需要を益々増大させるものであり、かくして農業恐慌に見舞われた際には、中小農を中心として農村社会の疲弊を大きくしたことは、先の第八章第一節においてもみた通りである。特にこの証書の書かれた明治後期においては、上北郡は未だに本格的な商品経済（あるいは農業の商品経済化）にまき込まれてはおらず、したがって現金収入の乏しき中では金肥購入は大変な苦勞がいたものと思われる。

収入印紙

借用証

一金四拾参円四拾錢也

是レハ過燐酸石灰式拾八呎壹呎ニ付代金壹円五拾錢ツノ金拾円ニ付壹ヶ月金拾錢ノ割ヲ以テ利子ヲ付スル定メ
右借用仕度 (以下略)

天間林村大字榎林

明治参拾九年四月廿八日

木村 吉太郎 印

李沢 孫 吉 印

(以下六名連署捺印)

天間林村農会長小又嘉三郎殿

〔李沢・木村家文書〕

もつとも先の中嶋家も、この木村家と共に村内の有力手作り地主の一人であり、より一般的な中農あるいは

第84表 大正14年、生産肥料消費量
(天間林村)

種類	数量	価格
厩肥・堆肥	四、五〇〇 貫	九、二〇〇 円
家畜糞	一、八〇〇	三、〇〇〇
蚕蛹・蚕濟	二、五〇〇	二、五〇〇
緑肥	二六、〇〇〇	三、〇〇〇
藁木灰	一、五〇〇	二〇〇
藁稈	六〇〇	五〇〇
糠類	一、五〇〇	一、八〇〇
人糞尿	五、〇〇〇	五、〇〇〇
合計	五九、三〇〇	一八、〇〇〇

(『上北郡新誌』より作製)

小作人階層がいつ頃より化学肥料を使用したかになると確かな事は不明である。金肥の中でも魚肥・大豆粕などの使用はかなり早くより行なわれたが、化学肥料になると、石灰チツソは昭和初期、その他は昭和一〇年代になってからだという証言もある(中村専右衛門氏談)。

第85表 生産肥料、金肥の消費量(昭和10年頃)(天間林村)

生産肥料／金肥	金 肥							生 産 肥 料								種 類
	合 計	調 合 肥 料	石 灰 チ ッ ソ	硫 酸 ア ン モ ニ ア	大 豆 粕	磷 酸 肥 料	魚 肥	合 計	そ の 他	糠 類	藁 稈	草 灰	緑 肥	蚕 蛹	家 畜 糞	
一三／一	二六三、〇〇〇	五、三〇〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	二五、〇〇〇	七九、五〇〇	四七〇〇 貫	三八四九、七〇〇	七三、〇〇〇	三、〇〇〇	二六、〇〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇 貫
九／一	五、二四六	一、七九六	九、四五〇	一、〇七五	二五、〇〇〇	一三、五二五	一、四一〇 円	四八、五二〇	二五、五五〇	三〇〇	四、四三〇	一、二五〇	二、二五〇	七四〇	二、八〇〇	四四、五五〇 円
		三	二	四		三	三 錢		三	五	一	七	二	七	二	三 錢

(『郷土調査』より作製)

ここで大正一四年度の生産肥料消費高と、昭和一〇年頃の生産肥料、金肥の消費高を挙げよう（第八四、五表）。これ以外の年次の肥料消費量は不明なので詳細には検討できえぬが、少なくとも大正末に比べて昭和一〇年頃では天間林村における肥料消費量は著しい増大をみせていることがわかるであろう。大正一四年の統計には金肥に関しては全く記載されていないが、この事は当時の天間林村での金肥消費はとるに足らぬ量であったとも推測されうるのであり、先の中村氏らの証言と一致しよう。

昭和一〇年頃の天間林村における金肥使用は、生産肥料に比べ、一三対一の割合でしかない。このことが、昭和初年時からの一般的傾向なのか、それともすでに戦時色濃く、徐々に堆厩肥などに再び重点がおかれていく時期の状況なのか、あるいは凶作による現金収入減少に伴う金肥消費の減少なのか、いずれとも断定しがたい。しかしいずれにしても金肥使用は全体としては少量であつたことだけは言いうるだろう。但し価格は高いことに同時に注目したい。

(三) 土地改良

土地改良の歴史は我国においては古い歴史を有するが、それが本格化するのは明治以降のことであり、特に灌漑排水事業を主体として展開する。明治三年の「耕地整理法」（旧）の成立は、近代土地改良の第一歩であつたとされている（詳しくは、今村奈良臣他著『土地改良百年史』昭52を参照のこと）。

ところで本県においても明治以降土地改良が進展してくるのであるが、その場合津軽地方においては主として既耕地の耕地改良を中心としたのに対し、南部地方は狭義の耕地改良ではなく、常に開墾を主体とし、むしろ開

墾に付随するものであることが特徴的であつたとされる（『青森県農業の發展過程』三六ページ）。したがつて、すでに第八章第二節にて詳述したように、南部地方でも主として上北郡を中心してこの事業は推進されてきたのである。それは耕地改良と、耕地の外延的拡大という二側面、すなわち耕地に対する質的、量的改良を意味したのである。そしてまたこれらの事業の主体は、主として地主層を中心としていた事は言うまでもない。

天間林村においても、中嶋勝次郎・工藤轡郎両氏らの田畑開墾事業はまさにこれに該当するわけであり、その場合彼らは極めて早い時期に土地改良のために化学肥料を用いたことは先述の通りである。

水利事業については、南部地方においても小規模な用排水事業は、河川を中心として古くより行なわれてきている。明治期に入つてからは、これまた中嶋、工藤、早川氏らの開墾事業とともに行なわれて来ている事は、先にみた通りである。彼らの場合、特に水利事業を中心として開田・開畑が実施されて来たと云つても過言ではない。しかし大規模な形で施行されるに至つたのは、大正一二年以降とされている。天間林村に関連する事業としては、昭和七年より一〇年の歳月をかけて行なわれた七戸川流域の改修工事がある。この工事により一町三ヶ村一、五〇〇町歩の田畑が水害より守られる事になつたといわれる。

耕地改良は水利と結びついて進められたが、しかし南部地方は全般的にみて津軽地方より耕地状態は必ずしもよくなかつたと言われる。改良事業の進展によつても依然として排水不良地がかなりあつたといわれ、例えばかなり後のことだが昭和三〇年頃においても上北郡ではかかる耕地は二〇%を占めたといわれている（『青森県農業の發展過程』三六ページ）。したがつて時代がさかのぼるほど、特に明治時代などにおいては湿田・過湿田等の排

水不良地はかなり多かつたと想像されうる。ここでちなみに、興味ある資料をあげておこう。

本資料は、いわゆるダルマ船建造に対する免税措置を請求するものであるが、当時の耕作状況の一斑を示すものとして興味ある。『上北郡村誌』における耕作船の記述もこれであり、北川目地区がいかに湿田であつたかの証拠でもある。

耕作船新造之義二付願

一 船長 三間 彦艘

右ハ耕作一般ニ相用度ニ付 新造仕候間 船税免除之御検討被成下度 尤其外稼業ニハ一切用申間敷候
此段奉願候也

上北郡榎林村字李沢家前十番地

明治十九年四月十四日

木村吉太郎 印

上北郡長 小林歳重殿

前書之通願出ニ付奥印候也

上北郡天間館村六ヶ村

第86表 昭和初期における
耕地整理地積

年 次	上北郡	青森県
大正14年	町 83	町 1,360
昭和 1	4,213	10,870
2	841	2,088
3	513	535
4	421	800
5	340	423
6	804	1,200
7	566	1,380
8	214	999
9	65	1,143
10	231	248
11	29	359
12	498	822

(『東奥年鑑』より)

耕地整理事業は、田畑を問わずこれまた大正年間以降かなり行なわれている。ちなみに上北郡と青森県全体の昭和初期における耕地整理地積は上表の通りである。

但しこれらの耕地整理事業は、原野から畑、あるいは田畑から田へなど各種が含まれている。

天間林村内において昭和一二年当時において完了

明治十九年四月十一日

戸長鷹山宇太郎代理

筆生 田中藤太郎 ㊞

(朱印)

郡収第二百十九号

割印 書面願之趣聞届。郡吏出張ノ上検印烙記可為致候事

明治十九年四月十九日

青森縣上北郡長 小林歳重 ㊞

(『李沢・木村家文書』)

ないし実施中の耕地整理事業としては次のものがあげられる。

組合施行

○榎林連合耕地整理組合 大正六年開始・継続中

田一一四町八二一八

畑 二三町三〇〇一

↓田、一六五町七二一八

○金沢平耕地整理組合 大正二四年開始・継続中

原野五一町一九〇五↓ 田五三町八三一〇

○坪耕地整理組合 昭和六年開始・継続中

田二八町九五一八

↓ 田七四町九四一六

畑五八町四七二二

畑一九町七四二三

共同施行

○寺島第一耕地整理 昭和一一年開始・継続中

原野二六町七八〇八↓畑二八町三三〇六

○寺島第二耕地整理 同 右

原野一七町一九一七↓畑一六町八二二〇

一人施行

○二ツ森 大正九年開始 工事完了

労舟場向川久保 大正七年開始 継続中

原野九町七五一八↓田八町五六一一

○檜原第一耕地整理一人施行 大正一〇年開始・継続中

原野六三町三四〇〇↓畑六三町一〇一六

○檜原第二 〃 大正九年開始・継続中

原野三〇町〇〇二〇↓畑二八町六九一一

○山七第一耕地整理一人施行 大正九年開始・完了

原野二八町八一八↓畑二四町二四〇五

○家ノ志茂 大正一五年開始・継続中

田〇町一八〇八

畑〇町八七二四

その他六町四八一二

↓ 田六町〇三一九

耕地整理は、先にものべた如く量的拡大と質的向上の両側面を持つものである。しかし大正年間以降の耕地整理事業は、主として耕地の量的拡大を中心としてきたのであり、それも田を主体とするものである。この事は、日本の資本主義発展の中で食糧問題と密接な関係をとって行なわれて来たのである。この事は逆にみれば、畑地の軽視と言った側面を生むことになり、今日に至るまでの日本の農業の悲劇にも通じるものであろう。

耕地整理の推進主体は、主として稲作技術の改良に強い関心をよせる耕作地主層であつたといわれ、これに対し不在地主、商人地主は、逆にこの事業に反対であつたとされる（『土地改良百年史』参照）。このことは天間林村においても基本的に該当することであろう。組合施行はまさに中小地主の連合であつたであらうし、一人施行もさほど大規模ではない地主によるものと考えられる。

土地改良、水利事業、耕地整理事業は、いずれにしても農業上の技術的改良であり、これにより増産、多収、品質向上さらには農作業の能率向上が図られるものである。

（四）その他の技術改良

明治時代における技術改良において特筆されるべきこととしては、螟虫駆除がある。これは未だ品種改良などの行なわれておらぬ時代においては、極めて重要な収穫安定のための技術であつたといつてよい。虫害の発生を災害とあきらめていた農村に対し、青森県当局は、県官を各地に派遣してその駆除対策にあたらせたという。

今一つは種籾の塩水選法があげられる。この方法は明治一五年に発明され、二〇年より本県でも指導がおこなわれた。

こうした技術が、郡役所・村役場などを通して天間林村にも伝えられて来たと思われるが、しかしその詳細は不明である。ただ第四章にて紹介した『明治一四年度榎林・附田・二ツ森戸長役場会議資料』においても、稲虫駆除係が設置されていたことが判明することからしても、天間林村でも早くよりこの問題には取り組んでいたことはわかるであろう。

第二節 中嶋家坪刈表の紹介・分析

(一) 序 言

——天間林村における稲作技術発展の事例研究——

天間林村中野の中嶋家には、中嶋勝次郎、信（当主）親子二代にわたって記録されつづけている『中嶋農場坪刈表』が保管されている。年代的には、明治二十四年より（但し、資料を紛失した明治二十七年と、大凶作のため収穫皆無のため坪刈を行なわなかった明治三五年の二ヶ年を除いて）今日に至る。但し、昭和二二年以降においては農地改革による土地解放もあり、坪刈表は中嶋信氏個人の耕作地に限られている。この坪刈表は、五〇年間以上にわたり自作田と小作田の坪刈結果を記録しつづけたものであり、単に天間林村のみならず本県南部地方における稲作の発展過程を知るうえで貴重な資料であることは言うまでもないのであり、すでにこの資料の重要性を認められた和田純二氏（青森県農業試験場）により、二度にわたり本資料の紹介と分析がおこなわれている。

「明治二十四年以降における中島農場の坪刈成績について——『東北の農業気象第一九号（昭四十九年八月）』
「明治二十四年以降における中島農場の坪刈成績について——第二報耕種関係記録の解析——」『青農史談第六号

〔昭五十四年〕

以下我々は、和田純二氏のこの二つの労作に依拠しつつ、『中嶋家坪刈表』を紹介、天間林村における稲作技術の発展の一斑を明らかにしたいと思う。(なお、労作の別刷を下さった和田氏、そして資料を提供下さった中嶋氏へ厚く感謝します)

ところで、坪刈とは何かを、まず簡単にふれておこう。そもそも坪刈とは、幕藩体制社会において年貢米を納めさせるための、領主側による一村一ヶ年間の貢租決定のために行なわれる米穀生産量の秤量なのである。一般的には、検見のとき行なわれる調査であり、検地役人が村内の上中下の各田地一坪の稲を刈り、その収穫を検査し、これを標準として全収穫を見積り、年貢額を決定したのである。したがって、明治初期における地租改正事業により、地価を基準とした金納地租が実現したのであり、このことにより少なくとも坪刈は、地租改正以降においてはその歴史的役割を終えたものである。

しかるに、この中嶋農場における坪刈は、明治二二年以降、すなわち中嶋勝次郎氏が七戸村より天間林村に移住し、開墾作業の結果として獲得された耕地において行なわれたものである。こうした点において、まずは一般における坪刈と、中嶋農場における坪刈とは、その歴史的背景が基本的に異なるものである。勿論、全国的にみた場合、明治以降あるいは地租改正以降においても、何らかの形で坪刈が行なわれていた事例は、いくつ報告されている。例えば、管見の限りでも、佐賀県東松浦郡厳木村、相和町における事例の報告(早川孝太郎(校)『佐賀県稲作坪刈の研究』(昭二五年)、あるいは山梨県北巨摩郡長坂町における事例(佐藤常雄「村落共同

作業としての『坪刈』とその内容」『農業経済研究第四九巻—第一号』などが存在する。しかしこれらいずれの事例も、いくつかの集落にわたるものであり、中嶋農場のように極めて限定された地区のものではない。この点において中嶋家の報告はこれらの事例ともやや異質である。

ところで、その歴史的役割・使命を基本的には失った坪刈が、何故に明治以降今日に至るまで（但し、先述の山梨県の場合は昭和五〇年を以って終了している）、つづけられているのであろうかという問題がある。山梨県の場合においては、小作料が旧態依然とした現物形態をとったこと、また「戦時中から占領下における供出米割当制度に関しても、坪刈を参考として……生産者への割当に利用された」ことなどの理由があげられており、したがって「いずれにせよ寄生地主制展開のもとでの坪刈は、幕藩体制社会での歴史的意義を修正しながらも、農地改革によってその根幹が解体されるまで、地主制村落における村仕事として継続されたものであろう」とされている。しかし戦後においては、かかる必要もなくなり、ついには村の稲作儀礼としての性格をもちつつ存続しつづけてきたのであるとされている。

これに対して中嶋家における坪刈はどうであらうか。第一に、中嶋家は手作地主であり、単に小作地における坪刈のみではなく、自作地においても率先して行っているものであり、したがって寄生地主が小作料徴収のために行った山梨県の事例とは性格上異なっている。戦後においても、独り中嶋信氏の自作地において行なわれているにすぎぬのであり、この事は村（集落）の稲作儀式とは全く異なるものである事は言うまでもない。かくしてこの中嶋家の稲作に対する熱い情熱——稲作経営と技術向上——こそが、坪刈を必要とさせてきたと言う事実が確

かめられるのである。そして第二に、中嶋信氏の話によるならば、七戸町を中心とする大地主層が、彼らの所有になる米穀を販売する時、大量かつ安く売ることになるならば、それは中嶋家の如き手作地主層にとつては不利になるので、予め毎年の収量を予想し、まず自分達の米穀の販売可能量を把握し、これをもつて大地主層に彼らの販売時期などをずらすことを依頼したものであると言われ、したがって坪刈は、手作地主経営の安定を図つていく手段ともされたのである。勿論この後者の理由は、農地改革後における坪刈にはあてはまるものではなく、したがって今日まで一貫して存在する最大の理由は、第一にあげた技術向上、経営向上への情熱ということになる。また、戦時中には供出米の割り当て（自作地と小作地に対する）のためにも利用されたかも知れない。

中嶋家の水田経営の推移をみると、明治二四年当時、自作地面積は不明だが、小作地一〇町六反、小作人二三人。大正八年自作地四町九反、小作地一二町、小作人二五人。昭和一三年自作地三町七反、小作地一一町六反四畝、小作人二二名となっている。坪刈表の記載項目は年により若干異なるが、氏名、番地、面積、一筆枚数、品種名、坪当り株数、田植期、刈取期、坪当り収容量と重量などである。

(二) 耕種期日の変遷

(1) 田植期

田植の時期は、時代がさかのぼるほどに苗代気象の影響が大きかった事が判明する。五月の平均気温と平均田植月日との間には明らかに相関関係が認められうる。年代別には、明治は一一・五度―六月一八・三日、大正は

一一・七度Ⅱ六月一二・七日、昭和は一一・七度Ⅱ六月八・六日となっている。ここでは、大正期と昭和期において平均気温が同一にもかかわらず、昭和期の方が大正期よりも平均して五、六日早く田植が行なわれている事実が注目に値いしよう。これは一つには品種改良の結果や苗代の改善等の技術的進歩の結果であろうと推測される。

中嶋家においては、不安定な水苗代を解消するために明治二六年には外国播きと称する乾田直播、寒中播き、塩水選なども実施している。さらに湛水直播は、明治三六年より昭和一〇年までの間に一七年間にわたり行なわれている。明治三六年には乾田直播（米国テキサス式直播）も行っている。但しこれは発芽不良のため一年のみで中止された。なお、湛水直播が実施された理由は、第一には水苗代での育苗が失敗した際に植付不能田を出さないようにする当時唯一の方法であったことと、第二に農繁期における労力の分散とにあったという。直播の適期は五月十日前後であり、直播器は大正一〇年迄は「タコ脚式直播器」（二日五反歩程度の能率）で、その翌年からは「植木式直播器」（能力は一日一町歩）が使用された。但しこの直播稲は、根が浅く過分蘖になり倒伏しやすかったともいう。

直播が必要なくなつたのは、寒冷地における稲作の研究の進展にするものであり、藤坂五号の改良、また県農業試験場により「深層追肥稲作」が研究開発されたことなどによるといわれる。（以上、中嶋信「水稻湛水直播十七ヶ年」も参照した）

(2) 稲作期

六、九月平均気温と刈取期の関係は、田植期の場合同様に認められうる。平均気温二〇度以上の高温年は九月末より一〇月一〇日頃まで、一九、二〇度では一〇月五日、一五、一六度以下では一〇月二〇日以後の刈取りとなっている。但し田植期の場合と異なり年代による異動は認められない。

(三) 品種の変遷

中嶋勝次郎氏などは、早くより全国の情報を集め研究し、各地より様々な品種が導入試作され、また農家へ優良種を配布している。一般農家に比べて数ヶ年先に試作が行なわれており、当地における品種導入上に果たした役割は極めて大きいものがある。

中嶋家が他地所よりとりよせた代表的品種名、導入年次、その後最も普及した年次をあげると第八七表のようになる。

第八七表 中嶋家における品種導入年と最普及年

品 種	導 入 年	最 普 及 年
冷水	明治二四年	明治三〇年
大浦	明治三二年	明治四〇年
亀の尾	大正元年	大正八年
仙台坊主	明治二五年	大正一〇年
豊国	大正元年	昭和六年
陸羽一三二号	大正一四年	昭和一六年
農林一号	昭和九年	昭和一三年

次に最普及品種の変遷をたどってみると、次の如くである。

明治二二年～二八年 小山代

(明治二四年頃は全体の九〇%)

明治二九年～三一年 冷水 (明治三〇年は六〇%)

明治三二年～三八年 小山代

← 明治三十九年～大正四年 大浦

(大正三年は、北海道早生、北海道鎌、早稲が急伸、四一%を占る)

← 大正五年～昭和六年 仙台坊主などの晩稲多収品種

← この間大正十一年～昭和五年 豊国

← 昭和七年～昭和一〇年 陸羽一三二号

← 昭和十一年 小山代

← 昭和十二年～ 陸羽一三二号

このように品種の変遷においても、寒冷地稲作に対する絶ゆまぬ努力の跡がみられるのである。ちなみに青森県における作付面積最大の品種を年次別に示せば次の如くである。

明治三二～大正五年 細稈 (次位、相馬)

大正六年～昭和七年 亀の尾 (〃細稈、豊国)

昭和八年～十二年 陸羽一三二号 (〃亀の尾、農林一号)

昭和一三、一七年 農林一号（リ陸羽一三二号）

昭和一八、二三年 陸羽一三二号（リ農林一号）

（『和田市史・下』一六〇ページ）

また、本県において品種改良が進んだ時期とされる大正年間について参考までにみておこう。

大正一年 細稈・相馬が全体の二四％を占めるが他に約三〇〇種混淆。

二年 大凶作を契機に亀の尾の優秀さ認められる。

四年 亀の尾一号優秀品種に選定。

五年 相馬が姿を消し細稈は一四％で首位

豊国が本県に入る。

白稻一号、細稈二号、亀の尾一、三、五号

仙台坊主一号が奨励品種に採用される。

六年 亀ノ尾が首位になり以後昭和七年まで亀の尾時代

小田代一号、嘉瀬早生を奨励品種に採用

七年 地種一一号、九年二号、亀の尾一〇号を奨励品種に採用

八年 近成一号、津軽白、鶴亀を奨励品種に採用

九年 豊国一号を奨励品種に採用

一〇年 豊国三号を奨励品種に採用

一一年 陸奥光を奨励品種に採用

一三年 陸奥光一号を 〃

一四年 亀ノ尾、全作付面積の六九%

一五年 陸羽糯一号を奨励品種に採用

〔青森県農地改革史〕一三三―五

次に中嶋農場における明治二四年より昭和二〇年の品種の変遷を図示すれば第九図のようになる。

本県全体における品種の普及（率）と、中嶋農場におけるそれとは、若干の差異がみられるのであり、これがいかなる条件に由来するかは目下不明であるが、興味あるところである。

一般に品種の消長は、冷害気象、高温年の継続、いもち病の発生、耕種法の変革などにより説明されるが、中嶋農場において作付された稲品種はざつと八〇種を数える。これらの三分の二は、一年あるいは二年程度の作付でしかない。これには中嶋家の品種改良の努力のあらわれでもある。

和田氏の整理に従つて、中嶋農場の主要品種の交替期における収量を示すと第八八表の如くである。

第88表 中嶋農場の主要品種の交替期における収量

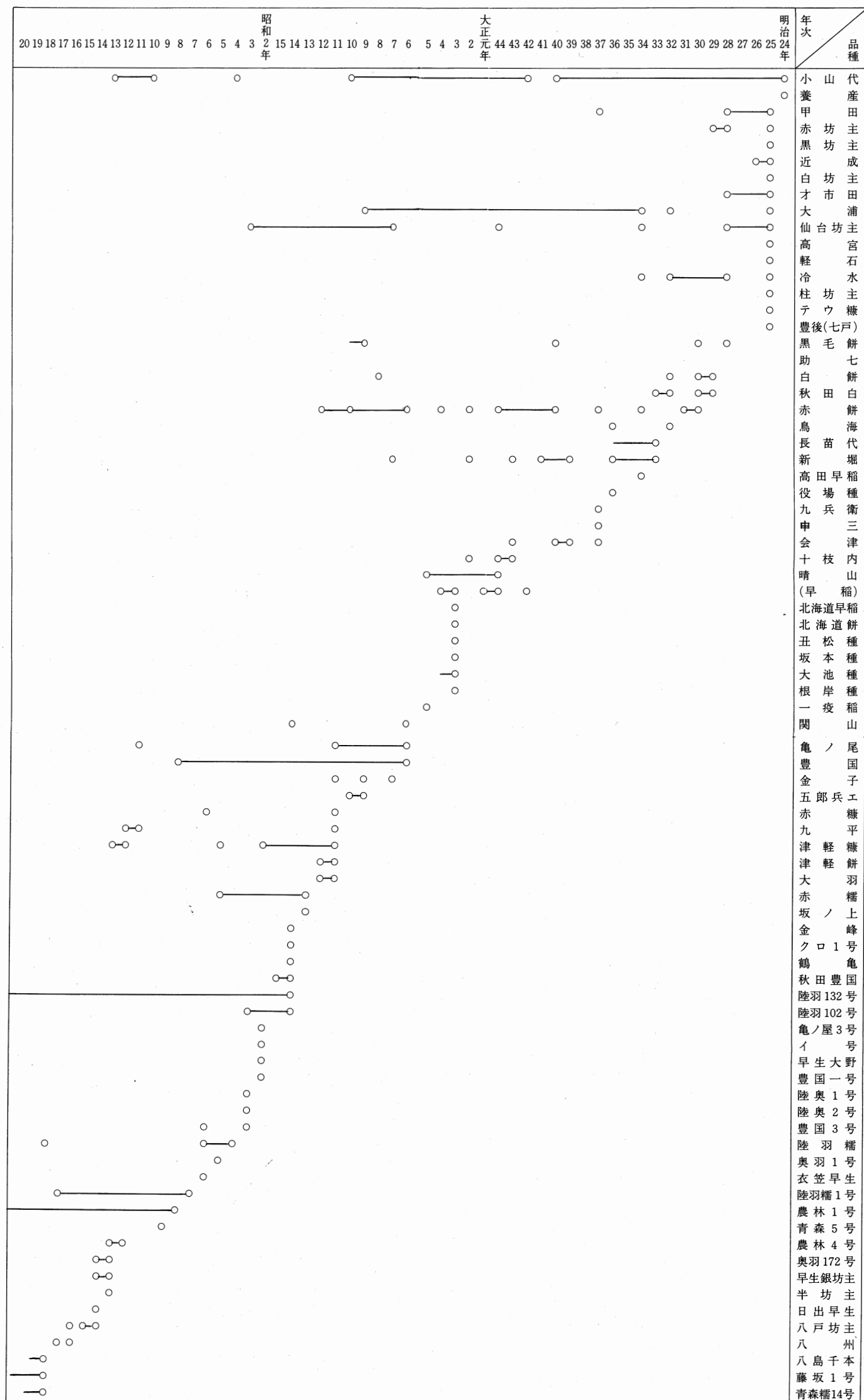
交換品種	年 次	品種名	収量g/m ²	品種名	収量g/m ²
小山代から大浦へ	明治42年		395		375
	43	小山代	351	大浦	333
	44		449		401
	45		420		384
	大正 2		238		278
	3		478		494
仙台坊主から豊国へ	大正 9年	仙台坊主	678	豊国	675
	10		439		503
	11		559		590
	12		467		540
	13		441		510
	14		516		548
	15		597		570
	昭和 2年		473		515
豊国から陸羽一三二号へ	昭和 5年	豊国	625	陸羽一三二号	
	6		336		
	7		551		
	8		534		
小山代から陸羽一三二号へ	昭和 9年	小山代		陸羽一三二号	339
	10		372		283
	11		431		585
	12		510		627

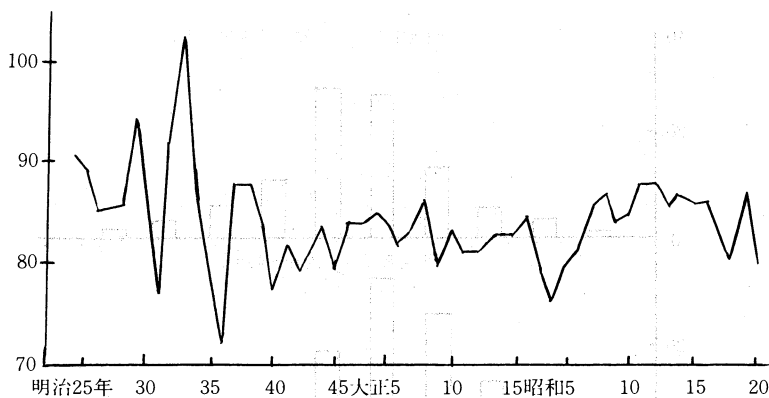
それぞれの交換要因

は、小山代→大浦は明らかではなく、仙台坊主→豊国では、豊国の多収性、豊国→陸羽一三二号では、後者の多収性、小山代→陸羽一三二号では小山代が再度登場したのは耐冷性ゆえであつたのに対し平年の気象条件下では陸羽一三二号がすぐれているためだとされる。

なお、全体的な収量をみると、明治期は三〇〇

第九回





第10図 坪当り株数の推移

〓四〇〇g、大正前半は四〇〇〓五〇〇g、後半は五〇〇〓六〇〇gと上昇するが、昭和期は変動大きく、六〓九月の平均気温一九度以下では減収大きく、二〇度以上では六〇〇g台となっている。

(五) 坪当り株数の推移

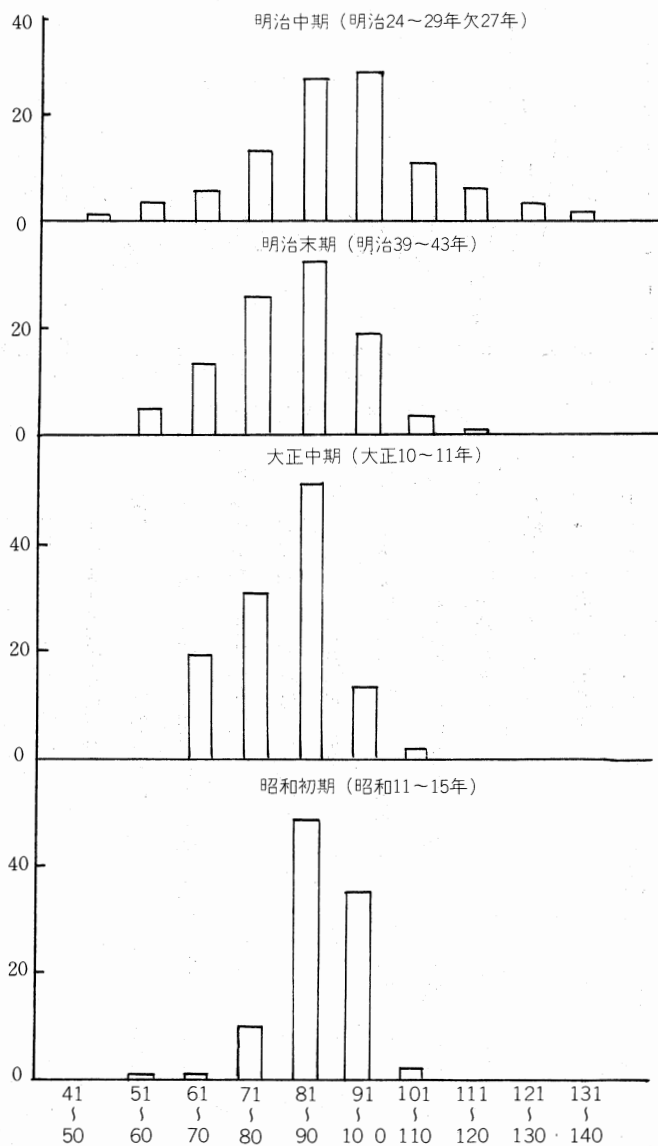
各年次毎の坪当り株数の推移を示すのが第一〇図である。

また、明治中期、末期、大正中期、昭和初期の各期における坪当り株数の分布を示すのが第一一図である。

この二図からすれば、各時代とも平均株数は坪当り八〇〓九〇株であるが、しかし昭和期になると、坪当り株数の変異度は極めて小さくなつて来ている。これは、田植作業上の改革が進んだ事のあらわれであり、すなわち従来の乱雑植から縄張り片玉条植、型付正条植へと進み、かつ除草機の導入などにより、変異は小さくならざるをえなくなつた結果であるとされる。

(六) 一区画水田面積

和田氏により、明治三一年、三九年、大正一〇年、昭和五年の四ヶ年が比較的検討されている(第八九・九〇表参照)。それによると明治三



第11図 中嶋農場における年代別坪当り株数の分布

第89表 水田1区画平均面積

年次	調査総面積	左の水田枚数	平均 1区面積
明治31年	7町0反7畝	400枚	1畝23歩
明治39年	11 3 0	597	1 27
大正10年	9 2 1	445	2 2
昭和5年	11 2 1	518	2 5

第90表 水田1区画面積分布

年次	坪 筆数	45	50	55	60	65	70	80	100	150	200	300	350	400
明治31年	筆数	4	27		1	1		2						
昭和5年	筆数	1	26	1	2	1	2	2	5	1	1		1	

一年には一区画一畝二三歩であつたものが、昭和五年には、二畝五歩となり、さらに一筆毎の平均一区面積の分布をみると、明治三十一年には八六％が五〇坪の狭い区画であつたのに対し、昭和五年には二畝以下の水田が六五％以下に減少、一枚一反歩の水田も出現するなど、耕地改良、整理が進んで来ていることが判明する。これは、一つには馬耕導入などによるものであると推測されている。

(七) おわりに

以上、中嶋家の坪刈資料を、和田純二氏の研究に主として依拠しつつ紹介・分析してきた。

全国的にみても明治以降における坪刈の記録は決して多いものではなく、ましてや青森県上北郡における記録となるとほとんどこれが唯一のものであろう。したがってこの資料は、明治以降における我国の稲作技術を知る上で、また特に青森県上北郡という冷害常習地帯での技術改良とその努力を知る上でも極めて貴重な資料であるといいえよう。

第十章 諸産業の發展と新しい産業の開始

本章においては、主として明治以降において、新たに發展をみせることとなつた農業のいくつかの分野、あるいは鉱山、電気、通信などの如き近代産業をまとめてとりあつかうことにする。

第一節 明治以降の商品作物の發展

(一) 「明治三年産業興隆令」について

明治二年に創設された七戸藩は、その経済的基盤の確立のためにも支配下諸村における産業振興を図かうとした。それは単に米作のみに限らず、園芸、畜産、鉱業、林業などに及ぶ巾広いものであつた。以下に示す資料は、明治三年二月に七戸藩南部信民が各村々へ發した文章である。

一、米作ハ大ニ利アルト云トモ、当地ハ寒氣強ク其上広野多ク、樹木少ク風アラクシテ度々不作アリ、
チャガ薯、赤蕪ハ土中ニ生ズルモノニテ時候ニ負ルト云フコト稀ナル故不作ト云フコト少シ、又大麦小
麦ハ冬作ニテ四五月ミノルモノ故是亦不作稀也、右故専ラ此四種ノ植付ニ年々骨折、年々フェル様ニ
イタスベキ事

一、米作ハ利ノアルモノナレバ地低ニシテ風アテ少ク水利アル所ハ何分田作ヲ心懸、骨折申スベキ事、但三本木ハ新渡戸伝數年ノ大切ニテ今ハ水利ヲ得タルコト故是ハ何分田作ニ心懸ケベキ事

一、当地ハ多ク高台ニテ広野ナル故、烈風ヲ防グ為且材木薪ノ用ニ備ル為、土地ノ都合ニヨリ所々ニ松・杉・或ハ檜・クヌギ・雜木等農風ノ隙アル節山野ヨリ若木ヲ取集メ植付申スベキ事、但畑ヲ作り実ヲ蒔キ育テルモ宜シキ事

一、桑木ノ木・漆ノ木モ志之アル者ハ申合植付申スベキ事、紫根或ハ紅花・藍・煙草・諸藥草等モ見込アル者ハ骨折植立申スベキ事

一、凡ソ蚕・漆・臘・紫根・藥草・牛馬等ノ類ハ、専ラ他国エ出スノ品ナレバ、追々生ズルニ從ヒ他国エ出スノ法ヲ立ベシ、去ナガラ多ク生ズルトキハ必ズ他国ヨリ買入ニ來ルモノナレバ、只盛ニ多ク生ズル様ニ骨折ルコト第一肝要也、右ノ外畑作物諸植付、漁獵・鷄・豚飼付等・或ハ金銀銅鉄錫鉛・石炭・薪炭等、或ハ水車・蒸氣機等ノ利甚ダ多キモノアルベシ、然レドモ当地ハ不毛ノ広原多キ故、第一田畑諸植付ヲ骨折ルコト專要也、且右ニ云所ノモノニ限ラズ、何也共銘々見込次第廣ク植付スルトキハ、必ズ國家ノタメ益アル也、又銘々ノ為ニモナルベキ也、若シアル者アラバ、我等自ラ相談イタシ、元種物ハ勿論ノコト其他国エ出スノ法則迄尽力周旋世話イタシ申スベキ也、今呈國開拓第一ノ折柄当地ノ如キ不毛ノ地多クシテハ実ニ濟ザルコトナレバ、能々心懸ケ怠ラズ日々出精尽力イタシ、子供ノ有ル者ハ年頃ニ至ラバ田畑ヲ分ケ別家ニイタシ、何分子々孫々多ク土地盛ニ開拓ニ至ル精々心

ガケ申スベキ事。

村々肝入共え

二月

信民

〔明治三年知藩庁日記〕『甲地村史』より引用

かかる「達し」がどの様に村民に伝えられ、また認識されたかは残念ながらわからない。そしてこの達しを發した七戸藩自体が間もなく消えてゆくのであるから、この達しがどれほど實行されたかは勿論否定的にみなければならぬ。しかしこの内容は、実に豊富なものがあり、その地域の特性の認識、近代的農業のあり方にも一応およぶものである。盛田稔氏はこれを評して「これらすべて、農民の心を心とし、その生活の向上發展につくそうとする心の現われであつた。其の後幾何もなくして廃藩置県となつたが、明治・大正時代を通じて、この地方が前記諸産業の中心地となり（えたのは）実にこの信民、信方父子によつて播かれたもの」である（明治三年七戸通百姓一揆について）『盛田稔学長還暦記念論文集』所収）、とされている。

（二）商品作物栽培の一般的傾向とその変遷

明治以降の商品經濟の發展に伴つて、南部地方における畑作も、從來の自給的作物栽培からしだいに商品性の

高い作物の栽培が増加することになる。前項であげた資料にもかかる商品作物の名称がかなりあげられていた。しかし先にもみた如く、明治中期から後期においては畑作面積は増加したものの、それ以降は全く停滞しており、昭和初期の農業恐慌頃までは主として稲作拡充期であり、一部にみられた養蚕の発達を別とすれば、畑作には著しい変化はみられなかった。確かに明治初年の「勸農政策」に基いて南部地方にもかなりの新しい畑作物の導入があり、即ち西洋果樹一二種、蔬菜品種一〇數種を数えたが、しかし当時の技術水準の下では栽培も困難であり、さらに市場の条件も整わず、一般に普及するには至らなかったといわれる（『青森県農業の發展過程』）。したがってこうした条件下では上北郡における商品作物としては、明治期より昭和前期までの養蚕、そして昭和初期の農業恐慌・凶作を契機として伸長した小麦・馬鈴薯などをあげうるのみであろう。第九一表は、上北郡における畑作物作付面積推移である。次にこれをグラフにして示したのが第一二図である。

明治三〇年代までは、全国的にみた場合、海外貿易を通じて在来の棉・藍等の工業原料作物が衰退し、稲作と養蚕に集中化してゆく傾向を示し、これに伴い、いも類・蔬菜・工芸作物等から集約的作物への転換がみられたといわれる。南部地方においてもこの傾向は弱いとは言え見られたであろう。しかし全般的にはこの時期は未だ自給性の強い粗放作物が圧倒的であった（同前書参照）。

明治末期より大正年代にかけては、全国的傾向としては、麦・雑穀・棉等の著しい減少、甘藷・馬鈴薯・玉ネギの増加（大正八年まで）とその後の減少、煙草・蔬菜・薄荷・除虫菊の増加、桑・蔬菜の絶対的比重の高まりが言われるが、これに対して上北郡では大豆等の豆類、いも類、蔬菜が依然増加している。ただし相変わらず雑

第91表 上北郡における畑作物作付面積の推移

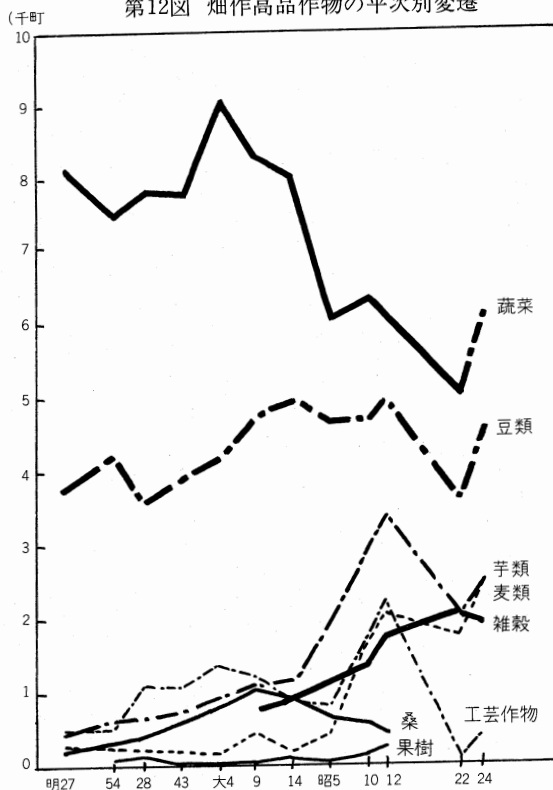
(単位:町)

	明治27	34	38	43	大正 4	9	14	昭和 5	10	12	22	25
陸 稲							12	199	7	—	3	6
麦 類	487 (3.4)	509 (3.8)	1,084 (7.7)	1,077 (7.4)	1,353 (8.7)	1,225 (6.9)	888 (5.3)	814 (5.0)	1,763 (8.9)	2,083 (9.8)	1,765 (11.7)	2,435 (13.1)
諸 類	489 (3.7)	636 (4.8)	670 (4.8)	775 (5.3)	953 (5.7)	1,144 (6.4)	1,137 (6.7)	2,017 (12.5)	3,064 (15.5)	3,418 (16.0)	2,040 (13.6)	2,546 (13.7)
豆 類	3,753 (28.1)	4,250 (33.0)	3,596 (25.8)	3,916 (27.0)	4,233 (25.0)	4,783 (27.0)	4,954 (29.2)	4,648 (28.6)	4,721 (23.8)	4,992 (23.4)	3,583 (23.8)	4,587 (24.6)
雑 穀	8,117 (61.0)	7,509 (54.5)	7,874 (56.5)	7,818 (54.0)	9,122 (54.2)	8,281 (46.8)	7,792 (46.4)	6,109 (39.4)	6,429 (32.4)	6,128 (29.0)	5,073 (27.3)	6,196 (33.8)
蔬 菜	242 (1.8)	不 明	385 (2.8)	620 (4.3)	790 (4.7)	1,015 (5.7)	908 (5.4)	1,152 (7.1)	1,411 (7.1)	1,745 (8.2)	2,095 (13.9)	1,973 (10.6)
工 芸 作 物	246 (1.9)	291 (2.2)	213 (1.5)	209 (1.5)	182 (1.1)	421 (2.4)	186 (1.1)	401 (2.5)	1,757 (8.8)	2,234 (10.5)	116 (7.8)	401 (2.1)
緑 肥 作 物					48 (0.3)					38 (0.1)		
果 樹	8 (0)	102 (1.3)	119 (0.9)	75 (0.5)	59 (0.3)	72 (0.4)	106 (0.6)	92 (0.6)	175 (0.9)	224 (1.0)	265 (1.7)	369 (2.0)
桑	19 (0.1)	48 (0.4)	不 明	不 明	不 明 (0.3)	782 (4.4)	905 (5.3)	694 (4.3)	522 (2.6)	425 (2.0)	33 (0.2)	16 (0.1)
合 計	13,361 (100)	13,345 (100)	13,941 (100)	14,490 (100)	16,740 (100)	17,723 (100)	16,876 (100)	15,927 (100)	19,842 (100)	21,287 (100)	14,970 (100)	18,523 (100)
畑利用率%	102	不 明	107	99.5	116	117	110	98	114	116	94	101

(『青森県農業の発展過程』より引用)

穀・豆類の粗放作物が八〇％を占めているのであり、全国に比して旧来の粗放畑作の性格が強かったことを意味する。つまりこの地方は、水田に主眼を置く田畑兼営の性格が益々強くなってきていたのである(同前書)。

第12図 畑作高品作物の平次別変遷



(出典 同前書)

く、むしろ旧来からの粗放的雑穀栽培が、特に水田米作の許可しうる範囲内でのみ追求されてきたという。しかし勿論、かかる商品作物栽培は皆無であつたのではない。以下、こうした中では唯一かつ比較的順調な発展を見せた養蚕、そして明治二〇年代、天間林村を中心として上北郡でも、失敗に終つたものの、かなりの試作のあつたリンゴ栽培を中心としてみることにしよう。

昭和期に入つてこの地方は始めて商品作物・集約的作物の増大が目立つようになる。と同時に、上北郡の小麦・馬鈴薯などの地域的特化がはつきりしてくる(同前書)。

かくして、我が天間林村を含む上北郡においては、明治以降一貫して時代的に即応すべき商品作物の栽培はみられたものの、全国に比するならば極めて低い水準でしか

(三) 養蚕の推移

我国においては明治以降海外貿易の進展に伴い、多くの原料畑作物が衰退し、ついには稲作と養蚕とに農業は集中化していったのであるが、養蚕の北限地と言われる本県でも養蚕はしだいに発展をみせる。明治一九年県蚕糸業組合準則の制定、五戸の製糸場設置、蚕業組合の結成は、こうした動きの中であらわれてくる(『青森県農業の発展過程』)。

ところで、この上北郡においては、すでに明治三年に、時の七戸藩がこの養蚕に注目していたことは次の文章より判明しうる。

七戸藩支配所、自生の桑山間谷川筋川々の兩岸などに繁茂之有り、三四尺廻りの大木より以下一二年の若木まで夥しく之有候の風土に御座候えば、別段桑畑植立までも及び申さざる次第に御座候、然るに養蚕執り行ひ候者一円之無く、歎かはしく、色々教え諭せども頑愚の土民不馴のわざをせざる風にて、残念に罷り在り候故、文久元年陸中の国気仙郡の男女十人相雇ひ、本郡五十枚の種紙、養蚕の所業、近村の男女雇ひ入れ、日々教諭仕候所、相應の利潤あるところを見聞仕候より、追々少々宛成養ひ候様に相成り、去る辰の年初めて肥州長崎の者越前屋慶之助、蚕卵種紙を仕立て、八百枚程生糸ともに持参申し候、巳の年は武州横浜のもの兼次郎、蚕卵種仕立て千枚餘持参申し候、尚午の年に至り、養蚕の者相増し候間、支配所三本木稻生町の藤次郎、東京通商司に於て御鑑札頂戴仕り罷り下り候えども、入費行

き届かざるにも候や横浜商人鈴木安兵工代道次郎、同所高嶋屋嘉右エ門代源十、東京人大美津惣助、右等藤次郎合併の儀申出で候、其外岩代国伊達郡茂右エ門など入込み、種紙仕立て持参の事候、支配所者、蚕卵種紙仕立て候ものは両三人、右種は多分自用の品にし、他出は聊かなることに御座候

一繭の品、善悪も弁へがたく候、生糸取立て候えば、蛹一升より十二匁より七八匁程出来に御座候由、蝶の出生極く宜しき事由され候、当年諸国蝶出分方、三分四分これたるの処、七戸産は九十分の由申さる。此段愚考するに、四五月頃大霜降り、桑の萌出を枯し、再生の桑にて相養ひ候ことにもこれあるべくや、当支配所の桑は、前頭申上候通り、谷川、川々の辺に相育ち候故川霧にて霜を除く故枯るゝことなく戦前の萌出にて相育ち候ゆえにもあるべくや、右様の次第なれば、是れまではひたすら物産相増し候様に教諭し、税金も一切取立て候きの凶座なく候、養蚕の種紙仕立ての者もいまだ試し同様の所置にて、熟練と申す者もなく、毎年初めて養蚕の者も増し、見聞書き木の外、自得の業にて執り行うことにて、自得を相伝へ候とも不行届にも至り銘々自得の様申出し、世話方相立て候とも御規則の次第諭達仕るべく候、熟練の事には至り申さず、積年しなれし場所とは相違して、事柄不行届のところ聞きおき下されたく願ひ奉り候

一種紙漉方職人の儀御布告御座候、御支配所に紙漉の者、楮共なく候、岩代国福嶋県より買入れ相用い申候事

(三) 当年の出産の品、横浜に於て鑿定評論に七戸産のことは未だ養蚕未熟、養ひ方不案内、殊に桑生も柔

葉を用ふる故下品の事に申され候よし、前頭のごとく試し同様の事にて馴れざるわざ不行届は、よん

どころなき事に御座候

〔明治三年知藩庁日記〕、但し『甲地村史』二三八、二五〇より引用）

ここにみられる通り、明治三年当時の上北郡の養蚕は、全ゆる面において甚だ未熟、未発達な状況にあった。しかしすでに横浜の生糸商なども連絡あり、かつこの方面での知識を積極的にとり入れるなどしてゆこうとしている点などは、これをもって本県における養蚕業奨励の開始とみてよからう。そしてまた上北郡におけるその後の養蚕の発展の礎石ともなろう。

本県全体でみれば、先述の如き動向の中で、明治二年頃には養蚕戸数二、一七八戸、蚕種掃立枚数三、三一二枚、まゆ産額一、九〇七石、製糸業戸数三三七戸、製糸釜数三三七、生糸産額八七五貫とされている。特に明治三〇年以後においては、県が養蚕奨励に本腰を入れた結果として急速な発展を示している（第九二表参照）。明治三一年には蚕種検査令施行により、七戸町を始めとして県内四ヶ所に蚕種検査所が増設されている。

ところがこの養蚕経営は、桑園の仕立、蚕室・蚕具等にかなり多額の資金を要し、かつ労力においても飼育の多忙期に賃労働者を備わなければならぬなどの条件を要したため、当初は貧農層までには十分に普及しなかったたのであり、逆にこれら貧農層を雇傭しつつ発展したといわれている。そしてこの点は特に南部地方に顕著なる傾向であった（『青森県農地改革史』）とされている。

第92表 養蚕状況（明治25～44年）

	桑 園		飼 養	収 量	
	反 別	株 数	戸 数	数量	價 額
明治25年	町 61.4	株 114,874	戸 1,239	石 868	円 16,068
" 26年	60.3	152,172	1,441	1,215	28,000
" 27年	86.6	253,904	1,598	1,308	25,610
" 28年	106.1	342,481	1,784	1,488	38,250
" 29年	110.7	372,146	2,001	1,941	53,465
" 30年	119.0	347,736	1,790	1,313	35,209
" 31年	119.0	347,736	1,827	1,168	87,004
" 32年	125.6	420,763	1,649	1,449	99,266
" 33年	127.6	448,805	2,152	2,433	116,780
" 34年	154.0	568,046	2,404	3,907	114,989
" 35年	178.2	693,709	3,910	3,378	120,629
" 36年	239.5	869,045	3,910	3,120	126,438
" 37年	314.7	1,241,797	4,191	3,731	156,021
" 38年	376.2	1,291,182	3,971	3,395	274,926
" 39年	497.7	1,776,034	4,188	3,677	156,021
" 40年	700.1	1,988,551	4,643	5,090	274,926
" 41年	838.5	2,541,294	4,600	4,569	178,670
" 42年	1,079.0	3,111,654	—	3,232	166,021
" 43年	1,065.4	3,232,625	4,640	5,104	185,534
" 44年	1,083.0	3,464,316	5,002	5,143	206,041

（『青森県農地改革史』より引用）

評会に於ては、「一等賞全部二等賞八十ペロセント九十ペロセント三四等賞九百〇以上」という好成绩をあげていた（『上北郡の葉』二七～二八ページ）。明治初めには甚だ未熟であった養蚕が、今や全国的にもすぐれたものとなり、本県全体の中でも上北郡は養蚕の最先進地となったのである。

明治末期において
は、上北郡農会は養蚕
業を大いに奨励、発展
させ、明治四五年より
六ヶ年計画で事業の拡
大を図る計画をもち、
また、明治四三年には
群馬県主催で行なわれ
た一府一四県連合共進
会に於て上北郡の出品
した産品は優等賞にな
り、さらに明治四四年
青森県東部連合物産品

第93表 南部地方の養蚕戸数・繭産額・桑園面積

	養蚕戸数	繰立枚数	まゆ産額	桑園反別	見積反別	計
明治30年	戸 1,790	枚 2,228	石 1,314	町 8383	町 41.8	町 125.6
40	4,643	6,602	5,091	533.1	167.0	700.1
大正1	4,267	5,080	4,482	797.3	352.9	1,150.2
5	6,932	7,763	7,767	880.8	412.5	1,293.3
10	3,831	16,756	70,075 ^貫	1,276.7	376.7	1,653.5
13	5,706	27,384	106,870 ^貫	1,263.0	348.9	1,611.9

(『青森県農地改革史』より引用)

第94表 養蚕戸数と収繭高

		養 蚕 戸 数			収 繭 高		
		春 蚕	夏秋蚕	計	春 蚕	夏秋蚕	計
大正14年	上北郡	戸 2,169	戸 2,108	戸 4,277	貫 44,238	貫 22,873	貫 67,111
	三戸郡	2,418	2,377	4,795	42,258	24,410	66,668
昭和10年	上北郡	1,371	979	2,350	22,151	11,424	33,575
	三戸郡	1,567	1,171	2,738	27,933	9,089	37,022
昭和15年	上北郡	869	769	1,638	17,699	8,723	26,422
	三戸郡	734	503	1,237	18,131	5,648	23,779
昭和22年	上北郡	670	556	1,226	1,845	1,171	3,016
	三戸郡	415	136	551	3,059	427	3,486

(『青森県農業の発展過程』による)

大正期に入り諸外国への生糸輸出の増大とともに養蚕業、製糸業は極めて隆盛を迎える。南部地方でも特にそれはめざましく、先述の如き畑作における粗放栽培より集約的商品作物栽培への転換は、まさにこの養蚕業を中心としていたし、またこうした中でその栽培農家も、より広い一般農家へと拡大されていった（『青森県農業の発達過程』）。大正七年の七戸町の原蚕種製造所の開所、三本木農学校での養蚕科設置は、こうしたことの現われであり、これにより以前にもまして上北郡の養蚕が発展したことは疑いえないところであろう。

だが昭和初めの恐慌による繭価の暴落以後は急速な衰退をみせるのである。

わが天間林村においてはどうかであつたろうか。例えば、中嶋勝次郎は、すでに明治中期より農家の副業としてこれを広めるべく努力し、「夏秋蚕飼育の将励に努め、桑園を設置して飼育者に供給し」、村蚕糸会長として活躍したといわれている（『青森縣篤農家列傳』）。かくしてかかる人物らの活躍もあり、天間林村も上北郡あるいは南部地方

第95表—1
大正15年繭収量

種類	数量(貫)
上繭	二、六八三
玉繭	二九二
屑繭	二一六

（『天間林村村勢要覧』）

第95表—2
昭和5年養蚕戸数・収繭量

	戸数	掃立	収繭
春繭	六四 戸	九七九	四〇四 貫
秋繭	一五四	二、一二七	二、一二七

（『天間林村村勢一覽』より引用）

第95表—3
昭和10年養蚕状況

飼育戸数	桑園面積	収繭量
一〇二 戸	二二 町	九九七 貫

（『郷土調査』より引用）

と同様な発展をみせたと推定しうるであろう。しかし残念ながらこれを数量的に示すことは出来ず、わずかに前掲の三ヶ年のみの統計が得られるのみである（第九五表）。

これら三ヶ年の統計も項目が一致するのは、収穫量のみであるが、これをみても大正一五年から昭和一〇年へと急速に減少していることだけは明らかであろう。

（四）りんご栽培

本県におけるりんご栽培は、周知の如く津軽地方を中心として旧弘前藩士らの手により開始されたものであり、明治二一年によりやくその努力が結実し、それによりりんご熱は広く一般農家をも刺激し、各地にりんご園が出現するようになった。明治二四年の東北線開通により、東北地方さらには東京市場へも進出することが可能となり、りんごの経済的価値が高められた。その後病虫害の発生などもあり、一時期大きな被害をうけるが、その後の技術革新（袋掛法・剪定法の改良など）によりこれを克服し、ついに明治四〇年頃には商品的地位を確立しうるまでになった。かくしてかかるりんごの興隆を中心として、本県の農民は商品生産者としての地位を確立、自然経済的領域から資本主義的経済領域へと踏み出したのである（『青森県農地改革史』『弘前市史・下』など）。

りんご栽培は、主として津軽地方を中心として進められたが、南部地方では三戸郡がこれに ついだ。これに対して上北郡においては、ついにその産地形成は、明治二〇～三〇年代の努力にもかかわらず基本的には行なわれることなく今日に至っている。

上北郡、特に七戸地方を中心として、このりんご栽培は早くも明治二〇年前後より試みられて来た。すなわち

旧七戸藩御給人であつた盛田広精、町屋賢治、河島直矢、工藤市郎、豪商盛田喜兵治らが、明治一九〜二十三年にかけてかなり手広く栽培を行ったとされている。彼らは様々なルートを通じて、例えば盛田広精は、五戸の金沢金三郎、盛岡の小野良謙、向井田安之助、弘前の菊池楯衛などの個人、あるいは県庁、上北郡役所などの公機関などから有償・無償で総数八五七本の苗木を入手したといわれており、明治二十四年の「東奥日報」では、七戸村のこととして、「当村に苹果栽培家十二、三人あり、遠きは四、五年前より、近きは昨年より栽培せしが、また当年は早々総計数千本の苗木を植付くるならん」と伝えている（『青森県りんご百年史』）。

このように七戸を中心として明治二〇年前後に導入されたりんご栽培は、当然その周辺にも及んでいった。かくして天間林村においても明治二三年において、野崎の高松轍三、中野の町屋勝太郎、榎林の安藤義衛、花松福太郎、高田孫右衛門が栽培を行ったといわれる。さらには七戸村の住民である河島直矢、佐野克定が天間林村長下内に明治二九年りんご園を開いたとされ、そして何よりも、本県におけるりんご栽培の功績者である弘前の菊池楯衛が明治二九年に長下内にりんご園を開き、三年間の間に六、五〇〇本の栽植をしたといわれる。特に菊池は、上北郡内のりんご栽培家を指導し、かつ苗木等を分与するなどして、この地方のりんご栽培普及に大きな貢献をしたとされている。こうして明治二〇年〜三〇年にかけては、七戸を中心として多くのりんご栽培者が輩出したのであるが、次表は、当時の七戸付近の主たるりんご栽培者をあげたものである。

天 第96表 七戸付近の主なりんご栽培者

間
林
村
史

姓 名	身分・職業	住 所	園 地	栽植 年次	栽植反別
七 戸 町				明治	町
盛 田 広 精	士 族	七戸町	宅地・十三森平	22	1.0~4.0
米内山 勘三郎	大 肝 入	七戸町		22	2.0~4.0
盛 田 喜平治	呉 酒 造 服 業	七戸町	七戸町膝森	23	1.0~3.0
町 屋 賢 治	士 族	七戸町	七戸町川向機ノ木	23	1.0
諏 訪 藤 太	会津士族	七戸町館野	七戸町蒼前	23	2.0
戸 館 善十郎	呉 服 商	七戸町七戸	七戸町蔭津内	22	0.8
西 田 嘉十郎	士 族	七戸町	宅地	22	0.9
三 浦 定 鏡	"	七戸町七戸	七戸町の南部		
河 島 直 矢	"	七戸町	天間林村長下内		
佐 野 克 定	農 業	七戸町	天間林村長下内	29	0.5
成 田 村 太	"	七戸町大池	宅地	25	(18本)
山 本 勇 吉	"	七戸町	七戸城跡	23	1.0
工 藤 市 郎					
浦野館村(上北町)					
藤 島 常太郎	農 業	八幡村		22	0.2
八 森 卯之松	"	大浦村		27	(20本)
天間林村					
市 崎 熊 吉	地 主	十枝内	天間林村長下内	30	(20本)
高 松 轅 三	"	上北郡天間林村野崎		23	(30本)
町 屋 勝太郎	農 業	上北郡天間林村中野		23	(少数)
安 藤 義 衛	会津士族	上北郡天間林村榎林	左同	23	
花 松 福太郎	農 業	上北郡天間林村榎林	左同	23	
高田 孫右衛門	"	上北郡天間林村榎林	左同	23	
菊 池 桶 衛	弘前士族	弘 前	天間林村長下内	29	(6,500 本)
大深内村(十和田市)					
佐 藤 鼎 三	農 業	上北郡大深内村	天間林村	30	1.0

(『青森県りんご百年史』より引用)

天間林村内においては、この他にも明治三二年以来長下内に入植した長谷川が、明治三二年二四〇本（三七円五〇銭）、明治三二年三五〇本（二七円五〇銭）ずつのりんごの苗木を購入（明治三二年時は藤崎村から）し、自己の開墾地に植付けている（長谷川仁也『吾が家の歴史』より）。

第97表 七戸町盛田広精園のりんご品種（明治25年）

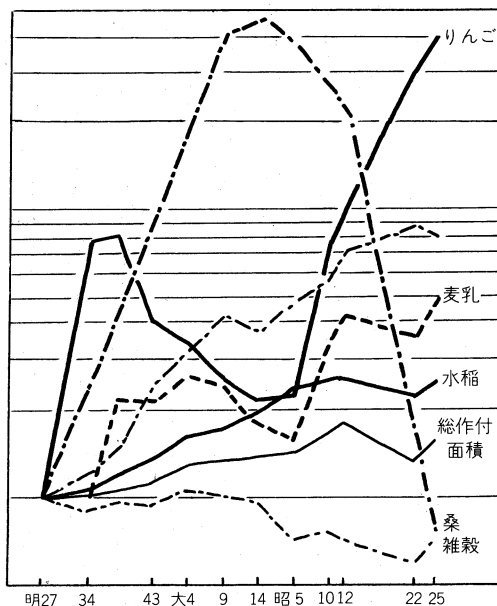
三出 番号	本数	津軽名称	本数	盛岡名称	本数
1	1	菊池早生	6	甘香	1
3	1	大導寺早生	10	晩香紋	1
6	3	大導寺中生	13	尖円満紅	5
17	1	金時	10	日の出	3
19	1	オートレー	6	黄楯円子	5
21	1	蔓長	5	晩成	30
30	1	松井	20	柳王	25
31	1	猩々	8		
33	1	千成	10		
41	1	葉縮	1		
47	1	芹川	15		
56	2	雪ノ下	10		
57	1	岡本	5		
59	3	楡悖型	3		
62	1	小錦	2		
71	1				
89	2				
97	1				
99	2				
106	2				
計	28	計	124	計	70

「盛田家記録」による。他に品種不明178株。

（『青森県りんご百年史』より引用）

このように比較的順調に発展するかにみえた上北郡、特に七戸町付近のりんご栽培であるが、これより程なくして衰退してゆく。例えば、先にあげた盛田広精の場合では、明治四〇年——すなわち、津軽地方においてはようやく軌道に乗った頃——には桑園へと転換を図っている。同じ南部地方でも三戸地方は集約

第13図 上北郡における作付面積の推移
(明治27年=100)



(『青森県農業の発展過程』より)

第98表 上北郡における主要農産物作付割合の推移

	明治27年 (A)	大正 9年	昭和10年	昭和25年 (B)	B — A
水 稲	24.5	29.9	36.1	37.4	+12.9
麦 類	2.8	4.8	5.7	8.2	+ 5.4
雑 穀	46.0	32.7	20.7	20.9	-25.1
蔬 菜	1.4	4.0	4.5	6.7	+ 4.3
り ん ご	0.04	0.05	0.2	1.1	+ 1.1
桑	0.1	3.1	1.3	0.1	—

(『県統計書』より、但しここでは『青森県農業発展過程』より引用)

化をはかりつつ發展をみせていったのとは対照的である。

結局七戸地方そして天間林村においては、りんご栽培がごく一部の継承者を残しただけで産地形成をみるには至らなかったのは、盛田達三氏の指摘する通り、(一)土地がやせていたにもかかわらず肥料不十分、(二)綿虫の発生が激甚であつたこと、(三)品種雑多(第九七表参照)で、経済性に乏しかったこと、(四)養蚕が有利となりしだいにそれに転換したこと、(五)旧土族の資金不足などがあげられるであろう(『青森県りんご百年史』)。

このようにして南部地方では三戸地方を除けばりんごは商品作物として發展してゆく事はなく、前項にてみた通り明治〜大正年間、この地方の主たる商品作物は養蚕であつた。しかるにその後大正末期に至り養蚕は大きな打撃をこうむつたのは先述の如くである。かくして上北郡においては、その絶対数は少ないものの、しかし相對的にみて急速にりんご栽培が再び拡大されていった。

天間林村においては、果実類―但しこれはほとんどがりんごと思われるが―として昭和六年の生産価格一、一五〇円、同一〇年作付面積八町歩、收穫高価格二、二六一円という記録がある。これはいくつかの農家において副業的にりんご栽培を行つていたためであらう。なお昭和一六年には、天間林村りんご生産組合も結成されている。

(五) その他の農林畜産業

農業における主要作物たる米、あるいは明治以降換金作物として成長してきた養蚕、あるいは一時期のりんごの他にも、様々な畑作物がつくられてきたのは当然であるし、また畜産においても、単に馬産のみならず牛、

第99表－1
農産物の作付面積と収穫高

	作付面積	収 穫 高 (価 格)
米	1,301.5 ^町	97,287 ^円
麦	58.0	7,608
食用農産物	57.0	88,066
果 実	8.0	2,261
蔬 菜 花 卉	73.0	23,453
工 芸 作 物	22.0	7,625

第99表－2
畜 産 状 況

	飼育戸数	飼育頭数	年間生産価格
牛	14 ^戸	17 ^頭	80 ^円
馬	729	1,588	32,008
豚	27	32	105
兎	620	2,280	1,430
山 羊	4	6	40
鶏	591	6,221	4,757
蜜 蜂	12	30 ^箱	400

第99表－4
水産業の状況

人 員	漁 労	人 117
	養 殖	人 3

漁獲物 価 格	沿 岸	円 4,291
	養 殖	375

第99表－3
林 産 状 況

	数 量	年 1 回 生 産 価 格
用 材	1,000 ^石	3,500 ^円
薪 炭 材	200 ^棚	1,200
木 炭	44,000 ^坪	5,280

豚、鶏などが飼育され、特に天間林村では養鶏はかなり発達してきた。さらには木炭製造やあるいは少数ではあるが水産業に従事する者もあった。残念ながらこれらの実態を明らかにすることは今は不可能であるが、参考まで昭和一〇年頃のいくつかのデータを次にあげておこう。(なお第一三図、第九八表も参照)

第二節 鉱山業の発展

(一) 上北鉱山の創立と発展

上北鉱山——正式名称は日本鉱業(株)上北鉱業所——は、昭和十一年に本格的操業に入り、戦中、戦後を通して我
国有数の銅鉱山としてその名を高めたが、目下は休山状況にある。

本鉱山の位置するところは、本村大字天間館で、青森市と天間林村との境に位置する通称東岳山中にある。元
来、青森市田代平方面からの連絡の方が容易であり、したがって、本村との交流は、比較的うすかったようであ
る。

上北鉱山の歴史、時にその戦前については、本鉱山が休山状況に入った時に書類が焼却ないしは東京の本社へ
の移管がされたこともあり、我々が入手出来るものは皆無の状況である。したがって残念ながら、本鉱山の歴
史についての本格的な検討は後日を期する以外はないのであり、ここでは日本鉱業KK五十年史編集委員会『五十
年史』(昭三二年)より、関連部分を抜粋することから始めよう。

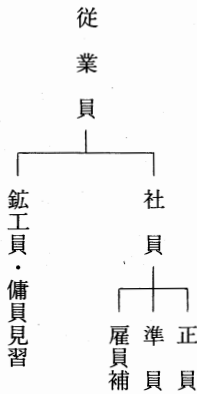
さてまず、「上北鉱業所」略史編によれば、その沿革は「大正の初年、二、三の業者により探鉱されたが、本格
的な開発は昭和十年三井栄一氏の所有となり現在の本坑硫化鉱床を発見したことに始まる。当社は昭和十一年十
月、三井氏の委任によりその経営に当り、既知の本坑鉱床を発見した。さらに同年十五年五月には鉱区の譲渡を
受け硫化鉱山として本格的操業に入った。翌十六年、奥の沢硫化鉱床に接して高品位銅鉱床を発見し、以後産銅

量は逐次増加して、十九年九月には月産銅量、一、四〇〇トンをこえ、当時本邦最大の銅山となった」ということになる。

なお、この間にあって、昭一三年五月三〇日には上北本山と野内浜間の単線式索道が完成、同七月には、月間九、〇〇〇トンの処理能力を有する第一選鉱場完成、同一七年五月には、月間一一、〇〇〇トンの第二選鉱場が完成したことが『五十年史』付録の「年表」より判明する。

鉱区も年々拡張されていったと思われるが、昭和一五年には、採掘一区、試掘二区、面積は合計二二三万坪と報告されている。(ちなみに昭和三六年には、採掘七区試掘六区、面積一、〇一四万坪を数えている)従業員数も操業開始時は五〇名であったのが、昭和二〇年には、一、四八五名を数えるまでに至っている(但し、これ以後は年々縮少傾向にあったと思われる。昭和三六年は八六二名である)。

従業員の組織は、昭和一九年六月頃は次の如くであった(但しこれは上北鉱山に限定されるものではなく、日本鉱業の全鉱山に対して適用されるものである)。



さらにこの鉱工員が、職夫頭―小頭―準小頭―その他一般鉱夫という職制をとつていた。

上北鉱山は、前述の如く、昭和一九年当時は日本最大の銅産出量を誇り「神風鉱山」の異名をほしいままにしていたほどであったが、昭和十一年の操業よりわずかに八、九年間においてかかる規模にまで発展したのは、その背景として、当時の日本の戦時体制を忘れてはならぬ。上北鉱山の発展は、少なくともその初期においては、戦争への協力という形で行なわれたものであった。勿論このことは独り上北鉱山のみに限られるものではない。

ところで、戦前・戦中における日本の鉱山には必ずや朝鮮人（いわゆる半島人）、中国人の強制労働とその悲劇とが見うけられる。上北鉱山もまたその例外では決してなかった。前掲『五十年史』では、日本鉱業鉱山のことであるが、太平洋戦争の深刻化に伴う労務人員の不況とその充足として「労務人員充足対策としては、縁故紹介所（のちの国民職業指導所）による斡旋、募集員による募集等諸般の手段が講ぜられたが、このほか報国隊による協力、朝鮮人の移入等も行なわれた」としている。

我が国による朝鮮支配以来、朝鮮民族をめぐる悲劇は余りにも多く聞かされて来たが、特に我が国が、その侵略的意図を露骨にして満州事変、日華事変そして太平洋戦争へとその戦線を拡大してゆく過程にあつては、日本国民もまた多くの悲劇を蒙ることになるが、それ以上に朝鮮民族の悲劇は一層深刻であった。ある者は前線へと狩り出され、またある者は軍需工場や鉱山の従業員として半ば強制的に移住させられた。大日本帝国が、その帝国主義的侵略を行なうなかで、朝鮮民族も強制的にその一端を担わされたのである。いかにウソではあれ、「国家のため」「民族のため」という大義名分すらないままにである。

上北鉾山に果してどの程度の朝鮮人労働者が就業させられたかは不明である。しかしかなりの数にのぼったことは確実であろう。それは例えば、昭和一八年度において、朝鮮人労働者の指導・管理・教育の中央機関であった中央協和会が、東北地方の主要鉾山に対して「移入労働者定着指導並ニ労務管理刷新」のために指導班を派遣した際、本上北鉾山は、花岡鉾山、細倉鉾山とともにその中に含まれているという事実からも類推されうる（在日朝鮮人関係資料集成・第五巻）所収「昭和一八年度事業現況・昭和十九年三月中央協和会」参照）。

かかる朝鮮人労働者が上北鉾山においていかなる取扱いを受けていたかについては、以下の資料がその一端を示してくれよう。

● 昭和十六年度

所長会議資料 (三)

内地鉾山ニ於ケル半島労務員管理ニ就テ

半島鉾山ニ於ケル滿支人労務管理ニ就テ

上北鉾山（青森）

(1) 技術上ノ対策

(イ) 半島人ノミニ依ル作業系統確立

天 間 林 村 史

半島人中ヨリ役付鉦員候補者ヲ選択シ、技術的教育ヲ徹底シ内地人ノ作業系統ニ於ケルが如ク、半島人ノミヲ以テ作業系統ヲ確立シ、各職場ニ於テ独立作業ヲナサシム

(ロ)半島役付鉦員ノ養成

自山ニテ職長教育ヲ施スカ又ハ特定ノ鉦山ニ養成所ヲ設ケ、一定期間ノ教育ヲ施シ、然ル後登用資格ヲ与ヘ一般鉦員ノ指導ノ任ニ当ラシム

(2)当務管理上ノ対策

(イ)自治的統治組織ノ編成

報国会ニ於ケル勤労作業部隊編成ノ如ク、部隊組織トナシ、指導命令ノ系統ヲ明カニシ、同時ニ情報ノ蒐集ニ便ナラシム

幹部ノ給与ハ奨励ノ為メ部下鉦員ノ作業能率及出勤率等ニ応ジ増減ヲ生ズルガ如ク、部下取得金ノ平均額ニ幹部手当ヲ加算ス

(ロ)協和会ノ利用ニ依ル統制強化

警察ヲ母体トセル協和会ヲ高度ニ利用シ、労務管理統制ノ強化ヲ計ラントス

(朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』二五九〜二六〇より引用)

ここにみられるのは、朝鮮人労働者に対する徹底した管理・統制である。協和会・警察などの公権力をも利用しつつ、かつ朝鮮人労働者間に格差を設けることにより彼らの団結、一致を抑制し、朝鮮人同士のスパイ活動を

行なわしめるという方式である。かくして朝鮮人労働者の反抗を極力押えつけながら、厳しい労働へとかりたてたのであろう。

戦前から戦後にかけて日本各地の鉱山で朝鮮人あるいは中国人労働者が、余りにも苛酷な労働に対して様々な手段・方法で抵抗運動をくりひろげた事はよく知られている。上北鉱山におけるそれについては資料はない。しかし、昭和一六年頃、朝鮮人労働者が集団で「あばれ」、一部は逃亡するという事件があったという証言がある(田島重穂氏談)。おそらく苛酷な労働条件、厳しい労務管理に対する何らかの組織的抵抗があったのではなからうか。

上北鉱山は今日事実上の閉山(法的には休山)状況にあり、採掘などは全く行なわれず、わずかばかりの従業員が鉱毒処理作業にあたっている。ところで、この鉱毒事件は、特に近年になりクローズ・アップされた感があるが、実は問題はすでに操業と同時に起っていたらしいのである。例えば中嶋信氏の日記の昭和一五年四月二五日の記事のところに「上北鉱山坂田所長が鉱毒問題にて懇談するために役場に来た」と書かれているが、このように昭和一五年という早い時期にすでに鉱毒事件が起っていたのである。この鉱毒事件なるものの全貌は明らかではないが、上北鉱山より流れ出た鉱毒のために、坪川の下流域にある原子部落その他では稲などにかんりの被害があったようである。この鉱毒事件は単にこの年に止まらず、毎年のようにくりかえされ、時には、藤坂農事試験場より調査官が派せられたりもした。また、若干の補償もあったともいう。しかし、かかる事件も当時にあつては、「お国のため」の鉱山ということで結局うやむやのうちに終らされたという(田嶋重穂氏・中嶋信氏

談)。

上北鉾山は、天間林村にとっていかなる意義を持ったのかは、戦後における本鉾山の位置付けの中からではじめて確定出来よう(戦後編参照)。ただここでは、この上北鉾山の戦前わずか一〇年足らずの歴史の中においても、「神風鉾山」として日本の軍事体制を補完し、朝鮮人労働者を使役せしめたという事実があり、それが日本資本主義の展開と矛盾の表現なのであり、上北鉾山の歴史は、その一端を構成しているという事実こそを指摘しておこう。

(二) その他の各種鉾山

以下、戦前において本村に存在した鉾山について挙げてみよう。

(1) 高森鉾山、この鉾山については何一つ資料がなく不明であるが、一説には大正年間から操業していたとの事である。なお『東奥年鑑、昭和一四年度版』によると、鉾業権者は高森鉾業株式会社、産出鉾物は、金・銀・銅となっている。今日においても青森市内に事務所は存在するがその実体は不明である。

(2) 底田鉾山、本鉾山は、特に戦後の砂鉄ブームの中で名を知られているが、すでに戦前の一時期(昭和一二年頃から一五年頃まで)においても天満鉾業所底田鉾山として砂鉄の採掘を行っていた。これは東京で呉服商を営んでいた前川道平氏が諏訪牧場社長らの紹介ではじめたという。採掘方法は至って原始的なものであり、タガネを使用していたという。鉾夫は、専ら底田部落の人々の日傭い作業であり、部落の男子がこれにかけた。三〇名前後の人が就業していた。採掘された砂鉄は、乙供まで運搬されたが、夏は貨物自動車、

冬は馬ソリが利用されたという（道ノ上、田中貞雄氏談）。

- (3) その他亜炭田が戦時中各所にみられた。燃料として使用するために亜炭が採掘されていた。しかしその実態は不明である。

第三節 七戸水電株式会社の創設

天間林村に「文明の灯」電気の灯がともったのは大正三年の事であつた。この電気は前年大正二年に創立された七戸水電株式会社により供給されたものである。

本水電会社は、その設置された場所は本村大字天間館内であり、大坪川の豊かな水力を利用したものであつた。古くより豊かな水量で天間林村内の田畑をうるおして来た坪川が、ここでは形を変えて天間林村の文化の発展へ寄与することになったのである。大正三年七月一日に業務を開始した本会社の電力供給地域は、勿論天間林村にのみ限定されたものでなく、当初は七戸、三本木、天間林の三ヶ町村であつた。これら三ヶ町村を通じての需用は、電灯五七〇戸、一、七二三灯、電力三戸、三八キロワットと微々たるものであつた。

ところで、本会社の創立を計画し、その調査を開始したのは明治四五年四月であり、当時の発起人は盛田喜平治、盛田庄兵衛、浜中幾次郎、小原平右衛門、石田善太郎、山本勇吉、川村作兵衛、盛田徳太郎の八名であつた。これらの人々はいずれも七戸町の有力者であり、地主、大商人などとして活躍して来た人物である。

七戸町在住の彼らは当初より天間林村内坪川に水力発電所を建設する考えてあつたことは、天間林村当局にそ

の意向を伝えている事からも判明する。明治四五年天間林村議會議案はこれを物語っている。

第三二号

水力使用発電所設置ニ関スル意見案

上北郡天間林村大字天間館地内

一、水力発電所設置ノ個所大坪川小坪川ニ至ル間右上北郡七戸町盛田喜平治外七名ヨリ水力電気事業経営致度旨ヲ以テ水力使用出願ニ付右使用ニ対シ差支ナキモノトス

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星松太郎

盛田ら七戸町有力者は発電所を坪川に設置し、それを彼らだけの力でやってゆく方針であつたらしいが、この件につき当時の監督官庁たる通信省はやや違った意見であつたことは、本会社の開業式席上での盛田喜平治による「事業報告」から読みとれる。

「…一昨年五月天間林村坪川に於て水利を発見しまして八戸^{やつ}水利使用を出願し同年十月二十一日電気事業経営の出願しましたが同月二十九日通信大臣より電気事業に就て御懇談に預りまして野辺地七戸

三本木と三ヶ所聯合経営電気事業の有利なる御説を承りました最も水利は三本木堰を利用する計画で御座いますが当地有志者に於て其計画の有利なるものなれば当地に於て最初目論見ました者も変更するは敢て惜むところには無い訳でありますが故に一度は三ヶ町共同にて経営する事に決定しました然れども三本木堰の水力利用は少しく考究を要すべきものなるを以て県の技術官をして調査する事に願いました斯く共同経営は賛成もし決定もしましたが当会社創立の計画は中止する事なく進歩しまして四月廿

日創立総会の運に相成りました」(『東奥日報』大正三年七月二八日号)

通信省としては上北地方の有力三ヶ町の共同経営を推め、かつ三本木堰(奥入瀬川のことか?)に発電所を建設する方の有利をのべたのであらう。しかし結局は七戸町在住有力者により、当初計画通りに事が進められたのである。何故三ヶ町の共同経営の方向に進められなかったかは不明であるが、おそらくは上北郡の経済界においてその支配権を争っていたであらう三本木・七戸・野辺地間では話合の一致が難しかったのではなからうかとも推測されう。野辺地町は、七戸水電会社の開業より一ヶ月遅れの大正三年八月二日に野辺地電気会社(社長野村新八郎)を開業、七戸水電会社より電力供給をうけている事を考えればなおさらそのように推測されう。

発電所はその取水口を大坪・小坪の合流点に求め、水路総延長六六七間(内開渠三九六間、木樋六五間、隊道二〇六間)、水量は毎秒五十立方尺、落差四五尺、発力二〇〇馬力の規模であり、水車はドイツ製、発電機も同じくドイツ製であった。工事を請負ったのは天間林村中島友治之であり、大正二年七月起工、大正三年六月に完成している。またこれに附隨しての配電工事は仙台市の業者が請負い、三相平線式の架空電線路、総亘長八里二八

丁、電柱七八九本で、三本木町まで引かれたのである（「工事報告書」前掲東奥日報紙）。

大正二年四月二〇日に会社が創立され、資本金は八万円で、盛田喜平治が社長、専務取締役として盛田徳太郎、主任技術者大伴惣次郎らが就任する。かくして前述の通り大正三年六月に発電所、配電工事ともに竣工、同七月一日開業した。開業式典は七月二六日、七戸尋常高等小学校で開かれている。この式典は電気のすばらしさを見せるものであり「普通の装飾以外中央には二千燭光の電燈一個及び場の四隅には白燭光の電燈四個を点じ他に据付けられたる三個の旋風器は絶へず回転して場に涼風を送る等総て電燈^{（マツ）}応用したる設備のベストは尽されたりき」（前掲東奥日報）と報告されている。

なお開業時の料金は、電灯は一〇燭光六一銭、電力は一馬力（昼間）五円であった（『東北地方電気事業史』）。青森県内に於ける電気事業は、明治二八年四月一日創業許可（開業は同三〇年三月）の青森電燈会社を嚆矢とし、ついで弘前電灯会社（明治三四年）、八戸水力電気（明治四四年）の開業があり、これにて県内三主要地域は文明の恩恵に浴したのであるが、これにやゝ遅れてこの七戸水力電気が開業したのであった。

七戸水電会社は、その後前述の通り大正二年開業の野辺地電気会社に対して電力を供給（大正三年八月二日より）、さらに大正五年資本金二万円増資し、同年末期には取付数三、五〇〇余となり、大正八年五月更に金一二万円の増資を行ない、大正一一年現在にて資本金五〇万円の水電会社として上北地方一二ヶ町村と二会社に対して電力を供給、その供給燈数は一七、七〇〇灯、電力四三六馬力、電線延長一三二哩となっている。なお当時の重役は、社長盛田喜平治、専務取締役盛田徳太郎、取締役野村治三郎、小原平右衛門、石田善兵衛、監査役山本勇吉、

小笠原奥治、支配人小原第吉、主任技術者大伴惣次郎である（『上北郡新誌』）。

この七戸水力電気会社は、その後昭和一〇年になり県営移管となる。すなわち県当局は、電気事業の効率化促進と発展をうたい、県内の各電気会社の県営化を図り、一部の反対を押し切りつつ、昭和九年三月の第一次県営化では、青森・八戸・弘前の三大会社を、ついで翌年三月の第二次では、大湊・川内・奥入瀬と並んで七戸水電会社を県営としたのである。この頃の七戸水電会社の規模は、次の如きであった。

固定資産一、〇二四、九〇〇円

供給区域 上北郡七戸町外二町九ヶ村

供給力 坪川 一二七kW

田茂木 一四二kW

受電（陸奥電力会社） 昼間二〇〇kW、夜間四八〇kW

設備 送電 線路亘長 九・七km

配電 線路亘長 三・三・〇km

需用状況 電灯 九、三三三戸 二五、三六七灯

電力 一〇一戸 三七二・五kW

電気料金 電灯 一〇燭光 七四銭

電力 一馬力（昼間） 七円一〇銭

第四節 運輸・通信の状況

(一) 運輸・交通の発展

前述の如く東北本線の開通は青森県に多大の利益をもたらし、沿線住民はしだいにその利便性を受容するようになったが、その東北本線が通過することにはなつたものの、わずかに東端をかすめるかの如くであり、かつ駅舎の設置される事のなかつた天間林村は、東北本線通過に由来する恩恵を直接に蒙むことは極めて小さかつたと言つていいだろう。「鉄道トシテハ本村ノ東端ニソノ路線ヲ見ルモ利用出来ズ」(『郷土調査』)というのが、明治以来、昭和に至るまでの村民の率直な感想であつただろう。

現在の国道四号線は、したがつて明治期より今日に至るまで一貫して天間林村においては最も重要な交通路であつた。この国道を七戸町より千曳に至る定期乗合自動車が、大正末期より営業を開始している。しかし、貨物運搬はなく、故に貨物は全て荷馬車で運ばれる状況が戦前までつづいている。他に主要な道路としては本村中野より甲地村乙供駅に通ずる県道があつた。これ以外は全て村内の各部落間を結び、また千曳、乙供へ通ずる里道であり、巾もせまく整備されておらず、昭和一〇年代に至るも自動車の通りうるところではなかつた。したがつて「(荷物の運搬は)夏期中ハ不便ヲ感ゼズト雖モ冬期ハ積雪ノ為メソノ困難一方ナラズ初春ハ又甚」(『郷土調査』)しいものであつた。

大正一五年現在での本村の運搬・交通機関は次の如くである。〔大正一五年度村勢要覧〕

荷車 六

荷積馬車 一一六

自転車 三一

(二) 「南部鉄道」建設をめぐる

先述の如く日本鉄道東京・青森間、すなわち今日の東北本線の全線開通は明治二十四年であつたが、それ以後の我が国ではある種の鉄道ブームを出現させた。それは我が国の資本主義的發展でしだいに軌道に乗り、そうした中で鉄道営業成績が好成績を上げたこと、政府保護の下に民営で行なわれたこと、明治二〇年一月私設鉄道条令が公布された事などと相まって、投資の対象として鉄道企業がクローズ・アップされたためであつた。

かかる鉄道熱は本県をもまき込み、黒石く鱒ヶ沢間の津軽鉄道の敷設免許、尻内く五戸く三本木く七戸く野辺地間の南部鉄道の発起人会開催、野辺地く佐井間の大湊鉄道の鉄道会議での許可、上磯鉄道敷設計画などは、全て明治二九年にあらわれている。

さて我が天間林村に関連するものとしての「南部鉄道」は、今日からみれば、その一部が戦後ようやく実現された南部縦貫鉄道と符合するものであろう。しかしこの時の「南部鉄道」計画は、具体的には何ら進展なく終つてしまつたようである。その後、この計画は、大正三年にふたたび形を変えて現われている。

この頃、すなわち大正初期は本県に於ては第二の私設鉄道ブームであつた。特に水力電氣の開発から電氣鉄道

の計画に関心が集まった時期であつた。これは「鉄道事業が資本家の投資の対象としても十分採算に乗るといふ点及び水力電気会社自体が売電のために計画」(『青森県議会史・大正編』)されたものが多かった。本章第三節でふれた七戸水力電気会社の開業を機に、これを青森まで引き青森市合浦公園く油川間の電気鉄道も計画されたという。

このように県内各地において私設鉄道建設ブームがあつたが、「南部鉄道」計画は、これとはやゝ本質を異にしていたようである。すなわち大正三年三月一日付『東奥日報』紙には、「下田駅より三本木を経て七戸に達する軽便線は一昨年鐵道院の豫定線に入れる……五戸地方の請願にて鐵道院にては、同地方を昨年踏査の結果、尻内より五戸、藤坂、三本木、七戸を経て千曳に至る一線を豫定線に決し、鐵道網に編入したりと……」とあり、「南部鐵道」に関しては鐵道院がその敷設計画を持っていたのである。こうした状況の下にあり、上北地方有志は、大正三年三月九日「南部鐵道敷設請願書」を国会に提出し、この請願は、同三月二二日衆議院委員会を通過している(但しこの事実については、『青森県近代史年表』によつた。当時の新聞紙上などからは確認されない)。

思うに、今回のこの計画は、明治二九年當時とは比較にならぬほど該地方の人々には期待をもつて迎えられたことであろう。それは何よりも鐵道の利便性が広く人々に認識されてきた時であり、第二に鐵道院による調査があり、かつ請願が衆議院委員会を通過したのであるから。

だがこの計画もやはり陽の目をみる事はなく終つたのは今日みられる通りである。それからしばらくしての大正七年に本計画は県議会で取りあげられ、満場一致、政府への建議書提出となる。すなわち大正七年の第二〇回

通常県会において今泉秀雄は「三本木、七戸、五戸三ヶ所連絡の鉄道敷設促進を政府に建議したい。この三か所は国道に沿いながら鉄道に遠いため、数十年間不便を忍んできている。この三地方は人口多く、産物多額、敷設されると十和田遊覧の便利は非常に促進されると思う。今日まで鉄道の敷設を見ず、関係地方人は等しく遺憾としているところである。満場各位の賛成を希望する。」と提案し、異議なく成立したのである（『青森県議会史・大正年間編』）。そして次の如き意見書が政府あて提出されたのである。

南部鉄道速成の意見書

本県南部地方に現在する鉄道線路は、同地方の中心市場たる七戸、三本木、五戸の各町を連絡する国道路線より遠ざかり、荒涼寂寞たる南部平野を迂回せるが為、国道沿線の人家稠密せる各部落は物資の輸送交通の便益に多大の苦痛を感じつつあり。

今国道沿線の状態を見るに、畜産事業は古来本邦の驥北として、其発達益旺盛を極め、産牛馬組合の設置各地に普く、最近に於て産出牛馬の数一ヶ年七千頭の多きに上り、加ふるに政府事業たる三本木、七戸の両軍馬補充部及七戸種馬牧場の加き事業の規模頗る壮大にして運輸馬匹の数年々上れり。又同地方に於ては近來鉾山の発見せらるるもの陸続として相次ぎ、鉾区の出願件数多大なりと雖も採掘に着手せるもの極めて稀なるは交通機関の頼るべきもの無きに由来し、其他山林原野の面積広大にして単に国有林野のみを以てするも六万余町歩に上り、年々伐採せらるる木材数量も極めて多きが如き、又或は

本邦唯一の勝地たる十和田湖は其名声今や天下に普く、探勝の旅客年々五万を算するのみならず、山中鬱蒼たる森林を蔵し、木材乾溜工場をはじめ幾多木材利用に関する工業の勃興を見んとするが如き、一として運輸機関の設備を急要とせざるものなきに拘はらず、未だ其施設を欠くが爲当然発達すべき諸企業にして其発達振興に累せる幾許なるを知らず。

此故に南部鉄道の速成は單馬の輸送は勿論之に伴う馬匹の改良、木材の運搬、農鉱山の発達等蓋し人目を驚かすものあるべく又以て東北の富源開発上緊急要の事たるのみならず、国益増進の捷徑ならと信ずるに依り、本県会は爰に満場一致の決議を以て閣下に稟議し、速に之が施設の途を講ぜられんことを懇請す。

右府県制第四十四条に依り意見書提出候也

大正七年十二月六日

青森県会議長 北 山 一 郎

内務大臣

床 次 竹二郎 殿

〔青森県議会議史・大正編〕より引用）

かくして「南部鉄道」計画は、今や南部地方人士の運動にとどまらず、県下全体の運動となつたかの如くであ

った。しかしながら、ここまで盛り上がった運動とは裏はらに、「南部鉄道」は官有鉄道としてはおろか、民有鉄道としても敷設される事なく戦後に至ったのである。

(三) 通信

「通信機関ノ発達未ダ幼稚ニシテ電信、電話ノ施設モ無ク〔郵便〕配達モ一回ニシテ不便多シ、ラヂオノ設置ハ十四ナリ」(『郷土調査』)

これが昭和一〇年頃の有様である。今日から見て隔世の感がある。

郵便局(天間林村郵便局)は、明治四三年三月、中野に創設されている。村内全域を配達区域とし、普通郵便、小包、為替、貯金の事務を取扱っていた。ちなみに大正一三年度の取扱い件数は左の通りである(『大正十五年度村勢要覧』)。

貯金

預入口数	六、五二七件	預入金額	二七、六三三円
払出口数	七三七〃	払出〃	二〇、六七五円

為替

振出口数	一、〇五三〃	振出〃	二〇、六六六円
払渡口数	四四四〃	払渡〃	一一、七四五円

振替貯金

第五編 近代

払込口数 一、三七六〃 払込金額 一、〇三二円

払渡口数 一八〃 払渡〃 一四、四三〇円

郵便物

引受数 六二、三三三件 配達数 一八六、三七八件

小包

引受数 六〇二件 配達数 二、〇〇八件

第十一章 戦争と統制時代の天間林村

第一節 戦争と統制の時代

(一) 昭和初期の不景気と軍部の台頭

先述の如く、青森県を始め東北地方に幾度となく襲いかかる凶作により、農村社会・農民生活が日増しに悪化しつつある頃、日本経済全体もまた悪化の一途をたどっていた。日本経済は、第一次大戦直後において史上かつてないほどの繁栄を見せたものの、しかしその繁栄は底の浅い日本経済にとつては一時的なものにすぎなかった。昭和三年一〇月一〇日には今上天皇の即位大典が挙行され全国は祝典ムードで一杯であったが、しかしこの頃になると、第一次大戦以来の日本経済の矛盾が露呈し、経済界は絶えざる不況に見舞われていた。すなわち昭和二年には全融恐慌激発の中で若槻内閣は退陣、次の田中内閣の時は一時的小康は保ったものの、昭和四年秋にはアメリカにはじまるあの大恐慌が、ついに日本にまで及び、経済危機は深刻さを増すだけであった。

この世界的な不況の中で、我国においては、特に昭和六年より急速に軍部・右翼勢力の台頭がみられはじめ。昭和六年と言えば東北地方では大凶作の年であり、幾多の悲劇の起った年であった事は先述の如くである。そしてこの年九月一八日、奉天郊外の満鉄路線爆破を口実に満州事変の勃発をみ、この戦争は一層の拡大がつづけられ、

翌年には上海事変へと飛火してゆく。日本は国際的にも孤立化していく時であり、政治・外交は全て軍部とこれに便乗する勢力により指導されるようになってきた。

昭和十一年二月の総選挙においては、無産政党が二二名という大量の議員を当選させたことは、危機が一層深刻化している事の裏返し表現であつた。

同年二月二六日、いわゆる皇道派将校に率いられた一、四〇〇名の軍隊が反乱をおこした。世に言う二・二六事件である。この反乱は、クーデターとしては失敗したものの、結果的には軍の政治支配を一層強固のものにしていった。広田内閣は、実質的には軍部追隨の他には何も出来ず、メーデー禁止、思想犯保護觀察法など民衆運動への弾圧を強化する反面、軍備拡大、経済の全面的軍事化、国民生活の戦争動員などを積極化していった。広田内閣以降においては、もはや軍部の協力なしには組閣すら出来ぬ状況となつてしまう。

昭和十二年七月七日、北京郊外において日本の駐屯軍と中国軍との間に衝突がおこり、これが日華事変の発端となり、ついに我国は中華民国との全面的戦争へと突つ走つたのである。やがてこの戦争はそのまま昭和十六年二月八日太平洋戦争へと連なり国民は等しく苦難な時代を迎える事となつたのである。

日華事変の勃発により戦時体制の一層の強化がされる中で、統制経済も一層強くかつ全面的に展開していく。昭和十三年四月「国家総動員法」が公布され、同年には「物資動員計画」が発足、あるいは「生産力拡充計画」も設定され、これらにより戦争遂行のために全経済活動が統制・支配されることになった。こうした統制経済は単に工業にとどまるものではない。全ゆる産業全てに亘るものであり、そして生産から流通さらに需要までの全

てを支配するものであった。一般市民生活の生活必需物資もしだいに大きく統制を加えられていった。昭和一四年、糸、米、木炭、昭和一五年、纖維製品、青果物、鶏卵、昭和一六年、鮮魚介、薯類、麦類、諸類、食肉、昭和一七年、味噌醬油、藁工品、昭和一九年、木材、という具合にである。そしてこれと平行する形で各種の統制組合が設立されていった。

昭和一四年四月に国民精神総動員本部が結成された。会長は総理大臣であり、その目的は、総力戦への物心両面での挙国一致の推進にあった。こうした中で政党の存続はもはや困難な状況となり、ついにこれに代つて昭和一五年かかる運動を背景として大政翼賛会を設立せしめたのである。

青森県支部は昭和一五年二月一日のことであつた。

(二) 天間林村における状況——「中嶋信日記」より——

昭和初期より一〇年代にかけての日本の政治、経済の概略はおよそ以上の如きであつた。それは一言で言うならば、政治がしだいに軍部の動かすところとなり、それに伴う戦争の危機と現実化、そして国内の政治、経済の全ゆる面での戦時体制化の進行、ついには国民の精神をすら戦争へ向けて動かしていこうとした時代であつた。かかる状況は、勿論天間林村においても同様に進められていったのは当然である。だがこうした状況を天間林村について明らかにすべき資料は乏しい。そうした中で幸いにも、当時本村の在郷軍人会分会長などを歴任、村の指導的立場にあつた中嶋信氏より当時の「日記」のコピーを見せていただけだったので、この「日記」を中心として当時の状況を紹介する事にしよう。(中嶋氏より見せてもらった「日記」は昭和一二年〜二〇年の九年間分である)

(1) 日華事変勃発の頃

先述の如く昭和一二年七月七日、日華事変が勃発、日中両国は全面的戦争へと突入した。それと連動する形で、七月二一日、「連隊司令部（第五連隊のことであろう……筆者注）から緊急分会長会議を開く（との）招集状が来た」とあり、さらに七月二五日「在郷軍人分会役員会」がひらかれている。これらは戦争拡大に伴う予備役、新規徴兵のための連絡、情報交換的な性格を持っていたと思われる。そして七月二七日以降、天間林村内より、陸続として出征兵士が出発している。七月二七日七名、八月一五日七名、七月二五日三九名、九月二日二名、九月二八日一七名、一〇月一五日二二名。同時にこれら出征兵士への壮行会開催、あるいは村当局と在郷軍人会とによる武運長久祈願祭、さらには戦勝祝賀の提灯行列などの開催。あるいは銃後の護としての国防婦人会、村防護団、軍友会などの組織化、また灯火管制、焼夷弾演習の実施も行なわれている。そして同時に村内出身兵士の戦死報もいくつか伝わってくる。

当時県内の都市に於ては、時局生活の日、非常時経済の日、非常時心身鍛錬の日、銃後の護りの日、戦勝祈願祭、講演の日、勤労報国の日が定められたという（西村嘉「八戸の歴史」）が、天間林村でこれら全てが同様に定められたかどうかは定かではない。しかし大略同様な日々があったであろうことは「中嶋日記」よりからも明らかである。

(2) 経済統制の強化

昭和一三年「国家総動員法」に基づく各種の総動員運動がおこなわれ、本県においても県、郡、あるいは市町

村単位でいくつもの行事がおこなわれた。昭和一三年の天間林村の状況は、戦争の深刻化に伴い、出征兵士の増加があり、同時に戦死者の増大とその遺骨の帰還、武運長久を祈る村民達、とあわただしく過ぎてゆく。昭和一四年には、ついに経済は統制経済へと向うのであり、「中嶋日記」にも、米・木炭・肥料などの統制委員会がひらかれていることが記述されている。そして米の供出などに対しては、在郷軍人会分会長として活躍している中嶋氏すらが「県のやり方の生産者に対して不誠意な処を強く論難した」と書く如くであり、かかる統制経済は早くより民衆の支持を受けることのできるものではなかったことは明らかである。一般民衆は、兵士として戦場にて苦しむのは勿論、「銃後」の人々の生活もまたしだいに苦しいものとなり始めたのである。

(3) 大政翼賛会運動

大政翼賛会が昭和一五年一〇月に発足し、以後各県に支部がおかれ、さらに郡市単位で支部が結成されていく。この年は、皇紀二千六百年にも当り、大いに国威発揚が叫ばれていた。天間林村を含む上北郡においては、同年一二月に三本木においてその結成準備があつたらしいことは「中嶋日記」よりわかるが、正式に発足したのは翌一六年三月のことであつた。支部長は七戸町の小原平右エ門であつた。

大政翼賛会青森県支部上北郡支部規定によるならば、役員として支部長一、理事一〇、顧問一〇以内、参与一〇以内が置かれる事となっているが、これらには上北郡内各町村より在郷軍人会役員、大商人、地主などが選ばれており、さらに協力会議が置かれ、その議員は、各町村常会（協力会議）より一名、各種の団体代表者若干名と其の他若干名からなる。天間林村からは、この協力議員として、木村吉雄、千葉喜代美の両氏、理事として中嶋

信氏が選ばれている。木村・千葉両氏は村長経験者でありかつ村内各種団体の長を勤める人であり、中嶋氏は在郷軍人会分会長である。

こうして各町村の主だった指導者を組織した大政翼賛会は、一致して当時の国家体制の維持、戦争遂行への支援体制を推進してゆくのである。ちなみに、昭和一六年頃と思われる大政翼賛会上北支部の協議事項を挙げると、

- 一、縣支部ニ青年部ヲ速カニ設置スベシ
- 一、青年ニ剛健ナル氣風ヲ作興セシメタイ
- 一、隣組、部落會ニ和楽班ヲ設置スル事
- 一、婦人常會、子供常會ノ設置
- 一、僻村ニ於ケル分教場職員ノ待遇向上
- 一、百三十五億貯蓄運動ト國債消化
- 一、革新体制ニ基キ結成サレタ各種団体ニ積極的活動ヲ促ス事
- 一、郡下ニ於ケル遞送ルート簡略化

となつてゐる。

そして昭和一七年一月、大政翼賛会の外郭団体として大日本翼賛壮年団が結成されたが、同様に天間林村においてもその支部の結成がおこなわれている。その目的とするところは、基本的に大政翼賛会運動と同一であろうが、特に翼賛会がその活動が停滞しつつある時に、これに活力を与えるべく結成されたものである。天間林村支

部の目的とするところは、その団則第三条にいわく、

一、國民精神ノ昂揚

二、時局認識ノ徹底

三、興亜運動ノ推進

四、國策遂行ヘノ挺身

五、地域的、職域的翼賛体制ノ促進強化

六、戦時生活体制の建設

七、國防思想ノ普及、銃後奉公活動ノ強化

八、其ノ他翼賛奉公ノ実践ニ必要ナル事項

であつた。

なお大政翼賛会は農村部においては基本的には地主層の味方として小作爭議へ介入したり、あるいは日常生活の合理化、例えば結婚式の簡素化などの指導にあたるなど、かなり巾広い活動をも含んでいたようである。

(4) 戦時体制下の各種団体

警防団は、消防組と防衛団の改組統合の結果として設けられたもので、昭和一四年一月に勅令第二四号で警防団令が発せられ、つくられたものである。青森県内では全市町村に各一（但し青森市のみ二団）合計一六七団体が発足した。天間林村でも四月になりその結成が行なわれている。



国防婦人会による奉仕活動

婦人団体としては従来より存在した愛国婦人会の他に、さらに広汎な婦人を組織する目的を持って昭和九年に大日本国防婦人会が発足し、これに伴い天間林村においても昭和十二年三月一九日天間林村国防婦人会が組織され、さらに村内の学区毎に班が設けられている。かくして婦人達は「銃後の護り」の一翼を担うことになるが、例えば天間林村国防婦人会天間館班の昭和一四年度計画は、(一)軍馬補充部へ二日間働きにいき、その賃金を会に出す事、(二)寄付金を出す事、(三)髪の手入れを三月と九月に集めて出す事、(四)大麻を会員一人当り三坪位の割合で共同耕作し売った代金を会に出す、(五)慰問袋を春秋二回送る事、(六)慰問状を年四回出す事となっている。またこうした団体は、在郷軍人会の指導を直接・間接に受けつつ戦時体制下の一翼となっている。

国防婦人会あるいは愛国婦人会等は、日華事変の長期化の中でさらに挙国一致のために統合され、昭和一七年二月

大日本婦人会となり、一層戦時色を強めていく。天間林村では昭和一七年七月二六日にその結成式が挙行されている。

在郷軍人会の活動は先にもふれた如く戦時体制下ではひときわ目立つものであった。天間林村においては天間林村分会の他に上北鉾山、高森鉾山の両鉾山にも分会がおかれていた。天間林村分会の分会長は長年にわたり中嶋信氏が勤めている。この団体は村当局と密接な連絡を保ちながら徴兵・出征あるいは未入営兵などの訓練などを行っており、戦時体制下の各市町村の戦意昂揚を第一義的目的としていた。

その他の団体としては、軍友会、銃後奉公会などがあり、さらに各部落常会あるいは学区ないし部落単位で構成された農事組合なども戦時下では食糧増産、供出などの役割を与えられたのである。

(5) 戦線の拡大と戦死者の増大

先にもふれた如く、特に日華事変以降日本軍の戦死者は増大し、それは天間林村においても例外ではない。戦死公報が伝えられ、そして遺骨がとどく時、村では村葬を催している。

葬儀委員長は時の村長がこれを担当し、会場は国民学校など公的機関に設けられ、在郷軍人会関係者が決り文句の弔詞をのべる。

「謹ミテ故○○○○君ノ英靈ヲ祭ル。惟フニ君ハ先ニ大命ヲ奉シ……征途ニ上リ、萬里ノ異境ニ炎暑酷寒ヲ冒シ勇戦奮闘、赫々タル武功ヲ樹テ、皇威ヲ中外ニ宣揚セリ、然ルニ今茲ニ護国ノ神トナリ無言ノ

凱旋ヲナシ復タ見ルヘカラス（以下敵とどのように戦い果てたかがのべられる）然ト雖モ君ノ犠牲ハ極東平和ノ基タルベシ、今ヤ皇軍ノ威武ハ彌々振ヒ興亜ノ大業益々進ミ聖戦ノ目的着々達成シツヽアリ、君以テ瞑スヘキナリ、冀クハ忠魂永世ニ護国ノ神トナリ皇運加護ニ神意ヲ乗シ給ハンコトラ在天ノ英靈

髪髯トシテ来リ享ケヨ……」

かかる最大級の弔詞によつても、勿論若くして死んだ兵士達あるいはその家族は決して救われはしない。にもかかわらず否それ以上に戦死したる兵士への村葬は、さらに軍事体制下へと村民を追いやり、戦意を昂揚させるための必要欠くべからざる一大儀式であつた。

だがこの種の村葬が行なわれるうちは、まだ幸いであつたのかもしれない。太平洋戦争へ突入するや戦死公報は相次ぎ、あるいは遺骨すらもはや届かぬ場合の多かつたのは周知のところであらう。太平洋戦争の最大の激戦地の一つであるフィリピンのレイテ島カレボギット山の名は、おそらく未だ青森県民そして天間林村民の多くの人々に記憶されていることだろう。もはや日本の勝利の望み全くなく、かつ全ゆる戦線において物資・弾薬の欠乏した昭和二〇年六月三〇日、カレボギット山をめぐる米軍との死闘がくりかえされ、青森県出身者を主体する部隊は玉碎したのである。村役場厚生課文書『戦没関係綴』によると、昭和二〇年フィリピン戦線での天間林村出身兵の戦死者は約四〇名、うち一二名余がこのカレボギット山戦闘での戦死者である。そしてその戦死告知書も、戦闘後四ヶ月すぎた、すなわち敗戦から二ヶ月後の昭和二〇年一〇月に県知事よりようやく発送されたのである。も

はや村葬もなく、そして「護国の神」となることもなくである。

第二節 昭和十年代の農村社会

(一) 昭和十年代の農村社会の展開

明治より昭和にかけての青森県、そして天間林村の農業と農村社会の問題は、すでに第八章において凶作を中心としつつ分析、検討してきた。したがってここでは特に昭和一〇年代、すなわち戦時体制下に組み込まれつつある時代における農村社会の状況に関する検討を中心とする。

ところで経済恐慌による重庄と凶作による窮乏に悩む青森県、さらに東北地方の農村を救済せねばならぬという声は、すでに大正年間にも部分的にはみられたが（すなわち東北振興会の設立と活動）、これらはほとんどが「かけ声」だけのものであり、それ自体も「ノド元すぎれば……」のたとえ通り、一時的なものでしかなく、東北地方農村の貧困の解決になるものは何一つなかったと言つてよからう。こうした中で大正一五年以降進められてきた自作農創設・維持政策は戦後における農地改革に連なるものとして注目してよからう。勿論大正一五年に「自作農創設維持補助規則」が出されたのは、日本資本主義の要請すなわち農村市場と強兵の供給地としての農村地帯が問題にされたものであるし、当時急速に拡大していた小作争議防止という意味も含められていたのは事実である。そうした意味では抜本的土地制度の改革ではなく、糊塗の手段ではあったとしてもである。

青森県では大正一五年八月三日県令により青森県自作農創設維持資金貸付規程が公布され、自作農創設維持審

査委員会が設置され、昭和元年より貸付が開始されている。しかし資金に対して貸付申請額が年々三、四倍以上もあり決して十分なものではなく、かつ自作農の没落の方が、その維持・創設を上回る勢いであり、本県においては決して満足すべき成果をあげるものではなかった。

こうした中で農村社会は先述の如く益々疲弊の度を強めるのであるが、昭和六年頃より「東北を救え」の声は一段と大きくなってくる。それは昭和六年にはじまった満州事変との関わりを持つものであった。戦争は、いわゆる「強兵」を要求するのであり、その母体たる農村の窮乏は軍事的にみても当然問題視せざるをえないのである。

かくして昭和七年の議会は「救農議會」と称されるほど「救農」が問題とされたのである。第一にとりあげられたのは救農土木事業であり、ついで農家負担の軽減、農家負債の整理そして政府による金融打開政策であった。こうしたものを前提として昭和七年一〇月「農村経済更生運動」の大綱が決定された。この運動はしかし、農家の自力による農村経済復興をはかろうとしたものであり、「自力更生運動」とも呼ばれた。

青森県における経済更生運動は昭和七年頃より開始される。農林省では全国の町村の約半数を経済更生計画樹立指定町村としてその運動を行なわしめる予定であったが、これを受けて青森県では昭和七年より一三年までの間、三市を除く一六三町村全部を指定してそれぞれ更生計画を樹立している。

一般にこの運動は一種の精神運動でもあり、折からの軍国主義の支配体制固めの流れの中で、農民を「挙国一致・国難打開」の戦争体制に組み込んでゆく運動へとしだいかえられつつあった。その内容は、農事の改良、協同作業の推進、副業の奨励、さらには冠婚葬祭などの生活改善、教育改善などの全般に及んでいる。

しかしこうした農村救済策が実効性を有しないままに終始する中で、我国は益々戦争を拡大していた。戦争は農村社会に二つのものを求めていた。「一つは食糧の増産であり、他の一つは人的資源の培養と供給であった」〔青森県農地改革史〕二六二ページ。食糧増産は、直接軍需品としてだけではなく国民生活安定、低物価政策遂行上からも戦時農業政策の中心的課題であったが、現実には幾つもの矛盾の中で極めて困難な課題でもあった。その矛盾とは第一に農村からの労働力の移動であり、これには兵員としての徴発、軍需工業への動員、大陸建設のための離村、国策としての満州移民があった。

満州移民などは、初めは過剰人口の送出という事から農村に受け入れられてきたのであるが、もはやその必要性の無くなった時期においてさえ国策として強行され、かつ農村更生運動の一環として位置づけられていた。かくして農村の人口は中堅労力を失ない、残されたものは当然に女子と老幼にすぎなくなる。かくしてこのような労働力の減少は、農業経営の弱体化、耕地の過剰という現象となつてあらわれてくる。農村の「自己崩壊」の危機が急速に深刻化してきたのであった。なおこうした背景の中で従来の地主・小作関係はそのままでは維持出来ず、幾分は小作人の主張の通るものになってきた。これはさらに昭和一六年に食糧統制・確保上から小作料が金納制に改められ、しかもその価格が公定制に切りかえられるという一大変革により一層強められてゆき、あの強固な地主制度は徐々に解体していたのである。「戦後における農地改革の実質的準備はじつはこうした戦争体制の中でなされてきたものであり、これは歴史の皮肉というほかはない」〔近代秋田の歴史と民衆〕二〇六ページ）といふのである。

第二の矛盾は、肥料と農耕馬の不足であろう。農耕馬の減少は軍馬としての徵発の結果、あるいは飼料不足によるものであった。肥料不足は化学肥料、大豆粕などの輸入の減少と国内肥料工業の軍需工業への転換、家畜及び労力不足による堆厩肥の減少、漁獲高減少による魚肥不足などによるものである。肥料、特に金肥不足は農業生産の低下を大きくしたのである。

さらには第三に、その他生産資材の入手難、第四に低物価価格政策から農産物価は抑制されかつ供出対象となつたことによる生産減少、第五には耕地自体が軍事関係施設のために潰されたこともあげられる。

かくしてここに昭和一六年一二月農業生産統制令が公布され、これにより各農家の作付並びに労力が一定の計画に従つて国家統制されることになった。そして同時に「皇国農民ノ維持培養ガ不動ノ国策」であるという認識の下に、「農村が最も優秀なる兵力及び労力の供給源たる現状に鑑み、内地人口の一定数の維持を図るとともに、日・満・支を通じ内地人口の四割はこれを農業に確保する如く措置する」目的をもつた皇国農村確立運動が、昭和一六年以降促進されていく事になった。この運動の中心は、標準農村設定、修練農場組織そして自作農創設であり、農本主義的精神運動と安定せる小農経営の創設をめざしつつ、食糧増産と「健民健兵の培養地」農村を創り出すとするものであった。

この運動の中心課題は当然自作農創設にこそあった。この作業は、国内における自作農創設だけではなく、国内においては自作化の道を断たれている小作農に対しては、中国から略取した「満州及内地開発農地へノ分村」計画が用意されることになった。内地では自作農への道を絶たれたこれら小作人が、満州の地で「晴れて」自作農

となり、「民族協和の確立達成」「東亜防衛ニオケル北方拠点ノ強化」「日滿ヲ通ズル主要食糧自給力ノ充実確保」を担うことになったのである（暉峻衆三「皇国農村確立と自作農創設政策」『一橋論叢』所収）。こうした移民の人々が敗戦とともに悲惨な生活につきおとされた事は周知のところであらう。

ところで先述の如く軍事動員、労務動員や満州開拓移民等により農村から人口が流出し、その結果農業人口は減少したが、農家戸数そのものは依然増加傾向を示した。そのような人口減と戸数増というアンバランスは、農業そのものは放棄されることなく、残った家族で経営されたこと、第二に食糧難による耕地の確保、第三に統制経済による転廃業や戦災・疎開による帰農増が原因であった。そしてこのことが農業における兼業化と零細経営化をもたらした事は言うまでもない。かくして皇国農村確立運動は挫折を余儀なくされるのであった。

こうした中でいわゆる新体制運動が進められるのであるが、それは政治面では大政翼賛運動であり、経済面では東亜アウタルキー経済の編成であった。その一環として農業の再編成が要請されたのであるが、上述の如き事情の下では声のみ高く結果をみないままで終戦を迎えたのであった。唯一、農業団体の統合のみは進展した。中央においては、昭和一八年三月に農業団体法が公布され、中央農業会、全国農業経済会、農林中央金庫の三本建てとされ、地方は市町村農会、道府県農会に夫々統合されることになった。青森県でも昭和一九年二月以降九月末までに一六三市町村で農会の設立があった。

戦争の深刻化は必然的にインフレを招くものであった。政府の諸政策にもかかわらずインフレは日増に悪化していった。農業生産は悪化の一途をたどり昭和一六年の凶作、二〇年凶作により大打撃をうけた。しかし農家経

済はこれとは逆比例して好転、昭和初期以来の負債の重圧から脱却をはじめたのである。勿論この農家の繁栄は農業生産力増大の結果ではないのであり、これは結局は農業自体の崩壊の途でもあった。

(二) 天間林村における農村経済更生運動

——天間林村の昭和十年代の状況(一)——

本節第一項においては昭和一〇年代の全国的ないしは青森県の農村社会の動向を概観してきたが、以下では天間林村における状況を具体的に検討しよう。但しあくまでも資料的に許されうる範囲内においてであり、全面的な検討は後日に期さなければならない。

まず最初に農村経済更生運動についてみよう。

先述の如く農村経済更生運動は、昭和七年以降本格的に展開されたのであり、青森県でも昭和七年より一三年にかけて県内各町村を指定し運動の遂行をはかっていた。天間林村は昭和一一年に県により指定村とされている。ところで天間林村の場合、この指定を受ける以前より経済更生運動の計画は持っていたようである。すなわち、『経済更生計画書』(謄写刷、年月日不明だが、記載事項より昭和一一年頃の印刷であろうと思われる)に「本村ハ始メ昭和七年経済更生計画ヲ樹立シ統制アル組織ノ下ニ計画ノ実行ニ努力セシモ打続ク凶作ノタメ一頓座ヲ来シタル所偶々県ノ勸奨ト相俟ツテ計画ニ再検討ヲ加ヘ時難ニ即応セル計画ノ樹立ヲ見ルト同時ニ県ノ経済更生指定村トナリ…」とのべられている。

こうして県の指定村となった天間林村は同年経済更生委員会が設置され、さらにこれは日華事変の深刻化の中

で一層の拡充がおこなわれている。この委員会は、経済更生運動推進の主体であるが、その権限、組織について『委員会規程』よりみておこう。

第一條 省略

第二條 本會ハ本村ノ經濟更生並ニ重要産業政策ノ實行ノ徹底ヲ圖ルタメ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、經濟更生ニ關スル事項（以下四項目列挙されている）

二、重要産業政策ニ關スル事項

(一)重要農林水産物ノ生産維持増進ニ關スル綜合計画農林水産業ノ經營ニ必要ナル物資ノ配給及勞力ノ需給調整計画ノ調査審議

(二)前項ノ實行ニ關スル指導督励

(三)其ノ地重要産業政策ニ關スル事項

第三條 本會ニ左ノ部門ヲ置ク

統制部

教化部

經濟部

経営部

天間林村史

第四條 (略)

第五條 會長ハ本村長ヲ以テ之ニ充テ、委員及専門委員ハ左ノ者ノ内ヨリ會長之ヲ委嘱ス

一、農會、産業組合、漁業組合、農事實行組合、其他産業及教化各種団体ノ関係者

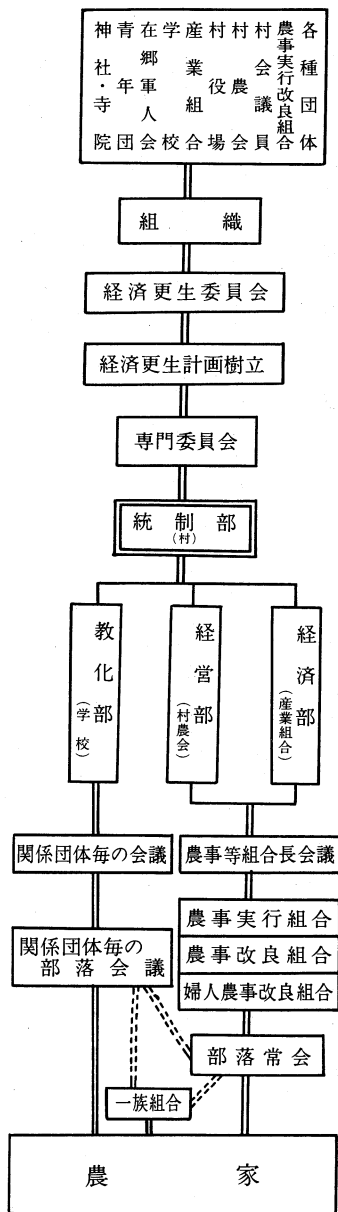
二、村會議員及吏員

三、學校教職員

四、其ノ他適當ナル者

第六十條 (略)

さらに指導および実行統制組織図は次の如くである。



こうしてみるとこの農村経済更生運動は、村全体のあらゆる指導部をまき込んだものであり、単に経済的、産業的運動にとどまらず政治的、思想的なものであったことが明確に読み取りうるだろう。そして、このような体制が広汎に樹立され、それを上部機関、権力がにぎるならば、一元的な全国的農山漁民支配体制として結実することになることは先述の如くである。

計画実行の場合において、天間林村において比較的重要視されているのが「一族組合」である。「更ニ本村独特ノ計画タル村内各部落二十人程度ノ一族ヲ以テ組合ヲ組織セシメ農産業ハ勿論各般ニ亘リ活躍セシムル」とある。但しおそらく昭和一三年の印刷と思われる『経済更生計画及其実行費調』ではこの「一族組合」はなく、代つて「三十名程度ノ連帯責任ヲ負フ実行組合ヲ設置シ」とあるが、この「実行組合」は先の「一族組合」と同一的発想のものであると考えられる。経済更生運動は、こうして血縁的關係に基づく「協同体」を、末端の実行組織と位置づけつつ統制していったのである。

さてそれではいかなる計画を以て実行してゆこうとしていたのかであるが、この場合前掲『計画書』と『実行費調』とを比較してみると、後者の方が極めて一般的であり、おそらく他の町村同様の計画を中心としていると思われるのに対し、前者はやゝ趣を異にするところも見うけられる。以下その点を中心として紹介しよう。

まず計画の中で「天間林村更生計画ノ特色」なる項目が挙げられ、それには、(一)耕種法ノ改善ニ依リ農作物ノ増収、増収ニ依ル収入金ヲ土地引戻費ニ充当セシム (二)化学肥料ノ駆逐徹底ヲ期ス、従来ノ化学肥料代金ヲ貯蓄セシメ保健費ニ充当セシム (三)副業ノ奨励徹底ヲ期ス、副業ニ依ル収入金ヲ負債整理費ニ充当セシム とあり、

これらを見るならば、この計画は貧農小作人からの脱却を、自からの努力の中で行つていこうとしている姿が読みとれるのである。こうした点は、経済更生運動を考えてゆく時重要であり、最終的には皇国精神・建国の大義にすり換えられてゆくこの運動は、初発にあつては必ずしもそうしたものではなかったと言いうるのである（寺島六郎「北海道における経済更生計画」『史流』一五号参照せよ）。

かかる計画も昭和一三年になると他町村と比較して差したる特徴なきものと變つてしまつてゐる。すなわち『実行費調』によるならば、

- 一、適正規模経営実験農場設置
- 二、作物増産施設
- 三、畜産改良施設
- 四、耕地改良施設
- 五、販売統制施設
- 六、農道改修
- 七、負債整理組合設置
- 八、満州移民奨励

の八項目が計画大綱であり、これにより天間林村の経済更生を図るというものである。昭和一一年当時のものに比べて具体性に欠けるくらいが強いものと言いうるのであろう。

第100表 満州開拓民及び青少年義勇軍送出調（昭和9—17年）

天
間
林
村
史

	昭和9 ～14年	" 15年	" 16年	" 17年	計	昭和18 年計画	
一般開拓民	集団	427	63	77	75	642	255
	集合	58	186	139	151	534	152
	計	485	249	216	226	1,176	407
林業開拓民	…	…	…	…	153	…	
青少年義勇軍	476	179	233	240	1,128	350	

県調査「一般開拓民青少年義勇軍送出統計表」により作成。

註 林業開拓民の年度別内訳は判明しない。義勇軍送出数は13年度からで13年371、14年105である。
（『青森県農地改革史』より引用）

こうして昭和一三年にはおそらく最終的計画が決定し、経済更生計画の目標年度すなわち五年後の昭和一八年をめざして具体的に動きはじめようとしたのであろうが、しかし先述の如く、時すでに戦争は深刻化するのみで、かかる計画も、ひたすら精神運動へと傾斜させられていくことになったのである。

(三) 天間林村からの満州移民の実態

——天間林村の昭和十年代の状況（Ⅱ）——

(1) 満州農業移民

満州移民計画は、当初は専ら農村部における二、三男対策であり、いわば過剰人口のはけ口と、満州における自作農創設という経済上の理由を背景に推進されたものであり、特に東北地方や長野県などの農山村からの移民が多かった。しかし戦線拡大の中では、対ソ連戦へのいわば「屯田兵」としての役割を担なわされつつ、さらにもはや労働力が不足しつつある農村では国策的観点からのみ強行されていたのであった。

青森県からの満州移民の数をあげれば上表の如くである。

第101表－1
引揚者の世帯数

	世 帯
満 州	63
樺 太	32
中 国	3
朝 鮮	2
台 湾	2
不 明	2

※中国とは「満州」を除く、現中華人民共和国の地である。

またこれら移民はそれぞれ団体をつくって入植したが青森県関係は、合計五四団体、戸数一、五一一戸、七、三〇七人となつてゐる（『青森県農地改革史』）。

さてこれらの中で天間林村に関係するものについて述べておこう。一体どの程度の人々が、満州へ移民、移住したのかを正確に知るべき資料はない。こうした中で『引揚者事実調査綴』は、幸いにも帰還しえた人々のみに関してではあるが、その一端を示してくれよう。

天間林村役場所蔵の『引揚者事実調査綴』によるならば、本調査がおこなわれた昭和三一年度において天間林村内における、いわゆる外地からの引揚者（家族）は、合計一〇四世帯にのぼつてゐる。その内訳は第一〇一表（一）の通りである。これら全てが天間林村出身であつたか否かは不明であるものの大半はそうであつたと考えてよからう。これら引揚者のうち満州以外の人々を簡単に追つてみると、中国からの三名は官吏、会社員、自動車修理工、朝鮮からの二名は会社員未亡人、公吏、台湾からの二名は、鉾山技師（一九年徴兵）未亡人、鉾山技師であつたものである。また樺太からの引揚者は、農業、林業、鉾業などへの従事者が多いが、これは大正より昭和にかけて渡つた人々が大半を占めてゐる。なおこれらの引揚者が、途中で夫、妻あるいは子供を失いつつようやく本国に帰りつゝゐることは、満州からの引揚者と同様である。

さて満州からの引揚者六三世帯についてまず現地での職業を示そう。（第一〇一表―三）

このうち農業関係者の大半が、いわゆる満州開拓移民である。所属団体名と人数を列挙したのが第一〇一―二表である。

第101表－2
満州開拓移民団

開 拓 団	世帯数
日の出開拓団	6
東北開拓団	3
古城鎮開拓団	3
長英屯開拓団	4
上学田開拓団	1
太平川開拓団	1
大八洲開拓団	1
二流開拓団	1
西弥栄開拓団	1
大東開拓団	1
大民開拓団	2
青森開拓団	1
老虎開拓団	1
北勇開拓団	1
その他、不詳	6
(合計)	33

第101表－3
引揚者(現地)の職業

職 業	世帯数
農業関係者	33(5)
満鉄関係者	5
官 吏	8(1)
会 社 員	7
軍 関 係	6
その他、不明	4(1)

(但し、世帯主が死亡してその家族のみの引揚者は、現地での世帯主の職業をあげる。また()内は、徴兵されていった数である。

注 官吏とは満州国関係を含む。

次に農業開拓団の渡満(移民)した年代は第一〇一―四表の通りである。

第101表－4
年別渡満世帯数

移 民 年	世帯数
昭和12年	3
13	9
14	5
15	8
16	4
17	1
18	3

先述の如く青森県関係者の移民は合計五四団体であったが、このうち少なくとも一四団体には天間林村出身者と思われる人々が参加していたのである。

(2) 開拓団の苦勞 ――日の出開拓団の場合――

天間林村出身者が最も多く参加しているのは日の出開拓団であるが、これに関しては、この開拓団の団長であった月館勝蔵氏により『満州開拓誌―青森日之出開拓団』(昭五三年)として編集、紹介されているので、詳しくはそれに譲り、ここでは極く簡単に紹介しておこう。本開拓団は満州(現

中国東北区）吉林省懷德縣響水村田家窪屯にあり、その位置はハルピンと奉天の中間に位置する鉄道・道路の便のよいところであつた。青森県内一戸から移民を募り、昭和一五年入植、計画では五〇戸のところ實際は二八戸しかなく、そのため一戸あたり六町の予定が十町歩の割り当てになつたという。こうした意味では入植条件は極めて恵まれた方であつただろう。しかしこの「恵まれ」た土地も実は満州人のものであり、それを日本が略奪し、日本人農民へと割り当てたものであつたことは忘れてはならないだろう。「満農より既懇地三百町歩を強制買収、其処に開拓者を入植させた。苦力達が良く、此の畑は私の畑であつたと洩らしていた。」（月館・前掲書六五ページ）とあるのはそれである。しかし入植して五年、比較的めぐまれていたこの開拓団も日本の敗戦により思いもかけぬ苦勞にみまわれるのである。ソ連軍の進駐、日本政府・軍の無責任な撤収の中で、ようやく日本への引揚げは昭和二〇年八月であつた。昭和一五年、自作農になれるという期待の中で、はるばる満州へ渡つた人々の夢はこうしてあえなくついでたのであつた。満州の地へ「王道楽土」を求めた人々は、戦後、再度故国日本において新しい土地へ開拓者として入植する事になる。（戦後編参照）

(3) 満蒙開拓青少年義勇軍

満蒙開拓移民と言へば、忘れてはならぬものとして満蒙開拓青少年義勇軍があつた。前掲開拓団のうち長英屯開拓団とあるのは、実はこの青少年義勇軍出身の人々の開拓団に他ならない。

一体この青少年義勇軍とは何であつたのか。今こゝは詳しくのべる場でもないので、例えば上笙一郎『満蒙開拓青少年義勇軍』（昭48）などをみていただきたいが、一言で言うならばそれは日本の侵略戦争の拡大の中で、新

たに獲得した治安不良の植民地へ、まだ幼い少年を武装させ、送り出すことにより戦線の一翼を担わそうとしたものであった。前掲書著者は、「世界史上まれなる児童残酷事件」であったとしている。青少年義勇軍の発足は、昭和二年一月三日の「満蒙開拓青少年義勇軍に関する建白書」が提出されたことに始まる。この文書の提出者は、農村更生協合理事長石黒忠篤、満州移住協会の理事長と理事（その一人がかの加藤完治）他であった。これを受けその年一二月には「満州青少年移民実施要綱」が作成され、翌昭和十三年一月にはそれを修正した「満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱」がつくられ、直ちに募集に着手したのである。青少年義勇軍の目的は、「（その）為さんとするところは、わが青少年を編成して勤労報国の一大義勇軍たらしめんがために、全満数ヶ所の重要地点に大訓練所を設けてここに入所せしめ、開拓訓練即教育、軍事教練即警備なる現地の環境に即せる方法によりて、日満を貫く雄大な皇国精神を錬磨せしめ、これをもって他日堅実なる農村建設の指導精神たらしめ、併せて満州農業経営に必要な知識技能を修練せしむる」ことであり、否それ以上に「あるいは将来の移民地を確保し、あるいは交通路を確保し、一朝有事の際には、現地後方兵站の万全に資する」ことが目的だったのである。

昭和十三年に第一次の募集が開始されるとマスコミもこれを大々的に宣伝し、また青少年も「内地よりは良いかも知れぬ」と思い、また一種のヒロイスティックな感情も手伝って続々と応募したのであった。第一次募集の場合は予定人員以上の応募があった。しかしこれも当初だけであり、その応募はしだいに減少し、主管官庁たる拓務省は、文部省を通して地方長官、学務部長に通達を出し、小学校・青年学校などから志願を勧誘させたのであった。

さてこうした中で昭和一三年の第一次募集に応募、青少年義勇軍として渡満した青少年の中には青森県出身者二〇〇名余、またその中には天間林村出身者が五名ほどいたのである。工藤政太郎、沢田真男、西野信治、疋勇次郎、市ノ渡鶴松の五名である。

彼らは昭和一三年三月半ばに三本木町での試験（身体検査などが主）をうけて合格、三月三〇日天間林村での壮行会を受け、四月二八日他の青森県出身者に合流、青森市を出発、翌二九日、茨城県東茨城郡下中妻村字内原の内原訓練所に入所する。県内出身者、また天間林村出身者も他県出身者同様多くは農民、特に小作農の二、三男であり、また年令も一四、五才から一七、八才と若かったのである。左表は義勇隊員の年令、学歴、家の職業の割合である。

第102表
義勇軍の年令・学歴・家の職業
(昭和14年2月)

年令(数え年)	%	学 歴	%
15	1	尋常小卒	4
16	10	高等小卒	47
17	30	〃 中退	3
18	19	青年学校卒	4
19	17	〃 中退	34
20	19	中等学校卒	2
21	3	〃 中退	4
22	1	そ の 他	1

家 の 職 業	%
農 業	77
商 業	8
工 業	5
官 吏	2
会 社 員	2
教 員	1
漁 業、その他	4
不 明	1

(上笠一郎 前掲書P.49
より引用)

例えば先の天間林村出身者中の一人、工藤政太郎氏は、当時満一四才の貧農層の長男であり、長男であるため親は志願を反対したが、「狭い土地より新しい土地に行き生活する方が視野も広まる」と考え志願するが、その場合、当時の天間館小学校校長白浜末吉氏の勧めも大いに働いたという（工藤氏談）。
ところでこの内原訓練所とはかの加藤完治が所長をする満蒙義勇

軍の唯一の内地訓練所であった。組織は全て軍隊にならって編成されていた。そして訓練・生活もまた同様に軍隊式であった。ここで約三ヶ月の訓練を青少年は受けるのであった。青森県出身者は第一大隊第四中隊に所属した。

さて内原での訓練が終り、彼らは昭和十三年六月三〇日内原を出発、七月七日神戸港より渡満する。七月五日には大連に上陸、七日に吉林省永吉県双河鎮取柴河の訓練所に入所する。以後仮設のアンペラ小屋を宿舍としながら本宿舍建設にあたらなければならなかった。食生活も十分ではなかったらしく、病死者がしばしば出る有様であった。そして時にはノモンハン事件のためソ満国境警備にも派せられることもあった。また所内での生活改善をめぐるイザコザもあったと言われる。こうした中で昭和十六年には北安省綏稜県双泉鎮村長英屯に入植が行なわれる。しかしこの頃より団員は入隊・応召のため次第にその数を減少させていった。昭和二〇年七月下旬になると男子は殆んど応召されたのであった。

(以上の記述は、工藤政太郎氏よりの聞き取りと、氏より拝借した『取柴河拓友会々員名簿』中の年表によった) 青少年の夢『新天地で地主になれる事、あるいは視野を大きく持てる事はこうしてあえなくついえ去ったのであった。なお、昭和十三年の第一次青少年義勇軍につづいて、昭和十四年の第二次隊にも天間林村からは四名(天間盛蔵、築田七郎、天間松男、鳥谷部等)が参加したことが『中嶋信日記』より判明する。(但し『引揚者事実調査票』には、うのうち築田氏のみがあり他三名はない。あるいは再び故国に帰ることがなかったのだろうか。)この様に天間林村からも年々何名かの青少年が満蒙開拓青少年義勇軍に参加したのである。

(4) 白浜末吉氏と満蒙開拓青少年義勇軍

さて我々は本項の最後に白浜末吉氏の人と思想なりを若干とも取りあげておこう。何故ならば、氏の思想やその行動の中に、当時の満蒙開拓に寄せる日本人の意識・考え方を探りあてられるであらうし、また氏の感化の下、少なくとも第一次青少年義勇軍に応募した青少年がいるからである。

白浜末吉氏は大正一〇年三月青森師範学校卒業、その後広島高等師範に入学するも間もなく中退、大正十一年一月上北郡城内尋常小学校訓導になり、以後上北郡内の小学校に勤務、昭和七年三月三十一日付にて天間館尋常高等小学校校長として就任する。以後満六年この職にあり、昭和十三年三月県社会教育主事補となり、一四年四月これを退職、翌一五年四月満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所入所、同六月ハルピン幹部訓練所入所、同一〇月満州開拓青少年義勇隊寧安訓練所大隊長として赴任、昭和二〇年一月八日留守部隊長として小ハンドルにて病死した。

白浜末吉氏の教育（論）は、一般には「農業重視の労作教育」だとされている。それは当時から有名であり、県下はもとより県外からも多くの人々が視察に訪ずれ、その中には小原国芳もいたという。

この労作教育とは一体具体的にはどういうことを、白浜氏自身の述べるところから紹介しておこう。

白浜氏はまず当時の教育のあり方が「知情意の円満に発達した、形式的自由人の養成にあり」したがって「教育は甚しく現実の生活を軽視し或は無視し、アカデミックな教養を尊重して、之に終始した傾向があった。其結果形式的な、知識が徒らに博く、而も實際的には、何等の仕事も出来ない有閑階級的人間の養成に終った」として

批判し、今やその時代的要請する教育は、「有為有能な實際的人材の養成」であるべきで、その方法は「王陽明の事上磨練の原理に多大の共鳴点を有し、……知行合一の動的体験的教授」にあるべきだとし、その場合具体的には「農業的作業又は行動程其の教育的価値が、現代的にも将又本来的にも高い教育は他にないと思ふ」と主張する。かくして旧来の教育（方法）『有閑階級の間養成から、新時代的要請する教育』農業的作業又は行動を基底とする教育への転換を主張する白浜氏は、以下さらにこの農業の教育的価値について各論的に展開する。まず小学校教育における農業の意義として「農業程、抱括的であつて、然も多趣なる仕事はない。人間意識の多方面を包含し、之を充足させる仕事としては、農業は有ゆる仕事^{マヤ}の最上位にあるものと言ひ得る。此の意味に於て、農業は多方面にして、然も豊潤なる直観を與へるもの」であり、「小学校教育は、人間發展の基礎的な部門を授與し、育成するにあるから、従つて豊富なる直観を与へる事が、此の教育の重要な一部門でなければならぬし、……総合的有機的な生活に依つて、児童の生活を、陶冶する様に組織立てられる事が、必要である」ことから、「小学校教育の中に、多分に作業的、行動的な而も豊富なる直観と、健全な経験を與ふる農業生活を、採入することが要請されなければならない」と主張する。

第二に宗教教育と農業の関連である。この場合、白浜にとつて神が絶対的、全的存在であり、有限、相対的である個としての人間が、これを對象的に肯定し、渴仰し、これと一致しようとするところに宗教が考えられるとされている。かかる「神」の存在を感得せしめるところに宗教教育があるとし、それに対し農業は大自然という偉大なる神秘を對象とするものであり、「此の超科學的世界の認識、及びそれに依つて生ずる神秘的驚異」に「宗

教心の萌芽を見得る」のであり、したがって神の存在の感得という宗教教育はまた農業を通じてこそ深められるとしている。

第三に道德教育と農業においては、先にみた当時の教育への批判の中から、「人格修養をなすべき道場」としての学校を提唱、「農業的作業行動には修養の道場としての学校に於て、其の道德教育上に、重大なる価値がある」とした。農業こそが、「愛と同情の心」を自然に養成してくれるものであり、この「愛と同情の心」こそが道德の根源であると考えているからである。

第四に、作業教育と農業においては、作業教育とは、手工的労作^Ⅱ製作を目的とした機械的労作と、農業的労作^Ⅲ育成を目的とした愛の労作とがあるとし、従来の主張からも、特に後者を重視するのである。

最後に、農村教育と農業においては、農村という具体的な地域社会における学校教育の在り方を論じており、学校教育を通じていかに農村社会、あるいはその生活基盤たる農業を尊重する人間を養成するのかという問題であり、結局は学校教育（宗教教育、道德教育を含めての）を農業を基底にすえた教育様式に編成することによりその解答を得ることになり、と同時に農村教育者自身が、農村の全ゆる側面に精通すべきことも求められているとして、「国家社会の健全なる発達^Ⅳは、農村の充実と振興の基礎の上にのみ可能」であり、農村教育者は、「日本教育の建直の使命を担ふものであり、現代社会問題解決の唯一の眞の鍵は、農村教育者に依つて握られてゐる……」と述べるのであった。

以上が白浜氏自身の口述せる彼の教育（方法）論の要約的紹介である。

ここには今日にも通じる教育上の問題も含まれていよう。すなわち、例えば徒らに「知情意」すなわち学力上の優秀さのみを追う教育への批判があり、労働、地域社会に対する尊重を教育を通じて行なうことの必要性が主張されている。しかしこの場合「知情意」の発達を「形式的自由人」として退りぞけ、王陽明的知行合一を以って一つの教育の目的とする事などにはやはり大きな疑問が湧くところであろう。また、当時の社会状況からして農村の尊重を主張、ために教育への農業の採用は一面の正しさを有するとしても、その農業が、「全ゆる仕事の最上位にある」とか「没我的犠牲的愛」を進めるものだとか、「神」の存在への感得への導入であるとか、「愛の行為」であるとか主張するのには問題がなくなかろう。ここにはある種の「農本主義的教育論」をみざるをえないのである。

では白浜氏の教育論が当時の天間林村においてどれほどの影響力を持ったのだろうか。その全体を知ることはい出来ぬが、当時の生徒、あるいは部下教師の想い出などから判断すると、かなりの影響を持ったようである。そしてまた白浜の教育実践の場が、学校という狭い場にとどまらず、青年団などの教育を行なったこともあり、村内にも大きな影響を及ぼしたようでもある。彼が天間林村を去ることを決定した時、村人達が毎日のように村に留ることを請願に來たと言われている。勿論しかしこの事を以って白浜氏の教育（方法）が村民に理解されていたとは言いえぬであらうけれども。

ところで、我々としては、何故に白浜氏が満蒙青少年義勇軍への参加を生徒に推め、さらに後には自からがその幹部指導者として参加したのかという問題を若干なりとも考えなければならぬ。つまり白浜氏への弔詞において大

井晴雄が「君が青年立志時代から思索し哲学した、日本精神東洋倫理の実践は、大陸発展満蒙開拓に恰好の舞台を発見した」のは何故なのかという点である。

この点を考える時、ある程度参考になるのは、加藤完治すなわち満蒙開拓青少年義勇軍の創案者であり、かつその訓練所たる内原訓練所の所長であった人物の思想である。加藤は、農業こそが人間生命の根本と信じ、その農業の発展のために、特に土地を所有せぬ農村の二、三男の身の立て方として、広大な土地をもつ中国大陸への移民を考え、かくして「(中国大陸へ)日本人が乗り込んで日本農民の本分を尽すことは、堂々とやってよい」として、ついに鞏固な植民論者となったのである(上笙一郎前掲書)。

白浜氏が加藤と全く同一の思想を持っていたか否かは、今直ちには断定出来ぬ。特に加藤と同じく大陸移民―植民論者となったかどうかは全く不明である。しかし少なくとも白浜氏の農業をして教育の要めとする発想と、加藤の農業は善なりという思想とには基本的同一性があることだけは確かなようである。ここに一つの解答がありそうである。

白浜氏の天間林村におけるいわゆる労作教育は、例えば保育所の開設により児童の勉学への集中を助け、青少年の社会教育を通じて健全なる発展を図るなど、多方面にわたっており、それらの中には今日からしても賞讃すべきものも多くあるのも事実である。白浜の様々な業績と思想を、今日の我々は継承すべきものと、そうでないものとに峻別していかなければならないのである。

(以上の記述にあたっては、白浜達也編『偲ぶ——白浜末吉三三回忌記念——』(昭五二年)、天間館小『百年の

歩み——天間館小創立百周年・閉校記念誌（昭五二年）を参考にした）

なお白浜氏が天間館小学校在職中にその部下教員の一人であつた中野茂治氏も、また同じく開拓青年義勇隊の指導員として渡満している。彼が中嶋信氏にあてた手紙で、義勇隊は「生活即教育、教育即勤労」を実施するところだと述べているのところに、白浜氏の思想と満蒙開拓義勇軍のもつ思想性の一斑との一致を見い出すことも可能である。

（四）その他戦時下での農業問題

（1）『昭和十九年度上北郡農作物総合生産計画』の紹介・分析

戦時下における農業は、全て統制下のものであり、したがって県農会―村農会―農事実行組合―各農家という順序にて上意下達的にその計画が命令、実行された。ここでは、その一例としての、昭和一九年度における上北郡の総合農業計画を紹介し、あわせて問題点を探りあてよう。

一、昭和一九年度農作物総合生産計画樹立方針

（一）食糧ノ自給自足態勢確立

（二）前項ノ目的達成ノ為適地適産

（三）生産ノ完遂ハ農民精神ノ昂揚ト耕種改善

二、生産計画内容

(一)米穀

(イ)昭和一八年作付面積ノ確保ハ勿論極力不耕作田ノ解消開田ノ完遂

(ロ)耕種改善ノ徹底

(ハ)土地改良事業

(ニ)通苗代ノ全面的跡作励行

(ホ)〔……前年以上の増産〕

(二)畑作

一、総括

(イ)主要食糧作物軍需作物並ニ生活必需蔬菜ノ生産確保ヲ図ルタメ土地利用ノ高度化ヲ期スル様作物配置ヲ行フコト

(ロ)土地利用ノ高度化ヲ図ルタメ既耕地ノ作付ハモトヨリ凡ユル空荒地ヲ開発利用セシムルト共ニ果樹園等ノ間作輪作法ノ改善等ニ依リ寸土ト雖モ休閑セシメザルコト

(ハ)耕種改善ノ徹底化

二内譯

1 甘藷、馬鈴薯

(イ)食糧ノ確保喫緊ノ現状ニ鑑ミ馬鈴薯ハ…増殖シ…

(ロ) 増殖ハ：新産地開拓ニ努ムルノ外特ニ果樹園ノ下作等ヲ実施ス

(ハ) 管理ハ周到ヲ期ス

(ニ) 甘藷ハ生産力高位ナル適地ニ割当ヲ多クス

2 大豆

(イ) 前年計画面積ニ比シ：増殖シ

(ロ) 土地利用率ノ向上ヲ図ルタメ間作大豆ノ普及

3 大麻

(イ) 労力需給事情ヲ考慮シ前年度計画面積ニ比シ減反スルモ軍需重要資材ノ重要性タルニ鑑ミ耕種法ノ改善実励行反当収量ノ向上ヲ期スルコト

4 必需蔬菜

(イ) 蔬菜ノ生産ハ貯蔵性ヲ有スル大衆的蔬菜ニ主力ヲ注グ――

(ロ) 軍需蔬菜ノ生産ニ重点ヲ置キ

(ハ) 農商省割当海軍部隊納入蔬菜ニ付テハ特ニ供出ノ円滑確実ヲ期ス

(ニ) 縣内軍需蔬菜ノ供出ヲ円滑化セシムル

5 飼料作物

(イ) 玉蜀黍ニ付テハ：増殖シ：

天 間 林 村 史

(ロ) 燕麦ニ付テハ：増殖シ：

6 緑肥作物

(イ) 化学肥料用量逼迫ニ対シ青刈大豆ヲ作付シ地力ノ維持増進ニ努メ：

(ロ) 反当三〇〇メノ生産量ヲ絶対的ニ確保スルコト

昭和一九年度農作物綜合生産計画実施方法

一 計画樹立ノ適確徹底ヲ期スル――

(県、県農會の指導を受け、各市町村農會さらに部落団体において生産計画を二月中に樹立すること)

二 農民精神ノ昂揚ヲ図ルコト

(一) (決戦下食糧増産ノ重大使命ヲ自覚)

(二) 部落ヲ単位トシテ連帯責任

(三) (精神昂揚は特に收穫量の引揚げに集中すべき)

(四) 自作農ノ創設小作料ノ適正化ヲ図リ増産熱意ノ向上ニ努ムル――

三 耕種改善ノ徹底

(一) (七) (計画の樹立、指導の徹底、講習會、共進會、品評會の開催などにより)

(ハ) 勞力需給調整

(イ) 共同作業・共同炊事

(ロ) 畜力・機械力ノ利用・共同利用

(ハ) 労働力ノ調整

(ニ) 学徒・非農家等ノ勤勞奉仕強化

(ホ) 集団移動労働

(ヘ) 婦人ニ対スル農業技術ノ普及向上

(九) 生産資材ノ適正円滑ナル配給

(十) 水利ノ改善

(十一) 農業統制等ノ適正ナル運営

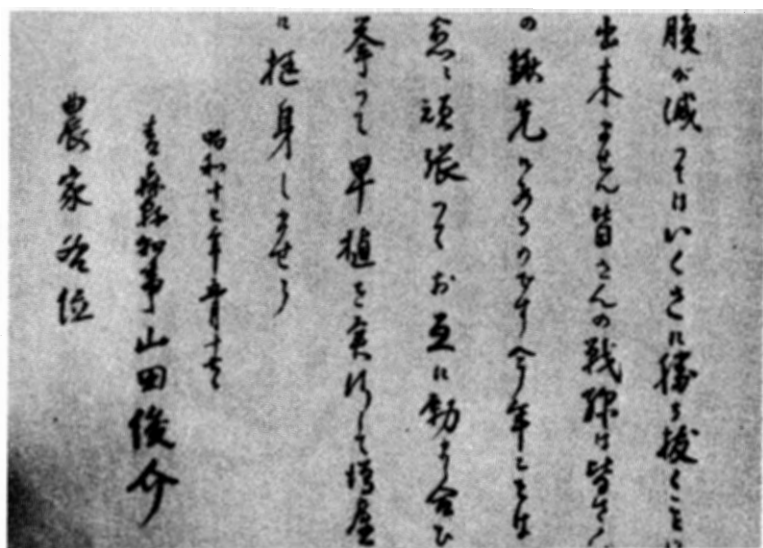
四指導組織ノ運営ニ万全ヲ期ス――

五成績優良ナル市町村、部落表彰スル――

さて以上の概略紹介より我々は何を知りうるか。

第一には労働力の決定的不足の中で、食糧、軍需品の増産に当らなければならぬ農家の姿であり、第二には生産物に対する統制の強化であり、第三にはそのための指導の強化の実態である。

だが労働力不足、金肥不足、その他生産資材の如何ともしがたき不足の状況において、増産第一主義の追求のた



青森県知事より各農家へあてた檄文

めには、結局のところ「農民精神昂揚」を第一にかかげなければならず、さらには部落などの「協同体」的組織の再生とその利用、運用をはからねばならなくなっている。だが同時にかかる精神主義の限界から、より実効性のある政策——自作農化、小作料の適正化などもかかげざるをえなくなっていることは注目に値いするところである。

(2) 農村労働力の減少とそれに伴う問題

先述の如く、戦争の拡大の中で農村における労働人口は急速な減少をみせたのであり、したがって満州移民政策などは、矛盾を含む政策であり、結局は国策として強行されたにすぎなかった。天間林村からも多くの出征兵士が送り出され、また満州移民もさほどではないにしても送り出されつづけた。それは天間林村における農村労働人口の減少を引き起す事以外のなにもでもなかった。長野県下などではよくみられた、いわゆる満州分村計画は、天間林村においても同様に計画され、その事は農村経済更生計画の



勤労奉仕による田植え作業

一つともなり、かつ昭和一四年頃にはかなり具体的な計画すらみられたらしい〔中嶋信日記〕が、しかし具体的に進展しなかったのは、ほかならぬかかる事情のためであった。

かくして村内の地主層も日常的に小作人の減少におびやかされてくる。『中嶋信日記』にも毎年のように中嶋氏の所有地の小作人より、その小作地返還を申し出る者がいる事が記されているのもかかる事情からであった。

労働力の減少は第一には農村の男子労働力の減少を意味するものであるが、このことが次には農村労働力としての女子労働力の需要を増大させるのも必然の成り行きであった。かくして女子は、不慣れな重労働にも従事することになったり、あるいは農作業のエキスパートとなるための訓練を受けることになった。かくして女子馬耕大会の開催、女子農事訓練所の開所などが行なわれたのである。

さらにはいわゆる勤労奉仕隊が結成され、児童、生徒による労働奉仕、あるいは様々な報国隊、食糧増産推進隊など

が農業労働に従事せしめられたり、あるいは村内の各部落毎で出征兵士の留守家族への労働奉仕を行ったり、また出征遺族援護地主会なども結成された。しかし労働力の不足は如何ともしがたいところまで来ていたのである。

(3) 供出制度の厳しさ

戦争の長期化とともに多くの国民は生活の困難にあえぐ事になるが、農民は、かかる国民一般の食糧を担い、かつ軍需品の生産を担わなければならず、それも毎年いわば一方的に押しつけられる量を供出という形で生産、出荷しなければならなかった。

米穀を始めとしてほとんど全ゆる作物を家族消費量を除いて全て供出せねばならず、その量の確保のために農民は全力をあげたのである。

にもかかわらず、その取り立ては厳しいものであった。榎林の中村専右衛門氏は「まるで昔の悪代官の取り立てのようだった」とその厳しさを語っている。供出の促進を図る目的を持って農民は小学校などの建物にあつめられては精神訓話を聞かされている。そうした場合、天間林村には七戸警察署々長がやって来て、供出促進・拡大を主張したという。ある時には「百姓は豆カスを食べゝにんじん、ごぼうの葉を食べゝ」とまで言ったという。こうした態度には、村内の供出促進には在郷軍人分会長として先頭をきって協力していた中嶋信氏すら「大きな怒りを感じた」と、その日記に記している。

増産増産の大合唱、しかしそのための生産手段は満足ではなく、専ら結局は精神力の問題とされ、苦勞の末の生産物も、時には自分たちの消費分すら供出として没収されかねなかったのである。

ちなみに昭和一五、一六年の供出高は次の如くであった。

各農家はこうした供出目標をたてて努力した

増産達成		米英撃滅	
種類	数量	種類	数量
昭和十九年度生産目標			
小麦	一〇、〇〇〇俵	小麦	一〇、〇〇〇俵
大麦	五、〇〇〇メ	大麦	五、〇〇〇メ
粟	三、〇〇〇俵	粟	三、〇〇〇俵
稗	二、〇〇〇俵	稗	二、〇〇〇俵
雑穀	一、〇〇〇俵	雑穀	一、〇〇〇俵
豆	一、〇〇〇俵	豆	一、〇〇〇俵
蚕糸	一、〇〇〇俵	蚕糸	一、〇〇〇俵
生糸	一、〇〇〇俵	生糸	一、〇〇〇俵
絹	一、〇〇〇俵	絹	一、〇〇〇俵
綿	一、〇〇〇俵	綿	一、〇〇〇俵
羊毛	一、〇〇〇俵	羊毛	一、〇〇〇俵
皮革	一、〇〇〇俵	皮革	一、〇〇〇俵
紙	一、〇〇〇俵	紙	一、〇〇〇俵
鉄	一、〇〇〇俵	鉄	一、〇〇〇俵
鋼	一、〇〇〇俵	鋼	一、〇〇〇俵
銅	一、〇〇〇俵	銅	一、〇〇〇俵
鉛	一、〇〇〇俵	鉛	一、〇〇〇俵
鋅	一、〇〇〇俵	鋅	一、〇〇〇俵
錫	一、〇〇〇俵	錫	一、〇〇〇俵
銀	一、〇〇〇俵	銀	一、〇〇〇俵
金	一、〇〇〇俵	金	一、〇〇〇俵
その他	一、〇〇〇俵	その他	一、〇〇〇俵
計		計	
一〇、〇〇〇俵		一〇、〇〇〇俵	

	昭一五年	昭和一六年
管理米	一〇、一〇〇俵	一〇、〇一五俵
大麻(精麻・皮麻)	五、五〇〇メ	五、五〇〇メ
ナタネ	三、〇五〇俵	三、〇三〇俵
小麦	一三三俵	二二〇俵

このような多くの矛盾・困難を民衆に強制しつつ遂行された戦争も、昭和二〇年八月一五日をもって日本の敗北に終わった。我国はこれ以後新しい日本、すなわち自由と民主主義の国づくりへと進むのである。

第十二章 戦前の教育

第一節 幕末期の教育

幕府や諸藩は、当初支配階級の政治的、経済的地位を保持するために、庶民に対して文盲政策をとったが、国内経済が発達し、町人階級が経済上の実質的権力をもつようになると、庶民の側からの教育に対する要求が高まってきた。

庶民の教育機関のうち、もっとも普及したものは私塾と寺小屋である。私塾は諸学派に属した学者が門戸を構えて士庶に専門の教育を施すために私宅等を開放したものである。これに対して寺小屋は、鎌倉時代以降、学問を修業する場所が寺院であったことから寺は学校の俗称となり、さらに江戸時代にはいると、僧侶のほかに武士・浪人・医師・庶民らが自宅で庶民生活に必要な読み・書き・算盤等を教えるようになったことから、これらを寺小屋と呼ぶようになった。本県の場合は、僧侶や修験者（神官）・医師らが地域社会に奉仕の意味で開設したものが多かったようである。

寺小屋の全盛期は天保年間から慶応年間にかけてであり、本県においても多くの寺小屋が設立されてほとんど全村に普及し、大字に数カ所設置された地域も稀ではなかった。寺小屋のほとんどが一教室、一教師制であり普

通、二、三〇人から四、五〇人の児童を擁していた。入退学は全く自由で、年齢も決まっていなかったが、男女とも五、六才で入門し、四、五年間通学した。〔青森県教育史〕より〕

本村における寺小屋は次のようなものがあつた。

●榎林村塾 中林専右エ門（儀三治氏の祖父）旧幕時代村童を集めて家塾を開き子弟を教育すること二十余年間、氏の門弟にして当時の有識者として知られたもの多数なり。（榎林小百年誌）

●荒木田塾 荒木田政吉先生前者の後を引継ぎて村塾を開き、学制頒布の時まで十四、十五年間郷童を教育す。先生歿後その徳を表彰して門弟一同百余名相謀り、榎林橋畔に「敬神石」なる碑を建てたるものなり。（同）

荒木田政吉（敬三）先生 旧幕末時代荒木田先生行脚して来り、家塾を花松に開きしが、幾年ならずして、榎林に転居、村塾を開きたり。先生故ありてや生国及本名を明かさずと云ふ。（同）明治五年学制發布の際、小学校教員たるべきをつよく勧められたるも、老年の故を次つて応ぜず。（同）

●花松村塾 旧幕末時代荒木田先生行脚シテ来り家塾ヲ同村ニ開キシが、幾年ナラズシテ榎林ニ転居村塾ヲ開キタリ。（花松小沿革誌）

これらの記録によると荒木田政吉はじめ花松にて塾を開催し、数年後榎林にて再び塾を開き、そのまゝ榎林に定住したもよう、その子孫が榎林で生活が続けている。

●野崎村塾 旧幕末時代に大字野崎富田与四郎氏家塾ヲ開キ子弟ヲ教育スルコト数年ナリトイウ。（同）

その他、『青森県教育史』によると

●明治初年頃、現在の坪部落の中央に当る四〇坪ばかりの建物があり、ここに寺の和尚が来て十数名の子弟に読書、算盤を指導した。和尚は毎日指導するとは限らず、半ば自学的な教場であった。生徒は数日来て去る者もあり、二、三年継続する者もあったが、女子は終始一名もおらなかった。

●二ッ森村塾 旧幕末時代宮沢仁左エ門（金之亟氏の父）家塾を開き、子弟を教育すること数年、歿後子弟相謀り碑を建て其の徳を表彰せり（郷土誌）

●天間館村塾 維新前沢田勇司氏（現主和吉）家塾を開き、拾数年間は村童を教育せり（郷土誌）

第二節 明治の教育

（一）文部省の設置と教育方針

明治四年七月一四日、明治政府に文部省が創設された。文部省は「全国の人民を教育し其道を得せしむる」ことを基本的任務とした。

明治五年、学制が發布され、学校が設置され、学校教育がはじまることになる。「自今次後一般の人民華土族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」よう、国民皆学、教育の機会均等により、国家の富強安康をめざすものであった。

明治の教育は前期（一九年頃まで）は紆余曲折はありながらも教育制度の発足の時代、後期は確立の時代とみ

なすこともできよう。

(二) 学制発布による学校設置の計画

学制制定後の学校設置計画は、学区制を採用し、各学区毎に一つの学校を設置しようとしていた。先ず全国を八大学区にわけ(のち七大学区に変更し、青森に大学ができないことになる)一中学区に二二〇の小学区をおき、各小学区に小学校を一校置くように計画した。然し実際にはそのようにもいかず、原野曠漠人烟稀疏にして相距る多くは三四里という実情から「御規則通りには設立難相成」いで、当地方北郡(現在の上北・下北郡)には、七戸、野辺地・三本木・田名部・大畑・川内・大間の七校が誕生している。このように実際のはじめての学校は六年三月以降に誕生するのである。

但し、七戸小学校は『青森県近代史年表』によれば、明治五年八月一日創立となっている。

なお、この当時は、野辺地小学校の記録によれば、旧代官所を「仮校舍ニ充テル第十六中学区野辺地小学校ト

明治六年設立公立小学校一覽(上北地方のみ)

中 学 区	公立小学校	教 員	生 徒	小学校扶助委託金	校 舎
第十六番中学区 (99小学校)	七戸 野辺地 三本木	五 七 三	二〇〇 二〇〇 一五〇	八〇円 八〇 六〇	旧城内建物 旧代官所 澄月寺
計	二四校	九四	三、五五〇	一、八二〇	

称し、小学校といわず小学と称していた。

(六年十二月文部省への開申分)



榎林小学校

(三) 村内小学校の誕生

以上のような背景の中にあつて、本村の小学校の創立について、何時どのようなに創立され、変つていったか、各小学校の記録によりながら順を追つて記し、その中から明治の教育の一部を記してみたい。

(1) 榎林小学校

天間林村で最も早く創立された小学校である。明六・九・一六 榎林小学校として明六・九・一六 榎林小学校として創立民家を転々借用し、寺小屋風の教授をなす。

明一〇・八 家の後一、榎林源治氏宅三畝借用、古材にて校舎建築

明一八・五 花松小と合併、附田白川月畑一反歩借地校舎新築。やゝ、完全の校舎となる。

明二〇・一 教育令改正の結果、簡易小学校と改称す。

明二一・四 再び尋常小学校に変更す

明二五・五 花松小学校と分離

明三一・六 校舎新築

明三四・四 二学級

明四〇・四 修業年限二ヶ年の高等科を併置、榎林尋常高等小学校と称す。

明四一・四 尋常科六ヶ年、高等科二ヶ年

明四二・四 三学級編成となり中村儀三治氏宅の一間を借用する。

また、『沿革誌』によると

一、明治六年九月本校創立ノ時ハ榎林小学校ト称ス。明治五年七月勅令第二百十四号ニテ頒布セラレシ学制ニヨリ下等小学校ヲ教授セリ。

下等小学校ハ児童六年ヨリ九年マデ四ヶ年ニシテ毎級六ヶ月間ニテ進級セシメタリ。即下級八級ヨク順次進ンデ一級ニ至ル。コレヲ四年間ニ修了セシメタリ。

学科ハ綴字、習字、カナヅカイ、デナライ、コトハ、コトハツカイ、会話、読本、修身、国体、書読、文法、サンヨウ算術、養生法、地理大意、物理学大意、体操、十四科目ナリシモ本校ハ変則ニヨリ習字、単語、読本、修身、書読、綴字ノ六科目ヲ教授ス。

とある。これは貴重な記録である。李沢小学校を除いては記録に見えない。進級、学習内容等については後述することとする。

(2) 坪小学校

明七 坪倉助氏、坪小学校設立に付き学資として金二円を県へ寄付

明八 坪倉助氏、坪小学校設立に付き学資として金三円を県へ寄付

明九 坪小学校開校（県学事年報による）



坪小学校



中野小学校

明一二 坪小学校を白石小学校と改める

明一〇 坪小学首座教員藤田雄次郎

明一五 坪小学校天間館小学校の分校となる

明一八 坪・中野・天間館の三小学校を併合し、天間館尋常小学校とする

明二五 坪・中野・花松・天間館小より独立して簡易小学校となる

明二八 本村学務委員に坪沢兵衛氏就職せり

明三三 白石分教場坪小学校より分離創立

明四四 新校舎落成（坪市五郎氏宅地）二学級

明四五 坪小学校明治四十四年度の就学出席率佳良につき金十円郡役所より授与される。

(3) 中野小学校

明一〇・四・三〇 創立、向中野村惣代、向中野吉太郎氏の倉庫を教室に
旧七戸藩士高田則恒氏を教員として開校

明一二 移転、中野村、苦米地隆八氏の住宅裏二階を借入して、教室とし、
寺小屋式教育を行う。

（当時の農村経済では、数多い学校を維持管理することの困難は一方



天間館小学校

ならず学校併合が与論となる)

明一八 三校併合 天間館、中野、坪の三小学校を併合、場所は現在道ノ

上町屋重雄氏宅地

明二一・一 天間館簡易小学校と改称する。

町屋翠氏、私塾を開く。

明二五・五 天間館簡易小学校通学不便のため、天間館、中野、坪の三小
学校に分離する。

中野小学校設立

明二六・一一 校舎新築

明二八・四 校舎新築

明三九・五 初代校長 相米寅次郎

学務委員 向中野徳太郎

明四一・六 分教場創立

(4) 天間館小学校

明一一・五・一 天間館尋常小学校として長下平野の民家を借り、単級で
開校創立す。



花松小学校

明一八 坪、中野と合併して三学級編成長下平野に校舎を建て、天間館小学校と称す。

明二一・一 分離して単級となる。天間館簡易小学校

明二五 天間館に移る。

明三四 二学級

明四〇・五 高等科併置し三学級編成

天間館尋常高等小学校と称す

(5) 花松小学校

明一〇 十年頃、創立年月日不詳

明二三・五・一 榎林小学校より分離し花松小学校と称す。

明四一・一二・二八 二学級

大正七年に校舎を全焼しているので資料は残らなかったようである。



李沢小学校

(6) 李沢小学校

明六・九・一六 榎林小学村創立

教科は、習字・単語・読本・修身・読み書き・

綴方の六科目であった。

明一二・九・二六

教科目の変更

教育令四〇号により、読み書き・習字・算術・

地理・歴史・修身の六科目になった。

明一八・五 花松小学校合併。ガラス窓をつけたり、

机や椅子を備えるなどようやく学校らしい体裁

を整えた。

明二〇・一・二五 榎林簡易小学校となる。教科

は、読み書き・作文・算術・習字の四科目であった。

明二一・四・一 榎林尋常小学校となる。簡易科廃

止

教科は、修身・読み書き・作文・習字・算術・

体操などの六科目であつた。

明三一・四 李沢分教室を開設。榎林小学校が狭くなり過ぎたこと、通学距離が遠過ぎることなどの理由

明三二・四・一 分教室二ツ森に移転、二ツ森分教場とした。通学区域は、二ツ森・貝塚・赤川・李沢・甲田の五部落。

明三四 小学校令改正。尋常科の教科を修身・国語・算術の三科目とした。ただし国語には読方・書方・綴方を含むものであつた。

明四一・七・一 李沢派出所創設 尋常科は義務制となり年限六ヶ年となつた。また高等科は修業年限二年制をおいた。李沢倉松氏の一室を借用。

明四四・四・一 分教場となる。

昭四・四・一 榎林尋常高等小学校より独立し、天間林村立李沢尋常小学校となる。

(7) 二ツ森小学校

明三二・四・一 李沢分教場を二ツ森に移し、二ツ森分教場と改称。野田頭文作氏の家屋を一部使用。

二ツ森・貝塚・赤川・甲田・李沢の五部落が通学区域であつた。

大四・六・一九 二ツ森尋常小学校と改称する。



二ツ森小学校



白石小学校

(8) 白石小学校

明一二 白石に私塾開設

明二六 白石に寺小屋式の私立学校開設される。

明三一 私塾中絶。

明三三・七・一七 白石分教場開校。白石春松氏宅の一部を校舎にあてて。

初代教員 和田藤治郎氏

明三五 分教場移転

明三七 本村学務委員 漆沢吉太郎氏

大一〇・四・一 白石分教場より白石尋常小学校となる。



听小学校

(9) 听小学校

明四一・六・六 中野小学校分校 校舍一棟 学区 十枝内・唧・市ノ渡・底田・

古和備

大一〇 校舍新築並びに移転す

昭四・四・一 独立 天間林村立听尋常小学校

○上北鉾山小学校並びに道ノ上小学校の創立については後でふれることにする。

(四) 近代教育の展開

(1) 学資金募集の告諭と献納者褒賞

当初、小学校の経費は、まず生徒が負担し、その足りないところを学区が負担し、さらに不足するところを国が補助するという三段階方式であつたようである。県では小学校設置のための学資金募集の告諭を管内に布達している。告諭に、まず維新以来四民平等の新しい時代が到来し、「唯学ニテ才智アル者ハ農商モ貴官トナリ富人トナリ学ハシテ才智ナキ者ハ士モ賤奴トナリ負者トナル嗚呼人々学ノ勤メスンバアル可ラス」として学校教育の急務なる所以を説き、次いで学制の画期的な文教刷新を唱えている。その費用は立身・開智のための学問であるから「官ニ仰クヘカラサル論ヲ俟タス」として学校経営の受益者負担主義の立場を誤りなく伝えている。人

民皆学の立場から、すべて官費負担ということになれば全租税をもつてしても不足を来たすであろうし、また本県への小学扶助委託金は二、〇〇〇円弱にとどまっている。いま仮に本県設立の二四校に分けると一校あたり八三円余にすぎず、教員の給与さえ支障を来たす状況から、学資金募集の趣旨を相互扶助精神によると結んでいる。本県の

明治六年中の学資金献納者 四二六名

学資金総額 一万九二一円五七錢五厘

明治七年中の学資金献納者 二一九二名

学資金総額 一万二三五二円二六錢である。

本村では坪学区の坪倉助氏が明治七年に坪小学校設立に付き学資として金二円を、明治八年に三円を県へ寄付しているのが、坪小学校の記録に残っている。

これに対し、県では献納金の多寡に因って五段階で褒賞している。

明治六年 明治七年

1 銀盃三ツ組 (二百円献納者) 一名

2 銀盃一個 (百円以上献納者) 二四名 二七名

3 木盃三ツ組 (七十円以上献納者) 一二名 四名

4 木盃一個 (十円以上献納者) 一八七名 一八一名

5 褒 置 (十円未満献納者) 二〇二名 二〇八〇名

(2) 授業料

前述のように学校経費の一部として授業料（当時の記録によると授業料を納入すべきであったが、本県の実情は〇・八%を占めるに過ぎなかった。はじめ五〇銭ということだったが、納められる者が少なかつたことから六銭、三銭程度がその実情であつたようである。記録によると、野辺地三・〇〇一・〇銭、七戸六・五〇一・〇銭、三本木一・〇銭となつてゐる。

なお、明治三三年には義務制がしかれ、授業料は廃止となった。

(3) 明治初期の学習内容

榎林小の記録によれば、学科は綴字カタジカイ・習字シジ・単語コトハ・会話コトバクワイ・読本・修身・国体・書読・文法・算術・養生法・地理大意・物理学大意・体操の十四科目とあるが、これは学制の規定した学科とほぼ同じである。榎林ではこれを
 変則によつて習字・単語・読本・修身・書読・綴字の六科目を教授している。

明治一〇年小学校教則が成立し、教科も再び訂正されたがそれでもなお地方の実状にそぐわぬため、更に一ヶ月後の一〇年三月に村落教則が布達された。それによると

一此ノ教則ハ村落ノ童子農隙ニ於テ學習スベキ爲メ簡易ノ法ヲ用ヒ極メテ小部ノ書ニヨリ全備ノ知識ヲ得セシメ
ンコトヲ目的トナシ定メタル者ナリ」であつた。このことは、小学教則は教則採用実施が困難な農山漁村の村落
地域における學業向上をめざし、県民の民度、生活實態に即応しようとしてとられた教育方策の一つであつた。

教科は、読学・書取・問答・口授・算術・習字・体操であつた。

このように、村落地域の実情に即応しようとして制定した村落小学教則でさえもなおその実施は不可能だったとしてある。読本は読めても近隣の人名、村名すら書くことができない状況だったのである。こうして一二年にはより簡単な簡易小学教則の制定へ進まざるを得なかった。ただしこの内容は小学生が一・二年で大半が退学している実情から、四年で卒業する者を二年で卒業を認めようという大胆なものだった。教科も読物・書取・習字・算術・口授の五科目と少なくなっている。

然し、この教則も一二年になると尋常小学教則への布達と変つていく。これは十級五年制をとっている。これも一五年には廃止している。

(4) 進級制度

学制下の本県進級制度は九年に布達されている。試験の結果、優秀な者には褒賞として書籍または筆墨紙を与えて奨学の方策としたようである。学業の修了認定にあたっては一級ごとに試験を行ない。これに合格しない者は進級を認めていない。これを規定したのが、試業規則十一ヶ条である。試業は(一)小試業、(二)定期試業、(三)大試業の三種に区別される。

(一)小試業——月末毎に実施して級内の生徒の席次を昇降するもの。

(二)定期試業——一級毎の終りに実施して試業の結果を甲科、乙科、丙科、劣科、落第の五等に分け、甲、乙、丙科には進級を許し、劣科の者は「平生ノ点数ヲ熟考シ然後進級ヲ許シ」落第の者は、「元級ニ置ク」もので

あつた。

毎年六月と一二月の二回行われた。

(三)大試業——下等小学および上等小学卒業の時に実施するもの。

何れの試験も小学教師が行つたが、定期試業は区戸長、大試業の場合は師範校訓導の臨席のもとに行われた。また、父母等が望めば何時でも参観できる公開制でもあつた。

(5) 学務委員

明治一二年、学制にかかわり教育令が布達され、学区取締制度が学務委員制度になる。これは幾度かの改正を経ながら現在の教育委員会制度につながるとみてよい。

はじめは町村民の選挙により各町から一名ずつ選出されていた。

学務委員の心得は(1)就学のこと、(2)学校設置及廃止のこと、(3)学校保護のこと、(4)教則編成のこと、(5)校則のこと、(6)教員関係のこと、(7)学校建築のこと、(8)学令簿のこと、(9)学事年報のこと、(10)数町村連合会学務弁理のことなどであつた。

その後度々改正されているが、明治一七年廃止となり戸長がその職務を管理することとなる。当時は、県知事―部長―学務係―学務委員―教員の指揮系列であつた。明治二三年になり、再び戸長に代り、学務委員が設置され長く継続される。坪小学校の記録によれば

明二八年 坪 佐次兵衛氏 明治三四年 坪 長松氏

明三十七年 漆戸吉太郎氏

明四十二年 坪 勝太郎氏

大二年 坪 吉兵衛氏

大九年 上野重之助氏

中野小の記録によると

明三十九年 向中野徳太郎氏 となつてゐる。

任期は二年〜四年のようであつた。

(6) 郡視学

明二五年三月、県の定めた郡視学職務要項の概要によると、

第一条 郡視学の監督すべき教育事務の要項（略）

第二条 郡視学は、毎年少くとも二回以上各校を巡視すべし

第三条 郡視学は、視察の状況を郡長に報告し、意見あるときは之を具申すべし。

第四条 郡視学は、教育上の利害に関し必要ありと認めるときは、関係者に対し意見を陳ぶることを得。但し

重要な事件に関しては、予め郡長に具申し指揮を受くべし。

郡視学が郡内各校に巡回視察し、指導監督する制度は大正の末、廃止されるまで続いた。

(7) 首座教員

学制発布後、明治一四年まではまだ校長はおかれず、首座教員がその職務をもつていた。やがてそれが教員長と改称され、明治一四年職員の名称が校長・訓導等と定められた。

(8) 義務教育年限

明治五年の学制には「尋常小学を分けて上下等とす。この下等は男女共必ず卒業すべきものとす」とあった。保護者がその子弟を就学させる義務が確立されたのは明治十九年の小学校令からであった。義務教育の年限は四年と定められていたが、一時三年でもよいとされていた。然し、三年の新小学校令では三年を認めず、全員四年を義務教育の年限とした。そして四一年には、四年から六年に延長され、兵役、納税とともに国民の三大義務とされるに至った。この六ヶ年は大正から昭和になり新制中学が誕生するまで続く。

明治三年の義務教育四年の年限と共に注目すべきことは、原則として公立小学校においては授業料を廃止し無償制を確立したことである。

(9) 明治の就学のように

当時の学籍簿の中に、当村の教育と当時の教育のようすが伺える。それには、士族とか平民とかの肩書きで書かれた氏名が載っている。成績は四教科が一〇段階で記され、操行のみが甲乙丙で評価されている。出席日数は二二九日もあった。明治二九年前後生れの女子の部をみると、明治も後半とは言え、「百姓に学問なんていらない」という考えも強かったろうし、特に女子はそうだったようで、四五人載っている名簿のうち、名前だけのものが三十四人という。そのほかの人も一年か二年在学だし、六十日、七十日の欠席はざらである。備考欄には「四十年度欠席多キタメ未修了」あるいは「三十九年度、無出席ノタメ未修了」とある。それを裏付けるように、卒業者数が二六年度から順に一、七、七、四、三、五、十二名……という具合であり、明治四五年度の入学者が四

○名なのにその数年後の卒業生がやはり二〇名前後である。

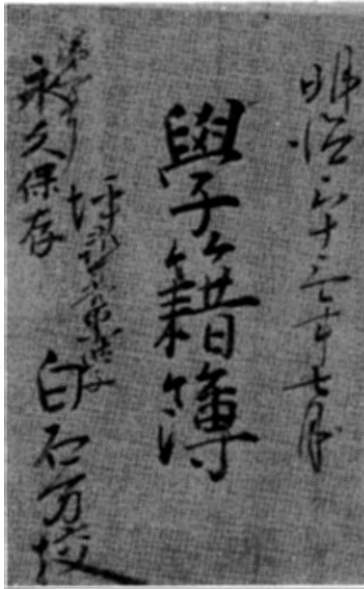
「特別教授により卒業認定」というのがある。女子に多い。つまり就学日数が少ないが小学校卒業を認めざるを得なかったものが多かったのだらう。

李沢勝見氏は当時の就学のような次のように回想しておられる。

「学校は、今のように独立した建て物ではなく民家でした……………入学の日あや（父）から買ってもらった本を大きなふろしきに包み、片たすきに背負い、たっぱ（母）に連れられてはりきって行っただけでしたが、おおよそ学校らしくない建物（四間に五間位の平家の家）に少しがっかりしたことを覚えています。

運動場は李沢さん畑で、現在の木村ふじえさんの家が建っているあたり約二畝（六〇坪）ほどの広さをつかっていたように思います。遊びは今の子どもたちのように種類が多いわけではなく、縄とびとブランコが主なものでした。また近くに雑木林が多かったので、休み時間や休みの日などには、あけびとり、栗拾いなどに夢中でした。時には勉強の時間に遅れて、奥さん先生にずい分叱られたものでした。

高田キセ先生はきびしい方でしたが、ひとりひとりの子どものことをよく考えて教える立派な先生でした。



(10) 郷土の教育者

和田藤治郎は白石小学校創立から三七年間白石の人となつて白石を育てたことは特筆すべきことであろう。

和田藤治郎は七戸町蒼前の和田藤右エ門の二男として生まれ、同町の瑞龍寺住職に師事し幅広い教養と蘊蓄を身に修め、一八才の若年をもつて白石小に迎えられたのである。氏は詩歌の道にも勝れ、時にふれ折にふれ詠まれた詩歌俳句等は数百にもものぼるといわれている。また部落に紛争が起きた時は相談役に入り、円満解決に努力したとのことである。杉山助左エ門氏は和田藤治郎を次のように回想しておられる。

「朝の会という名称で、修身の時間の前に廊下の前に整列して私の書いた作文を元にしたものを朗読しました。

『我々は、毎朝、朝の会に於てお互いの行いを直すことを誓います。』

『学校にあつては、先生の教えを守り良い生徒にならなくてはなりません。』

『家においては、親の言い付けを守り親孝行をしなければなりません。』

この会は、和田先生時代ずっと続けられたので礼儀作法は勿論のことその外生徒の言葉がよいので青森県中は申すに及ばず他県の方々にまで褒められました。

奥様の出身地は上北郡百石町で、連れは以合うという諺通りお似合いの御夫婦でした。人柄が良く、婦人や子ども達に礼儀作法や裁縫を教えて下さいました。」

第三節 大正の教育

(一) 大正期における教育の概要

(1) 凶作の頃の教育

大正二年本県を襲った凶作は未曾有のものであった。氣候不順、早冷のためであり、本県産米実収は平年の二分作に過ぎぬひどさであった。損害額は千五百万円で天明の飢饉に次ぐものとされている。

事実、凶作で生活困窮した戸数三七、五〇〇余戸に達し総戸数の三分の一を越え、北海道やサガレン、ウラジオストックに出稼ぎするもの二五、〇〇〇人に近く、栄養不足で死亡したものは大正三年一月から一〇月までの十ヶ月間に二、二〇〇人を越すというありさまであった。

この大凶作は教育にも大きな影響を与える事となった。学級、学校の併合、廃止や二部授業の実施、午前授業や臨時休校の措置、果ては生活費を補うための生産作業の採用、教員俸給支払延滞等である。

凶作により欠席のおそれのある児童には適切な生産作業をさせ一般生活の資に充てると同時に、自分の学用品を買う際の用にあてさせた。そのため、マニラ麻織の伝習をし、学校に於て一定の時間従事させる他、家庭でも行わせるようにしたり、りんごの袋貼りを奨励するために原料を購入し、糊を与え、できた製品は学校で買い上げて売ってやつたりした。その収入は一日一銭から多いので五銭であった。

大正二年一二月の実施校は、わら細工九五校、マニラ麻紡二二校、りんご袋貼一八校、海草採取五校、製綱一

校、状袋一校、計一二四校におよんでいた。

大正三年一月には全く俸給支払いの停滞町村が四一にも達している。上北郡では七町村、教員八〇名分一一〇三円で西郡、三戸郡に次いで三番目に多くなっている。

(2) 大正初期の児童心得

大正元年九月一日榎林小学校宮沢剛克校長は校則を定めた。(1)校務分掌 (2)児童管理 (3)児童心得 (4)教授細目 (5)時間割 (6)衛生 (7)儀式等々、三三項目である。

ここでは(3)の児童心得の一部をのせてみたい。

三 児童心得

第一条 児童ニハ常ニ右ノ事ヲ守ラシムルベシ

一、身体ヲ清潔ニシ衣服ヲ正シク着ルベキコト

二、正シキ言語ヲ使用シ方言訛言ヲサクルコト

三、卑シキ歌ヲ歌フベカラザルコト

四、教師、親戚、朋友及目上ノ人ニ遇ヒタルトキハ相当ノ敬礼ヲナスベキコト

五、途中ニテ菓子其ノ他ノ物ヲ食スベカラザルコト

六、危険ナルコト賭博ニ類スル遊戲ヲナスベカラザルコト

七、社寺ヲ汚損シ又ハ草木等ヲ害スベカラザルコト

八、公私ノ建物ヲ汚損シ又ハ樂書ヲナスベカラザルコト

(3) 諸研究会

大正期の教育会は、維新の開国期について西洋教育思想の輸入時代でもあった。

先ずルソー、ペスタロッチの教育思想から、二〇世紀は児童の世紀であると提唱したエレンケイの児童中心主義の教育観等がある。また国内では、篠原助市の「批判的教育学」長田新の「文化教育学」等が全国を駆けめぐった。大正九年には全人教育、劳作教育、個性尊重の教育を唱えた自由主義新教育指導者小厚芳国が、成城小学校の児童を伴って本県にきたりした。野辺地小学校では奈良女子高等師範学校の流れを汲む自律創造教育の実践研究がなされた。

本村では李沢小学校の記録によると、明治四五五年の五月九日に教育研究会を開催している。

主任ニッ森松三郎先生が修身科の研究授業を行ない、本校、ニッ森教場合同の研究会を催した。これが下通りの研究会のはじめである、といっている。

大正二年五月一六日 村学事会開催

本分教場で天間林村学事会を開催。郡視学島脇徳松氏村長星太郎氏ほか村内の先生方多数参集。

大正三年六月二四日 研究会開催

天間林村教育研究会を開催。村長漆戸潔はじめ村内の先生方全員参加。

本郡のみならず本県の大教育者であり、哲学者であり政治家であつた森田重次郎氏は、天小時代（大五〜九）の思い出として

「当時天間館小学校は五学級で郡下でも中位の地位にあつたのでした。同職の先生方は東野岩次郎氏、相崎謙吾氏、向中野則光氏（後の村長）秋元三蔵氏等々でした。

当時は血氣盛りの時で何か新機軸を出そうということになり明石校の及川氏の創始にかかる全団式教育を実施し、柏崎氏、東野氏の学級を中心に研究会を開催しりして好評であつたことを覚えてゐる。」

と記している。

(4) 通学のようにす

大正の頃には本村も十和田市あたりもそんなに違いがないと思うので、或る程度まとまっているように思われる、『十和田市史』のものを引用してみよう。

各地域の古老の語るところを総合すれば、概ね明治三十年から大正にかけてのようすを知ることができる。

まず服装についていえば、大正末期までは学生服などではなく、大方は筒袖または袖口の広い着物に股引きというところであつた。儀式や修学旅行などの際には、緋の着物に羽織袴を着用した。かぶりものは赤ケツトにタコボッチという顔だけ出るようになっていた帽子をはじめ、学生帽もあり、女子はふろしき様のものをたたんでかぶつた。履き物は、普通の草履のほか結び草履を履いたが、盆には新しい下駄を買ってもらふことが多かった。よそ行きには麻裏草履なども用いられたし足駄もあつた。ワラジは通学にははかなかつたようである。冬はワラ

卒業證書

青森縣

向中野フシノ
大正二年七月廿五

尋常小學校ノ教科
卒業セシコトヲ
證ス

大正十五年三月廿九日

青森縣花館香齋林樹堂

中野尋常小學校長向中野定男

第三五一號

グツやツマゴをはいたが、学校ではそれらの扱いに苦労したようである。ゴム靴は多少の地域差はあったが、概ね大正八年前後からはきはじめられ、同一四年にはゴム短靴が大方であった。

次に学習道具であるが、教科書は、明治初期、中期、末期と改訂されたが、入学当初は読方の本一冊と、石盤または紙石盤に、石筆、石盤ふきぐらいで、掛図を用いた授業が多かった。算術の教科書は、一、二年では使用しなかった。大正近くなつて一年生から書方が課せられるようになり、手本・硯・墨・筆が必要になつたが硯は重くしかも欠ける心配があつたため、学校の机の中においた。鉛筆やノートは三・四年頃から使用した。道具はウチガイに入れたりふろしきに包んで背負つて歩いた。図画は明治二十年代までは毛筆画であつたが、三十年代には水彩画になり、筆洗、菊皿等の容器が用いられるようになった。クレヨン画は大正末期に入つてきた。

教室のようすも今と大分ちがつていた。机や椅子も二人用が普通で、暖房は明治時代は大火鉢に炭火、大正になつて薪ストーブ

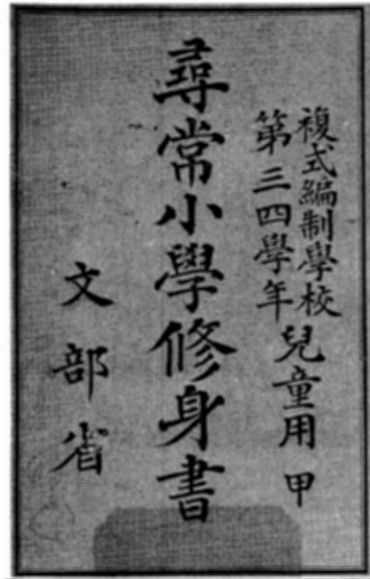
が用いられるようになった。教室の前方正面には、黒板・教壇・教卓等教師の域ともいふべき所があつて、そのあたりに鞭がおかれていた。それは掛図や黒板をさすためのものではあつたが、時には児童をいましめる役にも用いられた。唱歌指導に用いるオルガンは、明治三十年代から大正のはじめにかけて教室に姿を見せるようになった。

最後に遊びについてであるが、学校内では禁止された遊びもあつたと思うが、男子は国とり・相撲・鬼ごっこ・陣取り・パンパンうち・ハンマまわし・コウガイウチ等、女子はお手玉・あやとりなどをして遊んだ。遊びに入るには、いささかためらいも感ずるが、何処でも古老の話題にのぼるものに山学校があつた。弁当を持ち道具を背負つて家はあるが、ボスや仲間と山へ行つては遊びくらし、下校時には何くわぬ顔で帰宅するというのがそれであつた。二週間もすればわかれたというが、スリルに富んだ楽しいものであつたらしい。

(5) 修学旅行のはしり (天間館小学校)

大正末期の頃、青森市に戦艦「むつ」が入港し、それを見学に出かけた。高学年が中心の団体だが、それから恐山見学をしたり、青森市見学をするなどのいわゆる修学旅行が行われるようになった。

中野小卒業生の町屋利夫氏 (元中野小学校長) も思い出のなかに、紺の着物に袴をつけて戦艦「むつ」を見学したこと、青森までの修学旅行等々と記録している。



第四節 昭和の教育

(一) 戦前の教育

戦前の教育は、第一次大戦を契機に資本主義の目ざましい発展と共に、国際的地位も高まってきた我が国の教育界でも、諸外国からの教育思潮の影響を受けて、自律補導の教育・労作教育・合科教授法など、いわゆる大正新教育が花開き、それが守り続けられていたが、満州事変、支那事変と続くかたわら、教育もまた戦時色を強くし、軍国主義・全体主義・超国家主義へとエスカレートしていった。続いて太平洋戦争の勃発によって軍国主義教育一色に塗りつぶされていったのである。

(1) 白浜末吉氏の教育

大正の余波は各地に新教育の実践化を促しているが、天間館小学校でも立派な実践教育を残している。当時（昭和九年頃）学校長であった白浜末吉氏は天間に教育のユートピアを画いて全身全霊を農業重視の労作教育に打ちこんだ。氏は哲学者であり然も偉大な愛育者でもあった。何事も納得のいくまで追求し、毎日のようにカント、ペスタロッチを論じ、理論から実践へと多くの人々を導いた。元七戸小学校長であった沼崎栄一氏は白浜教育をつぎのように回想している。



白浜末吉氏（中央）とその教え子達

古色蒼然たる校舎の西側の窓辺には、色とりどりの綺麗な草花があり、すぐ隣りの果樹園には林檎の実もはや色づいていた。点在する家畜舎の方から鶏やキャンベルの声が聞える。その一棟に入つて見ると数十匹の兎がいる。豚の親子もいる。師弟共々嬉々として作業に余念がない。

共同区、個人区に整然と区別された農場では高等科生が除草・追肥にいそがしい。かと思うと池の鯉に餌をやつてゐる子もあれば養蜂の採碼をしている子もいる。全校あげて、燃えるような目つきで作業に取り組んでいるさなか、校庭の一隅では、すでに搾乳を終えた山羊が悠然と牧草にねころんでいる。静・動入りまじつた一新面にも、この教育に対するしゃく熱の追求心と、たくましい実践力が秘められていた。

研究に実践にあけくれるこの学園には、夏休みも冬休みもなかった。夏休みはキャンプ・登山・林間学校等多彩な行事が計画され、冬休みは生き物の世話や、青年団活動等

で多忙をきわめた。休みがなくても一日一日に充実感を覚えたまらなく楽しかった。

天間教育の反響は意外な程大きかったとみえ、県内はもとより、他県からも参観者が絶えなかった。その方々のため、労作学習なるものを度々公開した事を記憶している。県知事・学務部長・県視学・文部省視学官の視察があり、その都度、賞賛と激励の言葉を受け、我々の意気、まさに天をつくの感さえあった。

(2) ニッ森貝塚保存会の設立

昭和六年にニッ森貝塚を永久に保存する目的で遺跡保存会が設立された。森田金蔵氏によれば、設立の経緯は次のようなものであった。

私達は幼少時代より脚下に埋没存在せる白骨、魚貝類及鹿、いのしし等の獣骨並に先住民族の人骨及生活器具即ち石斧など見られ榎林平及天間平に残存せる先民族の居住せる竪穴等を探見し非常なる興味をもっておりました。幸い去る昭和六年の凶作救済事業としての貝塚の貝がらを道路に敷設することになり、青年団員を動員して作業することになりました。そのためにたくさんさんの遺跡物品を発掘してニッ森小学校に遺跡保存会を設立し、永久に保存することになり、この会長には校長があたることを遺跡保存会の規約にもうけ、当時の小学校長石原敬輔氏を会長とし、書記長には向中野秀男氏に委託し、設立委員長には森田金蔵、委員には附田又次郎、附田宇八、貝塚仁太郎、貝塚滝三郎氏の組織によって発足した。

(3) 郷土教育の振興

教育の地方化・実際化の方針が県から打出されると、その具体的方策として、郷土教育が盛んになってきた。

昭和五年に青森県師範学校に郷土室が設けられ、同年、中道等の『郷土読本』が発刊されたが、七年七月から各地区で、郷土教育講習会が開催された。

県は各学校に対し、「郷土誌」を公簿として備付けることを指示している。

坪尋常小学校には大正五年に既に当時の校長照井寿雄氏による『郷土誌』が編纂されていた。然もこれは榎林尋常小学校のものを参考にしたとあるから、榎林尋常高等小学校には当時の校長宮沢剛克氏編纂の『郷土誌』があったわけである。

坪尋常小学校の『郷土誌』の目次をみると

第一編 自然界

第一章 郷土の形勢

第二章 気象

第三章 動植鉱物

第三編 人文界

第一章 人口

第二章 教化

第一節 神社

第二節 寺院

第三節 学校施設及沿革

第四節 青年会

第五節 夜学会

第三章 郷土の沿革

第四章 官公署

第五章 風俗習慣

第六章 村是条例規約

第七章 経済

第八章 郷土の公経済

となっていて、榎林尋常高等小学校で大正元年一〇月一〇日編纂の『郷土誌』と全く同じである。また、『十和田史』による、『大不動郷土誌』の目次も大体において同じである。このことから考えると、明治の末期に郡衙あたりからこれらの要領で郷土誌を編纂するよう要請があったものと思われる。

(4) 不況下の教育

凶作・不況と続いた昭和の初期は、世界的恐慌と相まって飯米にも窮する農民が続出し、いわゆる欠食児童が次第にふえ、それによる欠席者もまた数を増した。特に冷害多発の上北地方については、昭和八年欠食児童数が

県全体の一割強四百九六名に及び、一一年には二、五四九名と増加の一端をたどるばかりであったため、各町村ではこれが対象として学校給食を実施するに至った。坪小学校の記録によると、昭和六年、凶作のため昼食を持つてこれない欠食児童が多くて、三学期は午前授業をし、昭和七年には、貧困による欠食児童を対象に学校給食を始め、昭和八年にも貧困による欠食児童に給食を実施している。この時は一食四銭となっている。昭和九年には、貧困による欠食児童のため給食を実施しているが、校長夫人が準備をして図書室に児童を集めて食事をさせている。献立はごはん塩漬、ごはん味噌大根等であった。この給食は昭和一〇年まで記録されている。

白石小の記録をみると、昭和八年に、貧困、欠食児童に給食を実施。（一食四銭）とある。

これは、昭和七年、「学校給食臨時施設方法」及び、「学校給食実施要領」に基づいて、学校給食がなされた。給食内容のごはん、塩漬をみると、当時の一般家庭の食生活にそなわせた場合、上記の献立は豪華ともいふべき内容のものであった。

その後、昭和一二年に「給食恒久策研究指定校」が設けられ、費用の一部を県が補助している。上北地方においては、城内小、甲地小、天間館小、榎林小、七戸小、大浦小、上野小、法奥小、百石小、三本木小、藤坂小、大不動小等が指定をうけているが、詳しいことは不明である。

(5) 戦時体制の確立

昭和一〇年四月、それまで併立の形になっていた実業補習学校と青年訓練所が統合されて、新たに青年学校が誕生すると、本来実業教育・補習教育・軍事教育機能的性格を有していただけに、時局の進展につれ、ますます

その教練科が重要視されるに至り、次第に超国家主義・軍国主義的思想が教育界をも支配するようになった。

昭和一二年七月七日支那事変勃発を機に、国民生活はすべて戦時体制となった。先ず同年一〇月、国民精神総動員運動として、官民合同の大国民運動が展開されたが、これがわが国戦時体制確立の出発点となった。

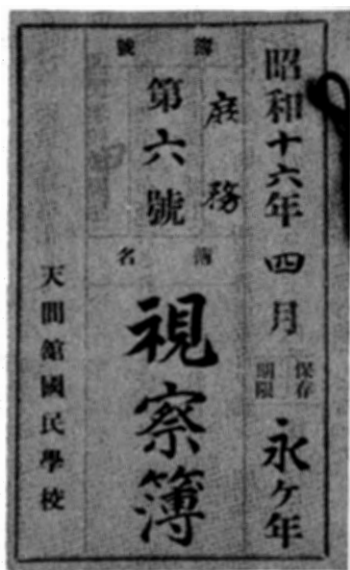
生活様式は、新調の見合せ、贈答の廃止、服装の質素、宴会の制限等国民の実践事項として公示された。さらに副次的事項として集団行動の規律化、儀礼の改善、酒煙草の節制、体位の向上、物資の節約など細々と指示された。

教育面においても融和教育の徹底、ラジオ体操の普及時間の励行、小学校における勤労奉仕、格技教育の実施、平常日の映画演劇観覧の禁止、修学旅行の制限など皇国民練成と戦時体制はいよいよ強化された。

昭和一五年、皇紀二、六〇〇年を迎えると、紀元を皇紀、国を皇国、国民を皇国民、国軍を皇軍、戦争を聖戦と呼び、天皇を神格化していった。

(6) 国民学校の誕生

明治一九年公布施行された小学校令は、昭和一六年三月、国民学校令の公布によって改正されることとなったが、国民学校の誕生によって国民教育は名実ともに一新されることとなった。国民学校は第一条にあるように、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的練成ヲナス」とあり、基礎的な教育を行なう場として位置づけられたのである。主な内容は、国民学校の課程を初等科六年、高等科二年、教科は、国民科、理科、体育、音楽科、実業科（高等科）となった。



一方、教育の方法も

(1) 単なる知識の教授に終る方法を批判し、心身一体としての教育をなすべきである。

(2) このため、教授、訓練、養護の分離をさけて、国民としての統一した人格を育成すべきである。

(3) 学校で行なわれる儀式、学校行事の教育的意義を重んじ、これを教科と合わせて一体とし、学校全体を国民の練成の道場となるように経営しなければならない。

(4) 学校と家庭と社会とが一体となって互いに連絡して児童の教育を全うする方法をたてる。

と、されたが、戦況が次第にきびしくなるにつれて、団体訓練が重視され、従来の教授学校から練成学校となってきた。

(7) 戦時下の教育

昭和一六年一二月八日、大東亜戦争（太平洋戦争）に突入するや、学校においても必勝の信念を涵養する教育が必要とされてきた。翌一七年一月一日、これまで実施してきた興亜奉公日を廃し、新たに大詔奉戴日を設け、毎月八日、神社の奉拝並びに清掃、各種勤労作業等一段と奉仕活動を強化することとなった。

村の神社にも毎月一回は参拝し、宮城遙拝、宣戦の詔書奉読を行ない、また清掃作業、遺家族への援助活動等を

少年団、青年団はいうに及ばず、町、村をあげ、大政翼賛のもとに、これらを強力に実施した。

少年団は学校長を団長にこれを結成した。各少年団は戦死者墓地の清掃、神社の清掃、出征家族への援助活動などを行って、学校教育と不離一体となって国防国家体制の一翼をになった。

食糧難、物資欠乏の深刻化する中で、連日のように応召兵の見送り、銃後の奉仕活動等の集団作業が奨励された。それは一つには戦時下の実践的精神教育の一方法でもあった。一五年、小学校高等科児童の勤労奉仕に関する通達が出された。応召家族や戦死者家族への農作業の手伝いのこと、食糧増産のためには必要によつて三〇日以内の授業振り替えを認めることなどが示され、勤労教育が正課に準じて扱われるようになった。

空地はすべて南瓜や馬鈴薯づくりに当てられ、校庭の一部も学校農園のため掘り起こされた。こうして、学校の耕作、堆肥づくり、落穂拾い、芋虫取り、松根掘り、学校林の下刈り等、授業というよりはむしろ作業の日が続いた。

更に、軍事訓練と勤労働員が徹底し、学校が兵舎の一部化していく中で、戦局利あらず、遂に二〇年、破局を迎えるに至る。

戦時中の思い出を、李沢小の昭和一六年度卒業、木村竜雄氏は「日の丸の鉢巻きに武運長久のたすきをかけた出征兵士を、上級生の軍楽隊と校長先生を先頭に、部落の人々は乙供駅まで見送る。

考えていると、私たちの小学校時代は、物資不足で恵まれない戦時体制下であった。工作の時間にはわらじづくりをしてそれをはいて過ごしたことを思い出す。六年になって大東亜戦争に突入するや、物資不足が一層深刻

になったばかりでなく、農家でさえ米の御飯を喰うことが出来ない時代となった。そして『欲しがりません勝つまでは』の耐乏生活の中で、子守りをしながらの勉強であった。まるで教室も廊下も保育所同様であった。』

また、坪小学校の昭和二十年卒業、佐々木光子氏は、「来る日も来る日も、小さな手に日の丸の小旗を持って出征兵士を送って遠い道のりを歩いたり、戦死をなさった方々を出迎えたりなどで学習も思いのままにならなかった時代ではありました」。

とそれぞれ苦しかった時代をふり返っている。

(8) 高森鉦山分教場と上北鉦山分教場の誕生と廃校

日華事変の拡大に伴い全国的に鉦山の開発が進められたが、高森鉦山、上北鉦山も規模が大きくなり、従業員も増えてきた。従ってその子弟も次第に増え、それぞれ分教場が誕生した。高森分教場は坪小学校の分教場として、昭和一五年に生まれ、上北鉦山分教場は白石小学校の分教場として、昭和一四年に誕生した。

然し、高森分教場は昭和一九年四月より、上北鉦山国民学校に統合された。

上北鉦山（日本鉦業KK上北鉦業所）は戦中、戦後を通じて大いに国の役にたったが、昭和三〇年代を境に急激に業績が落ち、遂に廃鉦となる。上北鉦山小・中も会社と同じ運命を辿り、昭和四六年一〇月一五日廃校となつてしまった。